予算特別委員会日程

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
３月１日（金） １０：００～ 議　会　室	①平成３１年度宮代町一般会計予算（審議１日目）（質疑） ・企画財政課 ・議会事務局 ・会計室 ・税務課
３月５日（火） １０：００～	①現地視察（総務文教委員会・福祉産業委員会）
３月６日（水） １０：００～ 議　会　室	①平成３１年度宮代町一般会計予算（審議２日目）（質疑） ・総務課 ・町民生活課
３月８日（金） １０：００～ 議　会　室	①平成３１年度宮代町一般会計予算（審議３日目）（質疑） ・産業観光課 ・福祉課
３月１１日（月） １０：００～ 議　会　室	①平成３１年度宮代町一般会計予算（審議４日目）（質疑） ・まちづくり建設課 ・健康介護課
３月１２日（火） １０：００～ 議　会　室	①平成３１年度宮代町一般会計予算（審議５日目）（質疑・討論・採決） ・教育推進課 ・住民課

３月１９日（火） １０：００～ 議　　会　　室	①平成３１年度宮代町国民健康保険特別会計予算（質疑・討論・採決） ・住民課 ②平成３１年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算（質疑・討論・採決） ・住民課 ③平成３１年度宮代町介護保険特別会計予算（質疑・討論・採決） ・健康介護課 ④平成３１年度宮代町公共下水道事業特別会計予算（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ⑤平成３１年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ⑥平成３１年度宮代町水道事業会計予算（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

予　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一	君	丸・山妙子	君
野原洋子	君	丸藤栄一	君
山下秋夫	君	関弘秀	君
角野由紀子	君	田島正徳	君
伊草弘之	君	合川泰治	君
金子正志	君	小河原正	君

（議長　中野松夫　君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之 君	企画財政課長	栗原聡 君
企画財政課副課長	野口幹雄 君	企画財政課主幹	押田昭浩 君
企画財政課主幹	榎本恭一 君	財政担当主査	青柳誠 君
情報担当主査	富永貴雄 君	管財担当主査	髙澤学 君
対話のまちづくり推進担当主査	小川雅也 君	会計管理者兼会計室長	瀧口郁生 君
会計担当主査	加藤智浩 君	税務課長	石塚孝信 君
税務課副課長	金子諭 君	税務課主幹	星野靖史 君
税務課主幹	小島晃 君	資産税担当主査	清水頼孝 君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原淳
主任	岡村恵美子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　おはようございます。

予算特別委員会委員長**九**山でございます。

本日、３月１日から３月19日までのうち７日間にわたり、予算特別委員会及び常任委員会が開催されるわけでございますが、何とぞ円滑な運営にご協力よろしくお願いいたします。

審議の日程につきましては、事前に配付いたしました資料のとおりです。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は12名であります。

これより予算特別委員会を開会いたします。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

委員の皆様のご協力をいただきまして、委員会が慎重かつ効率的な運営が図られますよう特段のご配慮をお願いいたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第２９号の審査（企画財政課・議会事務局・会計室・税務課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第29号　平成31年度宮代町一般会計予算についてのうち、企画財政課、議会事務局、会計室、税務課分の歳入歳出の順に質疑を行います。

これより企画財政課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（栗原　聡君）　おはようございます。

それでは、企画財政課、出席者の紹介をいたします。

副課長の野口です。

財政担当の青柳です。

主幹の押田です。

用地管財主査の高澤です。

後ろにいきまして、対話のまちづくり担当主幹の榎本です。

同じく主査の小川です。

情報政策担当の主査、富永です。

以上でございます。よろしくご審議、お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　では、質疑はございますか。

質疑はございませんか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　改めて、おはようございます。

それでは、企画財政課の所管の質問を行わせていただきたいと思います。

わかりやすいようにページ数を言いますので、まず、１ページなんですけれども、歳入歳出予算の総額が99億7,200万円ということなんですが、これは全部、全て足して総額がこうなったから、こうなったというふうになるんですけれども、宮代の補正なんかを見ても、もう100億を超えるわけですよね。

だから、そういう面では、ある程度わかりますよ。歳入も余り大きくすると、歳出が大きくなって、歳入欠陥になってしまうというのもあると思うんですけれども、その辺の総額、宮代はたまたま99億とか90億台なんですけれども、国会の予算も単位は違うけれども、兆なんですよね、100兆円。大体こう同じような推移をしているんですよ。

恐らく質問したら、そういう答えが返ってくると思うんですけれども、まずこの総額予算の規模

について、こういうふうになったという理由をお尋ねしたいと思います。

それから、７ページの地方債なんですけれども、これは後のほうで歳出でも出てきますけれども、これについても、それぞれ利率も年５％以内とかというふうになっているんですけれども、利率は、低ければ低いほどいいに決まっているんですけれども、その辺の今の状況と年利についてはどれぐらい見ているのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

それでは、事項別明細でお願いしたいと思います。

22、23ページの地方交付税ですが、これについても、いつも積算根拠ということで資料なんかもお願いしているんですけれども、地方交付税の積算根拠ですよね。改めてお伺いしたいと思います。

それから、46、47ページ、これは直接金額だとかではないんですけれども、公共施設整備基金……ごめんなさい。18款の繰入金の基金繰入金の２目公共施設整備基金繰入金、これは、昨年は５目に入ったあれと思ったんですけれども、この順番というのは、ほかでもあるんですけれども、動いてもいいんですか、適当に。これは順番というのはないんでしょうか。すみませんね、こういう変な質問で申しわけないんですけれども。

それから、次のページの48、49ページの４目の宮代まちづくり基金繰入金、これが減額になっています。説明もされているんですけれども、これについてのご説明をお願いします。

とりあえずお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求め……

○委員（丸藤栄一君）　それから、68、69ページの便利バスが走る事業ですね。去年ともちろんルートも変えて、昨年から新たにスタートしているわけなんですけれども、決算もいいんですけれども、この便利バスの状況なんかどういうふうになっているのか、ある程度経過をして順調にはいっていると思うものの、どういう状況なのかもあわせてお尋ねしたいと思います。

それから、72、73ページの財政管理事業の関係で、財務諸表の作成ということで、これは説明のときに、新たな統一基準でというような説明されているんですけれども、どういう基準なのかお尋ねをしたいと思います。

それから、72ページ、同じく73ページの公共施設整備基金積立事業で、減額はごみ処理施設の新炉建設にかかわる準備金の積み立てが完了したということなんですけれども、一応確認の上、このごみ処理施設の基金は、どういうふうになっていますか。確認の上で、金額をお示し願いたいと思います。

それから、次のページ、74、75ページの庁舎等管理事業の中で、これは本庁舎の総合管理、四季楽とかコミュニティ広場の維持管理なんですけれども、新年度から健康増進法に基づく受動喫煙防止対策としての庁舎内の喫煙所の撤去ということなんですけれども、これでちょっと増額になっているんですけれども、これについての、いつごろ撤去されるのか、またどういうところに依頼するのか、その辺もあわせて、これは新規なんですけれども、もう４月１日からすぱっと、撤去は撤去でいいんですけれども、喫煙はできないように、もうどうするのか、その辺もあわせてご説明願いたいと思います。

それから、ここの庁舎管理なんですけれども、駐車場の関係ですよね。一般質問でもやったんですけれども、やったんです。やはり執行部のほうの考え方も変えていただきたいと思うんです。

なぜ住民が、駐車場が狭いとき、一般質問で言いましたけれども、怒っているんですよ。まして

町とすれば、ほかに駐車場がいっぱいあるから、そこを借りてくださいよというのは、それは短絡的な発想で、やっぱり住民は、私は、駐車場をきちんと確保するというのも住民サービスだと思っているんですよ。

町に用事に来て駐車場がないから、平気で周り、民間の駐車場があるからお借りしてって、それはちょっと住民からすれば、税金も払っているんですよと。そういうことは言いませんけれどもね、やっぱりそれぐらいの配慮は必要なのかなと。

まして都会のど真ん中、一等地で大変なところに庁舎が建っているというんだったら、それは宮代の中ではど真ん中ですけれども、やはり従来の考え方を一掃してほしい、なるべく早く確保してほしい、そういうふうに思うんですけれども、もう一度、その点、お願いをしたいと思います。

それから、次のページ、76、77ページの庁用自動車管理事業ということ、これは説明があるように、公用車の車検費用と町長用公用車の買いかえ費用なんですけれども、去年は、たしか電気自動車とも合わせていたんですけれども、今回は自動車購入費、特に町長用の公用車、これはどういうふうな形なのか。去年と同じなんでしょうか。

それから、公有財産等管理事業について、西原自然の森の用地取得が、その分が減額されておりますけれども、新年度は具体的にどことどことどこを購入するのか、その点、あわせてお願いしたいと思います。

それから、借地も更新ということで、８施設あるんですけれども、それもあわせてご説明をお願いしたいと思います。

続いて、78、79ページの対話のまちづくり推進事業は、これはいいんですか。いいですか。これも新規事業なんですけれども……

ちょっと待って。

今年は、町長とちゃぶ台トークやりました。規模とか、どういうところが違うのか。とりあえず新規事業なんですよ。この間の説明では、市民対話集会を開催するためだということなんですけれども、この辺は町長とちゃぶ台トーク、今年のやったのと新年度やるのはどう違うのか。

それから、これは、今年は10月ごろ行われたんですけれども、この対話集会というのはいつごろ行われる予定なのか。それから、規模なんかどういうふうに考えているのか。その点もお尋ねしたいと思います。

それから、80、81ページのみやしろ定住促進作戦で、これも毎年なんですけれども、昨年から転入希望者に対して、みやしろ初めてツアーというのを実施していますが、これも参加者はどういうふうになっているんでしょうか。また、減額もされていますので、その辺の関係とあわせてお願いをしたいと思います。

同じく、その下の第５次総合計画策定事業、説明があったように、第４次総合計画が平成32年で終わります。新たなまちづくりということで、第５次宮代町総合計画を策定するためということなんですけれども、これは、そうするといつまで、右の事業概要に書いていますよね。市民意見の把握、分析、各種社会指標の分析、人口の推移、総合計画審議会の運営、基本構想の検討ということになろうかと。これだけで終わりはしません、多分ね。

ですから、今年度から始めるということなんですけれども、この辺はどういうふうに行っていくのか、さっきの期間は、いつまででどういう準備が必要なのか、その辺もあわせてお尋ねしたいと思います。

それから、その下のＯＡ管理事業、新年度は職員が使っている端末の更新費用ということなんで

すけれども、これについても、内容についてもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

それから、208ページの先ほども言った公債費なんですけれども、決算でもよく言うんですけれども、高い利子の地方債の借りかえはないのかどうか。借りるときの条件もあるんですけれども、少しでもやはり財政負担のないようにということで、当然、考えていらっしゃるとは思うんですけれども、その辺の関係で、そういった借りかえなどないのかどうかと。これは過去に借りたほうですから、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、210ページ、211ページの予備費ですよね。これは説明書に書いているように、不測の場合に備える費用ということであるんですけれども、今回の学童保育の関係で少し質問もしましたけれども、やっぱりこの不測の事態というのは、こういうことではないのかと。

いや、きちんと審議できるからというのは、もう一方ではありますよ。でも、今回みたいに新年度予算、これからだっていうときに、もうその新年度予算の補正が出ていると。

しかも、それはわかりますよ。でも、予備費というのは、私も議運のときに、最初に聞いたときに、予備費対応できないのかと、そのための予備費というのはあるんじゃないですかと言ったつもりなんですけれども、じゃ、不測の事態というのはどういうことなのか。

いや、私は、一面では正直でいいかもしれないけれども、ほかの自治体から見たらみっともない。新年度予算出してすぐ、口の乾かないうちからすぐ出して。例えはいいのか。そういう状態でしょう。おかしいと思うんですよ。もう少し出し方あるんじゃないのか。

それと、契約が４月１日からあるんですけれども、それはそれとして、予算としては、じゃ、補正でもよかったんじゃないの。だから、30年度の補正予算。31年度の補正予算でしょう。ほかの議員も言いましたけれども、これが、こういうことが一度あると、また出てくるんじゃないか。不測どころか異常事態になってしまったら、私はそれを心配しているわけですよ。

そういう点では、今回も平成31年度の補正予算にしてよかったのかどうか、その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

それでは、質問に対しまして、１つずつご回答させていただきます。

まず、１点目の99億7,200万という予算の規模についてはどうかというところなんですけれども、確かに宮代町の一般会計予算というのは、ご指摘のとおり、今年、国のほうで100兆円超えて、町のほうも100兆円近い予算ということになって、100億円に近い予算ということになっておりまして、実はこの99億7,200万という数字は、過去10年において一番大きい金額となってございます。

その理由でございますけれども、予算書のまず事項別明細の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

見ていただくと、30年度予算と31年度予算の比較がございまして、その比較というところを見ていただきたいんですけれども、一目瞭然で、民生費の金額が３億8,200万ということで、これが突出して大きくなっております。

次が消防費の4,400万ということなんですけれども、こちらは第３分団の建て替えに係る用地購入費がうちに5,288万8,000円含まれておりますので、そういったものを、特殊要因を除くと、ほぼ民生費の増加ということになります。

民生費の増加の理由につきましては、社会保障関連経費と言えば一言なんですけれども、今年についていえば、自立支援の給付費と介護保険の操出金、最も大きいのが子育て関連の費用でございまして、民間保育所の運営費ですとか、あとは学童保育所の運営費、このあたりの増加が最も大きい理由となっております。

今年は、特徴的にこのように突出しているんですけれども、これまでも傾向としましては、やっぱり民生費が上がってきているという状況でこういった規模になっておりますので、金額としては、今後もこういう傾向は続くかなというところで考えております。

２点目の地方債の利率の設定についてでございますけれども、確かに今、予算のほうでは５％以内というような利率の設定をさせていただいているところなんですけれども、実際に借り入れにつきましては、29年度で最も高いのは0.51％、一番低いと0.08％ぐらいですので、５％の設定から比べれば大分低い状況にはあります。

ちょっと見直しも考えたんですけれども、近隣の市町村等も、予算書、ちょっと私、見たんですけれども、ほとんどの自治体が今、５％以内で設定しているという状況もございまして、ここについては５％以内というふうに設定はさせていただいているところでございます。

最新の30年度分の借り入れも、今、県のほうの貸付金が今月、借り入れる予定があるんですけれども、それについても17年の借り入れで0.08％ですので、比較的、今は低い水準で借り入れをさせていただいているという状況でございます。

３点目の地方交付税の積算根拠でございますけれども、地方交付税の交付額につきましては、地方財政計画によって変わってまいりますので、交付税の積算根拠の前に、ちょっと地方財政計画について簡単にご説明させていただきます。

委員会資料の２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。

こちら毎年委員会資料として提出させていただいている地方財政計画なので、これは国のいわゆる地方財政計画なんですけれども、歳入の合計というところを見ていただきますと、29年度が89兆6,650億円ですね。以降、増えてはいるんですけれども、30年度、31年度を見ていただくと、31年度が89兆6,331億円ということで、前年度と比べるとかなり大きな伸びとなっております。

地方財政計画が大きくなって不足額が大きくなれば、地方交付税というのは増えますので、実際には歳出がどう変わったかというところなんですけれども、歳出のほうも同様に、30年度と31年度を比較すると、２兆6,957億円ほど増えております。

最も大きく増えているのが歳出の２、一般行政経費の①国庫補助金負担金等を伴うものというもので、これはいわゆる社会保障費というふうにお考えいただければと思うんですけれども、社会保障費のほうが１兆2,489億円ほど増えております。

ここが増えても、いわゆる社会保障が増えても、実際には国２分の１、県４分の１、町４分の１ということになりまして、余り町のほうでこう自由がきかないので、ここが大きくなって地方財政計画が大きくなっても余り意味がないんですけれども、今年、特徴的なのは、この②番の国庫補助負担金等を伴わないもの、これはいわゆる一般単独経費と言われるものでございまして、これが町の

ほうで自由に使えるお金というようにお考えいただければいいと思うんですけれども、ここが1,190億円ということで、約1,200億円ほど増えておりまして、ここが27年度以降は、ほぼ足踏み状態で増えてきていなかったんですけれども、ここが大きく増えているということが特徴的です。

ここの一般単独経費が増えて地方交付税の総額が増えると、実際には町のほうに入ってくる地方交付税の総額も大きくなることが期待できますので、今回は一般単独経費が増えて、上のほうの歳入というところの２番目……失礼しました。４番目の地方交付税というところが16兆1,809億円ほどの総額になっております。

その右の参考というところに1.1％の増ということになっておりまして、この地方交付税の総額の増加というのが７年ぶりの状況でして、過去はここがずっと少しずつ減ってきていたのが、総額が今年は７年ぶりに増えたということでございます。

地方財政計画はそのような状況になっておりまして、それを踏まえて交付税の算出基礎というのが行われるわけですけれども、同じく委員会資料の今度、４ページ、５ページを見ていただきたいと思います。

地方交付税の積算につきましては、地方財政計画の伸びを勘案して算出しているわけですけれども、今回も同様に、基準財政収入額、基準財政需要額のそれぞれで算出しております。

基準財政収入額につきましては、今、国を初めとして、国も地方も税収が堅調に増えておりますので、町民税、固定資産税もいずれも増額、町民税については約6,000万、固定資産税については約3,000万ほど基準財政収入額の伸びを見込んでおります。

一方、基準財政需要額ですけれども、需要額につきましては、個別算定経費と言われるものの中の厚生費、この中には社会福祉費ですとか高齢者福祉費、あとはその他教育費、いわゆる保育園関係の費用と社会保障関連がここに算定基礎として入っているわけですけれども、ここが30年度と比較すると2,584万1,000円ほど増えているというのが特徴的です。

臨時財政対策債の振替相当額と基準財政需要額の下のほうにあるんですけれども、こちらは地方交付税を算定する際に交付税の原資が十分に確保されないと、国と地方で財源不足額を折半して、この臨時財政対策債というのを発行することになるんですけれども、今回につきましては、その右側の注釈には書かせていただいたんですけれども、今回は地方税収等の増加があったり、あとは地方交付税の原資が７年ぶりに増加しているということもありまして、例年のいわゆる地方と国との折半ルール分と言われるものが今回はございません。

あるのは、なぜ臨時財政対策債がそれでもあるかといいますと、これまで臨時財政対策債を……失礼しました。交付税を確保するために、いわゆる借り入れを行っていた臨時財政対策債、借金で借金を返すみたいな、今、状況になっているんですけれども、その分というのがまだ残っておりまして、その分の返済費用として３億6,800万ほど臨時財政対策債というのが今回発行する予定になっていますので、今回は、その折半ルール分はなくて、過去に借り入れた借金を返済するために臨時財政対策債を今、借り入れているというような状況でございます。

以上を踏まえました基準財政需要額、起債収入額の差し引きが19億2,300万円ということで、今回積算をしております。

地方財政対策上は、1.1％の増ということになっております。ただ、30年度にありました固定資

産税の課税誤り等の錯誤措置等も来年は考えられることから、通常はその1.1％を伸ばすところ、今回は逆にほぼ横ばいということで、19億2,000……横ばいというのは、すみません、予算ベースではなくて、この資料上の30年度との比較です。30年度の交付額から比較すると、若干、安全率を見て減らしているというような状況でございます。

すみません、続きまして、４点目の46ページ、47ページの公共施設整備基金繰入金の順番ですけれども、目以降については、基本的には、自治体の裁量で順序としては変えられます。

実は、昨年度の繰入金の順序がおかしいというわけではないんですけれども、基金の順番としては、つくった順になるのかなと思うんですけれども、財政調整基金、公共施設整備基金、六花の基金、まちづくり基金、ここまでがいわゆる特定目的基金と呼ばれるもので、それ以降が育英基金、土地開発基金、これは定額運用基金と言われるものでございまして、去年までがちょっと順序が制定順になっていなかったものを今回、整えさせていただいたということで、順序を入れかえさせていただいております。

次、５点目の同じくまちづくり基金の減額の理由というところでございますけれども、これは前年度に積み立てをさせていただいたふるさと納税を取り崩して活用をするというものでございまして、今回、31年度に7,000万という計上をしていますけれども、これはいわゆる今年度、30年度のうちにいただいた寄附を取り崩して活用するというものでございまして、３月、今、補正後で、予算ベースでふるさと納税の金額は6,500万円と見込んでおります。

一部、前年度の基金が残っておりますので、それらを加算して、今、7,000万というような取り崩し額を予定しているところでございます。

続きまして、すみません、財政担当の部分でいきますと、次は72ページ、73ページの財務書類の作成についてでございます。

こちらにつきましては、28年度の決算から統一基準での公表というのが求められておりまして、この統一基準というのは、今まで、それぞれ自治体で財務諸表をつくる際には、東京都のルールですとか、あとは総務省の改定モデルとか、いろいろ作成方法のマニュアルに違いがございました。

そうすると、他自治体との比較が十分にできないということから、総務省のほうで新しい統一基準というのを作成しまして、その統一基準に基づいて、28年度決算からそのルールに基づいて財務書類をつくるように今、求められておりまして、実際に宮代町においても、28年度決算のものを29年度中に作成をさせていただきまして、30年度の、今年度の６月議会の際にご報告をさせていただいたところでございます。

ですので、新しいというのは、28年度の決算から新しい基準になっているものを引き続き作成すると、そのための予算として計上しているところでございます。

続きまして、公共施設整備基金の積み立てに関してでございます。減額の理由につきましては、ご指摘いただいていますとおり、これまでごみ処理施設の新しい建設部分として、毎年、当初予算で4,500万円ずつ積み立てをさせていただいたものが、一応、当初の予定が終了したということから、そういった積み立てがないことから大きく減額しております。

実際には、ごみ処理施設のために幾ら今、積み立てがあるのかということでございますけれども、今年、30年度については、当初予算で4,500万円ほど、決算剰余金を活用してさらに5,000万ほど、今、積み立てをしまして、合計で今、３億2,000

万ほどごみ処理施設の準備基金としてございます。

この基金の総額については、ごみ処理の基本構想、公表されている基本構想に基づいて独自試算で、今、宮代町として準備しておく準備金ということで算出しているものでございまして、このごみ処理施設に係る基金の準備については、今後、またいろいろ動きがございますので、それらを踏まえて、再度、計算等させていただきまして、そこでまた不足額等が生じる場合にはご説明をさせていただきまして、計画的にまた準備していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、地方債、208ページの地方債、公債費に関してですけれども、地方債の借りかえの予定はというところでございます。

今、最も高い利率、過去に借り入れたもので高い地方債の利率が水道事業で借り入れた平成６年の一般会計から水道会計にする出資債というやつでございまして、そちらの利率が、平成６年度の一般会計出資債で最も高いのが4.75％、次が4.65％、この２つが最も高い利率になってございます。

それ以降のものについては、もう４％未満、以下、全てが４％未満になっておりまして、この２つが高い利率というふうになってございます。本年度末、30年度末残高ですと、その２つがおよそ900万の残高がございます。

ですので、借りかえを検討したこともあるんですけれども、借りかえすると、ある程度手数料がかかってまいります。その手数料との兼ね合いで、今は借りかえをしていないという状況なんですけれども、今、減債基金も350万程度ありますので、今、結構、減債基金を全て使ってしまって、新たに減債基金を積み立てていない自治体、結構多いんです。

ですので、減債基金も今、使う予定がございませんので、場合によってはこの350万を活用して、確かに繰り上げ等も今後は検討させていただきたいというふうに考えてございます。

あと、財政担当分としては最後ですけれども、210ページ、211ページの予備費に関してでございます。

不測に備えた費用ということで、どういったものを今、想定しているのかということでございます。実際に30年度に、今使っている予備費としましては、最も大きいのが今年、ブロック塀の修繕、いわゆる都市計画基準に満たないブロック塀について、その基準値に入るように高さを調整したり公共施設の補強を行ったもの、これが最も使っております。

次は、公共施設のいわゆる修繕です。これも大体夏に近づいてくると、やはりエアコンの故障ですとか、そういったものが大きくなってきておりまして、もうきょう、３月１日ですけれども、今の段階で、予備費2,000万のうち1,600万ほどは使っております。その内訳の大半が、今お話ししたブロック塀と公共施設修繕となっております。

こういったものは、もう年度がスタートしてみないとわからないものですので、こういったものは、やはり予備費でしか対応できないというふうに考えております。

今回、学童保育所の経費を計上した理由としましては、今回、新たな公共施設の条例設置を行う上で、条例の裏づけとなる予算が新年度までに可決させないというような状況はいかがなものかということで、特段の措置として今回は提出をさせていただいたということでございます。

ですので、通常、条例設置等、新しい公共施設の条例設置をするとか、そういったことがなければ、今後は予備費、１号補正とかということは考えてはございません。今回は、そういった新たな

公共施設を設置するのに予算の裏づけないということから、議会にちょっとお諮りをして、きちんと審議をしていただきたいという趣旨で提出したということでございます。

財政担当分につきましては、以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田と申します。

まず、68ページ、69ページ、便利バス事業について、こちらのほうについての状況はどうなっているかということについてでございますけれども、皆様、ご存じのとおり、平成30年４月から東武動物公園の東口、百間二丁目、四丁目を２カ所加えた形での運行をスタートさせていただいているところでございます。

また、車両につきましても、この４月から新しい車両を入れかえた形での運行をさせていただいているところでございます。

車両につきましては、皆様、バスのほうに乗っていただいているかとは存じますけれども、バス停の表示、車内のほうで２つ先のバス停まで表示がされるようになっているところでございます。また、そのバス停の表示の下にはルビが振っているような状況にございます。

また、バス停の表示以外に、妊婦、子供に配慮した表示等もご案内のほうをさせていただいております。

運転手につきましては、バス停案内について、バス停を通過した後、運転席の横にあるボタンを押して、バス停のお知らせを自動表示とさせていただているところでございます。

また、利用者につきましては、従来、ご自分でおります、おりたいですということを運転手の方に申し上げていたところでございますけれども、座席近くの降車ボタンを押していただくような形で、それがおりたい場所がわかるようになったとう形になったところでございます。

また、運転手の方は、バス停で降車する方にありがとうございましたですとか、そういった声かけもさせていただいているところでございます。

また、車内のアナウンスにつきましては、女性の優しい声で自動アナウンスをしているということで、親しみやすいのかなというようなことを思っているところでございます。

続きまして、74ページ、75ページの庁舎等管理事業、こちらのほうにつきまして、受動喫煙防止の関係で、喫煙所の撤去についてというお話がございましたけれども、現在、本庁舎におきましては、庁舎西側の１階に１カ所、喫煙所として設けさせていただいているところでございます。

こちらのほうにつきましては、７月１日までには完全撤退ということで、そちらの部屋をクリーニング等して、違う形で利用したいというふうに考えておりますので、庁舎内からは完全に喫煙所がなくなるという形で考えているところでございます。

実際のところ、いつぐらいにそちらのほうの手入れをするかということについては、また新年度に入ってから調整をさせていただきたいと思っているところでございますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げたとおり、７月１日までには、庁舎のほうから喫煙所が完全になくなるということで捉えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、76ページ、77ページの公有財産等管理事……失礼しました。庁用車自動車管理事業ですね。失礼いたしました。こちらのほうについての購入費の関係でございますけれども、31年度につきましては、町長車１台ということを考えて

いるところでございます。こちらのほうについては、ハイブリッドのワンボックスタイプを今、担当の方としては考えているようなところでございます。

続きまして、同じく76、77ページの公有財産等管理事業につきましてでございますけれども、まずこちらのほうの借地更新についてのほうですけれども、８カ所ということで、そちらの場所はどこかということのご質問なんですけれども、32年度更新施設ということでまず捉えてください。

ですので、来年度、31年中に地権者の方とどうするかという更新をさせていただきたいということで、８施設上げさせていただいているところでございます。

場所につきましては、東条原グラウンド、川端公民館……失礼しました。委員会資料28ページをごらんいただけますでしょうか。

まず、整理番号で申し上げます。１番の東条原グラウンド、３番の東グラウンド、13番の百間小学校グラウンド、19番の古利根児童公園、22番の川端地区広場、27番の庁舎敷地（駐車場）、同じく27番の庁舎敷地（公用車駐車場）、31番の駅前駐輪場（姫宮駅）、以上８施設について考えているところでございます。

同じく公有財産の公共施設の取得計画についてでございますけれども、こちらのほうにつきましては、公共施設につきましては借地が多いため、毎年度、多額の借地料の支払いや将来の安定的利用に対する課題があると考えているところでございます。

こういった課題から、自治体経営会議におきまして、借地契約が早期に切れるところを先行として、現在のところ、９カ所を先行的に、町としては借り上げたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

失礼しました。

大変申しわけございません。

最後になりますけれども、80ページ、81ページです。

ＯＡ管理事業、こちらのほうの職員端末の更新についての内容でございますけれども、現在、職員が日常業務において使用しているパソコンでございますけれども、こちらのほうにつきましては、2010年のＷｉｎｄｏｗｓ７を利用しているところでございます。

パソコンの入れかえを考えた場合、情報担当の職員といたしましては、例えば耐用年数ですとか、職員からのパソコンの調子が悪い、そういった声にも応えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

現在のパソコンにつきましては、約８年ぐらい使用しておりまして、現在のＷｉｎｄｏｗｓ７のサポートのほうが2020年１月まで延長されたんですけれども、それでサポートが終了するということもございまして、セキュリティーについても、万全なものに切りかえた上での職員端末の入れかえを考えておりまして、今回計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり推進担当主査の小川でございます。

予算書78ページ、79ページ、対話のまちづくり推進事業のご質問について回答いたします。

ちゃぶ台トークの規模、また今年度とどこが違うのか、または時期ということでご質問をいただきました。

まず、規模からご説明いたします。ちゃぶ台トークですが、今年度10月に行われたときには、町内４カ所、３つの公民館と図書館の研修室を使って行いました。参加者は84人プラスお子様が１人ということだったんですが、規模については同程度、４カ所程度の会場で行うことを予定してございます。

また、どこが違うのかというご質問がありましたが、今年度については、テーマを「みんなで考える地域力アップ」ということで、身近な地域、自治会単位とか各学校単位とかになると思うんですが、そちらでの課題等、どうすれば地域力が上がるかということの話し合いをさせていただきました。

テーマについては、毎回変える予定をしておりまして、まだ決まってはいないのですが、例えば子育てのテーマであったりとか、高齢化のテーマであったりとか、さまざまな町の分野の課題についてテーマにして進めていきたいと思ってございます。

また、時期につきましては、31年度につきましては、２回程度開催を予定しております。まだ詳細には決まってございませんが、上半期１回、下半期１回程度開催する予定となってございます。

説明は以上になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　企画財政課主幹の榎本です。

私のほうからは、みやしろ定住促進作戦の初めてツアーがどういうふうになっているかということと、あと第５次総合計画の策定についてお話しさせていただきたいと思います。

定住促進作戦の初めてツアーについては、今年度は、２月末までで７件ありました。来られた方の住所は、調布市ですとか、東京の杉並区、千葉県の松戸市、それから東京都の北区、遠いところですと、八丈島からいらっしゃった方がおりました。

そのうちの１家族は、既に宮代町にお住まいになられています。それ以外の方は、１月末で調べた限りでは、まだお住まいになっていないという状況です。

ちなみに昨年は、このツアーは６件ほど実績がありましたので、今年は、今現在では１件多い７件ということになっております。

それから、第５次総合計画についてですが、今後、新年度になりましたら、おおよそのスケジュールですと５月の連休明けぐらいからアンケート調査を行いまして、並行して社会指標の分析などを進める予定でございます。

両方の調査の結果が７月の末ぐらいにまとまるのかなというふうに考えておりますので、その結果をもとに総合計画審議会ですとか、庁内で行います住民の方に参加いただくワークショップですとか、そういった形で基本構想をまとめ上げていきたいというふうに考えております。

来年度になってしまい、31年、32年の４月、５月ぐらいには、おおよそな形が固まってまいりますので、このあたりでパブリックコメントですとか、フォーラムですとか、そういった形を行っていきたいと考えております。

おおよその流れ、行うことについては以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

担当課課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　最後に、駐車場の関係でご質問いただいていて、一般質問のほうでも丸藤議員さんのほうからいただいているところです。基本的には、町長のほうでお話しさせてい

ただいたような状況でございます。

少しお話しさせていただきますと、大きなイベントなどがある場合は、役場主催のものはもちろんそうなんですが、民間の団体についても、例えば社交ダンスのパーティーとか、歌手が来て、多くお客さんが来るようなイベント、そういったものについては、進修館のほうで駐車場の確保というのを、民間駐車場、いっぱいございますので、そういうお話をさせていただいているところです。

駐車場をほかに拡大してという意見なども、その点については、町長のほうからお話をさせていただいた中身なんですけれども、ただ、本来的な目的で、役場に証明書をとりに来るとか、本来的な目的で来る人に支障があってはいけないというのは、思いとしては持っておりますので、今の駐車場の範囲の中で、役場、進修館もあわせてですけれども、線を詰めるとか、ほかに敷地の中で枠を確保できないかとか、そういったことについては工夫をさせていただきたいと思います。

もちろん木を切るとかいう部分はどうなのかという議論もあると思うんですが、その兼ね合いというのは見ながら、木を丸裸にするというような考え方ではないと思いますけれども、枠を増やすというようなことは、あるいはあるものをどかして確保するとか、今の範囲の中での努力というのは、当然させていただきたいと思っています。

あと、役場、進修館については、とめたまま、役場、進修館を利用する目的ではなく、駅に向かってしまうということも当然ながらチェックさせていただいて、本来的に役場、進修館を利用する人がそういった方のために使えなくなってしまうというのは本末転倒ですので、そこら辺はご不自由のないようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

あと、今いただいた質問は全部……

公用車……

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　庁用自動車管理事業、76ページ、77ページの備品購入ということで、来年度につきましては、町長車１台の購入を考えているところでございます。形的には、ハイブリッドのワンボックスタイプを現在検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

わかりましたということではないんですけれども、規模については。

それから、22ページの地方交付税、この件については、答弁があったとおりなんですけれども、確かに７年ぶり、６年ぶりでしたか、六、七年ぶりに地方交付税が増えるということなんですが、地方財政計画からいって、以前は民主党が政権になったときには、連続して地方交付税増えて、やっぱり配分されたんですよ。

やっぱり自民党に戻ってから、交付税がきつくなったという思いは非常に私自身も覚えているんですけれども、そうしますと、町としては、ほかの自治体の上げ幅というか、そういうのも加味しているというお話だったんですけれども、私が感じるのは、ちょっと安全し過ぎる、もう少し増やしてもいいのかなというふうに思うんですけれども、その点では、先ほど言った以上の答弁がなければ、それはそれであれなんですけれども、もう少しやはり増やしてもいいのかなという思いがするんです。その点について、もう一度お願いしたいと思います。

それから、繰入金の目についてはわかりました。

あと、臨時財政対策債もわかりました。

じゃ、74、75ページの庁舎内の喫煙所撤去の関係で、７月１日までにということ、それはわかりました。

そうしますと、その後はどうなるのかということで、考えはあるのか。もう、どうなんでしょうね。本当に職員は、まだ吸っている方は、本当に進修館の裏のほうに行って吸っているような状況で、肩身の狭い思いをしていると思うんですけれども、それはいたし方ないと思うんですけれども、これでほかの自治体もこういう形で、もう全部撤去されるんですよね。ほかの自治体の状況なんかもあわせてお聞かせいただければ。

それから、次の76、77の町長公用車なんですけれども、これはハイブリッド、ワンボックスというと、大きいやつですか。去年と同じですか。１回否決されたにしても、修正されましたけれども、同じなんでしょうか。

そうしますと、随分大きい感じがするんですけれども、それの、これにかえるという理由というのはあると思うんですよ。それらについても、もう少しご説明いただきたいと。

先ほど借地更新のほうは伺いましたが、公有財産の関係で、公共施設用地の購入は、購入ですから、もう話が、場合によってはわからないんですけれども、やはりこれは９カ所については、もう100％購入できる目安というのはあるんでしょうねということでお聞きしたいんです。

これからも、宮代は借地が多いですから、続くんだと思うんですけれども、また購入しなければいけないと思うんですけれども、その点で、その辺の見通しも含めて。

それから、すみません、先ほど消費税の関係でちょっとお聞きするのを忘れたんですけれども、消費税、まだ10月１日からですが、これも資料に書かれておりますけれども、消費税そのものについての執行部の考え方については、もう総括で聞いていますが、どういうふうな影響があるのかとう点から、この資料もあわせてご説明いただきたいと思います。

それから、78、79ページの対話のまちづくり推進事業なんですが、前期、後期ということに、２回に分けるということで、そうしますと、じゃ、ちゃぶ台トークの第２弾みたいな感じなんでしょうかね。そういうふうな捉え方で、やはりこれは町長を中心にして、町民の話を、意見、希望と、そういうのを聞くということになりますか。

規模も同じということでしたね。30年は84人ぐらいだった。私の地域は、たまたま今年度のちゃぶ台、行きたかったんですけれども、自治会のバス研修もあって、ちょっと行けなかったんですけれども、そういうのとダブらない時期で、これはちょっと少ないと思う、多いか、少ないかはわからないですけれども、ちょっと少ないですよね。だから、もう少しその辺、やはり１人でも多く参加できるような、そういう時期も考えたらどうかなと思うんですけれども。

じゃ、４カ所、やっぱり同じようにやるということで、２カ所、２カ所、それとも前期、後期で、同じように４カ所、４カ所、前期、後期でやると。

80ページ、81ページのみやしろ定住促進作戦の関係なんですが、今年度の状況も先ほどお話しいただいたんですけれども、前年度との比較の関係で、みやしろ初めてツアーなんですけれども、これの減なんか、その辺の前年度との比較の関係でどうなのかということで、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、第５次総合計画策定事業なんですけれども、大ざっぱな計画はわかるんですけれども、先ほど、私、聞き漏らしました。これいつまで、

平成33年度から何年間でつくるのか。

それから、私は、いつもこれつくるときには、アンケートをとっています。でもね、そのアンケートも見ますよ。そうすると、町民のアンケートで出てきたベストスリーぐらいに入る内容は、非常にやっぱりきちんと出ているんだけれども、それに応えたような総合計画になっているのかなというふうに思うんですけれども、これはもう過ぎたことなんですけれども、やはりせっかくアンケートをとっているんですから、そのアンケートに沿ったやはり計画をつくるべきだと、これはいつも思うんですけれども、アンケートは聞くけれども、住民の要望もそういう形で出てくるんだけれども、それに本当に正確に沿った計画になっていない、そういうふうに思います。

そういった点では、アンケートの声、意見というのは、どういうふうに今後集約されていくのか心配ですので、ぜひその点についてお尋ねしたいと思います。

それから、その下のＯＡ管理事業で、端末の更新ということで、これはパソコンということでＷｉｎｄｏｗｓ７、随分古いんですけれども、これは全員のですか、職員。そうすると、何台ぐらいになるのか。全く新しいパソコンは使っていないということなんですか。その点もあわせてお尋ねします。

最後に、駐車場の関係なんですけれども、答弁いただきました。やはり私の言っている趣旨はわかりますよね。住民にやはり不便を来さない、やはり気持ちよく、どういうことで庁舎に来るのか、それはそれぞれだと思いますけれども、やはり用事で来ているのに、もう駐車場へ行くといっぱいだと。

これは３つの施設ありますから、これはもう向こうで使うことについてはとかと言えないんですよ。どっちとも、お互いに３つの施設を使って、やはり不便のないように使ってもらうというのがあれだと思いますので、そういう点では、先ほど１つは言ったと思うんですよ。

確かに駅から近いから、やはり庁舎に用事で来た人が、本当に用事で来た人が使えなくて、もう置きっぱなしで、置いてほかのところに行っちゃう。それはやっぱり、そういうことがあるんですよと言ったら、怒っている人に言ったら大変ですよね。

でも、現実にあるわけだから、それは気をつけているとはいえ、見ているとありますよね。あります。その辺も改善すれば、見直しすれば違うと思うし、大体一般質問で言ったように、もう西のほうの正面の左の、要するに職員が使う、個人ではないですよ。仕事で使うところの駐車場は、もう全然なくなっちゃったわけですから、その影響というのは大きいですよね。来ているわけですよ。

だから、その駐車場がなくなった時点で、もう当然考えなくちゃいけないし、申告の時期は特別だというふうに考えないほうがいいと思うんですよ。やはり使えないわけですからね。

そういう点で、対案というのはなかなか難しいかもしれませんけれども、そういうものも含めて、もう一度知恵を絞って考えられないのかどうか、お願いしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時２０分

再開　午前１１時３４分

○委員長（九山妙子君）　時間、ちょっと１分前なんですが、全員そろいましたので、始めさせてい

ただきます。

引き続き、企画財政課の質疑を行います。

答弁を求めます。

企画財政課主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当主査の青柳と申します。

それでは、再質問のほうにお答え申し上げます。

１点目の交付税の積算について、過少ではないかというようなご質問についてなんですけれども、先ほど資料に基づいてご説明させていただきまして、その中では、30年度の実績を踏まえると、多少減ということにはなっております。

ただ、予算ベースで30年度、今年度の当初予算と比較しますと9,700万ということで、１億円近い予算ベースでは増額を見込んでいるところでございます。

今あるのが、埼葛ではちょっと情報交換していまして、杉戸町と松伏町の予算の31年度の案がありまして、宮代町は、先ほど申し上げたとおり、予算ベースで9,700万円の増、杉戸町さんが5,800万円の増、松伏町さんが6,000万の増ということで、同じ町の中ですと、比較的伸びを多く見ているというような状況でございます。

あと、交付実績からすれば、もう少し見込めるんですけれども、来年度については、先ほどちょっと申し上げたとおり、固定資産税、今年あった課税誤りの影響が少なからず錯誤として出てまいります。

これが基準財政収入額と、あと需要額の両方、影響がちょっと出る見込みでございまして、その影響額については、まだ積算がちょっとできない状況でございまして、そのあたり、恐らく数百万円程度は影響が出るのかなというふうに考えておりまして、それも見込んで多少安全を見ているというような状況でございますので、ちょっとご理解いただきたいと思います。

続きまして、消費税の影響額ということでございます。こちら資料の、委員会資料の21ページに消費税の影響額ということで提出させていただいております。

この資料の見方なんですけれども、25年度決算、29年度決算、31年度予算と３つ標記しておりまして、これ何かといいますと、消費税が５％のころと、８％のころと、10％に変わる31年度というものを比較したものでございます。

歳入のほうというのは、少なからず消費税の、地方消費税が増えます。消費税といいましても、国の消費税と地方に来る地方消費税がございまして、その地方消費税の増額分については、この地方消費税交付金というものが増えてまいりますので、消費税の影響となりますと、まず歳入のほうでは、この地方消費税交付金の増額というものが見込まれますと。

29年度決算ですと、25年度の５％のころと比較しますと、２億4,776万1,000円ほど増えております。

こちらが10％といいましても、来年度は10月以降になりますので、10月以降、２％上がるということになりますと、大体１年で考えれば、ほとんど１％程度かなというふうに今見ておりまして、その影響でおよそ7,336万2,000円ほど増えるのではないかと、今、試算しているところでございます。

一方、歳出はどう見ているかということなんですけれども、これも同じく５％、８％、10％で見ておりまして、町の予算の中で消費税の影響を受ける節というのが需用費、役務費、委託料、使用料、工事請負費、原材料費、備品購入費。

その他、人件費ですとか、例えば扶助費ですとか、補助金とか、そういったものは特に消費税の

影響を受けませんので、こうした消費税の影響を受けるであろう節の予算額に対して、消費税率相当額を割り返して算出しているのがこちらになります。

ですので、31年度予算ですと、これ10％ですけれども、今お話ししたように、大体ならすと９％程度になりますので、この９％の相当額が２億240万6,000円というふうにお考えいただきまして、これを９で割ると単純に１％分が出ますので、９で割ると、単年度ですと2,248万8,000円、およそ2,250万程度の消費税相当額として歳出予算が増額すると見込んでございます。

これにつきましては、このうち予算編成の中ですと、一般行政経費、義務的経費、政策的経費というふうに予算編成上、都合で分けさせていただいておりまして、一般行政経費については、消費税の増額の影響があっても各課で配分する額は変えないということで、消費税相当額は各課でそれぞれ捻出をしていただいております。

その捻出した金額というのが1,186万4,000円ございまして、いわゆるこれは各課で事務事業の削減等を行って捻出しましたので、2,248万8,000円増えるところ、1,186万4,000円は既存の予算の中で見直しを行って捻出したというような状況でございます。

消費税の影響については以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当、高澤と申します。

それでは、お答え申し上げます。

まず、喫煙所につきましてですが、その後はということでございます。今回の喫煙所の撤去につきましては、今、庁舎内西側に１カ所、１階にございますが、７月１日以降、庁舎内というわけではなく、敷地内禁煙ということになりますので、基本的には、庁舎内はもちろん、役場の駐車場ですとか、例えばそこのコミュニティ広場、こういうところでも禁煙となりますので、基本的には、全て吸えなくなるというようなことでございます。

近隣の市町村の状況なんですが、今のところ、公表をもう既にされているところに関しましては、幸手市、加須市につきましては、全面禁煙ということになっているとのことでございます。

それ以外の、まだ担当者レベルの話なんですが、白岡市なども全面禁煙で考えているというところでございます。その他の近隣では、一部、庁舎外で喫煙所を残すというところも一部はあるとのことでございます。

続きまして、庁用自動車なんですが、町長車、基本的には昨年度と同様、ワンボックスのハイブリッドで考えているところでございます。

こちらのワンボックスにした理由でございますが、町長が所用で、例えば県庁ですとか町外に、町長だけではなく、さまざまな職員ですとか、副町長もなんですが、同行して要望活動ですとか、そういうところに伺うところがございますので、多数の人数が乗れるということでワンボックス、また宮代町のほうに、町外、県外ですとか、さまざまなところから視察等に来られる方もいらっしゃいます。

そういう場合は、結構大勢で来る方もいらっしゃいますので、今は何台かで連なって町内を案内したりしていることもあるんですが、ワンボックスで７人、８人乗れるような車で活用させていただければということで、ワンボックスのほうを選定させていただいております。

続きまして、公有財産管理事業なんですが、９カ所、100％購入できる目安はあるのかというご質問でございますが、今回更新する８カ所、こち

らは全て、今回町のほうで購入のほうでお願いしているわけではございません。

町のほうで購入したいと考えている敷地につきましては、特に重要な、借地ですので、重要ということでお借りしているんですが、その中でも特に必要な、例えば役場の庁舎ですとか、小中学校の敷地ですとか、こういうところを選定させていただいて、借地期限の到来にあわせて、地権者の方に交渉のほうをさせていただいているような形でございますので、この特に重要な施設、100%が今現在、交渉をして買える目安があると言われると、まだそこまでではないのですが、順次、借地権にあわせて、地権者の方にお願いしていくような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田と申します。

ＯＡ管理事業の職員端末の入れかえについてでございますが、こちらのほうのご質問なんですが、職員全員に対してかということでございますが、職員全員に対しての入れかえを検討させていただいているところでございます。

台数につきましては、職員プラス予備という形で、約250台の入れかえを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり推進担当の小川でございます。

予算書、Ｐ78、79、対話のまちづくり推進事業のちゃぶ台トークの再質問でお答えさせていただきます。

前回のちゃぶ台トークのほうで、自治会のバス旅行と重なってしまって参加できない方もいらっしゃったということでございますが、ちょっと自治会のイベントまで全て把握して考慮するのは難しい部分もあるんですが、可能な限り、町のほかの事業とか学校の行事とかたくさんあると思いますので、そこら辺を避けるような形で日程のほうを設定はしていきたいと思います。

また、ちゃぶ台トークに関しましては、町内４カ所ずつ、来年度も行う予定でございます。１回につき、２日に分けて午前、午後、午前、午後と。土日の午前、午後ということで４カ所で行ってございますので、ご自身の地域の場所でなくても、ほかの場所でも参加できるという形になってございますので、そこら辺のほうにつきましても、改めて周知をしていきたいと思ってございます。

以上となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　企画財政課主幹、榎本です。

私のほうからは、みやしろ定住促進作戦と第５次総合計画の関係でお答えさせていただきます。

先ほど答弁漏れてしまったんですが、みやしろ定住促進作戦の減額については、今年度、こちらの事業では、「みやしろで暮らそっ」というウエブサイトを運営しておりますが、こちらをスマートフォン向けのサイトにリニューアルをした費用が来年度は不要になったので減額したものです。

実際に若い世代向けのサイトとなっておりまして、こちらアクセス解析をしたところ、スマートフォン、タブレットでの閲覧が９割を超えているという確認をしているところです。

それから、第５次総合計画の関係ですが、策定期間は、元号は変わってしまうのでちょっと参考

にということですが、平成31年から32年の２年間で策定をしまして、新しい計画は33年から10年間の計画になるということになります。

それから、アンケートのお話があったかと思いますが、第４次総合計画の策定の際には、無作為抽出で2,000人のアンケートを行ったところです。同じ設問で行っていますので、どうしても全体的な質問になりがちではあるんですが、今回の第５次総合計画については、もう少し深くご意見をいただきたいというふうに考えておりまして、３世代、若い世代ですとか、中間の世代、高齢者世帯、３世代ぐらいにアンケートを分けまして、全体的に同じことを聞く部分と、具体的にその世代に聞いてみたい部分というのを分けてアンケートをとる予定でございます。

その関係で、十分な回答数を得るために、2,000人から4,500人程度に対象も増やしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課長の栗原です。

駐車場については、先ほど説明、質問いただいてお答えさせていただいた内容ですが、今ある中での工夫ということで考えさせていただきたいと思います。

春日部市役所とか久喜市役所ですと、ゲートあるいは警備員を配置してというのはあるようですけれども、できればそういう形ではなくて、確保できるという工夫というのは考えたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

まず、駐車場の件なんですが、これは去年の決算でも、町民生活課のほうにも要望しましたけれども、両方でぜひ住民に迷惑をかけない、もう駐車場もサービスの一環という立場から、ぜひ知恵を出していただきたいというふうに思います。

あと、先ほど再質問で、すみません、伺うのを忘れたんですけれども、冒頭、不測の事態ということでお聞きしましたが、当然ですよね。当然ですというのは、学童保育の関係で条例がない中でということで、予算の裏づけがないということだったんですけれども、これは条例も今回、先議でやっているわけですから、あとは補正でしょう。

補正の関係で、31年度か30年度の補正かだから、何で30年度の補正にできないのか。あえて31年度の補正にしたのか。その辺、言っていることはわかりますよ。でも、条例は別につくるわけだから、あとは補正の関係でどうなのかということで、なぜあえて31年度の補正にしたのか。その辺がわからないんですけれども、その点について、もう一度お願いしたいと思います。

それから、すみません、町長の公用車なんですけれども、副町長を初め、職員も使いたいということなんですけれども、それは大きいほうがいいんでしょうけれども、最近、私も見ているんですけれども、この間、斎場組合へ行って、市なんかの公用車は、やっぱり大きいんですよ。ワンボックスみたいに。昔はそうじゃなかったですよね。

今の公用車、だから、みんなで使えるというんですけれども、見た目、どうなんですか。身の丈に合ったということはあるんですけれども、あんなに大きい公用車は必要なんでしょうか。私は、どうしても必要だというんであれば、それは別に否定はしないんですけれども、どうなんですかね。

あんなに大きい、しかも、じゃ、普通の、あんなに大きくしないで、その分、買えるんじゃないですか。そういう大きな、もっと安い車で、みん

なが、職員が使うというんであれば、何もあんなぴかぴかな町長が乗るような、ああいう、あれにわざわざ職員が乗って、どういう交渉なのかわかりませんけれども、ちょっと、さっき言ったように、身の丈に合った、そういうふうなのもあるんじゃないでしょうかね。

そういう点で、少しは見直しされて出すのかなというように思ったんですけれども、そのまま出してきたというのは、じゃ、考え方そのものは全然変わっていないわけですよね。その辺はどういうふうに検討されたんですか。私は、その辺、やっぱり町民感情もあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

それと、もう一つ、すみません、公有財産なんですけれども、借地更新はわかったんですけれども、じゃ、この９カ所はどこどこか、ダブるんですか。公共施設用地の購入箇所、これも明らかにしてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

では、学童の補正について、30年度でない理由ということでお答え申し上げます。

今回、31年度の１号補正として提案させていただいているものは、31年４月１日以降に支出が伴うものでございます。

したがいまして、30年度の予算というのは、あくまで31年３月31日までに執行しなければならないものを計上するわけなので、そういったことから31年度予算でないと対応できないと判断をしまして、31年度の補正予算で計上させていただいております。

30年度の予算に計上して繰り越しということは、繰り越しについてなんですけれども、30年度の繰り越しというのは、あくまでやっぱり31年３月31日までに執行が原則完了するもので、やむを得ない事情で31年度にいくものが繰り越しの対象になりますので、そういった意味からも、ちょっと繰り越しにはそぐわないということで、31年度で計上しております。

ですので、逆にいいますと、31年４月１日以降に学童保育所が開設するために、30年度中に改修が必要なものが出てきたものについては、それは30年度の予算の中で予備費等を活用しまして、施設整備は行わせていただくということでございます。

したがいまして、31年度で計上させていただいたということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　企画財政課管財担当の高澤です。

お答えいたします。

公有財産管理事業の借地につきまして、優先的に購入のほうを検討していきたいという施設なんですが、一つ一つ申し上げますと、須賀小中学校の体育館、笠原小学校、進修館の駐車場、図書館、役場の公用車の駐車場、庁舎の敷地、コミュニティ広場、庁舎の駐車場、あと国納保育園になります。

今年度に関して、資料の28ページの借地の一覧なんですが、これとダブっているのは、来年度に関しましては、国納保育園がこの中に含まれているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課長の栗原です。

町長車の件でご質問いただきまして、先ほど担当のほうからお話しさせていただきました。当然、町長が公務で使うというところもあるんですが、町長が職員を伴って県に出かけて説明をしに行くということも、局面がありますので、そういったときには、町長以下、担当課長、担当も含めて行くということがありますので、そういったところに使わせていただくということと、もう一つ、先ほど高澤主査のほうからもありましたけれども、町外から宮代町に来て、直接町長が町内を案内するとかという局面も数多くありますので、そういったときにはワンボックス車でご案内するというようなこと、そういうところに使わせていただくという趣旨でございます。

今回、ワンボックスのハイブリッド車ということでさせていただきました。こういう時代ですので、環境に視点を置いた車ということで、ハイブリッド車ということで予算計上させていただきましたけれども、特に車種については、どこのメーカーのどの車種ということではなくて、平均的なワンボックスのハイブリッドということでさせていただいたところです。車種については、その中で考えさせていただくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　じゃ、質疑、ほかに。

じゃ、質疑だけ受けて休憩に入ります。

じゃ、小河原委員。

質疑だけ、お一人の分を受けてからお昼に入ろうかと思ったんですが。

○委員（小河原　正君）　いいですよ、午後で、質問は。

○委員長（九山妙子君）　じゃ、休憩に入ります。

休憩　午後１２時００分

再開　午後１２時５８分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続き企画財政課部分の質疑を行います。

質疑はございますか。挙手をお願いいたします。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　３、４点、質問お願いしたいと思います。

まず、１点目ですが、町税について考え方を教えてもらいたいと思います。

今度の予算を見ますと、収納率が個人で……。

町税だめなの。13ページ。

○委員長（九山妙子君）　企画財政ではないですね。税務課ですかね。

○委員（小河原　正君）　前段者が何か質問していたから、私もしているんですけれども。じゃ、それは大変ごめんなさい。

じゃ、次に行きます。

21ページの環境性能割を原資としてという新たな言葉が出てきていますけれども、これを具体的に教えてもらいたいと思います。

宮代町としては、どのように原資を使うのかどうか、具体的に教えてもらいたいと思います。

次に、45ページのいきがい活動センター、これが12万円の収入になっておりますが、これについて町は何か委託すると相当何千万という金をかけていますけれども、逆にもらうときには12万、１カ月１万円。前も同じような質問をしましたけれども、余りにも少し安いんじゃないかなと。で、施設が悪くなれば町が直すと。簡単な修繕は、あそこの学校が行うんでしょうけれども、余りにも安いんじゃないかと。これだったら一般の民間に

貸したら飛びつく人いると思いますよ。12万ぐらいなら。１カ月１万ですよ。これ、もう少し財政が厳しいと言っている立場でしたら、何とかもう少し上げてもらうということが必要なんじゃないかなと私は思うんです。

だったら、全然お金をもらわないで町民にもどんどん自由に貸してやると。いきがいセンターができた目的というのは私たちも知っています。あのときの体育館ができたのは。そういう趣旨からいけば、町民に自由に貸す、無料で貸してやる。これが基本じゃないかと思うんですけれども、なぜ相変わらず12万で貸しているのかどうか。

あと、同じ45ページの電柱、電話の敷地の問題なんですけれども、これもちょっと私の考え方が役場とは違うかもしれませんけれども、この道路側に電柱や電話の柱が立っているのが多いですよね。民地のほうに入っていないのが。場所によっては、宮代町は満足な広い道路が数少ないので、電柱や電話のものがあると危ないんですよ、出っ張っていて。これ何とかならないのかなと。

本当にあれが全部、お願いしてもなかなか承諾してくれる方いないかもしれませんけれども、何とかそれをお願いしてやることによって、道路が広く使えるわけですよ。これは本当にいつも思っているんですけれども、宮代町ぐらい電柱が道路側に出ているというのはないですよ。それ何とかなんないのかどうか。

あと、前段者と同じように町長の購入の車、予算上は450万円。私個人的な一家庭では、なかなか買えない車ですよ。税金だから買えるのかなと言われればそうなんですけれども。

これワンボックスで何人乗れるんですか。私は、余り車のことよくわからないんですけれども。それは口ではほかの人も使えるように説明していましたけれども、これだってそうめったに使えるわけじゃないでしょ。ほとんど使うのは町長が乗っていくと思いますよ。

例えば、衛生組合行ったりなんかというときには、副町長と職員が運転して３人ぐらい来ていますよね。そういう使用が多いんでしょ。県庁へ行くのだってそうだと思いますよ。

私、昔、県庁へ行くんだったら電車で行ったらどうですかと言ったこともあるんですよ。そうすれば、鉄道も運賃かかってもらって助かるし、公害にもならないし、町のためにもなるし、そういうことを言ったこともあるんですよ。ですから、540万円というのは、ちょっと高いなと立派な車だと思って。これ何人乗れるんですか。

私は前に皮肉で言ったけれども、軽自動車に買ったらどうですかと冗談で言ったつもりがあるんですけれども。我々皆、軽自動車です、一般家庭は。それだって、この近くだったら間に合うんですよ。県に行くには電車で行ってもらうとか、そういうことをしないと、給料なんか４年で1,000万円ぐらい余計にもらえるようになって、町長さまさまだなと言っている人いますよ。そこら辺も少し考えたほうがいいと思いますよ。あんまりハイブリッドだ、ワンボックスタイプだと立派なのを買わないで、少し考えるべきだと思いますよ。

これは修正してもいいと思いますよ、予算を。あんまりしないというんだったら、この部分は反対したくなる人が何人かいると思いますよ。そこら辺はどう考えるか。本当に町長、これあんまりいいのか人気落としますよ。これはっきり、私、口悪いから言いますけれども、町民のためにはならない。いいのに乗ったって、町がよくならないんですから。町長車いい車に乗ったって。考えたほうがいいと思いますよ。そうどう考えているか。

もう一点は、予備費の問題なんですけれども、2,000万円。先ほど、前段者の説明では、昨年の

使い道の内容を説明がありましたけれども。

私、前はすぐやる課をつくったらどうだと。できないんだったら予備費を確保して、町の人がちょっとした二、三十万の金で済むような大事な要望はすぐやってもらいたいと。そうすると町は金がないないと言うからやれないんだと言うから、予備費をうんとつくっておいて、すぐやるからみたいなことをやったほうがいいと、私言ったことがある。記憶があるんですよ。

少しね2,000万と言わないで、予備費ぐらい5,000万や6,000万積んで、それで町の人がそれやってくださいというのをすぐやるようにしたらどうですか、町長。そのぐらいのことやらないから、いろんな町民の人たちが不満を持つわけですよ。ちっともやってくれないと。本当にやらないよね。で、なぜですかと言うと金がないと。前段者か何かで質問していましたよね、金がないと言われていますと。私もそう思います。私も何回か言われています。金がないからできませんと。そんなことを言わないで、20万や30万の金で済むことは、予備費をうんと積んでおいて、すぐやるとかができないんだったら、そういうことで回したらどうですか、町長。

そのぐらいのことやらなかったら、町民の皆さんは喜ばないですよ。自分たちの給料だけ上げて、町の人にはぎゅっと締めて、これはないと思いますよ。私は口が悪いから平気でどんどん申し上げますけれども、町民にはぎゅっと締めて自分たちはどんどん使う。それはないと思いますよ。それが、町のための町民の皆さんの意見を聞いてどんどんやる立場だと言えると思いますよ。

どうなんですか。そういう予備を増やしてすぐやる課ができないんだったら、そういう政策をやると。それはできないことないですよね。

予算組んじゃったからできないといったら、補正予算組んでください。補正の補正のまた補正もできるんでしょうから。宮代町は、第２の補正までやったんだから。もう実績があるんだから。どうですか、やったら。すぐ補正組みますと。そのぐらいのことやったらどうですか。で、金がないと言ったら、積立金が10億幾らかあるんでしょ。そこから回せばいいんですよ。できないことはないですよね。やる気があるかどうか。そこら辺の質問です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

そうしましたら、１点目の自動車取得税交付金と環境性能割交付金につきまして内容のご説明をさせていただきます。

まず、自動車取得税交付金なんですけれども、今年度は、当初予算で約半額になっております。昨年との比較で半額ぐらいとなっております。これは、平成28年度の税制改正におきまして、消費税の10％引き上げとともに自動車取得税を廃止するという改正が行われましたので、今回９月30日までに入ってくると見込まれる金額が1,620万円ということですので、自動車取得税交付金につきましては、そのように計上させていただいております。

一方、自動車取得税のかわりに新たに創設されたのが、８款の環境性能割交付金というものでございまして、こちら何かといいますと、環境性能に応じた、環境性能に応じたというのは簡単に言うと排ガス等の環境基準の規制基準、それを32年度基準を何％クリアしているかとか、あとはクリアしていないのかというで基準で１％から３％の範囲で、自動車を購入するときに新たに課税され

るものです。

ですので、わかりやすく言うと、自動車取得税がなくなって新たに環境性能割というのが、自動車を買うときには課税されると。その環境性能割を原資としまして町のほうに新しく交付されるのが、この環境性能割交付金ということですので、ですので自動車取得税交付金がなくなって新たに環境性能割交付金が入ってくるということになります。

それでも見ていただくとわかるとおり、自動車取得税交付金が昨年度は3,270万円。で、今回31年度は自動車取得税交付金と環境性能割交付金を足しても、おおよそ2,270万円ということで、それよりも大きく減っております。

これは、環境性能割交付金の配分割合と言って、１回県のほうで自動車取得税と同じように、県のほうで徴収をされて、それが町のほうへ配分されるんですけれども、去年は収納した額の７割が配分基準だったんですけれども、今回は47％というふうに決められまして、そもそも環境性能割を町のほうに交付される割合が少なくなっております。

あと、10月以降取得したものが直ちに入ってくるわけではなくて、実際に収納されてから入ってくるまで数カ月間期間を要するということもありまして、昨年よりも足した金額が減っているというような内容になります。自動車取得税交付金と環境性能割交付金につきましては、以上でございます。

じゃ、財政担当のほうで予備費の関係につきましてお答えを申し上げます。

ご指摘いただきました2,000万円を、もっとすぐやるために、もうちょっと大きくできないのかということでございますけれども、参考になるかどうかはわかりませんが、ほかの市町村の状況なんかを見ますと、先ほどと同じように例えば杉戸町ですと、宮代町と同じ2,000万円。松伏町につきましては1,000万円ということですので、予備費の幾らが正しいのかというのは難しいところなんですけれども、ほかの自治体と比べて決して少ない金額ではないということでございます。

もともと予備費の性格としましては、年度途中に生じた不測の事態ですので、通常は災害とか、あとは公共施設緊急修繕とかそういったものを想定しているものでございまして、その年度に実施すべき事項については、全てやっぱり目的別にきちんと歳入歳出予算に計上して執行するというのが、自治法に基づく予算編成の原則になりますので、やはり何か年度途中でやるべき事項が生じた場合には、補正予算を調整するのが原則というように考えておりますので、予備費につきましては、今現在は2,000万円ということで定めさせていただいているところでございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課副課長。

○企画財政課副課長（野口幹雄君）　企画財政課副課長、野口でございます。

いきがい活動センターの件で、予算書45ページになりますが、いきがい活動センター賃借料の関係です。

で、ご存じのとおり、いきがい活動センターにつきましては、指定管理ということで平成24年まで運営をさせていただきました。その当時は、約ですけれども900万円ぐらいの指定管理料というものが出ていました。それ以外に、使用料のほうも指定管理者に入っていましたので、もうちょっと運営費全体ではかかっていたと思うんですが、町としては約900万円の支出がその当時はあったということになります。で、それを公共価格の再編の一つとして、ぐるる宮代、総合運動公園もあ

るからということで、今回は廃止をそのときにさせていただいてという経緯がございます。

ですので、今度廃止をさせていただいた関係で、900万円という経費というのは町から支出は一応なくなりました。

その当時は公募をしまして、いろんなところに情報を流しまして、あの施設を借りて何かやっていただけないかということで公募をかけたんですが、実際手を挙げていただいたのが昌平学園１つだったということで、今回に至っているということになります。

ですので、今の利用としましては、当時いきがい活動センターで使っていたと同じとは言いませんが、学校のほうで部活が使わない時間、平日の昼間３時までは一般開放していただいていますので、無料ではございませんが前もお金は取っておりましたので、学校開放ということで一般の方々も使える状況になっております。

また、シルバー人材センターも管理ということも含めまして、あそこに拠点を置くということもできました。そういうことも含めれば、12万円という金額、高いか安いかという判断はちょっと難しいんですが、現状としてそういうこともあって町は12万円ということで、現状今もその金額のほうで契約をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

続いてなんですが、先ほど同じく45ページの電柱の関係なんですが、歳入は町の企画財政課のほうで受けてはいるんですが、電柱を道路敷からまた民地に入れる云々となってしまうと、まちづくり建設課のほうと私も相談をさせていただきます。ちょっと私どもで答えができないので、申しわけございませんが、そのようでお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤と申します。

町長車の何人乗れるのかということでございますが、先ほどもちょっと申し上げたんですが、まだ車種が確実にこれというものが決まっていなくて、一般的にこれぐらいのというところでいきますと、ワンボックスでいきますと７人から８人ぐらい乗れるというところで考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　新たな環境化問題についてはわかりました。

いきがいセンターには答弁聞いたけれども、ちょっとまだ不満なんですよ。それは公募したら誰も来なかったと。来なかったら、あそこ公民館がわりにみたいに、でかく改造して使えるようにしたらどうだったんじゃないかなと、いろいろあるわけですよ。

ま、しようがないですね、もう考え方がそういうことですので。それは、もう少し考える必要があったと。町民の方が喜ぶような使い方を少し考えたほうがいいと私は思います。

あと、町長車。町長は黙っているから、腹の中では買いたいと思っているんでしょうけれども、７人から８人乗れるの、ちょっともったいないよ。ガソリンも普通の車よりかかるでしょう。それは、スタンドは喜ぶかもしれないけれども、売れるから。痛しかゆしかもしれないけれども、一般町民から見ると、三万二、三千人の人口と久喜の市長も同じのに乗っておりますよね。あそこは人口何名。それはしようがないよね。一般家庭と金子さんの金持ちと小河原の貧乏人が乗るのと違うのと同じように。問題にしないで、私が貧乏人だから問題にならないと思うけれども。それは差がある

のと同じで、三万二、三千人のと久喜の市長と同じようなの乗るのはどうかなとは思います。

町長は、乗りたいよね。これ、町長の判断一つだと思います。じゃ、もう少し考えると。これ、無駄な車買わないほうがいいと思いますよ。これは、職員は町長にいいの買ってあげたいという気持ちはわかりますよ。町長がいいよと言えば済むと思いますよ。予算のったって、後で不用額にすればいいんだから。

どうですか、町長。考えたほうがいいと思いますよ。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員、質問になりますか。

○委員（小河原　正君）　質問だからね。

あと、予備費の問題。確かに言っていることはわかります、目的別に予算を組むと。でも、ほかの市町村に見習うことないと思いますよ。宮代は宮代のいいところの予算を組むべきだと思いますよ。町民の側に立った。それが執行部でしょ。杉戸がどうの松伏がどうの、だから似たような方法で1,000万円だ2,000万だ、少ないと。宮代は多いほうだと。そんな人のことはやめなさいよ。

私はほかの市町村は別にして、宮代のいい予算を、らしい予算を組んでもらいたい。町民の側に立った予算。それを言いたいわけですよ。

そんなほかの市町村がそうだから、じゃ、ほかの市町村がもっといろんな厳しいことをやったら、まねしたいんですかとかなってくるよ。すぐほかの市町村がどうのって。お得意だよね、宮代は。そういうことはやめてもらいたいんですよ。

宮代は宮代の予算。それを組んでもらいたい。それを考えるかどうか、もう一回聞きます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町長。

○町長（新井康之君）　町用車ついて、少しお話をさせていただきます。

車の利用の仕方について、大勢の方で一緒に利用できるようにということで、ワゴン車という提案を今させていただいていますけれども、決して超高級車を買おうという気持ちは全くなくて、今乗っているクラウンなんかのような形のそういう高級車は、全く自分でも買おうとは思っていません。

で、同じワゴン車でありましても、きょうも駐車場を見ますと10台ぐらいワゴン車とまっていますけれども、そういう一般の方々が乗るのと同じようなもので考えておりますので、決して、何ていうんでしょう、皆さんが思っていらっしゃるような超高級車というイメージは全く自分ではありませんので、540万円という予算を計上させていただいておりますけれども、車のほかに冬用のタイヤのとか全部一式込みの値段でございますので、決して無駄かなというふうには思っていません。

ただ、本当に効率よく使用したいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課、栗原です。

予備費のご質問をいただいて、ほかはほか、うちはうちというようなことで考えられないのかということで、予備費をふやしてはどうかという話かと思います。

それぞれの課でそれぞれの仕事をやっていますので、予算がないからできないということではなくて、各課の中でのまだ執行残があるとか各課の中での予算を流用、回せるよとか、そういった含みもあると思いますので、町民の皆さんの要望と

いうのはたくさんあると思うんですが、なるべく現場現場で町民の方と向き合って、できるものはというようなことを考えると、予算云々というのが住民の方から言いわけで聞こえてしまうというのはあってはいけないのかなと思いますので、そういった意味では財政担当云々の話になるのか、ならないのかというのもあるのかもしれないですけれども、そういうところで予備費をふやすという以前に、各課の仕事の中で予算を流用したり、執行残の中でできるということもあるのかなというところで、予備費はふやさなくても小河原さんの言った質問の趣旨からすると、そういうこともできるのではないかなというふうには思っているところですし、そういった予算を理由にきっぱりと白黒ノーというような言い方ではないようなやり方を役場の中でできればいいのかなというふうには思いますけれども。

○委員長（九山妙子君）　３回やっていません。

○委員（小河原　正君）　質問じゃなく、確認の意味ですみませんけれども。

町長の言ったことを、町長、信用します。

あと、課長の今の答弁、予算の予備費の問題。これは、思うという言葉を使ったけれども、できるようにやりたいと思うと。思うというのは、思っただけでやらない場合があるんですよ。

必ずやるという言葉、町民の要望を。ただ、執行残がどうのこうのというと、まず宮代町はだめだ。暮れにならないと執行残がわからないのが多いでしょ。出だしには、まず。

ですから、私は即やれるように、すぐやる課じゃないけれども、前に質問しましたけれども、すぐやる課というのは、４月以降からすぐやれるようにしてもらいたいわけですよ。執行残がどうのこうのと。金がないというのは言わないそうですから、今度。きょうここで約束したのと同じですから。町の人にも宣伝しておきますから、今度は金がないとは言わないよと。どんどんやってくれるという話だよと。私は話はしますよ。

それは、できないものもわかりますよ。だけど、できるだけやってもらいたいというのが町民の皆さんの意見なんですよ。金がないからと言うから、みんな引き下がっちゃっているんですよ。そういう思想は植えつけないほうがいいですよ。町の人は、宮代町は大したもんだと、すぐやってくれるよと。こういう対応をしてもらいたい。

これをひとつ約束して、思うじゃなくて約束してもらいたい。

それで、質問３問目終わります。

○委員長（九山妙子君）　要望ということですか。

答弁を求めます。

企画財政課課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課の栗原です。

できない理由にはいろいろあると思いますけれども、まず先に予算がないという言葉で思考停止になってしまっては話が進みませんので、そのようなことがないようにします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

委員会は３回というのはないんですが、委員によって３回までということで。３回という決めはございません。

３回とは決まっておりませんので。

質問を続けていただいて大丈夫です。

質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

私たちの予算書の104ページ、便利バスが走る事業についてお伺いします。

こちらのその他の財源５万円とあるんですけれども、こちらの予算書のほうでは、多分53ページ

の有料広告掲載料の92万4,000円の中の一部ではないかと思うんですけれども、こちらの広告料は、多分、これまた委員会資料の33ページの過去３年間の便利バス利用者実績の中にすずき整形外科クリニックとクスリのアオキ、あと多分、バスの外側の東洋不動産かな、ぐらいな感じではないかと思われるのですが、その中で道仏の停留所。こちらがカスミという大きなスーパーがあるんですけれども、停留所にカスミ前という掲載がなくて、町の方は結構言ってほしいという要望がございまして、確かに道仏というだけよりもわかりやすいなと思うんですが、多分、これは広告料をお支払いいただけないからということだと思うんですけれども、こちら１件の広告料が、これは全体で５万円になっているので１件お幾らになるのかお聞かせください。

あと、こちらの過去３年間の便利バスの実績なんですが、あれだけ予算で結構もめたバスですけれども、今回バスが新しくなっているにもかかわらず、乗降者数が減っているんですよ。これは、どうして減っているのか、そのあたりは調査はしているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田と申します。

まず、１点目の便利バスの関係でございますけれども、道仏の停留所がありまして、そこにはカスミがあるということで、カスミというようなものをすずき整形外科クリニックさんですとかクスリのアオキさんと同様、入れたほうがわかりやすいというご質問なんですけれども、こちらのほうについては、相手の了解を得られないことについてはサブタイトルが入らないということで、まずカスミさんのほうと交渉の上、考えて検討させていただければというふうに考えております。

また、１件の広告料なんですけれども、年額２万4,000円という形での広告料を、サブタイトルをつけているところについてはいただいているような状況でございます。

また予算委員会の資料の33ページで、過去３年ということでバスの利用実績を上げさせていただいているところでございますが、今年度については前年に対しまして、マイナス今、4,541という形になっておりますけれども、こちらのほうは比較といたしまして、30年度については１月末現在までの数字しか実績としてあげられないものですから、前年比でマイナス4,541という形で減になっているような状況でございます。

残り２月、３月と二月ございますので、昨年並みないしは、もうちょっと延びで増加するのではないかというような考えがあるところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございます。

全体の人数が、そういうことでわかりました。ただ、せっかくバスが新しくなって、かなり表示もわかりやすくなっているので、もう少し利用者が増えるといいなと思うんですが、実際この道仏の利用者数を見ると、少なくなったと言っているんですけど、その今の１月現在までと言いながら、道仏のところは28年度と比べると、ここだけでも1,000増えているんですよ。ということは、ものすごくご利用されているということで、こういうことをカスミさんのほうにもよくご説明いただきまして、年間２万4,000円ぐらいの広告料であれば、ぜひお支払いいただきたいなと思うところと、

これは私の個人的な意見になってしまうんですけれども、免許返納をしたときに町のバスの回数券をプレゼントというのがあったと思うんですが、それだけではちょっと弱いのかなと思ったりもしましたので、例えば町のバスでお買い物に行くときって、必ず往復で行かれると思うんですけれども、往復で200円ですよね。１日券を買うと、あれはどこでも乗りおりできるわけですよね。１日券とは、多分バスで乗ったら運転手さんが書いてくれて渡してくれるんですけれども、それを例えば、１日券をカスミだとかアオキだとか、そういうところに行ってお見せいただけた場合に、例えばポイントがつくとかそういうことにしていただけたりとかという交渉をしていただくと、バスに乗ってくださる方も増えるのかなと思ったり、免許返納の方が増えるのかなと思ったりもします。で、カスミとかアオキさんのほうにも、そういうご提案をしていただけたら、これは要望なんですけれども、とにかくこの増えている数をご確認いただいたりとかしていただけるといいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　要望ということで。

はい、わかりました。

ほかに質疑はございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

すみません、ＰＣ管理でちょっとお尋ねしたいんですけれども、お金のことじゃなくて。

250台買うということですけれども、その250台は、課によってパソコンの性能が違うんですか。

情報量の多い課は性能のいいパソコンで、そうでもないところはレベルの低いパソコンなのか、全く同じなのかということと、それとパソコンの使い方なんですけれども、全部の課でデータを共有しているのかどうか。

例えば、教育で学校給食費が未払いの家がどこのどこですよということが、教育の部署じゃなくて全部の職員がのぞき込むことができるのか。駅前広場何千万かでどこか買収したら、それは課以外の人も職員は全部読めるのか。それとも課だけで、閉じているものなのか。

その辺、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○情報担当主査（富永貴雄君）　情報担当主査、富永です。

ただいまのご質問につきまして、まず性能面でありますが、基本的にまず全職員同じ性能の端末を用意することで考えております。

続きまして、データの共有の関連なんですが、こちらは、中には例えば仮に障害者に関する方の情報が入っていたりとか、そういったものがありますと、他課の人間が見てしまいますと余計なことを知ってしまうことになりますので、それは課の中とか担当の中で、そこだけしか見られないような形で情報の見られる制限をしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　よくわかりました。

次の質問ですけれども、チャブ台トークなんですけれども、去年は盛んにネガティブ発言は控えるように。壁にも張ってありましたよね。張り出したし、なおかつ何度も注意していました。発言する人たちに。あれ、ことしも同じようにやるんですか。

非常にみっともない張り紙だったように、私は思うんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　企画財政課担当主査。

○対話のまちづくり推進担当主査（小川雅也君）

対話のまちづくり推進担当主査の小川でございます。

チャブ台トークのときの話をするルールの話かなと思います。

一応、チャブ台トークのほうが、ワールド・カフェというルールに則ってやっております。

ワールド・カフェにおきましては、なるべくたくさんの皆さんの意見を集める、アイデアをたくさん出す。でアイデアにアイデアを重ねるということで、この町をよくするにはどうすればいいかというようなアイデアをたくさんいただくような方向でやってございます。

その中でほかの人の意見を、よく出てしまうのが遮ってしまったりとか、一つのアイデアに対していやそれは無理だよとか、それはできないよとか、どうしても批判みたいなものが出てしまうことがございます。

やはりたくさんのアイデア、この町をよくするためのものを出したいというのがありまして、できる限りそういったものはなしにして、とりあえずアイデアを量出しましょうということで、ワールド・カフェのほうをやってございますので、一応そういうようなルールのほうを設けさせていただくという形になっております。

なので、来年度につきましても、一応会議のルールみたいなものは設けさせていただきまして、実施していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　そうしましたら、やはりネガティブ発言はやめましょうとか、控えましょうとかという否定形な指示ではなくて、たくさんの意見をお願いしますということで十分だと思うんですけれども。

例えば、水道代を20立方じゃなくて10立方にしなさいとか言っていた人がいたわけですけれども、しつこく食い下がると、それネガティブ発言なのかなと思って、私は傍聴席で聞いていたんですけれども、やっぱり控えてくださいと言われると、これしゃべっていいのかなと思って、逆にいろんな意見が出なくなる。町のいいところだけ述べてくださいとかって言うと、いいところだけたくさん聞いて、それをまた広報でこんなにいい意見が出ましたということで、完全にこれパフォーマンスになってしまいますので、これはやめていただきたいと強くお願いします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢ですけれども、前段者からいろいろと質問が出て理解はしたんですけれども、何点か質問をさせていただきたいと思います。確認も含めてお願いしたいと思います。

企画財政課、大変宮代町の職場の中でも中枢的な課ということで重要なポジションなんですけれども、その中で何点か質問するんですけれども、ようやく第４次宮代町総合計画があと数年、32年で一応終わるということなんですけれども、それに加えて新しく第５次が取り組まれるわけなんですけれども、ここでひとつお聞かせをしたいと思うんですけれども、第４次総合計画がいよいよ終わるということなんですけれども、この第４次総合計画をどのようにまとめていくのか。次のステップに向けて、少なくともこの10年間の第４次の総合計画をどのようにまとめていくのか。また、そういう総括をするような場があるのか、ひとつお聞かせ願いたい。

また、同時に第５次に向けての一応審議会が立ち上がろうというふうに思っているんですけれども、このメンバーなんですけれども、宮代町ずっといろんな審議会を見ますと、有識者、各団体の

役員、公募、市民ということでそれぞれ呼びかけて審議会をつくるんですけれども、ともすれば大変言葉が悪いんですけれども、同じようなメンバーが出てくるおそれがあるという感じがするわけです。

どうしても声を上げる人は手を挙げて、毎回出てくるような人もあるやなしに聞いておりますけれども、このメンバーをもう少し違った視点で公募してもらいたいなというふうに思っていますけれども、そういう考えがあるのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の44ページのほうなんですけれども、財産収入でございます。

財産貸付収入ということで、前段者からも若干質問がありましたけれども、いろいろ貸し出しをしている財産があるんですけれども、この貸し付けに当たっての額、これをどのような形で決めていっているのか、見直しなんかはしているのかどうか。

例えば今回の予算書を見ますと、商工会の関係なんかは若干貸付料が下がっているというふうに思っているんですけれども、この見直しの関係はどのような形でやっているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、やはり前段者から公用車の町長車ということでいろいろ質疑があったんですけれども、一応買うとした場合、そういう方向でいっているわけでございますけれども、例えば、宮代町公用自動車管理規程というのがあるんですけれども、この中に町長車ということで載っておりますよね。あとは各土木工事車両だとかいろんな形で載っておりますけれども、この町長専用車、何か聞くと多目車、町長車がもちろんメーンなんですけれども、いろんな形で利用するような答弁をいただいたんですけれども、町長車として今回買うのか。町長車以外にも使用するような場があるのか、ひとつその点を確認したいと思います。

この管理規程によると第２条の中に町長車ということで載っておりますので、町長専用車なのかそれとも多目的な車両として買うのか。その点をひとつもう一回確認をしたいというふうに思っております。

とりあえず、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　企画財政課主幹の榎本です。

第５次総合計画、４次総合計画をどのようにまとめていくかというお話ですが、第４次総合計画は、その前の総合計画と異なりまして、半期ごとに事業の成果というのを町の広報ですとかホームページ、議会の皆さんにもお知らせをしているところです。

そういった意味で、進捗状況は常にお話をさせていただいているところなんですが、最終的には町の自治体経営会議ですとか、その前に担当者間ですとか課長間ですとか、自治体経営会議などで最終的な評価をして、その中で積み残しの部分があれば、それを第５次総合計画につなげていくですとか、そういった検討をしていくものと考えております。

そのほか審議会のメンバーですが、毎回同じような方がいるんではないかというお話があったかと思います。

前回の第４次総合計画をつくる際には、13人の委員がいらっしゃいました。実はその際、残念なことに女性の委員というのが１人しかいなかったという経緯がありまして、今回はそういった男女比なんかも、なるべく半分半分になるような調整をしていきたいというふうに考えております。

そのほか、公募市民についても２つ枠を設けさせていただいて、男女均等になるようにということと、あとは同じ方が多くなるようなというお話もあったかと思うんですが、これまでどちらかというと広報ですとかホームページで募集をする、今回も募集はさせていただいているんですが、今年度行いました、10年後を考えるワークショップでアンケートをとらせていただいていまして、そちらに今後町のこういったことにかかわる機会があれば参加したいですか、どうですかというように聞いたところ、約７割ぐらいの方からこういった機会に参加したいというお話もあったものですから、こういった参加者にも、直接こういった審議会のご案内をさせていただきたいというふうに考えております。

このワークショップには、比較的若い世代の方もいらっしゃいましたので、今回の審議会の公募枠には、そういった形ではいろんな世代の方に参加いただけるような形になるかなというふうに期待しているところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田です。

44ページ、財産収入の関係でございますけれども、貸し付けに当たって、額がどのように決められているのかというご質問でございます。

唐沢委員さんのほうから商工会のほうの関係の提案がありましたので、こちらに基づいてちょっとお話のほうをさせていただければというふうに考えております。

商工会のほうにつきましては、この３月31日で一度契約が切れます。で、また新年度を迎えて４月１日からの契約更新という形になりますけれども、その試算の仕方でございますけれども、固定資産税評価額これに普通財産貸付料率100分の4.2を掛けまして、公共的な利用ということでそれを半分に割り返した額で試算のほうをさせていただいているような状況でございます。

そういった関係で、前年比に対して若干評価に対して下がりがあるということでのご理解を願えればと存じます。

続きまして、町長車の関係で規程上、町長車専用車ということでうたっているということなんですけれども、基本、考え方として、専用車という形で考えているところではございます。しかしながら、先ほど来からの答弁の中でいろいろな目的のもとにも使わせていただきたいという答弁をさせていただいているところでございますので、場合によっては捉え方といたしましては、多目的というような捉え方になる場合があるかと思います。しかしながら、私どもとしましては町長車専用ということでまずは捉えていただき、重複しますけれども使い方によっては多目的な使い方になってしまうということでお考え願えればと存じます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

要望も含めて再質問をしたいと思いますけれども、審議会のメンバーのことなんですけれども、改めて申し上げませんけれども、できる限りいろんなジャンルの人をひとつ入れてもらいたいなと、年齢もしかり特にやっぱり女性を登用してもらいたいなというふうに思っています。また同時に地域的な関係も含め年齢的な関係も含めて、くどいようですけれども、いろんな人を入れて今後の宮代町の10年後を決めるわけですから、いろんな人をひとつ入れてもらいたいということを要望しておきたいと思います。

それから庁用車の関係なんですけれども、そうしますと、この規程を変える、宮代町公用自動車管理規程を変えるということなんでしょうか。この中に明記をされております。町長専用車ということになっているんですけれども、何か今後は多目的にも使っていきたいというような話もありましたけれども、そういうことでこの規程そのものを変えていくような考えがあるのかどうか、ひとつ再度お聞きをしたいというふうに思います。

それから、貸し付けの関係なんですけれども、商工会の関係わかりました。

そのほかに貸し付けをしているいろんな、細かいことは言いませんけれども、今後いろんな形で見直しをしていく用意があるのか。前段者もちょっと安いなんていう話もありましたけれども、いろんな意味でやはり貴重な町の財産ですから、やはりできる限り収入を若干でも上げるようなそういう工夫と申しますか、考えてをひとつ数字で表してもらいたいということなので、そういう今後のこういうものを見直すような考えがあるのかどうか、再度ひとつ確認をしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田と申します。

まず、１点目の規程の関係でございますけれども、現段階では規程の改正、申しわけございません、考えておりません。

続きまして、２点目貸し付け。

商工会以外にもあるということで見直しをしていくのか、また収入を上げていくような工夫をお願いしたいというようなことでございますけれども、貸し付けに関しましては、契約満了と同時にその都度、場所によっては考え方が違うんですけれども、評価額に基づいた額を算出の上、精査しておりますので、それに見合った額でいいという形で捉えていただければと存じます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　企画財政課主幹の榎本です。

審議会、多様なということで、こちらについては町の総合計画ですので、多様な方を人選していきたいというふうに考えております。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。

質疑じゃなくて、ちょっと教えていただきたいのですけれど、48ページなんです。

繰入金の土地開発基金繰入金がありますよね。5,288万円。これについて、消防団の詰所を買うと。これはもう額は決まっているということなんでしょうか。

それで、初めてなのかちょっと忘れちゃったんですけれども、土地開発基金を通すというか、その意味というか、その辺を教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

土地開発基金の繰入金についてですけれども、土地開発基金につきましては、土地開発基金を利用して町が取得する場合には、町の会計に一度繰り入れてから町の歳入歳出予算に計上して、用地を購入するというふうになってございます。

今回は、土地開発公社で取得している土地を、土地開発基金から町のほうに一旦お金を入れまして、その土地開発基金の現金で公社から町のほう

に用地を買い戻すということになります。

金額につきましては、既に公社で取得した価格が、その当時5,288万8,000円ということでしたので、金額につきましては今確定しているというような状況でございます。

過去にも、平成11年、12年ころに同様に用地を公社から買い戻しを行っておりまして、その公社の名義の土地を町の名義に変えるときには、このようなやり方を今とらせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　じゃ、その土地というのは、どの辺で何平米か。お願いします。

○委員長（九山妙子君）　企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳と申します。

場所は、字道仏の55番地。平米が601平米で、金額は5,288万8,000円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

何点か質問させていただきます。

１つは、便利バスのことでございます。ダイヤが運行ルートが変わったんですけれども、その後、変更後に利用者とか住民、そして運行会社のほうから何か要望とかそういう要請とか、そういう何かあったのかどうか、その辺のところをお聞かせください。

それと、庁舎管理事業でございます。前段の人から７月いついつ末に庁舎内のやつは全廃するということで言われています。

私はちょっとそれだけじゃなくて、春日部などでは駅周辺とか公園など広場をきれいにしているということを聞いております。また見てきました。

そして、私は宮代町学園台の住民から、公園の中でたばこがかなり落ちていると。ここに、学園台の鉄道沿いの小さな公園なんですけれども、たばこが落ちていて、私拾っているんですよと言われたんです。

そういう子供さん、幼稚園生とか保育園生だかわかりませんけれども、遊びにあそこに来ているんですよ。で、そういう人たちが来る公園、本当にたばこ吸っていていいのかなという感じがするので、その辺のところを議論されているのかどうか。企画課のほうで。

ぜひ、今回はそういう予算づけはされていませんけれども、ぜひその辺のところは大衆が集まる場所です。議論してやっていただきたいなという感じはします。

それと、ＯＡ管理事業でございます。80ページになります。

それのことについてなんですけれども、この事業はどのように発注方法とか何社応募したのか。で、業者は選定するに当たって、この宮代町で何回ぐらい、もう受注しているんでしょうか。

これ、あとまだ決まっていないというであれば、また別なんですけれども、これのほうの受注の方法とか、また受注会社は何回くらい宮代町で応募して何回ぐらいやっているのか。

それと、使用料も賃借料のほうもわかっているのかちょっとわからないので、その辺のところも教えていただきたいと思っております。

あと最後になりますけれども、先ほど女性の登用ということで言っていました。企画財政課の職員のあれを見ると、１名か、このアヤさんというのかわからないですけれども、女性だか男性だか。

ちょっと少ないような感じします。それと同時

に、これは企画財政課のことなのかどうかわかりませんけれども、幹部職員が少ないと、女性の。

その辺のところ、どう思っているのか。これ総務になるのかな、やっぱり。少なくとも企画財政課では職員が少ないということは見受けられるので、その辺のところはどういうふうに考えているのか教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　２時１９分

○委員長（九山妙子君）　皆さんおそろいになりましたので、再開いたします。

引き続き、企画財政課分の質疑を行います。

では、答弁お願いいたします。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田と申します。

山下委員さんからの、まず１点目の便利バスについてのご質問でございます。

ダイヤ改正後、要望等はあったのかというご質問ですけれども、ダイヤ改正後、従来どおり同じようなタイプの時刻表のほうを作成させていただいた上で、全戸配布のほうをさせていただいたところでございます。ご高齢の方にとっては、ちょっと字が小さいということで、見えづらいというようなお話をいただいたところでございます。それにつきましては、Ａ４判で拡大した時刻表をバス車内ですとか、あとは企画財政課の窓口のほうで置いて、皆様方に配布をさせていただいているような状況でございます。

また、バス車内におきましては、降車ボタンを新たに設置させていただいたところでございますが、当初においては、降車ボタンの押す位置がちょっと高いというようなお声もいただいたところでございます。それにつきましては、お声をいただいた後、早急に対応のほうをさせていただきまして、若干低い位置に改めて追加という形で降車ボタンを設置させていただいたような経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　管財担当の高澤でございます。

禁煙に関しまして、今回企画財政課のほうでは、庁舎及びコミュニティ広場についてのご説明をさしあげています。

今回の７月１日からの禁煙に関しましては、健康介護課のほうで音頭を取って、そちらのほうでちょっと担当をしておりまして、公共施設が全て敷地内禁煙ということで考えている次第でございます。

なので、それ以外の例えばほかの施設につきましては、全体的な健康増進法のお話ですとか、その趣旨に関しましては、健康介護課のほうにお聞きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○情報担当主査（富永貴雄君）　情報担当主査、富永でございます。

ご質問のＯＡ管理事業の、こちらはパソコンの入れかえいうことでご質問をいただいているんですが、こちらは、まず予算を全部審議いただいてその後に執行するものでございますので、内容といたしましては、業者とか、そちらのほうがまだ

未定でございまして、仮に行うものであれば入札をということで考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

ＯＡ管理事業なんですけれども、まだ予算化されていないしということなんですけれども、今まではありまたよね、どういうふうにやってきたということは。その辺のところは、どうなんでしょうかね。今後もあるんで、また選定をやるんだと思うんですけれども、何社か応募してくるんだと思うんですけれども、何社ぐらいを予定しているのか、また去年はどういう実績だったのか、その辺のところも教えていただければありがたいなと思っております。

使用料も賃借料のこの予算上じゃ一番高い部類に入っているんですけれども、この辺のところは、どのように決めているのでしょうか。

それと、健康管理課で敷地内のことでは全面的にやるんだけれども、細かいことはということでわかりました、それについては。禁煙の公共施設の場では、そういう話し合いはしているんだなというふうに、それはわかりました。

それと、これは総務課だったんですけれども、企画財政課として女性の職員が少ないということをどういうふうに思っているのか、それのところだけをちょっとお聞かせ願えればありがたいなと思っているんですけれども。決めるのは総務課かもしれないですけれども、企画財政課として大丈夫なのか、きょうも来ているのも男性ばかりしか来ていないので、どういうふうに考えているのか、その辺のところは、女性の登用を多くするということで幹部なのかも多くするなんて話だったんですけれども、いや、実態は変わらないよという感じで見ているんですけれども、企画財政課としてはどういうふうに考えているのか、増やしてほしいと思っているのか思っていないのか、その辺のところをちょっと教えていただきたい。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○情報担当主査（富永貴雄君）　情報担当主査、富永です。

前回ということでしたので、実はこちら、前回が2010年に更新したものでございまして、結構前の状況でございます。

このときは、ちょっとすみません、今手元にちょっと資料がないもので恐縮なんですが、正確な数字はちょっと申しわけないのですが、５社以上の業者さんに入っていただきまして、入札。その結果、リースという形で契約をしておりました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　企画財政課長の栗原です。

男女比については、男女半分ずつというのは当然のことだと考えます。また、宮代町役場全体で管理職であるとか主査であるとか、それぞれの比率がありますので、そういう管理職のそういった比率を高めるということに関しては、総務課のほうで担当になるかと思いますので、そういうことなんでしょうけれども、普通に考えれば男女半々というのが理想の社会なのかなというふうに思いますけれども、その割り振りに関しては、今言いました管理職とか、一般職員とかの男女の割合というのは総務課のほうになってきますので、人事のほうを采配するのは総務課ですので、またそちらで聞いていただければなと思いますけれども。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

総務課のほうで聞いてくれということなんですけれども、管理課の責任者としてどういうふうに感じているのかと、もちろん半分ずつだと言っていますけれども、現実はここに出てきても男性ばかりですよね。その辺のところもどういうふうに感じているのかなというふうに思って、それを反映するのがやっぱり管理職じゃないかなと、総務課に反映するのが管理職じゃないかなと思っているんですけれども、その辺のとこの考え方というんですか、課としての、あるかないか。なければないでいいですよ。ありますか、答えてください。

○委員長（九山妙子君）　１点でよろしいですか。

○委員（山下秋夫君）　ちょっと待って。

それから、2010年に５社以上の入札だということ、これは使用料とか賃借料も同じで考えてもよろしいですか、質問なんですけれども。入札してやっているわけなんですか、それとも随時契約というか、どういうふうになっているのかなと思って。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　パソコンについては、基本的に入札ということになります。額の低いほうということになります。それで選考ということになります。当然、随時契約ということじゃなくて、複数社によってということになります。

男女比については、先ほど言ったとおりになるかと思うんですけれども、今宮代町の現状を見ると、管理職の人数等、きょうここに来ているのは、副課長、主幹、主査ということになりますけれども、宮代町全体で女性課長であるとか、副課長であるとか、女性主査の割合がそもそも低いので、現実的にはそうはなっていないのですが、もしかなうことであれば、半々というのが理想であるというふうに思っていますけれども。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　循環バスのことで、今の業者が入るときに、新しいバスがまたコースを走るときに、乗降場所、危険な場所があるというのを直していないよね、それだけ。言ったはずだから、当然、要望としてあるとこで、あるところが、乗降するときに危ないところがあると、年寄りなんか、本当に。それを直してくださいと言ったら、はいと言ったんだけれども、一向に直っていない。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

○委員（小河原　正君）　ゆっくりムードだよね。はっきりやってくださいと言ったら、わかりましたと、一通り乗ってみますと言ったんだから。そういう大事なことをちゃんとやってくださいよ、予算組むのもいいけれども。そういうのは課長、ちゃんと指導しないと。職員をいじめるんじゃないけれども、町民の側に立ってやってもらいたい。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（栗原　聡君）　この後、すぐに確認させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

もう一点、ちょっとバスのことで、先ほどちょっと予算にかかわるかどうか迷ったので聞かなかったんですが、今先ほどちょうど出たので、話題に、時刻表が拡大コピーをお願いしますと前に私のほうから言わせていただいて、それでバスのほ

うにも置いてくださいとお願いして、この前確認したら、置いてくださってはあったんですけれどもすごくわかりづらかったので、もう少しわかりやすい形、皆さんがすぐ手に、ああ、時刻表があるなというところに、縦型に置いていただき、何か運転手さんのところにも、ただクリアケースに入っているような状態だけだったので、もう少しわかりやすいように、すぐ手にとれるような形にしていただきたいなということが１点と、あとバスではなくて、次が私たちの予算書の101ページで、ふるさと納税の管理事業の一つに宮代桜イルミネーションがありまして、予算書のほうが87ページ、桜管理委託料に311万8,000円かかっていて、その中の一つが桜イルミネーション事業の実施となっているんですけれども、今年の冬もイルミネーションがされていまして、竹のイルミネーションなども今年はプラスされて華やかにはなってはいたんですけれども、何しろ寒い期間なので、そして駅前通りとは違ってちょっと横にそれているので、なかなかそんなに歩く方がいる感じではないのがちょっと寂しいなと思ったのと、去年もたしか予算のときに、ほかの議員さんも上げていましたけれども、せっかくの桜が満開の季節の夜が真っ暗で、去年の桜の時期も見に行ったんですですけれども、この桜をライトアップしたほうがきれいではないかなと、夜桜、少し暖かくもなりますし、夜桜がきれいにライトアップされたほうがいいんじゃないのかなとちょっと思ったので、せっかく予算をつけるならば、イルミネーションもいいんですが、そちらもあったほうがいいのかなと思ったんですけれども、そちらのお考えに、こちらは入っていないんでしょうか。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（押田昭浩君）　企画財政課、押田と申します。

便利バスの時刻表の拡大コピー、こちらのほうについては、車内のほうにクリアファイルに入って運転席の脇に置いてあるだけの状態ということのご指摘なんですけれども、配慮が足らず大変申しわけございませんでした。

確かに私どものほうでバス会社のほうにお願いした際に、ご年配の方で見づらい方については多分要望があるでしょうから、こちらの拡大コピーのほうをお渡ししていただきたいということで、それだけのお願いでしたので、そちらのほうについては、ご指摘を受けたとおり改善に努めたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳でございます。

ふるさと納税のご質問ですけれども、実際の桜イルミネーションに実施につきましては町民生活課のほうで所管しておりまして、ですので、今ご要望いただいた内容を伝えさせていただきます。もし詳しいことになりましたら、町民生活課の審議の際に、もう一度ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草ですけれども、２点お願いします。

１点目は、都市計画税なんですけれども、都市計画税は税務課だと思うんですが、この分配につ

いては企画財政でいいのかどうか、よろしいですか。

それでは、私たちの予算書の７ページに都市計画税の使途の内訳が出ているんですが、東武動物公園駅東口の整備事業、これがかなりほかに比べて金額が低いんですが、都市計画税の目的からすれば、今まさに東口の整備にかけるべきとは思うんですが、この辺の配分の内訳について、どのような配分なのか、お願いをします。

それから、もう一点は、総合計画なんですけれども、総合計画自体は第４次総合計画の時点で、つくらなければならない総合計画から、任意の計画ということで、町の判断でできるようになったのが第４次からですけれども、今回第５次を準備されているということで、自動的に第５次に移行するわけではないと思うんですが、10年計画ということで、恐らく同じように前期、後期の実行計画ということになるんだと思うんですが、計画自体が10年というのは、考え方にもよるんでしょうけれども、ちょっと長いような気もいたします。この辺の第５次総合計画をつくるに至った理由と、同じような10年でいいのかどうかというのが問題にならなかったのかどうか、それから、総合計画自体が首長がかわったときに、前の総合計画を踏襲するような形になりますが、首長の任期に合わせて総合的な計画をつくったほうがいいのではないかという議論も、ほかのところだと思いますが、あると思います。その２点、期間の問題と、それから首長の任期に合わせた計画の作成の有無について、大きくは２点お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

都市計画税の配分につきましてお答え申し上げます。

私たちの予算書７ページにもございますとおり、今現在、都市計画事業としまして、都市計画道路整備事業と東武動物公園駅西口、東口の整備事業にそれぞれ充てております。

この３事業は、いずれも国庫補助対象事業となっておりまして、予算では補助率が今50％ですので、補助金が２分の１つきます。その補助がつかない補助裏というんですけれども、その補助裏には今交付税算入のある有利な地方債を活用することができますので、今の財源の充て方の優先順位としましては、事業費に対してまずは国庫補助金が当然入ってきまして、その補助裏負担分については、交付税算入なり有利な地方債を充てると。その残りについて都市計画税を充てると、それで残ったものが、残りの一般財源というような順序で充てております。

その関係で、今の東口につきましては、用地購入と移転補償費がほぼ事業費の全部になっておりまして、ですので、それがほとんど補助対象になりますので、補助金を半分充てて、残り半分のうち、今地方債も90％は使えますので、その90％を充てると、結果として都市計画税を充てる事業費が少なくなっているということで、東口が特にちょっと少なくなっておりまして、この都市計画税の充て方は、いずれの事業も同じですので、結果としてちょっと今少なくなっていると。ただ実際には、国庫補助も満額つくことは今ほぼなくて、割落としが入ってきますので、その割落としが入ると、当然、有利な地方債を使える額も減ってまいりますので、決算のときには、都市計画税をもっと充当しなくてはならない状況になるかなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　企画財政課主幹の榎本です。

先ほどの総合計画については、ご指摘のとおり策定義務というのはなくなっているんですが、こちらのまちづくり、宮代町の将来像やその実現のための主要な政策施策を示す総合的なまちづくりの指針として、宮代町ではまちづくり基本条例というのを定めておりまして、そちらに基づいて、こちらはつくるものになります。

この期間については、ご指摘のとおり町長の任期に合わせて４年ですとか、あとは今回、都市計画マスタープランの検討も、別の部署になりますが、そちらでもまちづくりの20年とか、いろんな計画の計画期間というのが重なるところではあるんですが、最終的には10年の計画というふうにしたところです。

これについては、お話もありましたとおり、前期、後期と分けて考えるんじゃないかというお話もありましたが、やはり５年ごとに改めて考えるということも考えておりますし、あと具体的な基本方針から導き出された事業というのが、毎年毎年行われることになるんですが、この４次総合計画を振り返りますと、前期後期とも５年後の目標というのを定めて、それに向かって進めている事業を半期ごとに皆さんにご報告をしてきたところです。なかなかその途中で方向転換をするというのが難しかったという課題がありましたので、今後、こちらを定めまして、その目標に向かっていく際には、例えば数年置きにローリングをするですとか、そういった工夫を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○委員長（九山妙子君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　それでは、第１点目の都市計画税の分配使途の件なんですが、理由はわかりました。事業費が一番多いのに充当額が少ないというのがありましたので、目的からすれば少ないのかなというふうに思ったんですが、有利な貸し付け、あるいは補助率を考えれば、このようにということなんですが、例えば国庫補助金が２分の１つくんであれば、むしろ自前のお金を少し出して、その分、事業を早めるために事業費を膨らませて、国庫補助金を得るというような方法ができないのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、総合計画については、期間とか首長の任期に合わせたというのは、今結論が出るわけではありませんけれども、町の実情に合わせた計画とするためにはどういう計画がいいのかというのは、ぜひ議論していただいて、もう10年決めちゃえば10年先の話になりますので、早目に決めておかないと計画変更できませんので、その辺は時期を見て計画を、変更ありきではないんですけれども、何が一番いいのかというのは、やっぱり探る必要はあると思います。

それから、第４次の総合計画を策定する時点で、法改正があって任意になったわけですけれども、改めておわかりになれば、その趣旨について今一度ご説明いただけますでしょうか。法定必置から任意に変わったという理由について、改めてお聞かせ願えればと思います。

以上、２点お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○財政担当主査（青柳　誠君）　財政担当の青柳です。

東口に限らず国庫補助事業につきましては、ある程度全体計画を、今東口は恐らく７年だと思うんですけれども、７年の計画を国のほうに提出をして事業認可を受けてやっておりますので、なか

なかその計画どおりにまずは進めるということで補助をいただく前提ですので、なかなか事業費を膨らませてというのは、難しいというふうに考えてございます。

あとは、今は社会資本整備総合交付金というやつを使っているんですけれども、それも実際には都市計画道路整備事業と東西口の整備と、あとはインフラの修繕で道路町道18号線の修繕ですとか、あとは橋梁の維持管理だとか、そういった幅広く今いただいておりまして、実際には、各今この事業で幾らというような配分が今ちょっとなくなってきておりまして、ある程度、町全体で幾ら交付されて、それを各事業に振り分けるようなやり方にも今なってきております。ですので、なかなかどの事業を増やして申請するとかというのが、ちょっと今難しい状況ですので、当初示した計画のとおりに今は進めるということと、あと東口につきましては、やっぱり用地の取得が今メーンですので、当然、交渉相手方がいるような事業になりますので、なかなか過大に計上して実際にはちょっとできなかったとなりますと、国庫補助の認可を受けている手前、なかなかそういう状況は難しいので、計画的に進めざるを得ないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（榎本恭一君）　企画財政課主幹の榎本です。

先ほどの法廷必置ではなくなった趣旨については、地方分権がまさにそのとおりだと思っています。自分たちの町を自分たちの考えでよくしていくという、その覚悟を持ってまちづくりをしていく土台がここでできたのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　都市計画税なんですが、都市計画区域の中で都市施設の整備目的が主要な目的になるんだと思いますけれども、事業の中で、先ほどのご答弁の内容と重なるかもしれませんが、目的からすれば、少なくとも公債費の償還事業ではなくて、やはり身近な事業に投入すべきだと思いますので、予算の段階でその辺は有効な使い方というんですか、お願いをしたいと思います。

それから、総合計画については、まさにその地域独自の事業ができるようにという趣旨だと思いますので、これは今まさに第５次を進めている段階ですので、どうのこうのという時期ではないんですが、十分その期間とか、あるいは首長との施策の実行を考えると、もう少し検討する余地があると思いますので、少し長期的にもご検討いただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質問はございませんか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　ちょっと個人的なことの質問ですけれども、二、三カ月前にちょっとびっくりしたことがありまして、東京電力がうちに来まして、電信柱の工事。それでわかったことが、過去何十年かにわたって、うちの敷地に立っている電信柱の地代を、間違って役場に払い続けてきてしまったと、そういうことがわかったんです。そういう事例が、ほかにもあるのかどうか。

それと多分、四、五十年さかのぼるのかと思うんですけれども、それは返してもらえるんですか。いつから立っていたかというのはわからないんですが、私が子供のころもあったような気がするんですけれども、うちはいいですけれども、ほかに

もそういうことがあったかどうかということを、ちょっと聞きたいです。

〔発言する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　すみません、委員会ではなくて、もしかしたら個人的にお聞きに行っていただいたほうがいい話題では。

○委員（金子正志君）　だから、ほかにもそういう事例があるかどうかと聞いているんです。

○委員長（九山妙子君）　では、それこそお願いいたします。

答弁を求めます。

企画財政課担当主査。

○管財担当主査（高澤　学君）　44ページ、45ページの中で、電柱・電話柱敷地貸付料ということで、普通財産に設置される電柱・電話柱に対する敷地ということで、金子委員さんがおっしゃっているところは、多分恐らく道路の関係だと思います。私たち企画財政課のほうで管理している普通財産の関係、あと役場の敷地に関して、恐らくそういう事例があったとしたら、そういう隣接地の方からかと思うんですが、そちらの敷地に関しては、そういう事例は今のところ聞いたことはございません。

なので、ほかの例えば道路ですとか、公園ですとか、その他の施設の中で、もしかしたら過去にある可能性はあるんですが、私どものほうでは、そのような事例は今のところございません。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で企画財政課分の質疑を終了いたします。

暫時休憩です。

休憩　午後　２時５１分

再開　午後　２時５５分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

これより議会事務局分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

議会事務局長から出席者の紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（佐藤賢治君）　議会事務局長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

出席者につきましては、自己紹介をさせていただきます。

○議会事務局主査（折原　淳君）　主査の折原でございます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局主任（岡村恵美子君）　主任の岡村です。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。私は１点だけお願いしたいと思います。

議会費の中の会議録調整事業で、今度新規事業です。録画配信委託料ということで102万5,000円となっておりますけれども、これはこれまでも何回か、いろんなやり方があるし、それは予算があればピンからキリまでということになると思うんですけれども、これは確認なんですけれども、最低、質問者と答弁者はわかるようにはなると思うんですけれども、そういった点での録画配信の状

況と、それから、もう一度伺うんですが、これは９月議会から実施するというふうに記憶しているんですけれども、その辺。

それから、これは管理の関係なんですけれども、委託なんですけれども、議会が終わりますよね、定例会が、そうするとそういった機材というのはどういうふうに管理するのか、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

議会事務局担当主査。

○議会事務局主査（折原　淳君）　主査、折原でございます。

丸藤委員さんの質問に対するお答えを申し上げます。

まず、１点目でございますが、録画配信予算のほうの状況でございます。内容でございますが、まずカメラを議長、質問者、答弁者、３台ですね、こちらを設置する形になります。設置させていただきまして、私の想定なんですけれども、私がいつも座っている横にもう一台パソコンを置きまして、そこで画像の切りかえのスイッチを押す、そこで簡単な処理を行うという形でございまして、そのデータを議会が終わりまして、夕方事務局に戻りまして送信すると。委託業者のほうでその情報をもらいまして、三日ないし四日かけてホームページに上がるような状況にして、議長の許可を得て公表する、表に出るという内容でございます。

ある程度、こちらにつきましては事務局のほうで映像の記録としてエンコードパソコンのほうから記録を残して、それを送るという形で、役場の職員のほうでは、簡単な事務作業のほうを本会議中に行うという流れでございます。

続きまして、何月議会からスタートするかというところでございます。

こちらにつきましては、予算では12カ月分の予算をとっております。ただ業者さんはまだ決まっておりませんけれども、見積もりをとった業者と打ち合わせをさせていただいておりますが、こちら、まず６月議会で、まずお試しで本番想定で録画をさせていただき、そこで改善点等を確認して９月議会から本格稼働というところになりますが、この６月議会で、例えば明るさ等に特に問題がなければ、さかのぼってという形になりますけれども、６月議会からの分も出してはどうかなというところで、事務局の中では考えております。

３点目でございます。機材の管理ということでございます。

こちら、委託業者のほうで全て機材のほうを用意するという形でございまして、これは想定でございますが、一般質問の前日にカメラ等をセット、で３日間の一般質問を終えて、その機材につきましては、議場の中の音響室の中で管理をすることを想定しております。多少移動が出てきますので、この辺につきましてはワゴンを想定しておりまして、ワゴンで多少議場内を動かせるような形では考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

大体内容もわかったんですが、今も事務局は３人体制で大変なんですけれども、今のパソコンの隣、これを録画配信やることによるほかの職員の手助けというのは、特に大丈夫なのかどうか。今の体制でやるということ、やれるということを前提で考えもしたし、そういう導入に至ったわけなんですけれども、それはもう一度確認なんですが、大丈夫ですねということで確認したいんですが。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

議会事務局主査。

○議会事務局主査（折原　淳君）　主査の折原でございます。順次、お答え申し上げます。

こちらのエンコードパソコンを使って画像を切りかえる、画像データを、納めるデータを切りかえるという作業でございますが、実際、６月でやってみてという形になるんですけれども、実際、今私が議場で座っている隣が１人分座れるところがありますので、こちらにつきましては、今音響設備のほうを担当しております岡村のほうが、一緒にやるような形にはなりますが、なれてきてこれなら一人で大丈夫かなという場合につきましては、また音響室のほうに戻ってもらうというふうな体制を考えております。

以上でございます。

○委員（丸藤栄一君）　心配ないということ。

○議会事務局主査（折原　淳君）　申しわけございません。運用上は支障はないということで認識しております。

以上でございます。

○委員（丸藤栄一君）　はい。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　議員の研修についてのお尋ねなんですけれども、去年２泊３日で２回分使ってしまいましたので、今年は日帰りにして少ない予算にしたらよろしいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

例えば春日部で義務教育学校ができましたけれども、そこに視察に行く、電車とバスを使っていく。あるいは、久喜のタブレット議会は電車と歩いていける。極端に言えば、１日で２カ所行くことも可能です。予算を使わなくても十分研修になると思うんですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　これは事務局が決めることじゃないので、事務局に聞いても答えられないと思うんですが。

○委員（金子正志君）　先に予算を削っちゃっていただければ、日帰りでしか行けなくなるでしょう。

〔「それは、予算委員会で事務局を交えて事務局に質問するんじゃなくて、こちら側サイドで決めてということじゃないですか、最初に」と言う人あり〕

○委員（金子正志君）　こちら側って、私、相談された覚えはないですけれども。そういう会議があれば、私、日帰りの予算で来年組んでくださいと言いましたけれども、いつやりましたっけ、そういう話し合い。だって２泊３日になって予算が増えたときも、そういう話ではなかった。いつの間にか予算が増えていた。

○委員長（九山妙子君）　では、答弁を求めます。

議会事務局主査。

○議会事務局主査（折原　淳君）　主査の折原でございます。

お答えいたします。

これまでの経緯をちょっと説明させていただきますと、予算的にはこれまで議会運営委員会と広報委員会ですね、合同視察研修ということで１泊２日の経費を持っております。また、秋には総務文教委員会と福祉産業委員会の視察、こちらも１泊２日で持っております。平成30年度、今年度につきましては、２泊３日の予算を持っているところでございます。

来年度、また例年どおりやるということであれば、６月中旬でしょうか、視察が予定されるところでございますが、今のスケジュールの予定でございますが、来週に議会広報委員の皆さんと議会運営委員会の皆さんに視察先としてどちらがよろ

しいでしょうかという、どちらかですね、どういったところがよろしいでしょうかというところのご依頼分を委員長名でお出しする予定になっております。その中で各委員の方から視察テーマと希望地ということでお出しいただくことになるんですけれども、そのテーマが出てきた上で、それは１泊の必要があるのかないのかというところで判断するかと思いますので、これからの希望地として上がってくる場所次第で日帰りになることもありますし、宿泊を伴わなければならないというところもあるかと思いますので、予算は持っておりますけれども、必ずその予算を満額執行するという考えでは、今はございません。

以上です。

○委員（金子正志君）　はい、わかりました。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時０７分

再開　午後　３時０９分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で議会事務局分の質疑を終了いたします。

職員の入れかえをしますので暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時０９分

再開　午後　３時１５分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

これより会計室分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

会計管理者から出席者の紹介をお願いいたします。

○会計管理者兼会計室長（瀧口郁生君）　会計管理者兼会計室長の瀧口でございます。よろしくお願いいたします。

自己紹介をさせますので、よろしくお願いします。

○会計担当主査（加藤智浩君）　会計担当主査の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で会計室分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時１７分

再開　午後　３時２７分

○委員長（九山妙子君）　皆さんおそろいのようなので再開いたします。

これより税務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長の石塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金

子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課主幹（星野靖史君）　税務課主幹、星野と申します。よろしくお願い申し上げます。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。よろしくお願いいたします。

○資産税担当主査（清水頼孝君）　税務課資産税担当主査、清水でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　１点お伺いさせていただきます。

法人住民税でのことでお伺いしたいのですけれども、均等割というのは赤字会社でも払わなくてはいけないような金額になっているかと思うんですけれども、例えばる一ばんとかああいう状況で、住民税支払い義務があって、そういうものについても予算としては載せているのかどうかというのが知りたいのと、結局取れないのがある程度わかっているとは思うんですけれども、ほかにそういう会社が結構あって、実は上がっているけれども、実際もうほぼ取れないのはこれぐらいとか、規模というのはわかっていたりとかするものなのかという点をお伺いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁をよろしくお願いします。

税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長の石塚です。

予算書の12、13ページが法人町民税の今年度の歳入見込みとなっております。

まず、法人町民税の現年課税分のところをごらんいただきますと、歳入の概要でございます。町内に事業所等を有する法人の資本金額、町内の従業員の数に応じた税ということで、税率は最低が５万円でございます。最高が300万円です。特にご指摘をいただいております会社につきましては、そこの分は調定には計上はしておりますが、その下をごらんいただいますと収納率見込みでございますが、99.9％というような収納率の見込みを組んでおりますので、例年払えない、払っていただけない会社もありますので、まず、全体の調定額では見込んでおりますが、結果的に納めていただけない方がいるということを想定した収納率となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございます。

今一番わかりやすいる一ばんでお話したんですけれども、そういった今事業成績がよくないとか、はっきりいって言えばやっていないような会社でも、登記をやってずっと存続しちゃうような会社もあるかと思うんですけれども、そういう会社というのは町内に、そういう法人がどれぐらいいるというのは把握できているものなのかお伺いをいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長の石塚でございます。

未申告の法人ということだと思いますが、税務課では毎年度の各法人からの申告書をもとに基本的には調定を上げております。ただ、未申告の法人については毎年度数社程度上がってきているのはわかっておりますので、そこについては申告をいただくように申告の催促等は定期的に行っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かお願いいたします。

まず、歳入の12、13ページの個人町民税なんですけれども、確かに708万6,000円減額を見込んでおりますけれども、昨年までは道佛地区の転入者数の増加を見ていたのだけれども、もう、転入者がピークを迎えたということなんでしょうけれども、それにしても極端にだからといって新年度については、今度は生産年齢人口の減少に伴う納税者義務者数の減ということで、前年度よりも減額ということで見込んでおりますけれども、この辺の見込みの内容です。もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

それから、同じく固定資産税につきましては、これは新築家屋数の増加ということで、償却資産についてはこれまでの実績だということなんですけれども、この辺の積算根拠です、どういうふうな状況になっているのかもあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、次のページの軽自動車税なんですけれども、これは例年登録台数の増を見込んでいるということで、この点についても課税標準、どういうふうに見込んでいるのかご説明をお願いしたいと思います。

それから、16ページの環境性能割の関係ですけれども、これは消費税率の改定による自動車取得税の廃止に伴うということなんですけれども、これはそうしますと、軽自動車分としての関係なんですけれども、これは廃止前の状況と新たにこういうふうに改定された分の収入額です、これは対比してどうなのか、その点。これは廃止されて新ただから94万2,000ということなんですけれども、その前との、これまでの比較をしてどうなのかということでご説明を願いたいと思います。

それから、18、19ページの町たばこ税についても、売渡本数の減少ということなんですけれども、どういうふうにして見込んで予算を立てられているのか、その点をお願いしたいと思います。

それから、その下の都市計画税なんですけれども、これも固定資産税と同じなんですけれども、新築家屋数の増加というのはわかるのですが、そのほかはどういうふうな状況なんでしょうか。新築家屋数の増加等ということなので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、歳出のほうなんですけれども、94、95ページの徴収対策事業で、特に徴収事務指導員報酬の報酬がなくなったということなんですけれども、これはこの徴収事務指導員はこれまで２年だったら２年でしたか、どういうふうな指導員の助けを借りると言ったらおかしいですけれども、どういうふうな内容だったのか、報酬と費用弁償分の減なんだと思うんですけれども、この内容についても確認の上でもう一度ご説明願いたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、１点目の個人町民税の減の要因というところでございます。積算根拠でございます。まず、個人町民税の均等割につきましては、こちらのほうは人口、生産年齢人口、納税者数、こちらのほうの過去の平均を考慮いたしまして、生産年齢人口については近年減少傾向にあると。また、人口につきましても人口増がこれまでの増より鈍化し

ていると。また、納税義務者につきましては、30年７月現在で減のほうに転じているということから、均等割につきましては１万7,169人ということで前年比0.1％の減で見込んだところでございます。

所得割につきましては、平成30年10月現在の調定をベースに特別徴収についてはプラス１％、普通徴収につきましてはマイナス３％、退職所得につきましてはマイナス11％という状況にありまして、こちらのほうも合わせまして前年比187万3,000円の減、0.1％の減と算定したところでございます。

続きまして、固定資産税の積算根拠でございますが、固定資産税については予算額14億7,898万9,000円ということで、前年比3,064万3,000円、2.1％の増でございます。こちらの増の主な要因といたしましては、家屋におけます新増築家屋の評価増、こちらのほうをプラス前年比200棟と見込みまして、家屋のほうは2,409万6,000円の増、また、償却資産につきましては前年度の実績がプラス、30年度の実績がプラスに見込まれることによりまして、1,045万9,000円相当ということによりまして、この２つの要因が大きな要因でプラスとしたところでございます。

続きまして、予算書14ページの軽自動車税の積算の登録台数でございます。

まず、第１種につきましては980台。第２種甲につきましては245台。第２種乙につきましては80台。小型特殊、農業につきましては845台。小型特殊、その他につきましては27台。軽二輪につきましては345台。軽四輪、貨物、営業用につきましては62台。軽四輪、貨物、自家用につきましては1,231台。軽四輪、乗用、営業用につきましては１台。軽四輪、乗用、自家用につきましては5,231台。小型二輪につきましては379台。ミニカーにつきましては27台。ボートトレーラーにつきましては11台。以上、軽自動車につきましては登録見込み数の計9,455台を見込みまして、予算額6,200万9,000円、前年比361万9,000円。6.2％の増と見込んだところでございます。

続きまして、18ページ、町たばこ税の売渡本数の積算根拠でございますが、町たばこ税につきましては喫煙環境の厳しさや健康志向の高まりによりまして、年々売渡本数のほうも減少傾向にございます。過去の決算額や売渡本数の推移による積算によりまして、旧三級品以外につきましては2,693万本。旧三級品につきましては97万本ということで、合計2,790万本を見込み、積算したところでございます。よって、予算額につきましては１億5,716万円。前年比827万4,000円。５％の減となったところでございます。

続きまして、軽自動車の環境性能割の積算の状況でございます。環境性能割につきましては消費税の引き上げに伴いまして、国、地方を通じた自動車関連税制の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で簡素化、負担の軽減、クリーン化の観点から見直しを図るとされ、創設されたものでございます。

従来の県税であります自動車取得税を廃止いたしまして、環境性能割を設け、現行の軽自動車税については種別割として再構築するものでございます。税率は当面の間２％を上限として、燃費基準達成度に応じた３段階の税率となっているところでございます。賦課徴収につきましては、当面の間県が行い、市町村に払い込み、市町村が事務取扱費を交付するという形になってございます。こちらの積算につきましては、県の積算資料に基づきまして、自動車取得税の６分の１が軽自動車税分ということで、あと、２カ月おくれで町のほうに入ってくるということで、30年10月から始ま

るところですが、４カ月分として積算を行いまして、県のほうから12月に試算額が示されたものでございます。こちらのほうで94万2,000円という形で積算させていただいたところでございます。

続きまして、18ページの都市計画税の積算の状況でございますが、都市計画税につきましては平成30年10月時点の調定額のデータをもとに市街化区域等の土地及び家屋につきまして、土地は地価下落に伴う減少分、負担調整によります増加分、家屋につきましては新増築家屋の増加分、こちらについては市街化区域内150棟分ですか、こちらのほうを加味して積算したものでございます。土地につきましては8,027万8,000円、家屋につきましては7,008万4,000円と算定したものでございます。主な増加の理由は家屋の新増築分の増というところで、家屋につきましては前年度比172万6,000円ということで4.1％の増となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。

予算書の94ページの徴収対策事業の中の徴収事務指導員についてご回答いたします。こちらのほうは任期は１年ごとの任期ということで任命することになっております。一月当たり12日間の勤務で１週間当たりですと20時間を超えない範囲で勤務をしていただくということになっております。事務内容につきましては、徴収事務の指導と助言、納税交渉と財産調査、滞納処分と差し押さえ財産の換価に関する事務を主に行っていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、個人町民税の関係なんですが、そうしますと均等割につきましては生産年齢人口、それから納税者義務者数が減っているということで、これまでは道佛土地区画整理事業の関係でずっとプラスになっていたのですけれども、もう飽和状態ということで、これからはそうしますと、このままいくと税の関係では減っていくという見方でよろしいのでしょうか。

それから、積算根拠というのはわかりましたが、なかなか厳しいのかなというふうに思います。

それから、固定資産税の関係なんですけれども、新築家屋数、一応200戸ということなんですけれども、特に宮代全体で200戸を見込んでいるということなんですけれども、特にそういった意味ではどこかこれから新築家屋が特定の地域で増えるというようなところはあるのでしょうか。その辺の状況についても答弁願いたいと思います。

それから、次のページの軽自動車税なんですけれども、登録台数、ちょっと前年度と比較できないのですけれども、そうしますと特に増えているというのは車種で言いますとどの部分なのかお示し願いたいと思います。

それから、16、17ページの環境性能割ということで、先ほどこの自動車取得税が廃止になって、排ガス基準等ということなんですけれども、これはもちろん、基準に合致してこの言葉どおり性能がよければいいほど税が軽くなるということになるのかと思うのですけれども、そういった点ではこの県の積算、試算のあり方なんですけれども、県の積算なんかの仕方に沿って、予算が立てられているというふうに思うのですけれども、これは先ほど２カ月遅れで町に来るということなんです

けれども、その２カ月間の遅れの分というのは、遅れてくるだけで、３月末まで期限はそうだけれども、その後もきちっと入るまで見て、もちろん積算されると思うんですけれども、それはそれでいいんです。ただ、入り方が２カ月遅れるというだけで、そういう解釈でよろしいんですねということで確認したいと思います。

それから、歳出のほうの徴収対策事業の徴収事務指導員の関係ですが、１年ごとということで、そうしますと昨年まで、平成30年度分までは来ていただいたけれども、新年度はなくなるわけだから来ないということなんですが、その辺のいきさつはどうしてそういうふうになったのかということでお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、１点目の個人住民税の道佛地区の動向というところでございますが、あと、生産年齢人口等の状況でございますが、生産年齢人口につきましてはここ５年間で毎年平均98人ずつ減少という状況にございます。また、人口の増加については、宮代町内の全体の増加についてはここ５年間で毎年200人から250人の増でございましたが、ここ１年間、30年１月から31年の１月では75人の増加に鈍化しているという状況です。また、道佛地区についてはここ５年間で300人から370人の毎年１年間で増加の状況でございましたが、ここ１年間、30年の１月から31年の１月の間では、人口増が97人の増ということで、いずれも人口増が鈍化しているというような状況にございます。

続きまして、固定資産税における新築家屋の特定の地域で増えているところはというご質問でございますが、新築家屋の動向につきましてはここ平成28年築が274棟、平成29年築が223棟、平成30年築については今、まだ集計中ですが約200棟前後というような状況でございます。

また、道佛地区についてはそのうち28年築は90棟、29年築が48棟、30年築についても今集計中でございますが、やはり48棟前後というところで推移をするということで、こちらのほうも新築棟数のほうがやや鈍化、新築件数が鈍化しているというところでございます。道佛地区以外の大きな開発というのがありませんので、それ以外の地域については建て替え住宅が中心なのかなというところで見ているところでございます。

続きまして、14ページの軽自動車税のうち特定の車種で伸びているところはというところでございますが、こちらについては軽自動車税のうち軽四輪の乗用、自家用については、こちらは全軽自動車税の調定額の75％を占めている車種でございまして、こちらのほうを5,231台という形で見込んでおります。こちらの伸びが軽自動車税の増加の主な要因でございます。

あと、16ページの環境性能割の２カ月おくれの件でございますが、こちらのほうは県が収納するという形になりますので、30年10月から始まります。こちらの30年10月分については年明けの31年１月に町のほうに払い込まれるという形になりますので、賦課徴収から２カ月おくれで町のほうに収納されるというような状況になります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。

徴収対策事業の徴収指導員について、31年度予算を計上しなかった理由について答弁いたします。

まず、30年度に雇用しておりました指導員さんにつきましては、９月に体調不良ということで退職になっておりまして、今回３月の補正のほうで減額ということで予算を落としているような状況でございます。９月で退職されてしまったので、新たな方を見つけるということで探してはいたのですが、これまでの経験を生かした形での業務に当たっていくことと、あと、１年契約で大体どこの市町村もそうなのですが、雇用されることがほとんどであるために、年度途中から新たな人材を探すというのは難しい状況でありました。

現在そのような状況で探してはいるのですが、候補になり得る方が現状としても候補も含め見つかっていないというところでしたので、今回の予算計上については見送ったということになっております。引き続き徴収指導員さんにつきましては探していくような状況をつくっていく予定ではありますが、見つかった段階で補正等で計上をさせていただいて、予算措置をさせていただこうかと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問をさせていただきます。

町税の関係で、個人町民税と固定資産税との関係なんですけれども、特に均等割なんですけれども、確かに人口等については鈍化はしているけれども、マイナスではないんですよね。それから、固定資産税についても家屋の新築等についても鈍化はしているけれども、マイナスではない。家屋のほう、固定資産税はいいです。鈍化はしてもプラスなんだからプラス予算にしているけれども、この個人町民税のほうは鈍化しているけれども、プラスなんです。なのに、何でマイナスなのか。それは、前年度に比べてマイナスということなんですけれども、そんなにマイナスにしなければいけないのか、どうしてマイナスにしちゃったのか。その点もう一度お願いしたい。確かに200人から250人の増のときと比べて、昨年１年間見ても75人だから、確かにそういう状況ではあるかもしれないけれども、じゃ、もっと下がってしまうということですよね。だから、その辺の見込みのあり方をもう一度お願いしたいと思います。

それから、軽自動車税についてはわかりました。この16、17の環境性能割って言葉尻でちょっとイメージしちゃうんですけれども、これは先ほども県が課税、それから収納するということなんですけれども、これは私、先ほどちょっと勘違いして聞いてしまったのですけれども、これはあくまでも道路の延長に対する課税なんですか。環境性能割の普通自動車取得税にかかわるものだというふうに言われたのですけれども、これはそれで納付されるのは、例えば車を定置に置いているところの所在の市町村に来るということなんですけれども、この税の金額の設定です。どういうふうに設定されるのでしょうか。県のほうの指導があるのでしょうけれども、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

それから、徴収事務指導員についてはわかりました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　まず、１点目の個人町民税の均等割の関係でございますが、こちらのほう、生産年齢人口の推移、あと、住民基本台帳人口の推移、あと、納税義務者数の推移ということで３つの指標をもとに積算しているところでございますが、まず、生産年齢人口につきましては15歳以上65歳までの方の人口でございますが、

こちらについては近年毎年、こちらが主に納税義務者になる年代になろうかと思いますが、こちらのほうは毎年平均で98人ずつ減ってございます。生産年齢人口については減少の一途をたどっているということでございます。また、人口については先ほど申したとおり、これまでの急激な増加が鈍化しているというような状況にございます。また、納税義務者数につきましては、これまでは若干ずつ、29年度までは伸びていたところではございますが、平成30年７月時点での納税義務者数について、予算の積算上減少に転じたというところでございますので、こちらを加味いたしまして、均等割の納税義務者数につきましては前年と比べて18人の減、0.1％の減少という形で見込んだところでございます。

続きまして、２点目の環境性能割でございますが、こちらにつきましては軽自動車の取得時点で課税を行うという形になりまして、課税標準額は自動車の取得価格でございます。免税点は50万円ということで、50万円を超える自動車取得価格のものについて課税という形になります。税率につきましては燃費基準値達成度に応じて決定して、軽自動車税の場合については非課税、１％、２％の３つの税率になってございまして、非課税については電気自動車等の環境性能の高い車になります。１％については平成32年度の燃費基準の達成車でございます。２％の税率については平成27年の燃費基準にプラス10％の燃費を達成した車という形の区分になったところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

今の環境性能割の関係なんですけれども、聞いてわかりました。取得との関係で50万円を超えるというところで３種類あるんですけれども、たしか道路延長に応じて、これは配分、県のほうから配分されるときの目安が、何か道路延長という説明もされましたよね。これは全然関係ないんですか。先ほども言ったように、県の試算の関係でこういうふうに積算されてくるんだけれども、この市町村に納付される税の形というか、それはどうなっているのでしょうか。税率というのはわかったんですけれども、納付される関係のほうです。それはどういうふうな形で来るのでしょうか。その点。

○委員長（丸山妙子君）　答弁を求めます。

税務課副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、環境性能割の関係でございますが、こちらのもとになるのは自動車取得税がこの環境性能割に変換しているという形になりまして、自動車税の部分については都道府県がこちらのほうを賦課徴収いたしまして、この自動車税の部分については市町村のほうに交付金で交付されると。これは先ほど多分、企画財政課のほうの説明であったのかなと思うのですが、こちらの交付金の基準については、市町村に交付されるときには市町村道の延長ですとか、面積で年３回交付されるという形になりまして、軽自動車税の部分につきましては、約こちらは多分自動車取得税のうちの６分の１ぐらいの規模なんですが、こちらについては県が、やはり賦課徴収いたしまして、直接こちらのほうは定置場のある市町村に配分、その税額相当そのものを市町村のほうに配分するという仕組みになってございます。その関係で、自動車税の部分については市町村道の延長ですとか面積、こちらに応じた交付になっているという仕組みという形になります。

あともう一点なんですが、先ほど税率３区分と

いう形で申したところなんですが、31年度の税制改正におきまして、消費税が増税される31年10月１日から32年９月30日までの間に取得しました軽自動車につきましては、臨時的軽減という形でそれぞれ１％軽減するということで、税率の半分になるという形になります。ですから、２％の税率のものは１％に、１％のものが非課税、非課税のものはそのまま非課税という形の区分で消費税増税の１年間に取得した軽自動車については臨時的な軽減があるという形になってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　道路延長の関係は多分、20、21ページの環境性能割交付金、これを私ちょっと勘違いしました。わかりました。ありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質問はありませんか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

ちょっと教えてもらいたいのですけれども、収納率、町税の。98.何％でしたね。個人町民税は98.6、そのほかの固定資産税とかと若干収納率は違うんですけれども、前段者も質問していましたけれども、95ページの徴収対策事業、指導員がいなくなったと。この指導員がもし、また確保するという説明だったですね。そうするとこの収納率は上がるのかどうか。もし、上がらなかったら費用対効果から言ったら指導員を何百万もかけて雇うことはない。どちらかというと指導員を確保したことによって収納率は上がるわけですから、そういう考えでいいのかどうか。もし、上がらなかったらただ格好だけ指導員を確保しましたというだけになってしまうので、ちょっとその考えをちょっと教えてもらいたいのだけれども、まず１点。

その後また、再質問したい。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。

徴収指導員さんがいれば徴収率が上がるかどうかというところだと思うのですが、徴収指導員さんにつきましては、先ほどお話ししたとおり事務の指導、助言、納税の交渉、財産調査、滞納処分とその換価ということで主にやっていただくような状況となっております。現状、ここ数年徴収率、非常に上がってきているような状況で、ここから先上がるというのがなかなか、本当に厳しい状況であります。そのような状況の中で指導員さんの役割としては、先ほど言った指導、助言とかというところで、今まで宮代町でなかなか手をつけられなかったようなこととか、財産調査とかもそうなんですが、そういった部分について今までの経験、知識でノウハウをいただきながら徴収率を上げる努力をするというような形になっています。指導員さんがいるから徴収率が上がるかどうかというのは、何とも言えない部分ではあるのですが、今の現状としましては、どこの市町村もまだ、少しずつですけれども、徴収率を上げているような状況ですので、そこに負けないように宮代町も努力していくということが求められています。

ですので、実際指導員さんがいたらどれだけ上がるかというのがなかなか数値化としていくことが難しい状況なんですが、そういった部分でいればそういった今までやっていなかったようなところまで手をつけていけることが可能かなというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。徴収員が

いるいないでもということで。ただ、今までやっていなかったことに対してという言葉が出ましたけれども、これは一つ間違えるとこの、差し押さえだとかそういうことをやるのでしょうから、大変なことになると思うんです。給料の差し押さえとか、いろいろやるわけでしょ。債券、年金の差し押さえ。生活のできない人というのは大体滞納するのが普通だと思うんですけれども、悪質なのはちょっと困るにしても、その指導員が人によってはこの、差し押さえのやり方、一歩間違うと大変なことになりますよね。家庭がどうにもならない家、うっかりやり方を間違うとその家庭は大きな問題になると思いますし、町もいろいろ苦情が来ると思いますし、これは弁護士とかそういうのと相談しながらやらなくてはならないというのもあると思います。宮代には弁護士を確保しているようですから、そこら辺とやはり相談しながら、問題の起きないようなやり方で差し押さえとかをやっているのかどうか、また、今まで違ったやり方をしているのかどうか、ちょっと聞かしてもらいたいと思うのですが。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。

差し押さえとかというところなんですが、法律のほうで生活ができないレベルを踏み込むという差し押さえは禁止されています。ですので、そういった部分については踏み込んだ形で差し押さえをやるということは、生活ができないほどやるということは現状としてはありません。できないことになっておりますので、やらないということになっています。

ただ、生活ができないぐらいのレベルの人につきましては、必要なところは納付をしていただきますが、場合によってはそれ以上のことが難しいということであれば、処分停止等の対策も取り入れて徴収業務を行っております。特に悪質な、納付ができる、収入が一定以上あって、納付ができるような状況の方で納付をしていただけないような方につきましては、当然こちらのほうは調査をやった結果、そういうのが見て、わかった段階で差し押さえを入れたりとかはしているような状況でございます。ですので、生活が困難になるというような状況までやるということは現状、今までもそうですし、これからもやるということはない状況です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。この問題については、差し押さえのやり方についてはいろいろ議論も今まであったと思います。ひとつ、弁護士もいることですから、そういう問題が起きないようにひとつ弁護士とも相談して、家庭のこと、生活ができないようなことはやりませんと、それは当然のことだと思いますし、悪質も判断するのは難しいよね。だから、そこら辺はひとつ十分調査してというか、弁護士とか相談しながらやったほうがいいと私は思いますので、問題が起きないように。

ただ、徴収率を上げるというのはわかるよね。ただ、上げるというだけでむやみに何でもやればいいというものでもないし、上がらなくても困る。難しいんだよね。だけど、そこら辺はよく研究をして、問題の起きないようにやるべきだと思いますが、ひとつそういうことでよろしいですね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。

今後も必要に応じた形の対応をしていくということで、取り組んでいきたいと思います。徴収率を上げること、あとは住民の方の生活についても脅かさない、必要以上にやらないということで取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　１点だけです。今の徴収事業なんですけれども、ここに説明されていますけれども、債券の差し押さえや不動産の公売、滞納者宅の捜索と、こういうふうになっていますよね。これは１年間でどのくらい行われているのか。実績というか、また、この間、去年ですか、私ちょっと質問したんですけれども、地域の人とかに聞いたんですけれども、警察官が同行したということで聞いているんです。そういう、職員も滞納とかそういうのを差し押さえに行くのに身の危険を感じるということで答弁されていましたけれども、それは私もわかります。そういう事例が何件くらいあるのか、去年あったのか、その辺のところを聞きたいなと思っています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。

差し押さえにつきましては、予算特別委員会資料の12ページのほうに差し押さえ等の件数が記載されております。29年度につきましては差し押さえは188件、参加差し押さえ、不動産の１回差し押さえを入れて、その後追加で差し押さえを入れる場合が参加差し押さえ等になるのですが、こちらのほうが６件になっております。30年度につきましては、１月末現在で差し押さえが162件、参加差し押さえのほうが０件という形になっております。

捜索につきましては、29年度は０件でございます。30年度につきましては２件ほど予定をしていたのですが、準備の段階で納付をいただきまして、お一人の方は完納、100万以上納付いただいて完納になっております。もう一人の方もほぼ解消されたということで、捜索のほうは実施しなかったという形になっております。

警察官が同行するケースというのは、捜索のときに危険な状況、相手が何をしてくるかわからないような状況下での捜索になる場合に警察のほうに依頼をするような形になっております。ここ最近の状況で言いますと、警察官と一緒に動くということは宮代町は行っておりません。私が平成27年から異動して税務課徴収に入っているのですが、ここ４年ぐらいはそういった事例はございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

162件、不動産ですか。188件ですか。30年で162件ということで、捜査のほうは２件あったのですけれども、完納とほぼ完納ということで、協力を得られたということでやらなかったということなんですけれども、この差し押さえとかそういうとき、職員は何人ぐらいでそのお宅に行って執行するのでしょうか。２人とか３人とか何人かで。１人で行くわけではないでしょ、まさか。職員は。差し押さえ。そういうときは何人ぐらいで行くのでしょうか。それとも、別な職員が行くんですか、それは。

○委員長（九山妙子君）　質問はそれだけですか。

○委員（山下秋夫君）　それだけです。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。

差し押さえにつきましては、担当職員のほうが、例えば、不動産でありますと法務局に行きまして、その書類を提出するという形での差し押さえになります。預金につきましては、１つは各銀行のその支店、口座のある支店のほうに行きまして差し押さえを行うという形になります。預金につきましては、あと、郵送という形で銀行等に郵送して差し押さえる場合もございます。基本的に差し押さえを行う際には、１人で行くことのほうが多い状況になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　基本的には１人ということなんですけれども、法務局に行って手続をして、その銀行なりのところに行って全部差し押さえる。これは銀行で言えば、全額を差し押さえてしまうのでしょうか。その本人の生活とか次に生活ができない、再取得ができないという場合は、そういうことも調べて、これだけ金額があるから大丈夫だということで差し押さえるんですか。それとも、生活は抜きにした、銀行の預金だけを全額差し押さえるのか、その辺のところ、ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、その辺のところはどうなっているんですかね。ちょっとお聞きしたいんですけれども、その辺のところの差し押さえの方法というか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。

預金につきましては、事前に財産調査を行っております。本人の収入の状況とか、あとは家族の状況、家族の人数とかです、を加味しまして、滞納金額がどの程度あるとか、そういった部分を総合的に勘案しまして差し押さえを実行します。ですので、全て預金を押さえる場合もございますし、生活費を残した残りの計算した結果の金額を押さえるときもあります。ケース・バイ・ケースでそのときの預金の状況、流れ等で決定していくような状況です。ですので、先ほどご質問であった生活は維持できるんだよねというところの話と一緒で、生活が全くできないような状況になる差し押さえまでは行っておりません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　先ほど警察官も一緒に同行したというのは４年間はありませんと言っていますけれども、こういう預貯金を差し押さえる場合、やっぱり本人の家を家宅捜索というんですか、そうしないと全容がわからないというのがはっきりしていますよね。貯金通帳だけ見たって全容と言うのはわからない。家の中に現金が山積みされているかもしれないし。

やっぱりそういう家宅捜査というのはするんでしょ。納税のために。そのとき、１人で行くのか、２人で行くのか、３人で行くのか、それとも警察官を同行して行くのか、その辺のところもお聞きしたいんですよ。どうしているのか、現実は。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島です。

預金とかにつきましては、先ほどお話ししたとおりなんですが、捜索に関しましてはその自宅、お宅の規模だとか住まわれている方の人数だとかによって捜索員の人数が変わってきます。ですので、捜索のときにはまず１人で行くことはなくて、

大体４人から８人ぐらいの規模で動くことが多い状況です。捜索に行くのが、いわゆる最終手段的な形になってきます。捜索の前に、やはり預金だとか不動産だとか生命保険だとかそういった部分があるかないかという部分の中で判断して、最終的に何もないから、あとは家の中をちょっと見ましょうということでの捜索という形で入ることがあります。そのときに、危険度に応じて警察のほうには依頼をするんですが、警察のほうが立ち会いをしてくれる場合と、あとは待機しておりまして、連絡があったら警察が駆けつけるというようなパターンとありまして、必ずしも捜索イコール警察官がいるということにはならない状況です。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　今捜索４人から８人、場合によっては警察にも依頼するんだということを言っていますけれども、この依頼件数というのはそれが警察が動いている、依頼としたということは町として警察に頼むということですよね。その辺のところは何件ぐらいあったんですかということを聞いているんです。今まで。４年間ぐらいは警察官が同行しなかったけれども、依頼した件数は、じゃ、何件くらいあったんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課主幹。

○税務課主幹（小島　晃君）　税務課主幹、小島でございます。

捜索のほうは29年度につきましては先ほどお話したとおり０件、30年度につきましては予定をして、準備をしていた段階で実際は納付があってやらなかったというところで、警察のほうに依頼したということはないです。最終的に詰めの段階で、実際捜索をやるという決行の前に警察のほうに依頼をするというところになっていきますので、現状としてはここ２年間につきましては、依頼したことはございません。

以上でございます。

それと、27年以降、私のほうが異動して来てからも実際のところはやっていないので、依頼もしておりません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　27年以降はやっていません、やっていないというか依頼はしていませんということなんですけれども、私の聞いた範囲だと何回かあったということです。これは、じゃ、27年前だったんですか。私はわからないけれども、ちょっとご存じの方います、この中で。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長の石塚です。

私も税務課、３回目でございまして、役場に入ったときが税務課の徴収の担当で10年やらせていただきました。その後、平成16年から２年半、徴収対策の室長として徴収に取り組んでまいりました。今回３回目で27年から税務課長の職で仕事をさせていただいておりますが、私の今までの十五、六年の経験の中で、捜索で警察官をまず呼んだという記憶はございません。これは間違いないです。そのほかの職員が、じゃ、どれだけやってきたのかということもあるのですが、私の知る範囲では宮代町が捜索を行うときに警察官まで呼ぶということは、今までも恐らくなかったと思います。

宮代町内で税務署もしくは県税事務所が、国税もしくは県税の滞納で捜索を行っているというのは何件か承知しておりますが、そのときには町の職員も同行はしておりませんので、警察官まで呼んだかどうかははっきりわかりませんが、もし、町内の方で滞納されていて、警察官が来て、捜索

が行われたということであれば、それは町の税金ではなくて国または県の税金が滞納していたことによって捜索を受けたということだと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　わかりました。

宮代町はそういうことはしていませんということで受けとめます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　すみません、確定申告の時期なので教えてほしいんですけれども、申告する人、データで申告する人と紙の申告書で申告する人、今はどのぐらいの比率なんですか。宮代。ちょっと予算と関係ないから、答えられなければよろしいのですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石塚孝信君）　税務課長の石塚です。

正確な数字はちょっと出すことができませんけれども、まず、電子で行うというケースは２つ考えられます。まず、税務署に直接赴いて、みずから税務署の設置したパソコンで入力をする方法が今、一般的かと思います。かつ、２つ目とするとマイナンバーカードを持っていらっしゃる方であれば、マイナンバーカードをカードリーダーで読み込んで、自宅でパソコンで必要な情報を入力してメール送信する方法がございます。もう一つは、16桁のＩＤ番号と暗証番号を事前に取得いたしまして、自宅で入力して電子メールで送信するというようなケースが考えられます。

この自宅でという方の人数と税務署の人数はちょっとわかりませんけれども、恐らく900人前後の方は税務署、もしくは自宅でと、合計が、だと思われます。

また、宮代町では今年度から、今回の確定申告から町に来た方については、今は電子申告というような形に変更させていただいておりますので、ご来庁いただいた方にはＩＤ番号を事前に町がご本人に代行して取得して、宮代町で受け付けをしたものをメール送信で国税のシステムにデータ送信するというやり方に変更をいたしました。

結果として何がよくなったかといいますと、宮代町でお預かりをしていた源泉徴収票や生命保険の控除証明等は基本的にはご本人に全てお返しをすることができます。また、メールで送信されますので、その情報を税務署が素早く還付処理なりがそのまま電子で計算ができてしまいますので、還付するまでの期間が大幅に短縮されるということで、これは納税者の方々にとっては非常に大きなメリットだと思います。

宮代町としても、今まではご本人から源泉徴収票や生命保険の控除証明等をお預かりして、それをご本人にかわって職員やサポーターの方が全て張りつけを行って、税務署にきちんとした形でお送りをしておりましたが、その作業が軽減されたということもございます。次回以降は納税者の方々にこのＩＤ番号とパスワードをお渡ししますので、来年はもし、できるのであればご自宅で電子申告ができますということで、全ての該当者の方々にはご説明をさせていただいているところでございます。

具体的な、すみません、率、割合についてはちょっと詳細に把握しておりませんので、申しわけございません。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で税務課分の質疑を終了いたします。

本日はこの程度にとどめ、次回は３月６日水曜

日午前10時から委員会を開き、総務課分の質疑を始めたいと思います。

申しわけないです、間違えました。失礼しました。

３月５日については、午前10時から総務文教委員会、福祉産業委員会の現場視察が予定されておりますのでお知らせいたします。

これにて延会いたします。

延会　午後　４時４８分

予　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一君		丸・山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
金子正志君		小河原正君	
（議長 中野松夫君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	南沢郁一郎君
総務課長	大橋洋巳君	総務課副課長兼人権推進室長	大場崇明君
総務課副課長	稲宮辰男君	総務課主幹	鈴木淳史君
人権推進室主幹	柴﨑記代子君	庶務職員担当主査	田邊和美君
人権・男女共同参画担当主査	齋藤幸成君	広報担当主査	新井庸一君
町民生活課長	齋藤和浩君	町民生活課副課長	小川英一郎君
町民生活課主幹	山﨑健司君	生活安全担当主査	小林賢吉君
生活安全担当主査	田代宇隆君	環境推進担当主査	小林知弘君
地域振興担当主査	富田智貴君		

本委員会に出席した事務局職員

主査	折原淳	主任	岡村恵美子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。これより３月１日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２９号の審査（総務課・町民生活課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第29号　平成31年度宮代町一般会計予算についてのうち、総務課、町民生活課の順に質疑を行います。

これより総務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（大橋洋巳君）　おはようございます。

それでは、自己紹介をさせていただきたいと存じます。

まず初めに、総務課長の大橋でございます。よろしくお願い申し上げます。

○総務課副課長（大場崇明君）　おはようございます。総務課副課長兼人権推進室長の大場と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　おはようございます。総務課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○広報担当主査（新井庸一君）　おはようございます。総務課広報担当主査、新井と申します。よろしくお願いいたします。

○人権推進担当主査（齋藤幸成君）　おはようございます。人権推進室の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（柴崎記代子君）　おはようございます。人権推進室主幹の柴崎と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務職員担当主査（田邊和美君）　おはようございます。総務課庶務職員担当主査の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（鈴木淳史君）　おはようございます。総務課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　おはようございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず64、65ページの総務管理事業です。ここでまず、任用職員制度導入の準備に伴う業務委託の実施ということで、これは次年度かな、これから導入されるということで、もう始まっているんですけれども、実際、具体的に何をどういうふうに委託をするのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

それから、需用費で職員被服費があります。これは、職員の作業服ということなんですが、これについても、どういうところでの作業服なのか、この内容です、お尋ねいたします。

それから、68、69ページのオフィスサポーター雇用事業ということで、最低賃金の改定ということで時給単価の引き上げというふうに説明されましたが、これについてどのようになるのか改めてお願いしたいと思います。

それから、70ページ、71ページの広聴広報費の

関係で、宮代広報だと思うんですけれども、見やすい広報紙へのリニューアルと、１月からということなんですけれども、これはどのようにリニューアルされるのかお示し願いたいと思います。これは、１月からですと、３カ月で広聴広報事業が200万円アップしていますよね。３カ月だけではないと思うんですけれども、この辺のアップした理由についてもお尋ねしたいと思います。

それから、78、79ページで、企画費で男女共同参画社会推進事業というのが、これも多少アップしているんですけれども、例年変わってはいるんですけれども、これは新年度についてはどういった内容になっているのかお示しいただきたいと思います。

それから、まちづくり交流事業で、国際交流のつどいの開催ということで、これは参加状況は増えているのでしょうか。昨年は150人台ということはお聞きしていましたが、どういう状況なのか、それから、国際交流ですから国の参加、国の方の参加も増えているのかどうか、その辺もお尋ねしたいと思います。

続きまして、選挙関係で、選挙費でお願いしたいのですが、県議会議員選挙があります。今年は参議院選。それから、２月には町議選とあるのですが、県議会議員選挙については去年も準備していて、一部去年の予算になっていましたが、今年の新年度予算については残りどういうものがあるのかということと、あと、とりあえずそれについて。

それから、参議院選挙、県知事選挙、町議会議員選挙とそれぞれあるんですけれども、参議院が一番金額的には大きいんですけれども、そんなに差がないんですけれども、これらの違いというのは、金額面で違うというのはどこが違ってくるのか。変な質問なんですけれども、すみません、お願いしたいと。

それから、最後なんですけれども、212ページから217ページぐらいまでで、まず、212ページで言えば、その他が増えています。この点についての内容、それから今年度の一般職が173人と前年よりマイナス１ということなんですけれども、この辺についてのご説明、それから、215ページの一般会計ですけれども、国保から下水道までも含めた職員の人数、この点もあわせてお尋ねしたいと思います。

それで、215ページで、６級は課長職ですよね。新年度から子育て支援課というのができるんですけれども、そうすると支援課だから課長が増えるわけですよね。去年も13ということで、去年がおかしいのかなと。新年度も変わっていない、課長の職員数が。この辺についても……31年度１月１日だからか。失礼しました。

ただ、そうすると30年の１月１日との関係で、変わらないのか。じゃ、来年は増えるわけですね。これ、わかりづらいのよ、だから。例えば、212ページの場合は、これは一般会計ですけれども、これは年度を通して173にするんでしょ。職員数は。213ページが31年１月１日と30年１月１日だから、数字が違ってくるんです。いつもそうなんだけれども、この辺がわかりづらいから、あれと思って。そうですね。31年１月１日と30年１月１日は課長は同じですよね。来年が変わるんですけれども、この辺の……でも、あれですよね、212ページの一般職の本年度、これが13億2,310万3,000円でしょう、職員の給与が。この辺、課長職はプラスになって、そうすると一般職が２人減るということになるのかな。中はそうだけれども、全体では１減ですよね。その辺ちょっとご説明お願いしたいと思います。

それから217ページで、これもちょっとわかり

づらいんですけれども、217ページの地域手当がありますよね。これが支給対象職員数が177人で、これは整合性はあるんですか。何で職員数が地域手当だけ多いのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、特殊勤務手当なんですけれども、支給対象職員の比率が前年まで3.00％でした。新年度から5.19％というふうに比率が上がっているんですけれども、この辺のご説明もお願いしたいと思います。

それから、いつも代表的な特殊勤務手当の名称として、感染症防疫手当というふうになっているんですけれども、これは保健師と看護師の関係だと思うんですけれども、この辺についても代表的なということになっていますけれども、じゃ、どういうのがあるのかというふうに思いますので、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、総括と言ったらおかしいんですけれども、職員採用で一般質問も行いましたが、障害者の雇用です。課長からも任用のほうでの採用もというような答弁もあったのですけれども、その辺でどういうふうに今後されていくのか。ペナルティーはないにしても、順守義務があるということで、やはりまた改善されないと、マスコミにも載ってしまうというような不名誉なことになりますので、その点についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

今ご質問いただいた内容に順次お答えさせていただきます。

まず、１点目でございました総務管理事業、予算書で言いますと64、65ページあたりから次のページの66、67にかかわるものでございますけれども、こちらの会計年度任用職員の委託についての内容ということでございました。

まず、会計年度任用職員につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に伴いまして、平成32年度から全国の自治体で導入されるということになっておりまして、これまで宮代町についてはオフィスサポーターの制度ということで、賃金という形でお支払いをしておりましたが、32年度以降につきましては、フルタイムの臨時職員の方については給料という形になります。また、パートタイムにつきましては報酬というような形でお支払いをさせていただくということと、さらに各種手当が法律上位置づけられておるということで、大きく制度が変わるということでございます。

その中でこの委託につきましては、まず、給与システムの改修というものがございます。また、それと例規を、今度会計年度任用職員の給料表ですとか、そういった手当を位置づけるための例規整備というものを現在の宮代町の職員の給与に関する条例のほかに制定するというようなことがございまして、そうした例規の整備のための影響調査ですとか、例規支援のための業務委託ということでございますので、ご理解いただければと思います。

続きまして、こちらも総務管理費の需用費の中で、職員等被服費、これは予算書の65ページを見ていただければと思いますが、今回新たに職員等の被服費ということで270万ほど予算計上させていただいております。こちらにつきましては、全職員の作業着ということになります。宮代町については過去、しばらく職員に対して作業着等も含めて被服費の貸与は行っておりませんでした。その結果、それぞれの職員が作業着等を自前で購入

をして対応してきたというところでございますけれども、災害時等にさまざまな服装の職員がいるというような状況が、これは望ましくないだろうということと、それと、対外的に見ても、何かの現場に行ったときにいろいろな服を着ている職員がいて、職員というのがわかりにくいというところもありまして、災害対応ですとかそういったところも含めまして、まず、全職員に対して作業着を貸与して、災害対応については同じ服装で、統一的に活動できるようにということで、庁内的に議論いたしまして、今年度予算計上させていただいているというものでございます。

続きまして、３点目のオフィスサポーターの賃金でございます。オフィスサポーターの賃金につきましては、最低賃金の引上げ等もございまして、平成31年度に改定をさせていただく予定でございます。まず、一般事務につきましては、現在の賃金が900円ということで行っておりますが、平成31年度については940円ということで、40円引き上げさせていただければというふうに考えております。

次に、保育士でございます。保育士につきましては現在1,100円ということで行っておりますが、平成31年度からは1,200円に改定をさせていただきたいというふうに考えてございます。また、学童保育の支援員につきましては、学童保育、幼稚園ですとか保育士の資格ありの方については、現行945円でございますが、来年度は1,050円に改定をさせていただきたいというふうに思っております。また、学童保育については資格なしで勤務をいただておりますが、こちらにつきましては現行900円でございますが、来年度については980円に改定をさせていただきたいというふうに考えております。また、発掘の作業員ということで、こちらはさまざまな発掘業務に従事するという方でございますけれども、現在915円でございますが、来年度については975円という形で改定をさせていただければというふうに考えておりまして、主な賃金改定については以上でございます。

４点目の広聴広報につきましては、ちょっと別の者がお答えしますが、続きまして男女共同参画の推進事業ということで、予算書の78、79ページのところでございます。こちらにつきましては、特に事業としてはこれまでどおり男女共同参画社会推進会議の皆さんとともに広報紙の発行ですとか、あるいはセミナーの実施を行っていきたいというふうに考えておりまして、基本的な事業については変わりません。また、女性相談ですとか、あとは女性の方ですとか子供連れの方が町の事業に参加しやすいようにということで、一時保育業務ですとか、あるいは女性相談の業務についても実施していくということで、内容は大きく変更はございません。

ただ、男女共同参画推進会議のメンバーについては、例年公募をしておりまして、人数を増加するということを見込んでおりまして、その分が若干予算上増加をさせていただいているというところが主なものでございます。

続きまして、まちづくり交流事業でございます。国際交流の関係でございまして、こちらも予算書78、79ページでございます。

こちらについては、国際交流のつどいということで、例年12月に開催をさせていただいております。参加者の状況なんですけれども、こちらは参加者のキャパがございまして、大体160名ぐらいが参加できるキャパシティーということになっておりまして、今年度の参加者については157名でございました。昨年度も同様に157名でございました。

外国人の参加なんですけれども、昨年度は57名

でございましたが今年度は68名ということで、外国人の方を優先的に参加をしていただいているということで、外国人の方については昨年度に比べて増加をしているという状況でございます。

参加国につきましては、今年度は14カ国ということになっておりまして、中国ですとかフィリピン、ベトナムというところが多いのですけれども、今年度につきましてはナイジェリアですとかセネガルですとか、そういった方にも参加をしていただいているという状況でございます。

続きまして、選挙の関係でございます。予算書でいきますと、98ページとか99ページに県議会議員の選挙がございます。県議会議員の選挙につきましては、年度当初に選挙があるということで、今年度もいろいろな業務を行っておりますが、来年度行う業務としては、まさに投票所の開設ですとか、そういったものにつきましての手当関係、あるいは、投票所の開設のための消耗品といったものが主なものになりますし、あとは今年度ポスター掲示場を設置しますが、その撤去費用ですとかそういったものを来年度の事業で実施をさせていただくということでございます。

続きまして、参議院議員と県知事選挙の事業の内容の違いというようなお話がございましたが、これは大きく変わるものではございませんが、参議院議員と県知事の、あと期日前投票の状況ですとか、投票所に配置する人数ですとか、あと、開票につきましては参議院の場合は比例代表なんかも入ってきますので、そこでどうしても人数が変わってくるというようなところがございまして、事業の内容としては大きく変わるものではございませんが、そうした人口の関係で多少その予算の違いが出てきているというものでございます。

続きまして、予算書の212ページから17ページの関係で幾つかご質問をいただいております。

確かにこの人数については、時点があってなかなかわかりにくいというところがあるのかなというふうに思います。

まず、１点目の特別職のその他の増減のところでございますけれども、こちらの特別職の報酬等につきましては、いわゆる審議会ですとかそういった方たちの報酬ということになっておりますけれども、この中で若干増えているというところで見ますと、来年度の特徴としては総合計画審議会の委員さんが新たに予算計上されているということですとか、あとは学童保育の指導員さんが１人増員で、今回計上させていただいているというところです。また、子育て指導員さんについても報酬改定等がございました。それと、教育委員会のほうでは小中適正化の配置の関係もございまして、主な増員としては、こうした審議会ですとか非常勤特別職の皆様の増員、そういったものがここにあらわれてきているというものでございます。

それと、一般職の174人が173人になっているということと、あるいは調整手当の部分が177人になっていたりですとか、そういう時点の違いですとか、そういったところもあるのですけれども、一番大きな違いで言いますと、調整手当については再任用の職員の方も支給をするということがありますので、再任用の方も含めた数があるものと、再任用の職員を含めないものがあったりというようなことで、数が若干異なっていくというものでございます。また、時点のこの計算についても、例えば213ページでいくと１月１日時点で見たりですとか、４月１日時点で見たりですとか、そういったものもございます。

さらに先ほどご質問いただいた215ページの６級の13人の内容でございますけれども、来年子育て支援課ができるということで、来年の予算書はここは、14人になってくるかなと思いますが、今

宮代町の課については12になっておりまして、１人合わないというところがあるんですけれども、こちらについては学校教育の学校管理幹という、指導主事の方の先生なんですけれども、こちらにつきましては格付が６級ということで13人になっているというようなこともございますので、そういったところで課の数とちょっと若干、課長級、６級の数が合わないというところが出てきておりまして、そういったところでご理解をいただければなというふうに考えてございます。

それと、職員数の推移ということでございますけれども、これは実人数、予算書とは別に一般会計だけでなく、全ての職員数の来年度の見込みになるんですけれども、今年度の４月１日現在の職員数は207名でございました。こちらは、再任用職員を含んでという数でございます。その後、議員さんご承知のとおり保育需要の増大ですとか、あるいは育休代替の任期付職員の採用等もございまして、来年度につきましては212人、こちらについては任期付職員を６名、それと再任用職員５名を含めて212人で職員体制のほうについては考えているというところでございますので、全会計ということになりますけれども、そういうことでご理解をいただければなというふうに考えてございます。

それと、予算書の217ページのところの特殊勤務手当の関係でございますけれども、こちらについては代表的な特殊勤務手当というふうに書いてあって、感染症の防疫手当というふうに書いてあるのですが、実は代表的なとは言っても、実はこの手当しかございませんで、こちらの手当に該当するのが保健センターに勤務している保健師ですとか看護師が該当になってくるということでございまして、その数をこの会計で割り込んだ数が5.19％ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、障害者雇用の関係でございますが、ご指摘いただいておりますとおり、宮代町については雇用の数が今、足りていないという状況がございます。本来４名雇用すべきところを３名の雇用というところにとどまっておりまして、毎年障害者の方も含めた採用試験という形で実施をさせていただいております。

ただ、障害者も含めて採用試験を実施している中で、障害者枠というのを特別に設けて実施しているわけではございませんで、全ての受験者に対して同じ基準で合否判定をしているということで、ここ数年障害者の採用がないということになっております。たしか、最後に障害者を雇用したのが平成26年度ぐらいだと思うんですけれども、そこから毎年募集をさせていただいておりまして、一次試験を通過するというケースはあるんですけれども、最終的な合格に至っていないという状況で、ただ、その時点については３名の雇用が守られていれば、宮代町については障害者雇用の基準をクリアをしていたということなんですけれども、昨年度から基準が2.3％から2.5％になったことで４名の雇用が必要になったというような状況が生じております。

今回任期付職員という形で、課長のほうもお答えをさせていただいていたということのようなんですけれども、実は任期付職員の登録試験というものを先般実施いたしまして、まだ登録の段階ですけれども、障害者の方が１名登録をされているという状況になっております。今後、育休が入ったりですとか、あるいは業務量の急な増加があって、任期つきの職員を採用する際にはもちろん当然そうした登録者の方にもお声がけをさせていただいて、採用を検討するということになりますけれども、その際に障害者雇用が現在守られていな

いという状況を考慮した採用のあり方もあるのではないかということで考えておりまして、これについては現時点で必ずそれができるということでお約束できるわけではないのですけれども、そうした点も含めて考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければなというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

先ほどのご質問で、広報みやしろについて、見やすい編集紙へのリニューアルということで予算書の70ページ、71ページに記載されている部分になります。

ご質問ではどのようにリニューアルをされるのかというご質問があったかと思います。リニューアルの内容でございますが、大きな点といたしまして、広報紙のサイズ、大きさです、こちらの変更がございます。これは、今現在Ａ４判の広報紙になっております。こちらです、皆さんごらんいただいていると思いますけれども。町の広報紙でございますけれども、そもそも創刊が昭和34年ということで、ちょうど今年で60周年を迎える形となります。大きさというのはＢ５判、今よりもっと一回り小さなサイズとなっておりました。その後、平成３年、今から28年前に現在のＡ４判のサイズに大きさが大きくなっております。それから約30年近く経過しているというような状況になっております。

この間、特筆的なことといたしましてページ数が増えているという状況が上げることができます。ちなみになんですが、こちらのＡ４判に変更した年が先ほど申し上げましたように平成３年なんですけれども、当時は年で大体平均12ページぐらいのページ数でございました。それが今から20年前の平成10年は、大体倍近い20ページぐらいになっております。現在ですけれども、さらにページ数が増えておりまして、今回のものですと24ページ、月によっては26ページとかいう月もございまして、かなりページ数が増えているというような状況がございます。

この理由なんですけれども、近年いろいろと行政の制度の変更ですとか新しい新設、そういったものが数多く増えてきておりまして、そういったものを町からお知らせするような記事が増えているとか、あとはいろいろな住民の方のグループ、活動する団体さん、こういったものの活動がより広く、たくさん増えてきていて、そういったお知らせの記事、そういったものがどんどん増えてきているというような状況もございまして、ページ数が増えているというような話になっております。

そういった記事を広報に記載するときなんですけれども、どうしても記載すべき情報量が多いので、文字数が多くなってまいります。その結果、ページ数が多くなって、結果広報の重さも重くなるというような状況になって、当然その分の印刷の費用も増えてしまうといった状況が近年の傾向として挙げることができます。

そこで、そのページ数を少なくするにはどうすればいいかというところなんですけれども、一つの考えとしては、文字をさらに小さくしてどんどん詰め込んでいく。あるいは、文字間ですとか行間をどんどん詰めていってさらに文字が入るようにする。さらに、ページの中でたくさんスペースをとってしまうような写真ですとかイラスト、こういったものをなるべく使わない。こういったさまざまなことがあるのですけれども、さらに毎回広報では特集記事というのを掲載していまして、

見開きで約２ページで、いろいろな内容についてさまざまな特集を組んでいることがあるのですけれども、本来ですと、例えばページ数も３ページ、４ページとってより詳しく、よりイラストや写真とかを使ってわかりやすくお知らせをするということもやりたいんですけれども、なかなかページ数の制約もありますとそれもできないというような状況になっております。

また、最近住民の方からいただく声として、近頃の広報はどうしてもちょっと文字が多くて読みにくいよと。写真とかイラストも少ないので、なかなかわかりにくい。余白も少なくて文字ばかりなので、なおさら読みにくいよという話を町民の方から実際に聞くこともよくあります。特に高齢者の方からは文字が小さいので読みにくいですというお話は実際にいただいております。実際、昨年平成30年の12月議会の一般質問の中でもいただいたのですけれども、町からいただいている通知書などが文字が小さくて読みにくいという高齢者の方のご意見があると。それについての今後の対応についてというご質問をいただいたということもございます。

そういった中で、今まで以上により読みやすくてわかりやすい、そういった内容の広報紙をつくるためにはどうすればいいかというような検討を内部で行ってまいりました。その結果として、一つは文字の大きさを大きくする。そして、行間を広げる、余白を多くとる。さらに写真とかイラストをたくさんとって、よりわかりやすく視覚に訴えるような、そういった内容にするというような改善点が案としては上げられるんですけれども、そういった点を導入いたしますと、逆にＡ４判、今のＡ４判の大きさのページではページ数が増えてしまうというような結果になってしまいます。ページ数が増えると重くなって、費用もかかってしまう。さらに毎月この配布については区長さんのほうに依頼をして、配布をしていただいていますので、その区長さんの負担も増えてしまうといったことが考えられます。

そこで、今回広報紙のリニューアルということなのですが、それを解決するための策として、タブロイド判を導入をしたいというふうに考えております。タブロイド判は今、掲げておりますこちらのものになります。これは、彩の国だより、新聞の折り込みに入ってくるものなんですけれども、ちょっと新聞を小さくしたようなものになりまして、かなり大きさは今のＡ４判よりも大きな、倍ぐらいあると思いますけれども、こちらの大きさに変更をするような予定でおります。かなり大きな紙面ですので、その分文字を大きな文字を多用したりですとか、かなり余白を使ったりとか、写真、イラストを使ったりと、より今以上に読みやすい広報紙にできるのではないかというように考えております。

また、あわせて今までは広報は２色刷りだったんですけれども、今回タブロイド判に変更するに当たりましてオールカラー、４色刷りというのを予定しております。ですので、全部どこをあけてもカラーです、４色刷り。実際、こちらの彩の国だよりもそうなんですけれども、これが右側のページが４色刷りカラーです。左側がちょうど１色刷りですか、というような対比になっておりますけれども、全ページ新しい広報みやしろはカラーで変更ということで予定をいたしております。

また、広報紙の大きさを大きくするだけでは、より読みやすい、わかりやすい内容にするということの効果をより高めるために、内容についてもリニューアルを機にどういったものを広報に載せていくべきか、レイアウトとか内容、そういったものも根本的なところから見直しまして、よりよ

い広報紙にチェンジをしていくような形で考えております。

先ほどのご質問の中で１月からということで、３回ではないかというお話があったんですけれども、これは１月号から４月号までの４回を予定しています。４月号というのは、実際納品は３月の末に納品される関係がございます。同じように１月号は12月の末に納品をされますので、年度内に納品されるのは４回分、ですから、１月号から４月号までの４回がタブロイド判に変更という形になります。逆に言いますと、従来のＡ４判というのは来年当初の４月分というのは入りませんで、５月から12月までの８回分という形の変更というふうになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

64、65ページの総務管理事業の関係で、先ほど再任用職員制度の導入準備に伴う業務委託ということで、内容についてはわかりました。

これは、委託ということなんですけれども、特殊だと思うんですけれども、どこに委託するかはまず、教えていただきたい。それから、もう大体決まっているのだと思いますので、その点伺いたいのと、それから職員の作業服なんですけれども、そうしますとこれは、特に災害用の作業服ということで理解していいのでしょうか。そうすると、この作業服というのは全員ということなんでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、オフィスサポーター、68、69ページについては、そうしますとこれは、該当する職員の一般職保育士、学童の支援員の資格なし、それから発掘作業員ということなんですけれども、これについてどういうふうな内容になるか。特に保育士と学童、発掘作業員についてはどの程度、職員、どういうふうになっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、70、71ページの今、宮代広報の件、詳しくご説明がありました。ありがとうございます。

タブロイド判にしたいということで、オールカラーで何ページ立てになるんですか。そうすると、これまでの内容等は全部入るわけですけれども、大きくなる分見やすくなる、特にお年寄りは小さい字は大変ですので、改善されると思うのですけれども、その分、字が大きく余白もつくり、見やすくするということだと、確かに字数に制限がありますので、それでも大変かと思うんですけれども、当面何ページ立てでいくのか。

そのカラー化というのがあれですか、主なこの予算が増える要因になっていますか。今はカラー化でもそんなに、カラー化というとそんなにしないと我々も聞いているんですけれども、そうでないとすれば、今までのは８カ月、新しいのが４カ月なんですけれども、この200万円という増額した内容です。どういうところに増えた要因になるのか、その点についてもお尋ねいたします。

男女共同参画は事業は変わらない、メンバーを増やすということなんですけれども、これはメンバーは毎回、みんな変わってしまうのですか、それとも一部なのか、その点お尋ねしたいと思います。何か全員だと、ある程度到達点というのもあると思うんですけれども、それを踏まえてさらにということになると、メンバーが総取りかえでいいのかどうかもありますので、その辺の内容についてもお尋ねしたいと思います。

それから、まちづくり交流事業で、キャパシティーが上限が160ということですので、ただ、国のほうの参加は増えているんですか。14カ国とい

うことなんですけれども。先ほど特に多いところの国を言われましたけれども、増えているのか増えていないのか、その点もあわせてお願いしたいと思います。

98、99ページの県議会議員選挙ですが、そのほかとの関係では、先ほどの答弁ですと人員の関係かなと、人件費かなというふうに思いましたが、特に県議会議員は投票になるのか無投票になるのかちょっとわかりませんが、これは投票になっても無投票になっても、そんなにやることは同じですので、ただ、当日までやはり待つわけですから、そんなには違わないと思うんですけれども、もし、これが無投票になった場合はどれぐらいの違いなのか、ちょっと参考までにお尋ねいたします。

それから、212から217ページまでの関係ですが、その他というのは大体わかったんですが、私は今まで13というのを全然疑いもしませんでしたので、今回増えるので、何でかなと思ったんですけれども、学校管理幹がいるということ、これはどこにいるんですか。まず、１点。それから、課長級クラスということですので。

それから、昨年度まで再任用を含め207人と。ここは、再任用は何人なのかきちっとしておかないとあれですので、新年度が再任用と任用も含めて212人という体制なんですけれども、子育て支援課が、これは福祉でまたやればいいと思うんですけれども、特に子育て支援課ができて、職員の増員なんていうのは課になるので、また違ってくるのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

それから、217ページの地域手当ですけれども、ここにおいては職員数が多くなっているのは再任用も含めるということなんですけれども、これはなんか、うまく表示していただけないでしょうか。やはり、再任用、それからこれからは任用も。片方は再任用を含めない数字が入っていて、この地域手当だけ再任用を含められているということになると、非常にわかりづらいので、もう少しわかりやすくしていただいたほうが私はいいのかなと思いますけれども。

そうしますと、代表的な特殊勤務手当というのはわかりました。そうすると、保健師と看護師のこの関係も比率が増えているのでどのようになったのか、その点も前年度と新年度に向けてどうなのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

障害者雇用については、これまでの枠も持っていない、合否の判定についても健常者と差をつけていない、そうすると、私はやはり、雇用をするという題目にもう少し考えていただいて、それに合った職種だってあると思いますので、やはり雇用するということが大事なのかなというふうに思います。これは、単に2.3から2.5に変わっただけでなくて、加わったのは、改正は精神障害の方も増えたわけでしょう。その辺の内容についても、私はそういうふうに記憶しているのですけれども、ですから、それに合ったような雇用体系も必要なのかなと、ただ単に雇用比率を上げるというのではなくて、そういうことも大事なのかなと。それは、健常者も障害者も同じといえばそうかもしれませんけれども、やはり、その辺も考慮していいのかなと思いますので、その点もあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

まず、１点目の予算書の64、65から66、67にかけての総務管理事業の会計年度任用職員の業務委託先というようなことでご質問いただきました。会計年度任用職員の業務委託につきましては、昨

年度債務負担行為を設定をしておりまして、既に委託先については株式会社ぎょうせいで決定をしております。

以上でございます。

それと、ちょっと１ページ戻っていただきまして需用費の職員等被服費の関係でございます。こちらにつきましては、先ほど趣旨についてはご説明をさせていただきましたけれども、通常宮代町の職員については執務室内で勤務する場合は、我々のような男性職員についてはクールビズ期間以外についてはネクタイ、スーツ着用、女性についてはスーツの着用ということで勤務をさせていただいておりますけれども、現場がある職員については日常的にも作業服で勤務をして対応しているというところもございます。

今回貸与する作業服につきましては、１回貸与したら10年間ぐらい使えるだろうということで、10年間ぐらい今後貸与する予定はないのですけれども、まず１点目としては、一般職についてはどういう職に異動するかわからないというところもありますので、当然現場対応の日常的な被服として活用していただくということも考慮しつつ、災害時に住民の方からも町の職員だということが識別できるように統一を図るということの趣旨も加えて、今回予算計上をさせていただいているものでございます。

なお、日常的に現場等があり、執務時間の中で作業服を着ているような職場といいますと、主なものはまちづくり建設課ですとか、あるいは産業観光課の農業振興担当ですとか、そういったところが考えられるかなというふうに考えております。

それと、３点目の予算書の68、69ページのオフィスサポーターの雇用事業の関係でございます。オフィスサポーターの皆さんにつきましては、今回時給の改定ということで、それぞれの職種について改定を図らせていただくように予算を要求させていただいております。現在の登録者の数なんですけれども、全体としては207名おります。今年度の雇用実績でございますが、137名ということでこれは大変恐縮なんですけれども、職種別に把握をしているものではございませんが、雇用率としては66％という形になっております。このようにさまざまな職場においてオフィスサポーターの皆様においては、町の事業に参画をしていただきまして、業務を行っていただいているということで、平成32年度以降は先ほど申し上げた会計年度任用職員というふうに制度が変わっていくのでございますが、町の業務の中では保育業務あるいは学童保育、発掘業務等欠かせない人材になっておりますので、そうした方たちへの支援制度というのはこれからも検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければなと考えております。

それと、４点目の男女共同参画の事業でございますけれども、メンバーの関係でご質問いただきました。メンバーについては現在７名、男女共同参画の推進会議のほうに入っております。男性が４名、女性が３名ということでございます。任期が２年になっておりまして、全てが一気にかわるというわけではございませんで、それぞれのメンバーによって任期が来る時期が順次まいりますので、それに合わせて募集をさせていただくということになっておりますが、やはり男女共同参画については普及啓発という意味もありますので、基本的にはメンバーを少しでも増やして、賛同者というか、そういう理解者を増やしていくという努力も町としては行っていきたいというふうに考えてございます。

それと、まちづくり交流事業の中で国の参加が増えているかというようなご質問でございました。

実は国の参加につきましては、今年度については14カ国になっておりますが、昨年度は16カ国でございました。したがいまして、国からいくと２カ国減っているということになりますが、外国人については57名から68名に増加をしているということで、外国人の参加は増えているのですが、参加国については少し入り繰りというか、そういったもので２カ国減っているという状況でございます。

ちなみに昨年参加をしていただいていて、今年参加がなくなっているのが、例えばブラジルの方ですとか、マリの共和国の方ですとか、そういった方が今年はお引越しされたのかどうかはちょっとわからないんですけれども、参加をされていないというような状況もございますので、これはその状況によって参加国というのは変わってくるかなと思いますが、国際化というのはこれからも進展していくというふうに考えておりますので、多様な外国人の方に参加をしていただけるように町としても、これを実施していただいております国際交流の団体の皆さんと協力しながら、事業を実施していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに考えてございます。

それと、予算書の98、99ページの関係でございますけれども、県議会議員の執行事業でございます。先ほど議員さんからのご質問の中でもございましたけれども、県議会議員の選挙については、候補者がどうなるかというところがありまして、実は本日候補者の方を対象とした事前審査というものが白岡市で実施をされることになっておりまして、その状況によって選挙が実施されるかどうかというのはおおむね明確になってくるかなというふうに思っておりますが、ただ、告示日については３月29日になりますので、それまでは対応というのはしっかりしていかなければいけないという状況は変わりはございません。

ただ、無投票になった場合については、まず、選挙に係る人の配置というのが必要なくなりますので、その辺については、例えば投票管理者ですとか投票の事務の従事者といった手当については、基本的には不要になるというものでございます。また、投票立会人ですとかそういった費用弁償についても不要になるということで、主に人件費については不用額が多くなってくるかなというふうに思っております。また、消耗品ですとかそういったものについても、投票日の投票所の運営に係るものについては必要がなくなる部分も出てくるかなというふうに考えておりますので、これは無投票になると大幅に、主に人件費をはじめとした各種費用が執行しないという状況になるかなと思います。

ただ、ポスターの掲示場の撤去費用ですとか、そういったものについては必ず発生してくるというものもございますので、主に人件費あるいは消耗品だとか、そういう投票所の運営にかかわるものについては未執行の状況が出てくるということでご理解をいただければなというふうに考えてございます。

それと、予算書の212から17ページの関係で、まず、215ページの６級の13人の学校管理幹については、こちらは教育推進課の学校教育の担当の副課長が学校管理幹兼副課長ということで、６級の職員になっております。したがいまして、教育推進課に在籍をしているということでございます。

それと、昨年度の再任用を含めた職員数207名ということでご説明をさせていただきましたけれども、再任用の職員については４名でございます。

続きまして、子育て支援課が今回設置されることで、増員されるのかというようなお話がございましたが、課の設置に伴う増員というのは、基本

的には行う予定はございません。ただし、子育て支援の関係については、議員さんご承知のとおり保育需要がかなり伸びているということがあって、宮代町については可能な限り待機児童を出さないというような考え方でおります。そのためには、職員の配置が必要になってくるということで、課の設置に伴うものではございませんが、そうした保育需要への対応については、必要な職員数については手当てをしていきたいというふうに考えております。

それと、217ページを初めとした地域手当の支給対象者と再任用を含む、含まないというようなところで記述がわかりにくいというところがございましたので、こちらについてはこの予算書のつくり自体が総務省例等に基づく様式になっておりますけれども、その辺の工夫ができるかどうかについては、今後の検討材料とさせていただければというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

それと、特殊勤務手当の5.19%の割合でございますけれども、こちらは町で雇用しております専門職の保健師さんがこの一般会計の中での割合ということで今回掲載をさせていただいておりますので、ちょっとすみません、昨年度のちょっと予算書を私、今持っていなくて昨年度との比率というところでうまくお答えができないで大変恐縮なんですけれども、今年度は平成30年度に保健師さんを新たに雇用していたりというようなこともありまして、率の変動があったというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

私からは以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。ご質問にお答えをいたします。

ご質問はタブロイド判に変更した場合のページ数についてのご質問がございました。

現在の広報みやしろですが、回によってばらつきはございますけれども、平均的なページ数といたしますと大体24ページぐらいというふうになっております。これをタブロイド判にそのまま仮に変更したという場合のページ数なんですけれども単純計算といたしまして、今のＡ４判の紙面の面積、これをタブロイド判の紙面１ページの面積で計算してみますと、面積比で約1.4倍の面積が大きくなるというような状況でございます。したがいまして、24ページのページ数をその1.4で割り込みますと16ページぐらい、タブロイド判にいたしますと16ページを基本に変更ができるのではないかなというふうに考えております。

ただ、今入っている内容をそのまま新しいタブロイド判の広報に置きかえてしまいますと、文字の大きさや余白、そういった読みやすさについては余り効果がないということも考えられますので、これを機に広報の記事の掲載の基準につきましても少し見直す必要があるのかなというふうに考えております。例えば、今、お知らせ記事なんかですと、例えば今月号、３月号を見ますと全部で８ページございます。全体の24ページの中の３分の１、８ページがお知らせ記事となっておりますので、かなりの分量を占めております。こういったものももちろん、住民の方からのお知らせということで必要なものももちろん数多くあるのですけれども、場合によっては一部、基準の見直しをして、考えていく必要もあるかなというふうに考えております。

来年度予算の200万円の増でございますが、一応ページ数の設定といたしましては16ページが３回、それから内容によりましては、ちょっとページ数の多い月もあろうかということもございまし

て、１回だけ20ページ、これはどうしても紙面の都合上１枚の紙で４ページとなりますので、４の倍数倍数でページ数がつくられますので、16ページを３回、それから20ページを１回の４回というふうに予定をしております。

それから、予算が200万円増えるその要因でございますけれども、先ほどのご質問の中で今は２色刷りですけれども、今回の変更に当たりまして４色刷りカラー化になります。それももちろん金額が増える大きな理由の一つかとは思いますけれども、もう一つの最も大きな理由といたしましては、今回この金額を積算するに当たりまして、幾つかの業者さんにお話を聞いて、見積もりをいただいております。その中で出た金額をもとにこの200万円の増という積算となっているんですけれども、その増額等の理由ですけれども、やはり一番大きなのは印刷する機械がこれまでとは違うというお話をいただいております。Ａ４判の今までの広報を印刷する機械とは全く違う機械で今回のタブロイド判の印刷をしなければならないというところが、やはり一番金額が上がる原因の一つかなというふうに考えております。

それから、もう一つの理由ですけれども、これは金額的にはそんなに大きくないんですけれども、今回その４回分のタブロイド判の制作に当たりまして、実はその広報１回当たりの編集期間です。これは約２週間ほどで全て担当のほうで原稿を組み合わせてレイアウトを行っているのですけれども、非常に短い期間の中で編集をしているという事実がございます。この中で新しいタブロイド判の作成をするに当たっては、ちょっとそのノウハウがないと最初は難しいだろうということで、その４回分につきましてはデザインについても町の職員と業者と一緒にやっていくという形での、そのデザイン料も込みでの金額というふうな設定に基づきまして、今回予算額は約200万円増えているというふうな積算となっているところです。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

先ほど障害者雇用の関係で１点、答弁漏れがございましたので、お答え申し上げます。

ご指摘いただきましたとおり、精神障害も含めて障害者雇用という形で国の指針のほうが取りまとまっておりまして、宮代町においては従来から精神障害も含めた障害者ということで募集はさせていただいておりますが、ご指摘ございましたとおり別枠というわけではございませんで、その方も含めて適正な競争試験の中から合格者を選んできているというようなことで、そういう中で結果として障害者の雇用という部分がここ数年至っていないという状況がございます。

ただ、一方で法定雇用率の関係につきましては、埼玉労働局からのご指導等もございまして、今回は宮代町については障害者雇用が達成されていないということで公表の一覧には含まれているという状況がございます。したがいまして、この点については重く受けとめておりまして、さまざまな機会を通じて障害者の方の雇用というのを考えていかなければいけないというのは当然のことでございます。

したがいまして、来年度以降の話になりますけれども、繰り返しになりますけれども、任期つきの職員の方の採用ですとか、あるいは正規職員の採用に当たって障害者枠というものを設けて、障害者雇用の法定雇用率が守れるようにしていくということも検討をしていかなければならないというふうに考えておりますので、現時点においては

十分に検討させていただくということでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

２点だけ。１点は、町の広報なんですけれども、そうしますと、初めて聞きました業者も含めてノウハウを取り入れていくためということなんですけれども、そうすると、今までの業者とは違うんですか。かえるのでしょうか。その辺の関係と、それから、最後の障害者雇用の関係については、ぜひ、そのように検討しているということですので、できるかどうかというのはあるので、慎重に答えたと思いますので、ぜひ、お願いしたいのと、あと、後で結構ですので、この保健師と看護師の関係も持ち合わせ、先ほどしていないということなので、後で結構ですので教えていただきたいというのと、最後は、一般職員は173で、このほか国保、介護、後期高齢、公共下水道、農集、下水道というふうにありますので確認なんですけれども、これについても国保は一応６人、介護保険が16人、後期高齢が２人、公共下水が２人、農集が１人、下水道はそうすると何人ですか。その辺も含めて、まとめてきちっとした数字を教えていただきたいのですが。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１８分

再開　午前１１時３０分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

引き続き総務課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。ご質問にお答えをいたします。

広報みやしろの印刷に当たりまして、今までの業者からかえるのかというようなご質問でございました。

広報みやしろの印刷に当たりましては、毎年契約のほうは入札により行っております。先日来年度の入札を行ったところなんですけれども、その分につきましては、５月から12月までの８回分で入札を行いました。ですから、今のＡ４判での印刷のみということで入札を行いました。したがいまして、１月号からの印刷に当たりましては、またその前に、10月ごろになるかはわからないのですけれども、改めて入札をする予定になっておりますので、その結果によりまして業者が決まってくるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

まず、職員数の関係でございますけれども、予算書の212ページですとか、あとは介護、特会も含めての職員数ということでございますが、まず、一般会計については173名でございます。国保会計については６名でございます。介護保険の特別会計については15名でございます。高齢者医療については２名でございます。下水道会計については２名でございます。農業集落排水については１名でございまして、こちらで全て足すと199ということになりますけれども、水道会計については５名……

〔発言する人あり〕

○総務課副課長（大場崇明君）　公共下水は２名です。こちらの予算外の水道会計には５名というこ

とでございます。

それと、217ページにございます特殊勤務手当の平成30年度については、全職員に占める割合が３％ということで、今回5.19％に増えておりますが、こちらについては後ほど調べさせていただいて、ご解答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はありますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

何点か確認も含めて質問させていただきたいと思います。

前段者と若干重複するものがあろうかと思いますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、予算書の65ページ、需用費の職員と被服費の関係でございますけれども、今前段者が質問をして大筋は理解をしているわけなんですけれども、この中でちょっとわからないんですけれども、対外用に今回被服を新調するというような話なんですけれども、対外用というのは町民に対してだというふうに私は思うんですけれども、そこら辺の関係。例えば、男女別はどのようなデザインと申しますか、変わるのか。これからもいろいろと相談をするのでしょうけれども、それから事務服なのか作業服なのか、そこら辺もちょっとはっきりしないのでひとつ確認をしておきたいと思います。私はやはり、服装の整備は住民サービスの基準であるというふうに思っております。例えば、宮代町の職員服務規程がありますよね。この中の第３条だか第４条の中で服装はちゃんとして住民サービスに努めなさいなんていうふうな規約になっておるんですけれども、これからすれば当然、やはり私は服務の整備というのは必要なのかなというふうに思いますので、そこら辺をちょっと確認をしておきたいと思います。

それから、大体予算書を見ると１人当たり１万3,000円ぐらいな服なのかなという感じがするんですけれども、ここら辺の関係をもう一回ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、予算書の70ページですか。やはり前段者から質問がありました広報紙のリニューアルを進めてタブロイド判にするというふうなことなんですけれども、現在の体制の中でも今まで広報紙をつくってきたと思うんですけれども、例えばタブロイド判にした場合、年４回ぐらい発行する予定らしいんですけれども、現在の職員体制で十分対応できるのかどうか、その点一つ、確認をしておきたいと思います。多分大丈夫だというふうに答弁をするんでしょうけれども、そこら辺をひとつ確認をしておきたいと思います。

とりあえず２点、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課の副課長の大場でございます。

予算書の64、65ページでございました職員被服費の関係についてお答え申し上げます。

まず、先ほどのご質問の、前段の議員さんのご質問と重複する点がございますが、まず、職員の服装につきましては、通常の勤務についてはネクタイ着用、スーツということで男性は行っておりますし、また、女性についてもスーツを原則として華美にならないものということで、これは毎回職員のほうに通知をさせていただいておりまして、それを基本に執務時間中については服装のほうの対応をするようにということで徹底をさせていただいているところでございます。

今回購入する被服については作業服でございま

す。こちらにつきましては男女共用のデザインを考えてございます。上下ということで考えておりまして、通常の勤務の際に、当然まちづくり建設課ですとか産業観光課等については通常の勤務、日常的に被服、作業服を使って現場で作業するということにもなりますけれども、何か事があったと、例えば災害時に町民の方があそこに職員がいるということがわかるように、統一的な形でそろえさせていただきたいということで、今回予算のほうを計上させていただきました。

予算上の単価の見積もりでございますが、こちらにつきましては１万5,000円程度を考えておりまして、大体180着をつくりたいというふうに思っております。職員が200人何がしいるんですけれども、既に先行してまちづくり建設課ですとかそういったところについては新しいデザインの作業着を着用して、今勤務を行っているというところがございまして、来年度の予算については今年貸与できなかった職員を中心に行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。先ほどのご質問にお答えをいたします。

広報の編集に当たりましての職員体制でございますが、現在広報の担当の職員は２名おります。その２名で広報の原稿の編集、レイアウト、データの作成、そういったものを行っておりまして、宮代町の特徴として一つ上げられるのは、完全な版下提出ということで、全部役場の広報担当職員でパソコンを使いまして編集作業を行って、データとして完成されたものを印刷業者に渡しているという形でやっております。この点につきましてはタブロイド判に変更された後も基本的に、そのやり方を変える予定はございません。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、編集期間というのが、原稿の締め切りから業者にデータを渡すまでが約２週間ということで、非常に短い期間の中で作業を行っているという現状がございます。したがいまして、実際タブロイド判に変更したときになかなかデータが、編集ができない、間に合わないといったことが万が一にもないように、そこは万全の対応を図るという意味も含めまして、今回のその４回分のタブロイド判の編集に当たりましては、町職員２名と業者のほうで一緒にちょっとデザインをやっていただいて、業者のアドバイスも受けながらつくっていくというような作業で、その広報の編集、印刷に支障のないように考えておりますので、現状の２名体制でそれは対応できるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

唐沢ですけれども、再質問をさせていただきたいと思います。

今答弁をいただきました上下で男女共用ということなんですけれども、例えば女性の場合、ズボンというんですか、ズボンなのかスカートなのか、そんな関係も含めてひとつお聞かせ願いたいし、できたらデザインをどういう形で募集するのか、専門家に頼んでデザインするのかわかりませんけれども、やはり宮代らしさを象徴した、そんな色にしてもらればいいのかなという感じもしますし、できたらば職員の声、特に若い職員、女性の声を導入をしてデザインをしてもらいたいなと。ありきたりの事務服、作業服ではなくて、そんなことを考えているのかどうか、お聞かせ願いたいと思

います。

それから、私もこれは過去に一般質問でやったと思うんですけれども、宮代町は町章というものがありますよね。今の職員で町章をつけている人が残念ながらほとんどいないんですけれども、この作業服に町章なりを入れる考えがあるのかどうか。胸を張って宮代町の職員だというふうな形を、対外的でも示すためにも、町章は当然つけるのかなというふうに思いますけれども、そんな考えがあるのかどうか、もう一回確認をしていきたいと思います。

それから、広報の関係なんですけれども、できる限りやはり読んでもらいたいということで、タブロイド判にもちろんするのでしょうけれども、今までの広報を見ると、どちらかというとみんな一方通行。町のほうから、行政から町民に呼びかけている、そういう記事が圧倒的に多い。でも、呼びかけ文、今先ほども前段者からも質問にいろいろありましたけれども、活字が小さい、いろいろと今宣伝されていますよね。コマーシャルでも活字が小さいなんて言われておりますけれども、やはり町民から逆に呼びかけるような、やはり町民と交流できるような、そんな広報紙を目指してもらいたいなというふうに思いますので、呼びかけではなくて、町民から逆に声が上がるような、そんな広報紙も目指してもらいたいなというふうに思いますので、そんな考え、何かアイデアがあるのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

１点目の作業服の関係についてお答え申し上げます。

男女とも同じデザインでございまして、女性においてもパンツというかズボンをはくということになります。こちらのデザインについては、既に今年度まちづくり建設課を中心に職員の意見を取り入れたもので行っておりまして、色とするとベージュが基本になってございます。作業服だということがすぐわかるような、そういう色合いであろうかなというふうに思っています。その色が宮代らしいかどうかという点については、ちょっと何とも言えないところがございますけれども、作業服だということがすぐわかり、統一感があるものであれば、町民の皆様から町の職員だということがすぐ見分けられるようなものになっているのかなというふうに思います。

それと、町章については、ちょっと私も記憶の中では宮代町という文言は入っておりますけれども、町章が入っているかどうかという点についてはちょっと今、お答えできないのですが、たしか入っていなかったのかなというふうに思いますので、その点だけご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。ご質問にお答えをいたします。

今議員ご指摘のように宮代の広報課はお知らせ的なものの一方通行の広報になってしまっているというご意見がございました。その点につきましては、こちらの担当といたしましても実は認識をしているところでございまして、宮代町に限らず市町村の発行する広報紙について、今一番言われているのが、議員のご指摘いただいたような行政側からの一方通行のお知らせ型の広報になってしまっている、単なる町からの伝えたいことを伝え

るだけの広報になってしまっているというのが、宮代に限らずほかの市町村でも言われている問題点というふうになっておりまして、そこはなるべくこれから改善をしていきたいというふうに考えております。

町長がまちづくりのモットーとして挙げております対話のまちづくりということも、この広報紙を通じて行政と町民が対話をしていくという手段であるというふうにも考えておりますので、町からのお知らせということだけではなく、例えば何かについての町の方のご意見とか、インタビューとかそういったお話を載せるようにやっていきたいと思っています。実際のところなるべくこちらのほうでも取材に行って、いろんな方のお話を聞いて、その方のお話、インタビューをして内容を載せるということも現在なるべく取り入れるようにはしているのですけれども、今後につきましてはそれをもっと、より多く取り入れてお互いに情報を共有できるような形で広報紙をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

被服の関係なんですけれども、ベージュ色、ベージュ色というのはどういう色だか私、よくわからないですけれども、こういう色ということですか。明るい色ということですね。黒とか濃紺ではなくて、明るい宮代らしさを象徴とした服をつくるということで理解するわけですけれども、町章の関係なんですけれども、やはりできる限り町章はつけてもらいたい。宮代町ももちろん結構ですけれども、せっかくいい、あれは町章、町制30周年で公募した町章ですから、ぜひとも一つシンボルとしての町章を入れてもらいたいなというふうに思っております。

それから、もちろんデザインはいろいろと工夫をして着やすいということが大事でしょうから、仕事がしやすいということが大切ですから、我々は専門的ではないですから、生地のことはよくわかりませんけれども、できる限り軽く、着やすいような、そんな作業服、事務服をつくってもらいたいなというふうに思っていますけれども、町章の関係をもう一回ちょっと確認をしておきたいと思うんですけれども、ぜひひとつ、つけてもらいたいなというふうに思っております。

それから、一応10年に１回くらい、目途で変えるということなんですけれども、個人的に１着ではなくてもう１着つくりたいなと、俺は、まだあと20年ぐらいは務めるから、30年ぐらい務めるからもう１着ぐらいつくってもいいなといった場合は何か補助的なものがあるのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、広報の関係なんですけれども、今答弁をいただきました。できるだけ読んでもらうように、町民の声を聞くような広報紙を目指したいなということを言っておりましたけれども、２名体制で現在やっているという話なんですけれども、できたら町民から、結構退職してその道で頑張った人が結構いるらしいんです。できたらボランティアで協力体制がもし、とれるのだったら、紙面ももっと広がるのかなというような感じがするわけです。例えば今、町長は対話を目指すまちづくりということで進めているんですけれども、できたら宮代町地区連絡会ということで４つのブロックに分かれています。それぞれ今町長と地区の代表との懇談会もやっているようですけれども、できたら、少なくともやはり特派員的な、４ブロックから特派員みたいなものを募って、紙面に参加できるような形になれば、もう少し紙面が広がるのかなというような感じがするんですけれども、

そんな考えがあるのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課課長。

○総務課長（大橋洋巳君）　総務課長の大橋でございます。

１点目の被服費の関係についてお話させていただきます。

まず、この今回当初予算のほうに計上させていただいた経緯なんですけれども、４月の時点でまちづくり建設課から被服費がずっと貸与されていないので、統一デザインを決めて、自己負担で買いたいという話がありました。その経緯がありましたので、課長会の中で話し合いまして、やはり被服費を設けているのにその自己負担で買うというのは、やはり違うだろうという形で、それはやはり町がきちんと、被服費の規定ですと、２年に１回とかそういうサイクルでかえることとなっているのですけれども、とてもそういったことはできないので、そういった形で公費で対応させていただくとともに、先ほど言ったとおり、今回そういう機会であれば災害対応の場合でも、職員というのが今、ばらばらになっているとわからないので、一緒に買いましょうと。

ただし、先ほど副課長が言ったとおり、一度買えば頻繁にまちづくり建設課で現場に出て行く職員以外は10年は着られるよねと。ですから、１回買ったからすぐにまた買いかえるのではなくて、それだったら今言ったとおり、そういう長いスパンは着てもらうと。それ以外の人についてはある程度、作業着が頻繁にそういうところに行く人については、もう少し短いサイクルにしましょうというものを決めさせていただいたという経緯がございます。

ですので、今回予算は上がっていますけれども、これが毎年上がるようなものではないということでございます。ですので、あと、金額については今年、もう既に先行して買ってございますので、その単価で計上させていただいておりますので、町章についてはその辺がうまく、予算的にうまくいけばということなんですけれども、町章以外でも先ほど話させていただきましたとおり、わかりやすいということで、宮代町とかというデザインのほうは入れさせて、住民の方がわかりやすいような形にさせていただいておりますので、ちょっとご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

広報についてのご質問でございます。

議員さんのおっしゃりますように、今広報では宮代広報サポーター制度というのを実施いたしておりまして、現在２名の方にサポーターになっていただいて活動いただいております。２名の方で町内のいろんな行事ですとかイベント、そういったものを取材をしていただいて、その取材の模様を文章、それから写真で提出いただいて町の広報に掲載をいたしております。今月発行したばかりの広報みやしろ３月号でも、広報サポーターの方の記事が出ております。笠原小学校でまゆだまづくりということで記事を紹介させていただいております。

現在２名体制でこちらの制度を実施しているところですが、昨年、その前は１名だったんですけれども、新しく１名就任していただいて、現在２名ということになっております。町の広報紙につきましては、職員が編集をしておりますけれども、

市民参加による広報のまちづくりというのがこの広報サポーター制度の趣旨でございますので、今後につきましてはここを広げて、議員さんのおっしゃられるように、さらにボランティアの協力体制を広げていってやるというようなことも検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　時間の関係がありますから、要望になるかと思うんですけれども、被服の関係、10年に１回、人間というのはやはり、10年というのは体型が随分やはり変わるんですよ、普通は。我々も正直に言って、随分変わってきているんですけれども、できる限り臨機応変と申しますか、服なんかも、ズボンなんかもある程度、男女共用するような、そんなものを一つ考えればいいのかなという感じがしますし、やはり宮代町の職員、服務規程の中でも、第４条の中でも載っておりますけれども、宮代町の職員さん、職員かどうかわからないという方が大分見受けられて、最近随分課長の指導がいいのか、町長の指導がいいのかわかりませんけれども、大分よくなったなという感じがするんですけれども、正直言ってなかなか職員だかなんだかわからないという方もたくさんいますし、名札もどこかに行っちゃっている人も随分いるようですし、できる限り服には、くどいようですけれども、町章を入れてもらいたいし、できたら名前も一緒に、ユニフォームですから、作業服に名前でも入るようにやってもらえればいいのかなと。胸張って宮代町の職員だというふうに言われるように、ぜひとも服務規程にのっとって、すばらしい職員をひとつ、服を通して示してもらいたいなというふうに思います。これは要望になると思いますけれども、できる限りよろしくお願いします。

それから、広報の関係なんですけれども、やはりできる限り町民の声を吸い上げる、そんな紙面にしてもらいたいなということを強く要望して終わりにしたいというふうに思います。

ありがとうございました。要望でいいです。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

２件ほどちょっと聞いておきたいんですけれども、１点は選挙の関係。投票率がよくないんですよね、相変わらず。ほかの市町村もそうかもしれないですけれども、この原因。公営掲示板が悪いのか、投票所が少ないのか、いろいろあるかもしれない、あと、日常の選挙の宣伝活動が少ないのか、いろいろあると思うんですけれども、やはり宮代町もよくて50.ちょっとか、だんだんほかの市町村に似てきたような傾向がある。18歳以上の投票を設けても上がらないと。これはどう対応するか、前も高校生については学校に行って、選挙の大切さを宣伝するとか、そういうことを言っていましたよね。やったのだとは思いますけれども、それでも上がらない。それは一般の投票者が悪いのかどうか、それはわかりませんけれども、どういう層が投票が悪いのかいいのか、私たちには調べようがないんだけれども、役場は調べればわかると思うんです。これをまた何とか、最低でも60何%行かないとねと思うんです。これ、何とかどういうふうに対応しているのか。ちょっと私が理解できるように、まして宮代も来年２月、今度の２月に予算にも載っているけれども、町議選があります。これも投票率をがんと上げるようにしないといけないと思うんです。町が活性化にならないと思いますので、これの対応をどうやっているのか、納得できるような答弁をお願いしたいと思います。

もう１点は、前段者が質問していましたけれども、障害者雇用、何か雇用を本当にするのかしないのか、はっきり私、説明ではわからない。何か、対応を検討するとか何とか、そんな言葉を使っていたようだけれども、やはり基準が変更になっていますよね。宮代は４人だと、今３だと。ということはもう１人足らないということでしょう。それもわかっているんだから、検討するとかそういうのではなく、もう採用しますと。こういう答弁をするのかなと思ったら、何だか１名登録をしたとか何とか、採用を検討していくとか、その人をね、それはちょっと問題だと思うんです。やはり、はっきり採用しますと。それぐらいの答弁があるのかなと思ったら、また、何か逃げているんだよね。しなくてもいいような答弁をしているわけ、採用を。それ、問題だと思いますよ。基準がもう、上がって４名にしなくてはならないということになっているんだから、４名以上でもいいですよ。別に今３だと、今度は４にしなくてはいけない。４名でなくても５でも６でもいいんだと思いますよ、増やすことは。そういう、１名でさえ検討する、どうもはっきりしない。宮代町の体質かなと思ったんだけれども、これはやはり、はっきり採用しますという答弁をすべきだと思います。

その２点、ひとつ質問をいたします。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩といたします。

休憩　午後１２時００分

再開　午後１２時５９分

○委員長（九山妙子君）　皆さんお集まりのようなので、再開いたします。

引き続き、総務課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

先ほど２点いただきましたご質問についてお答え申し上げます。

まず、１点目の投票率の関係でございます。ご指摘ございましたとおり、非常に今投票率が低下をしているという状況でございまして、来年度の予算で計上されている投票が４つほどございますが、それの前回の投票率を見てみますと、県議会議員の選挙については前回が36.7％、県知事選については29.8％、参議院議員の選挙については51.5％、議会議員の選挙については48.6％という状況でございました。それをまた４年前にさかのぼっても余り変わらないという状況で、その起爆剤として18歳、19歳の投票の拡大というのも行っておりますけれども、正直なところ余り効果が出ていないというところかなというふうに思っております。

投票率が低い原因というのは、これはさまざまな要因があるとは思うんですけれども、総じてやはり政治に対する参加意欲というのが国民全体の中で低下をしていて、これは国としても大きな課題であるというような認識のもとに立っているというふうには考えております。

宮代町においても、近隣の自治体で投票率が上がった自治体に問い合わせをして、どういった取り組みをしているかというようなことについては調査をさせていただいているんですけれども、それぞれの選挙管理委員会からの答えとすると、特に特別なことは行っていなくて、天候ですとか、あるいは選挙の盛り上がりですとか、そういったものに左右されているのではないかというようなお話でございまして、正直、特効薬がないというのも現状ではございます。

18歳、19歳の啓発としては、先ほどご指摘いただいたとおり、宮代高校なんかに選挙管理委員会のほうで出向いて、模擬投票ですとか選挙の仕組みなんかについてもお話しさせていただいたり、あとは投票箱に実際に触れていただくということで、生徒会なんかの選挙にも実際の投票箱を用いて行ったりということで、選挙を身近に感じていただけるような、それがどこまで効果があるかというところはあるんですけれども、そういうような取り組みについては地道に行っているというところでございます。

また、今回、ポスター掲示場についても若干見直しをさせていただいておりまして、今度の県議会議員選挙からにはなりますけれども、東武動物公園の駅の西口のほうに東武鉄道様のほうと調整がつきまして、ポスター掲示場を１カ所置かせていただくということで調整をしております。そのかわり、商工会のところにございます用水沿いのポスター掲示場については、それを移設するというような形で考えておりまして、ポスター掲示場の数については78カ所で変わらないという状況になっております。

こうした状況ですので、我々選挙管理委員会といたしましては、地道に投票率が上がるように訴えていくということと、あとは国民全体の意識として政治への参加ですとか、投票していくというような意識を高めていっていただくということで対処していくというのが現状でございまして、十分なお答えにはちょっとならないところはあるんですけれども、そういうような取り組みということでご理解をいただければと思っております。

次に、障害者雇用についてお答え申し上げます。

前段の議員さんからもございましたし、今、小河原委員さんからもございましたとおり、議会のほうからもそういう大きな問題意識をいただいているということについては、我々のほうとしても重く受けとめなければいけないというふうに考えておりますし、また、法律で定まっている法定雇用率というものを、やはり行政が率先して守っていかなければいけないというその意識については、強く持っているところでございます。

ただ採用試験については、まだ十分な見直しという点には至っていないというところもありますけれども、これは必ず達成できるように我々としても取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、現時点においては、その意識ということを伝えさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

投票所を増やすということは考えていないわけね、まず。というのは、場所によっては、もうちょっと近くにという意見もあると思うんですよ。そこら辺を考えて、そういうことはないのかなと、そういうことも必要なのかなと私は思うんですけれども、それは、すぐ簡単にはできないことはわかりますので。掲示板は何か増やさないで移動するだけ。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　増やしたほうがいいんじゃないの、ゆっくり、多くの人の目に見えるように。まして町議選のときには、ここのほとんどのメンバーがまた立候補するんでしょうから、この顔ぶれが町中に散乱するように、散乱と言ったら言葉が悪いか、わかるようにしたほうがいいかなと。そういえば投票率、先ほどの報告でも48.6％、町議選になると幾らかよくなるんだね。町長選よりは悪いんだね、前回の、多分、忘れましたけれども。県議選については、ちょっと宮代から出て

いないからというのもあるのかもしれないね、悪いのは。だから、こういう結果になるのかなと思うんだけれども、ひとつ投票率が上がるように、例えば有線放送は使えないのか。車でよく前は、あしたは投票日ですとかと、よく宣伝をしていたけれども、最近余り動かないよね。やはりそういうことも必要だと思うんだよね。どんどんそういうことで、投票をしむけると。

あともう１点、ちょっと聞いておきたかったのは、期日前投票。例えば県議選、うわさだよ、無投票になった場合、そうすると27日だっけ、告示、今度ね。27日で終わっちゃうんだよね、無投票だと。そうすると、知らない人は28日から期日前投票に行っちゃうかもしれない。その対応は大丈夫なの。多分、明日選挙で期日前投票に行こうと、無投票だって知らなきゃ行っちゃうもんね。その対応はちゃんとするわけでしょう、もしそうなった場合。そこら辺もそれは町民の皆さんに、そのくらいのことはやってもらったほうがいいのかなと思いますので、ひとつ投票率が上がるように努力をしてもらいたいと。わかりました、１点目はそういうことで努力してもらいたいと。

あと障害者雇用については、私も質問のときに申し上げましたけれども、別に４人以上だっていいわけだからね。そういうことで、障害者雇用もひとつ障害者のために、最後のほうには必ず達成できるようにすると言っていましたから、それは１人は達成するのかなというんじゃなくて、何人かね、もし宮代の人の中でそういう人がいたら、どんどん採用すべきかなと私は思うんですよ。そこら辺はどうなのか、ちょこっとでいいですから答えてもらいたいと。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課の大場でございます。

まず投票率の向上に向けてということで、投票所等の増加というようなお話をいただいたんですけれども、現時点では11カ所設けておりますけれども、確かにちょっと遠いという方はいらっしゃるかもしれませんが、施設等の関係もございまして、現時点においては、まだ増やすというような議論は行ってはいないというところでございます。そういった状況でございます。

あとポスター掲示については、今回、数を増やさないでということで取り組ませていただいておりまして、その効果なんかも見ながらですね、それは考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますが、現時点では数については現行のまま行わせていただきたいなというふうに思っております。

それとあと、期日前投票の関係で無投票になったときには、確かに入場券がお手元に届いている可能性がありますので、無投票になったということをわからないで投票に行くというようなことが出てくる場合も、これはゼロではないかもしれないというふうに思っておりますので、当然、防災行政無線等を通じてその旨というか、そういったものについては周知させていただきますけれども、当然お手元に声が届かないという方もいらっしゃるかもしれませんので、それは役場にお見えになれば、ちゃんとした対応をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、障害者雇用については、おっしゃるとおり、別に１名増やせばいいという趣旨ではなくて、当然、障害者の方が働けるような職場環境も含めて構築していかなきゃいけないということになっておりますので、この辺については鋭意努力をさせていただきたいというふうに思っておりま

すので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（鈴木淳史君）　総務課主幹の鈴木と申します。

ポスター掲示場の関係で補足して説明をさせていただきます。

町内78カ所ということで各種選挙で設置しておりますけれども、基本的にこれは法で定まっているものということになりまして、投票区は11投票区ありますけれども、その広さ等に応じて、あと有権者数に応じて何カ所ということで定まっておりまして、11カ所のうち10カ所についてポスター掲示版は７カ所、１つの投票区内に７カ所。それで、１カ所については、多少広さがあるので８カ所を設けなさいということになっておりまして、合計78カ所ということになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。今の答弁を忘れないように、ひとつお願いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。何点か質問させていただきます。

最初に、66ページの職員研修費用でございます。職員の政策形成能力の向上などスキルアップや人材育成を推進すると説明されております。これは何回、何人参加で、どんな内容でやるのか、それをちょっと教えていただきたい。

また、あと女性職員で構成する庁内プロジェクトにおいて、女性のきめ細かな感性や柔軟な発想を生かした事業を検討、実施すると説明されています。どんな内容の事業なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

それと同時に、女性のことを書かれているので、ちょっと質問させていただきますけれども、宮代町の女性の幹部というのが、小暮さん一人しかいないというのが現実だと思います。もし小暮さんがやめてしまえばゼロになってしまう、そういう状態の中で、こういう女性のきめ細かだとか何とかと政策をしていると思いますけれども、どうなのか、今後どうするのか、そういう女性幹部を増やしていくのかどうか、その辺のところも詳しくできれば教えていただきたいと思います。

それと、68ページです。

人権平和推進事業でございます。埼葛人権施策推進協議会とか、越谷人権擁護委員協議会ですか、杉戸部会とか書いてありますけれども、こういう団体というのはどういう団体なのか、ちょっと私わからないので教えていただきたいのと、どういう自治体が、この辺の自治体は全団体が入っているのかどうか、教えていただきたい。

それと、70ページになります。

情報公開推進事業でございます。この辺のところの昨年度までの実績とか、今年度はどういうことをやっていくのか、教えていただきたいなと思っています。それと同時に、行政不服審査会も同じでございます。今までどういう経過があったのか、内容があったのかないのか、それを教えていただきたいと思います。

最後になりますけれども、宮代町はいろんな事業で委託先を決めていると思います。この委託先の決め方というのは公開でやっていると思うんですけれども、結果的に、同業者がまた再度委託されているというケースというのは、どれくらいあるのかとか、その辺のところも、わかればでいいです、わかる先だけでもいいです、わかる範囲だけで教えていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課副課長の大場でございます。

まず研修の関係についてお答え申し上げます。

31年度予算の特徴として、今回、特に掲げさせていただいているのは、職員の政策形成能力の向上に向けた研修ということでございますけれども、通常の研修につきましては、宮代町の単独で行っている研修と、あと彩の国人づくり広域連合で行っている研修と、あと宮代町、久喜市、蓮田市、白岡市の３市１町で行っている研修の大きく３つに分かれてくるというものでございます。

それぞれの研修には特色があるんですけれども、まず宮代町が単独で行っているものというと、新採用の育成が主な研修になっておりまして、新採用職員の研修ですとか、あとは新採用の職員の育成塾みたいなものを行ったり、あと職場内のＯＪＴといった取り組みを行っております。

また、３市１町でございますが、こちらになりますと、階層別の研修ですとか、専門研修という形になります。

また、彩の国人づくり広域連合で行っている研修は、これも階層別ではございますが、こちらについては県内の市町村と埼玉県も一緒に入っておりますので、県内各地の市町村の職員ですとか、県庁の職員と一緒になって研修を受けるというところが、ひとつ大きな特色になろうかなというふうに思っています。

そうした中で、31年度の政策形成の取り組みといたしましては、今考えておりますのは、これは仮称でございますけれども、宮代の未来デザインプランみたいなものを、プロジェクトみたいなものを考えておりまして、宮代の未来に向けて取り組むべき政策課題を、それぞれの職員がプレゼンテーションをして競っていくような、そういうような取り組みができればなということで、今鋭意検討しているというところでございます。

そうした中で、例えば全国の先進地に行って現場でその状況を把握したりですとか、あるいは、なかなか宮代町として参加していない派遣研修に行きたいとかというような声があれば、そういったものに対して、そういうプレゼンテーションによってすぐれた内容があれば、そういったものに対しての支援は行っていきたいなというふうに考えております。

また、宮代町の職員の中で、今、ちょっと自主勉強会みたいなものも少しずつ行っているケースが出てきておりまして、そうした自主勉強会なんかが活動しやすいような、そういう支援というのも31年度については検討していきたいなというふうに考えてございます。

続きまして、女性プロジェクトの関係についてお答え申し上げます。

宮代町では、女性職員活躍推進プロジェクトチームというものを設置したしまして、現在９名のメンバーが、そちらのプロジェクトに参加をしております。

年代的には30代が２名、40代が４名、50代が３名ということでございまして、発足が平成28年度になります。活動してちょうど２年３カ月ぐらい経過したところでございます。テーマとしては職場改善をテーマに行っておりまして、理想を目標として掲げているのが、一人一人が能力を発揮し、全職員が支え合い、尊重し合い、チームを組んできらきら輝く職場ということで、今いろいろな取り組みを行っております。

特に女性職員プロジェクトチームの活動の特色といいますと、よりコミュニケーションを住民の

皆様と図っていきたいということで、町民祭りに参加をしたりですとか、綱引き大会に参加をしたりというようなことも行っておりますし、あと役場内の職員間の交流を促進したいということで、レクリエーション的な取り組みというものも実施をしているというところでございます。

また、新採用の職員に対しての育成塾で講師になって、自分たちのこれまで歩んできたキャリアについて説明をしたりですとか、そういうような啓発活動というものもプロジェクトのメンバーが中心となって行っているというところでございます。

活動は今言ったテーマに基づいて、主にコミュニケーションですとか、そういう職場の中での活性化みたいな部分を主に取り組んでいるというところでございまして、その点についてはご理解をいただければなというふうに考えております。

次に、女性職員の幹部の育成についてでございますが、こちらも女性活躍推進プロジェクトの取り組みと実際にリンクをしてくるということになるんですけれども、実は今回の主査級試験において、女性活躍推進プロジェクトのメンバーが９名おるんですけれども、そのうち主任級であった職員が３名受験するというような効果も出てきております。自分たちがそういう責任ある役割について、職員を牽引していこうという意識も高まってきているのかなというふうに思います。女性職員の幹部の育成については、これは町としては喫緊の課題だというふうに思っておりますので、これは引き続き進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、予算書でいいますと68、69ページの人権平和推進事業でございます。

埼葛人権施策推進協議会ですとか、あとは人権擁護委員さんの部会の話、越谷人権擁護委員協議会の話がございましたが、こちらの構成ということでお答えさせていただきますと、埼葛郡市人権施策推進協議会については、埼葛12市町、これは三郷から久喜までの東部地域の12市町が協議会を設定いたしまして、久喜市が会長ということで今取り組んでいるところでございます。こちらにつきましては、人権の取り組みを行うための教職員のための研修会ですとか、あるいは、人権に関する各種アンケートですとか、そういったものをこちらの協議会の中で考えて実施をしているというところでございます。

また、越谷人権擁護委員協議会ですとか、越谷人権擁護委員協議会杉戸部会なんですけれども、越谷人権擁護委員会の協議会については、これは先ほどの埼葛12市町と若干異なるんですけれども、主に埼葛エリアの市町の人権擁護委員さんが活動の主体になっているというところでございまして、こちらの事業活動としては、常設の人権相談所ですとか、あるいは小・中学校における人権教室ですとか、あとは小・中学生がＳＯＳを発するようなミニレターの配布ですとか、そういったような取り組みを行っております。

また、こちらの杉戸部会については、宮代町と杉戸町の人権擁護委員さんで杉戸部会というものを組織して活動しているというものでございまして、こちらにつきましては、町のイベント時に人権啓発品の取り組み、人権啓発の実施ですとか、あとは小学校で行っております人権の花の運動ですとか、人権作文、そういったような取り組みを行っているというものでございます。

続きまして、情報公開の関係でございます。

情報公開のまず今年度の12月末までの情報公開請求については、自己開示請求と合わせまして６件ございます。内訳とすると、情報公開請求が５件、開示請求が１件ということでございます。

情報公開の関係で言いますと、審議会と審査会というものがございます。すみません、予算書の70、71ページになりますが、この中で情報公開保護の審議会については、情報公開制度の改正に伴う情報公開条例の改正が町で必要となった場合に諮問して意見を伺うというようなものでございまして、平成30年度、今年度については、活動実績はございません。

また、情報公開保護審査会については、情報公開条例に基づく情報公開の請求に対して不服申し立てがあった場合に審査会を開催するということになっておりますが、こちらについても不服申し立てが出ておりませんので、審査会の開催実績というのは、現状としてはございません。

次に、行政不服審査会でございます。こちらも予算書70ページ、71ページでございます。

こちらは行政不服審査法の改正に伴いまして、町で設置が義務づけられている審査会でございますが、町が行う行政処分に対しまして不服があった場合に、不服申し立てに対する審査機関ということになっておりますが、宮代町においては、現時点においては行政不服審査会に諮る不服申し立てがございませんので、審査会のほうについては開催はしていないという状況でございます。

それとあと、委託の関係でご質問がございました。総務課の所管分で言いますと、例えば委託業務で行っておりますのは、ホームページの管理ですとか、そういったものになっておりまして、現在は株式会社ぎょうせいに一者随契という形で行っております。

それと、先ほどの会計年度任用職員制度につきましてもお答えいたしましたとおり、株式会社ぎょうせい、これは例規の関係とも絡んでくるということもあって、そういった委託をさせていただいておりまして、町全体の委託の決め方ということになりますと、これはちょっと総務課の所管という形ではなくて、企画財政課のほうで契約規則等の所管をしておりますので、そちらのほうでご確認をいただければありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初からなんですけれども、研修ですね、新入職員の研修とか、そういうものをやるというんだということなんですけれども、この女性のプロジェクト、これを決めたのが総務課だと思いますけれども、この政策立案というのは、どなたがやったんでしょうか。これは男性がやったんですか、それとも女性がやったんですか。その辺のところが最初から間違っていると、やはり女性プロジェクトといっても男性の案でやってしまうというのが往々にしてありますので、どうしても女性の職員がこういうのに出ても、企画課なんかもそうなんですけも、少ないというのが大いにあるんですよ。その立案をやって、これをやりなさいということで、そういう職員にやってしまう。やはりそれだと、なかなかうまくいかないというのが、現状であるんじゃないかなと思っております。

その結果としては、幹部職員が少ないというのも、その一つの例だと思います。私はこの辺のところを、もう少し女性の目で、女性が立案してやっていく能力、能力というんじゃないですけれども、立案させると、それが必要じゃないかなと思っております。男性が正面切って、こういうことをやりましょうと言ったって、これは何の意味もないと私は思っております。そういう点では、やはりそういうやり方を、やるんだというんであればですよ、女性を大々的に登用するということが大事じゃないかなという感じがしますので、ぜひ

その辺のところは、これは何年も前から言われていることだと思います。女性幹部が少ないということでは。やるやると言っておきながら、今までになってきている。

確かに、上のクラスに３人挑戦したということでは、これは評価できると思いますけれども、そういう雰囲気をつくるというんですか、それが大事かなと私は感じておりますので、ぜひその辺のところは強めてほしいと思っております。もう一度、その辺のところはどういうふうに考えているのか、まず最初に聞きたいなと思います。

それと、70ページの情報公開、行政不服審査会ゼロということで、今回はどちらもなかったということで了解したしました。

それと、人権平和推進事業でございます。全12市町が入っていて、今、久喜市のほうがやっているんだということなんですけれども、これは年に何回ぐらい、そういう協議会というのは開かれているんでしょうか。その辺のところも教えていただければありがたいなと思っております。

それと、委託先が結果的に総務課としてはぎょうせいということになっているということなんですけれども、これは公開でやっているわけですか、それとも指名入札みたいな感じなんですか。こちらから先に言って指名して、お宅にやってくださいということでやっているわけ。公開じゃないんだ。いろんなところで申し立てて、一般入札みたいな、ああいうことではなくて、全部こちらで、そういうのは、総務部ではここしかやっていないということなんですか。１社だけということなのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　今のご質問について順次お答え申し上げます。総務課の大場でございます。

女性プロジェクトの立案については、これは女性職員が立案をしております。女性の目線から取り組みを進めているというふうに考えておりますので、女性らしい取り組みが今できているかなというふうに思います。

それと、２点目の人権施策推進協議会の年間の回数でございますが、こちらについては、人権施策推進協議会の幹事会というのと事務研究会というのがございまして、幹事会については年間15回ぐらいの会議を行っていて、事務研究会については、その中でも啓発委員会ですとか、広報委員会というのが分かれておりまして、かなりの回数実施しているかなというふうに思いまして、それぞれその中で検討した結果を事業に反映させているということでございます。

それと、先ほどの例規の関係でぎょうせいのほうに委託をさせていただいているというお話をさせていただきましたが、これについては競争入札ではなくて、例規のシステムが今ぎょうせいのほうで行っておりますので、現状としては一者随契という形で、ぎょうせいのほうにお願いしているのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

今の最後のほうから、ぎょうせいのほうに、１社にやっていると、これはシステム上こういうことでしようがないんだということだと思いますけれども、これは１回入ってしまうと、その業者にずっと最後まで頼むということになりますよね。その辺のところでは、やはり１社に頼るというのはいかがなものかなと私は思っているんですけれ

ども、その辺どう思っているのか。

それと、女性のプロジェクトなんですけれども、これは考えていくということで、最初から女性でプロジェクトと言ったんですけれども、これ大もとのプロジェクトを発案したのは、どこの部署なんでしょうか。これは総務課なんでしょうか、それとも企画課なんでしょうか。その辺のところをいって、どういう人材でこのプロジェクトを立ち上げたのか、どういう発想で。ちょっと詳しいことがわからないので、この２点だけお願いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課の大場でございます。

まず、１点目の例規の関係の委託先がぎょうせい、これからも将来的にもそうなるのかというようなご質問だというふうに思いますけれども、総務課のほうでもぎょうせいだけで考えているわけではございません。他の業者からの提案も実際には聞いておりまして、当面、これまでのところはぎょうせいということでお願いをしておりますけれども、サービス内容については、今後精査をしながら決めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それと、女性活躍の推進プロジェクトにつきましては、総務課の女性職員のほうで発案をさせていただいております。特徴としては、参加する職員については公募という形になっています。ですので、指名して参加をしてくるというわけではなくて、自分で女性活躍推進プロジェクトに参加をして、みずから意識を変えたいですとか、女性の視点から取り組みたいという職員が主体的に参加をしているというものでございまして、現在９名の職員がいます。その中には、通常こういったプロジェクトをやると一般職だけになるケースもあるんですけれども、保育士であったり、そういった現場で保育業務を担っているような職員も参加をして、いろいろな角度から検討をさせていただいておりますので、単に設置しただけとかというわけではなくて、本当に実際にいろいろな活動を行っていて、少しずつ職場の中の雰囲気というか、そういったものも変わってきております。

女性らしい取り組みとしては、一つ例を挙げると、昨日、おとといぐらいまで、役場のロビーにひな祭りのおひな様が置いてあったと思うんですけれども、あの辺なんかも女性プロジェクトの皆さんが市民の方と共同して設置をして、役場に来る方にそういう季節感ですとか、そういったものを味わっていただこうということで、女性の目線から取り組んでおりますので、少しずつなんですけれども、そういう取り組みを行っているということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。

ちょっと１点だけお願いしたいんですが、私たちの予算書の19ページなんですが、これが総務課の広報担当の事業だと思うんですけれども、市民の活動をつなぐインターネット放送局総事業費78万とありますが、この積算というか内訳をお伺いします。

それから、今年度の目標ということで下に５行で連なっていますが、庁舎ロビーに設置したモニターでというのは、これは来年度初めてやるということで、ここに載せているのかなと思うんですけれども、そうでなかったら教えてください。

それから、その下の内容ですけれども、これも総務課がするという認識でいいのか、お伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課主査。

○広報担当主査（新井庸一君）　総務課広報担当主査の新井と申します。

今のご質問に順次お答えさせていただければと思います。

まず、私たちの予算書の19ページの市民の活動をつなぐインターネット放送局の、まずお金の78万円の内訳の話になります。

こちら、下にも書いてございますが、今年度より進修館の指定管理事業に含まれるという形で、総務課のほうでは実質の予算は持っておりませんが、この分のお金を指定管理のほうに上乗せしまして、今現在業務をしているというのが、まずご理解いただきたいと思います。

その中で、実数の78万円の内訳なんですが、実際、インターネット放送局のまずホームページというものが、町のホームページとは別に開設されております。そちらのサーバーのメンテナンスですとか、借り上げ料、それとあと、実際にボランティアなんですけれども、特派員さんという方がいらっしゃいます。この方々への交通費というか、経費という形で少し積算をさせていただきました分、それが基本的なメインのお金になっております。基本的には自分たちの機材等を持ち寄って使っていただいておりますので、何かを買うとか、何かを借りるとかというものは、基本的にはこの中では入っておりません。

それともう一つ、31年度の目標の中にモニターという表記があると思うんですけれども、こちらにつきましては、昨年度購入させていただいたモニターが役場庁舎に置いてございます。こちらを活用していろいろな情報を発信していくというふうにご理解いただければというふうに思っております。

そして、その下にあります特派員による撮影、編集、ウエブサイトへの公開という、実質の実働の部分なんですけれども、先ほどお話しさせていただきましたように、今現在、進修館の指定管理の中で行っていただいているという部分がございますので、事務局ないし運営管理というものは、進修館のほうにまずしていただいているのが現状です。ただもちろんですが、総合計画等にも載っておる事業でございますので、町とも一緒にお話ししながら、また、特派員さんとも一緒にお話ししながら、これからの活動をどのような形で進めていっていいのかというものをお話しさせていただいております。

また、総合戦略というものを位置づけておるんですけれども、こちらのほうにも目標としまして年間50本、また、再生回数２万5,000回という数字も載っておりますので、それの目標を達成するためにどのような形でいろんな変化を見せて、皆さんにいかに見ていただこうかというものも踏まえて、その動き方だとか、考え方というものも一緒にお話をさせていただきながら実質活動しているというところが現状でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野でございます。

今、特派員というのがいらっしゃるのかということと、そうしますと、特派員というのは、直接総務課が担当ではなくて、指定管理者が、じゃ、あなた特派員ねという形で言っているということなんでしょうか。もし会議をしているというのは、総務課の広報担当と進修館の指定管理者と、それから特派員と、ともにそういういろんなことを練

ったりする会議というのもあるというふうなことでいいんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課主査。

○広報担当主査（新井庸一君）　広報担当の新井と申します。お答えさせていただきます。

まず、特派員さんの現在の数なんですけれども、今年度、２月末現在で今11人いらっしゃいます。これは町内にお住まいの方に手を挙げていただいて、公募みたいな形で参加いただいているというのが現状ございます。

そして、任命なんですけれども、基本的にはボランティアさんですが、町の企画というか、町の看板をしょって実際撮影等も行っていただいていますので、意思確認をという意味では、申し込み書というんですか、こちらのほうをお出しいただいて、こういう特派員さん、こういう方がいらっしゃるというものを進修館のほうに提出いただくんですけれども、それをご報告いただいて、実際に講座等も一緒に受けていただいて、じゃ、みんなで一緒にやっていきましょうというような形で、実質的な事務が済んでおりますので、把握していないということは、現在はございません。

それともう一つ、町と特派員さんですとか、進修館とのかかわりなんですけれども、現在、特派員さんも踏まえて月１回定例会というものを設けております。これは町のほうも参加するときとしないときももちろんあるんですけれども、こちらのほうに一緒に出向きまして、現状、あとは悩んでいることだとか、こうしていきたいというものも一緒に踏まえてお話しをさせていただいているところです。

ただ、指定管理で一応動いている部分もございますので、町が全てここにかかわっていくというのもちょっと考え方的にはどうかなというのもございますので、この定例会の段階の前の段階で、進修館のスタッフと私どもの町の広報というもので一度打ち合わせをさせていただきまして、今度の定例会で何を行うというものをちゃんとお話しさせていただいた上で、そこにやはり私たちが行かなければならないのか、そうでないのか、あとはうちとしても必要とか情報が欲しいときは出席させていただきたいというものをお伝えしながら、定例会のほうでお話をさせていただいて、情報共有というのをさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　大体わかりました。

90ページに進修館費というか、進修館の管理事業のところに本年度の特徴というので、やはりこの市民の活動というのでインターネット放送局とありますよね。進修館だから町民生活課かなというふうに思うんですけれども、このインターネット放送局に関しては、広報にかかわるから総務課がかかわっているということで、そして、その費用的には進修館の指定管理で、ほとんど基本はボランティアでやっていて、進修館というか、指定管理者がやっている内容のことを、内容が広報だから総務課がやっているという、ちょっとわかりにくいなというふうに思っています。

31年度の目標の中に、今年は若い世代の視聴率向上を目指すために宮代高校、日本工業大学の学生目線での動画を作製しというふうにあるんですが、これはそうしますと、進修館指定管理者がそういう若い人たちに特派員というか、動画をつくってねという話をつけたのを、広報がそれでお願いしますみたいな、そういう流れになっていくということなんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課主査。

○広報担当主査（新井庸一君）　広報担当の新井と申します。お答え申します。

議員さんがお話しいただいたとおりに、ちょっとわかりにくいというのは大変申しわけございません。特に予算の関係も含めますと、進修館の指定管理事業に全て入っております。ただ総合計画の段階でインターネット放送局という事業は、これは徳出しされているものですので、このような書き方でさせていただいております。

先ほどお話しいただきましたとおりに、管理というか運営に関しましては、進修館管理事業という１本なんですけれども、事業がそこに２本入っているということで、この放送局に関しましては、私たちで広報担当のほうでお金もそうですけれども、運営の仕方というものに関して、少し深くかかわらせていただいているというのが現状でございます。

それと、若い世代へということで、学生目線もというような文言でございますが、現段階で宮代高校と特に日本工業大学の学生さんたちにご協力いただきながら活動しております。こちらにつきましては、きっかけは町のほうの学校連携ですか、こちらのほうがきっかけになっている部分ではございますが、何で進修館に指定管理に入れたかというのは、やはり市民目線で見ていただく、あとは学生目線というところで、進修館というところが今指定管理を行っている中で、インターネット放送局以外でも高校生だとか大学生とのつながりがすごく深いというところもございますので、こちらをいかに活用できるかということを考えたときに、進修館のほうに指定管理としてお渡しした部分も実質はございますので、それをうまく利用する形で一緒にやっていきましょうと。だから、進修館からいきなり飛び込んだわけではなくて、そのような経緯から実質やっております。

また、余談といってはあれなんですけれども、今年度は日本工業大学の研究室の学生さんに、まず手伝っていただいたんですけれども、今年度に関しては町民祭りの事前のＰＲ動画ですとか、あとは、この間ちょっと町ではないんですけれども、おひな様祭りというのを、ちょうど先週進修館で開催されたんですけれども、こちらのやはりＰＲ動画ですとかというものを一緒に作成していただいて、放送局のホームページで流させたりというのをさせていただいております。

また、宮代高校につきましては、今年度につきましては、たまたまなんですけれども、埼玉県の学校と地域をつなぐ事業でＷＩＮ－ＷＩＮ事業というのが、英語でＷＩＮ－ＷＩＮですね、というものの採択を受けまして、何か一緒にやっていこうよというような取り組みの中で、宮代町歩きみたいな形で、宮代町と商工会さんと宮代高校で、簡単で申しわけなんですけれども、宮代町を一筆書きで外を全部歩いてみるというような企画で、その歩きながら地元のレポートであったり、近所の食べ物屋さんだったりとかいうものをレポートしながら町をＰＲしていくという形で撮影をさせていただいております。ちょっと時期的に今卒業式なので、なかなか編集がうまく進んでいないという状況ではあるんですけれども、そのような形で高校生の目線ですね、というところで動画のほうを30年度につきましては作製させていただいております。

こちらをうまくやらせていただく中で、やはり大学生と高校生、同じ学生といっても目線も違いますので、さらに広い目で町のほうを、また一緒にできるというものがあれば、いろんなところにちょっと挑戦したいなというふうに考えておりまして、これからも継続させていただければという

ふうに思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。よろしくお願いします。

まず、広報についてなんですけれども、５月から新元号がスタートしますので、自然増、自然減、社会増、社会減、その数字を毎月載せていただいて、年１回５月１日を基準に対前年比と比べてどのくらい増えたか減ったか、数字を載せ続けていただきたい。道佛もちょうど落ちつきましたので、これから宮代町で大きな開発がないわけですから、平常状態での増減がはっきりわかりますので、これは要望です。

それから、Ａ４判からタブロイド判になるときに、印刷業者の印刷の機械が変わるから初期投資で200万高くなるとかと説明がありましたけれども、それは、その機械を持っている業者に発注すれば逆に安くなりますので、ぜひ検討していただきたいというか、安いところに発注していただきたい。

というのは、うちも同じような仕事をしていましたので、当初、社長が私にかわったときに、三十数年前ですけれども、杉戸と春日部の四、五社印刷業者を回って、それと、浦和の業者を回りまして、輪転機を持っている業者は半額ぐらいだったような気がしました。極端に安いので、地元の業者はとてもじゃないけれども使えないなと。

それとあと、価格の面だけではなくて、10万部ぐらい刷るのに２日後ぐらいの納品になるんです。ところが浦和の業者ですと、２時ごろ私が原稿にオーケーを出しますと、４時にそこで待っていると帰りにもう持って帰れるんです。２時間後には最初の刷り出しが出てくるんです。その２時間後ぐらいには、10万部がもう刷り終わっているんです。ですからスピードが物すごく違う。そうすると、その印刷に２日間かかるのが、その日に終わるとなると、うちの場合で申しわけないんですけれども、２日間営業活動ができるわけです、余計に。そうすると、売り上げが上がるんです。ですから、売り上げが上がるし、印刷代も安くなるしということで、非常に助かったんです。ですから、印刷屋の説明ですと、うちは印刷の機械を持っていないから新しい機械でとかというので高くなるというのは、その印刷会社の都合の説明だと思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

質問に入ります。

まず、もうちょっと危機感を持って予算を組んでいただきたいなと思ったんですけれども、町長の方針が、はっきりと宮代町は単独で行くということを述べたわけです。職員の皆さんも、それはもう町長から伝わっていると思います。そうしますと、現状維持でいくということは、道佛が終わった後、これからは人口が減り続けるのが確定しているわけです。そうしますと、減り続けるということは縮小していくんです。縮小していく中で予算を組み続けなくちゃいけない、それに対してこの予算の組み方は、平年並みではないかなと思うんです。

まして、2025年問題、あと６年後には団塊の世代が全員後期高齢者になると、これははっきりわかっている。しかも、宮代町は埼玉県の東部地区の中で北部並みに高齢化が高いんですよね。ですから、より厳しくなるはずなんですよ、財政は。

それから、笠原小学校を除いてほかの小学校３校と中学校３校は、あと10年以内に建て替えの時期がやって来るというのははっきりうたっているわけですよね、年数がわかるわけですから。１校

当たり15億円ぐらいかかるんだ。そうすると、笠原小以外だけでも90億近くはかかる、これがもうはっきりわかっているんです、その準備もできていないわけですから。

そうすると、何が必要かというと、例えば地域手当を廃止する、申しわけないですけれども。導入していいない自治体もあるわけですからね、宮代町が何が何でも地域手当が必要なわけではないでしょうし。

それから、事務公務員の削減、現場はしようがないですけれども、これだけパソコンでデータ情報で仕事がスピードアップしているわけですから、事務公務員の人数は極限まで減らせるはずなんです。そういう努力をしてほしい。

それから、イベントも毎年毎年組んでいますけれども、例えば３年補助したら見直す、そういった形で縮小・廃止でも検討してほしい。そういったことを、総務課が全体を見渡して多分予算書を組む前に指示を出しているんだと思うんですけれども、予算書を組む場合の方向性というのは、総務課で出しているんですか、全体に。それをすごく聞きたい。

町がもしそういう厳しい予算を組み続けて、議会も合併を望まないんだったら、議員もきっと我慢して、議員日当制でいくとか、議員の視察も必要なうちだけやるとか、議会も協力するはずなんです。ですから、縮小を決定したなら縮小する覚悟で予算を組んでいただきたい。それを総務課は意識して予算も組んでいるのか、指示を出しているのか、ぜひ聞きたい。お願いします。

○委員長（九山妙子君）　お答えをお願いいたします。答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課の副課長の大場でございます。

予算編成について総務課のほうで指示を出しているかということについては、これは総務課のほうで取りまとめは特に行ってはいなくて、予算編成の方針については、企画財政課のほうで主に取りまとめているというのが現状でございますが、人員の削減等のお話も今いただいております。人員については、これまで減らしてきているというところではございますけれども、一方で、さまざまな業務が自治体のほうに移管されているという現状もございます。そういった中で、住民サービスの向上を図っていくというのが我々の使命でございますので、その点から必要な人員を配置しているということでご理解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（合川泰治君）　合川です。１点だけ質問をさせていただきます。

「町長への手紙」なんですけれども、町長へ手紙を出すと町長に直接届いて、一番最初に町長が目にすることになるのか、ほかの担当の方が見て町長に持っていくのか、その辺の仕組みをちょっとひとつ教えていただきたいという点と、決算で聞けばいいのかもしれないですけれども、昨年、悩みや相談って一般質問でもちょっと行わせていただいたんですけれども、どういったものが多く寄せられているかという上位ベストスリーでも何でも、その辺を教えていただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（稲宮辰男君）　総務課副課長の稲宮でございます。

「町長への手紙」につきましては、もし「町長への手紙」が届いたときには、まず町長に直接内

容を確認いただいております。そこで、関連がある担当部署に、その手紙の内容を伝えたりですとか、場合によっては回答が必要になるケースも本人のご要望によりありますので、そういった場合につきましては、町長がその回答の方向性を指示いたしまして、担当のほうと協議をしながらつくっているという状況でございますので、まずは「町長への手紙」は、最初に見るのは町長という形になります。

あと、「町長への手紙」の内容でございますが、今年度４月以降、年度の途中でございますが、２月末現在で60件ほどいただいております。その内容につきましては、さまざまな内容というふうになっておりまして、町の施策方針にかかわることですとか、あとは、例えば道路、駅前といった都市計画の関係、あるいは環境の問題、交通安全の問題、福祉の問題、さまざまな分野にわたってお手紙をいただいております。

比較的最近多いのは、やはり都市計画の関係とかで西口、東口の関係ですとか、そういったご質問というのをよくいただいていたという印象を受けております。あとは、やはり医療の関係ですとか、福祉、介護、そういったことのご質問なども多くいただいているように感じております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございます。

もう一つお伺いしたいのが、一般質問の中で答弁いただいたんですけれども、職員の方が悩みや相談があると上司の方に言って処理していただくような内容だったかと思うんですが、職場環境に対する悩みや相談というものや、上司に上がってくるそういう内容ですね。どういったものが職場環境の中で上がってくるかというのが、言える範囲でお答えいただければと思うんですが、お願いをいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

総務課副課長。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課の大場でございます。

職員の悩みや相談については、基本的には所属長がさまざまな面談の場を通じて話を聞いているというのが実情でございまして、その内容を整理して総務課のほうに上げてくれというような話はしていないんですけれども、ただその課だけではちょっと受けとめられないような悩み、例えばご本人の体調の面ですとか、そういったものについては、何か相談できる機会がないかというようなことで、総務課のほうに相談が上がってくるケースもあります。

やはり基本的に多いのは体調面ですとか、あと家族の関係ですとか、そういったものがあるのかなということで、全体的な統計はとれていないんですけれども、そういう中から総務課に上がってくるというのは、そういうものもあります。なので、プライベートというか、仕事に影響するようなプライベートの問題に対して悩みを持っている職員も少し見られるというのがあります。

それとあと、ストレスチェックということで、ストレスの負荷についても調査をさせていただいておりまして、これは、本人とストレスチェックとの中身で高ストレスだというふうに判定された場合については、産業医の面談等のご紹介をさせていただいておりまして、今年度については、お一人の職員が産業医との面談を希望されましたので、産業医のほうにつないで、その中で現状についていろいろ話をしていただいているというところがございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございませ

んか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で総務課分の質疑を……ごめんなさい、すみません。

答弁を求めます。

○総務課副課長（大場崇明君）　総務課の大場でございます。

先ほど午前中に、丸藤委員さんからいただいていた数字の関係についてお答え申し上げます。

予算書の217ページの関係で、感染症防疫手当の支給者の対象職員の率が、平成30年度に比べて２％ほど増加をしているんですけれども、この内容についてのご質問だったと思います。

昨年度については、宮代町の保健師については、保健センターに配属されている者と、町内の役場に配属されている者がおりまして、昨年度までについては、保健センターの配属の保健師の数で計算をしておったんですが、今年度予算については、役場に配属されている職員、保健師の数も含めてということで、感染症防疫手当のパーセントに含んでいるということがありまして、増加をしているということでございます。

保健師の数については、来年の採用予定も含めて11人でございます。昨年度は保健センターの保健師のみということで、６人で計算をしておりました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑がないようですので、以上で総務課分の質疑は終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時０２分

再開　午後　２時１８分

○委員長（九山妙子君）　皆さんおそろいのようなので、再開いたします。

これより町民生活課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（齋藤和浩君）　町民生活課長、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日、出席させていただいています担当職員につきましては、自己紹介という形にさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　同じく町民生活課主幹の山﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○環境推進担当主査（小林知弘君）　町民生活課主査、小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域振興担当主査（富田智貴君）　同じく町民生活課主査の富田でございます。よろしくお願いします。

○生活安全担当主査（小林賢吉君）　町民生活課生活安全担当の主査の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○生活安全担当主査（田代宇隆君）　町民生活課生活安全担当主査、田代と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいた

します。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。それでは、何点かご質問させていただきます。

事項別のページ数で申し上げます。66ページ、67ページ、総務管理費の地域コミュニティ活性化事業の集会所整備事業補助金で、前年度比で100万円プラスになっています。この内容等について、ご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、82ページ、83ページの交通安全対策事業でございます。まず交通安全対策協議会の委員謝金、これは何人になっているのか、確認の上、お聞きします。

それから、工事請負費なんですけれども、道路標示等工事、それから、道路照明灯整備工事、道路反射鏡設置及び修理工事、この辺についての内容についてお尋ねをいたします。

それから、86、87ページの宮代の魅力推進事業の桜イルミネーション事業の実施をしています。大変きれいなんですけれども、これは、桜の木は傷めないのかどうか、大変申しわけないんですけれども、そういう観点では大丈夫なのかどうか、そういうふうに心配する町民もおりますので、その辺どうなのかということでお尋ねいたします。

それから、同じく防犯対策費の防犯活動事業で、これも防犯灯設置検討委員謝金があります。これは、確認で何人なのか。

それから、15節の工事請負費、防犯灯設置及び修繕工事、前年度比8,000円増えておりますけれども、これについての内容もお尋ねしたいと思います。

それから、88、89ページの防災コミュニティ促進事業なんですけれども、前年度比30万5,000円減っています。これの減った内容と同時に新年度の事業についての内容はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

それから、90、91ページの進修館費、これもやはり198万4,000円減っております。この内容等についてもお尋ねいたします。

それから、飛びますけれども、170、171、消防費、内容については次のページですよね。昨日現地を見てきました。第３分団の委託料はこの分だと思います。測量設計委託料380万、それと17節公有財産購入費、第３分団詰所敷地取得費用がございますが、昨日も説明を伺っておりますけれども、これの土地の面積と、それから、なぜここを選定したのか、その辺の経緯についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

それでは、お答えのほうをさせていただきます。

まず、集会所の100万増額の内容でございますけれども、こちらにつきましては、今までは、集会所本体のそのものの修繕とかそういうものに対して、補助を出していたところでございますが、近年、自治会でコミュニティ広場、自治会で使う広場の整備を要望されるお話を聞くことが多くなってまいりました関係から、コミュニティ広場の整備の費用として100万円を計上させていただいたものでございます。

続きまして、２点目の桜イルミの関係でございます。桜の木を傷めないかということでございますが、今、桜イルミの取りつけに当たりましては、無理に縛るとか、そういうものをしておらず、桜の枝に沿って、イルミネーションのケーブルを沿わしてつけているような状況でつけさせていただ

いておりますので、桜の木を傷めるようなことはございません。

続きまして、進修館の関係で減額の理由はということでございますが、今年度は工事関係が発生しておりませんで、工事の請負費が発生していないことから、減額となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

それでは、順次お答え申し上げます。

まず、１点目の予算書の82ページ、83ページの委員謝金の関係でございますが、委員は何名かというご質問でございましたが、委員につきましては20名でございます。

続きまして、工事請負費の道路標示等工事、照明灯整備工事、反射鏡設置工事、こちらの内容はというご質問でございましたが、まず、路面標示工事につきましては、薄くなった区画線の修繕工事、それから、学校のほうから交通安全上の要望が上がってきたりしますので、そういったときに対応するための路面標示工事の代金になります。

それから、照明灯工事のほうにつきましては、道路照明灯の主に修繕工事になります。来年度予定している箇所としましては、町道の252号線、字東地内で、交通死亡事故があった関係で、そちらの照明灯のほうの修繕を考えております。

続きまして、道路反射鏡設置及び修理工事でございますが、こちらについては、道路反射鏡の検討委員会の中で、要望に基づいて設置箇所が決まるわけでございますが、今のところ、予算計上としましては、新設で反射鏡の大きさが800のものを２面、それを４基、それから、800のものの１面を１基で計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、防犯対策費の関係でございますが、防犯灯設置検討委員謝金、こちらもこの検討委員の人数はということでご質問がございました。防犯のまちづくり推進協議会、こちら20名でございます。

続きまして、工事請負費の関係でございますが、防犯灯設置費及び修繕工事でございますけれども、こちらにつきましても、要望に基づいて、防犯灯の設置検討委員会のメンバーが現場のほうを確認させていただきまして、設置のほうをするわけでございますが、予算の計上としましては、新設電柱共架型の新設、それを12カ所、それから、小柱建て込み独立柱でございますが、こちらを３カ所、それから、移設について４カ所、ほか防犯灯の修繕料として計上のほうをさせていただいております。

それから、予算書の89、90ページの防災コミュニティ促進事業の関係でございますが、予算のほうが、昨年度比30万5,000円の減ということで、その内容をというご質問でございました。こちらにつきましては、主に、安心安全まちづくり推進事業補助金というのがございますが、こちらの補助金の交付団体が、組織率100％になってきたことから、それぞれ今までの補助金の申請をしておりまして、申請団体が減るという見込みから、30万5,000円の減とさせていただいているところでございます。

今年度の予定でございますが、引き続き上がってくる資材の整備だとか、訓練等の補助金として、交付する予定でございます。

最後に、消防団の関係でございますが、昨日現地のほうの視察のほうをしていただいた第３分団の詰所の関係でございますけれども、予定地とし

ましては、字道佛の55番地、敷地面積のほうが601平米でございます。こちらにつきましては、土地開発公社の所有の土地でございまして、そちらからの買い戻しということになるわけでございますけれども、平米単価が８万8,000円、土地の購入費としては5,288万8,000円のほうを計上させていただいております。

こちらの予定地の選定経緯でございますけれども、第３分団の区域内から詰所用地のほうを選定しなくてはいけなかったんですけれども、その中で、町有地を主に探してまいりました。ほかにも町有地は幾つかありましたが、面積が狭く、何かあった際に、団員が集まったときに駐車場が確保できないとか、そういった理由から、今回の土地であれば、集まったときにも駐車場のほうは十分確保できるとして、土地のほうを選定させていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

66、67ページの地域コミュニティ活性化事業で答弁いただきました。従来の補助金と違って、コミュニティ広場の整備という内容なんですけれども、これは、こういう補助金となればまた申請が来ますよね、多分あちこちから。ちょっとわかりませんが。これは、そうしますと、どこのコミュニティなのか、場所も限定されますよね。これについては、コミュニティ広場の整備というと、いろいろあると思うんですけれども、主にどういった内容の補助金になりますか。大枠はわかりますけれども、さらに、コミュニティ広場の整備の中身ですよね、どういう内容に使われるのか。

それから、これは１カ所の補助金なのか、それとも、どういうのか。二、三カ所なのか、いろいろ考えられますので、その点お尋ねしたいと思います。

それから、関連なんですけれども、道仏土地区画整理事業で、もうほとんど完成に近いということでなんですけれども、ここにおいても、やはり公民館だとかという話もあったんですけれども、当然集会所も要望等があると思うんですけれども、その辺の関係ではどういうふうな状況になっていますか。道佛といってもありますけれども、集会所ありますけれども、また、違うのかなというふうに思うんですけれども、そういった既存と、新しい土地区画整理事業ができての、新しい住民との関係で、集会所の建設等についてはどういうふうな状況になっているのかあわせてお伺いをしたいと思います。

それから、交通安全対策事業、82、83ページの関係で、まず、謝金なんですけれども、交通安全対策のほうも20名、それから、防犯灯設置検討委員会も20名、金額が３倍違うんですね。この辺の違いはどうなっているのか、すみません。交通安全対策協議会のほうが高いわけですよね。その辺の違いはどうしてなのかもあわせて。

それから、道路標示等工事なんですけれども、ここで何回も議論してきましたけれども、ここのところ少しは、カーブミラーについても設置してきているのかなと。今まで事故があって初めて設置するというような状況だったんですけれども、うちの地元の自治会のカーブミラーも３年越しでつきました。事故があったからではないです。だから、少しは効いてきているのかなと思うんですけれども、やはり、まだまだ設置の状況はよくなったとはいえ、先ほども学校等のもあるんですけれども、これで十分なんでしょうか、予算づけとして。

道路標示等、道路照明灯、道路反射鏡、あわせ

て次のページの防犯灯についてもあるんですけれども、確かに、設置数は物すごく減ってきているんですよ。こういう質問するからかわからないんですけれども、防犯灯については、資料にあるように、平成26年は、要望が38件あって設置数が18で、20も違うわけですよ。27年が26あって７件と、19件ですよね。これらというのは、地域から要望が出しているんであれば、当然28年度も22件ということで、９件しか設置されていません。13件残っている。次の要望が８件、９件と、こういうふうになっているんですが、これはどうしてなんですか。普通、要望が累積されるだけなのかなというふうに思うんですけれども、それとも、要望しても設置されないから、あきらめちゃっているのか、その辺の内容はどうなっているんでしょうか。道路標示等もしかり、照明灯もしかりなんですけれども。

どうも、町民から聞くと、ここは事故がありませんので、まだ大丈夫です。事故があっては困るから設置してほしいと要望しているのに、聞いてもらえないと、事故があったらそら見ろということになってしまうと思うんですけれども。どうも、町民の声もそういうふうになっているんですよ。その辺どうしてそうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、88、89ページの防災コミュニティ促進事業で、この減になった理由は、安心安全まちづくりの組織率が減っているのでということなんですけれども、どういうことなんですか。すみません、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、空き家の関係は、空き地は出ているんですけれども、それなりに、定期的に処理はされているんだと思うんですけれども、空き家のほうはまちづくりか……。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員（丸藤栄一君）　じゃ、わかりました。そうだね、向こうに変わった。

空き地については、どうなんですか、状況なんですけれども、必要な時期というのがありますよね、繁茂して。そういう時期に的確に要望に沿ってやられているのか。これは、繁茂と、それから、秋口も非常に枯れて危なくなる状況があるんですけれども、それはきちっと要望に応えておられるのかどうか。その辺も確認しながら、そういった予算になっているのかどうかもお願いしたいと思います。

それから、90、91ページの進修館管理事業なんですけれども、前年度としては、工事が発生しないということなんですけれども、内容はそうしますと、その分の減というだけで変わっていないですね、特にというふうに理解するんですけれども、それでよろしいのか。

それから、消防費、173に消防団の詰所の関係なんですけれども、経緯は今話されたんですけれども、これは601平米で、平米当たり８万8,000円。土地開発公社ということなんですけれども、これはどうなんですか、評価額は、どういうふうに算定されているのか。本来なら第３分団区域内ということなんですけれども、道佛ですよね。大きく言えば、それは近いといえば近いんでしょうけれども、昨日も、ほかの委員からも言われたように、出入り口が非常に危険なところ、わざわざ危険なところに、しかも、高いと言っていいのかわかりませんけれども、こういうところにわざわざ探して、5,288万8,000円で測量設計委託料が380万ですけれども、これに上乗せ施設をつくっちゃうと、どれぐらいの。これは、この間第６分団もその前に前年度やっていますし、やはり同じぐらいの上物の費用かかりますよね。そうすると、えらい土地代、5,200万ですよ、約5,300万。これ、６分団

とも全然土地がなくて、こういう土地にしたら、これだけで何億もいっちゃうじゃないですか。この辺のいきさつですよね。わざわざ危険な場所に、しかも、町有地を探していたというのはわかるんですが、私は決して第３分団の詰所をもちろん反対しているわけでもないし、現状ではあんなに狭いところで、長年苦労して使っていたということを考えれば、こういうことはあって当然だと思うんですけれども、やはりいかんせん、財政のことも考えなければいけないと思うんですよ。そういった点ではどうなんでしょうか。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、１点目のコミュニティ広場の関係でございます。

こちらにつきましては、地区のほうから、いろいろな地区として事業をやるに当たりまして、できるような広場等もないことから、広場の整備を行いたいんだというお話をいただいております。こちらの整備に当たりましては、造成に係る費用とか、そういうものがメインの補助となってくるだろうと思っているところでございます。簡易的な外構の工事についても発生するかなと思うところでございまして、その年の状況によって、補助額の金額も変化することから、現時点では金額の設定ということでさせていただいておりまして、箇所数の制限のほうは現在のところ考えておりません。100万円の補助ができるところで考えのほうをさせていただきたいと思っているところでございます。

続きまして、２点目の道佛地区の新しい集会所の考え方でございますが、集会所の整備に当たりましては、地区のほうでご負担をいただく費用もございます。実際、具体的に、地区のほうから集会所の整備に当たりまして、要望、相談は現時点ではございませんので、今後、具体的な相談が発生する中で、そちらのほうの整備につきましては考えていきたいと思うところでございます。

続きまして、空き地の管理でございます。お配りをさせていただいております資料のほうの29ページに、雑草等除去の処理状況ということで、平成30年度の状況、29年度と比較させていただいて、載せさせていただいておるところでございます。

まず、上段の指導対象とか、処理済みの記載があるところでございますが、こちらにつきましては、春に町内全域を確認させていただきます。環境推進担当のほうで空き地の台帳のほうを持っておりまして、その台帳の確認をするのはもちろんでございますが、新たな対象地が発生していないかどうか確認をさせていただいて、不適正管理の土地につきましては、通知のほうをさせていただいているところでございます。その中で、自己処理をされる方、委託処理を町のほうにされる方がおりまして、その中での処理率がここに記載のほうをさせていただいているところでございます。

また、秋には、火災予防の観点から、宮代消防署と共同で現場確認のほうをさせていただいて、不適正管理の土地につきましては、宮代消防署と連名で、適正管理を促す文書のほうを送付させていただいているところでございます。適時そのような形で実施させていただいております。

また、個別にお話しいただくことも多分にございます。その場合は、現場を確認させていただいて、適時指導通知のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、４つ目の進修館の管理事業の費用について、変化は工事請負費がないだけかという

ことでございますが、消費税の税率が変わる予定がございますので、その分の消費税額の増分につきましては、この中で見込みをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

初めに交通安全対策協議会の委員謝金と、それから、防犯灯設置検討委員会の謝金、こちらに同じ人数でありながら差があるのではというご質問のほうをいただきました。

交通安全対策協議会の委員の謝金については、協議会20名の委員の方にそれぞれ謝金のほうをお渡しするよう計上のほうをさせていただいております。また、防犯灯設置検討委員会謝金につきましては、検討部会の母体となる推進協議会につきましては20名でございますが、防犯灯を設置するかどうか検討する検討部会のほうにつきましては４名でございます。こちらの４名の方に、現場のほうの確認等に行っていただいて、その後会議をする等の謝金ということで、４名分の謝金で２万4,000円のほうを計上させていただいております。

それから、カーブミラー、防犯灯の要望に対して、設置数が昔、平成26年度は38件要望があったところ、設置数が18件ということで、20件落とされていると。その後、要望件数が減ってきたことについて、どういった理由かというご質問だということでございますが、こちらで設置できないところにつきましては、各区長さんに見送りの理由のほうを付して回答のほうをさせていただいております。見送りの理由につきましては、防犯灯につきましては、50メーターに１カ所という条件がございますので、そういった理由。それから、近くに明るい施設があったり、いろいろと条件を満たさない理由から設置できないということで回答してございますので、そういったことから、周辺環境が変わらない限り、やはり防犯灯はつかないんではないかということで、要望のほうが出されていないのかなというふうには感じております。

予算のほうはこれで大丈夫かというご質問もございましたが、予算につきましては、カーブミラー、防犯灯とも検討部会のほうで検討した結果、ここは必要だよということで予算をオーバーしたとしても、そちらについては危険箇所ということで、予算のほうは例えば補正とかで計上させていただくというご用意はするつもりでございます。

続きまして、防災コミュニティ事業で、組織率が減っているから補助金が減ったという理由はというご質問でございましたが、先ほど私のほうでお答えさせていただいたときに、組織率は100％、補助金については、既に100％自主防災組織がございますので、今まで補助金を利用して資機材のほうの充足率が上がってきているのではないかと、そういったことから、補助金の申請が減っているのではということで、お答えのほうをさせていただいたところでございます。

ですので、組織率が減っているから予算のほうを30万5,000円減額したわけではなくて、それぞれの組織において資機材の整備が充足してきていることから、補助金の申請が少なくなってきていると見込みまして、減額のほうをさせていただいているところでございます。

それから、最後に詰所の関係でございますが、単価の８万8,000円の評価額につきましては、申しわけございません、企画財政課のほうになりますので、ちょっとこちらのほうでは申しわけございませんが、お答えはできないところでございます。

それから、どうしてあんな危険な箇所にということで、ご質問のほうをいただきましたが、確かに県道に接している土地ではございますが、昨日、視察でもごらんになっていただいたとおり、ちょうどカーブのところで、過去にはあの近くで死亡事故も発生しております。交通安全対策もあわせて検討のほうをしていきたいと考えております。消防団が出動する際に、もう事故に遭っては本末転倒でございますので、安全に出入りできるように、検討のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問させていただきます。

66、67の地域コミュニティ活性化事業なんですけれども、特にコミュニティ広場の整備ということで、これはいろんな条件はあるんですか。例えば、うちの自治会もそうなんですけれども、今まで借りていた借地のところが、所有者から返してほしいということで、児童公園をそっくりもとのままに返しました。しかし、それは地権者の事情ですから返しますが、自治会としましては、引き続き防災訓練だとか、地域のコミュニティを図るという意味では必要な場所なんですよ、引き続き。

そういう意味では、ほかを当たって、貸していただけると、売るというのではなくて貸していただけるというそういう条件のもとで、町のほうに相談したら却下されたということなんですけれども、こういうコミュニティ広場の、例えばそういうところに、全く、ここはコミュニティ広場ですよ、だからフェンスが必要だとか、例えばそういうのがあった場合、それは自治会とかによっては必要だと思うんで、こういうのは必要だと思うんですけれども、そういう意味では、こういう整備をする前提になる規則とか、整備する条件というのはあるでしょう。借地じゃだめだとかあると思うんですよ。こういった条件はどういうふうになっているんですか。これから増えると思うんですよ。もしこういうコミュニティ広場の整備でやってほしいという、補助金がつくと。その辺の状況はどういうふうになっているのか。

それと、これはプラス100万なんですけれども、従来の延長線でもあるんでしょう。それ以外にという話ですよね。ですから、そういった意味では、どうなのかということで、お示しいただきたいと思います。

それから、交通安全対策で、防犯灯については、特にそういった50メートルとか、従来のあれはあるんですけれども、それにそぐわないからということで、じゃ、無理なんだというようなそういう説明はあったんですけれども、カーブミラーとかこれについてはどうなんですか。資料にも載っておりますけれども、これは理解されているんでしょうか、設置要望したところにおいては。30年度というのは今年度ですから、17カ所のうち、12カ所で設置されたと。急に改善されているんですけれども、今まだ30年度の最後ですけれども、これで大体終わりだとすれば、29年度、28年度というのは随分少なくて推移しているんですけれども、この点では、30年度は多くなっていますけれども、たまたま、どうなんでしょうか、状況としては。状況というのは、理解されているんでしょうか、そういう意味です。それらも含めてご答弁願いたいと思います。

それから、この防犯灯設置検討委員会、４名ということなんですけれども、これはもう必要なんでしょうか。今までの経緯からすれば、どうなのか、急に切ることはできないにしても。私は、町の職員がいて、町の職員がちゃんと見に行って、

これは必要なのかどうか。

私は何回も言うようだけれども、検討委員会の、例えばカーブミラーなんか設置すると、そのカーブミラーを100％信じ切って、肝心な目で左右見ないであくまでもカーブミラーを見るような状況があるって言われれば、もうカーブミラーを設置する必要はないんですから、防犯灯だって、ちゃんと昼間も、特に夜も見て検討すれば十分だと思うんですけれども、これ、私は設置しないための検討委員会みたいな、そんな感じがするんですよ、言いわけのために。

だから、これは要らないですよ、そんなつけないための理由にするための検討委員会じゃない。要らないですよ、極端な話。事故のないように最善どうしたらいいかという観点から考えてくれればいいですけれども、私は、これはそれこそ必要ないと、職員で十分だというふうに思いますけれども、もう一度お願いしたいと思います。

消防費の172、173の第３分団詰所の関係ですけれども、これの5,288万8,000円については、企画財政で聞いてくれ。やはりここにこの町有地を探してきた経緯もあるわけでしょう。それが、価格、私は何でもかんでもいいとは、そういうふうには思わないので、やはりそれなりの理由が必要でしょう。だから、それも加味して、町民生活課でここに至ったんでしょう。ですから、それらも含めてどうなのかということをお聞きしているんですよ。金額についてはそちらと言えばそれでおしまいですけれども、それでいいんですか。しかも、事故のあったところですよ。

しかも、土地柄河川に近いから、桜の木を切ってまで、桜があるから平屋にすると。従来２階建てを平屋にする。平屋はいいんですよ、ぱっと行動できるから。でもそういう意味では、ちょっとちぐはぐな感じしませんか。これがやはり前例になるでしょう。そういう意味でお聞きしました。

私は最初に質問しているので、私は３回と思っているんですよ。ですから、最後ですので、明快な答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

集会所の整備、あるいは、コミュニティ広場の整備でございますが、コミュニティ広場の整備の条件ということでございますが、借地がだめだとか、そういうものでは今のところ考えてはおりません。ただ、その地区で、コミュニティ広場を整備するに当たりまして、管理するための規約とか、そういうものは当然定めていただく必要があるなとは感じております。そのような一応の条件を今後整理させていただいて、個々に相談させていただく中で、最終的には判断のほうをさせていただきたいと思うところでございます。

また、それ以外の補助の内容でございますが、従前の集会所の整備の修繕の補助金、あるいは集会所の借地でお借りしている部分につきましては、固定資産税分の補助、都市計画税分の補助は、これは従前どおり盛らしていただいた中で、プラス100万円を上乗せさせていただいて、予算とさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

初めに、カーブミラーのほうのご質問でございますが、防犯灯と同じように、町民の方に理解されているのかというご質問のほうをいただきまし

た。カーブミラーのほうにつきましても、設置できなかった場所につきましては、設置理由を付した上で、区長さんのほうに回答のほうをさせていただいておりますので、何でできなかったのかというのは、ご理解をいただいているというふうには考えております。

続きまして、防犯灯の設置検討部会というのは不要なのではというご質問のほうをいただきました。こちらにつきましては、平成17年度までは、年間を通じて随時申請の受け付けをしておりました。その結果、早いもの順で効果性がなく無秩序な設置傾向になってしまいまして、町全体の公平性や必要性といった視点から設置を検討すべきではないかと、課題のほうが同時に出てきたところでございます。

そこで、平成18年度から、年度１回の申請にしまして、職員が新設の可否について審査しておりましたが、職員が新設の可否を判断することにつきましては、公平性や妥当性が十分に保たれているのかという誤解や問題が生じたことから、この防犯灯設置検討部会のほうを立ち上げたところでございまして、今後につきましても、市民参加の視点からも、設置検討部会のほうにつきましては必要だと感じているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君）　町民生活課長、齋藤でございます。

詰所の関係につきましては、私のほうからご答弁をさせていただきたいと存じます。ただいま丸藤委員さんのほうからご指摘いただきました詰所の関係でございます。これにつきましては、まず、今現在の詰所の老朽化というのがまず第１点でございます。ご存じのとおり、第６分団、第２分団、第３分団ということで、町内の６つの詰所のうち３つにつきましては木造であり、また耐震等がされていないという状況がございます。その中で、今順次詰所の建て替え等を実施させていただいているというのは、ご理解いただいていると存じます。

３つ目、今回第３の詰所につきましては、木造の最後の施設ということになりました。これにつきましては、ご存じのとおり町内にあります。本来であれば、その場所に建て替えというのがベストかなということもございますが、見てのとおり、面積が、昨日説明があったとおり、本当に敷地いっぱいに建っていると。じゃ、団員さんは何で来るんだと、申しわけないですけれども、路駐なり一部集会所の駐車場に置かせていただいていると、そのような状況がございます。そういうものを含めまして、先ほど言ったように、１つは木造ということで、耐震もされていないと、まして、今震災というのが非常に大きな問題になってございますので、やはり早くなるべく建て替えをしたいというところで、なかなか土地の確保、また、もちろん土地を確保するには、交渉であったりとかそういうものがあったと、そういう中で、それでは、町有地をということで、方向転換というか、町有地のある程度確保できるところ、それから区域外にならないように、極力区域内というところで検討させていただいたというような状況でございます。

昨日も施設の場所を委員にはごらんになっていただきました。指摘いただいたことはもちろん生かすというふうに考えております。もちろん、出庫の際には安全確認と、また何かしらの表示、そういうもので絶対にあってはいけない事故対策はさせていただきたいということも重々承知しております。

設計につきましては、新年度に設計費がござい

ますので、その中に、その辺も全部含めて安全対策、それから自然の環境、これについても、到底設定の中に組み入れていきまして、桜等、また実はそこは姫宮落でございますので、多少の河川改修もあるというのは聞いてございますが、この河川で当たってしまう桜については、私どもではどうにもなりませんが、詰所で建て替える桜については十分に生かすような。ですので、平屋という一つの方法であったり、建て位置というのも考えていきたいというふうには思っておりますので、それについては十分に配慮することは可能でございますので、その辺はご理解をいただきたいと存じております。

そのよう状況を踏まえて、今回あちらの町有地という場所での選定というようになった経緯でございますので、いろいろご意見等はいただきました、十分に反映させていただいて、詰所の設計に当たりたいというふうに考えておりますので、申しわけございませんけれども、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

何点か質問させていただきたいと思います。

実は、歳出関係でいただいた資料があるんですけれども、これを中心にして、ひとつ質問したいと思います。

まず、予算書の66ページ、地域コミュニティ活動事業ということで、この中で、19の負担金と補助金関係でございますけれども、前段者からも質問があったと思うんですけれども、集会所の補助の補助項目追加による増となっておりますけれども、この中で、具体的にどういう項目が追加になっているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の82ページのほうなんですけれども、11の需用費の関係で、クリーン宮代等直営実施による増となっておりますけれども、具体的に直営実施ということは、どういう中身なのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、88ページのほうなんですけれども、事業名防災活動事業となっておりまして、この中の14節なんですけれども、使用料、賃借料ということで、ＡＥＤの増設ということで、子供広場に設置をするということになっておるんですけれども、例えばこのＡＥＤなんですけれども、町内に何カ所ぐらい現在設置をされているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の90ページなんですけれども、事業名が進修館管理事業ということで載っておるんですけれども、この中で、15の工事請負費が本年度ゼロとなっております。主な理由としては、修繕予定箇所がないからゼロだということなんですけれども、ご存じのとおり、進修館については、今までもいろんな改良、改善を要望していたという経緯があると思います。特に、利用者からは、大ホールの関係なんかも含めて、いろんな要望があったと思うんですけれども、こういうものは全く無にするのかどうか、どうして、工事請負費がゼロになっているのか、ちょっとうなずけないので、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の142ページなんですけれども、事業名が広域利根斎場組合の負担金ということで載っております。前年度が880万でしたから、若干の増になっておるんですけれども、具体的に増になった経緯をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書の172ページ、消防総務事業ということで、前段者からいろいろとやはり質問が出ておりました。私のほうからも、ちょっと質

問させていただきたいと思います。

特に、今回大きな土地を確保して、そこに平屋の消防小屋をつくるということで、今までにない消防小屋を何かつくるのかなというふうに思っております。確かに現在の第３分団は、あそこの建っているところが23坪、全く消防小屋いっぱいいっぱいで、集会所の脇で建っておりまして、駐車場もなくて、早くあそこを何とかしてくれということで、地域の人からも、消防団員からもいろいろ声があったところで、ようやくいい消防小屋ができるのかなとそういう期待はあるんですけれども、やはり前段で、もう少し消防団員の声なり、また地域の人の声を聞いてもらいたかったなと。確かに市街地ですから、場所がなかなかないんですよね。苦肉の策であそこになったのかなというふうに私は理解しておるんですけれども、少なくとも、もう少し地域の人、例えば自治会の区長さん、特に西口周辺は14自治会があるんですけれども、この区長の地区連絡会というのがありますよね。そういうところでもう少し事前に説明的なものが欲しかったなというふうに思います。一面では、ようやく新しい消防小屋ができてよかったなという一面、もう少しそういう前段の経緯、話し合い、説明会が欲しかったのかなという感じはするんですけれども、そういうものを踏んでの今回の計画なのかどうか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

初めに、予算書88ページ、防災活動事業のＡＥＤの関係につきまして、お答え申し上げます。

現在、ＡＥＤにつきましては、役場に１台、それから町内の全小・中学校計７校ございますが、こちらに各１台の７台、それから、ぐるる、進修館、社会福祉協議会、保健センター、図書館、いきがい活動センター、資料館、はらっパークにございまして、計16台設置のほうをさせていただいてございます。

続きまして、消防総務事業の詰所の関係でございますが、予定地を選定するに当たりまして、地区の皆様に説明会をしたほうがよかったのではないかというご質問でございましたが、大変申しわけございません、確かにおっしゃるとおり、皆さんと話し合う時間がありましたら、そういった機会を設けてもよかったのかなというふうには感じてございますが、先ほど課長のほうからも答弁ございましたように、やはり耐震基準を満たしていないことから、早く建て替えたいということもございましたので、予定地につきましては、申しわけございません、土地開発公社の予定地のほうで、計画のほうをさせていただいているところでございます。

一方、現在地なんですけれども、現在地につきましては、もちろん取り壊しまして更地にする予定でございます。その際には、その更地の有効利用を図らないといけないと思いますが、そちらにつきましては、地元の皆様も交えて、どういう形で使っていったらいいのかというのは、協議のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、１点目の負担金の関係でございます。コミュニティの、豊かな地域づくり推進事業費補助金の内容でございますけれども、こちら、追加項

目ということでございますが、まず１点は、先ほどお話をさせていただきましたコミュニティ広場の整備に係る費用を追加のほうをさせていただいております。そのほかに、補助項目の中で、地域力ステップアップ事業というのがあるんですか、この事業の中に、花いっぱい運動の活動費があるんですけれども、こちらの活動費を増額のほうをさせていただいたり、あるいは、そのコミュニティ掲示板の新設の要望が多いことから、そちらの新設の基数を追加させていただいたりしているところでございます。

続きまして、２点目のクリーン宮代直営の中身ということでございますが、クリーン宮代、あるいはクリーン古利根につきましては、従前コミュニティ協議会のほうで実施のほうをさせていただいたところでございます。コミュニティ協議会が現時点ではないような状況から、町のほうで直営のほうをさせていただいておりまして、軍手とかごみ袋、あるいは保険代とか、そういうもので、直営のほうで対応のほうをさせていただいているところでございます。

続きまして、３点目の進修館の工事請負費の関係でございます。こちら、担当のほうでは、進修館、大ホールのエアコンの関係とか、２階ロビーのエアコンの関係とか、あるいはもろもろの工事が必要なことは理解しておりまして、財政当局と毎年、調整のほうをさせていただいているところでございます。

ただ、財政のほうでもかなり厳しい関係から、緊急性があるものを優先して工事請負費につけるという話がありまして、どうしてもなかなか進修館の工事のほうに予算がつけていただけないという現状がございます。そのような関係から、平成31年度の予算につきましては、工事請負費がゼロということとなっているところでございます。

続きまして、メモリアルトネの負担金の増額の理由でございます。事前にお配りをさせていただております、資料集の31ページをご確認いただければと思います。トネの負担金につきましては、負担金が変化する理由としましては、総人口と利用件数、こちらで負担金の算出をしております。宮代町につきましては、従前より人口のほうが214人増えていると。また利用件数が52件増えているということから、算出させていただく中で、負担金が増額になっているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君）　すみません、進修館の管理事業の関係で、工事請負費の関係の中で、今回修繕がないということで、実際に今は指定管理で進修館のほうは委託料を出してございますが、その中の一部に修繕費がございまして、以前から出ております、例えば大ホールのステージに上がる階段の手すりとか、そういう細かいものは今修繕として実施をするということで予定させていただいておりますので、ここに、小さい大きいという言い方も失礼なんですけれども、幾つか以前から出されています、あと大ホールの階段席を上がっていきますと、急に１段、２段高くなって、歩幅が合わなくなるところありますよね。そういうのを、ですから音響を下に持ってくるとか、ここにあらわれている工事ではないんですけれども、修繕といったらよろしいんですか、そういうものは実施をさせていただきます。もちろん進修館の指定管理の修繕費の一部で改善をさせていただいたとか、そういうものは、実際、ここには工事ではございませんけれども、一応利用者からの要望については、できる限り要望に応えられるように、

小さな修理修繕でございますけれども、そういうものは実施をさせていただくということでございますので、ご理解のほうをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

若干確認も含めて、再質問をさせてもらいたいと思うんですけれども、例えば、ＡＥＤ、今、町内16カ所設営しているというふうな話を聞きました。ＡＥＤを、できましたら今後、要望もあると思うんですけれども、１台今どのくらいかかるかわかりませんけれども、できたら各集会所……公民館はないよね。

〔「ないです」と言う人あり〕

○委員（唐沢捷一君）　できる限り公民館、集会所、町民がある程度集まるようなところは、お金ももちろんかかりますから、すぐというわけにもいかない面もあると思うんですけれども、計画的にそういうところにやはりＡＥＤ、ぜひひとつ増設をしてもらいたいなというふうに思います。これから高齢化を迎えるわけなので、また、いつ何時、何があるかわかりませんので、そんなことをひとつこの中で、現在16台ということなので、できる限りくどいようですけれども、集会所、公民館に、ぜひひとつＡＥＤを増設してもらいたいなというふうに思っております。

それから、進修館の関係、今わかりました。小さいところはなるたけ修理をする、改良するということでいただきました。まさに今、大ホールなんかは、高齢者が結構使っているんですよね。年間、恐らく稼働率、大分高齢者が使っていると思うんで、今の段差の関係、手すりがない関係、それから出入り口の関係、もろもろもう少し早く、高齢者に対応できるようなそういうひとつ進修館にしてもらいたいし、特に大ホールを改良を望みたいということをお願いをしておきたいなというふうに思います。

それから、広域利根の関係なんですけれども、わかりました。若干、利用者が272人から324人に増えたということで、一面では喜ばしいというと怒られちゃうかもしれませんけれども、いい方向に行っているのかなというような感じがするんですけれども、やはり利用率からいうと大変低いですよね。40％台。せっかくあそこは巨費を投じて、当時３億4,000万、宮代町は負担していると思うんですけれども、建設費を。毎年、今800万以上負担金を出しておるんで、できる限り、宮代町の地形から言うと、２キロの８キロで細長いですから、姫宮、川端のほうの人がなかなかやはり使う面はしんどいかもしれませんけれども、町がこれだけ負担しているんで、余りこんなことを言うと怒られちゃうかもしれない、ご利用くださいと言うと怒られちゃうかもしれませんけれども、できる限りあそこを利用してもらえるように、今後これだけのお金を出しているんで、もう少し一面では頑張ってもらいたいなというふうに思っていますけれども、そういう考えがありやなしや、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、消防の関係なんですけれども、理解は、私も同じ地域に住んでいますから、ようやく消防小屋が新しくなるなということで、一面ではほっともしていますし、喜んでもいるんですけれども、ただ、やはりこれだけのお金を、随分かかるなというふうにちょっと今感じているんですけれども、例えば委託料の関係、設計料ですよね。今までの消防団、大体平面図を見ても、言葉が大変きつくなると思いますけれども、金太郎飴みたいで、消防小屋ほとんど同じような間取りでなっていますよね。消防小屋をせっかくつくるんだから、特に現場で頑張っている消防団員の声を聞い

てもらいたいなと。せっかく消防小屋と言っても、団員のミーティングをする場所、それから、いろんな相談をする場所、そんなことで、やはり使いやすいような消防団小屋を、ぜひひとつ目指してもらいたいというふうに思っています。

今回何か土地があるから、ある程度広いですから、平屋で、駐車場も何台確保できるかわかりませんけれども、一面では、駐車場、現在の第３分団、ご存じのとおり車の置き場所もない、そういう状況ですから、できたら駐車場も十分確保し、あそこは場所的には問題点があるようかもしれませんけれども、使いようによってはいいのかなという感じもしますし、安全対策、そういうものも十分注意してつくってもらいたいなというふうに思いますけれども、ここでひとつ消防団員の、現場で頑張っている人たちの声を、どのように取り入れていくのか、声を聞くのか、ひとつお聞かせ願いたい。特に平屋ということですから、十分そこらを現場の声を聞いて計画していってもらいたいというふうに思いますけれども、そういう考えがあるのかどうかひとつ改めてお聞かせを願いたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩を15分入れます。

休憩　午後　３時３１分

再開　午後　３時４４分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続き町民生活課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

まず、ＡＥＤの関係でございますが、公民館につきましては、教育委員会のほうに確認をいたしましたところ、公民館にもＡＥＤのほうは設置済みとのことでございました。

それから、ＡＥＤの普及につきましてでございますが、防災のほうの補助金でＡＥＤを購入する補助につきましても設けてございます。既に、何地区かでＡＥＤのほうを備えているところではございますが、やはりいざというときには、必要なものだと思いますので、自主防災組織の連絡協議会などを通して、ＡＥＤの普及啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、消防団の詰所の関係でございますけれども、第３分団予定地につきましては、平屋で決定したということではございませんで、平屋も考えられるということで、平屋も含め、２階建ても含め、今後設計の中で検討はしていきたいと考えております。

団員の声をどう聞くかというお話でございますが、現在第２分団の詰所のほうの建て替えを実施しております。第２分団につきましても、団員に集まっていただいて、図面を見ながらここをこうしてほしいとかという要望を聞いております。第３分団につきましても、同じように団員の方に集まっていただいて、図面を見ながら要望を聞き、よりよいものにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

トネの利用率の関係でございます。従前から、利用率が50％程度ということで、お話をいただいているところでございまして、トネの利用の促進

のために、転入者へのパンフレットの配付を考えさせていただいているところでございます。転入手続をしたときに、こちらのパンフレットも転入のセットの中に入れさせていただいて、啓発のほうをさせていただくということで考えております。なお、そちらのほうには、自治会の加入促進のそちらのほうのパンフレットも含めて配付のほうをさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢です。

確認をしたいと思うんですけれども、大体理解をしました。消防小屋の関係ですね。今ある第３分団の跡地の関係なんですけれども、更地にもちろんするんでしょうけれども、更地についての、先ほど課長のほうから確約をしていただきましたけれども、地域の人の声をぜひひとつ聞いて、あそこ、地域の人が有効利用できるようにご配慮していただきたいと思います。

そこで、もう一回ちょっと確認したいんですけれども、あそこに火の見やぐらがありますよね。あそこの火の見やぐらはもちろん移設をするんだというふうに思いますけれども、どうなのかちょっとお聞かせ願いたい。ぜひとも消防小屋と同時に移設してもらえれば、あそこちょっと広くなりますので、それをひとつ確認しておきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

火の見やぐらでございますが、火の見やぐらと一緒に、あそこはホースを乾燥するホース乾燥塔として利用のほうをさせていただいております。もちろん詰所の移設の際には、ホース乾燥塔についても移設のほうはいたします。ですが、電信柱みたいなものが、同じ場所に建っているかと思うんですけれども、そちらについては、一番頭に防災無線のスピーカーがついているんです。あちらのほうにつきましては、その場所に残させていただいて、その手前のホース乾燥塔につきましては、一緒に移設ということで考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢ですけれども、確認しておきたいんですけれども、電柱はそのまま残すと、あれは防災無線がありますから。あの塔は残すということですか。火の見やぐらだけ一緒に移設するのか。半鐘が乗っている。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

半鐘のついている塔のことだと存じますが、あちらにつきましては、一緒に移設のほうさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　何点か質問させていただきます。山下です。

最初に交通安全対策費、82ページになります。これは県の仕事なんで、ちょっと町民生活課に言っていいのかどうかわかりませんけれども、ただ、町民の交通安全という立場から質問させていただきます。県道春日部久喜線、宮代郵便局の近くに広い道路がまた町でつくりましたね。ここからまっすぐ行ったところ。そこの歩道と広く今改修している道路と区割りがあるんですよ。そこに、町民が、これは年配者の町民なんだけれども、歩道

に沿って自転車で行くと、夕方区割りが見えなくなってしまう。そこに衝突してしまったということで、私のところに相談に来ていたことがあるんですよ。ちょっと胸をけがしちゃったんだけれどもと言っていたんだけれども、そんなものでも動くから大丈夫だみたいなことを言っていましたんだけれども、そういう町民の交通安全に対して、ちょっと心配事が私あるなという感じはするんです。

これ実は、県のほうの歩道の整備の問題になるんで言えないんですけれども、しかし、町民の交通安全対策ということになると、これ町民がみんなあそこを利用しているわけで、ぜひその辺のところは、部署とか所管を超えて、交通安全対策ということで、県のほうとか、そういうところと協議してもらえないかなと感じる。私の一番の安全対策は、その歩道を完成させることが、一番の安全対策かなとも思っているんですけれども、その辺のところが所管は違うのかもしれませんけれども、交通安全という観点からできないものか。その辺のところをお答えをお願いします。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　それは、歩道のことだって重々わかっています。県の歩道ということで重々わかっているんだけれども、交通安全対策ということで、どうなのかということなんです。

それと、84ページになります。公害防止対策事業です。これは、不法投棄、資料の27ページにあります、不法投棄が。これ摘発者数が３件しかないんですよね、この中で。ほかのところがみんな摘発されてて、自主的に回収しているということなんですけれども、この辺のところを、もう少し何か対策か何かないのかなというふうに感じるんですけれども。

よく、用水だとか、そういうところにごみが捨てられるんですよ、生活ごみが。これは町中見てもわかると思います。それで、年に１回か２回の町の清掃のとき、きれいにしているんですけれども、なかなか追いつかない、それが。そういう対策か何かあるのかないのか、ここの中では摘発されたのが３件しかないよということなんです。

二、三年前にも言ったんですけれども、古利根川に宮代分ですよね。その中に不法投棄がかなりあって、この人は大体わかっていたんです、私。周りの人から聞いても。町の人も言って、警察も行って指導したということなんですけれども、なかなかそれも、舌が乾かないうちに別の場所に捨てているというのが、私ちょっと耳にしているんですよね。その辺のところもあるんで、対策みたいなのがあれば、聞かせていただきたいなと思っております。

それと、138ページです。狂犬病の予防事業。これは、犬ばかり狂犬病と言っていますけれども、これは猫とかその辺のところの狂犬病の予防注射というのはどうなっているのか。あと、犬の頭数は何頭ぐらい、狂犬病を実施しているのか。日本における狂犬病の発生件数なんかあるんですか、これ。

それで、もう一つのことなんですけれども、災害時、こういう狂犬病に登録していない犬とか、大型のほかの動物とか、それが逃げた場合の対策というのはあるんでしょうか。その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

それと、最後に142ページの環境衛生事業、空き地や放置耕作地が多く見られています。周りの人では、資料のＰ29にも載っていますけれども、虫や火災などを心配する人がいます。なかなか指導しても、その所有者が草を刈ってくれない、地権者は本当に困っています。夏場になると虫が家の中に入ってくるということで、冬場になると今

度は枯草になって、それが火災の原因になるんじゃないかということで心配しております。ここら辺のところの対策というのを、町ではやっているんですけれども、具体的な対策というのはどうなんでしょうか。その辺のところも答えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

ご質問の郵便局前の県道というとこでございまして、県道春日部久喜線の歩道の拡幅整備にかかわる交通安全対策の質問というふうに理解をいたしますが、県道の歩道整備につきましては、ご存じのとおり県のほうでやっているわけですが、町民の交通安全対策の視点からというご質問でございましたので、そういった危険な箇所が県道でもございましたら、我々のほうから県のほうに情報提供をするとともに、私どものほうで、注意喚起看板の設置等、できる対策につきましては講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず１点目の不法投棄の対策でございます。不法投棄、投棄されているごみの中身を担当のほうで適時確認をしまして、所有者がわかるものがそこの中から出てきましたら、警察のほうを必ず入れて、対応のほうをさせていただいているところでございます。しかしながら、捨てられているごみの中には、本当に空き缶とか、そのようなものだったり、生活ごみのなかでも所有がわからないものも多分にございます。そういうものは、残念ながら、町のほう、あるいは管理者のほうで対応のほうをさせていただいているところでございます。

今お話がありました、その投棄者が限定されるような場合であれば、警察を含め、適時個別に指導ということも考えられますので、それは別途ご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、２点目の狂犬病予防の関係でございます。昨年から、予防注射の実施率を上げるために、11月に再通知のほうをさせていただいているところでございます。

昨年の実績でございます。従前は66％程度の実施率でございましたが、昨年再通知をした結果72.4％程度にまで上昇のほうをしているところでございます。

このような効果を上げるために、今年度も同じように再通知のほうをさせていただいて、接種率を上げるために努力のほうをさせていただいているところでございます。

なお、狂犬病予防の注射につきましては、犬だけを対象に実施のほうをさせていただいております。

日本での発生につきましては、狂犬病のほうは、ここ何十年と発生はしていないということで聞いておるところでございます。

また、災害時の大型犬への対応でございますが、現時点では、その災害時の対応ということで、いろんな対応考えられるところでございますが、具体的な計画等は持っておらず、その発生時に対応させていただくような考えでおるとところでございます。

続きまして、空き地の対応でございます。先ほどお話しをさせていただいたとおり、資料のほう

にも上げさせていただいております。実施率が確かに低い状況がございまして、まだまだ未対応の土地も多いところでございますが、町といたしましては、未対応の土地について、近隣の住民の方からお話をいただく中で、何度もその土地の所有者に対して、通知のほうをさせていただいております。場合によっては写真つきで通知のほうをさせていただいて、適正管理を促す対応のほうをとっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

交通安全対策なんですけれども、これは本当に県のほうの仕事だと思います、私も。ただ、町民が利用してそこを走っているわけですから、町民の安全をまず優先して、その対策事業を考えていくべきじゃないかなと私は思っております。ぜひ、そんなに所管が違ったとしても協働してやっていただきたいというのが私の要望でございます。

それと、この公害防止の対策、不法投棄ですね。今回は３件摘発したということなんですけれども、これがもう掃除しても掃除しても同じ場所に、捨てる場所が決まっているんですよ、皆さん捨てる人は。夜だか朝だかわからないですけれども、通勤の帰りだか知らないけれども、大体スーパーの、個人だという証拠を残さずに捨てていく。缶とか、中には瓶を田んぼの中に捨てるやつもいます。本当に危険だなという感じがするんで、この辺のところの摘発というんですか、そういう方法というのはないんですかね。夜、例えばひどいところには無人のカメラを置いておくとか、そういう方法というのはないものかどうか。本当にけが人が出てからじゃ遅いなという感じはするんで、ぜひ、対策を強めてほしいと私は思っております。その辺のところも、もう一度あったら答えてほしいし、どういうふうになっているのか。

それから、防犯活動なんだけれども、16ページにあるんですけれども、資料の16ページ、本当に主要の合計だけで今回は152件、侵入窃盗で10件が起きている。犯罪、刑法犯は264件ある。こういう中で宮代町というのは、こういう防犯活動、新たな防犯活動やっているんですけれども、新たな防犯活動というか、今年度の主要なあれというのはありますか。そういうなくすための防犯活動という、新たな事業というか、政策というか、あったら教えてほしいと思います。侵入強盗なんていうのは、窃盗というのは、万が一、人がいたら重大犯罪になりかねないというのが、今までの流れです。人に見つかると、そのままおもいっきり、殺人が起きたとか、まだまだ宮代町は殺人が今のところありませんけれども、あってからでは遅いなという感じはするんで、警察と一緒になって、この辺のところは、皆さんの家の安全です。泥棒が多くなってきたとか、車上狙いだとか、いろんなあります。犯罪を少なくするためには、やはり啓発活動、無線なんかでは、オレオレ詐欺とかそういうのをやっていますけれども、防犯活動はやっていますけれども、やはりそういう重大犯罪につながる犯罪も、町としてもやっていく必要があるんじゃないかなと私は感じております。ぜひ、その辺のところもあるのかないのか、今後どうしていくのか、お願いしたいと思います。

狂犬病については、大型犬には万が一災害のときは逃げたときの対策はやっていないということなんですけれども、犬に限らず、これ対策やっているところの自治体というのはいっぱいありますよね、たしか。やはり普通のときだけやっているわけじゃないんで、大型犬とかそういうのが逃げて、人に危害を加えた場合、どうするのかなという感じはするんで、その辺のところも検討する必

要があるんじゃないかなという感じは私はするんです。そのためには、やはりふだんから把握しておくというか、必要じゃないかなと思うんです。狂犬病やった人は把握できているんですよ。狂犬病の注射とかそういうのをしていない人が把握できないというのが多いんで、犬でも何でも。やはり全頭を把握できるように、ふだんからしておく必要があるんじゃないかなと思っております。その辺のところの対策というのはやらないんですか。全頭把握というか、その辺のところ、もう一度お願いします。

空き地については、所有者に通知しているんだということなんですけれども、実行となるとなかなか空き地の所有者がやらないというのが、私の地域にもいます。何回言っても、そのまま草ぼうぼうです。その辺のところが、近隣住民からはやはり心配な声が出ています。これは民有地ですから、町が手をつけるわけにもいかないと思うんですけれども、この解消するためにはどうしたらいいのかということで、何か方法というのはあるのかないか、ほかの町はどうしているのか、その辺のところあったら、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

防犯の関係でございますが、来年度新たな対策はということでございますが、新たな対策というのは今のところ予定はしてございませんが、今でも、職員による青色の回転灯を使った防犯パトロールというのを週２回実施をしております。12月から１月の日没が早まる時期につきましては、週３回実施しております。週２回の時期につきましては、火曜日と金曜日、15時から17時。12月から１月の週３回になりますと、あわせて木曜日が追加されまして、同じく15時から17時に防犯パトロールのほうを実施しております。平成29年度の実績でございますが、防犯パトロールのほうを86回実施しております。こういった活動を今後につきましても継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず１点目の不法投棄の対策でございます。防犯カメラを設置する等の対応につきましては、カメラの購入費用が非常に高額になることもあり、あるいはその管理する方法、設置場所の関係とか、非常に難しい関係から、そのような方法での監視のほうは今のところ考えておりません。ただ、場所が限定されるようであれば、不法投棄禁止の看板は設置することは対応させていただきますので、その具体的な場所を後でお示しいただければと思います。

続きまして、２点目の大型犬への対応でございます。幸手保健所管内で狂犬病予防連絡協議会という協議会がございます。その中でほかの市町でこの辺の対応をどのように考えているか、確認のほうをさせていただきたいと思います。そういう形の中で、今後の対応を考えていきたいなと思ったところでございます。

また、登録していない犬の把握についてでございますが、狂犬病予防注射の集合注射のご案内を、広報等で出させていただくんですが、このときに登録が必要だということで、広報上には載せさせていただいて、登録を促しておりますので、今後もそのような活動を続けさせていただければなと思うところでございます。

空き地の対策でございます。こちらにつきましては、うちのほうも未対応の場所につきましては、非常に頭を悩ませているところでございます。近隣の市町に確認をさせていただいたところは、やはり宮代町と同じような通知を何度も行うというところにとどまっているようでございます。今後も、このようなほかの市町で話すような機会がございましたら、この対策につきまして考えていきたいなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　空き地の雑草対策については、ぜひ強めていただきたいと思っております。

それと、狂犬病の登録なんですけれども、これは、飼っていても登録していない人がいっぱいいるんですよ、本当に実際には。小型犬でも大型犬でも、それはいっぱいいます。どのくらいの接種率なのか、ちょっと宮代町でどのくらい把握しているのかわかりませんけれども、ぜひ、その辺のところは近隣と力を合わせて、災害のときにけがをされたら何にもなりませんので、ぜひその辺のところはよろしくお願いします。

不法投棄についてはカメラが高い、看板が設置されている。看板が設置されていても、なおかつその上からやってくる人がいるんですよ。本当に困ったなという感じがするんです。須賀中学校のプール前の来たところなんか、用水路にいっぱい落ちています。何度も何度もやっても本当にやられている。看板も設置されています。本当に近隣の人が困っているなという感じがするんです。１回の用水来る前に掃除するんだなんていうんで、近隣の人はあきらめてそういうこと言っていますけれども。缶とか、あそこ通る人なんです。缶とかジュース、あとはスーパーで買った袋ごと捨てていきます。本当に困りましたという感じです。ですから、カメラつけて対策を強化してくださいということで、私は願っているんですけれども、そういうところもいっぱいあると思います、宮代じゅうには。ぜひ、検討して強化をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

何点か教えてもらいたいことと、今までの質問者と重複することでの再質問をしたいと思います。

１点目は、教えてもらいたいのは、コミュニティ活性化の集会所の補助金、何か固定資産税分をどうのという説明をいつもしますよね。集会所を貸しているところが固定資産を払っていないときはどうしたらいいんですか。そういうのは。ただ、そのかわり使用料が莫大に高いの。ただ、払っているんだけれども、固定資産を払っていないと思います。そういうのはどういうふうにしたらいいのかちょっと教えてもらいたい。

あとは、簡単なほうからいきます。反射鏡や信号機については前段者が説明していましたけれども、大体区長さんに頼んでどうのこうの、それで設置をすると。信号機については警察の関係でなかなかつかない。実は反射鏡については、交通安全を守る仕事の人がここはつけてもらえなくちゃだめだと言っているんですよ、何年か前に。それを役場に言ったら、知らんぷりしているんですね。安全だということなんでしょうね。ところが、そういう仕事に携わっている人がこれはつけてもらわなくちゃ危ないよと言ったところが一向につかない。区長を通してやったこともある。一向につかない。

あと、信号機については、この間人身事故があったですけれども、やはり私はあそこの問題につ

いて手押しでいいからつけてもらいたいと一般質問か何かでやったことがあるんですけれども、あそこは絶対、そのうち危ない場所ですよというわけで強く訴えたところです。というのは、あそこは車椅子で横切る方もいるわけ、これがまた危ない。また宮代高校の生徒が物すごく通るの。これも危ない、見ていて。それを主張したわけです。あと一般の人も、全然暗いわけじゃないけれども、ほとんど暗くて突っ切るのに危ない。それを主張しましたよね。それでも知らんぷり。やはり事故があったですよね。これから、下手やると高校生だって物すごい数の人が突っ切りますよ、あれ。それも左右を確認して、それは確かに車が来ないからあそこを渡るんでしょうけれども、本当に危ない。そんな主張をしたところ、事故が起きてしまった。本当に先を私は見て言っているわけですよ。それも、警察が知らんぷりしているのかどうか、この間見たそうですね、警察も。立ち会ったそうですね。何て言ったかどうかは知らんけれども、教えてもらいたいぐらいですよ、設置しますとか。何か街灯をつけかえるとかそんな話でごまかそうなんて言ったって、あそこ危ないですよ。そのうち高校生が絶対事故を起こすような場所だと思います。それでは遅いですよ。宮代高校は宮代町が誘致した高校ですよね。そういう高校の生徒が人身事故でも起きたら大変ですよ。それは本気になって役場も考えるべきですよ。それでも一向に知らんぷり。ついに事故が起きてしまった。事故が起きたら調査をした。本当に私たちが言っていることなんですよ。それでも耳を貸してくれない宮代町。

次には、側溝の問題。今前段者もいろいろ違うことで、高齢者の問題が若干出ていましたよね。今の側溝は蓋が開かない、高齢者には。そしたら、何か宮代町には側溝を上げる何とかがあると。今使っているのかどうか知らないけれども。多分余り借りに来ていないと思う。それで、地区によっては、私なんかが若いほうなんですよ。あと、旦那がいないところ。奥さん、なお開かない。こんな厚いんだからね、ぴたっとふさがっちゃっていて、側溝清掃しようなんて言ったってどうにもならない。じゃ、どうしているかというと、業者を頼んで、それも、今確かに金さえ出せば業者はいい機械を持ってくるんだよね。高圧機でガーッと掃除してみんな吸いとってくれるの。蓋も開けてくれるの。全部開けない、何カ所か開けて。そのかわり、１軒3,000円なり4,000円かかるわけですよ。

そこで、なぜ私がこれを質問するかというと、カマス代はいらなくなっているんです。今まで自分たちの手作業で清掃しているときは、カマス代をもらって、カマスの中に入れて、道路の端へ置いておいて、町が業者に頼んで運んでいた。それは金がかかっていたわけ。だから、そのぐらいの補助をしたらどうだと言っているんですよ。それもしない。本当に高齢者対策には冷たい宮代町と、私そういうことも言うんですよ。本当に、何考えているんだって。開かないんですよ、蓋が。今度町の職員が開けてくれますか、言えば。そんな開けないでしょう。若いんだから皆さんは。私が若いほうだもの、開くなんてことは大変なことなんですよ。こんな厚くって、隙間があいていなくって。そういうところを、私が何回、同じ質問をしていたって知らんぷり、宮代町は。それが２点目。

３点目、公社の問題。消防署の移設するの、第３分団が。それは反対とかそういうんじゃなくて、平米８万8,000円、それはいいですよ、買うのは。公社ですよ。この金、公社というのは、杉戸町にあるのか。どこへ入るんですか、この金。どこへ。何で買うんですか。宮代町の公社でしょう。何で

買うんですか。だから私は前、公社を解散したほうがいいと言ったことがあるんです。何年か前、おととしあたりか、解散。そうすれば買う必要ないんですよ。じゃ、公社がこの金が入ったら、何に使うんですか。おかしいじゃないですか。宮代町の税金で公社に入れて、その公社は宮代町なんですよ。私は理屈に合わない。公社なぜ解散しない、理由を聞いたけれども、忘れたけれども、今持っている公社の土地は、立派な土地ありますか。みんな開発ができないような田畑とか、田が多いのかな。そんなんで何で公社なんか設置して、公社にこの平米８万8,000円を払うんですか。それはわからない、私は、頭悪いせいだね、わからない。宮代町の公社でしょう。宮代町の税金で宮代町の公社に払って、宮代町の公社はただ、１年に１回２回会議をやるだけ、その手当を300円だか400円払うだけ。そんな公社でしょう。今まで、公社で売り買いやったことありますか。ないでしょう。私も長い間議員やっているけれども、ほとんどない。そんな公社になんか、何で金払うんですか。その公社誰が金使うんですか。それを聞きたい。副町長はすぐ笑ってごまかすけれども、本当ですよ、宮代の公社なんですよ。副町長の公社、笑っていたけれども。それでいいですよ。副町長が笑っていたと、公社の問題を言ったらと、私は宣伝するからいいですけれども。本当ですよ、公社に何で税金を払うんですか。それを教えてもらいたい。

ちょっとまた言い過ぎた部分もあるかもしれないけれども、答弁によって再質問します。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

まず、反射鏡の話でございますが、交通安全を守る仕事の方が、要望されても一向につかないという問題があったということでございますが、いつごろ、どの場所でというのが、ちょっとわからないので申しわけないんですけれども、ルールに基づいて要望をいただいて、また我々と、それから設置検討部会のほうで現場を見た結果、条件に合わずに設置見送りになったということと理解はしますが、どうしてつかなかったのかということにつきましては、条件に見合わなかったのかなというふうには考えております。

それから、死亡事故のあった現場の関係でございますけれども、死亡事故につきましては、去年の12月15日、午後９時15分ごろにあったわけなんですが、こちらにつきましては、その後、１月９日に、警察、杉戸署と、それから県警本部、それから我々交通安全担当、それから道路の担当と一緒に現場のほう立ち会わせていただきました。道路診断ということで立ち会わせていただきました。現場のほうで聞いた話によりますと、姫宮駅方面から宮代高校方面に、49歳の男性が横断歩道を渡っていたときに引かれたということなんですけれども、運転者の前方不注意ということらしいんです。原因につきましてはそういうことというふうにお聞きをしております。

現場のほうにつきましては、道路診断をした結果、路面標示を追加というお話がありましたので、横断者注意という路面標示を、上下線に１つずつですが、我々のほうで業者に発注してつけていただきました。あわせて、横断歩道近くの街路樹が死角になるというご指摘もありましたので、そちらの伐採についても、これから道路の担当のほうで発注するものと思います。

一番、信号機のお話でございますが。信号機につきましては、この道路診断の後、すぐに町のほうから要望のほうはさせていただきましたが、委

員おっしゃるように、警察のほうで信号機の設置については公安委員会に諮って検討するというお話は聞いておりますが、もうしばらく時間はかかるということは聞いております。設置が可能かどうかについても、今警察のほうからの回答を待っているところでございます。

それから、第３分団の用地の公社の関係でございますが、公社につきましては、宮代町の土地開発公社になります。宮代町の土地開発公社のほうに、町の一般会計のほうから5,288万8,000円というお金を支払いするわけですが、委員おっしゃるように町の組織でございますので、5,288万8,000円をお支払いはするんですが、町の会計に戻ってくるというシステムにはなっております。公社の存続については、すみません、申しわけないですけれども、私のほうではその辺はわからないというところでございます。申しわけございません。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

まず、１点目の集会所の補助の関係でございます。こちら、借地料を払っている地区自治会のお持ちの集会所、なおかつ固定資産・都市計画税が発生している集会所が17カ所あるんですが、こちらに対しては、固定資産・都市計画税の相当額の補助のほうをさせていただいております。今、委員のほうからご質問がありました固定資産税とか、都市計画税が発生していなくて、借地料が高いところ、借地料を払っているところにつきましては、豊かな地域づくりの推進事業費補助金というのがございまして、こちらのほうでご対応いただいている地区が多く確認させていただいているところでございます。こちら額が限定されるんですけれども、そちらの補助金を有効にお使いいただいて、ご対応いただければなと思うところです。ほかの地区も同じようにやらせていただいているところでございます。

続きまして、側溝の問題でございます。いろいろお話をいただいておりまして、毎回同じような回答で大変申しわけないんですが、町民生活課としては、地区が清掃をすると、そういう意思を示したときに、地区清掃に必要なカマスと汚泥の回収、地区清掃の支援として町民生活課のほうでやらせていただいております。どうしても側溝清掃をしてくださいとか、そういうお話を地区のほうお話しすることもございません、町民生活課のほうでは。ですので、地区がご意向としてやられるということで、こちらのほうに申請がある地区清掃の対応としてやらせていただいておりますので、今お話しいただいたような状況であれば、地区のほうのご対応、あるいは蓋が開かないとか、そういう構造上の問題であれば、また別箇、管理担当のほうにご相談いただければなと思うところでございますが。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　結論が出たやつからちょっと再質問していきたいと思います。

公社については、また戻るというんだね、予算へ。だったら予算に載せることないじゃない。五千幾ら。俺わからない、これが。一般会計戻すんだったら、この数字を載せることないんじゃないですか。何だかわからないね。何で載せるんですか。やっていることが全然わからないよ。

あと、信号機や何かは時間かかるようだけれども、つくようだね。時間かかるようだけれども、だけれども、早くつけたほうがいいですよ。あそこ危ないから、もう高校生が本当に間一髪があるんですから。車椅子の人は、あそこを町の循環バ

スに乗るらしいんだけれども、そこへ乗るのに渡らないと乗れないんですと言ったら、東の信号、でなければ姫宮の信号、あそこに行ってターンしてこいだって、ひどいね。車椅子の人が東のほう、ぐるっと回ってまた戻ってくるわけだ、循環バスに乗るのには。言うことがひどいね。冷たいね、これも。高齢者にも冷たいけれども、障害者にも冷たい。その話を聞いて、俺、嫌になりましたよ。だから、手押しでもいいから信号、高校生のためでもあるし、一般の人だって今まで危ないんだから、一般の人もそうだし、そういう人たちのためにも、手押しでいいからつけたらどうだと散々言ったんですよ、そのたびに。事故があったからそのうち今度はつけますということになったのかもしれないけれども、それはなる前から危ないんですよ、あそこはもう。高校生が何人通りますか、勘定したことありますか。ほとんど電車で利用する人はあそこを通るから、もう一回、一日も早くつけてもらったほうがいいですよ。

あと、反射鏡については、もう移動したから話、はっきり言いますけれども、姫宮の駐在所が言ったんですよ。お巡りさんが私たちがあそこでいたら、これはカーブミラーつけてもらうべきだよと。宮代はつけないんかいと言われたんですよ。駐在所が言ったんだよ、ここは危ないと。場所ばれちゃうから言わないけれども、踏切を渡ったちょっと先なんだけれども、今なかなか見にくいんですよ、確かに。丁字路になっているけれども、そういう状況があっても知らんぷり。

きょうはそのぐらいにしといて、集会所については、何課に言えば補助してくれるの。

〔「豊かな地域づくり推進事業費補助金の窓口は町民生活課の窓口でございます」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　わかりました。

○委員長（九山妙子君）　委員長を通して答弁してくれるようお願いいたします。

○委員（小河原　正君）　補助はどこで出るんですか言ったら、答えようとしたから黙ったわけ。

○委員長（九山妙子君）　まとめて今までの質問全部答えていただきます。

答弁を求めます。

町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（山﨑健司君）　町民生活課主幹の山﨑でございます。

豊かな地域づくり推進事業補助金につきましては、町民生活課の地域振興担当のほうでお受けしておりますので、そちらのほうでご相談いただければと思います。ただ、先ほどもお話しをさせていただきましたが、各地区への補助額が限度額が決まっておりますので、それ以上は出せませんので、その中でのやりくりということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

町民生活課副課長。

○町民生活課副課長（小川英一郎君）　町民生活課副課長の小川でございます。

まず、反射鏡の話でございますが、場所のほうがはっきりしない中、ヒントというかいただきまして、踏切の近くであり、丁字路ということでございますので、我々もちょっと確定はできない中、ちょっと現地のほうは再確認のほうをさせていただきたいと思います。

それから、信号機につきましては、つくというふうに決まったわけではございませんで、信号機の設置要望をしている段階でございます。最終的には公安委員会のほうで設置の可否が判断されるわけでございますが、一応町のほうで担当職員が現地のほうに行きまして、朝の８時半から９時半の間で、歩行者、車、自転車の通行量については

数えた上で、これだけの通行量があるということで、警察のほうにも要望をしておりますので、ぜひ、信号機のほう設置してもらえるように、こちらからもまた話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございます。

だんだん回答がいい回答になってきたんで、ありがたいですね。

まず、信号機から話をしますけれども、本当にしつこいようだけれども、早くつけないと必ず私は高校生がそのうち事故やると思いますよ。あの突っ切り方を見たほうがいいですよ。また、まずいんだ、はすなんだよね、あれちょっと。だから、あれはよく考えたほうがいいと思いますよ。本当に危ないなと思って見ているんですけれども、私なんてものは。あと、あそこら辺に住んでいる人も言っているわけ。知っている人何人かいるから。やはりあれ危ないよねと。宮代議会は何にも言わないのとも言われたことありますよ。いや、言っても聞かないよと言ったけれども。そういう周りの人も言っているんですから、危ないって、前々から。多分今度は最近行き会えば、ほらやったでしょうとなるわね。誰がなったか不幸だったけれども、かわいそうだったけれども。やったほうもやられたほうもかわいそうだよね。本当にあれは信号機をつけるべきだと思います。強くもう一回言っておきますから、忘れないように。

あと、集会所はわかりました。豊かな推進づくり行けば、ある程度補助がもらえるんだろうと。１銭も払っていないところなんですよ。集会所、固定資産。わかるでしょう、もう。自治会が払って、皆、丸々入っちゃうところ。

あと、公社についてもう一回答えてもらえるかな。予算載せることないんじゃないかと思うんですよ。五千幾ら。だから、予算上に載せることないんじゃないかと言っているわけ。それがわからないんだ。

○委員長（九山妙子君）　質問は以上でしょうか。

答弁を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤和浩君）　町民生活課長の齋藤でございます。

公社、詰所の関係の予算でございますが、先ほど来、すみません、所管しているのは企画財政課でございますが、開発公社の予算につきまして、今回計上させていただいているものは、先ほどうちの副課長が申し上げましたとおり、町から町へという出と入りがあるわけではございますが、基本的には土地開発公社と言っても、１つの公社でございますので、もちろん町との関連は一緒ではございますが、うまく表現、私はできませんが、基本的なものは別なお財布から入れるところ、入るところという考え方である関係で、実際には１つのお財布になってしまいますが、やはり、一つの予算ということであるとなると、予算のほうには計上せざるを得ないと。またこれに伴いまして、開発公社は開発公社のほうの予算として、その分が今度は歳入として上げられると、そのような形に開発公社と町の関連は、申しわけございません、私からは細かくはちょっと説明できませんが、流れ的にはそのような形になってしまう関係で、当初予算のほうに金額を記載させていただいているということで、私どもでは大変申しわけございませんけれども、細かくは説明できませんが、もしご理解いただけないようだしたら、再度ちょっと財政なりと確認をしまして、お答えをさせていただければというように思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。

私、どうも頭のぐあいが悪いからわからないだけで聞いたので、町の予算なんかに行ったり来たりで、同じ予算の中で公社になぜこういうことするのかなと不思議に思うわけですよ。私はまた、何か機会があったら、公社は解散すべきだとまた申し上げますけれども。そうすれば、こんなややこしいことやる必要ないもの。

それとあと、ミラーの問題は、場所を言っておかないと、場所言っていないからやりませんと言われると思うから言っておきます。355号踏切か、俺の家の側は。あれを渡って姫宮のほうへ。そうすると、あそこは昔県道で、県道から町道に移管するとき、あそこの踏切をまっすぐ直すようにと県に要望して、町の人はやってくれなかった場所、あの踏切。くにゃくにゃと曲がるところ。あるでしょう、姫宮の駅の２つ目。この動物公園のほうへ向かって。あそこの道路が変なところ。あれを渡って、今、光っている家ができたよね、右方。それのちょっと先に言って左に曲がるところ、あそこが見えないんですよ。あそこはミラーはつけるべき。最近は落っこちなくなったからいいけれども、田んぼへさ。家ができたから、あっちのほうへ。前はよく田んぼに落っこちていたの。今は落ちなくなったけれども、あそこが危ないんですよ。あの家が光っていて、こっちから丁字路のほうへ向かってくると、光って見えない。垣根があって見えない。

あそこは警察官が、ここは小河原さん、議員だろう、そうだよと言ったら、なぜミラーをつけてもらえないんだと、あの日、言ったんだから。それですぐ区長に言って、申請したらカット食っちゃったの。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員、地域のこと詳しく、後で地図で言っていただければと思います。

○委員（小河原　正君）　いや、今言っておかないと、証拠にならないから。だから言っておきます。すぐ曲がった左側の丁字路のところ、わかりましたね。そこ教えときましたから。これ証拠だからね。聞いてないと言われるのが嫌だから。そのことをよく申し上げて、きょうはこの関係は、質問は終わります。きょうはね。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で町民生活課分の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月８日金曜日、午前10時から委員会を開き、産業観光課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　４時４２分

予　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一君		九山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
金子正志君		小河原正君	

（議長　中野松夫君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	産業観光課長	長堀康雄君
産業観光課副課長	秋谷裕章君	産業観光課副課長	吉永吉正君
産業観光課主幹	菅原隆行君	農業振興担当主査	鈴木功君
農地調整担当主査	長瀬昇之君	商工観光担当主査	山内一生君
福祉課長	渡辺和夫君	福祉課副課長	宮野輝彦君
福祉課こども未来室長兼子育て応援室長	門井義則君	福祉課主幹	伊東浩二君
福祉課主幹	横内宏巳君	社会福祉担当主査	関根雅治君
子育て推進担当主査	石井栄君	保育担当主査	小野美保君
子育てひろば担当主査	市川玲子君	みやしろ保育園所長	吉田直子君
みやしろ保育園主査	松岡祥哲君	国納保育園所長	伊東文子君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原淳

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。

これより３月６日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２９号の審査（産業観光課・福祉課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第29号　平成31年度宮代町一般会計予算についてのうち、産業観光課、福祉課分の順に質疑を行います。

これより産業観光課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○産業観光課長（長堀康雄君）　皆さん、おはようございます。本日はよろしくお願いします。

改めまして、産業観光課長の長堀でございます。

以下、きょう、出席している職員について自己紹介をさせますが、その前に、委員会が始まる前に、皆様のお手元のほうにふるさとレシピの冊子と、それからメイドインみやしろのすごろくマップのほうを配らせていただきました。

ふるさとレシピにつきましては、２年間にわたりまして、郷土料理の調査等を行いまして、それをレシピとしてまとめさせていただいて、既に新聞報道もされているところでございます。

それから、メイドインみやしろのほうのすごろくマップにつきましては、まだできたばかりで、各機関のほうに配布をしているところでございますので、後ほどごらんいただければと思います。よろしくお願いします。

では、職員について紹介させますので、よろしくお願いします。

○産業観光課副課長（秋谷裕章君）　産業観光課副課長の秋谷です。よろしくお願いします。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　おはようございます。産業観光課主幹の菅原です。よろしくお願いします。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　おはようございます。産業観光課商工担当の副課長、吉永です。よろしくお願いいたします。

○商工観光担当主査（山内一生君）　おはようございます。商工観光担当の山内です。よろしくお願いします。

○農業振興担当主査（鈴木　功君）　おはようございます。農業振興担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○農地調整担当主査（長瀬昇之君）　おはようございます。農地調整担当、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　改めて、おはようございます。山下です。

それでは、産業福祉課について、ちょっと何問か質問させていただきます。

産業観光課ですね。失礼いたしました。

質問させていただきます。

最初に、144ページ、労働事業でございます。労働事業を縮小したということなんですけれども、これ借りる人がもういなくなったということなんですけれども、まず最初に、宮代町は、このパーセントを何%で設定しているんですか、貸し借りのあれは。それを一つ教えていただきたいことと、「宮代で働こっ」を商工費より労働事業に移されたということであるんですけれども、この経過というのはどういうふうに、何でこういうことにされたのか、一つ、まず最初にお伺いします。

それから、150ページになります。水田農業構造改革対策事業。説明では、農地の利用集積及び合理的な活用を推進すると説明されましたが、実績などあるのかどうか。特に、新しい村による利用設定農地は増えているのでしょうか。その辺のところも教えていただきたい。

それと、152ページです。新しい村管理運営事業でございます。資料11ページを見ると、新しい村、森の市場「結」の生産者の登録状況及び生産販売実績が年々落ちています。大きな原因というのはどこにあるのか、産業観光課としてどう見ているのか、ちょっと教えていただきたいと思っており

同ページなんですけれども、明日の農業担い手支援事業でございます。本事業が始まってから10年目になろうかと思います。31年度予算では、441万円減額されています。減額説明によると、青年就農給付金、新たな塾生受け入れを１名減となっていますが、この辺のところの詳しい説明をお願いしたいと思います。

あと、154ページです。農地費でございます。説明では、基幹水利ストックマネジメント事業の進捗により負担金額が増額と説明されましたが、詳しい内容、この辺のところもお願いしたいと思います。

最後に、資料Ｐ15、16の農家組合長の要望でございます。これらの要望等の達成率はどうなっているのか。全部要望を受け入れているのかどうか。

それと、156ページの商工費です。商工振興費でございます。昨年度より385万円の減額予算となりましたが、私は、今回の商工費予算を見ると、整理と廃止が目立つような感じがするんですけれども、何か特徴的なものがあるかどうか、その辺のところもお願いします。

それと、160ページになります。消費者対策事業になります。予算編成で、昨年度の実績などを考慮してやっているんだと思うんですけれども、幾らか減額されていますね。14万5,000円ばかり。この辺の実績のほどをお願いしたいというのと、相談による解決された主な事例というのはあるかどうか。何件ぐらい相談に来ているのか。資料に載っていると思うんですけれども、その辺のところも詳しく内容を教えていただきたいと。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

まず、労働事業の勤労者住宅資金貸し付けの宮代町の利率ですが、年1.8%でございます。

それから、「宮代で働こっ」を労働事業に移した経緯、理由でございますが、「宮代で働こっ」は、当初から、起業創業の情報提供という面と、働くということをキーワードにしました情報の二面性を持って情報提供するサイトとしてスタートしております。

今回、町内の求人情報ですとか、また町内で働いている人の紹介、それからハローワークとの連携情報といった働く部分の情報を厚くして発信していこうというふうに考えまして、労働事業のほ

うに移させていただこうと考えたものです。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。お答えします。

まず、利用権設定の割合というところで、利用権設定して拡大している農家が増えているかどうかという趣旨のご質問だったかと思います。

まず、担い手への集積の状況という形でお答えさせていただきますと、平成30年度担い手経営体、35経営体における集積の面積は120.7ヘクタールとなっております。

平成29年度公表されております宮代町の耕地面積594ヘクタールに占める割合といいますと、利用集積をされている割合といいますと20.32％。昨年度が19.61％ですので、１％弱、利用権設定の割合は増えているということでございます。

また、その中で特出しとして、新しい村の利用集積の割合というご質問がございましたが、そちらにつきましては、委員会でお配りをさせていただいております委員会資料の６ページの中に、新しい村の利用権設定農地ということで記載をさせていただいております。

平成31年２月１日現在でございますが、18万3,131平方メートルというふうになっておりまして、その後、２月の後半、３月の頭にかけて、多少増えております。そこから１ヘクタールほど、今、さらに増えているような状況でございます。

続きまして、委員会資料の11ページ、年々と申しますか、29年度、30年度と、新しい村、森の市場「結」に野菜をおさめていただいている生産者、農業者の数が減っていると。これの原因と、それに対して町としてどう考えているかというご質問でございます。

こちらにつきましては、やはり一番大きな理由については、農業者の高齢化です。今、町内の農家さんの平均年齢は約70歳前後ということもございまして、やはりなかなか出荷できる、生産できる農家さんが減っているというのが現状でございます。

それに対しまして、町といたしましては、新規就農者の就農支援ということで取り組んでいるわけでございますが、やめるのは、すぐやめることはできましても、育てるとなりますと、やはり３年かかるということで、継続して町としては以前から取り組んでいるところでございます。

地道にこういった取り組みを続けていくのとあわせて、今、新しい村のほうでも、アグリ部門の中に野菜生産部門ということで、今年、２名、野菜の生産ができる従業員のほうの雇用をさせていただいております。

こちらにつきましては、新しい村周辺の農地を借り受けまして、農家さんと出荷の時期がかぶらないような形で、農家さんに余り影響の出ないような形で、直売所の中に農産物の出荷を行っているところでございます。農家さんと競合するというのではなくて、いずれ農家さんに指導できるような従業員になっていただきたいと、そういう思いで雇用しているところでございます。

続きまして、明日の農業担い手支援事業で予算額が大きく減っているというところについてのご質問でございますが、こちらにつきましては、国、県を通して入ってきております新規就農の総合支援事業、新規就農者が働いてすぐにはなかなか所得を得られないということで、５年間は年間150万円の補助金が出るんですけれども、そういった補助金の対象となる新規就農者の数が、もう５年もらった方が２名おりますので、そういった方がいまして、今年については１名減るといったところで、まず150万円ほど事業費が減っております。

それ以外については、ちょっと、少々お待ちください。

それと、もう一つ、今年度から町独自の取り組みとして始めました、本来ですと、国からの新規就農を目指す方への補助金というのは２年間、国のほうから出るんですけれども、宮代町の農業担い手塾は３年間となっております。

そうすると、そこで１年間のギャップが生じることになりまして、なかなか二の足を踏んでしまうということもありましたし、生活が非常に厳しいという現実もございましたので、最初の１年間は、町独自で150万円の補助をするという取り組みを今年度から行っております。

今年度の予算では、それを２名分用意しておいたんですけれども、今年度、年齢等の要件で合致する方が１人もおりませんでしたので、来年度の予算につきましては、現状を鑑みまして、２名から１名分と、そこでさらに150万円ほどの削減を行っております。

ですので、合わせて300万、まずそこで削減をしております。それ以外につきましては、需用費等の削減が主となってございます。

続きまして、基幹水利ストックマネジメントの負担額が増加しているということについてでございますが、こちらは、県のほうで進めております利根大堰から宮代に向かって流れております各用水路、こちらの中には、堰ですとか、そういった揚水機場の管理するような設備等が多々あるんでございますが、国では、今、それの長寿命化の更新作業というのを行っております。

ただ、国のほうの予算もなかなかつかないというところもございまして、また年々、設計変更、設計変更ということで、今、人件費等が高騰しているということもございますので、事業計画というのが変わってきているのと、あと、事業がおくれていて、最終年度は決まっておりますので、負担が少し寄っているというところがございます。

そういったところで、各市町村の負担割合というのが今、増えているような状況でございます。

それと、委員会資料の16ページでございます。農家組合長等から出ております除草ですとか水路敷きの修繕、改修等の補修に当たって、その要望を全て達成しているかということでございます。

まず、30年度の要望の内容につきましては、16ページをごらんいただいたとおり18件となってございます。この18件につきましては、対応したものでございます。

全て対応したかということでございますが、細かいところとかもありますが、今、大きなところでは、予算の関係等もございまして、２件ほど、来年度に回さなくてはいけない大きな木が、水路沿いに木が植わってしまって邪魔になるということで、伐採の案件が２件ほど保留になっているものがございますが、それにつきましては、来年度予算がつき次第、来年度当初にやらせていただきたいというふうに考えております。今、保留になってございますのは、その２件でございます。

農業振興担当は以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。引き続きお答えさせていただきます。

まず、予算書の156ページの商工振興費、こちらの減額の理由と特徴でございますが、主なもの、大きなものとしましては、中小企業の融資制度の預託金を減額してございます。

それから、にぎわいづくりプロジェクトということで行ってまいりましたコスプレの事業、それから、日工大生の寄り道マップの事業を行わないこととしたものが減額の主な大きな理由でござい

ます。

反対に特徴としましては、商工業者の支援としまして、既存の補助金を再編しまして、また新たなメニューを加えた（仮称）商工業の活性化補助金を新たに一つの総合的な補助制度としてつくっていこうと考えてございます。それが大きな特徴でございます。

続きまして、予算書の160ページ、消費者対策事業の関係でございます。こちらの減額理由でございますが、商品テストの関係で放射線の検査を行う機器がございまして、こちらの定期検査委託料というものを盛ってございましたが、こちらも利用がしばらくございませんことから、来年度はこちらの検査という機器を国民生活センターにお返しします予定でございますので、定期検査の委託料を減額してございます。

それから、消費者相談の関係でございます。今年度は、まだ年度途中でございますが、１月末までに72件の相談をいただいております。その中では未解決という件数はございませんで、ご助言ですとか、あるいは相談をして、相手と解決にみんな導けてございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁、全部済みましたか。

答弁を求めます。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

委員会資料の11ページの中の森の市場「結」の販売実績における売り上げの減少ということでよろしいですか。

〔「実績」と言う人あり〕

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　売り上げの実績ということでございますが、こちらにつきましては、30年度につきましては、31年１月末現在ということで、２月、３月の売り上げについては、まだ計上されておりません。ですので、売り上げ自体につきましては、28年度、29年度、30年度ともほぼ横ばいというふうに現在は見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　先ほど、質問を１問だけ忘れました。150ページの水田農業改革対策事業でございます。新成人に対するお祝いというのはわかるんですけれども、構造改革対策というもの、特に経営所得の安定化対策での成果はどのくらいの目標なのか。

これは経営所得というんですから、全農家を対象にするのか、それとも一部の農家を対象にしているのか、ちょっとわからないと点があるんですけれども、その辺のところも述べていただければありがたいなと思います。

それと、先ほど言いました……

最初に、それだけ答えていただけますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

151ページ、水田農業構造改革対策事業におけます経営所得安定対策推進事業についてでございますが、まずこちらにつきましては、この経営所得の安定対策といいますと、農家さんの主に米づくりにはなるんですけれども、年間の経営所得をなるべく安定させましょうと、そういった推進事業になってございます。

内容といたしましては、国のほうで、その翌年、その年になるんですけれども、どれぐらい米が消費をされるかという試算を行いまして、その中で、ある程度これぐらいの見込みがあるということを県、それから町のほうに示されます。

そうしますと、県、町は、それに伴いまして、じゃ、町の中では、どれぐらいの米をつくれば値崩れが起きないかと、そういった取り組みを今度行うことになるわけでございます。

それ以上をつくっても構わないんですけれども、それ以上つくるということは米の値崩れにもつながりますので、共倒れになってしまうというところもございます。ですので、生産調整を図って米の適正な生産量というものを見きわめるものでございます。

ただ、一方、そうしますと、つくらない、つくれない土地という、農地というのが非常に増えてきてしまいます。そこで、国のほうでは、かわりに戦略的作物ということで、麦ですとか野菜に転換をするですとか、飼料用米をつくるですとか、そういった代替のものをつくることに対して補助金というものを出しております。

そういったことで、荒れない、荒らさない農地を増やしながら、要するに耕作する農地を増やしながら、農家さんの所得、米がつくれなくなって所得が落ちるところもカバーすると、そういったところの取り組みを行っておりまして、そういった中で経営所得の安定対策を図っているところでございます。

事業の趣旨としては以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初に、労働事業なんですけれども、この勤労者に貸し出す金利が1.8％と今言いますけれども、普通どうなんですかね。普通の銀行では今。私は、町でやるんだったらば、やっぱり勤労者に対してのサービスということで低くする、じゃなくちゃ、借りる人はいませんよ、はっきり言って。

だから、縮小してしまう。そうしたら、何でもそうですよね。私は、その辺のところを大いに宣伝して、町がこういうふうに勤労者に対してサービスするんだということでやるべきじゃないかなと。町は、普通の銀行より高く貸したら、これは何でも同じですよ。町民は飛びつきません、はっきり言って。

その辺のところはどういうふうに考えているのか。ただ借りる人がいないからやめさせてしまう、これは誰だってできることですよ。私はそう思うんですけれども、どうなんですか、その辺のところは。

それと、今の水田農業なんですけれども、米を調整するということになると、農家の人は、水田では、じゃ、麦がつくれるのか。これはできませんよ、はっきり言って。あんな水辺の低い耕地のところに麦をつくれといったって、これは無理なことです。畑だったら、それはわかりますよ。陸田とか。要は、つくるなということを意味しているのと同じじゃないんですか、それは。

経営の安定化と国が言っているからそういうことを指導するんだと言っていても、結局、農家の収入を減らすだけですよ。ですから、畑が、田んぼが今、荒れ地になってきている、喜んで水田をつくる人がいなくなってきている・それが現実じゃないんですか。

それは農家のほうで経営が安定してつくられるんであれば、誰だってやりますよ、それは。そういうつくる場所があるんですから。

今、米30キロで幾らですか。5,000円ですか、7,000円ですか。それで生活できると思いますか。ガソリン代もあります、機械代もあります。無理ですよ、それは。

やっぱり安定化といえば、これは米を政策的、これは国の問題ですから、町の問題じゃありませんけれども、やっぱり農家の人が安定して国民に食料を配れるような、逆ざやじゃないんですけれ

ども、やるべきではないかなと私は思っております。

その辺のところは、もう一度詳しく、どうなのか、耕作地が、確かに第三者に渡して増えています。それも認めます。ただ、町を歩いていると、必ず不耕作地が多くなってきている。その辺のところはどういうふうに考えているのか、対策として。

草が生えていて、その草も刈ってくれといっても、なかなか刈れない。隣近所の人は、困った、困ったあげくに、本当に自分の家の農地に草が生えてしまうので、１メートルぐらい刈っている家もあります。その辺のところの事情を、ただ単に言葉上ではなくて、現実的に動けるようにやるべきじゃないかなと思っております。その辺のところをもう一度お願いします。

あと、この150ページの農業経営基盤安定化なんですけれども、農地流動化補助金、利用度、何件ぐらいの補助対象となったのか。これは普通の農家も含めてなんですか。それとも、新しい村みたいな大きなところだけなんでしょうか。その辺のところも、ちょっともう一度お願いします。

新しい村管理運営事業、資料11ページです。新しい村です。私、販売所の意図を考えたほうがいいんじゃないかなという感じはするんですけれども、これは個人的な思いですから、答えなくてもいいんですけれども、私は、やっぱり人通りの多い県道とか、例えば動物公園の前とか……

○委員長（九山妙子君）　山下委員、答えなくていい質問は……

○委員（山下秋夫君）　じゃ、ただ、個人的にそう思っているということだけで。だた、そのことについては、町はどう思っているかということです。質問です、それは。これは、意図というのは個人案だということで言っておきます、最初から。

あと、担い手事業なんですけれども、10年前に事業が継続されて、今までの人数と現在残っている人数というのは、今は何人ぐらい残っているんですか。10年前から比べて何人ぐらいそういう勉強を、塾生の勉強をして、今現在、何人残っているのか。

頑張っている人もいます。確かにいます。私も、よく散歩の途中で、頑張って朝早くからやっています。そのことについて、先ほど新しい村で野菜もつくるんだということを言っているんですけれども、この塾生やっていた人たちで何人がこの宮代町の新しい村に野菜をおさめているのか、今後、おさめようとしているのか、今つくっている野菜をおさめているのかどうか、その辺のところもお聞きしたいと思います。

154ページの農地費で、基幹ストックマネジメント、これはいろいろと設計変更だとか、そういうふうに変わってきているんだということで説明あったんで、了解したいと思います。

それから、農家組合長の要望です。資料の15、16ページ、２件だけ残っているんだということなんですけれども、これ来年度やるんだということを言っています。あと、この説明の中で18件ということなんですけれども、ここに書いてあるのは18件ですけれども、数々の要望というのは、そのほかにもあったんでしょうか。なかったらないでいいですけれども、その辺のところをお願いします。

水路は、まず一つは、農業やるのうち、水は入ってこないと大変だということで、最大の要望に応えるべきじゃないかなという感じはするんで、特に水路なんかはね。水路、道路は、やっぱり要望に応じるべきじゃないかなという感じはします。

あと、156ページです。商工費の問題です。今

回は、コスプレとかそういうのをやめて、そのほかには、特徴的には、再編して総合的な補助体制にするんだということを言っていますけれども、この特徴的って、どういうところに今年度は考えているのか、どういう補助をしたいということはあるんだか、具体的にどうしたいのか、その説明がないんで。

あと、そういうことはなんですけれども、それと同時に、商工会員の現状は増えているのかどうか。職種の増減というのは、例えば食堂が減っているとかそういうのがあるのか、特徴的なことがあるのか、従業員は何名入って、使っているのか、使っていないのか、宮代町のこの商工会員の、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、60ページの消費者対策事業です。本年度の目標として、消費者の利益擁護、被害救済、被害の未然防止を掲げていますが、この被害救済というのはどういうふうなことを救済といっているのか、ちょっとわからないところがあるんですけれども、町の相談ではできないことをやるというので、弁護士に相談するとかそういうことなのか。それとも、だました相手のところへ行って交渉するのかどうか。

ちょっと被害救済といっても、てっぺんからきりまであるんで、ちょっとわからないなという感じがするんですよ。その辺のところはどのようにやっていくのか。ただ相談に乗っているだけなのかどうか。その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

最初のご質問です。勤労者住宅資金の貸し付け制度の関係です。こちらは、現在、今年度、年利1.8％の制度でございますが、この金利は、中央労働金庫さんが一律に決められておりまして、市町村ごとにお話し合いでという制度ではないものですから、こちらは固定されるんですけれども、ただ、制度の中で預託金の何倍まで融資枠を持てますよというのがございまして、７倍、５倍とございます。

以前は、宮代町は７倍でしたが、現在は５倍型ということで、融資枠を絞りまして利率を下げるという、低い利率のほうの選択をして運用してまいったところでございます。

それに対しまして、他の金融機関でございますが、町内の金融機関で参考にさせていただきますと、大体1.3％から1.45％ほどの住宅ローンが一般的なものとなっております。

こうしたことから、町内の金融機関も、もちろん地元の商工業者さんでございます。地域経済を支えていただく大切な事業者でもございますので、そういう金融機関さんと町が競合してということではなくて、違った方法で中小企業、商工業者の支援をしたいというふうに考えたところでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

まず、経営所得安定対策といたしまして、米農家さんの、それで生活が成り立つのかというご質問かと思います。

まず、町といたしましては、やはり生産量につきましては、値崩れを防ぐためにも、ある程度目安は参考にするべきかなというところはございますが、確かに農家さんのために、じゃ、何ができるのかといいますと、やはりより利用の集積を図

るという部分では、効率化を図るというところ、それから町独自でも有効な補助がございますので、そういったものをＰＲあるいは相談に応じながら、なるべく合理化、効率化を図って、やりやすいような環境をつくっていく必要があるというふうに考えております。

また、一方で、先ほどしゅんせつですとか草刈り等の負担も大きくなっているというお話もございましたが、そういったものに対応するために、多面的の地域でそういった作業をする取り組みですとか、あるいは町独自におきましても、水田管理作業補助金ということで、利用権を設定するものの、地主さんの方に草刈りだけはちょっとお手伝いをいただきたいですとか、そのかわり謝金のほうはお支払いしますと、そういったような町の独自の補助の取り組み等も行っているところでございます。

なお、参考までに、町のほうでは、そういった目安に対しまして、現在、農地、生産率が84.06％ということで、生産調整を図って減らせというような指導はしていないところでございます。

続きまして、農地流動化の補助金の実績ということでございますが、こちらにつきましては、今年度支払った分につきまして、まだ１月末の段階ではございますが、今年度分につきましては、法人が１件、それから個人で１件、それと昨年度分から引き続き今年度お支払いしているものにつきましては、法人が１件、個人が６件ございます。トータルでいいますと、50万強の支出を今しているところでございます。

それから、続きまして、新しい村の直売所を人通りのあるところに移転したほうがいいのではないかというご質問です。こちらにつきましては、すべきか、すべきじゃないかとは、はっきりお答えするところではなくて、一つの案としては、そういった案もございます。

ただ、現状は、あの風景の中にあの直売所があって、現状は新しい村として成り立っている、交流の拠点として成り立っているという部分もございますので、そうした中で、今後、どうやっていけるのかというところは、いま一度検討が必要かなというふうに考えております。

つきましては、来年度、新しい村周辺の農地の耕作者、所有者の方に、今後、この農地をどうしていくかという利用の意向についても確認をさせていただきまして、そうした中で、町が借り受けることができる土地というのがある程度規模が固まって見受けられるようでしたら、そういったところを収穫体験用の農場にするですとか、そういった付加価値をつけることについても、ちょっと検討していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、明日の農業担い手支援事業につきましては、制度発足以来、まず12人の方が入塾をしております。今現在、卒塾をして、町内で農業をやっておられる方は８名でございます。この８名につきましては、いずれも新しい村、森の市場「結」あるいは学校給食のほうに出荷をしていただいております。もう主力として、今、ご活躍いただいているところでございます。

現在、入塾中の生徒、塾生につきましては、２名でございます。

それから、水路等の要望等はほかにはなかったのかというご質問と、どう対応しているかというところについてでございますが、こちらにつきましては、現地パトロール等の際に、そこを耕作している農家の方に、この草、何とかしてくれよとか、そういった細かいお話というのは多々ございますが、大きな形で要望を、あるいは担当が見て、

ああ、これは早く何とかしないとというものについては全て対応してきているところ、先ほどお答えさせていただきましたとおり、新規、先月来た２件以外は全て対応しているところでございまして、また、要望がありましたら、その日のうちに、電話、直接窓口へご来庁される方を含めまして、その日のうちに、担当は現場に駆けつけるようにはしているところでございます。また、緊急性の高いものについては、即時対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

予算書の156ページ、商工振興費の関係でお答えさせていただきます。

まず、新しくつくります補助制度の特徴でございますが、これまで今年度新しく補助制度としてスタートさせていただきましたのは、商店街の活性化事業がございました。こちらは商店会という団体を補助する補助制度でございましたが、来年度考えてございますのは、個店、事業者個人といいますか、個店を支援するような制度を考えてございます。

中身でございますが、まず、個店の販売促進を応援するようなメニューが１つ、それから創業促進、新しく始めたいという方を応援するメニューが１つ、それから商品開発の研究開発を応援するメニューが１つということで、個人を、個店を応援するようなメニューを３つつくりまして、総合的な支援をしてまいりたいというふうに考えているところです。

それから、商工会員の増減の関係でございますが、平成30年４月現在の商工会員が549でございました。ちょうど１年前、平成29年４月が558でございましたので、マイナス９でございます。９件の減少傾向でございます。

その中身といいますか、特徴でございますが、工業系、一つの特徴としまして、求人を出してもなかなか人が集まらないという声を聞いております。

特に工業系、中でも建設系では、求人を出してもなかなか応募が来ないんだというお話を伺っておりますので、そうしたことからも、「宮代で働こっ」では、無料で求人の情報を出せますので、ぜひ活用してほしいということで商工会さんにもそのお話をしまして、チラシをつくりまして、ぜひ会員の方にも周知してくださいというようなお願いをしているところでございます。

それから、消費者相談の関係でございます。こちらは相談内容も多岐、ケース・バイ・ケースのところはございますけれども、相談者に助言をして終わるものもありますし、あるいは相談員の先生が実際に相談者とトラブルといいますか、相談の対象となっている事業者に電話をして事実を確認してということを行っている場合もございます。

事実を確認した後に、物によっては内容証明のやり方を助言させていただいたり、あるいは警察に連絡が必要だという場合には、そういった助言をする等の、そこで終わる場合と、次のステップに行く必要がある場合には、次のステップをご紹介して引き継いでさしあげるという、そういうような相談を行っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　それでは、再々質問させていただきます。

労働事業なんですけれども、これは町の、ほかの銀行といっても大手の銀行ですよね。そこと競合したくないからみたいなことを今言いましたけ

れども、競合じゃなくて、やっぱり労働者が、この宮代町で働いている人たちが有利に借りられるように、それを町があっせんするのが当然じゃないかなと私は思っているんですけれども、その辺のところが何か曖昧な感じがするんですよね。

町のほうでは、りそなとかそういったところだと思いますけれども、町よりかは、1.3から1.5%、町は1.8%、0.5%も違ったら、これはだめですよ、やっぱり。誰も借りませんよ。なくすのが当然です。なくすために、そういうふうにしているような感じが私はしてならないというのがあります。

やっぱりそれを勤労者のためにというんだったら、やはり同等か、それ以下に町の保障をつけて貸し出すというのが当然じゃないかなと思って、これは中央労働金庫はそうしたいんだということを言っていますけれども、それだと補助としてはできると思いますよ、やれば。

それが町のサービスじゃないかなという感じがするんですけれども、なくすのは簡単です。簡単で終わりますよ、それは。この労働事業がなくなってしまうんで、それを無理やりに何か商工会からこの制度を引っ張り出してきたというのが、私、何かそんな感じがしてたまらないんですよ。

同じ商工会ということで、求人とかそういうのが入っているから引っ張り出してきたんだということで言っていますけれども、やっぱり根本的には、労働事業といったら労働者の安定ですよね、そういう。それが主じゃないかなという感じがするんですよ。

この労働事業でずっと何十年もやってきたわけです。昔は金利が高かったから、それだと喜んでこれに飛びついてきた人もいます。今は逆ですからね。金利安くなってきて、その競争ですから、今、飛びつく人いませんよ、はっきり言って。ぜひ、働く人たちの有利になるような金利にしてほしいというのが私の願いです。また、再度やっていただきたいというのが私の願いです。これは要望です。

水田の農業の構造改革安定化ということなんですけれども、いろいろと言われていますけれども、結局、米の調整ですよね、これは。無言の調整をしなさいということと同じですよ。

私、お祝いは渡す、これは新しい村だと思うんですけれども、お祝いを新成人に渡すという、そういう政策は大賛成ですよ。やっぱり新しく生まれたお子さんにお祝いをする、若い子育て世代を育てるということでも、それは大賛成です。

所得安定化ということで言っていますけれども、その辺のところも、もう少し考えたほうがいいんじゃないかなという感じはします。

○委員長（九山妙子君）　山下委員、質疑なので簡潔にお願いいたします。

○委員（山下秋夫君）　はい。

それと、明日の農業の担い手事業です。12名塾生がいて、現在８名になって、４名というのが、これは当然やめたんだと思いますけれども、宮代町から農業をやめたんですか。それとも、まだ残っていて、こういう関係から独立したという意味なんですか。

12名いて、現在、この継続の中に入っているのは８名だということなんですけれども、ちょっとその辺のところがわからないんですけれども、完全にこの塾生からやめてしまって、農業からもう撤退してしまったのかどうか。その辺のところをもう一度お願いします。

農家組合長の要望とかそういうのは、完全にやっているということで、私もこれは大賛成です。やっぱり要望にすぐに応えると言っていましたけれども、すぐに応えてほしいなという感じがします。農業というのは、一日一日が当然、作物つく

っているときとか、そういうときというのは一日一日が勝負なもんですから、ぜひすぐに解決してほしいというのがあります。

あと、商工会員が９名減ったということなんですけれども、建築関係で主に減ってしまったんですか。その辺のところは、さっき建築関係のことを、人が集まらないから入ったんだということで言っていますけれども、この辺のところは、建築関係が主な減った理由なんでしょうか。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原でございます。

まず、明日の農業担い手支援事業の12人のうちの４人ということでございますが、ちょっと説明が足らずに申しわけございません。４人のうちの２名は、まだ入塾中ということでございますので、卒塾ができなかった方が１人、それから自己都合で農業から離れた方が１人の計２名が入塾後にそういった事情で農業を離れたということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。

商工会員の９件の減でございますが、こちらは業種としてはちょっと把握をしてございませんで、総合計で９件の会員減ということでございます。ちょっと説明が足らずに、すみませんでした。

○委員長（九山妙子君）　質疑ございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢ですけれども、何点か質問をさせていただきたいと思います。

細かくなると思いますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、予算書の152ページ、新しい村管理運営事業の中で共済費の関係なんですけれども、この共済費の減った理由について、ここに載っておるんですけれども、具体的に減った人数をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、その下になるんですけれども、同じく152ページのほうの報償費の関係なんですけれども、新しい村の取締役会や理事会で、経営者の会議の中で、要するに専門家を呼んで勉強会をするということになっておるんですけれども、具体的にこの経営会議の中のメンバーはどういうメンバーで構成をされているのか。それから、専門家を呼んで勉強するということなんですけれども、具体的にどういう方を呼んで勉強するのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の156ページの19負担金補助及び交付金ということで、この中に載っておるんですけれども、説明欄に載っておるんですけれども、利益のある構成各市町の負担金が増額になったということで、若干、本年度の予算が増額になっているんですけれども、具体的に各市町のどこの町なのか、市なのか、また市、町の単位の中でも負担金がどのぐらい違ってきているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書のほうの156ページのほうなんですけれども、⑵の農業生産基盤整備推進事業の中なんですけれども、現地視察もしてきましたけれども、西原地内、水路の改修工事が順次進んでおるんですけれども、具体的にこの水路の整備は何年計画的なもので進めているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の158ページのほうなんですけれども、委託料の関係なんですけれども、今年

度、大幅に減額になっております。一応、この増減の理由については、コスプレのイベントの関係、それから日工大の立ち寄りマップの関係で減になっているということなんですけれども、具体的にどのようなことを取り組んできたのか、その結果、このような減額になったのか、その経緯について、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書の158ページ、宮代型観光推進事業ということで載っておるんですけれども、私たちの予算書のほうの16ページのほうにも載っておるんですけれども、具体的に、勉強会を開催するわけなんですけれども、何名ぐらい今、参加するのか、その中身についてお聞かせ願いたいと思います。

同じく私たちの予算書のほうの72ページ、宮代町をＰＲするということで、一応、総事業費93万円ということで計上されておるんですけれども、ＰＲする割には大変額が少ないなというふうに思っております。

特に、市民モニター制度の実施２万円、宮代町外交官による町のＰＲということで３万円ということでここに載っておるんですけれども、少なくとも宮代町をＰＲするなら、もう少し時間とお金をかけてもらいたいなというふうに思っておるんですけれども、この額、町民１人当たり26円ぐらいな、一応、予算関係になっておるんですけれども、もう少し宮代町をＰＲするなら、お金と時間をかけてもらいたいなというふうに思っていますけれども、この取り組みについてひとつお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

新しい村の共済費の関係でございます。今年度、２名で予算をいただいておりまして、来年度は１名になりまして、１名の減となります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原でございます。

続きましては、予算書の153ページ、報償費の経営アドバイザー謝金ということでございますが、こちらにつきましては、株式会社新しい村の取締役会、それから毎月定例に行っております経営会議の中で、アドバイザーをお呼びしたいということでございます。

取締役会のメンバーでございますが、株式会社新しい村の代表取締役、それから副町長、それと大学の経営学の教授、それから６次化等のアドバイザー、専門家ですね。それと、生産者組合の組合長が取締役となっておりまして、そのほかに税理士の会計参与、それから農協の理事と商工会長の監査の８名が取締役会のメンバーとなってございます。

経営会議のほうにつきましては、毎月定例的に町の産業観光課の職員と株式会社新しい村の職員で経営運営についての検討を、議論を定例的に行っているものでございます。

直売所アドバイザーでございますが、現在、全国直売所研究会というのがございまして、そこの事務局のほうとやりとりをさせていただいております。

直売所のセミナーが何回かございまして、そこに行ったときに、講師として講義をされていた方に直接アポイントをとらせていただきまして、その中で、直売所を今後運営していく方向性ですとか、あるいは担う人材、具体的に申しますと、社長を担えるような人材というのがいないか、そう

いったアドバイス等についても、今、求めているところでございます。

それと、西原の県単事業、県の補助を使った水路の整備事業についてでございますが、こちらにつきましては、来年度１年間で、秋口にやって１年間で終わる事業となってございます。

それから、負担金についてでございますが、こちらの負担金につきましては、155ページ、増額の主なものにつきましては、先ほど山下委員からご質問がありました基幹水利ストックマネジメント事業の負担金の部分が非常に大きくなってございます。

こちらにつきましては、構成市町ということでございましたが、６市１町ということになってございまして、さいたま市、加須市、春日部市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、その他、見沼代用水の土地改良区の全部で８団体となってございます。

負担割合についてでございますが、こちらにつきましては、受益面積割、各市町村ごとに受益面積割というふうになってございまして、宮代町の受益面積が423.261ヘクタールということで、面積比率が27.87％、そういったことで、この関係市町の中で案分をして町の負担金が決まっていると、そういったことでございます。

すみません、１つ戻りまして、西原地内の水路整備の全体の計画でございますが、確かに土水路となっているところというのがまだ数カ所残っております。ただ、県単の事業が以前は年に２カ所ほどついていたんですけれども、今は１カ所しかつかないことがほとんどでございます。

そういった中で、西原以外にも水路整備が必要な、改修が必要な場所というのがほかの箇所でも何カ所かございますので、そういったものを考えていきますと、順を追ってやっていかざるを得ないのかなというように考えておりまして、何年ということは、今、検討はしていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

まず、商工費の委託料の減の関係でございます。にぎわいづくりプロジェクトということで、日工大の立ち寄りマップと、それからラブコスみやしろという事業を行ってまいりました。こちら両事業とも、平成26年に行いました町の活性化、にぎわいづくりのために町民の皆さんにお集まりいただいて、アイデアを出してスタートした事業でございます。

まず、日工大の立ち寄りマップでございますが、これまでに４回発行をしてまいりました。実行委員組織で作成するんですが、大学生が中心となって、ほかに大人の町民の方も加わってつくってまいりました。

ただ、今年度の作業の途中で、学生の皆さんから、制作はとても勉強になるんだけれども、多くの時間がかかって学業との両立が難しいというお話をいただきまして、実行委員会の中でも相談しまして、結果、それでは終了にしましょうということになりまして、来年度は予算を要求させてはいただかないという結論でございます。

それから、ラブコスみやしろでございます。こちらも平成27年から30年、今年度まで４回開催してまいりました。アイデアをつくりました26年当時は、進修館に町外、遠くは県外からもコスプレイヤーの方がたくさん集まって、その方たちに、進修館の外に出て町の商店街を歩いてもらってにぎわいに結びつけようということでスタートした

事業でございますが、その後、宮代町以外でもコスプレが楽しめる自治体というのが増えてきたということもあるのだと思いますけれども、コスプレイヤー自体の来町というのも徐々に少なくなってきた現状がございます。

そうした関係で、大体毎年100名前後のコスプレイヤーに来町いただいて、町なか、商店街を歩きながら写真を撮っていただいて、それをＳＮＳで皆さん、発信していただくということで、宮代町のＰＲ、それからイメージアップに効果があるというふうに考えてまいりました。

ただ、ここに来まして進修館で開催される民間のコスプレのイベントというのも徐々に少なくなってまいったこともあるのだと思いますが、今年は参加者が76名ということで、これまでで一番少なくなっております。

このことは実行委員会でも検討課題になりまして、今後についてというのを実行委員会の中でお話し合いをしていただきまして、今後、続けても、当初、平成26年に実行委員会の皆さんが目指したような町のにぎわいづくりに大きな成果を結びつけていくというのは難しいだろうという結論に至りまして、こちらも来年度予算では計上させていただかないということで減額といいますか、要求していないということでございます。

続きまして、観光の勉強会の関係でございます。こちらですけれども、こちらちょっと宮代町の観光について、少し長い目で見て、今後、町の観光政策といいますか、観光事業をどういう方向でいくのかまでちょっと遠い、遠いといいますか、長い目で見て考えなければならないということで、宮代町の観光についての現状を学んで、課題を抽出してという勉強会を考えております。

こちらは全５回の勉強会を考えておりまして、参加者でございますけれども、町内の観光事業を行っている主体ということで、東武動物公園さん、それから新しい村、それから市民ガイドクラブの皆さん、宮代町商工会の皆さん等を考えております。それから、公募の町民の方にも参加いただきまして、大体10名から12名程度の勉強会を考えております。

座長としましては、共栄大学に国際経営学部というのがございまして、ここで観光コースがございまして、そちらの先生に座長の労をお願いしようというふうに今、考えておるところでございます。

今後でございますけれども、現在、町には観光協会というものはございませんけれども、DMOという観光協会にかわる、少しもっと柔軟に動けるような組織が県内、県外でもできつつあるような状況もありますので、そうしたこともちょっと学ばせていただいて、今後、町が観光に対してどういうアプローチをしていけばいいのかというようなことを考える場にさせていただければというふうに思っております。

続きまして、私たちの予算書の72ページ、宮代町をＰＲの関係でございます。この中ほどの市民モニター制度でございますが、こちら、すみません、ちょっと書き方がわかりにくかったです。

上のメイドインみやしろ推奨品の認定とセットになっておりまして、メイドインみやしろ推奨品をこれまで町民の方からなかなかご意見を伺うという機会がなかったものですから、町民市民モニターを募集しまして、実際に食べ物は食べていただいて、それ以外のものは、見て、触れていただいて、感想をいただいて、それを生産者の方にご意見をお返ししまして、お伝えしまして、その後の商品研究・開発に役立てていただこうというふうに思っております。そのモニター制度の謝金が２万円ということでございます。

それから、その下の段、宮代町外交官のＰＲということで３万円を計上させていただいております。宮代町外交官は、活動自体、無償でお願いしているものですから、謝金ですとかそういった経費が発生しておりませんで、この３万円は、連絡調整の費用と、それから宮代町外交官という名刺をつくらせていただいております。これを外交官の方にお持ちいただきまして、いろんなところで配っていただいて町をＰＲしていただくと、そういう費用として計上させていただいているものでございます。

ですので、３万円が総予算というとちょっと小さいですけれども、活動自体はもっと大きな活動をしていただいているというものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　すみません、先ほど商工観光の副課長のちょっと答弁に補足をさせていただきたいのですが、最後の委員ご質問の、私たちの予算書の72ページの総額の予算がそもそも少ないんじゃないかというご趣旨だと思うんですが、ごもっともだと思うんですけれども、この事業につきましては、予算は少な目なんですが、やはり宮代の特産といいますか、こういうメイドインみやしろのものを町内の町民の方だけではなくて、やはり町外にも地産外消といいますか、そういうことにも目を向けていかないと、やはり地域経済は活性化しないかなと思っておりまして、来年度につきましては、埼玉県が主催で行ったり、あるいは民間でも行っているのがあるんですが、いろんな物産展がございますよね。埼玉スタジアムとかそういうところで。

そういうところに出て、宮代でつくられるメイドインみやしろの商品の位置というのはどういうもんだろうとか、何が売れるんだろうとか、そういうものを、最初からうまくいくとは思っておりませんが、まずは、やはりそういうところに打って出るといいますか、出ていっていろんな情報を得る中で、それが地域の特産といいますか、個々の商品の開発等に結びつけられればいいかなと思っておりまして、そういう実績を積み重ねていく中で、町の全体予算でございますから、なかなか難しい面はございますが、そういう予算要求なんかにつきましても、そういう点でも生かしていければというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢です。

何点か、確認も含めて再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初でございますけれども、予算書の152ページの関係、報償費の関係、新しい村の取締役会や経営会議の中でアドバイスを受けるような、そういう場をつくるということで、ここに予算が新しく計上されたわけなんですけれども、もう少し具体的にお聞かせ願いたいんですけれども、どういうアドバイスを受けるような形でこの費用を設けたのか、また同時に、もう少し拡大するような考えはなかったのかどうか、その点をひとつ、再度お聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の156ページの農業生産基盤整備推進事業の中なんですけれども、先ほどの答弁で理解はしているわけなんですけれども、予算の関係が絡むわけで、特に県単の関係もあるでしょうけれども、もう少し計画的に取り組みができないものなのか、特に農家の人たちの声をどのように聞いているのか、把握しているのか、その点も含めてひとつ、再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、ちょっと前後しましたけれども、156ページのほうの19の負担金補助及び交付金の関係ですけれども、先ほどの答弁で８団体、大体わかりました。この市町村別の負担金はどのぐらいになるのか、ひとつ参考までにお聞かせ願いたいと思います。

それから、続きまして予算書の158ページの関係なんですけれども、委託料の関係、日工大への立ち寄りマップの関係なんかで減になったということなんですけれども、ちょっとよく説明を聞いてわからなかったんですけれども、理解にちょっと苦しんだんですけれども、もう少し具体的に、このような形で取り組んだけれどもだめでしたというふうな話をもう少しちょっと具体的に説明ができないものかどうか、ひとつお聞かせ願いたい。

特に日工大の関係については、今の学食の関係で随分充実をしてきて、地元の商店会で、飲食店で食事をする、そういう何か場が少なくなったというふうなことも聞いておるんですけれども、そんな関係でこの減になったのかどうか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、私たちの予算書の関係、72ページなんですけれども、今、課長のほうから、井の中の蛙じゃだめだと、町外にもっと出ていって大いに宣伝したいというような答弁をいただきました。

少ない額で最大の効果を生むために、やはりもう少し県のほうとのパイプを密にしてもらって、いろんな物産展だとか、いろいろな形で今やっていますよね。

特に地方のほうの関係のほうが熱心なので、宮代町は首都圏40キロ圏内ですから、余りそういう努力はしなかったのかな、しなかったのかというふうな感じはするんですけれども、もう少し町外へ打って出て、積極的にひとつ宮代町をＰＲしてもらいたいなというふうに思っています。

何か来年は県のほうの物産展なんかにも出てチャレンジしたいというふうなことなんですけれども、もう少しちょっと、こういうもので取り組んでいきたいというものがあったらひとつお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時２３分

再開　午前１１時３５分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続き、産業観光課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

まず、経営アドバイザーの役割についてでございますが、こちらにつきましては、全国直売所研究会の事務局ということで、毎日のように全国の直売所を回っておりまして、経営アドバイスをされている方でございます。また、現在は、御殿場の道の駅の立ち上げ等にもかかわっておりまして、昨日も農業新聞に掲載をされていた方でございます。

当初は、町としても、経営改善の計画、業務委託という形で予算をつけて、経営改善の計画をつくっていただきたいということで依頼をかけたんですけれども、その方いわく、直売所は、今、いろいろと問題が多様化しているために、行って現場を見てやはり確認をした上でないと、そういったものが対応できるかどうかというのもわからないということで、まずは、そういったアドバイスから入らせてほしいという話が向こうの相手方の

ほうからございました。

そういったことがございましたので、今、新しい村の社長ももう70歳になりますので、そのかわりになり得るような人材を見つけていただきたいという依頼と、それが可能かどうかというのはまた別ですけれども、そういう依頼と、あとは、経営の課題に対して先進的な事例を紹介していただいたりですとか、その課題解決に向けた提案をしていただくと、そういったところでアドバイスをしていただきたいというような依頼をしたところでございます。

それと、西原地区の県単の事業についてでございますが、確かに委員さんご指摘のとおり、全部をくまなく回る、基幹の水路につきましては、全て水路整備は完了したんですけれども、支線の部分についても、担当のほうで現場を全て回って計画づくりができれば、本来はそれがよろしいんですが、なかなかちょっとそこまでは至らないところがございまして、現状といたしましては、農業委員さん、あるいは農業組合長さんのほうから出た要望と照らし合わせて、最も集積性が高いですとか、効果が見込める、さらに県単の事業となりますと、受益面積が２ヘクタール以上ということがございますので、そういった中で対応ができる場所を優先的に進めているところでございます。

また、負担金についてでございますが、そもそも負担金の考え方がですが、全体の事業費に対して国が50%、それから県が25%、地元負担ということで、土地改良区が15%、市町村が10%、事業費の10%を負担することというふうになってございます。

そして、その10%を先ほどお話をいたしましたさいたま市、加須市、春日部市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町で案分するというようなルールになってございます。

ご質問にございました各市町村の負担金でございますが、市町村の大きさではなくて、河川、用水の受益面積に応じております。ですので、市町村が大きいから大きいということではございません。

さいたま市が、来年度につきましては、約で申します。54万円です。それから、加須市が129万円、春日部市が98万円、久喜市が590万円、蓮田市が49万円、白岡市が450万円、宮代町が今回の予算の約530万円ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

まず、日工大生の立ち寄りマップの関係です。こちら実行委員会形式でございますが、主に参加しておりますのが町民の方が３名、それから大学生が３名の６名で制作をしてまいりました。

実際に町内の店舗を回りまして、日工大生向けのサービスというのを交渉して、例えば30円引きですとか、大盛り無料ですとか、そういったサービスをお店の方と交渉して引き出しまして、毎回20店舗程度が載っているマップを作成してまいりました。

大学生３名と申しました。このうちの２名が実は大学院に進学することになりまして、この作業、お店を回るですとか、それから、その後が大変でして、これは印刷を業者に制作は頼まないで、大学生が自分でパソコンでつくってまいったもんですから、そちらのほうが大変ちょっと時間がかかって、実は難しいんですというお話を実行委員会にいただきまして、実行委員会の中で相談しまして、それではもうここまでといたしましょうという結論に至ったというのが経緯でございます。

それから、メイドインみやしろのＰＲの関係でございます。こちらメイドインみやしろ推奨品のＰＲということで、来年度、町外に出て、ぜひ町の物産ということでＰＲしたいというふうに考えておりまして、現在想定しておりますのが、全国町村会が来年の11月末と12月１日と２日間、物産展を開催する予定でおります。

町イチ！村イチ！という物産展ですけれども、こちらにぜひメイドインみやしろの品物を持っていってＰＲしてきたいというふうに考えております。

それから、同じく秋ですけれども、埼玉県がスーパーアリーナでやはり物産、これは県内だけですけれども、物産展を開催する予定というふうに聞いておりますので、ぜひこちらでも、メイドインみやしろの産品を持っていきましてＰＲしてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

すみません、１点だけ補足をさせていただきます。

先ほど経営アドバイザーのところで、社長のかわりとなり得る人材を探してもらいたいというお話をさせていただいたんですけれども、ちょっと誤解を招いてしまうと、社長がかわったほうがいいとか、そういうことで捉われて外に出てしまうといけないので、ちょっと補足をさせていただきます。

ようやく生産者の信頼も得たところですので、そういったことではなくて、社長ももう70歳になりますので、その下について、何年かやはり修行できるような人材がいないかということで、今、探させていただいているところでございまして、そういった人材を見つけたいと、そういう趣旨でございます。

以上、すみません、補足でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

再度、何点か確認も含めて質問をするわけですけれども、新しい村の関係なんですけれども、今、質疑の中でわかりました。

現在の新しい村、多くの皆さん方の努力によって、少し上向きになったのかなというふうな感じもするわけなんですけれども、今、いみじくも社長が70になったからどうのこうのと、今、誤解を訂正するようなまた答弁もありましたけれども、年齢ではなくして、やる気のある人、頑張る人、そういう人を、ぜひひとつリーダーでやってもらいたいなと。今の人がいい、悪いじゃなくして、そういう人を、熱い思いを持っている人をひとつ新しい村に登用してもらいたいなというふうに思っています。

そこでお聞きをするわけなんですけれども、現在の新しい村、もう今、前段で言いましたけれども、随分よくなった面もあるし、まだ課題もたくさんあるなというふうな感じがするんですけれども、率直に言って、担当課として、新しい村の現在のよい点、また課題、どのような課題を現在持っているのか、そんなことをひとつ率直にお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、宮代町をＰＲするために、来年は何としても町外へ打って出てチャレンジしたいと、特に来年は全国市町村の物産展あり、またスーパーアリーナで県内のそういう物産展もあるんで、ぜひともひとつメイドインみやしろを大いに宣伝したいというような答弁をいただきました。ぜひひとつ宮代町、お金がない、お金がないと言うん

ですけれども、お金がないときは、ひとつぜひ知恵を使って大いに宮代町をＰＲしていただきたいなというふうに思います。

若干、要望も入りましたけれども、新しい村の関係だけひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

ご質問にございました、新しい村を担当課として、今、どういったところがよくて、どういったところが課題かというところでございますが、まずよいところといたしましては、細かい話になってしまうんですけれども、従業員、それから生産者、商業者、消費者の方、消費者モニター等も行っておりますし、組合会議等も丁寧に開催をさせていただいておりますので、そういった意味で、「農」のあるまちづくりの理念に基づいてまちづくりを進めている、そういった拠点だよと、エリアだよというところを皆さんが共通意識を持つようになった、同じ方向を向くようになって今進んできたかなというふうに感じているところではございます。

また、新しい村自体がそういったまちづくり、宮代町の拠点ということで、シンボル、象徴でもあると思うんです。町長の公約にもございましたように、自慢できる新しい村というのは、人によってそれぞれかとは思うんですけれども、日々、散歩等で通る方にとっては過ごしやすい風景であったり、あるいは生産者さん等にとっては、そこで消費者と会話ができるような場所であったり、あるいは商業者さん、加工業者さんにとっては、地場産の食べ物を使っていろいろなものをつくって、それを消費者の食卓に届ける、そういったモチベーションであったり、あるいは農家さんにしてみれば、確かに耕作放棄地が増えていく中で、新しい村があってよかったと、そうやって言ってもらえるような場所であること、そういう方向に向かってみんなが進み始めたというところがよいところだなというふうには思っています。

一方で、課題なんですけれども、そういった事業を継続してやっていくためには、やはり人が必要でありまして、その人というのも、働く人が１人いるだけではだめで、長く続けていくためには、それを跡を継ぐ職員、従業員というのも必要なんですが、新しい村は株式会社ということで、そういった市場原理、マーケットにさらされているにもかかわらず、やはりなかなか収益を得づらい会社というのもございまして、そういった人、若い人をなるべく多く入れたいんですが、どうしても損益分岐点等を考えますと、そういった育成がしづらい環境には今ございます。

そういったところで、ちょっとぎりぎりの人員確保等を図っているところというのがございますので、そういった点が課題。

それと、もう一つは、観光農園ですとか収穫体験等を拡大していきたいという考えはあるんですが、そういった圃場をやはり探していかなくてはいけない、あるいは新規就農者が新しい村の目の届く範囲で勉強するような場所も確保していきたいというふうに考えている中で、そういった土地がないということもございますので、来年度については、周辺農地の利用意向調査、貸していただけるような方というのを少しずつ確保していきたいと、そういったところが課題であるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

予算書の158ページ、メイドインみやしろＰＲ事業、宮代型観光推進事業、まちなか起業創業支援事業についてお聞かせいただきたいと思います。

まず、１点目が資料のほうの10ページですが、新しい村の主なイベント入場者数についてお聞きしたいのですが、こちらのホタルの夕べ、あっそんでフェスタあたりが参加人数が減っているんですけれども、天候なのかなとは思うんですが、こちらが何でこれだけ減ってしまったのかと、あとは、２月23日のみやしろマルシェが2,400名で出ているんですが、こちらトウブコフェスティバルとそのマルシェがどういう関係なのか、ちょっとあれなんですけれども、トウブコフェスティバルのほうの参加人数というものが出ていれば教えていただきたいです。

あと、もう一点、こちらは歳出関係のほうの資料の５ページで、推奨品カタログ印刷経費のコスト削減となっているんですが、今、こちらにあるものが一番新しいんだと思うんですが、こちらかなりいいものになって、すごくいいなと思うんですけれども、こちらすごくコスト削減しているんですが、どのように削減したのかお聞かせください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

まず、新しい村のイベントの参加者の関係です。６月16日のホタルの夕べは、ちょっと前年よりも当日、寒かったんですね。お天気も晴れではなくて、ちょっと寒かったもんですから、人手が少し少なかったというふうに思います。

それから、あっそんでフェスタは、これ逆に暑かった、この日はとても暑かったんだと思います。その関係かと思いますが、参加者1,500人という数字でございます。

それから、みやしろマルシェとトウブコフェスティバルの関係でございます。両方ともみやしろマルシェ実行委員会という組織で企画運営しておりますが、進修館を使う催しについては、ちょっと町外、県外からもたくさんの人に来てほしいということで、ちょっとわかりやすい名称というふうに実行委員会で考えまして、東武動物公園駅でおりてすぐということで、トウブコフェスティバルという名前を使わせていただいているものです。

逆に、ここに載っています２月23日のみやしろマルシェは、新しい村を会場にしておりますので、新しい村マルシェでもよろしいんですけれども、本来の自分たちの名称で、みやしろマルシェ実行委員会なものですからみやしろマルシェ、新しい村なので、里山というキーワードを入れていまして、みやしろマルシェ里山バージョンというふうに、ちょっと長いのでここには入れませんでしたが、そういう名称になっております。そういった関係です。

トウブコフェスティバル、昨年９月に開催したフェスティバルは、大変大勢のお客様に来ていただきまして、推計で１万7,000人というふうに考えさせていただいております。

それから、メイドインみやしろのカタログのコストでございます。今回、初めてつくりましたもんですから、企画から全体の構成というもの、それから写真も撮りましたので、ちょっと初期費用といいますか、最初の経費がかかっております。

次回から出すものにつきましては、何品かは変わる想定でおりますけれども、ほぼ大きな変更なしにつくりたいというふうに考えておりまして、そのために安くできるということで減額となって

おります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございました。よくわかりました。

それで、再質問なんですけれども、今、このトウブコフェスティバルもすごく、１万7,000人、すごくたくさん来ていただいて、私も行ってみたんですが、すごくもう若い方もたくさんいらしていましたし、多分、町外からも来ていらしたと思いますが、そこに出店していたお店、あと世界のすうぷ屋さんも今回初めてですけれども、すごくにぎわっていたので、こちらに出店していたお店の、この出店された方の町外、町内の割合はわかりますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

トウブコフェスティバル、昨年９月24日の開催でございました。こちらでは、お店の数としましては、82出店いただきました。町内、町外というのがちょっと厳密に分けていないんですけれども、みやしろマルシェの部分と、それから進修館の館内の部分というふうに分けておりまして、町外のお店が中心になっていますのが進修館の館内の出店です。

宮代町内の方あるいは将来、宮代町で出店したいというような希望を持たれている方というグループを集めまして、みやしろマルシェとしてスキップ広場で、外でお店を出している、そういったやり方です。

割合ですけれども、進修館内が56、率にしますと67％です。外、スキップ広場のほうのみやしろマルシェが26店で、率にしまして33％でございました。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

世界のすうぷ屋さんの町内、町外割合についてお答えします。

まず、すうぷ屋さん、６次化イベントということで、生産者さんと商業者さんと消費者が結びついた形で商品を開発してイベントで披露すると、そういったイベントになっておりますが、このスープは全部で10品出させていただいておりまして、世界のすうぷ屋さんということですので、スペインですとかイタリアですとか、日本は呉汁を出させていただいたんですけれども、そういった形でやらせていただいた中で、１点、メキシコだけ、どうしても宮代の料理人さんのほうで用意ができないということで、10スープのうちの１つだけが町外というふうになっております。

また、宮代のデザート、それからおにぎり、パンについては、全て町内です。

それと、テント村のほうで14店舗テントが出たんですけれども、そちらについては、町内の店舗というのは３店舗でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。よくわかりました。

特にすうぷ屋さんは、９店舗町内ということで、とてもすばらしいなと思う。すごくにぎわっていたので、私も行きたかったんですけれども、入れなかったぐらいにぎわっていて、やっぱりちょっと駐車場の確保があったらいいなと思ったんですけれども。

その駐車場なんですが、ちょっと離れますけれ

ども、東武動物公園の駐車場があるわけで、例えばこちら、大体１日400円とか500円でされていると思うんですが、例えばこちらに来ていただいてお買い物をしていただけたらサービスで、その駐車場代サービスみたいな形、幾らか負担できるような形にすると、駐車場の確保も大分できるのかなと。

今回、駐車場の修繕費のほうも計上されていたと思うんですが、自前で持っている駐車場でもかなり、毎年毎年、何かしら金額がかかるのであれば、駐車場を委託して、トウブコフェスティバルのときは、たしか外部の駐車場を私も借りましたけれども、１日500円でやって、それでもあれだけ人が集まってくるので、駐車場、多少有料であっても、来られる方は来られるのかなとも思いますので、駐車場ありますよということを事前に言っておいたほうがいいのかなとちょっと思いました。

あとは、こちらのチラシというか、これすごくいいと思うんですけれども、これはどちらのほうに置かれる予定でしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

まず、駐車場の件についてお答えをさせていただきます。

駐車場は、確かに東武動物公園の駐車場がございますが、有料ということもございますので、イベントの際は、警備員あるいは町職員、新しい村の職員が、混雑したときにはそちらのほうをご案内するような形でおります。

ホタルの夕べ等の夕方等の、あるいはあっそんでフェスタ等の夕方、夜やるイベントにつきましては、そのときに駐車場案内図もお渡しをしているところです。

ただ、一方、その駐車場の料金を新しい村のほうで負担というふうになりますと、以前、ちょっと試算をさせていただいたんですけれども、新しい村で購入されるお客様は、大体１組1,000円というふうになっております。1,000円で新しい村のほうに入るものにつきましては、85％が生産者、15％が新しい村ということになりますので、150円しか入ってこないんですね。

そういった部分を考えますと、なかなかそこで駐車場を100円にしてもらったからそれをカバーできるかというと、ちょっと難しいところがございまして、現在は有料のままご案内をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

メイドインみやしろのこのカタログでございます。このカタログをつくりました理由が、ぜひお店に足を運んでいただきたいという、そこからスタートを実はしております。その関係で、お店に行くともらえるという、そういう仕組みを考えております。

スタンプラリーの判こを最初のお店で１つ押していただいて、次のお店に回っていただきたいという、そういう願いでつくりましたものでございます。

ですので、このメイドインみやしろ推奨品を取り扱っているお店、これとは別にのぼり旗も今年度はつくらせていただきまして、取扱店で立てていただいておりますので、これを目印にお店を回っていただきたいと、そういうことでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

こちらのカタログ、できれば町外のほうにも置いていただけたほうがいいかなとちょっと思いましたので、ありがとうございます。

あと何点かなんですけれども、メイドインみやしろのＰＲ事業、私たちの予算書の72ページなんですけれども、先ほど前段委員さんからも出ました市民モニターの２万円のところですね。

市民モニターというのは、これ推奨品の感想を伺うということですけれども、受け身ではなくて、例えばこういう商品をつくったらどうだとか、この前、邑南町のほうに行かせていただきましたけれども、高齢の方が自慢の料理があって、それを食べてほしいみたいな感覚で、皆さん、どんどん起業までされているというお話を聞いたんですけれども、まちなか起業創業支援にもつながると思うんですが、そういう感じで皆さんから公募というか、新しい村に置いてもらいたい自慢の料理とか製品を、そういうものを公募したりするお考えはないかというのと、あと、今、新しい村、桜がたくさんあると思うんですけれども、こちら夜は、全くこう照明とか、私も見には行ったんですが、照明とか全然ない感じでしょうか、桜に対する。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

まず、メイドインみやしろのモニターさんの関係です。モニターさん、幾つか、今年度初めての開催でしたんですけれども、食べていただいて、触れていただいて、感想をいただくということと、それから、消費者目線でこれはいいというものを選んでいただくということで、モニター賞を、金賞、銀賞をお決めいただきました。

もちろん終了後、皆さんの話し合いといいますか、アイデアの出し合いみたいな時間も持っておりますので、今ご提案いただきましたようなアイデアを出していただいて、それをまとめて生産者の皆様にお伝えするというふうなこともちょっと力を入れてまいりたいと思います。

品物の改善ですとか、あるいは全く新しいアイデア、そういったものが商品化につながれば大変ありがたいことですので、ぜひ努力させていただきます。

それから、桜のライトアップですね。これは桜市を今月の30日に開催を予定しておりまして、その前、１週間前か10日前か、ちょっと時間、期間を設けまして、花がいいころ合いになったらライトアップをさせていただきますので、ぜひ、ちょっと事前からごらんいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

新しい村での桜、夜桜ということなんですが、新しい村のコンセプトの一つに、農産物ですとか昆虫の生態系をなるべく損なわないようにということで、自然のまま扱うというのも一つございまして、なるべく夜は電気をつけないというのがございまして、なかなかやりづらいところもございますので、今はそういった状況になってございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

ぜひいろんな方のご意見とか改善点を生かしていただけたらと思いますし、それで事業などを起

こしていただけたらとてもいいかと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

あと、夜桜に関しては、ぜひ期間が短いので、この間だけでも、今、言っていただきましたけれども、やっていただいて、例えばそこでお花見とかできるような形にできたら、また皆さん、来ていただけるのではないかと思いますので、これは要望ですが。

以上とさせていただきます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

じゃ、ここで休憩といたします。

休憩　午後１２時０８分

再開　午後　１時０８分

○委員長（九山妙子君）　皆さんおそろいですので、再開いたします。

引き続き、産業観光課分の質疑を行います。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤です。

何点かご質問しますので、よろしくお願いいたします。

まず、事項別明細の146、147ページの労働費の労働事業で伺います。

まず、１点は勤労者住宅資金貸し付け制度の利用者が長期にわたっていないということで、160ページの中小企業融資事業と同じように休止するということなんですけれども、休止するんですが、中小企業融資事業のほうは、300万ばっさりなんですけれども、預託金が減らしているだけということで、260万減なんですけれども、40万残っています。その辺の理由ですね。

それから、ここでは求人情報の提供などによる雇用機会の拡充というふうにあるんですけれども、これはどこから情報を得て、情報を提供していくのかということで、情報を提供するには、やはりいろんな情報を持っていなければいけないと思いますので、その辺のことについても伺いたいと思います。

それから、「宮代で働こっ」なんですけれども、商工費にありました。この「宮代で働こっ」の運営費を労働事業に計上されました。この「宮代で働こっ」という位置づけなんですよね。

そうすると、商工費のときには、まちなか起業創業支援事業ということであったんですけれども、労働事業というと、中身は同じなのかどうか。起業創業支援特設ウエブサイトによる情報発信なんですけれども、この位置づけですよね。商工費から労働事業に移った位置づけがいまいちわからないんですけれども、その点、お願いをしたいと思います。

続きまして、152ページ、153ページの新しい村管理運営事業なんですけれども、このハーブ園リニューアル検討委託料ということで、これは私たちの予算書にも、71ページにも載っていますが、市民参加により新しい村にふさわしいハーブ園のあり方を検討します、新しい村にふさわしいハーブ園ということなんで、この辺のあり方、具体的に新しい村にふさわしいというのはどういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、その下の工事請負費、森の市場「結」裏側駐車場整備工事、それから芝生広場水道設備増設工事、これについても私たちの予算書にも説明されておりますけれども、これらも含めてお願いしたいと。

あと、森の市場「結」の空調設備更新工事、この更新しなければいけないに至った経緯なども含

めてお尋ねしたいと思います。

それから、154、155ページの農地費の農地費一般管理事業で、これは一番下の基幹水利ストックマネジメント事業負担金とあります。これは約160万円増えていますが、この増えた理由、お尋ねしたいと思います。

それから、申しわけありません。ちょっと152ページ、153ページの明日の農業担い手支援事業で、これは前段の山下委員のところでも説明がありましたが、農業担い手塾塾生の実践研修を通じてということで、独立就農に向けた支援を行うということなんですが、先ほど数字も示されましたが、例年、どういう状況になっているのか。新たな農業の担い手は着実に進んでいる、進んでいるんだったら進んでいると言っていただきたいんですが、その辺の状況なんかはどうなっているのか、マクロ的な話になりますけれども、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、156、157ページの農業生産基盤整備推進事業、これも担い手農家の農地利用集積を進めるということなんですけれども、実際、農地利用のための集積が行われていると思うんですけれども、もう一方では、荒れた農地はどういうふうになっているのか、その辺の流れについても、宮代の状況についてももう一方気になりますので、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、156、157の商工振興費、それぞれ増減があります。それは158ページ、159ページに前年度と比較して出ておりますけれども、まず商工業振興事業ですけれども、156万5,000円、前年比で増えていますね。これはどういう理由なのか、ご説明をお願いしたいと思います。

それと、昨年度、住宅店舗利用補助金が新設されました。新年度は、店舗、住宅で変わっていますけれども、言い方が、この辺の補助金の状況なんかは、新年度は、去年はどういうふうな状況だったのかお尋ねをしたいと思います。

それから、メイドインみやしろＰＲ事業について、これも41万4,000円減額になっています。先ほどの説明では、物産展にもこれから積極的に出ていってＰＲしていくということなんですが、一方では、そういうふうに活性化するための事業の推進もあるんですけれども、もう一方では、この41万4,000円と減額になっていますが、その辺の減額の理由、お尋ねいたします。

それから、(3)の宮代型観光推進事業、これも説明があったんですけれども、いろいろ勉強会もやっていくということなんですけれども、これは、昨年は全然、報償費はなかったんですよね。その辺でやはり力を入れていくということなんでしょうけれども、この辺の状況、それから、もう一方で事業費が、印刷製本なんですけれども、約30万、29万9,000円減額になっています。その辺の状況等についてもご説明いただければと思います。

それから、まちなか起業創業支援事業、これも264万8,000円減となっています。これは大きなのは中小企業融資だと思うんですけれども、この辺についても、特にみやしろマルシェ開催委託料なんですけれども、これはにぎわいづくりのプロジェクトということなんですけれども、具体的にどういうことが行われているのか。

やはり町内外からの起業を志す人材を呼び込むということなんですけれども、そういうふうになっているのかどうか、その辺も含めて予算化されておりますので、どういうふうなのかあわせてお尋ねします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お

答えさせていただきます。

まず、予算書の147ページの労働事業についてでございます。労働事業の勤労者住宅資金の預託金です。これが40万円残っております理由でございますが、現在、勤労者住宅資金の貸し付けは、返済中のお客様がいらっしゃいます。３件で、３件合計しまして百八十数万円の残がございます。

宮代町の、まだ来年度以降も返済してまいりますので、その方の分ということで、全部を減するのではなくて、40万円は残しまして、返済が進んでいくと、またそれが減っていくということで、全部返済が終わりましたら預託金がゼロになると、そういう考え方でございます。40万円残してございます。

続きまして、「宮代で働こっ」の関係です。求人情報の関係でございますけれども、これは「宮代で働こっ」のページ上に事業者さんからの求人情報を申し込める仕組みになっておりまして、事業者さんがこのページを使いまして、うちのお店で何人募集したいという、そういう内容を入れていただきますと、ここで求人情報としてアップされると、そういう仕組みになってございます。

続きまして、「宮代で働こっ」を労働費へ移行した理由でございますが、「宮代で働こっ」につきましては、これまでも起業創業の情報、それから、同時に求人情報ですとか、宮代で働く場の情報、それから働いている人の紹介ということで、労働関係と両方の側面を持つ情報サイトでございました。

今後、町内の労働情報を発信していく機会といいますか、場として、どんどん活用していこうということで、求人情報、それから春日部ハローワークさんの情報なども厚くしまして、労働情報を外に出していく、そういうことで労働事業の中で運用をさせていただきたいというふうに考えまして移行したものでございます。

起業創業の情報でございますけれども、こちらのほうも落とすということではなくて、マルシェの情報ですとか、空き店舗の関係の情報も継続して発信させていただく予定でございます。

続きまして、予算書153ページのハーブ園のリニューアル検討事業についてでございます。こちらは新しい村にふさわしいハーブ園をつくりたいということで始める事業でございますが、実際、市民参加で行いまして、新しい村の状況も見ていただき、現在のハーブ園も見ていただき、そこの中で実際に簡単な植栽作業なども体験していただく、それから、実際にハーブの育ったものを使って売れる商品などの勉強もしていただきたいというふうに考えています。

そうした中で、宮代町、それから新しい村も理解していただいて、その中でハーブを提供していく。新しい村に新たなお客様に来ていただきたいということでございますが、実際に町民目線といいますか、消費者目線で、どのようなハーブ園ならば行こうと思うのか、それから、宮代町にこういうハーブ園があったらいいなというふうに思うのか、そんなところも町民の皆さんから講座を通じて意見を求めていって、新しい村に、宮代町にどんなハーブ園があったらいいのかというのを導き出すといいますか、そのヒントをいただきたいというふうに考えておりますので、市民の皆様の意見、そこからどんなハーブ園がふさわしいといいますか、新しい村にあったらいいのかと、そういうことを引き出していきたいと、そういう事業として考えてございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

まず、予算書152ページ、153ページ、工事請負費についてご説明をさせていただきます。

森の市場「結」裏側駐車場の整備工事262万4,000円でございますが、こちらにつきましては、新しい村、森の市場「結」の裏側の生産者用の駐車場のところで、築山になっていたところを少し生産者用駐車場を広げる部分と、あとは荷さばき場を設置した部分で削らせていただきまして、今は砂利敷きをして仮に落ちつかせているような状況でございます。

ですので、来年度、そこにつきましては、一部築山については土どめを行い、砂利敷きの駐車場の部分について舗装を行う工事となってございます。

また、芝生広場水道設備増設工事120万9,000円についてでございますが、こちらにつきましては、バーベキューを昨年８月より再開したということ、さらには、親子連れでの来場あるいはイベントが増えているということから、利用者の皆様からも外水道の要望が非常に多くなってきてございます。

そうしたところもございますので、芝生広場の端の一角のスペースに２口の外用手洗い場を設ける工事となってございます。

また、森の市場「結」空調設備の更新工事でございますが、こちらにつきましては、空調、業務用のエアコンが設置から17年、18年を迎えようとしておりまして、ここを昨今の猛暑で、直売所も夜はエアコンを今までとめていたんですが、商品が、保存できる商品につきましても少し傷みを気にせざるを得ない状況にもなってきておりますし、また冷蔵庫もインバーターが誤作動して、余りの暑さで夜とまってしまうというようなことも何度かございました。

といったところで、夜も少し空調をつけておかなくてはいけないような状況がございましたので、町内のエアコン業者の方に、まだそれが稼働が可能かどうかというのを調査していただいたところ、ガス自体がもう弱くなってきていて、そのガスの規格についても、もう今年度限りで交換ができなくなるガスの種類だということ、それから機械自体が老朽化していて、夜とかも回すのであればこのタイミングで切りかえたほうが望ましいということで、今回更新をさせていただくこととしたところでございます。

続きまして、154ページ、155ページの基幹水利ストックマネジメント事業負担金についてでございますが、こちら先ほどご説明をさせていただきましたとおり、かんがい排水設備、具体的には堰のゲート、それからごみをかき集める機械、そういったものが水路の中で20年以上たっているものが非常に多くて、埼玉県のほうが国の補助を受けて、当初の予定では平成27年度から平成31年度にかけて約４億4,000万円の事業計画を立てていたものでございます。

そのうちの費用を国、県、市町村、土地改良組合のほうで案分して負担をするという仕組みになってございますが、国の補助がなかなかつかないということがございまして、事業が後ろにどんどん詰まってきているような状況となっておりまして、今年度の負担金が各市町村増額となってしまったものでございます。

以上でございます。

すみません、続きまして、152ページ、153ページ、明日の農業担い手支援事業についてでございますが、担い手は着実に育っているのかといったご質問かと思います。

一応、来年度、１人卒塾して就農に向けた取り組みを行う予定となっております。改めて卒塾の審査等はございますが、来年度、１人は就農していただきたいというふうに期待を持って今進めて

いるところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。

荒れた農地、遊休農地対策についてお答えします。

まず、対策といたしましては、新規就農者の受け入れを推進して遊休農地の活用を図ることが挙げられます。

今現在、字中地区で新規就農の塾生が圃場で研修しているわけなんですが、その圃場の隣に遊休農地、約2,700平方メートルがございます。地権者は、相続で取得した東京にお住まいの方でございました。担当のほうで、その所有者の方とコンタクトをとりまして、塾生に圃場として貸していただけるということになりましたので、遊休農地の解消が図られることとなりました。

また、次に民間企業の参入で遊休農地を解消する対策がございます。

現在、杉戸町の丸源アグリ、春日部市の関田農園、あと東京のモンテローザファーム、あと、現在、また新たに今、竹内園芸という会社が東地内に進出する計画がございますことから、民間企業を積極的に、県と協力しながら進めていくことが大切と考えております。

また、宮東、中島地区の農地集約で先日、圃場整備準備委員会が設立いたしました。このエリアには約100名ほどの農家の方がいらっしゃるんですが、区画を拡大して担い手に多くの農地を耕作していただくことが遊休農地の発生の抑制になるものと考えております。

また、農業委員会では、平成16年の埼玉国体の誘致から解消活動を行っておりまして、今までで約８ヘクタールの遊休農地を解消しております。今後においても、これらの対策を継続することが重要と考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

まず、予算書の158ページ、159ページですか、商工振興費の156万円の増減の理由でございますが、これは商工業活性化補助金というものを、これまでの補助金を再編しまして、新しいメニューを加えまして再編して創設するということで、その分の増でございます。

続きまして、リフォーム補助制度の状況でございます。こちら先月、２月末までの状況で報告させていただきます。ご利用ございましたのが店舗と住宅と両方使える制度でございまして、店舗の申し込みが２件、それから住宅の申し込みが15件で、合計で17件のご利用申請をいただいております。

予算が200万円の予算を見てございまして、17件の利用ということで119万8,000円の支出になる見込みでございます。

リフォーム補助の関係は以上でございます。

続きまして、同じく予算書159ページのメイドインみやしろの関係でございます。41万円の減でございますが、これは今年度、カタログをつくらせていただきまして、来年度は２年目ということになりますので、全部をつくり直すことではないことからお安く、多少の更新があるのを見込んでおりますけれども、安価でカタログがつくれるということで減させていただいております。

それから、観光事業の印刷製本費の関係でございますが、こちらは観光情報誌の宮代ｉＩｉｎ

ｅ！、年２回発行してございますが、そちらの費用と、それから来年度、ぶらり宮代というウオーキングマップがございまして、２年に１回発行してまいりましたが、実は、現在まで第６版までつくっているんですけれども、１版、２版という最も最初につくった部数がなくなりまして、増刷ということになるんですけれども、ただ、一方で、全部をまとめて見たいというお声もいただくものですから、１版から６版までを集約した総集編的につくりまして、今後は、それをなくなったらつくっていこうということで考えております。

ぶらり宮代、ウオーキングマップの総集編といいますか、それの発行費が入ってございます。

それから、起業創業支援事業、159ページのみやしろマルシェの関係でございます。160万円の内容でございますが、これはトウブコフェスティバルと、それから今年度、新しい村で２月に開催しましたみやしろマルシェと、その２つ。大きなトウブコフェスティバルというマルシェと、それから新しい村で行っています小さなマルシェというふうに呼んでいますが、その２つの開催経費でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、146、147ページの労働事業の関係で、求人情報の提供などによる雇用機会の拡充ということで、先ほどどこから情報を得てということなんですけれども、そうしますと、春日部のハローワークの情報を得て、これはどういうふうにそれを形というかにして、ウエブサイトにしていくんでしょうけれども、それは事務的にはどういうふうに情報を新しい情報に変えていくのか。また、どういうふうにその春日部ハローワークの情報を見直していっているのか。その辺の実務というか、どういうふうにされているのか、その点、お尋ねしたいと思います。

それから、新しい村管理運営事業、152、153ページなんですけれども、まず委託料のハーブ園リニューアル検討委託料なんですけれども、先ほど答弁されました。

そうしますと、こういうハーブ園があったらいいなとか、どういうふうにしていったらいいのかということで検討していくんでしょうけれども、これはハーブ園というのは、何も教訓的な話だと、いろんなところからの情報も入りますよね。

これは町民なんでしょうけれども、対象はね。こういうふうなハーブ園があったらいいなとか、そういった意見だとか要望だとか、それはどういうふうに把握するのか。委託料になっていますけれども、当然、町民が対象になるとは思うんですけれども、それらを把握するには、どういうふうにそういう意見、要望等を聞いてされるのか、その点について、もう一度お願いしたいと思います。

それから、森の市場「結」裏側駐車場なんですけれども、築山って、大体場所はわかるんですけれども、あそこの駐車場の沼のほうは高くなっていますけれども、向こうは全然関係ないんですね。そこの、丘になっているというか、先ほど築山と言うからちょっと気になって、もう少し、すみません、わかるように説明していただけますか。

それから、芝生広場なんですけれども、これは前からバーベキューもできるようにということも町民の要望の中にはあったと思うんですけれども、これはそうしますと、昨年の８月からということなんですけれども、これはそういった要望をかなえるための設置工事だと思うんですけれども、それでいいのかどうか。

また、設置されて、何か条件はあるんでしょう

か。特にこういった点で気をつけなければいけないというのはあると思うんですけれども、それもあわせてお願いしたいと思います。

あと、空調はわかりました。

それから、152ページの明日の農業担い手支援事業、先ほど答弁があったんですけれども、なかなか厳しいんでしょうかね。来年は、１人は就農するという、本当にぽつん、点のように感じるんですけれども、線にならない、点にしか聞こえないんですけれども、それは大変だとは思うんですけれども、なかなか厳しいのかなというふうに思うんですけれども、この辺はそれが実態だということなんですけれども、なかなか厳しいなと。

これをもっと点から線になるような、そういうふうな状況にならないといけないと思うんですけれども、その辺についてもさらに進めていかなければいけないと思うんですけれども、かといって時間もかかるとは思うんですけれども、その辺の厳しい状況ですよね。なぜそういうふうになっているのかという意味も含めて、お尋ねをしたいと思います。

それから、156、157ページの、やはりこれも担い手農家への農地利用、遊休農地の関係なんですけれども、先ほど民間の話、それから字中地区の話も、相続の関係で話されましたけれども、実際、これも厳しいとは思うんですけれども、荒れた農地、私らは、中島、字宮東とか見ていると、本当にきれいなんですよ。

でも、実態は大変な思いであいうふうになっているとは思うんですけれども、また意識的にしているところは、外見上、そういうふうになっているんですけれども、実際、荒れた農地もあると思うんですよ。

日工大の裏あたりなんかを通ると、ああ、ここは昔は田んぼが随分多かったんだけれども、少なくなっている状況もあるんですけれども、そういった意味で、この農地利用集積を進めて、意識的にされているところはいいんですけれども、そうでない、先ほど聞いた理由は、荒れた農地は、もう一方ではあるとは思うんですけれども、そういった状況はどうなのかということでお尋ねしたんですけれども、そういった点ではどういうふうになっているのかお尋ねをしたいと思います。

以上の点、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

まず、「宮代で働こっ」の情報についてです。ハローワーク春日部さんの情報は、宮代町の情報が何も加工することなく見せていただけるという、そういう仕組みになっております。ハローワークさんの情報です。

もう一方、力を入れて重視していきたいというのが宮代町内の生の情報といいますか、町内の小さなお店であっても人手がいるというような声を発信していきたいということが大きな主眼でもございまして、こちらのほうなんですけれども、先ほどホームページから、この働こっのサイトから申し込めるというふうに説明させていただきましたが、情報を集めるということでは、今回、２月に宮代町の商工会さんにもご協力をお願いしまして、求人情報が発信できますというチラシをつくりまして、商工会員さんに周知をお願いしてまいったところです。

ですので、町内の本当に新しい情報といいますか、小さな情報でも公的なホームページから発信できますという仕組みですので、ぜひいろんな情報を発信してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、新しい村のハーブ園の関係でございます。こちら５回の講座で、講座といいますか、体験で考えてございまして、生活の木さんに講師あるいはアドバイザーということで参加していただこうというふうに考えておるんですけれども、その５回の中でハーブの基礎を学び、それから町外のハーブ園の事例も生活の木さんに情報提供いただいて、人気のハーブ園ですとか、いろいろ自治体のハーブ園ですとか、そういった関係の情報も学んでいく予定です。

最後に、５回目……

４回目ですね。すみません、４回講座です。失礼しました。訂正します。

４回連続なんですけれども、この最後の回で、参加者の方からアイデア出しをしていただく、これはワールドカフェという手法で、テーブルをグループ、小さなグループをつくっていただいてアイデアを出していただこうというふうに考えています。

今、まだちょっと素案の段階なんですけれども、１問は、こんなハーブガーデンがあったらいいなという希望といいますか、夢を伺いたいと思っています。

２問目が、それを実際、新しい村が舞台になることですので、新しい村に整えるならという設問も聞きたいというふうに考えております。

そうしたことで、いろいろ町民の皆様の声を引き出させていただいて、宮代町にどういうハーブガーデンを求めているのか、新しい村にどういうハーブガーデンがあったらいいというふうに思われるのかというのを引き出してまいりたいと、そういうふうに考えています。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

予算書152ページ、153ページ、新しい村管理運営事業の工事請負費でございますが、森の市場「結」の裏側駐車場整備工事、こちらにつきましては、築山と申しましたが、おっしゃるとおり丘の部分でございまして、今、生産者用の駐車場を多少拡張した関係で、丘を一部削り取ったために、そこの削った部分の角度が非常に急なこともございまして、そこを少しなだらかなにするとともに土どめをして、今、砂利敷き、拡張した部分がまだ舗装されていませんので、そこを舗装するといったところでございます。

そもそもなぜ駐車場を少し広げたかと申しますと、昨年、私が見ている中でも生産者さん同士の事故が４件ございまして、いずれもやはりバックしたときとかに、狭かったので切り返しが何度も必要だったということで、そうした事故が多発しておりましたので、その切り返しができる部分を少し拡張しようといったところで始めさせていただいたものでございます。

それと、芝生広場の水道設備でございますが、こちら、まずバーベキューに特化した水道ではございませんが、まずバーベキューにつきましては、新しい村のこの自然を楽しんでいただく、あるいは新しい村、地場産の農産物を食べていただくきっかけの一つとして再開をさせていただいたところでございます。

水道につきましては、新しい村の丸くなっているデッキの隣の部分に、工事だけで言いますと蛇口を２つつけるだけですので、本当に手洗い場というふうに考えていただければと思います。

最近、親子連れの方も非常に多くなってきておりまして、今はトイレの水道を使うしかないような状況でございますので、そういったイベントにも対応できるように蛇口を２つ外に設けるといっ

たところでございます。

それと、あわせて152ページ、153ページ、明日の農業担い手支援事業、新規就農者が点になっているところを、これを線にできないかというところでございますが、昨日も新規就農者支援委員会を開かせていただきまして、担い手塾、農家を目指す方のために何人、十何人もの農家さんの方が一つずつ丁寧にアドバイスをしていただいております。

そういった取り組みの中で、３年かけて新しい宮代町の将来を担う農家さんが生まれてくるわけでございますが、こうした農家さんも、そういった新規就農支援委員会の３年間に感謝をして、新しい村を中心に出荷をしていただいて、本当にいい担い手に今、育っていただいているところです。

一方、新しく野菜農家さんになりたいという方は、町も、都内の農業人フェアとか、そういったイベント等にも参加しておりますので、そういった中から何人、あるいは10人近くが相談には来られます。

ただ、現状ですと、やはり農家の厳しさもございますし、あとは、現在は、ほかの建設業等の業種も、やはりそういったところの賃金も非常に高騰、上がってきているようなところでもございまして、そういったてんびんにかけられる方もございます。

また、一方で、最近のニーズとしては、個人の農家に教わるよりも法人等に入って、その中で農家を学びたいとかというニーズも非常に高くなってきております。

町としても、今行っている取り組みは、先ほど申しましたように、非常に効果もありますし、意義のあるものだとは思いますが、一方で、そうした法人に一度入りたいという、そういった期待、希望も今後増えていくというふうに想定されておりますので、そういったこともありまして、新しい村に野菜部門、こちらを強化、今年度からさせていただきまして、すぐにはこちらもできません。

ただ、近いうちに、そういったゼロから農業を学びたいという方がまず取りかかれるような、新しい村にかかわることで取りかかれるような、そういった仕組みを数年のうちにつくっていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

遊休農地対策につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございまして、また、そのほかに農業委員と農地利用最適化推進委員さんによる農地を荒らしているお宅への戸別訪問というのを実施しております。

中には何年も草ぼうぼうで放置していた土地を、訪問して話し合った結果、草刈りをしてくれたという家もありますが、やってくれないところもございますが、訪問することによって、農家さんに荒れた農地の状態にしていてはよくないということの啓発にもなると思いますので、今後とも実施していきたいと考えております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　産業観光課長の長堀でございます。

先ほどの答弁にちょっと補足をさせていただきたいのですが、まずハーブの関係でございますけれども、これは副課長が答弁したとおりなんですが、単にワークショップをやるということだけではなくて、やっぱり新しい村の中に新しい付加価

値をつけていくということがまず大事だと考えております。

特にハーブ園につきましては、今はどちらかといいますと見るハーブ園になっているわけなんです。しかしながら、もともとハーブは使って何ぼの世界でございますので、西洋では薬草として使われているものですから、それをやはり日常生活の中に取り込んでいっていただけるためにはどうしたらいいかという視点でのハーブの考え方、捉え方がございます。

現在では、少しパン工房のパンのほうに使われたりとか、生地のほうで使われたりしておりますけれども、それをもっと広げていって健康面からもアプローチできればなというふうに思っていることが１つはございます。

あと、それともう一つは、これも過去の議会において、何人かの議員さんからも観光の視点からご質問をいただいているかと思うんですが、やはり新しい村のあの一帯を、これから観光の視点から捉えた場合に、やはりポテンシャルが高いというふうに考えてございますので、あるいはハーブ園を観光の視点からもバージョンアップさせていって、町外からも人を多く呼び込むと、そういう観点からも今回のワークショップといいますか、市民参加も入れてバージョンアップしていくと、そういうことを考えております。

現場に行ってみていただければわかると思うんですが、ちょっとハーブ園自体が景観的にも、後ろの山林との間でちょっと今邪魔なものもありまして、非常にあの辺がよろしくないなと思っていまして、長期的にどういうふうに整備していくのかということを含めて、町民の方のご意見も伺いたいというふうに考えているところでございます。

それから、もう一点が新規就農の関係でございますが、確かに委員ご指摘のとおり、点から線へというのは大変重要なことだと思っております。

ただ、一つ一つの点で捉えますと、新規就農者の中で、ちょっと固有名詞は申し上げられないんですけれども、今年の実績ですと、1,000万を超える新規就農者がお一人、これ普通の農家さんでも1,000万を超えるって、なかなか宮代にいないと思うんですけれども、新規就農者で１人います。

その新規就農者は、これからまた法人とかを目指していくんだと思うんですけれども、そういう話も聞いています。

あとは、何百万を売ったからそれでやれるというんじゃないんですけれども、700万以上売っている新規就農者が３名ほどいます。

ほかのやっぱり自治体でも同様な事業をやっておりますが、なかなかこれだけ売り上げを上げている新規就農者というのは少ないのかなと思います。

そういうのを逆にＰＲして、先ほどの、東京に行って人材を確保するとかということもやっておりますが、総合的にみんなで教えて、支えて、助けてというやり方で宮代はやっているもんですから、非常に経済がこういう状況の中で農業の世界に飛び込むという人は難しいのは事実ではあるんですが、そういう宮代型新規就農支援制度みたいなものを売りにして継続していくしかないかなというふうに思っておりますので、今後ともそちらと、それから面的に、やはり農地を使うという点では、民間企業の誘致というのの２本を大きな柱として事業のほうをやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（・九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

すみません、先ほど再質問で聞き漏らしたんですが、154、155ページの基幹水利ストックマネジ

メント事業負担金なんですけれども、これ理由は先ほど聞いたんですが、そうするとこの負担金というのは、金額については農家さんのあれですか、人口割ですかね。どういうふうになっているのか、すみません、参考まで。

それから、158、159ページの商工業振興事業で商工業活性化補助金、これは説明もあったんですけれども、これは何と何を統合してこういうふうになったのか。前回までは商店会活性化補助金でした。これを既存の補助金を統合してということなんですけれども、起業者支援、個人商店の販売促進等のメニューを加えたということなんですけれども、これは何と何を統合したのか、具体的に、これまでのものの名称が変わったんですけれども、統合したということですので、すみません、その点、お尋ねするのを忘れました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

予算書154ページ、155ページ、負担金補助金及び交付金、基幹水利ストックマネジメント事業負担金の負担割合についてでございますが、こちらにつきましては、用水にかかわる農地の各市町の受益面積がどれぐらいあるかによって案分をされております。

宮代町につきましては、受益面積が423.261ヘクタールというふうに試算をされておりまして、関係市町の構成の中では面積比率が27.87％ということで、事業費のうち国費が50％、県が25％、土地改良区が15％ですので、各市町村は10％だけ負担するんですけれども、その10％の中の27.87％を宮代町が負担すると、そういう形になってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

商工業の活性化補助金でございますが、既存の補助制度というのが２つです。商店街の活性化事業補助金、それから、もう一つが空き店舗活用補助金の２本でございます。

そこに今度新しくメニューとして加えますのが個店の販売促進を支援する、ちょっと名称は本当に仮称なんですが、繁盛店の支援事業、それから新しく始める関係で創業支援の事業、それから新商品の研究開発事業という新しく３つの切り口といいますかを加えまして、予算でございますが、既存の予算を足しまして240万円でございます。

そこに60万円ほど上乗せさせていただきまして、300万円という形で新しい支援補助制度をスタートさせたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

前段者がいろいろ項目について質問しておりますので、私は、違った角度から３点ほどお聞きしたいと思います。

１点目です。159ページの商工会の補助の問題なんですけれども……

失礼しました。152ページの新しい村からいきます。ごめんなさい。

予算が管理運営事業として7,737万7,000円載っておりますけれども、それはそれでいいんですけれども、たしか宮代町は町経営ですよね。そうすると、以前と、委託した当時の金額と、私は何か変わらないような気がするんですよ。そうすると、

何か数字のごまかしだけでやっているような感じが、ちょっと理解に苦しむんです。

委託しながら、いろんな営業等やっておりますけれども、町経営でしたら、町職員の誰かが常時いないといけないですよね。経営側なんだから。

遠隔操作しているような感じをとっているわけです。遠隔操作を認めるんだったら、全て遠隔操作でやるんだねということになりますので、それでいいのかどうか。運営、経営をする以上、そんな会社ないですよね。遠隔操作の経営なんていうのは。そこら辺はどう考えているのか、１点目。答弁によって再質問いたします。

２点目、159ページの商工会の補助、1,100万の補助金を商工会に何年かずっと出していますけれども、それはそれでいけないというんじゃないんです。いつも町の予算を組むときの、各議員さんも多分心配しているとは思いますけれども、宮代町の商店はシャッター街が多いということもありますよね。

これはなぜかというと、ものが売れなければ商売は成り立たないと。ただ、まだ自分の建物と土地を持っている人なら、そんなに売り上げがなくても経営はできる。借りていた場合、これ相当の売り上げがなかったら経営は成り立たないですよね。その対策が全然載っていないんですよね。

だから、例えば店舗を借りる人に対しての補助を、貸している人に対して、ある程度金を出してやるとか、いろいろそれは方策はあると思うんですけれども、そういうものが、ばしっとしたものがない。

これじゃ、宮代町の経営、商工会は育たないと思いますよ。幾らやったって、個人が、それは何人かは、ゼロになることはあり得ないけれども、なかなか新しい人がお店を持って運営するなんてことは難しいことですよね。と思うんですよ。

じゃ、そんなことありませんと言うんなら、それで結構です。商工会にそれ説明しますから。町は、そんなの構わないんだというような感じだよと。そんなことないでしょう。それは何とかこれで、今度の予算でなるほどというものが欲しいんですよね。それが２点目。

３点目が、ちょっとまた先へ飛んでしまうんですけれども、157ページの農業生産、戻るわけだ。ごめんなさい。

農業生産基盤整備の関係です。今の農業をやっている人は、ほとんど機械化ですよね。それもだんだん大型化。今の農業をやっている道路、町道になるよね。満足に大型が通れないようなところがあるでしょう。

それで農業基盤を何とかどうのといったって、それは土地は減らないけれども、農業やっている、ただ、そこまで行く道路が、本当にこれでよく農家の人は黙っているなというようなところがありますよね、幾つかね。そういうのは、なぜちゃんとしてやらないんですか。崩れちゃったり、雨が降るともう通れなくなる、ぐにゃぐにゃで、道路が。

問題は、崩れているところが結構ありますよね。だんだんこう、あれどういうんだろうね。ちょっと道路の形が悪いんだかどうかわかりませんけれども、そういうところがありますよね。だから、大型が通れない。

そういうことを真剣に考えてやらないんだなと思っています。それで口だけは農業生産がどうのこうのと言ったって、そういうところもちゃんとしてやるべきだと思っています。なぜやらないか、それが３点目。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

まず、予算書152ページ、153ページ、新しい村管理運営事業についてお答えをさせていただきます。

まず、予算額についてでございますが、指定管理者制度のときにつきましては、新しい村、森の市場「結」に入ってきたお金というものは利用料金制ということで、そのまま新しい村の会社が使用できるというルールになってございましたが、現在、直営ということで、そこの部分につきましては、一度町に歳入として入れ、その歳入額と同額を委託料として支払うということで、プラスマイナス、ここの部分につきましてはゼロとなっておりますので、事業費については、まず、ほぼ同様の事業費となってございます。

ただし、直営となってございますので、その分の人件費が非常に膨らんでいるところでございまして、予算書上は153ページの共済費、賃金、こちらにつきましては、農の家に常駐する宮代町の臨時職員の賃金、ここの部分が増えているところでございます。

それとまた、町の農業振興担当、それから商工担当の職員が増員となってございますので、こちらの人件費、私なんですけれども、私が毎日行き来をしておりますので、そこの部分の人件費、それだけをやっているわけではないんですけれども、の人件費はかさんでいる部分でございます。

誰かが、職員が常駐していないとということでございますが、町の正規職員ではございませんが、管理要員ということで、臨時職員につきましては常駐しているような状況でして、それのマネジメントをするということで、私のほうが毎日行っているところでございます。組織上はそういった体制となってございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

予算書の159ページ、商工会補助の関係でございます。こちら商工会補助といいますか、商工業者への支援、そういった形でございますが、今年度、30年度ですね。新しくリフォーム補助制度をスタートさせていただきまして、その中で店舗の、お店の改装というものを補助させていただくことがスタートしました。

来年度、31年度なんですけれども、商工業の活性化補助金ということで、新しい総合的な補助制度を考えてございまして、その中で個店、一つ一つのお店の販売促進活動事業も補助の対象としてご支援させていただこうというふうに考えています。

例えば、町で新しくホームページをつくるですとか、あるいは広告宣伝をするですとか、あるいは販売促進の事業を行うときに、それにかかわる経費を補助させていただくですとか、また、今、商工会さんとお話をさせていただく中でも、少し困っているというか、課題になっているのが事業承継という、次の世代に渡していくということがなかなか難しくて、お金もかかってということを伺いましたもんですから、そちらの事業承継の経費、これは例えば弁護士さんの費用ですとか、そういったものも対象にしていければよいなというふうに今のところ考えておるところです。

こういった補助制度を31年度は新たにスタートして、ご支援してまいりたいというふうに考えているところです。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

まず、１点訂正なんですけれども、新しい村に日々行っている職員については、私以外にも、各部門ごとに担当の職員も行っておりますので、そこの訂正はさせていただきます。

それと、あと農業基盤整備のところで、道路の拡張につきましては、確かに委員ご指摘のとおり、個人の敷地という部分もございますので、拡張に対する補助等はご用意はしていないところではございますが、面的整備の一環で、現在、宮東、中島地区で準備委員会を立ち上げて進めております埼玉型圃場整備につきましては、道路を広げること、これはあくまでもそこの個人、その土地を所有している方から寄附していただくことが前提にはなってしまうのでございますが、そういった形で道路を広げることに対しても、国、県のほうから補助金等が出ますので、そういった形で準備委員会のほうでは説明をさせていただいておりまして、面的な整備、集約、自己負担、地元負担、金額、お金的な地元負担のないような形で面整備、拡張ができないかということで、今、地元と取り込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　誰かはいないと、私は、経営はパートに頼んでいるような感じもするし、それじゃ、経営する責任者が常時いなかったら、町の経営じゃないですよね。そんなやり方しているから、いろんな要望やいろんな問題が耳に入るんですよ。私、きょうはその質問はしませんけれども、いろんな話が入りますよ。それ知っているんでしょうから。

本来は、経営が町だったら、誰か常時いなかったら、それは副町長が何か今度は役員、副何とかについて、偉い人がついたらしいけれども、あの人、常時こっちに座っているんですよ。ねえ。課長だってほとんどいるよね。副課長もね。

職員が、誰が行っているか知らんけれども、誰か１人、町の責任者がいなかったら、それは町の経営にならないと思いますよ。何かあったとき、どうするんですか。

それが経営者ですよ。それで、常時、いろんな職員に対していろんな意見を聞きながら、よりよい経営をするのが経営者ですよね。そうでない経営だったら、本当にこれ、新しい村、また一から考え直したほうがいいですよ。

口だけだから、町の経営なんていうのは。やっていることは違う、遠隔操作。遠隔操作、それでいいんですか。たまには行っていますと。たまにじゃだめですよ。誰か１人いなきゃ、常時。それが責任のある経営なんです。

また顔色を変えるかもしれませんけれども、私は強いことを言っておきます。

２点目の商工会の問題、確かにこれから新しい補助制度を考えていくと、どういう補助制度をしてくるか知らんけれども、実際に新しい商売やろうという人がどんどん入っているののですか。それが問題。それをどう入ってもらうかなんで、それには、経営がうまくいくかどうかなんですよね。幾ら、どういう補助をしてくれるかどうかは、そんなことよりも、いかに経営がうまくいくか。

それで、私が言うのは、先ほども申し上げましたけれども、家賃が安いということよ、まずね。それをしなかったら、新しい人なんか入らないですよ。月10万も20万も払ってみなさい。１日幾ら売り上げしなかったら、経営なんか成り立つんですか。成り立たないですよ。だから、すぐやって、もうすぐやめちゃう。そういう対策じゃ、町はよく伸びないと思いますよ。

ロだけ、補助を増やします、そんな甘い考えじゃ、絶対よくならない。それでよく町の商店の活性化のためにやります、やっていますなんて、私に言わせれば、何言っているんだと思いますよ。

また憎まれ口言いましたけれども、いや、私は真剣なんですよ。町の活性化のために、商店をどんどん増やしてもらいたい。そのために、そのことはやるべきだと思いますよ。少しの補助で商店の人が入るわけないですよ。いかに生活ができるかだから、商店の人は。ある程度はもうけもないとできないけれどもね。

もう一つ、農業の問題、何か宮東の例を出したけれども、私は宮東のことを言っているんじゃないんです。ほかにあるんですよ。さあ、どんどん崩れていって、ちっとも手直ししない。毎年、どんどん崩れていく。耕運機なんか通れないで、人間と自転車が通れるぐらいの幅しかなくなってしまうのがあると。それで何が農道ですか。町道ですか。

農家の人が困っているわけですよ。どんどん崩れていっちゃう。それをほっぽってあるんだから。それを個人がやれとか何とか言っていましたけれども、やるわけないですよ。１軒の人がずっと周りを持っているわけじゃないから、何軒かの人が道路の横に持っているんですからね。そういう人たちだってやらないもんね。

それで農業基盤をよくするなんて、私に言わせれば、これも本当に言っていることとやることは違うなと思っています。全然やっていないとは言わないですよ。一部そういうやっているところもあるけれども、問題のところもあるということ。それを知らんぷりしていますよと。

それで、今度は新しく宮東の三反の農業基盤を広くしてどうのこうの、どうも格好いいことだけ言って、裏の問題のあるところは目をつぶっているんだよね、宮代町は。それでいいんですか。またこれも憎まれ口言ったけれどもね。

いつもそこに座っているからいけない。毎日出て歩いたほうがいいですよ、これから。みんな、困っていますから。そういうところありますからね。

副町長は、前、常時歩くと言っていたよね。あの人が外を歩いているのを最近見たことない。ナンバー２がね。いないからこれを言うけれども、いても私、言いますけれどもね。それじゃ、よくならないですよ。

我々が何か言うと、検討します、金がありませんで、みんな今まで逃げているんでしょう。区長に言ってくださいとかで、これで逃げちゃうんだからね。私たちは、そういうのを本当に見て、聞いて、役場へ来て言っているんですからね。それに耳を貸してくれない。

また私は憎まれ口言いましたけれども、それをどうするのか。それ本当ですよ。そういうところあるんですから、考えてください。

以上です、質問は。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　それでは、１点目の新しい村についてでございますが、委員ご指摘のとおり、職員が常時１人という考え方もあるかとは思うんですが、職員１人がいて全部見るというのもなかなか難しい面もあると思います。

したがって、今現在、先ほど主幹のほうが毎日行っているというお話があったと思いますが、それは確かに毎日行っています。社長といろいろと毎日、日々起こる出来事であるとか、問題点だとかというのについては連絡調整をしておりますが、もちろん主幹も全部見られませので、現在、実情をお話ししますと、産業観光課の職員13名おるん

ですが、そのうち新しい村の支援といいますか、経営全般、新しい村を回すことに関与している職員は８名体制でやっています。

それはそれぞれ得意、不得意もありますので、例えば市民農園であるとか、ハーブ園であるとか、そういう農園交流関係の分野では商工担当のほうで３名が携わっております。それから、アグリ担当は、主幹ではなくて別に担当主査がかかわっております。それと、工房だとか加工部門については、また別に１人おります。

そのほかに、また私のほうも現場のほうは、担当職員のほうではちょっと間に合わないといいますか、ちょっと問題が解決できないような問題とか、そういうものは私のほうも現場に行って直接指導したりとか、こういうふうにしてくれという話もさせてもらったり、社長と直接話したりというのも行っております。

そのほかに、副町長が、これは副町長のことを全部、手前どものほうでも把握しているわけではありませんが、副町長のほうでも、足しげく新しい村のほうには通って、問題点のチェックであるとか、社長の相談に乗ったりだとか、今、そういう形で、総合的な形でかかわる形をとらせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

商工業の支援の関係でございますが、新しい商工業の活性化補助制度をスタートさせますが、家賃の関係も助成が必要だというお話でございます。今回、既存の補助制度を２つここの中に入れさせていただくんですが、その中で空き店舗の活用補助制度というものがございまして、こちらのほうで新しく開業する方については、一定期間、家賃の補助をさせていただく制度がございます。

それ以外の方につきましては、現在のところ、家賃の補助という仕組みは今持ってございませんが、今回、この補助制度をつくるに当たりましても、商工会さんともいろいろ課題等、お話し合いをさせていただいてつくり上げてまいりましたので、31年度、スタートの年になりますので、これをちょっとスタートさせていただきながら、また、今ご指摘ありましたようなお話も伺いましたので、商工会さんともまたいろいろ情報交換、相談等させていただきながら、よりよい制度に少しずつでも直していくということがございますので、ちょっとお時間をいただいて研究させていただきたいと思います。

これでこの制度がもうでき上がりという、そういうことではなくて、またできるだけ利用しやすい制度をつくっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原でございます。

農地費の町道部分の崩れ落ちている部分等についてのご質問でございますが、予算書154ページ、155ページの中に、農地費一般管理事業の中に施設修繕料、それからまた金額の張るものにつきましては、工事請負費の中で農業用施設修繕費ということで予算は確保しておりますが、いずれもやはり危険なところの修繕だけでオーバーしてしまうような今、状況となってございます。

ですので、またあるいは156ページ、157ページの中で多面的な補助金もございますが、こちらにつきましては、地域で道路部分に砂利敷き等をす

るための補助等でございます。

今、町で用意しているものについては、確かにこれだけしかないのも事実でございます。ですので、町道等について危険なところ等がありましたら、まちづくり建設課等と協議しながら、順番に見ていかせていただきたいというふうには考えておりますが、現状、町で持ち合わせている補助対策といたしましては、以上となってしまっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

これ以上言うと、またあそこの廊下歩くと嫌な顔されますので申し上げたくないんだけれども、今、答弁された内容は、一つ、答弁したやつの半分でもいいから守ってもらいたい。

なぜ言うかというと、新しい村については、管理をしているわけだからね。町が運営するということは、町が管理することですからね。職員を何人置けとは言っていないですよ。管理者が誰か１人常時いなかったら、それは経営をすることがおかしいと思いますよ。何かあったときに管理者がいないんだから。

ただ、連絡はあるんだろうけれども、たまに行っていますとか、ちょくちょく行っています、それじゃ、だめなんだ。そういうやり方だと、私は、新しい村はうまくいかないなと思っていますよ。

今日は偉い人はいないなって、大体みんな見るんだよね。私はサラリーマンの経験で、ああ、今日は、おお、偉いのいねえぞと、そんな話、よくするんだから、その先は言いませんよ。わかるでしょう。

何かあった場合、おい、どうするんだといったて、いないんだよ、管理者がって。ほっぽっておけとなるの。大体そんな職員はいないと思いますけれどもね。ふだん、日常、ちゃんと教育しているからいないとは思いますけれども、長い間にはそういうことあるんですよね。

あそこ、職員、この間、誰か質問していて、あそこの新しい村、何人いると言ったっけ。あれだけの数がいれば、幅広くいろんな仕事やっていると、いろんなことがあると思いますよ。そのことを私は、一言言っておきたいと思います。問題起きないように。町経営ですからね、あくまでも。今のところはね。

あと、商工会の関係は、何か利用しやすい制度を考えていくと、その言葉は信用しますよ。利用したい、利用しやすいということは、経営が可能だということだよね、私に言わせれば。経営ができなきゃ、利用しやすくないんだから。そういうことでいいわけですよね。経営ができる。

あんな宣伝、いろんなちょっとした宣伝ぐらいじゃ、経営は成り立たないですよ。そりゃ、宣伝しないよりいいかもしれないけれども、借りる人は、そんな甘いもんじゃないですから。

あと、農業基盤は、何かやるというから、農業の道路の関係は。そんな答弁のようだったから、何しろ耕運機が通れないところがあるんだから、だんだん、どんどん道路が崩れてきちゃう。それほっぽってあるんだからね。そういうところも目をつけてやったほうがいいと思いますよ。

遠回りすれば行けるよと言われれば、話は終わり。遠回りすれば入れるよと、大体そう言うと思っているんだ。そうしたら、１キロも500メーターも、ずーっと回ってこなくちゃならないよね。そんな指導はしたくないよね。

そのことをちゃんと農業の人が喜ぶように、そうじゃなくたって、米が安いと騒いでいるような時代ですから、なお手間はうんと払わないように、

どんどん農業のために頑張ってくださいよ。「農」のある宮代町ですから。一つそのことを言って終わります。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔「はい」と挙手する人あり〕

○委員長（九山妙子君）　では、ここで15分休憩します。

休憩　午後　２時３８分

再開　午後　２時５４分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続き、産業観光課分の質疑を行います。

質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問をさせていただきます。

今質問する内容は、直接幾らになって事業としてのっかっているというわけじゃないんですけれども、来年度の取り組みとしてちょっとお伺いしておきたいのが、まず１点は、企業を取り込む取り組みというんですか、過去にはモンテローザさんとか入っていただいたりしてきているんですけれども、そういう取り組みは大変すばらしいことだと思っているんですけれども、来年度に関して、そういったまた農業系に限らず企業と連携して何かこうやっていくような方向であったり、考えであったり、そういったものがあるのかどうかお伺いしたいという点と、あと１点は、今ある企業が出ていかない取り組み。例えばなんですけれども、今個別名を言っていいのか、役場すぐ近くのスーパーマーケットなんかも一時期買収されて、これは公表されているので、武蔵産業さんが倒産して買収されて、さらにその買収したところも今回買収されて、半年間様子を見るという話がもう現実にありますけれども、そうすると、そこがどうなるか、また半年後わからないというような話にもなってきますので、呼び込もうというところと、あとはやっぱりこの町から出ていかない、潰れない、こうしないと数がなかなか増えていかないわけですので、企業が出ていかない取り組みとして考えていること、行っていこうとしていること、そういった点があればお伺いしたいという点と、もう一点は、現在いる農家さんで企業との契約農家になっていて、特定の企業さんの作物をつくってそちらに専売して売っているとか、そういった農家さんというのがあれば教えていただきたいといのと、どの程度の、何名ぐらいいるのかという点がわかればお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

企業が出ていかない取り組みということでございますが、宮代町内で企業活動といいますか、商売といいますか、を続けやすい環境をどうつくっていくかということだと思います。これは少し大きなお話ですので、今回、今年度予算では少し、そんな大きくはないんですが、商工業の補助制度というのも１つ、活性化補助制度を設けさせていただこうと思っています。

今ご指摘いただきました、ちょっと大きな話になりますので、こちらにつきましては、やはりこれまでもそうなんですけれども、宮代町の商工会さんとやっぱり連携して、いい環境を整える工夫をしていくといいますか、情報を共有して当たっていきたいというふうに考えております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　それでは、２点目のご質問についてなんですが、町としまして正確に情報を把握しているわけではないんですが、一部の新規就農者では、珍しいというか、そういう野菜をつくっておりまして、それがイタリアンレストランだとか、そういうところと直接取引をしているという話は伺っております。

そういう個店のそういうレストランなんかとの契約については、町がどういうふうにかかわれるのかというのはあるとは思うんですが、さいたま市の若手の青年就農者等は、そういう組織化してやっているというお話も聞いておりますし、そういうことにも町のほうでも今後何かできるのかというのは、あぐりねっとみやしろという組織もございますので、意見交換をしてまいりたいなと思っております。

それと、町外の企業ではないんですが、これはできるかどうかわからないんですけれども、来年度の事業の中で、メイドインみやしろの店ということではやっているんですけれども、今、地産地消の店というのを来年ちょっと募集しまして、新しい村は農のあるまちづくりの拠点なんですけれども、何でも新しい村に集中させるということではなくて、ここの農家さんでやっぱりすぐれた野菜とか、珍しい野菜をつくっているんだけれども、ちょっと森の市場じゃ売れないよとか、そういうものがあると思うんですね。そういうものを、新しい村とかも飛ばしちゃって、直接生産者とお店で結びついていく、それは町内の話なんですけれども、そういう仕組みができないかなということを考えています。これは実現できるかどうかわからないですが、そういうお店も商工会と連携して募集して、すぐにはできなくても、話し合いの場ができれば設けられればいいかなと。その中で、うちの店はこういう野菜が欲しいんだよって、でも量が足りないとか、そもそもないのでそういうメニューはつくれないとか、そういう話し合いもできるのかなと思っております。そういうふうにすれば地域内循環もできるのかなと考えていまして、その両方があるかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　あと、答弁いただきたいのは、その企業を取り込む取り組みの点では、今お答えいただいた中に入っていたのかちょっとわからなかったんですけれども、モンテローザはしかり、小さなお店を呼び込むという取り組みも、これもあっていいものだとは思いますけれども、この町が本当に生き残っていくということを考えると、やっぱり資本力のある企業と、やっぱり提携した事業というものを立ち上げていかないと、なかなか本当の足腰の強い財政的なものはつくっていけないと思いますので、その取り込みの取り組みですよね。前がモンテローザというところが入っていただきましたけれども、それにも当然経緯があったかと思いますけれども、その流れの中でさらに呼び込んでいくという方向で、何か動くことがあるのかという点を、いま一度お伺いしたいのと、あと、先ほど１点だけ聞き忘れてしまったので、もう一回１つだけ質問させていただきたいんですが、メイドインみやしろを昨年聞いたら、いつものメイドインみやしろじゃなくて、少しレベルアップしたものを新しく制度としてやっていきますよという昨年お話だったんですけれども、ちょっとそれがどうなったのかわからないので、どうなったのかという点と、来年度、このメイドインみやしろは今までどおりなのかどうかという点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

企業誘致という部分で、農業法人モンテローザさんのお話がありましたので、農業法人に限定してのちょっとお話になってしまうんですけれども、町のほうといたしましては、埼玉県の農業支援課というところと連携を図っておりまして、農業支援課のほうには、全国の法人で埼玉県の中に、そういった農産物の流通拠点を持ちたいという法人さんからの問い合わせが多数来ております。そういった問い合わせに対して、意見交換等をされる市町村はありますかというような問い合わせが農業支援課から来ますので、そういった場合には、町のほうも内容を確認して対応できそうであれば手を挙げて、意見交換をさせいただいているところです。

今、町のほうに来ていただいて相談に乗っている企業さんというのが、東地区で進めております竹内園芸さん、それから、もうほかにも２社ほど今相談に乗っているところです。ただ、いずれもその入る土地というものは、全てが個人の土地になってございまして、３ヘクタール、４ヘクタールの規模となりますと、そこだけで30人からの地権者がいるものでございます。また、その中には耕作放棄地もあれば、耕作をされている方もいらっしゃいますので、そういった個人、個々の財産と向き合いながらやることですので、すんなりいくものではございません。ですので、地道に説明会ですとか、個別交渉等を行いながら現在進めているような状況でございます。

それから、町独自の支援制度といたしましては、例えばモンテローザハウスにおきましては、ビニールハウスを建設するときのハウスの建設費の２分の１を補助、あるいは、井戸を設置する際の設備費の２分の１を補助という形を行っておりまして、モンテローザさんが来た部分につきましては、そういったところも大きな決め手だったというようにお話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

メイドインみやしろの制度を見直しまして、新しい制度としてスタートいたしました。これには、見直しに当たりまして、ちょっとグレードアップといいますか、研究してほしいということで、それまでの推奨品という枠の中で、さらにちょっと厳しい枠を設けまして、特選品という二段構成にしてございます。

ただ、これまでメイドインみやしろ制度は長い歴史がございまして、長く推奨品だったものは殿堂という形で、殿堂入りというふうに言っていましたが、そういう制度がございました。今回、新しい制度に移行するに当たりまして、過去にといいますか、これまで殿堂入りしていた商品というのは、２年間だけ特選というマークをつけていいですよという移行期間を設けさせていただきました。それが終わりますと、みんな同じ推奨品の競争の中に入りまして、そこからは年に５品程度だけが特選というマークをつけて、それを目指して研究を続けてくださいと、そういう仕組みに改めたところでございます。

また、さらに研究を促すという意味で、モニターの方に金賞、銀賞を選んでもらいまして、消費者に好評を博す商品を目指してもらいたいと、そういう仕組みに変えさせていただきました。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（長堀康雄君）　ただいまのメイドインみやしろにつきまして、補足をさせていただきたいんですが、バージョンアップという点で言えば、今副課長が申した点もそうなんですが、今までのメイドインみやしろは、ただ何かパンフレットをつくってＰＲして、何かＰＲやっていましたみたいな感じだったと思うんですけれども、それだとある意味、行政の自己満足みたいなものにもなってしまうんではないかなと思いまして、それがやっぱり１点。

それから、もう一点は、審査会がメンバーいるんですけれども、実際に商店の方から、その審査会の審査がどうなのみたいな意見もございまして、誰でもみんな自分でつくる商品は、俺のほうが一番だと思ってつくっているわけなんですけれども、その際に、一般のいわゆる買い手というか、お客様はどう思っているんだという視点を入れないと本当に商品力がアップしないんじゃないかと、そういう意味でモニター制度というのを入れました。それはやっぱりバージョンアップの一つだと思います。

それから、もう一つは、やはりただＰＲするだけじゃなくて、今、田島委員もごらんになっていますけれども、ああいうパンフレットを見ていただいて、そのお店に個々のお客様が足を運んでいただくことで、今まで行っていなかった店を知る、そういうものが場合によってはインスタグラムに載ったりだとか、そういうもので情報が拡散していく、そういう形でのバージョンアップというのを考えて、今回の改善を行ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございます。

メイドインみやしろについては、消費者の観点を入れようということでモニター制度というものを導入するということで、大変いい方向にいったすばらしい取り組みだなと感じております。

もう一点の農業支援課さんから通して数件相談いただいているということなので、そういった企業さんもやっぱりそういうところに相談に来るというのは、同じように20人、30人、そういった地権者の方がいるという点とかいろんなことがあってやっぱり相談に来ているかと思いますので、この点をほかの自治体よりもスムーズに素早く行えられるかどうかが、やっぱりこちらにしていただける一つの鍵になるかと思いますので、鋭意努力を続けていただきたいというふうに思いますので、本当に産業観光課の長堀課長はじめ大きな期待を寄せておりますので、ぜひ本気の改革をお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

４点質問いたします。

予算書の10ページなんですけれども、農林水産業費、大変恵まれた予算が組んでおります。しかも昨年よりさらに増えています。商工費も同じように手厚くしていただきたい。春日部市は、たしか農業水産費よりも商工費のほうが多かったと思います、去年。今年は確認していませんけれども。近隣の杉戸も白岡もこれほどの差はない。商工費もある程度組んであります。なぜこれほど商工予算が少ないのかを聞きたい。

要望としては、最低でも農林水産業の半分の１億2,000万ぐらい組んでいただきたい。やってい

ただきたいことは、公営駐車場。春日部の東口、武里の駅前、30分無料の駐車場があります。これ大変便利です。ちょっと銀行に行くとか、本屋さんに行くとか、用足しができるんです。30分を過ぎると、30分ごとに100円です。それから、公営のトイレもあります。商店街に必要なのが、駐車場とトイレ。ちなみに流灯祭のときに、私の店にトイレを借りにくる人は、２日間で200人ぐらいいるんです。うちはまさしく公衆トイレになっちゃっています。余りにも多いので、杉戸町に要望して、きちんとトイレを設置してくれと、うちはもう貸せませんということで、去年お断りしたんですけれども、それほどトイレは大事なんです。

それから、街路灯の整備。これは商店街の負担でやっていますけれども、できたらあれだけ明るくなるんですから、全額町の費用で整備、電気代も全額持っていただきたい。ちなみに私のところなんですけれども、５灯街路灯を負担しているんですけれども、5,000円で30年かけて200万ぐらい負担したんです。これ個人の商店が負担する金額じゃないと思うんですけれども、ぜひ来年一応2,000万組んだらできるんじゃないかと思いますので、お願いいたします。

それから、プレミアム商品券。大変人気がありましたので、10％の還元率でもいいから、毎年やっていただきたい。５年に１回ぐらいは30％とかやっていただければ、さらにいいと思います。

それから、空きテナント。この空きテナントができたときに、大家さんは大変なんです。その固定資産税を減免する。これもぜひやっていただきたい。

それから、出店者に賃料の補助。これも大体テナントの場合は３年契約ですので、３年間30％から50％ぐらい補助する。そのぐらい手厚くしていただければ、お店も出てくるんじゃないかなと思います。１億数千万あれば、これは毎年できると思いますので、農業と同じように商店の皆様方にも手厚い補助をお願いいたします。なぜこれほど少ないのかというのは、質問ね。

次の質問です。

福祉産業委員会の資料の３ページ、農地転用面積の推移とあります。市街化区域内の農地転用届出、これは毎年ある程度一定に推移していますけれども、転用した場合、その後、どのように地主さんは活用して利用しているのか。わかる範囲で教えてください。

それから、毎年転用が進んでいるわけですから、市街化区域内の農地がどんどん面積が減っているんだと思いますけれども、今現在、市街化区域内の農地はどのぐらいあるのか。何アール、あるいは何ヘクタール。概数でいいですけれども、教えてください。

次、同じページの11ページ。

新しい村、生産者の登録及び販売実績。ここで過去５年間の農業者、商業者、クラフトの登録者数が載っていますけれども、生産者売り上げは、この３者一括で１億3,200万と載っていますけれども、これは農業者が何千万、商業者が何千万、クラフトが何百万と、登録者別に金額を出していただきたい。

それから、新しい村としては、販売したら販売手数料をいただくんだと思うんですけれども、それは農業者が何％で商業者が何％でクラフトの業者は何％なのか。それと、その販売手数料の十数年ずっと一定なのか、それとも途中で変更があったのかも教えてください。

同じところで３点目の質問なんですけれども、新しい村全体の売り上げに対して、生産者の売り上げの割合の推移を教えていただきたい。

この表にある５年間だけ見ますと、26年度は

71%、27年度は79.5%、これをピークに下がり続けまして28年度が65%、29年度が62%、30年度１月末現在で61%と、生産者の売上割合がどんどん減り続けているんです。

私の質問は、どこまで減ったら、この事業をやめるかということを聞きたい。つまり、生産者の売り上げ以外は仕入れて売っているものだと思うんですけれども、仕入れて売るもののほうが多くなりましたら、これはもうスーパーです。町がスーパーをやることはない。ですから、そういう目安をきちんと決めて取り組んでいただきたい。

次の質問は、４点目の質問です。

イベントです。いろんな課でイベントをやっているわけなんですね。例えば地域敬老会、平和パネル展、ｉｌｉｎｅ！、和ｅ輪ｅ、グリーンツーリズム、里山体験、東北フェス、マルシェ、農業体験、体育祭、成人式、ホタルの夕べ、これいろんな課でやっていますけれども、これをまとめて産業観光課とか、あるいは商工会にイベント課みたいな感じで一括して任すという発想がないでしょうか。これ課別にいろいろイベントをやっていると、イベントがどんどん増えちゃう。やめずに何年もやるから増え続けて、イベント関係の予算がどんどん増える。これはまずいんですよ。というのは、今、公共改革マネジメントをやっていますでしょう。公共施設も全部維持するのは難しいから、どうしましょうということで、３割減らそう、２割減らそうとやっているわけですね。10年間でどれだけお金がかかるかと計算しているわけです。同じようにイベントも、イベントのマネジメントをやるべきなんです、全体で。これ合計すると、結構行っちゃうんですよね。農業体験だけで1,800万とか、東北フェスも何百万、マルシェもそういう金額で、敬老会448万。そのイベント課を一括して商工会に任すことができないか、これが４点目の質問です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

１点目のご質問です。商工費の予算の関係でございます。宮代町の商工予算と、それから農業予算の関係でございますが、これは宮代町の地域特性といいますか、町の成り立ちが大きく関係しているんだろうというふうに考えています。

例にいただきました、例えば春日部市さんですとか、杉戸町さんですと、古くから宿場町として商工業も発達して栄えてこられたという経緯があると思います。人の行き来も多く、したがいまして商業施設、それから量販店、レストラン等も発展の過程で整っていらしたんだというふうに思います。

一方、宮代町でございますが、こちらは宿場町ではございませんで、主な産業としましては、古くから農業が主な産業ということでまいった町でございます。そうした関係もありまして、それが現在のまちづくりといいますか、予算の構成にも大きくかかわっているんではないかというふうに考えております。

ちなみに、例でいただきました杉戸町さん、それから春日部市さんは、商工費のほうが多うございました。実は宮代町と同様ということで、ちょっと調べさせていただきまして、一般会計に占める商工費の割合なんですけれども、宮代町の場合には、平成30年度で0.71%でございました。これに対しまして、近隣ですが蓮田市さんが0.43%、松伏町さんが0.52%、久喜市さんが、実は宮代町とほぼ同じで0.72%でございました。お隣、春日部市さんが0.81%、杉戸町さんが1.35%というふ

うになっております。やはり旧宿場でありましたところは、商工費の割合が高いという傾向があろうというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（秋谷裕章君）　副課長の秋谷です。お答えします。

委員会資料３ページの農地転用面積についてお答えいたします。

まず、農地法第４条の許可の農地転用の主な用途でございますが、農家用住宅の敷地が主なものでございます。

次に、４条の届出につきましては、住宅やアパートなどでございます。

次に、５条の許可の主な用途といたしましては、自己用住宅や、あと農業資材置き場、あと平成30年の括弧内の130アールにつきましては、農地の一時転用、農地改良でございますので、改良が終わった後は、また農地に戻るものでございます。

続きまして、５条の届出につきましては、やはり４条の届出と同様に、住宅やアパートなどが主な用途でございます。

次に、市街化区域内の農地の面積につきましては、大変申しわけありませんが、現在は資料を持っておりません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原です。

福祉産業委員会の資料11ページの農業者、商業者、クラフトの人数147人に対して売り上げの割合はというご質問でございますが、こちらは申しわけございませんが、その内訳の数字については、ちょっと持ち合わせていないところでございますが、商業者の割合が確かに年々増えてきているのは事実でございます。また、農業者の手数料、テナント料は15％、商業者、クラフトは20％でございます。

新しい村の地場産率の割合、確かに減ってきているところは事実でございます。仕入れが増えておりまして、仕入れだけになったらスーパーと変わらない、おっしゃることはもっともだと思います。町がスーパーを応援することはないという考え方ももっともかと思います。ただ、やはり商業者の皆さんにつきましては、自分のお店を閉まってでも新しい村に今出していただいている方もおりますし、農家さんもまだ新しい村に生きがいを持って取り組んでいらっしゃいます農業者の方も多数いらっしゃいます。また、消費者におきましても、農家さんですとか、その商売人さんと会話をすることを非常に楽しみにしていらっしゃる方もおりますので、そういった方々の期待に、今後も応えてはいく必要があるかなというふうには考えているところでございます。

手数料につきましては、平成13年の当初から生産者あるいは近隣状況等を照らし合わせて決めたものから動いてはおりません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。４点目、お答えさせていただきます。イベントの関係でございます。

現在、町で行っておりますイベント、さまざまございます。福祉的なもの、あるいは教育的なものとありますが、産業観光課で所管しているものにつきましても、例えば商工振興の関係のもの、あるいは交流人口を得るための観光的なイベント

等もございます。全部を一まとめにというのは、ちょっと研究しなければわからないんですけれども、こと商工、産業観光課のものにつきましては、ご指摘いただきましたように、少し整理のことを考えてもいいんではないかというふうに思います。これはすぐにということではないんですが、将来的には、ご質問の中で商工会さんのお名前も出てまいりましたが、あるいは観光的なDMOというような組織が将来できた場合には、やはり町のＰＲ、あるいは交流人口を目指すということで、また、そこで収益が上がるというようなイベントを工夫していくという形にも発展する可能性がございますので、そういう可能性については、一括といいますか、一部まとめる、あるいはお任せすると、そういうことは研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（九山妙子君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　１点目から再質問いたします。

近隣の商工予算を何%と教えていただきましたので、できましたら同じ宮代、蓮田、松伏の順番で、農林予算も何%かわかりましたらお願いします。

それから、転用の話です。届けの場合、住宅とアパートということでしたけれども、アパートは非常に増えました、宮代。人口はほとんど増えないのに世帯数だけどんどん増えている状態ということは、多分アパートの部屋数が相当増えたんだと思うんです。空き室が非常に増えているのも、アパートの空き数が多いのではないのかなと、想像ですけれども思います。その個人の土地ですけれども、ある程度アパートの建築の制限、規制が必要じゃないかなと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　金子委員、その質問は産業観光課ではございませんので。

○委員（金子正志君）　はい。じゃ、アパートの規制が必要だと思います。

11ページ、生産者のところですけれども、この新しい村の森の市場「結」の販売、ここで販管費の中で人件費は、29年度でいうと、総額幾らだったんですか。売り上げに対して何%ぐらいなんでしょうか。

例えば人件費が20%、あるいは25%だったら、販売手数料も人件費相当額ぐらいはいただいていいんじゃないかなという気がするんですけれども、その数字を教えてください。

４点目の再質問は要望です。

このイベントを各課でやっているのは、課の人たちも大変だと思いますので、ぜひイベント課をまとめて、町でイベントは全部でも5,000万だとかという上限を決めておかないと、歯どめがきかなくなるんでないかと思いますので、心配して要望いたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課副課長。

○産業観光課副課長（吉永吉正君）　吉永です。お答えさせていただきます。

一般会計予算に占める農林水産業費の割合でございます。先ほど商工費の割合を申しました順に申し上げます。

蓮田市さんが2.06%、松伏町さんが1.60%、宮代町が2.54%、久喜市さんが1.83%、春日部市さんが0.42%、杉戸町さんが1.30%でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（菅原隆行君）　産業観光課主幹の菅原でございます。

昨年度の直売場におけます人件費の金額が、す

みません、ちょっと今ざっとの計算でございますが、2,500万円前後となってございます。29年度の販売実績が１億7,000万円でございますので、販売手数料としましては2,900万円ぐらいかと思います。これが適正かどうかというのはまた別ではございますが、現状の数字としては以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　よくわかりました。勉強になりました。ありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で産業観光課分の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時３２分

再開　午後　３時４３分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

これより、福祉課分の質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（渡辺和夫君）　福祉課長、渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

出席者につきましては、各自自己紹介をさせていただきます。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課主幹（伊東浩二君）　福祉課の主幹をしています伊東でございます。よろしくお願いいたします。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　福祉課こども未来室長兼子育て応援室長の門井です。よろしくお願いいたします。

○福祉課主幹（横内宏巳君）　福祉課こども未来室の主幹をしております横内と申します。よろしくお願いいたします。

○社会福祉担当主査（関根雅治君）　福祉課社会福祉担当主査の関根と申します。よろしくお願いします。

○子育て推進担当主査（石井　栄君）　同じく福祉課子育て推進担当の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保育担当主査（小野美保君）　同じく福祉課の保育担当の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○子育てひろば担当主査（市川玲子君）　福祉課子育てひろばを担当しております市川と申します。よろしくお願いします。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　福祉課みやしろ保育園で所長をしております吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園主査（松岡祥哲君）　福祉課みやしろ保育園で一時保育と病後児保育、それから障害児デイサービスの事業を担当しております主査の松岡です。よろしくお願いします。

○国納保育園所長（伊東文子君）　福祉課国納保育園で所長をしております伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

予算書の51ページと120、121ページ、124、125ページ、こちらの一時保育についてと障害児デイサービスと緊急サポート、あと126ページ、ファミリーサポートセンター運営事業についてお聞かせいただきたいと思います。

まず、51ページのほうにございます一時保育の保護者負担金のところで、１日当たり2,000円とございますけれども、こちらが資料のほうの19ページの一時保育の利用状況と合わせまして、まずお聞きしたいのが、こちらの一時保育の区分で指定型保育と緊急保育と私的保育とございますが、こちらの違いを教えていただきたいのと、あと、私の聞いたところによると、病後児保育は無料とお聞きしております。この病後児保育というのが、この中に入るのかということと、８番の障害児デイサービス事業においての本年度の特徴のところがございますが、これが昨年度と何が違うのかと、121ページの11番の緊急サポート応援事業において、こちらも本年度の特徴として、病児、早朝、夜間等緊急時の一時預かりということが、これは病児保育ができるのか。それで、どこまで対応できるのかを知りたいのと、あと、ファミリーサポートについては、私たちの予算書の58ページにもあるんですけれども、この場合、料金設定はどのようになっているのか、そして、会員の身元確認であるとか、プロフィールなどは、どのように告知されるのか。そして、マッチングをするということでございますが、例えばこれは指名などできるのか、以上、教えていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

みやしろ保育園主査。

○みやしろ保育園主査（松岡祥哲君）　福祉課みやしろ保育園、一時保育、障害児デイサービス事業担当の主査、松岡です。ご質問にお答えします。

一時保育の保護者負担金についてですけれども、１日2,000円いただいておりますが、サービスの利用として非定型サービス、それから緊急サービス、私的利用のサービスと３種類ございますが、これの違いについては、非定型的サービスといいますのは、保護者の方の就労を理由としてご利用なさるときに使われるサービスとなります。

それから、緊急サービス、緊急保育ということについては、保護者の方の急な病気ですとか、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない状況でご利用なさる場合において、それに対応するサービスとして実施しています。

私的利用によるサービスというのは、そのほかの理由によるサービスですね。保護者の方のリフレッシュ等による利用に対応しています。

料金については、３種類どちらも変わらず、基本が2,000円となっています。

あわせてお答えするんですけれども、この2,000円が基本の料金になっていまして、８時半から16時半の基本の保育時間に対する利用料になっています。その前後、朝８時から８時半までと、後ろの16時半から17時まで、延長保育として30分間ずつ対応していまして、そこの料金が各400円ずつ頂戴しています。

それから、障害児デイサービスのほうの今年度の特徴としまして、お答えいたします。

今年度の特徴としては、まず今年度は利用児３名。定員は６名なんですけれども利用児は３名お預かりしていて、心身に障害のあるお子さんをお預かりしています。基本は保育士による日常生活の身辺自立を目標として、保護者の方と保育について一緒に計画を立てて、それで保育を実施しています。

それから、毎月１回、言語聴覚士さんによる言葉の教室というものがありまして、そこで個別に指導をしています。各３カ月に一回で、今年度は

３名なので、２カ月に一遍のペースで個別指導を実施して、保護者の方の養育相談ですとか、そういったところにお応えしています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

まず、緊急サポート運営事業についてお答えいたします。

本年度の特徴で、病児をお預かりできるのかどうかというご質問ですけれども、お預かりすることは可能です。ただし、お子様に事前に医療機関に受診していただいて、その症状ですとか、既往歴とか、そういった詳しい情報提供をセンターのほうでいただいた上で、お預かりできるかどうか、実際に受ける提供会員との相談ということになってきますので、制度的には病後児ということでなくて、病児もお預かりすることは可能となっております。

ただ、お預かりしていただく方が、特に看護師とか、そういった資格が必須となっているわけではありませんので、そういったこともあって、お子様の症状とかというのも事前に詳しく把握させていただくというところはあるんですけれども、ただそのお預かりする提供会員様には、規定の講習、１日６時間の４日間の講習というのが必須となっていますので、そういった講習を、それを提供会員になる時点で、そういった講習をされている方ということになっております。

続きまして、ファミリーサポートセンターの運営事業で、こちら利用料金につきましては、平日の朝７時から夜９時まで、そちらが基本時間となりますけれども、そちらが30分当たり350円で、土日だったり平日の19時からはみ出た部分、朝の６時から７時、夜の19時から20時、それと土日祝日、そちらは30分当たり450円の時間設定となっております。

特に指名はできるかというと、希望は言うことはできるんですけれども、実際はその利用会員と提供会員、その時間ですとか、場所とか、まさにそれがマッチングになるわけですけれども、結果としては希望していた方に見ていただくことがかなうということはありますけれども、それも結果としてということで、希望を言うことはできるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

みやしろ保育園主査。

○みやしろ保育園主査（松岡祥哲君）　みやしろ保育園主査の松岡です。

すみません、１点お答えをし忘れたものがありまして、病後児保育の利用料ですね。こちらが一時保育の保護者負担金に含まれるかどうかというところなんですけれども、こちらは利用料は無料なんですけれども、なので、この一時保育の保護者負担金のほうには含まれないということでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございます。

今、病後児保育のことをお聞きしようと思ったんですけれども、この病後児保育というもの自体が、これはみやしろ保育園さんでやっていると思うんですけれども、こちらみやしろ保育園や国納さんに入っている方であればということでよろしいんですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

みやしろ保育園主査。

○みやしろ保育園主査（松岡祥哲君）　みやしろ保育園主査、松岡です。

こちら、病後児保育を利用するお子さんに関しましては、大多数においてはみやしろ保育園なり国納保育園なりの町立の保育園に通っていらっしゃるお子さんがほとんどなんですけれども、中には、ほかの認可保育所なり幼稚園なり、初期保育施設ですとか、そちらの保育園等に通っていらっしゃる園児さんの利用も数名なんですけれども、実績としてございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　わかりました。

一応、病後児保育が無料ということで、この普通の一時保育であると１日2,000円かかってしまうということで、あえて病後児保育のほうに預けられる方がいると、ちょっと聞いたことがありまして、そのあたりが何かチェックとかはされているのかなとは思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

みやしろ保育園主査。

○みやしろ保育園主査（松岡祥哲君）　みやしろ保育園主査、松岡です。

病後児保育の利用につきましては、病後ということなので、まず利用に際しては、一度病院を受診しているというところが前提になっていまして、そこで担当のお医者さんから病後児保育の利用についてという意見を、意見書などは求めては現在はいなんですけれども、そういったところでの利用になりますので、元気なお子さんが病後児保育を利用するとかというようなケースはございません。

以上です。

○委員長（・九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。こちらのほうは大丈夫です。

あと、こちらの緊急サポートのほうですね。こちらが新しく病児保育などもされるということなんですけれども、例えばお子さんが一度普通の保育園に行っていたときに、保育園のほうから熱が上がったのでお迎えにきてくださいというような、保護者に対して連絡があったときに、その保護者からこちらの緊急サポートのほうに連絡をしたら、そのままお迎えにいっていただいたりとか、そういうことは可能ですか。

○委員長（九山妙子君）　野原委員、一問一答ではなく、まとめた質問でお願いしたいので、ほかの質疑に対しては、もう大丈夫ですか。

○委員（野原洋子君）　わかりました。

じゃ、以上で大丈夫です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

子育てひろば担当主査。

○子育てひろば担当主査（市川玲子君）　子育てひろば担当、市川です。よろしくお願いします。

先ほどの緊急サポートのほうで、お子さんが保育園に行っているときの急に熱が出た場合のお迎えは大丈夫なのかというご質問にお答えします。

それは大丈夫です。一応、緊急サポートを使う場合も、ファミサポと同じで登録が事前に必要なんですけれども、一応登録のほうをしていただいていれば、緊急サポートのほうに連絡して、そのマッチング、相手を探していただいてのお迎えになります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢ですけれども、何点か簡単な質問をしますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、予算書の108ページ、社会福祉事業の中の節19なんですけれども、負担金補助金ということで、社会福祉協議会の補助金の減額となっておるんですけれども、この減額の理由をひとつお聞かせいただきたいと思います。それがまず第１点。

第２点目は、予算書の112ページ、11の障害者更生援護事業ということで、19の負担金の補助金の関係ですけれども、前年度より大幅に増額をされているわけでございます。中身については、重症心身障害児等のレスパイトケア事業補助金ということで載っておるんですけれども、それの対象者が増えたということで、この額になっておるんですけれども、例えばレスパイトケアというのは、俗に言う休息という訳で理解しているんですけれども、この拡大した具体的な人数は、どのような人数を見込んでいるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の118ページ、事業名については、墓地埋葬等取扱事業ということで、前年度まで予備費のほうで対応していたわけなんですけれども、この中身についてひとつお聞かせ願いたいと思います。例えば何回分を考えているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、あわせて、これにつけ加えて、例えば埋葬の場所については、何か宗派的なもの、宗派とはいろんなお寺の関係ですけれども、何かそんな関係のほうと提携をしているのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、私たちの予算書ということで、別冊のほうに載っておるんですけれども、この中で56ページのほうの学童保育所運営事業、学童保育所整備事業ということで載ってるんですけれども、例えば先日、現地を見てきました笠原小学校のふじ児童クラブを新しく整備するということで、今準備をしているということで、中身は大体わかっておるんですけれども、あそこのふじ児童クラブの、例えば出入り口はどこにセットをしているのか、特に夜間はあそこは暗いわけなので、出入り口の関係、どのように考えているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じく、今前段者からも若干質問がありました私たちの予算書の58ページのほうなんですけれども、緊急サポート事業ということで、今前段者から質問がありましたものと若干重複すると思いますけれども、この中でちょっと確認しておきたいんですけれども、例えばファミリーサポートセンターが中心にあって、子育ての手伝いをしたい任せて会員、子育ての手助けをしてほしいお願い会員、それから、どっちも会員、援助育児サポートということで、センターを中心にして緊急サポート事業をするわけなんですけれども、この区分けと申しますか、何だかよくわからないんですけれども、この区分けはどのように理解していいのか、ちょっと勉強不足のためにひとつ教えてもらいたいなというふうに思います。

それから、この中で、例えば緊急サポート事業の中で、病気または病気の快復期、早朝、夜間、宿泊を要する場合等の緊急を伴う児童の預かりとなっておりますけれども、例えば具体的に宿泊とか、夜間とか、この時間の関係、先ほど答弁の中で額の関係、時間の関係の答弁をいただいておるんですけれども、これをもう少しちょっと具体的にお聞かせ願いたい。

また、宿泊については、講習会を実施して、それを講習をした方が、要するにこれに当たるとなっておりますけれども、もう少し詳しく中身をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

とりあえず以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

まず、１点目の社会福祉協議会の補助金の減額の理由というところでございますけれども、こちらにつきましては、平成26年当時に、社会福祉協議会では毎年余剰金が発生していることなどから、また、町の財政状況を勘案すると、今後継続していくことが困難であるとかというようなことを踏まえて、平成27年から５カ年プランということで、５カ年を置いて減額を図っていくというような形で社会福祉協議会とお話がついているものでございます。

具体的には、社会福祉協議会みずからが経営的な観点での事業展開を促し、自立運営を促すことを目的に、当時の補助金の５％ずつ、これ150万円なんですが、年間150万円ずつ５カ年ずつ減額していくというような形で社会福祉協議会と町との間で話し合いで合意というんでしょうか、そういったものが取り交わしがありまして、そのような形で平成31年度、来年度が最終年度という形になります。で、平成31年度の予算といたしましては、150万円を減額しているというところでございます。

続きまして、レスパイト事業の内容、それから対象人数等でございますけれども、こちらにつきましては、唐沢委員さんおっしゃったとおり、保護者の方とかが休息をするということで、そういったことを補うというんでしょうかね、そういったことをサポートするということで、まず重症心身障害とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した状況です。その中でも、人工呼吸器とか、あとは医学的管理下に置かなければ呼吸することも難しいとか、栄養をとることも困難な人、こういった方で、かなり重い方を超重症心身障害者という形でなっています。こちらにつきましては、今まで制度があったわけでございます。こちらについて、さらに県のほうで、今年度、平成30年から要綱を改正いたしまして、制度を改正いたしまして、超がなくて重度の方でも、その辺のサポートをしていこうということで拡大をしてございます。それに町といたしましても準じてということでしょうか、ということで平成31年度より町のほうとしても制度を改正して幅を広げるというような形で予算を拡大してございます。

内容といたしましては、対象の人数としましては、今年度は、超重症の方が１名いらっしゃいます。平成31年につきましては、予定ではその方が１名継続、それから拡大することによって、さらに５名の方が、さらに弱い方、超じゃない方でも５名の方を想定しているところでございます。

ただし、これはあくまでも想定でございますので、今後変更が生じる可能性があるかとは思うんですが、それはそのときに対応等をさせていただければと思っております。初めての年でございますので、まずは予算といたしましては、そのような形で今回見積もりをさせていただいているところでございます。

それから、墓地埋葬の内容でございますが、墓地埋葬につきましては、住所居住のある身元の判明のある方で、自宅や病院などで死亡し、死体の埋葬や火葬を行うものがないとき、または、判明しないときに、町がかわって葬祭のほうを代行するというような形でございます。

特に宗派とか、骨とか、そういったものは、特に町のほうではないというか、無縁仏として行っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課主幹。

○福祉課主幹（横内宏巳君）　こども未来室主幹

の横内でございます。

ふじ児童クラブの建設の関係についてお答え申し上げます。

現在、ふじ児童クラブの新たな児童クラブを建設する予定でございますが、こちらの出入り口につきましては、保護者の送迎用となりますが、東武動物公園側の町道に面したところに出入り口を設置する予定でございます。委員おっしゃるとおり、冬などは帰りの時間が暗くなることが予想されますので、外灯などを設置して、危険な箇所がないように十分考慮した構造にしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

緊急サポート事業、ファミリーサポートセンター運営事業、こちらについてお答えさせていただきます。

私たちの予算書の58ページということでお話いただきましたので、そちらの絵をもとに説明させていただきます。

真ん中の上のほうにファミリーサポートセンター、こちらがマッチングを行うところ、わかりやすく言えば、事務局的な運営事務局というところになります。左側のお願い会員、こちらが私どもとして利用会員、子供を見てほしいとお願い会員で利用会員で、右側の任せて会員となっているところが、育児しますよ、お預かりしますよと提供会員というところで、双方の都合がかなったときに、そこでお預かりということになるわけですけれども、下のどっちも会員というのは、自分が都合がつかないときに、うちの子供を見てほしいと、ただ、うちが都合がつくときは、うちの子供もいるのでお子様もお預かりできますよと、どちらもやれますと、需要もあるし供給もという形になるんですけれども、そういった方は、どっちも会員ということで登録していただいてということになります。このどっちも会員の方については、ですから、時として利用会員として、また提供会員として、そういった形でこのファミリーサポートセンターの運営にかかわっていくという形になっております。

料金区分について、先ほど野原委員のご質問で、ファミリーサポートセンターの利用料金についてはお話しさせていただきましたけれども、緊急サポートセンターにつきましては、ファミリーサポートセンターの運営事業より若干というか割高にはなっているんですけれども、日中の設定、朝８時から夜８時まで、こちらは１時間1,000円、さきほどのは30分単価でしたけれども、こちらは１時間単価となっておりまして、朝８時から夜８時までが1,000円。夜間もお預かりできますので、夜８時から朝８時までは１時間1,200円という設定となっているんですけれども、ただ宿泊を伴う場合は、１泊１万円というところになっております。１泊１万円ですね。

宿泊を伴う場合、どういったケースがあるのかと、例えば検査入院する場合とかで、子供をどうしても預けなくちゃならないとか、そういった場合が考えられるのかなというところでございます。

それと、規定の４日間の講習について詳しくというお話でしたので、こちらについてご説明させていただきます。

１日６時間の４日間、24時間の講習となりますけれども、その講習内容といたしましては、緊急サポートの全体的な活動を、こんな感じでやっていますという内容の説明、それと、新生児の保育

と昨今のお母さん事情、お母さんが抱えるそういったさまざまな事情、あとは子供の体と心の発達。あと、お子様を見るに当たっての子供の世話ということで最近の保育グッズ、おもちゃとかですね、最近のはやりのものとか、あとは子供との触れ合い、遊び。それと、お子様の病気の特性、病児の観察とケアですとか、あと感染予防についても項目が入っています。あとは、緊急時というか子供の事故安全管理とか応急処置。あとは、そういった場合がもちろんなければいいんですけれども、心肺蘇生法ですとか、誤飲した場合の除去法とか、そういった内容の研修を受講していただくということになっています。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　福祉課長の渡辺でございます。

ちょっとファミリーサポートセンター、それから緊急サポートセンターの事業がちょっとわかりにくいものですから、補足させていただきます。

ファミリーサポートセンターというのは、これは宮代町のファミリーサポートセンターとして町から委託しまして、きらりびとみやしろに運営していただいております。ですから、原則として会員さんというのは、町内の方に限られているわけでございます。それから、緊急サポートセンターというのは、これは緊急サポートセンター埼玉という全県を網羅するＮＰＯ法人が実施していただいております。

ですから、主体がまず違いますので、運営主体が、その関係をご理解いただきたいと思います。ちょっと図では一緒のように、すみません、見られてしまうような図で申しわけなかったんですけれども、システム的には一緒なんですけれども、運営主体は別になります。緊急サポートセンターにつきましては、ただいま室長のほうで申し上げましたとおり、ファミリーサポートセンターがカバーできないところを、緊急サポートセンターがカバーすると、そういうようなシステムになってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　先ほど墓地埋葬の予算の人数分ということで、ちょっと回答が漏れがございましたので補足させていただきます。

予算上は１人分ということで計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。唐沢ですけれども、何点か確認も含めて再質問させていただきたいと思います。

まず、第１点目のほうの予算書の108ページの負担金補助金の関係で、社協の関係ですけれども、５カ年計画で毎年150万円ずつ減額をしてきたと、来年が最終年度だという話なんですけれども、今、社協の位置づけというのは、大変重要な地位にいるのかなと感じがしますよね。いろんな事業を展開して頑張っている社協なので、もちろん社協と相談をして減額をしていくというふうなことなんですけれども、今後、社協とのいろんな面でやっぱり連携というものが必要なわけなので、今後もこの減額をするような方向で取り組んでいくのか、やっぱり少なくとも今の社協というものは、私は重要な地位だというふうに思いますので、お金の関係ばかりじゃなくして、やはり本町のほうと、特に福祉課のほうと連携というのは結構重要だと思いますので、お金の関係ばかりではなくして、

社協との関係はどういうふうに取り組んでいくのか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、予算書の112ページのほうなんですけれども、障害者更生援助事業ということで、県のほうの若干改正も含めて拡大をすると、支援について拡大するというふうなお話をいただきました。現在、超重症者１名を支援しているわけなんですけれども、今後５名ぐらいに拡大するような予定があるというふうなことなんですけれども、例えばこの超重症者、例えばこれに該当する人の、人と申しますか難病の子供、または高齢者などの介護を要する、そんな介護支援なんでしょうけれども、これを決めると申しますかね、超重症者、それから、これに該当する人は、どこでどのような形で選定をしていくのか、専門家がやるのかどうかわかりませんけれども、どういう形で選定をしていくのか、ひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、予算書の118ページの関係、墓地と埋葬の関係で１名を予定しているということなんですけれども、もちろん未明者ということで町が代行するということで理解をしているんですけれども、例えばこういう人たちをどこに埋葬するのか、ひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。参考までにひとつ、どこにどのような形で埋葬するのか、ひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。大変言葉が悪いんですけれども、人を埋葬するわけですから、どういうような形で埋葬するのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。そこらにというわけにはいかないんでしょうから、その点ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、私たちの予算書の関係、56ページ、笠原小学校のふじ児童クラブなんですけれども、もちろん東武動物公園側の道路を送迎の出入り口ということで、想定はしていましたけれども、現在のふじ児童クラブの送迎は、どこでやっていますか。例えばあそこの池のあるほう、新しい村の池のほうの全く暗いところを、よく学童が帰っていく姿を見るので、おい、大丈夫かなというふうに私は個人的に思っているんですけれども、そういう意味で送迎の関係だけはきちっと、ちょっと心配なもので確認します、現在はどうなっているのか。今後はやっぱり車だけでなくして、人が迎えにくる場合もありますよね。そうすると出入り口だけはちゃんとしてもらいたいなということで質問したんですけれども、どうするのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います、再度。

それから、やはり私たちの予算書のほうで、くどいようですけれども58ページ、今、課長のほうからあれっと思ったんですけれども、なるほど、そこがやっているのかというふうにちょっと初めて気がついたんですけれども、例えばこれの資格を取る話は今伺いました。何回かの講習を受けて認証するということなんですけれども、例えば登録者数は何名ぐらいなのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、この講習を受けた場合、何か認証的なものがあるのかどうか、講習を受ければもうそれでいいんだということで処理をしているのかどうか、これもひとつ再度お聞かせ願いたいと思います。

それから、宿泊の関係なんですけれども、宿泊を利用する場合云々とこのサポート事業の中に載っておりますけれども、この宿泊とはどういうことを意味するのか、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時２９分

再開　午後　４時４３分

○委員長（九山妙子君）　皆さんお集まりになりましたので、再開いたします。

引き続き、福祉課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

まず、１点目の社協との今後の連携というところでございますが、社会福祉協議会等におきましては、他市町でも補助のところがございます。自立を促すということは先ほどご説明させていただいたんですが、今後につきましては、その事業内容に対応してそれぞれ今後は社協との連携をかかわっていきたいと。

お金の面でありますけれども、例えば今年度でございますが、今年度さらに、来年度もなんですが、子ども食堂というのを社会福祉協議会が実施してございます。そちらのところにおいては、町のほうで進修館を利用されているわけですけれども、そちらの会場の使用料等についてはこれとは別に補助をしているところでございます。新たに150万円とは別に補助をしているというようなところでございます。

それから、また、補助のあり方といたしましては、作業所の移転とかありますけれども、作業所については、今現在、無償で貸し出しているとか、そのような形で金額だけでなくて、そういった土地の貸し出し等も含めて支援をしていきたいと考えているところでございます。

また、町といたしましては、これから地域福祉の増進等がございますので、そういったものを含めて、社協とは当然、切っては事業は進めていけないというところがございますので、今後も連携を密にして、対応を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、２点目のレスパイト事業、どこでどのような形で対象者を決めるのかというところでございますけれども、先ほど、重症心身障がい児者とは知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方というような形でご説明させていただいたところでございますけれども、超重症心身障がいの方につきましては、要綱の中でこういったそれぞれ医療的ケアするに当たってスコアがあります。そちらのスコアによって、現在であればそのスコアの加算点が25点以上ある場合については超重症心身障がい児というような形で現在取り扱っているところでございます。

こちらの点数がいずれかに該当するような場合について、今度は「超」がとれて重症心身障がい児ということで、今回拡大する部分というよう形なってございますので、このような形で要綱等に定められた内容で決めているところでございます。

それから、３点目の墓地埋葬の埋葬の関係でございますけれども、埋葬につきましては、町のほうで葬祭業者のほうに委託をして、葬祭のほうをやっているところでございます。

そちらの葬祭の事業者のほうで、そこでいつも埋葬しているお寺がございまして、そこのところで無縁仏としておさめているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課主幹。

○福祉課主幹（横内宏巳君）　福祉課こども未来室主幹の横内でございます。笠原小ふじ児童クラブの関係でお答え申し上げます。

現在の笠原小ふじ児童クラブの送迎用の駐車場といたしましては、笠原小学校の体育館の入り口の前あたりに８台程度とめられる駐車場がございまして、こちらを使っていただくことにはなっておりますが、委員からお話がありましたとおり、新しい村側の木戸があるちょっと狭いところから、徒歩で出入りしている方もいらっしゃいます。やはりこちらの場所は暗いので、現在、簡易な電灯を設置しているところではございます。

今回の新たな整備におきましては、見学していただいた区画の中になるべく多くの駐車場を確保するとともに、また新しい村側から徒歩で出入りする方の安全も確保できるよう十分な外灯設備を設置したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。ファミリーサポートセンターの登録者数についてお答え申し上げます。

２月末の情報で、利用会員ですので、先ほどの私たちの予算書の58ページの絵の左側、お願い会員となっているところです。利用会員、こちらが28人、子供を見てほしいという方が28人の登録、提供会員、絵の右側の、こちらですと任せて会員となっていますけれども、お子様お預かりしますよ、お預かりできますよという方の登録が38人、合わせて66人の会員によって運営されているという状況でございます。

先ほどの規定の講習を受講した場合に認証等出るのかというご質問でございますが、こちらは特に認証、そういったものが発行されるわけではございません。ただし、その講習自体は、緊急サポートを運営している埼玉緊急サポートセンター、そして、宮代町がファミリーサポートセンター事業を委託している「きらりびとみやしろ」、そちらの共同開催により受講というか研修を行っておりますので、受講済みの方の情報は双方が承知していると、そういう状況でございます。

緊急サポート事業において、宿泊を要する、伴う場合ということで、先ほど例示として検査入院等というお話をさせていただきましたけれども、そのほかにも、例えばお仕事をされている人でどうしても泊まりの出張とか、外せない仕事があって、ただ子供が小さいので連れていけないといった場合なども想定されるところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

唐沢ですけれども、時間の関係ありますから、１点だけちょっと確認しておきたいんですけれども、例えば、今、緊急サポートの事業の関係なんですけれども、きらりびとに委託をしているということなんですけれども、例えばこのきらりびととの契約的なものは何か残っているのか、あるのか、ひとつその点をお聞かせ願いたいと思います。もし契約書あれば、ひとつ見せてもらいたいなというふうに思います。以上、よろしく。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

きらりびとみやしろさんと業務委託契約を結んでおりまして、事業を開始したのが今年度の６月からで、実際運営が始まったのが７月からというところでございますけれども、今年度、平成30年度業務委託契約を締結しておりまして、31年度も引き続きその予定でございます。

契約書について、今、この場にお持ちしていないので、ごらんいただくことはできませんけれども、委託契約にて事業を行っているというところでございます。

後ほど用意させていただきます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

前段の人と同じようなところがありますけれども、違った言葉でちょっとお聞きしたいと思います。

108ページです。社会福祉事業でございます。

今年度、社会福祉協議会の自立の観点からということで、補助金が先ほど150万円、５カ年計画、今年で終わりだということで言っていましたけれども、この補助金をカットした影響というのですか、どういうふうになっているのか。社会福祉事務所、この５年間で利用者の負担というのが多くなったのか、少なくなったのか。

社会福祉事業で、借りてやっていると思うんですけれども、この協議会に補助金を渡したお金でこの社会福祉協議会利用している人たちですよね、そういう人たちの負担がどうなっているのか、５年たって。その辺のところもおっしゃってください。

それと、福祉作業所はそういうのが町でということで言っていましたけれども、この福祉作業所は老朽化しているということで聞いているんですけれども、その辺のところを今後どうするのか、町としては。これ、社会福祉協議会にお任せするのか、それとも町としても監督として、やっていくのかどうか、その辺のところもお聞きしたいなと思っています。

それと、108ページの、資料では６ページになると思います。

障がい者の医療費状況ということといろいろ書いてあるんですけれども、これらの問題と、あと111ページ、障害者総合支援事業でございます。この辺のこの観点でどういうふうに仕分けしているのかなと思っています。

特に障がい者の医療費状況ということで、利用人数が38人とか20人とか、受給者数が489人とかと書いてありますけれども、この辺のところの登録者というんですか、これだけ登録しておいて、これだけの人にやっているのかどうか、その辺の利用状況というんですか、ちょっとわからないんで、その辺のところも教えていただければありがたいなと思っております。

それとあと、先ほど言いました障害者総合支援事業でございます。資料９ページによると、訓練給付費、利用件数とも30年度は減となっていますが、恐らく３月で同じぐらいになると思いますけれども、そういう中でも就労移行支援、継続Ａ型とＢ型の利用人数が減っているということなんですけれども、その辺のところの理由をちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、112ページで、障害者更生援護事業、本年度の特徴として、先ほど言いましたレスパイトケア事業を実施されているということで、１人の方を今回は対象なんだということで言っていましたけれども、対象としているんですけれども、この施設というのは自宅でケアをするんでしょうか、それとも宮代町以外の施設、どこかの施設でケアするのかどうか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

それと、あと、112ページです。

福祉タクシー券利用料金助成制度なんですけれども、皆さん使っているということで、ただ、この辺ところのあれというのは、利用条件というのが何かあるのかないのか、なければないで結構で

す。申し込み者全員にやっているんだよということであれば、それはいいです。あるのかないのか、ちょっと教えていただきたいなと思っています。

あと、先ほど前段者も言っていましたけれども、基地埋葬等取扱事業と墓地埋葬取扱費でございます。30年度でこれを取り扱ったケースというの宮代町はあるんですか。その辺のところも。

もしあったとしたら、これは身元不明とかいろんなことあると思うんですけれども、宮代町民だったのかどうか。これ、病院で亡くなったのか、それとも自宅で亡くなったのか、その辺のところも教えていただきたいと思います。

それから、福祉課の子ども子育て支援です。

資料の15ページを見ると、待機児童が平成30年度では、定義に基づく公表値が16人、10月１日時点で保留通知を発行数が63人ということになっています。この保留通知発行数というのは、多分申し込んでも自分の意に合わないということで、ここはちょっと場所的に悪いということで保留されていると思うんですけれども、万が一、この63人が入った場合、当然足りなくなりますよね。その辺のところの対策というのはどういうふうになっているのか。確かに公表値では16人で新しい保育園をつくるということで言っていますけれども、小さな保育園をつくるということを言っていますけれども、保育所つくると言っていますけれども、この10月時点の人が入るということになったら当然足りなくなると思います。先を見込んでいるのかどうか、ひとつお願いします。

あと、120ページになります。

学童保育所運営事業と学童保育指導員の賃金が上がったんですけれども、私はこの学童保育指導員の仕事は大変きついと思っています。自分の孫が家に帰ってきても、その子を一日面倒見る、ましてや30人先生として見るんじゃ大変きつい、私なんか早く帰ってほしいと思うときがあります。大変きついと思っております。

私は、1,000幾らというんじゃそれは最低賃金ですよ、本当に。私は1,500円にするべきじゃないかなと思っております。その辺のところをどういうふうに考えているのか。

近くの自治体では、あともう一つ、学童保育を民間委託に動きが強まっている。たしか白岡とか春日部あたりがそうだと思います。

宮代町はその辺のところ、どういうふうに考えているのか、将来的に民間委託にするのかどうか。指定管理にするのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

あと、122ページです。

児童福祉対策事業、ニーズ調査をすると説明していますが、内容はどんな調査をするのでしょうか。また、どこに委託するのか。その辺のところも聞きたいなと思います。

それと、子供の医療費の支給事業、資料では１ページ、２ページになるのかな。見ますと、埼玉県では全ての自治体で中学卒業まで窓口払いは廃止になっていることと思うんです。そして、新たな制度として18歳まで入院、通院の助成制度があります。なっていると思います。これ、20ぐらいなっていますよね、もう。60、40、何件でしたか、埼玉県で。そういうふうに多くなってきているということなんですけれども、これは子供の医療費、町として18歳までやるのかどうか。

これは宮代町では人口を増やす政策があると思います。若い子育て世帯の人たちというのは、いろんなスマホだとか情報交換をやり、どんなサイトがあるのか、対策してこの自治体に入るか入らないかということでやっていると思います。

本当に子育て中の世代というんですか、有利なまちを選ぶということで、やっていると思います。

この辺のところを町としてどう考えるのか、子育ての観点から、ひとつお願いします。

最後になりますけれども、保育園の料金でございます。資料12ページを見ると、宮代町では平均保育料が上限、平均保育料を見ても埼玉県平均より上回っています。

資料９ページを見ますと、階層による減額者が127人ですか、３人目は保育料０となっていますけれども、０の人が23人。あと２人の人が50%値引きで76人いる。３人目以降は保育料が無料となっています。圧倒的に子供の数が、一人っ子が多くなってきている。

私、この子育て世代を応援するために保育料を下げるべきじゃないかなという感じがするんですけれども、その辺のところはどう考えているのか質問したいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質問の中に１点ありました、山下委員、作業所の関連がありましたけれども、こちら福祉協議会のほうに移管されていますので。

町の事業ではない……

○委員（山下秋夫君）　わかっているんだけれども、結局、町のほうで支援とかそういうのしないとだめじゃないかということで。

○委員長（九山妙子君）　わかりました。じゃ、そのような質問ということで受けとめます。

答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

まず、１点目の社会福祉協議会への補助金が減額されたことによる利用者の負担の影響は出ているのかというようなご質問でございますけれども、こちらにつきましては、あくまでも町のほうとしては社会福祉協議会のほうの人件費に充てるための補助金というものを補助しているところでございます。

また、社会福祉協議会におきましては、県の補助金とか、あとは会員さんの会費とかそういったさまざまな収入があるかと思います。そういったところで事業に関して町のほうが補助金を削減したことによりまして、利用者への負担が増えているのかということに関しては増えていないというように考えているところでございます。

それから、作業所の老朽化の問題でございますけれども、今、当然老朽化しているということで、早急に町のほうでも新たな福祉作業所のほうを新設なり、そういった何か対応しなくちゃいけないというところは当然考えているところでございまして、現段階でも社会福祉協議会と連携して、現在の老朽化している、手狭であるというようなところでございますので、新たな建設をめどに作業所のほうにつきましては、調整を図っているところでございます。

こちらにつきましては、埼玉県の補助金等を活用しながら行っていくというようなことが不可欠であると考えておりますので、その辺の県との調整も踏まえて、現在、社会福祉協議会のほうと調整をしているところでございます。

町のほうといたしましては、その関連で町のほうの土地、町で所有している土地のほうを、できればその施設の建設の用地として貸し出しできればというような形で考えているところでございます。

それから、２点目の資料６ページの障がい者医療の件でございますけれども、こちらにつきましては、障がい者の自立支援医療ということで、予算書の111ページの上段のほうに19節負担金補助及び交付金、こちらの自立支援医療費に中に含ま

れているものでございます。

こちらにつきましては、当然登録というか、申請をしていただいて、こちらの町のほうで窓口で受給者証を発行して、利用していただいているというようなところでございます。

それから、資料の一番下段の重度心身障害者医療費支給事業につきましては、予算書の108ページ、109ページの⑶重度心身障害者医療費支給事業、こちらの事業でございます。こちらの資料の３項目めの自立支援医療、こちらの精神通院に関しては、こちらのほうは米印で下に書いてあるとおり、医療費のほうは埼玉県のほうで負担しているというようなことで、町のほうで先ほど説明させていただいた負担については更生医療と、２点目の育成医療というような形になっているところでございます。

それから、３点目の資料９ページの障害者総合支援事業の就労継続Ａ，Ｂが減っているというような、こちらの理由でございますけれども、現在、こちらの30年度の数値につきましては、１月末の数値でございますので、まだ確定した数字ではございませんので、若干少な目には出ているところではございますが、途中経過ということでまだ数値が変わるところがございますので、現段階では下がっているというように見えるかもしれませんが、一概に減っているというような、現段階では言えるところではないかと思います。

ただ、減る理由といたしましては、その方が就労Ａというのは雇用契約を結んで行うもの、それで就労Ｂというのは結ばないで就労を行うというような形でなっているわけでございますけれども、こちらにつきまして、就労のほうをやめてしまうというようなケースにおいて、こちらの件数が民間に移行したり、就労移行、また一般の企業への就職のほうに行くとかそういたケースにおいて利用者の数が減るというようなことがあるかと思います。

それから、予算書の112ページ、レスパイト事業の件でございますが、こちらについては、当然在宅で医療的ケアとかを行っていただく両親とかが、出かけるときとかに利用するものでございますので、施設のほうで預かって行うというようなお答えでございます。

こちらについては、現在、今年の対象者については町外の施設のほうの施設に行って預かっていただいているというところでございます。

それから、同じく112ページの福祉タクシー等利用料金助成事業のこちらに利用条件はあるかというところでございますが、対象者につきましては、まず、身体障害者手帳の１級、２級、３級、４級は下肢障がいのみの対象となってございます。

それから、療育手帳の場合は丸Ａ、Ａ、Ｂ所持者、それから、精神障害者保健福祉手帳所持者については１級、２級、それから、指定難病医療受給者証所持者、または特定疾病医療受給者証所持者、こちらが福祉タクシーの利用対象者となっているところでございます。

この中で申請があった方に交付を行っているというところでございます。

それから、先ほどの予算書の118ページ、119ページの墓地埋葬等取扱事業、こちらの30年度の実績というご質問ですが、こちらについては平成30年度においては１件ございます。こちらの方についてはご自宅で亡くなっているところでございます。身元の引き受けのほう、町のほうでも当然お願いしたわけでございますが、引き受けられないということで、やむを得ず、今回、町のほうで対応させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

山下委員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず１点目、児童福祉子育て支援関係、１点目の保育所の待機児童数に関してご質問へのお答えです。

資料15ページの上段の表、保育所の待機児童数、直近５年度分の情報が掲載してありますけれども、こちらの31年度４月１日の見込みの数字、確定ではないんですけれども見込みの数字がありまして、そちら申し上げますと、４月１日時点での保留通知発行数が20となる予定でございます。その隣の欄、定義に基づく公表値、定義上の待機児童数が３人となる見込みです。

保留通知の20人につきましては、そのうち９人につきましては、みずからが保留通知を希望しますと、育児休暇取得のための保留通知、入れなくていいので、保留通知を出してくださいとそういう状況もございます。

ですので、山下委員おっしゃられた昨年10月１日の63人ということではなくて、現状では20人という児童が対象になってくるのかと思いますけれども、町の考え方といたしまして、この４月に小規模保育施設が１つ開所の予定があるというところと、そこでは０歳から２歳までの受け入れとなりますので、それよりも上のクラス年齢、３歳から５歳の子供を受け入れるいわゆる認可園が必要というところもありますので、民間事業者と確認の上、民間事業者主導で認可園が１園整備できればということで、話を進めている状況がございます。認可園１園できることによりまして、当面は待機児童を生じさせなくて済むというところで考えている状況でございます。

２点目の学童保育所、予算書の120ページということでお話ありました。

120ページ、学童保育指導員の賃金を上げたことは理解できるということで、1,500円ぐらいが妥当ではないかという内容のお話だったかと思いますけれども、学童保育指導員、現状宮代町では月額報酬の非常勤職員、それとオフィスサポーター、こちらは時間単価での賃金の給付というところになっていますけれども、それぞれ月額の非常勤職員につきましては、町の非常勤職員全体のバランスの中での報酬設定というところもこれまでありまして、ただ30年度におきましては、所管する総務課と関係課の調整によりまして、全体的なバランスの中でも特に需要が高い職種につきましては、政策的にその額を変えていくというところで決定が行われまして、学童保育の非常勤職員についてはそれが反映された経緯がございます。

あわせてオフィスサポーターにつきましても、いわゆる資格あり資格なしそれぞれ賃金単価の設定がありましたけれども、それぞれやはり政策的にということで、資格ありのオフィスサポーターにつきましても、またこれまで一般事務職と同じ単価であった資格なしの学童保育指導員につきましても一般事務とはそこで差異を設けるということで、そのような形で政策決定されて、この４月１日以降の勤務分から賃金や報酬にはね返ってくるというところでございます。

なかなか山下委員のおっしゃられる1,500円というのは、それが妥当かどうかというところあるんですけれども、現状ではなかなか難しい状況があるのではないかなと考えるところであります。

あと、学童保育に関しまして、今後の民間委託ということありましたけれども、指定管理への意向につきましては、実際近隣で指定管理に移行し

ている自治体があるのは承知しているところです。ただ、それにはこれまでの自治体の直営からは費用負担が多く出ているというお話も聞いていまして、今後、１年後のそこで働く学童保育指導員を町で雇用するには公務員制度改革によって、会計年度任用職員としての位置づけ、そういったことも出てきますので、それによるコスト、あとはそれを指定管理に切りかえた場合のコスト、その辺のバランスを見た上で町として学童保育所を運営していくには、どう考えていったらいいのかというところは今後整理する課題として承知しているところでございます。

申しわけありません、先ほど学童保育指導員の報酬の関係、この４月１日からと説明いたしましたが、申しわけありません、本議会で上程中というところでございまして、ご審議をお願いしているところですので、先ほどの私のそこの部分の発言に関しましては、おわびして訂正させていただきます。失礼いたしました。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課主幹。

○福祉課主幹（横内宏巳君）　こども未来室主幹の横内でございます。

予算書122、123ページの子ども子育て支援事業計画策定委託料につきましてお答え申し上げます。

今年度計画策定のためのニーズ調査、アンケート形式の調査でございます。こちらを実施しておりまして、業務委託先は株式会社サーベイリサーチセンターでございます。

来年度はこのニーズ調査の結果などをもとに事業計画を策定するため、今回予算要求させていただいているものでございます。

業務委託先につきましては、来年度計画策定を適切に行える業者を慎重に選定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

こども医療費に関するご質問にお答えさせていただきます。

資料の１ページ目、２ページ目ということでご質問ございました。

２ページに県内のこども医療費助成制度の実施状況一覧というか掲載させていただいております。

こども医療費の18歳までの拡大につきましては、これまで町議会の一般質問でも福祉課長がお答えさせていただいたという経緯がございますけれども、そもそもこの18歳までというのは、全県的に実施ということに関しまして、町村会を通して要望していたのは……、私の勘違いでして、18歳までの引き上げではなくて窓口払いの廃止で、それを全県的にできればということです。申しわけありません、訂正させていただきます。

18歳までの通院、入院、これを年齢引き上げますと、町の財源的にも1,300万程度新たな費用負担が出るというところもありまして、子育て政策を含む町全体の政策の中で、何を優先するのかといったところもありますけれども、現状では、もちろん近隣の状況も引き続き確認した上でというところはあるんですけれども、現状では18歳までの引き上げは行う状況にはないというふうに考えているところでございます。

続きまして、保育料に関するご質問にお答えいたします。

資料の12ページということでご質問いただきました。

宮代町の保育料が県平均からすると高くなって

いるのではないかというところからのご質問でございますけれども、保育料の考え方につきましては、昨年５月、町の経営会議におきまして、前回の保育料改定から５年を経過するというところもありまして、見直しの時期に来ているというところのもとに、それと、2020年からの無償化の流れ、当時はそうなっていました。この10月から無償化という形にはなってきますけれども、無償化を目前にして保育料を改定する、しない、そういったところを経営会議に諮ったところでありますけれども、現状では３歳から５歳、そういった幼児教育の無償化もあるということもありますので、現状では保育料の改定は行わないという決定を得たところでございます。

県平均では、宮代町の保育料、若干上回っているところはありますけれども、埼葛12市町でそれを捉えた場合には、12市町平均よりも若干下回っているという現実があることはお話として添えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　社会福祉事業でございます。社会福祉協議会のほうの自立の観点から毎年150万を５カ年で、今年で終わりだと思います。利用者の負担がないということでそれを信じて私、受けとめました。

それと、作業所ですが、福祉作業所、土地の提供だとかそういうのもやっていくんだということで、今後、進めていくということで、これはいつごろまでにやるつもりでいるんでしょうか。まず最初にこれは聞きたいと思います。

あと、障害者総合支援事業でございます。雇用の問題なんですけれども、一般の就労した方が減っているんではないかなというのが支援と継続Ａ型とＢ型ですね、利用人数が減っているというのが、雇用したからということなんですけれども、その辺のところの把握というのはしていないでしょうか。何人雇用したとか、どこに行ったかとか。

やっぱりこういう障がい者に対して、最後まで責任を持つというのが、町の福祉の関係じゃないんですか、ここら辺のところは。やはり最後まで面倒を見る。その辺のところやっていないんでしょうか。

あと、このレスパイトケアですか、これは町外でやるんだと言っているんですが、これは救急車か何かで運ばれるんですか、それとも自分で運んでいくんですか、それともそこの職員が来て、やってくれるんですか。その辺のところが観点としてはどうなっているのかなと思いまして、ちょっとわからないので、その辺のところも教えていただければありがたいなと思っています。

それと、福祉タクシー券のことはわかりました、細かくなっているということでは。

それと、１件あったということなんですけれども、この１件というのは自宅で発見されたということなんですけれども、これは発見されたんですか、それとも何か死んだということをその日でわかったわけですか。発見なんですか、それとも……、わからないその辺のところは。20日か１カ月ぐらいして通報されて、発見されたのか、ちょっとわからないんで、その辺のところの状況というのを教えていただきたいと思います。

そして、この発見された人は保険証を持っていたのかどうか。万が一発見だとすればですよ。通院中だったのか、その辺のところもちょっと教えていただきたいと思います。

現在、学童保育所と保育園の先生の賃金が上がるということで、きちんとやっているということなんですけれども、その後指導員では私も反対をしません。賛成です。やっぱり指導員の、また後

やるんですけれども、最低賃金と私は同じじゃないかなという感じがするんですよね。本当にこれで御飯を食べている人だったら、食べていけませんよ、はっきり言いますと。

やはり最低賃金というのは最低ですから、それに毛が生えたぐらいで本当にこれでいいのかどうか、やっぱり指導員の資格を持ったり、保育所の先生の資格を持ったりした人たちが資格を持っていても最低賃金と同等ぐらいの賃金しかもらえない。ちょっと私は納得いかないなと感じる。

それと、この近隣の状況というのはどうなんですか。何か、指導員の奪い合いもあるということで、学童保育だけでなく保育所の先生の奪い合いもあるということも聞いているんですけれども、その辺のところはどうなっているのか。学童保育が民間がやると高くなるからということで、今、答えられていましたけれども、その辺のところの調査というのはしているのかなと思って。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　いやいや、やっぱりここで、委員会ですから聞きたなと思います。

それと、子供の医療費です。ここに資料にも載っております。もう18歳まで17団体、入院の場合は18歳まで20団体ということで調べなくてもここで出ていますね。もうこれだけ全部で埼玉県63あるうちに20団体、もう３分の１になっています。

その辺の状況。本当はこれは国とか県のほうがやるべきだと私は思っております、そりゃ。町に負担しろということでやるんじゃないと。町のほうで言っている県のほうに要請しているというものもわかります。しかし、自治体のほうで子供の子育て応援をするんだということで言っていますので、その辺の観点からやるべきじゃないかなと思うんです。もう一度、その辺のところはどういうふうに思っているのか、これだけの団体数がもう18歳まで、20団体ですよ、もう。どうなんですか、その辺のところは。

それと、最後になります。

保育料です。これ、来年度10月だか保育料がただになるからと。でもこれは消費税が上がるということを前提にですよ、言っているのは。上がらなかったらどうするんですか。やらなかったら。

やはり町民の意見もよく聞くべきだと。高いと言っている人もいますよ、そりゃ、確かに。高いと言っていますよ、保育料。皆、一人っ子が多いでしょう。

検討しているというんだったら、検討すればいいんじゃないですか。検討したというんだったら。消費税が上がるからそれまでもただになるんだから。ただにならなかったら、じゃ、どうするの。そのままですか。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

まず、１点目の作業所がいつごろまでにできるのかというようなご質問でございますけれども、早くてというか、最短のスケジュールで言いますと、31年度に設計等、早ければ社協のほうでやっていただくと。そして32年に県の協議を行って、33年度が補助金がつけばのお話ですけれども、本当に最短のペースだと平成33年度が最短なのかなというふうに考えておりますが、現在、県のほうに確認いたしましても、なかなか補助採択が難しい状況だと、県内、お話がありますので、ただ、申請をしなければ、なかなか採択も難しいというところでございますので、町のほうとしてもできるだけ早くそういった施設ができるよう協力を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、就労先の把握ということでございますけれども、こちらにつきましては、個人がそれぞれ個々の契約ということでございますので、町のほうで全て把握をしているというところではございません。

それから、次のレスパイトの施設のそちらのほうに行く行き方でございますけれども、こちらについては、現在の方については、親がお子さんをそちらの施設まで連れていって、施設のほうを利用しているというような状況でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

社会福祉担当主査。

○社会福祉担当主査（関根雅治君）　福祉課社会福祉担当主査の関根と申します。よろしくお願いします。墓地埋葬等取扱事業の30年度の１件の状況についてということでお答えいたします。

発見の状況につきましては、町としましては、警察からの遺体引き取り依頼により確知したところでございます。

発見した当時の状況というのは、自宅で亡くなられたところを発見されたと聞いております。所持品の中には保険証等ありまして、警察のほうで身元を判明して、町のほうに依頼があったところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

学童保育指導員の賃金、これでいいのかというご質問をいただきました。

町で政策的にという部分も含めて、そういう方針を出しているので、いいか悪いかという判断よりはこれでいくというところでございます。

続きまして、その処遇によって保育士や指導員の奪い合いがあるのではないかというところですけれども、実際、奪い合いというところまでのお話は入ってきておりません。ただ、処遇がいいところに移っていくというのは、その人がどう思うかというところですので、それが奪い合いになるというのであれば、そうなのかもしれません。

指定管理の近隣の状況につきましては、把握はしております。現状、近隣ですと春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、当町も一部指定管理を行っているところがあります。

公立で直営しているところは、近隣ですと杉戸町ですとか、蓮田市、そのような状況は把握しているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　福祉課長、渡辺でございます。

若干、今のまず１点目、学童保育の補足をさせていただきますけれども、近隣の指定管理につきましては、社会福祉協議会にお願いしていたり、市が学童保育協議会という任意団体をつくって実施していたり、実質的に指定管理にはなっていますけれども、直営と余り差がないというような状況もございます。

それから、賃金の見直しにつきましては、近隣との比較、それから民間との比較、こういったものを熟慮した上で考えておりまして、その関係で今回は大幅な引き上げの案をつくらせていただいたというところでございます。

それから、ご質問のこども医療費の関係につきましてお答えをさせていただきます。

ご質問の中でもございましたけれども、本来は国・県が少子化対策として責任を持った対応をしていただくべきということを常々申し上げており

ますけれども、県が未就学児の３分の１だけ補助するというような状況が現在の状況でございます。

議会の皆様にはその辺も十分ご理解いただきまして、平成28年の６月議会でしたか、国の措置を増やすようにという意見書も出していただいておりますので、皆様にはすごくご理解をいただいているものというふうに考えておりますけれども、そのとおりでございまして、国・県が責任を持った対応をしていただくのが本来であるというふうに考えてございます。

ただ、現状では、そういった状況がございませんので、町としてどう対応するかということになってまいりますけれども、先ほど室長からも申し上げましたとおり、財政負担で言いますと一般財源で試算したところ約1,300万、そのような状況がございます。

子育ての中でも保育、それから学童保育いろんな支援の形がございます。ファミリーサポート、緊急サポート、そういったさまざまな施策の中でどう一般財源を生かしていくべきか、あるいは福祉以外の分野の施策との兼ね合いはどうなってくるのか、その辺を十分見きわめて対応していかなくてはいけないというふうに考えております。

それから、18歳まで拡大ということでございますけれども、16歳から18歳までというのは、これは厚労省の統計でも男女別で若干差があるんですけれども、赤ちゃんからお年寄りまでの全世代の中で最も医療費が少ない世代でございます。そういった点で、やはり負担を考えますと、先ほど申し上げたほかの施策とのどこに町として比重をかけていくことが効果的なのか、子育て支援ということを考えました際にも、そういったものをよく考えていかないといけないというふうに考えております。そういった中での選択というふうに考えております。

それから、保育料の無償化の問題でございますけれども、今現在、国が無償化をするということを前面に出して進めておりますので、現状としては町にもその情報が入ってきておりますので、その情報を実施されるものというふうに受けとめるしかないというふうに考えております。

これは、消費税の引き上げが中止されたらというご質問ございましたけれども、実際に中止があり、無償化がされないというようなことが、もし出たときにはそれはまた検討させていただきたいと思いますけれども、現在の流れといたしましてはもう10月には無償化がされるということでございますので、今、町として特に変更する必要性、メリットが小さいのではないかという判断をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

簡単に数字的なことじゃなくて、簡単に２点ほどお聞きいたします。

１点は保育園の関係で、今いじめがないのかどうか。もしあったら、どういう対応をするのか、それを聞かせてもらいたいと思います。

もう一点は、いちょうの木の施設改修予定図面が来ましたけれども、まず、階段、「児童が容易に通行できない」というこの「容易」とはどういう内容なのか。完全に通行できないというのならわかるんだけれども、容易に通行できないというのはちょっと文章的に理解に苦しむんだけれども。

もう一点は、保育室の垂直降下方式避難袋、これ、何分ぐらいで全員がおりられるのか、それを教えてもらいたい。というのは安全を、子供のためを考えて私は聞いているんですから、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

みやしろ保育園所長。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　みやしろ保育園で所長をしております吉田です。保育園内でいじめが起こった場合にどのような対応をするのかというご質問にお答えさせていただきます。

保育園内で言いますと、いじめ、昨今ニュースで取り上げられているような、対象が小さいお子さんなので、そこまで大きなものというのはなく、それでもやはり子供たち本能で動く、まだ善悪の分別とかがまだ未熟なもので、そういう何げない一言ですとかというときには、それを見つけた場合、やはり人数も少人数で比較的20名弱で四、五歳児に限っては保育はできておりますので、そういう場合にはその都度、その都度言われたときのその子の気持ちを考えるですとか、言ったあなたの気持ちとはどうかなとかというところを言って保育をしております。

余りにも身に余るという行為は正直ありませんが、あった場合にはやはり保護者の方も交えて事実をお話しして、おうちで変わった何か家庭環境ですとかないかということを伺っていくというふうにはする保育をしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

当初予算で……。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員、この質問は補正予算のほうで。こっちは予算のほうなので、違うそうです。

○委員（小河原　正君）　せっかく、これ配られてきたから、だったらきょう配らなければよかったんだよ、こんな大事なこと。答えられないんなら、答えられないと言ってよ。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　お答え申し上げます。

小河原委員おっしゃるように、「容易」という表現、容易でも困難でも通行できてはうまくないわけですので、実際は所有者に確認して、鍵を取りつけるというところは確認しております。文章上、好ましい表現でなかったというところはそのとおりですので、おわびして訂正させていただきます。

避難袋、こちらを使って実際、災害があったときに脱出するに当たって、所要時間がどれくらいなのかというご質問につきましては、そこまでの情報を持ち合わせていませんので、確認の上、改めてご報告させていただきます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　当初予算だから、再質問するとまた怒られそうですけれども、子供のことだから、配られた以上は本気で考えないわけにはいかないですよね。ただ、一番の通路の問題は理解しました。鍵をかけるということだからね。

避難袋について、これからというのはちょっと遅いよね。これは何かあったとき、30分も40分もかかったら意味がないんですよ、全員おりるのに。それをちゃんと何分ぐらいで全部避難できますというのぐらい教えてもらいたいですよね。じゃないと子供をあそこに預けるのに、あのうちが悪いとかそういうんじゃないよ、預けることが決まった以上、本当に真剣に考えないといけないでしょう。何かあった場合、何があるかわからないから、今の時代は。

ただ、こうやっているだけじゃわからないです。

そういうことで、後で、もし答えられなかったら結構ですから、入所者何人で何分で避難できますというの教えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　垂直降下方式の避難袋とは、皆様がよくご存じの斜めにおりていく避難袋、滑っていくやつございますよね。あれじゃなくて、縦型の避難袋で、らせん階段の中をらせん階段みたいに中を回りながらおりていく避難袋であります。滑っておりていくのには変わりはないんで、比較的速いものであります。

これは、実際つけてから、訓練もしたいというふうに思いますけれども、普通にやれば１人が１分ぐらいの時間でどんどんおりていける器具というふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　必ず何分というのが、ちょっと申し上げにくいので、それ子供たちのなれぐあいにもよりますので、訓練をしてより短くできるようにしていきたいというふうに思います。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑は。

丸藤委員。

質問、ほかの方いらっしゃいますか。

じゃ、続けて丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

では、民生費の事項別明細書で順次質問させていただきます。

まず、108、109ページの社会福祉事業でございます。

この中の社会福祉推進事業補助金、これは社会福祉協議会の自立などの観点から社会福祉協議会への補助金を減額するということなんですけれども、これはどこまで減額するんでしょうか。町の財政もあるのでという説明がありましたが、これはどこまで計画的に減額されるのか、その点１点。

それから、前段の議員ともう大体話、答弁がありましたので、ダブらないところでお願いしたいんですが、確認です。

122、123ページの特に委託料。

児童福祉対策事業の委託料の関係でございますが、今、子供の貧困、子供の７人に１人が相対的貧困と言われて、平均所得の半分以下の水準で暮らしているというふうに言われておりますが、こういった意味でも子ども子育て支援事業計画策定が必要だということで、昨年はニーズを、子供の実態をきちんと把握して、それで、その把握したものをベースにして事業計画を策定するということなんですが、これは31年度内にできるということなんですけれども、これは今のところ、いつごろ計画ができるのか、その点、確認をさせていただきたいと思います。

それから、126、127ページの保育園費なんですけれども、先ほど山下委員も待機児童の件を質問されておりましたが、そうしますと、私はこの資料を見ると待機児童はなくなるのかなというふうに思ったんですけれども、実際、４月１日時点で３人、定義に基づく公表値３人ということなんですが、これ、ゼロにならないんですね。

そうすると、10月１日時点でもさらにこれまでも増えておりますから、この点では、町長も保育所待機児童はゼロにするというふうに公約を掲げていると思うんですけれども、こういった点から、もう既に４月１日で保留通知発行数が20人、それで定義に基づく公表値が３人ということなんでけれども、これはどういうふうに解消されるのか、そのための保育所の受け入れ最大人数だとか、資料にも出ていると思うんですけれども、この点についてどのように待機児童ゼロに向けていくのか、

その点お尋ねをしたいと思います。

それから、131ページ、国納保育所運営事業ということで、一部拡大工事を実施して、駐車場の関係ということなんですけれども、この内容についてもどうなるのかお尋ねしたいと思います。

それから、最後ですけれども、先ほどから保育料の無償化ということで、課長からも答弁がありました。国では確かに今年の10月から幼児教育の無償化を計画しています。これは、この発想がどうであれ、保育料の無償化は子育て世代の負担軽減という点は前進だと思います。

無償化についてはこれまでも質問してきましたが、ずっと延び延びで、この幼児教育の無償化ということも国のほうで出始めるとそれを理由に国の推移を見るということで、町独自で実施はしてこなかったんですけれども、そうすると、今のところ無償化は国のほうでやるということなんですが、もう一面で、給食費は実費負担で無償化、前より負担が増えるという一部ではそういう声もあるんですけれども、この点はどうなのかお尋ねしたいと思います。

ですから、無償化を言っても、もう10月から無償化ですから、そのことは別にしても給食費について心配ですので、その点についてもお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課副課長。

○福祉課副課長（宮野輝彦君）　福祉課副課長の宮野と申します。

最初の社会福祉協議会への補助金がいつまでかというようなご質問でございますが、先ほどご説明させていただきましたが、平成27年から31年までの５年間という形でございますので、平成31年度で削減は終了というような形でなっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます

福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　待機児童の関係と保育料につきましてお答えをしたいと思います。

待機児童の先ほどの数字の関係でございますけれども、３人の見込みというふうに室長のほうで申し上げましたけれども、これは今求職中でいらっしゃる方で園が決まっていない方が３人いらっしゃるということでございまして、この方々がそのまま求職を続けられる、あるいは職が見つかった状態でなおかつ入れなければということでの見込みでございますので、ちょっとまだ変動の余地がございます。

それから、今後、待機児童をどのようにゼロに向けて進めていくのかということでございますけれども、本会議の中でも若干触れさせていただいておりますけれども、今年小規模保育所を実は２カ所公募いたしまして、３社ほどいろいろご相談をいただいたんですけれども、実現したのは１社だけということで、もう１カ所実は欲しいという考え方を持っておりまして、これは31年度引き続き確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、認可園につきましては、やはりこれ、無償化によるニーズ拡大というのも想定しておかなければいけませんので、ぜひとも確保したいというふうに考えておりまして、民間の福祉法人とも検討を進めているところでございます。

ただ、実現できますのが平成32年４月は厳しいというふうに見込んでおりまして、33年４月を目指しているのが実情でございますので、引き続き既存園の柔軟な受け入れをする形で３歳児、４歳児、５歳児の受け入れを図っていきたいというふうに考えております。

それから、保育料の無償化に伴う給食費負担の関係のご質問をいただきましたけれども、正直申し上げまして、この負担のあり方について具体的な情報がまだ国からいただけていない状況でございます。

小学校、中学校のように総菜分を負担していただくのかどうなのか、そういった具体的なあり方が今後出てまいると思いますので、それを見て対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課主幹。

○福祉課主幹（横内宏巳君）　こども未来室主幹の横内でございます。

予算書122、123ページの子ども子育て支援事業計画策定委託料についてご回答申し上げます。

こちらの計画につきましては、子供の貧困対策も含めて、平成31年度中に事業計画を策定する予定となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

国納保育園の駐車場拡張工事についてお答え申し上げます。

現状、国納保育園10区画の駐車場がございます。利用者からはもう少し区画数を増やしてほしい、そういった声もいただいております。

31年度の予算におきまして、今の区画はそのまま、ただし区画を広げるわけではないんですけれども、西側の縁石部分を削って、切り返しが今よりも切り返しやすくという意味で、縦の区画が若干広がることとなります。

それとは別に拡張につきましては、国納保育園のエントランス、実際、正面の部分使っておりません。エントランスに入って左側のところ、ベンチがあるところ、実際今もう活用がないところですけれども、そちらを整備しまして車を４台、５台入れられればというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁ありがとうございます。

じゃ、再質問させていただきます。

108、109ページ。

すみません、私、先ほど答弁したのちょっと記憶に残っていなかったものですから、じゃ、新年度の前年度比で148万3,000円で最後ということで確認いたします。わかりました。

それから、122、123ページの子ども子育て支援事業計画策定ということで、31年度中に策定すると貧困対策も含めて答弁ありました。

予算書ですから、新年度中にやるというのわかるんですが、そうしますと、30年度はニーズの把握ということでなっていますが、この辺の調査はもう終わっているんでしょうか、もう３月ですからもうとっくに終わっていると思うんですが。それは終わっているのかどうか、ご答弁願いたいと思います。

それから、126ページ、127ページの関係、要するに待機児童の関係でありますけれども、先ほどの課長の答弁ですと、これが完全にゼロになるのは平成33年４月１日ということですか。小規模保育所、できればきちんと確保したいということはわかるんですけれども、今のところ本田のところにあります今工事やっているようなんですけれど

も、これは急いで整備していると思うんですが、これは時間的には大丈夫すねということを確認したいのと、この待機児童ですけれども、こんなにかかってしまうんでしょうか。その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、130、131ページの国納保育園の駐車場の関係なんですが、そうしますと現状の駐車場から奥に少し拡幅されると、広がるというのと、もう１カ所四、五台分というのは園の入り口を挟んでですか、ちょっとイメージが湧かないんですが、どの辺にどういうふうになるのか、ちょっともう少しわかりやすくご説明していただきたいと思います。

それから、国納保育園も非常に駐車場が狭いなというふうには思っていましたが、みやしろ保育園は大丈夫ですか。そうなると、みやしろ保育園のほうも気になりますので、大丈夫であれば大丈夫で結構なんですが、その点大丈夫なのかどうか。

それから、前段でもいろいろ保育所、保育園にしても学童保育にしても今、職員の確保が大変だと思うんですけれども、すみません、保育所の職員の配置、これは、資料は要求しないとなかなか出てこないんですけれども、各保育所の職員の体系、どうなっているのか、それもあわせて口頭で結構です。お知らせいただきたいと思います。

以上です。

すみません、保育料の無償化に関連して、給食の負担のほうなんですけれども、具体的に国のほうから来ていないということなんですけれども、これは間違いなくどういうふうになるかは別にしても、保育料が無料になれば、当然町の負担も軽減されますよね。その軽減分は少なくてもこういった給食費に回せると思うんですけれども、その点での見込み、あくまでも計画ですから見込みなんでけれども、そうした場合はそういう給食費のほうに回せないかどうか、無料化できないかどうか、それもあわせてお願いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

福祉課主幹。

○福祉課主幹（横内宏巳君）　こども未来室主幹の横内でございます。

計画策定のためのニーズ調査でございますが、今年度12月に実施いたしまして、アンケート調査のほうは既に終了しており、現在集計もほぼ終わりまして、報告書作成の作業に入っているところでございます。また、報告書ができましたら、議会の皆様にも報告をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

こども未来室長兼子育て応援室長。

○福祉課こども未来室長兼子育て応援室長（門井義則君）　こども未来室長兼子育て応援室長、門井です。

国納保育園の駐車場拡張について、改めてご説明申し上げます。

イメージとしましては、保育園に向かって正面入り口というのは今は使われておりませんが、その右側に駐車場が10台ほど整備してあります。その反対側、正面向かって左側に４台、５台そちらを整備するという内容のものでございます。

既存の10台分につきましては、駐車場を特に広げるということではなくて、縁石部分を削ることによって、車の出し入れが若干今よりはしやすくなるのではないかというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

みやしろ保育園所長。

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　みやしろ保育園所長、吉田です。

みやしろ保育園の駐車場の状況につきましてご説明をさせていただきます。

みやしろ保育園にも10台ほど駐車場は用意されておりまして、幸いも隣接している六花とトラックですとかの搬入通路が駐車場に共有しております。そちらのほうのスペースも広いことから、その10台にとめられない方もそちらの共有のスペースに駐車することは可能となっておりまして、路上駐車等される方はいらっしゃらない状態であります。

それと、保育園の職員の配置というのは31年度の状況ですか。

では、31年度の職員の……。

〔発言する人あり〕

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　30年度ですか。現行でよろしいですか。

30年度の状況につきましては、宮代町の保育園では各年齢、０歳児から５歳児までの年齢に合わせて最低の保育士の配置ということで、最低と言っても等しく配置ということで、今入所の園児には見合った数で保育をしておる状況です。

もちろん、なるたけ多い手で、目で見ることが重要かと思いますので、職員の確保はまだ引き続きしている状態ではあります。

以上です。

〔発言する人あり〕

○みやしろ保育園所長（吉田直子君）　人数。

30年度の状況のお伝えでよろしいですか。

みやしろ保育園につきましては保育士、所長を含んでおりまして、これは４月１日現在になっております。10人です。正職員が10名、サポーター、臨時職員ですね、保育士、看護師を含んでおります。こちらが18名です。計28人となっておりますが、みやしろ保育園では障がい児デイサービスをこちらとはまた別に行っておりますので、そちらの３名は除いております。施設としては31名職員がいる状況です。

続きまして、国納保育園では保育士、所長含め正職員が９名、臨時職員が15名、こちらは国納保育園では支援センターが併設されておりますので、そちらの指導員と臨時職員２名も含んでおります。計にいたしますと24名となります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます

福祉課長。

○福祉課長（渡辺和夫君）　それでは、待機児童のゼロになるのは大分先になるんじゃないかというご質問にまずお答えをしたいと思います。

認可保育園の整備につきましては、やはり規模の大きさ、それから補助手続の関係、それと県の認可の手続等ございまして、どうしても時間がかかりますので、認可保育園については33年４月を目指しているところでございます。

それに比べまして、比較的容易に確保できますのが、実際に待機児童が多い０歳、１歳、２歳を受け入れます小規模保育事業所ということになりますので、こちらを31年度中になるべく早く確保いたしまして、０歳、１歳、２歳の受け入れを十分な体制をとっていきたいというふうに考えております。

それによりまして、認可園の０歳、１歳、2歳の負担をなるべく減らし、32年４月の時点は認可園で３歳、４歳、５歳をできるだけ多く入れて、受け入れまして、待機児童ゼロを目指したいというふうに考えております。

そういったことでございますので、32年４月が待機児童ゼロにならないということではございません。ゼロを目指してまいります。

それから、給食費の負担に関してでございますけれども、無償化で負担も減るだろうから、保護

者負担をゼロにできないかというご質問をいただいておりますけれども、自治体の負担、今年の10月、31年10月からの半年間についてはこれ、国が全額持つという扱いですけれども、32年度以降については国２分の１、県４分の１、市町村４分の１と、そういう財源負担の予定でございます。

また、市町村から見た場合の入りのほうの考え方でございますけれども、消費税、あるいは地方消費税の交付金がどのような形で入ってくるのか、その辺がまだはっきりわからないところでございます。

消費税が増えることによりまして、地方交付税の原資等も増えてまいりますので、今の保育園の運営費は地方交付税で措置されておりますから、その中に入ってくるのか、また交付金等の関係で措置されるのか、歳入のほうが現状としてまだ定かになってございませんので、必ずしも負担が減るかどうか、これは今後ちょっと検証していかなければいけない問題というふうに考えております。

負担のあり方でございますけれども、国からどういったものを保護者負担でご負担いただくかという指針が出てまいると考えておりますので、その内容を見て対応してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

すみません、現在整備中の本田の小規模、間に合うのかということでございますが、間に合う予定で実施しております。認可のための書類等の事前審査も始めておりますので、十分間に合わせていただきます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で福祉課分の質疑を終了いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月11日月曜日午前10時から委員会を開き、まちづくり建設課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　６時２８分

予　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一君		丸・山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
金子正志君		小河原正君	
（議長 中野松夫君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	まちづくり建設課長	横溝秀武君
まちづくり建設課副課長	室田慶一君	まちづくり建設課副課長	成田雅彦君
上下水道室長	高橋暁尋君	まちづくり建設課主幹	小島英樹君
まちづくり建設課主幹	花澤勉君	まちづくり建設課主幹	伊東高幹君
まちづくり建設課主幹	高橋勝己君	上下水道室主幹	忽滑谷和君
道路担当主査	冨田満晴君	都市計画・都市整備担当主査	島村明子君
都市計画・都市整備担当主査	高橋道彰君	下水道担当主査	和田光春君
健康介護課長	小島修君	健康増進室長	竹花治君
健康介護課副課長	岡村行雄君	健康介護課主幹	齋藤俊美君
健康増進担当主査	浜津恵都子君	健康増進担当主査	岡本知佳子君
健康増進担当主査	野口延寿君	高齢者支援担当主査	岡安英之君
高齢者支援担当主査	齋藤千洋君	介護保険担当主査	小林和政君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原淳

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。これより３月８日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第２９号の審査（まちづくり建設課・健康介護課）

○委員長（九山妙子君）　本日は議案第29号　平成31年度宮代町一般会計予算についてのうちまちづくり建設課、健康介護課分の順に質疑を行います。

これより、まちづくり建設課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言をしていただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　おはようございます。まちづくり建設課です。きょうはよろしくお願いいたします。職員のほうは自己紹介でお願いしたいと思います。

私はまちづくり建設課長の横溝です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　道路担当副課長の成田です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　皆様、おはようございます。まちづくり建設課で都市計画とそれから都市整備、それから区画整理を担当させていただきます副課長の室田です。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　おはようございます。上下水道室長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（花澤　勉君）　おはようございます。都市計画・都市整備担当の花澤です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（高橋勝己君）　同じく都市計画・都市整備担当の高橋です。よろしくお願いします。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　おはようございます。上下水道室主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○下水道担当主査（和田光春君）　下水道担当の和田です。よろしくお願いします。

○都市計画・都市整備担当主査（高橋道彰君）　都市計画・都市整備担当の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○都市計画・都市整備担当主査（島村明子君）　都市計画・都市整備担当、島村です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（伊東高幹君）　まちづくり建設課主幹の伊東です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課主幹（小島英樹君）　おはようございます。道路担当、小島です。よろしくお願いします。

○道路担当主査（冨田満晴君）　おはようございます。道路担当、冨田です。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　改めておはようございます。

それでは、質問させていただきます。山下です。

最初に162ページになります道路維持費、道路維持管理事業でございます。説明では国庫補助を活用して老朽化した幹線道路の舗装、修繕と説明をされました。場所と規模は資料で宮東地内270メートルでこれはよいでしょうか。

それと、宮代台において水道工事舗装復旧工事とあわせて宮代台地内の冠水対策工事を行うということを説明されているのですけれども、これはどういう工事になるのかちょっと教えていただきたいと思います。

それと、164ページです。道路新設改良費でございます。３月５日の産業福祉委員会において現地視察を行いました。また、道路用地買収に当たり問題があり、進んでいないということも聞いております。状況説明をもう一度お願いしたいと思います。

あと、同じく164ページです。地区生活道路整備事業でございます。今回東姫宮地内と百間３丁目地内の道路改良工事を実施するとしています。生活道路の改良や舗装要望が宮代前では多く出されていると思います。この優先順位の決め方、また、これからの計画はどんな計画があるのかどうか、それのほうの説明をお願いします。

それから、同164ページです。橋梁維持管理事業、設計委託料と橋梁長寿命化修繕計画委託料でございます。委託に当たりどのような公募、選定をしたのか。その選定された委託業者は宮代町で何回ぐらい委託工事をやっているのかどうか、その辺のところがわかりましたらお願いします。

あと、168ページです。排水道路維持管理事業でございます。事業の概要では都市排水路を適正管理による生活排水の水質保全と説明されています。この適正管理というのはどういうことを言っているのか、わかれば詳しくお願いします。

あと、170ページです。湛水防除対策事業でございます。概要説明で湛水による被害や局地的に低い住宅地の浸水被害の防止及び生活環境の改善としていますが、どこをどのように改善を語る計画なのか、その辺のところをお願いします。

166ページです。一般住宅耐震対策事業でございます。この事業での30年度の成果と31年度の計画を教えていただきたいと思います。

それと、一般住宅耐震と産業観光課でやっているリフォーム制度、それと一体としてなってこれは対応できるのかどうか。これは別々のあれだと思うんですけれども、一緒に対応できるのかどうか。お願いします。

あと、168ページ、東武動物公園西口周辺整備事業です。中央通り線整備用地です。整備に当たり地権者と交渉しているところですが、東京のほうの地権者だということで、進捗状況をもう一度詳しくお願いします。

あと、168ページの空き家対策事業です。今町では空き家が何件ぐらいあるのか、対象物件は何件ぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。それと同時にこの空き家対策事業において町として干渉していくところがあるのかどうか、詳しくその辺ところもお願いします。

最後になります。公園と環境管理事業でございます。施設修理費となっていますが、どこの施設を修理するのかちょっとわからない委託料でございます。地区公園草刈り、樹木管理としていますが、これの中には自治会での草刈りなども含まれているのかどうか、それとも業者委託だけなのか。その辺のところもよろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、１点目の道路維持管理事業でございます。来年度の主な工事として、宮東の舗装修繕工事と宮代台の舗装修繕工事を上げさせていただいております。福祉産業委員会資料の１ページに地図がございますので、そちらで確認していただきたいのですが、宮東のほうは一番右のほうです。宮東地内の道路維持管理事業ということで、町道18号線、延長270メートルです。こちらにつきましては、国庫補助事業をいただいておりまして、1,770万円の歳入が入ってくる予定でございます。もう一つ、宮代台の冠水対策というか、道路維持と兼ねての冠水対策工事なのですが、こちらも舗装のほうが傷んでおると、それと、大雨のときに水が上がってしまう路線でございますので、こちらはかさ上げです。道路を少し上げる工事をいたします。

あと、道路新設改良費の用地の状況というのは、町道12号線のことだと思います。都市計画道路春日部久喜線です。こちらなんですが、現在用地の進捗率が72.5％になっております。権利者全体で40人です。40人いる中で、あと購入していないのが７件でございます。７件ございますが、そのうちの５件は工事着手のときに、要は用地買収面積が少ないものですから、着手時に着手直前に購入していただくというような考えでおります。あと２件なんですが、未相続が２件です。あと、納税猶予が１件ございます。納税猶予のほうは平成31年の夏で終了するということで、こちらは土地を譲っていただけるということで、お話をいただいております。未相続の件なんですが２件ございまして、１件は最近相続が発生したのでこれから相続のほうをしていくものと思われますが、もう１件につきましては、なかなか相続をしていただけないというか、何かの事情があるのかわからないのですが、相続がまだ、手続が完了していないという、なかなかちょっと手ごわい１件になってしまっております。用地の状況は以上でございます。

工事のほうは、31年度から今地盤改良工事をやっておりますが、そこが地盤改良、沈下が落ちついたところから拡幅の改良工事のほうに入っていきたいと考えております。

続きましては、地区生活道路整備事業、東姫宮です。東姫宮１丁目の1487号線、こちらは委員会資料１ページの箇所図の下のほうに、右側の下のほうにございます。延長60メートルで、31年度に用地買収と、あと、今田んぼと水路のような状態ですので、少し沈下を促せるために盛り土工事のほうを実施していきたいと思っています。

あと、地区生活道路整備事業です。委員会資料１の百間四、五丁目です。これはもう、毎年行っているところでして、来年度は、ここは100号線で延長40メートルほどです、整備をする予定でおります。

地区生活道路につきましては、優先順位基準というのを設けて行っておりまして、現在32の案件があります。その中から交通の安全性とか密集地の防災とか公益性、あと、地元の協力体制とか費用対効果等を見きわめながら優先順位の高い順に整備をしていく方針でおります。

続いて橋梁維持管理事業でございますが、31年度は橋梁の長寿命化保守設計です。あと、実施設計、あと長寿命化修繕計画の策定を行う予定でございます。業者の選定方法なんですが、これは31年度のその発注時期になったら考えていきたいと、基本的に入札ですが、最近入札が不調になったり、30年度もちょっと１件不調になってしまったのですが、そういう事実もございますので、ちょっと

いろいろ、他市町の事例とかも研究しながら、業者等も研究しながら発注していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　まちづくり建設課、都市計画担当の室田と申します。

では、お答えさせていただきたいと思います。

まず、一般耐震の関係でございます。30年度の実績ですけれども、耐震診断が２件、10万円の補助をしています。また、耐震工事の関係につきましては２件、100万円の補助をしております。こちらのほうの31年度の予定でございますけれども、予算上のことでございますけれども、耐震診断が18件、それから上乗せ分が５件として、耐震診断の補助としては100万円、耐震改修工事等の補助金につきましては、改修増築工事に５件、建て替え工事に６件、上乗せ分が３件、400万円ということでトータルで500万ということで予算化させていただいております。

また、産業観光課の商工のほうで担当していますリフォームとの違いなんですけれども、あくまでこちら耐震工事というものですから、昭和56年以前に建てられた建物を診断して、地震に対して弱い建物の場合については耐震の改修の補助金を出すという事業でございます。また、商工のほうにつきましては、町の業者さんを使ったリフォームということなものですから、別々の申請になりますけれども、リフォームの申請をするのと、それから耐震管の診断及び改修の工事と同時に出していただくことも可能だと思います。

続きまして、東武動物公園の西口の関係の中央通り線でございますけれども、現場視察のときにお話をさせていただきましたけれども、道路部分の中で１筆用地買収できていないところがありまして、そちらが83.96平米です。こちらは都内ではなくてさいたま市のほうに在住している方です。また、交差点改良、県道との交差点の部分のところについても１件買収したいと思って考えているところなんですが、こちらについては面積的には全面買収になりますので156.99平米という形になります。

続きまして、空き家の関係でございます。平成25年度の総務省のデータによりますところによりますと、賃貸用または売却用の住宅及び二次的な住宅を除いた空き家としては、宮代町内310件と言われています。町内の住宅総数の約２％、県内では50位、下から数えて少ないほうから５番目という形になります。

町の関与ということでございますけれども、空き家につきましては今回、31年度から事業化させていただきましたけれども、30年度に埼玉県と市町村とともに空き家の協議会というのをつくっていまして、その中で専門部会を立ち上げていまして、その中で宮代の職員も参加していまして、空き家を増やさないためにはどうしたらいいかということで研究をした中で、相続されない空き家が多くて、そちらの相続されていないと誰にお話をしていいかわからないということで、空き家の相続対策をするプレ講座として相続おしかけ講座というのを宮代町内でも去年５回やりまして、主に高齢者サロンに行きまして、県の埼玉司法書士会の方と、それから埼玉県行政書士会の方を応援に来ていただいて、そちらの方が講師になって相続の大切さを講演しまして、そちら、アンケートをとりまして主催者型の、そちらの高齢者サロンの代表者の方と、それから参加者の方にアンケートをとりまして、非常に好評だったものですから、31年度からは町も予算をとりまして開催していこ

うということで、プレ講座ではなくて今度はおしかけ講座として高齢者サロン等にさらにお邪魔をして、お話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

最後になりますけれども、公園の関係でございますけれども、修繕費の場所はということなんですけれども、修繕費の場所については特定していません。公園の中で一番修繕が多いというのはどんなことがあるのかという中については、水飲み場というのがありますけれども、水飲み場で水が出なかったり、とまらなくなっちゃったりだとか、それから水の関係の吸い込みが悪くなって、あふれちゃっているだとかということで、水飲み場改修が一番多いです。その次に多いのが、公園灯の玉切れです。こういった修繕の関係で予算をとっておきまして、そういった苦情があったときについてすぐ対応しているという形でございます。

次に、草刈りの関係でございますけれども、こちらのほうで上がっている草刈りの費用につきましては、主にシルバー人材センターに出しているお金になります。自治会さんに払っているのは、171ページになりますけれども、報償費で公園管理者報奨金というのがありますけれども、これが自治会に主にお支払いしている金額になると思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

まず、１点目が予算書168ページの排水路維持管理事業における適正管理についてのご質問でございますけれども、こちらは都市排水路の維持管理上最低減必要なことを行うものでございまして、具体的には草刈りです。姥ケ谷落、あとは笠原、東姫宮、川端、道佛、こちらにおける草刈りを行う。あとは、こちら消毒なんですけれども、姥ケ谷落、あとは字百間の桜の木の消毒、あとはこちらはスクリーンにたまったごみ等をこちら東粂原や字百間５丁目でごみをとるとか、あとはこちらは排水路のしゅんせつ工事で笠原地区等におけるしゅんせつ工事を行うものでございます。

次に、予算書170ページの湛水防除対策事業についてでございますけれども、こちらは具体的には笠原排水機場の電気代１年分でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

１点１点やっていきたいと思います。

道路維持費、道路維持管理事業なんですけれども、宮代台においてかさ上げだということなんですけれども、これはどのくらい上げるものなんでしょうかね。それと、その周りの周辺ではここだけの問題なんでしょうか。将来的にどこをまた計画的にやっていくのか、その辺のところを教えていただければありがたいなと思っております。ここだけで終わってしまうと、全体のあれがまた変わってくるのではないかなという感じがするので、余り問題がある、住民からも言われていると思います。問題があるところは計画的にやっていくのかどうか、その辺のところもお願いします。

それと、道路建設改良費でございます。今後用地買収に当たり、宮代町、これを１件だけがまだ、なかなか買収ができないということで、先ほど申していたんですけれども、これを用地買収に当たりこの間の委員会での視察のときなんかも言っていたんですけれども、これは冗談で言ったんだと思いますけれども、強制的にということで話なんかは出ていたような感じがしたんです。その辺のところで、町として今後どのように買収計画を、

手ごわいとは言っていましたけれども、やっていくのかどうか。その辺のところもお願いしたいと思います。それだけで済むのかの問題なのか、本当に強制的にやってしまうのかどうか。

それと、地区生活道路です。この優先順位でやっていくんだということで言っていました、この優先順位では費用対効果の問題だとか、公の利用度だとかそういうのを考えてやっているのだと思うんですけれども、32件の案件があるということで、これは毎年やっていたら32年間かかってしまいますよね。毎年１個だと。やはり、その費用対効果とか頻度とかそういうのではなくて、やはり地元住民がどう考えているのか、それをやはり、バランスよく考えていく必要があるのではないのかなという感じがするんですけれども、残りの32件の計画というのがあるのかないのか、いつごろまでにやるのかどうか。やらないのならこれは、案件ということではなくてやりませんよね。案件ということはやるということが前提で持っているんだと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうな計画を持っているのかお願いします。

橋梁維持管理事業なんですけれども、30年度に不調に終わったところがあるということなんですけれども、これを考えてまた新たに入札をするのか、また同じようだったらまた不調に終わると思いますよね。何で不調に終わったのか。お値段の問題なのか、それともほかの、別な問題があったのかどうか、多分不調に終わったのは値段のほうだと思いますけれども、なぜ、その辺のところが不調に終わってしまったのか、宮代町と業者との考えが違うのだと思いますけれども、ちゃんと精査してやったのかどうか、その辺のところもちょっとわからないんです。何で業者がそういう、赤字ではやりませんよ、業者は絶対に。ぜひ、その辺のところも町としてはどういうふうに考えているのかお願いします。

排水道路の維持管理はわかりました。新設工事だとか草刈りだとか。ただ、これはわかったんですけれども、町内各所での草刈り、樹木の消毒だとか、そういうものは町民の要求でやってきたのか、それとも町で管理をしていてここはやらなくてはいけないということで計画的にやっているのか、町民の要望があるのだったら、町民の要望で何件やってきたのか、今まで。町民の要望は何件あったのかお願いします。

あと、湛水、これは毎年出ていますよね。湛水だとか、170ページの湛水防除対策事業ということで、局地的に低いところの水害対策ということでやっているんですけれども、なかなか直らないというのが今の宮代町の現状ではないかなと思っております。日工大の後ろの洪水なんかは毎年のように起きている。その辺のところの根本的な対策というのはどのように考えているのか。これは幾ら数字上で並べても、これは解決しません。やはり、あるということを事実として本気になってやらないと、これは解決にならないのではないかなと思っております。その計画を町は本当に持っているのかどうか、ちょっと怪しく、毎年のように出ていますから、怪しいなという感じがしますので、もう一度これ、どういうふうに考えているのか詳しくお願いします。

一般住宅のことについてはわかりました。両方に使えるということで、了解をいたしました。

先ほどと間違えました。東武中央通りのほうが１件です。これも先ほどのやったやつと同じ考えだと思いますけれども、強制的にやるのではなくて、やはり誠意を持って町として粘り強く話し合いを持っていく必要があるのではないかなと私は思っております。その辺のところも町のほうとし

ても強制的に、法律があるからそれはできることはできます。しかし、町民との亀裂が出てきてしまう。その辺のところも考えていったほうがいいのではないかなと思っております。

最後になりますけれども、公園等の管理委託なんですけれども、これはシルバー人材センターに公園の委託を出しているんだということなんですけれども、自治会のほうでは171ページのほうでやっているということで了解をいたしました。ぜひ、公園なんかは子供さんたちもよく遊ぶので、安全な管理をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　山下委員、先ほどの排水のところはオーケーということで、その後の草刈りのというのは、これはどこの質問になりますか。

先ほどの排水のところはオーケーだけれども、町民の要求の望みか、町からのという、草刈りというのはそれは排水ではなく、違う……。

では、答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田です。お答えいたします。

まず、１点目の宮代台の舗装修繕のかさ上げなのですが、どのくらいというのは31年度、現地に入って、水が出る箇所というのは目視で確認しておりますので、そこから深いところをずっと引っ張って、レベルをとって測量してやっていくと思うんですけれども、深さ、どのくらい高くというのは場所場所によって違いますので、ちょっと測量してみないとお答えすることはできません。

周りの状況なんですが、宮代台の冠水対策というのはもう数年前からやっておりまして、宮代３丁目地内を主にやっておりました。かさ上げして、舗装もよくして、側溝もロングユーにかえてという工事をずっと長く続けてきておりました。この路線だけがちょっと取り残されたわけではないのですけれども、一応一番外側の外周道路ということで、生活にはそんなに影響ないということで、その当時の計画からは漏れていたのですが、最近の大雨でたびたび冠水するものですから、31年度にかさ上げ修繕を行うことにいたしました。

あと、宮代台ではあと１カ所、宮代２丁目あたりで１カ所冠水する箇所がございますので、そちらのほうもこちらが終わりましたら予算計上のほうをさせていただきたいなという考えでおります。

続きまして、道路新設改良費の町道12号線の用地の状況の用地です、１件手ごわいのがあると先ほど答弁いたしましたが、こちらは相続がされていないです。相続がされていなくて、どうしても協力いただけない箇所というのは、最終的にはこの都市計画道路法にのっとってやっている整備する道路でございますので、行政代執行というのも考えられます。最近、県の指導のほうで整備対効果を早急に出すためにも、長々とずっとそういう問題を放置しないで、そういう法的手続に入りなさいよという考えにもなってきておりますので、そういう手続がとれるところでしたら、そういう方向で町としてもいかなくてはならないのかなと思うのですが、相続していないとそういう法の手続もとれないんです。誰と契約したらいいかというのが決まらないんです。ですので、町としては粘り強く相続をするように協力していただくように、これからも交渉していく形になると思います。

続きまして、地区生活道路の優先順位ということなんですけれども、今地区の要望で上がってきたのが32件たまっております。現在２件です、１件、２件です。来年２件やるのですが、これは単純に32件だから32年、１年に１件で32年ではなくて、整備するにはまず、測量入って、設計入って、その間用地交渉も行います。それで、整備のほう

も単年度でできるものではありませんので、これを計画を立てるとなると、この32件、絵に描いた餅になってしまいますので、確実に整備が、今回２件上げていますけれども、それが終わりましたら次に入る段階で、もう一度その優先順位を精査しまして、地元とも調整して、本当に入れるのかどうかというのも、やはり地元の協力がなくてはだめですので、そういうのを見きわめていきたいと考えております。

あと、橋です、橋梁ですが30年度の不調１件、工事ですが、不調になりました。橋の工事というのは、工種が本当に細かいです。一つの橋を維持するために、その傷んだところを修復していくわけなのですが、例えば塗装、メインになるのが塗装工事になると思うんです。あとは、橋の断面というか、断面に穴があいているところは断面修復ということで、穴を埋めていく工事をします。あとは、橋と橋台というかコンクリートの基礎が乗っかっている部分にふぐあいが生じるときはそこの補修をするとか、工種がたくさんあるんです。たくさんある割にはお金がそんなにかからないというのか、一つ一つの工種が安いんです。

また、その工事の発注時期というのも、河川ですので河川の水が抜けてからになりますから、９月以降です。そういう発注時期にもなります。そうしますと、ほかの工事がどんどん下半期になりますので、工事発注が増えてきますので、なかなか業者さんのほうは橋梁補修に手を出していただけないという、ちょっと聞いた話ですけれども、そういう忙しくて手を出せないという話も聞いております。これは宮代だけではなくて、ほかの自治体もそうだと思うんですけれども、ですから、その時期に捉われずに行う工事、例えば橋面舗装といって舗装だけです、そういうのは河川に影響がないので６月でも７月でも発注とかはできるんですけれども、どうしても仮設を組む工事とかは、塗装工事なんて仮設、足場とかを組みますので、川に転落してしまう危険性もありますので、９月以降にしなさいよという県のほうの指導がありますので、どうしてもそんな感じで工事は集中してしまうと、こういうやりにくい工事にはなかなか手を出していただけないという現実でございます。

とはいって、やらないとどんどん老朽化してしまいますので、31年度につきましては、橋を１つを２つというか、一緒に発注すればどうだというものでもないのですけれども、いろいろ、ほかの自治体の事例とかも聞きながら、研究しながら発注のほうはしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます、

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　まちづくり建設課の室田です。

西口の中央通り線の関係の用地の取得についてご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

用地の取得のほうにつきましては、主に２種類あるというふうに考えられておりまして、１つには任意取得でございまして、民法上での契約取得であるために町と土地所有者の合意によって土地の取得の方法のほかに、収用による取得があります。そちらのほうにつきましては、町と土地の所有者の方と幾ら話し合っても合意が成立しない場合です、そちらの場合につきましては収用委員会の採決、こちらの場合埼玉県ですけれども、そちらのほうの裁決によって、法的手続を経て土地を取得する方法もございます。

用地の取得につきましては時間はかかりますけれども、粘り強く任意での土地取得を目指してま

いりますが、都市計決定を受けた事業は町の重要な事業であり、事業が完成しない場合の住民の皆様や他の協力者の不利益等を勘案して、収用に対する決断も場合によってはしなければいけないところも出てくるかなというふうに考えているところです。あくまで基本は任意取得でございますので、今後も粘り強く交渉を続けていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

予算書168ページの排水路維持管理事業での草刈りについてのご質問でございますけれども、住民からの要望というのは平成30年度で５件ほど来ております。基本的に要望をいただいたものについては予算の中で草刈りを実施させていただいておりまして、来年度予算にもその辺の要望を踏まえて、予算計上のほうをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初に用地買収のことなんですけれども、両方とも事前に地権者とよく話し合ってということ、その反面また、公共事業ですから都市計画の中では強制買収もあり得るということでの回答なんですけれども、ぜひ、宮代町はぜひ、強制的なあれではなくてよく話し合うことを前提にお願いしたいと思っております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　まちづくり建設課長の横溝です。

湛水、水のほうなんですけれども、その計画はどうなっていますかというお話をいただきました。これは、主に学園台というよりも笠原地区の湛水が一番多いということがありましたので、既にご案内のとおり平成28年度に浸水地域の解消検討基本設計業務委託を出させていただいて、検討をしていますと言いましょうか、課題の整理をさせていただいたところです。

それの結果によりますと、対策の案ということで、一番いいのが道路を上げるのが一番いいのかなというようなことになっておりますが、道路、町道を上げただけで、町道を上げれば冠水はしないのですが、各宅地のほうに影響が当たってしまう、要するに流れる水が宅地のほうに入ってしまうということもありますので、できることから始めようということで、排水路のしゅんせつ工事、あるいは30年度に行いました笠原の交差点のところの道路を若干上げてみました。それとあわせまして排水機場のほうが、これはポンプのほうが老朽化によりまして、補正予算をいただきながら直しているというところです。実際には、先ほどの概算で申し上げますといろいろな事業を行いますと、18億1,400万円ほどかかるということもありますので、ただ、これが国庫対象事業であれば、今後検討する余地もあるのかなというふうに考えておりますが、できるだけそのできることからやっている状況でございます。ですので、今後何年に何をやるという計画までは立っていないというのが今の現状でございます。

この湛水に当たりましては、笠原地区の自治会さんのほうとお話をさせていただいたと言いましょうか、ご要望いただいたところがありますので、試験的にと言いましょうか、台風時あるいは大雨が降ったときに民地のほうに水が入らないように、交差点のところにガードをするようなものを購入

しましたので、それでちょっと検証をしてみようというお話になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

順次質問をさせていただきたいと思います。若干前段者と重複する面があろうかと思いますけれども、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、予算書の164ページ、事業名は橋梁維持管理事業ということで載っておるのですけれども、前段者からも若干質問がありました。説明の中では１件不調に終わったというような説明をいただきました。そこでちょっとお聞かせ願いたいと思うのですけれども、現在宮代町町内に橋は何カ所あるのか。例えば、古い橋は何年ごろ建築した橋があるのか、一つ参考までにお聞かせ願いたいと思います。

それから、橋の点検の何か基準、先ほどの説明の中では細かく塗装だとか、それから断面の穴等々をチェックするというような説明がありましたけれども、橋の点検、基準はどういうものがあるのかひとつお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、予算書の166ページ⑵の都市計画総務事業でございますけれども、この中で委託料800万強の予算が計上されておるんですけれども、もう少しこの中身を具体的にお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、166ページ、一般住宅耐震対策事業ということで載っておるんですけれども、前段者からも若干質問があったと思いますけれども、私たちの予算、77ページになりますか、この中で特に耐震のシェルターについて載っておるんですけれども、シェルターの具体的な中身、以前にもちょっと聞いたことがあろうかと思うんですけれども、シェルターの中身についてどういうものなのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書の168ページ、やはり私たちの予算書の78ページにも載っておるんですけれども、この中で講演会を実施するというような説明があるんですけれども、例えばこの講演会の対象者はどういう対象者をして講演会をやるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書の168ページなんですけれども、排水路維持管理事業ということで載っておるんですけれども、この中で委託料、道佛の調整池の関係だと思いますけれども、道佛の区画整理の東側にある調整池だと思うんですけれども、あの調整池は私が聞いているところによると２ヘクタールというような調整池ということで聞いておるんですけれども、正確な調整池の面積をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算書の170ページ、私たちの予算書の78ページに載っておるんですけれども、委託料の関係なんですけれども、この中で私たちの予算書の中で、公園の維持管理等ということで載っておるんですけれども、遊具の不具合の早期発見をするというような説明があるんですけれども、具体的にどのようなものが早期発見という形で処理をしているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、公園管理委託ということで、その下になるんですけれども、はらっパークの関係だと思いますけれども、民間のノウハウを生かして施設の運営を図っているということなんですけれども、具体的に民間のノウハウというのはどういう中身なのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長

の成田でございます。お答えいたします。

まず、１点目の橋梁の関係でございますが、現在の町の抱える橋の数ということですが、101橋ございます。うち町道認定されているのが99橋です。ということになります。一番古い橋は、橋梁を一応調査しているのは２メートル以上からの橋梁を対象にしているんですけれども、不明なのが多いんです。小さい橋というのはもう、架設時期が不明がほとんどで、ちょっとお答えするのは15メートル以上の橋にさせていただきたいと思うのですが、主要な橋の中では一番古いのが河原橋です。1957年に架設されております。こちらの河原橋には平成27年に補修工事は完了しております。

あと、点検の基準なのですが、基準はもちろんございまして、コンクリート橋とあと鋼製でできている橋と、橋というのは２つ、２種類主な構造としてはあるのですが、まず、橋の各部材、橋というのは部材、たくさんあります。支承とか伸縮装置とか地覆だの高欄だのちょっと専門用語で難しくなっちゃう、そういう部材部材がたくさんありまして、その部材ごとに目視なりたたいたりとか、あと、橋の下にくぐれませんので、これは業者のほうに委託して点検しているのですけれども、橋の上から特殊な機械で、橋の下に潜り込んで、目視で点検して、あとは橋をたたいたりしております。その程度が、橋の程度というのは４区分に分かれまして、一番程度のよいのが健全です、これは別に機能に支障が生じない状態を健全、次が予防保全段階、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましいよという段階です。次が、早期措置段階、次が緊急措置段階となっています。宮代の橋は全て予防保全段階以上です。となっておりまして、この予防保全段階、点検診断の結果、予防保全となったところから計画を立てて修繕工事を行っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　では、ご質問に答えさせていただきます。

まず、都市計画総務費の委託料でございます。都市計画マスタープランでございます。現行の都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法第18条の２の規定に基づきまして、町の都市計画に関する基本方針を定めたものであり、平成32年度をめどとして平成13年３月に策定しています。平成31年度に予算計上させていただきました都市計画マスタープランの改定業務委託につきましては、33年度から始まる都市計画マスタープランを31年度、32年度の２カ年で都市計画マスタープランを作成するものでございます。

なお、町のマスタープランである第５次総合計画につきましても、平成33年度からスタートをさせるため、総合計画と整合を図りながら策定してまいりたいというふうに考えています。また、策定につきまして委託の関係でございますけれども、お金で決めるのではなくてプランで決めるということで、先日プロポーザルをやりまして、６社を指名いたしまして、２社辞退でございましたので、４社の方に提案をいただきまして、その提案の中から今、優先交渉者を選んで今交渉しているところでございます。

続きまして、シェルター、一般耐震の関係のシェルターでございますけれども、一般的な耐震改修は、建物１棟丸々地震に対して強くするということなものですから、どうしてもお金がかかると。それに対してシェルターでございますけれども、１部屋の一部分、またはベットの部分に鉄骨等で枠組みをつけて、建物は壊れてしまうけれども、中にいる人は守れるということでやる部分のシェ

ルターの関係の補助をしております。そうすれば命だけは守れるということで、シェルターにつきましては平成25年度から事業を実施しておりますけれども、残念ながらまだ１件も申請がないという状況になっております。

続きまして、空き家対策事業における講演会の対象者はということなんですけれども、やはり相続が間近と言ったら失礼なんですけれども、どうしても高齢者の方が多いということで、30年度にやったのが高齢者サロンのところに行きまして、そちらの方々に相続の大事さをお伝えして、なるべく相続されない土地がないような形にしていただく準備をしていただくと。エンディングノートや何かも含めて相続の仕方をお教えさせていただくような講演会を開催していると。31年度につきましては、みやしろ大学という大学がありますけれども、そちらの中でもプログラムの中に入れて、相続の重要さを講演していただく予定でおります。

次に、公園の関係でございますけれども、遊具の関係の点検でございますけれども、これは２年に１回やっていまして、そちらのほうにつきましては資格を持つ業者にやっていただきまして、点検をしていただいて、危険というふうに思われたものがあった場合については、すぐ職員が行って、そこの場所で使用禁止にする等の対策をとり、必要によっては遊具の撤去等をしております。

また、日常的に定期的にやっているわけではないですけれども、現場に出かけたときに公園等に寄って遊具の状態を確認したりだとかということを職員がやったりもしております。

次に、公園の関係の民間委託の関係ですけれども、はらっパークでございますけれども、やはり今、日本環境マネジメントというところにお願いしまして、もうこちらのほうの業者さん、24年からずっとやっていただいていますので、ノウハウが大分できておりまして、自主的なイベントというのをやっていただきまして、例えばグラウンドゴルフ大会というのをやっていただいたりだとか、あとは小さなお子さんのストライダーという関係がありまして、ストライダーエンジョイパークという大会をやったりして、こちらのほうにつきましては、全国にオフィシャルパークとして公認とされているのは全国22カ所しかない中の１カ所がはらっパークになっているという形で、星野リゾートだとか軽井沢プリンスホテルだとかそういうところでやっていますけれども、そういうような子供さんの大会もやっていただいています。また、マラソン大会ですとか、それからペットボトルのロケットだとか、紙飛行機の大会だとか、その民間でないとできないようなこともやっていただいて、集客を伸ばしているということをやっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

予算書の168ページの排水路維持管理事業についてのご質問でございます。道佛の調整池の面積ですけれども、こちらは１万7,441.9平米でございます。２ヘクタールちょっとを切るような面積となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢です。

何点か再質問させていただきたいと思います。

１つは橋の関係です。予算書の164ページの橋梁の関係なんですけれども、今答弁をいただきましてわかりました。一番古いのが43年たっているということなので、随分古くなっているのかなと、

耐震のほうは大丈夫なのかどうかということも含めてひとつお聞かせ願いたいのですけれども、それから、宮代町は101橋あるという答弁をいただきました。その中で不明の橋が、小さい橋が大分あるというふうな話をいただきました。不明な橋というのは、ちょっと私は理解できないのですけれども、この不明の橋はどこが管理しているのか、ひとつお聞かせ願いたいなというふうに思います。随分あるような答弁をいただきましたので、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。それが第１点。

それから、予算書の166ページ、都市計画総務事業ということで、都市計画マスタープランの改定に伴って約800万強の予算がここに計上されているんですけれども、説明の中で６社を何か指名するような、指名というのか準備をしているような話なんですけれども、この６社というのは町外、町内を何社なのか、全部町外なのか、全部町内なのか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、予算書の168ページ、空き家対策なんですけれども、説明で理解できますけれども、例えば対象者、いろいろこれ、いるのでしょうけれども、具体的に何名ぐらいなのかひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書の168ページ、排水路の維持管理事業ということで道佛の調整池の関係で、詳しい面積がわかりました。ここを例えば清掃をやっているということなんですけれども、具体的に清掃と調整池の整備、清掃、年何回やっているのかひとつお聞かせ願いたい。あそこを見ますと随分、調整池の中に草が、雑草と申しますか草が大分入っていて、あれがいいのか悪いかわかりませんけれども、年に何回あそこを清掃しているのかひとつお聞かせ願いたいと思います。

また、業者はどういう業者があそこをやっているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、遊具の関係なんですけれども、予算書の170ページ、私たちの予算書の78ページなんですけれども、宮代町の町内の遊具の関係で、今まで問題があった遊具はあるのかどうか。例えば、この遊具というのも年に何年かで基準が変わるというふうに聞いておりますけれども、そういう遊具の何年たったらかえるとか、そういう何か基準めいたものがあるのかどうか、参考までにひとつお聞かせ願いたいと思います。

とりあえずひとつよろしく。以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、橋梁維持管理事業の橋の耐震の関係なんですが、町には主要な橋、町でいう主要な橋と位置づけているものが15メートル以上の橋ということで19橋、その他２メートル以上から15メートル未満というのが82橋ございます。この２メートル以上というものは、農道にコンクリートの板がかかっているのも橋扱いされてしまうんです。一応町道認定されているところとか、水路にそういうものがかかっていると橋梁扱いされてしまいます。そういうのはいつ架設した橋だかは、ちょっと把握は、地元の人がやったのかもしれませんしわからないということで、そういうものも含めて今２メートル以上15メートル未満の橋についても点検をして、その修繕計画を立てていこうという町の方針であります。

耐震といいますか、その橋梁の寿命というのがコンクリート橋で50年とかよく、コンクリート構造物は50年とかいろいろ言っているんですけれども、そもそもこの橋梁長寿命化修繕計画を立てた

のは、対象橋梁の今後の50年間の維持管理費の比較ということでかけかえをするより、少しずつ修繕していって、何年でも長くもたせようという、これは全国、国土交通省がそういう方針で行っているんですけれども、その橋梁長寿命化修繕計画というものを立てて、立てないと国庫補助金というのはもらえませんので、その計画を立てて今、15メートル以上の橋梁については進めております。構造的にも15メートル以上の橋は結構新しいところもございますので、耐震的には問題ないのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　では、お答えさせていただきます。室田です。

まず、マスタープランの関係ですけれども、こちらはコンサルタント業務になりますので、業務委託として指名させていただいたのは全て町外６社という形になります。

続きまして、空き家の関係の講演会対象者はというお話だったのですが、30年度５回やったときにつきましては、参加者は119人いまして、男性48名、女性71名でうち70歳以上が89％というような状況でございました。また、みやしろ大学で31年度等やろうと思っていますので、みやしろ大学は人気がありますので、そこの１カ所だけで180人とか来ていただけるものかなと思っています。

また、遊具の関係の公園の関係の遊具のご質問がありましたけれども、30年度に点検をしたところ、よく子供さんが乗るスプリング遊具でウサギだとかパンダとかありますけれども、あの中で宮代台の公園の中で、ウサギの遊具がやはり危険な状態ということで、D判定というものをされたものですから、そちらをすぐ、使用停止にかけて、その業者と相談した中で撤去という形にさせていただいたりしています。

また、基準につきましては、結構前になりますけれども、箱ブランコですか、ああいうのが危ないということがあったりもしましたけれども、宮代町にそれはありませんので、そういったものが国等の基準が変われば、それに基づいたプロの目で見る業者の点検が必要だと思いますので、そういう形でしていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

予算書168ページ、排水路維持管理事業についてのご質問でございますが、道佛の区画整理地内の調整池につきましては、今年度から下水の管理になりました。それまでは、区画整理の組合のほうで定期的に除草等は行ってきたのですけれども、今年度はうちの管理になりましたことから、清掃業務を30年度予算のほうをさせていただきまして、一応これは入札でやったんですけれども、安住環境整美というさいたま市の会社のほうが請け負いまして、約300万ぐらいのことで清掃、土砂の撤去とか、あとはちょっと木も生えているような状況でしたので、１回きれいにしまして、今後は様子を見ながら、予算を立てさせていただきながら、毎年草刈り等はやりますけれども、大規模な工事についてはちょっと様子を見ながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

もう一回ちょっと再質問をさせていただきますけれども、橋梁の関係なんですけれども、くどい

ようなんですけれども、農道の橋まで入れているというふうなことなので、そこまで管理をしているというふうな答弁をいただきました。例えば、橋の基準というものはあるのかどうか。農道の板１枚渡しただけのものも橋なのか、町として橋という位置づけはどういう基準があるのか、参考までにひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、要望なんですけれども、もう一点要望なんですけれども、道佛の調整池の関係、今度は町が管理するということなので、できる限りあそこも美観のために、今まで何回か草ぼうぼうということがあったので、ぜひともひとつ管理を、美観を含めてきれいにしてもらいたいなということを要望しておきます。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

橋梁の件でございますが、橋の基準ということでございますが、町道、認定道路にかかっている橋です、はそこは小さい水路であっても一応橋とみなされてしまう。横断、かけ渡すときには橋とみなされる。ボックスカルバートとかもそうです。土被りの浅いやつは橋とみなされるというか、その、あと延長によっても違うんですけれども、そういう基準はボックスカルバートにはございます。一応橋梁台帳に全てこれ、載っておりますので、町が管理する台帳に、その台帳に載っておりますので、ちゃんと管理しなくてはいけないのかなと思っております。あと、木の橋も、木でかけ渡すやつも橋梁というふうにみなされています。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

小河原委員。

質問を受けてから休憩に入ります。長いですか。では、小河原委員、休憩入れます。

休憩　午前１１時１１分

再開　午前１１時２４分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

引き続きまちづくり建設課分の質疑を行います。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

何点か、考え方を私の質問は中心になると思います。予算的な数字も若干関係しないわけでもないんですけれども、それ以上に考え方がほとんどだと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、相続税、大体この言葉が出ると拡幅、または道路の問題があるところはできませんと、こういうことが出てきますよね。場合によっては相続も20年、30年やらない人もいます。そうしたらもう、道路の拡幅とか、ちょっと当然邪魔しているところを直してもらうということは、もうできないということですね。20年も30年も。例えば、252のあそこだってもう十何年相続の関係でできませんという答えをいただいていますよね。あれを、相続ずっとしなかったら、ずっとあのままということだね。代執行しろとか、そういうのではなくて、法的にそうだったら法的にそうだと説明しても、私たちはそれは納得できないんです。それを打開するのが政治ではないですか。相続がまだ終わりませんので、だめです。これで終わり。20年も30年も相続がなかったら、もう本当に補修とか開発なんかはできませんということだよね。それではならないと思います。あと、12号線も同じだよね。一部残っているのは相続だと。これ、ずっと農家の土地というとまた、問題になるから

言わないけれども、ある今までの宮代町の流れを見ると、大体相続何十年もやらないうちはあるんです。それでひっかかっていたら永久にできないということだね。永久という言葉は悪いんですけれども。それが１点。

道路補修の問題、164ページ、予算上ではなっていますけれども、確かにいろいろ補修をしていただいているのはわかりますけれども、補修の考え方、ひどいなというところ、ありますよね。何で直さないんだと。区長さんに言われないからどうのこうの、そういう言葉がよく出てくるんですけれども、そういうものではないと思います。結構ありますよね、割れているところが。あれはそのままほっぽっておくとどんどん悪くなりますよね。宮代町はこれは、おかげさまというと人口が増えてくる、家が新しく建ってくると大体水道工事だとか下水道工事をやると、削りますよね。その後の直しだって、本当に満足な直し方はしていない場合もあります。絶対していないと言うとまた、業者に怒られるから言葉上選びますけれども、それがだんだんまた道路を悪くしています。それればかりではなく、地盤の悪いところ、また、車が通るところはほとんど悪くなってくる。割れている。道路の真ん中が割れているとかあちこちありますよね。そういうところは直さないんです。金がないということは言わないらしいから、今度はどんどんそういうところを直さないと、車が飛ばすと音がするんです、どかんって。たまげますよね。そういう補修の仕方、ひとつどういう考えなのか。

もう一点は橋の、橋梁の問題なんですけれども、宮代町はどういうわけだか道路より橋の通路部分が狭いんです。どういうわけだかね。道路のほうが広いの。橋のほうが狭いの。どういう考えなんですか。本来は最低でも道路と同じ広さでしょ、橋というのは。それも通路が同じでないと意味がないですよね。どういうわけだか狭いんです、宮代町の橋は。新しくつくったところも見てみなさいよ、狭いんだから。本当にみんな、あれ、また狭いやと騒ぎますよ、みんな。それが３点目。

次に藻刈り、前もさんざん口うるさく言っていましたけれども、今藻刈りをやると、農家の人がみんな、ほかの人に任せるわけ、農業やらないわけ。そういう人たちは藻刈りに出ないそうだよね。だから、藻刈りをやる人がどんどん少なくなっている。大変らしいです。それも高齢化してどうにもならなくなっている。これも早く対策を打たないとならないと思います。また怒られるかもしれませんけれども、新しい村、大分借りていますよね。でも、相当数の面積を借りても藻刈りには１人か２人しか出ないんです。ですから、人間も減ってくる。これも早く何とか今から対策しないと、農家の人は本当に困ってしまうと思います。

もう一つ、次。笠原の問題の、あそこは先ほど説明がありましたけれども、さんざん私も何回か笠原を何とかしてやるべきだと、ここで早く何とかしてやらないと、いつ大雨が降るかわかりませんよね。確かに区長さんと話し合って、大雨降ったときに駅のほうから流れてくる水を何とかとめるとか何とかそういう対策もやるようですけれども、先ほども説明していたようですけれども、根本的に直さないと、大雨降ったときには笠原の人は安心していられないですよね。これも早くやって、予定どおりやってやるべきだと思うのですけれども、これもまた、工程表では何年ぐらいであれがちゃんとした地域になるのかどうか、教えてもらいたいと思います。

もう一点は、先ほど唐沢委員が質問した道佛の調整池、本当にきれいになりましたよね。あそこを何かほかで使えないかどうか。例えば、学園台

の貯水池は、子供が野球をやったり何かやったり遊んでいますよね。あれだけ広いのだったら何かこう、活用できる方法はないのかなと。法的に、予算上、また補助の問題でできないのかどうかとなるかもしれませんけれども、あれだけ広い土地、もったいないよね。水があるときに使えるようにしろとは言いません。ほとんど今、ないでしょ。そういうときに子供が入ったり、中学生なんかが入って使えたらいいなとは思います。公園があると言うけれど、公園にはほとんど小さい子供さんが遊んでいるから、いろんな遊戯とかそういうのはできないです。あそこを何か使えるようにできないのでしょうか。また法的とか補助金の問題だとか必ず言うとは思うけれども、それを解決していくのが政治だと思うんです、私。それはできないものか。

とりあえず以上、お願いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　まちづくり建設課長の横溝です。

まず、相続の話なんですけれども、正直なかなか難しいです、結論から申し上げますと。というのは、やはり私有地を町有地にするというふうな売買契約が必要になってきますので、やはりその土地の所有者との町との売買契約ですので、所有者がはっきりしていないと契約はできないということは、町の土地を確保することができないということになります。

ただ、今回12号線もそうなんですが、地主さんが町内にいるものですから、今後も引き続き相談させていただきながら、協議させていただきながら進めていくと。過去にも相続の関係でなかなか相続されていない土地なんかもあったのですが、町のほうのお願いで相続の手続をしていただいたというところもあります。最近では市街化区域の中にも、その土地がまだ未相続のままで残っているということもありまして、町のほうも相談させていただいて、相続していただいて、代表の方、が相続を受ける方が決まったということもありますので、引き続きその相談をさせていただいて、進めていこうかなと思います。

というのも、相続されていないところに、町の、例えば道路をつくるわけにはいかないので、その辺だけ確定をしていただいた後にその辺の手続をしながらやっていく形になると思います。また、相続されていないところというのは道路が今後、12号線を進めるに当たりましてそこのところだけが抜けた状態になるということもありますので、その辺も相談をさせていただきながらということで進めさせていただきたいと思います。

次に、道路補修の考え方なのですが、確かに担当職員のほうも日々、道路パトロールということで外に出て、町内を出て巡回しています。巡回して気がついたところにつきましては、点々修繕、局所的な修繕等を行っております。区長さんから要望がされるという点も多々ありますけれども、そういうことで個々の修繕はそのような形で進めているというふうに思います。

また、修繕、道路の関係なのですが、今まで道路修繕ということで、今回宮東のほうの新年度の予算のほうにも上げさせていただいたのですが、国庫補助金が対象になるということで、広い道路については行ってきました。今度、ほとんどその広い道路、要するに国庫補助対象になる事業の道路が少なくなってきております。ということになりますと、やはり今ある地区生活道路の中の舗装のほうも入っていかなくてはいけないのかなと。その辺の優先順位とするとなれば、例えば通学路にしてあるところを優先的に行うということで、

順位づけをしながら整備をしていくような形が必要であると思います。

ただ、今地区生活道路、どこからやりましょうというふうな順位づけはつけておりませんが、今度修繕が必要な、例えば現場を見て、クラックが入っているが何センチ、何メートル以上あると。あと、舗装の断面が、舗装の断面なり側溝のふたの状況なりが悪いところについては、そういうところを優先的にやっていくような、これは補助対象にならないので、単独費になると思いますが、そういうことで予算のほうを確保しながら進めさせていただきたいなというふうに思います。

次に、道路より橋の幅が狭いというところもご指摘、私も何でかなというのが正直ありますけれども、例えば道路と、これは弁解になるかもしれませんが、道路と橋の幅は同じかもしれませんが、例えば橋には転落防止のための高欄みたいなのをつけますよね。その分が狭くなっていると。あるいは、道路のほうについては歩道をつけなくてはいけないということもありますので、そういう関係で道路と橋の幅は同じなんだけれども、道路施設として使う面積と言いましょうか、幅が橋のところが狭くなっているのかなというところもあります。

ただ、道路が広くなっていて橋が狭いということになると、やはり車とのすりかえというのはちょっと危険だなというところも実際には感じているところですが、なぜ狭くなっているのかということになりますと、今申し上げたような関係で狭くなっているのかなというふうに考えております。

それと、藻刈りの関係なんですが、ご指摘のとおり高齢者になっておりまして、これまでは農家の方が皆さん協力的に自分の田んぼ、あるいは用水を円滑に管理するために藻刈り等を年に２回ぐらいやられるんですかね、やられておりました。お話を聞きますと、やはり年をとってきて、藻刈りをするのも大変、草刈り機を使って草を取るのは大変というお話は聞いております。これを根本的に解決する方法というのが、道路担当といたしますと路肩の部分で通行に支障がある、あるいは何かの支障が発生しているというところについては、今後できると思いますが、ただ、田んぼの中の藻刈り、あるいは水路、人が余り通らない水路等の藻刈りというのはなかなか厳しいのかなというふうに考えております。また、その藻刈りのほうはどうするということになりますと、今の段階でこうします、ああしますということは、すみませんが答弁はちょっとできない状態でございます。

それと、笠原の道路冠水なんですけれども、笠原につきましてはこれまでもご案内と言いましょうか、ご説明したとおり、姫宮落の水路が上がってしまって笠原地区からの水が流れないという状況になっておりますので、先ほど申し上げましたとおり検討の業務委託はしたところです。また、笠原地区につきましては、県道春日部久喜線のほうから地盤的に低いものですから、全部水が流れてきてしまうということも確認しておりますし、ほんの30センチ、40センチ上げれば道路冠水がなくなってしまいますが、今後については地区の方とお話をしながら、実際の検証をさせていただくと同時に姫宮落の改装についてもご案内のとおり今、東武鉄道の下まで、姫宮橋から東武鉄道の下まで工事しておりまして、今年杉戸県土事務所のほうでその姫宮落の東武のところから東武動物公園の道佛の、みずほの橋、道佛地区のみずほの橋までは設計をやられたということを聞いておりますので、新年度以降こちらのほうの河川の改修に入っていくのかなということで期待しております。

ただ、みずほの橋までについては、道佛土地区画整理の河川の幅までは交換金ということで用地

が確保されておりますので、杉戸県土事務所のほうで事業を、工事をしていただける用地のほうは確保しておりますので、一日でも早くそちらのほうを広げていただいて、また、それよりも上流のほうも広げていただいて、一日でも早く笠原地区の排水のほうが円滑に進められればよろしいのかなと思いますので、町もそうですが県のほうにも河川改修のほうを引き続き要望していきたいというふうに考えております。

最後に、道佛区画整理の遊水地なんですが、あそこの中は平らではないんです、下が。溝が掘ってあるんです、排水できるように。ですので、通常のグラウンドとして使うのはちょっと難しいのかなと思います。

ただ、それとあわせて定番のコンクリートもそんなに厚くないんです。ですので、重量車が入るということもできないので、その辺、今後有効に地元の方が使えるようなことも、検討するということになりますとなかなか難しいのかなと思いますが、利用できるような、例えばあの地区で催し物をやる場合については、使えるようであれば使っていただくのも結構かなと思います。ただ、常時ではなくて、臨時的に使うことも可能かなというふうに考えておりますので、その辺は地元の方が使いたいというお話があった場合も意見を聞きながらできればなと考えております。

また、遊水地だけではなく、区画整理の中に広い公園もありますので、そちらも有効に効率的に使って、地元のほうで使っていただくことも可能であるというふうに考えておりますので、安全面等考慮しながら、お使いになれるか、あるいはなれないかということを判断させていただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

相続の問題は、所有者がはっきりしていないと。でも、地主さんが持っている人が亡くなってしまって、誰もいなくなったのならわかるけれども、例えば家族かなんかがいれば、話をすれば話は乗るわけです。所有者がはっきりしなくても大丈夫な話を進めたほうがいいのではないかと思うんです。所有者がはっきりしないと話が進まないという、根本からそこからいったら、もう、話は乗らないですよね。所有者がいなくてもここにいた人のものだから、家族の人が誰か一人返事すればいいんですよという、こういう話の進め方か何かを考えてやるべきだと思います。初めから所有者がはっきりしない、死んじゃったら所有者はっきりしないよね。亡くなっちゃっているんだから。だから、そうなっていくといつになったって話のらちが明かないという、私は思うんです。ですから、その話の進め方だと思うんです。進め方によっては話に乗ると思いますよね。所有者がはっきりしなくても話は進められるということをはっきりと申し上げて進めればいいんじゃないかなと思うんです。ひとつ大変でしょうが努力してもらいたいと。

次に、道路補修については巡回してみて歩いていると。ひとつひどいなというところが結構あるよね。前、舗装の仕方、余り金がかからなくて、舗装の補修ができるという対策を前にやりましたよね。今でもやっているのかどうかわからないんですけれども、そういうことでどんどん進めれば、補修はできると思うんです。余り金をかけなくて済むということで。１つ、結構私の目で見てありますので、多分私、最近目が悪くなったと言われればそうなんだけれども、多分今見たらいい悪いぐらいわかりますので、役場の職員が見ても同じ

だと思うんです。私が見て、わぁ、ひどいなというのがありますので、ひとつこれは大変だなと。これをほっぽいておいたらどんどん悪くなるなというところがあると思いますので、ひとつもう少し巡回してもらって、早いうちに手を打ったほうが後で金がかからない。悪くなって悪くなって、本当に悪くなって直すと、相当予算も必要になると思いますので、早いうちに手を打つということをどうなのか聞きたいと思います。

橋の問題です。確かに欄干があるから歩道は関係なく狭くなっています、確かに。でも、その道路位置があって、それから橋を新設するときには初めから狭いんです。あれがわからないんです。あるところ、橋をかけかえたときに脇へもう一つ歩道の橋をかけてもらったほうがいいと騒いだ人がいますよ。道路幅より狭くなっちゃうから、車が来ると危なくてしようがない。なぜ、道路と同じほかの橋をつくらないんだって。宮代町はおもしろいところだねと。私は、それが宮代町だと笑ったんですけれども、そういう笑い話もあるんです。本当に危ないですよ、あれ。また、どこかかけかえるときに、私はどうなるかわからないけれども、見たいとは思いますけれども、本当におもしろい橋のつくり方。まさか、今新しくつくったところは、歩道分を広げろと言ったって、できないです。大変でしょ。本当に橋のつくり方、設計が悪いんですかね、宮代の設計はどこに頼むか知らないけれども、違うと思いますよね、町のここの担当の指導が悪いんだと思いますよね。それははっきり言うべきだと思いますよ。道路幅と同じ橋を設計してくださいというぐらい言えると思いますよね、それはどうなのか。

藻刈りについてはひとつ、早く手を打たないと農業をやる人がどんどん大変だということだけは、今、今回は申し上げておきたいと思います。

あと、笠原の問題は何か今、新しい話を聞いて、鉄道から、今鉄道の下というのかな、姫宮橋まで広げていますよね。相当広くなりますよね。あれ、今年の夏までには仕上がるのかどうか、あれは２年越しと書いてあったよね、看板にね。あれができればあそこの部分はよくなる。また、その下にちょっと、蛇の卵を飲んだような出っ張ったところがありますよね、あの柚の木橋のほうね。知っているでしょ、柚の木橋の先、ちょっとまだ出っ張っているところ。あれ、考えているということは見ていないということだな。まだありますよね。まだ。道佛のほうへ広がるというので、期待をしております。確かにそっちが広がれば大分今度は排水もよくなると思いますので。来年県がやってくれるということですから、ひとつ絶対やってもらうようにまた強く申し入れてもらいたいと思います。

あと、調整池については地元の関係もいろいろあるようですが、話は聞きましたのでわかりました。

以上、幾つかまた質問しましたけれども、お願いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　まちづくり建設課、横溝です。

相続の関係なんですけれども、結果だけ申し上げて申しわけなかったです。12号線の相続なのですが、実際にはご兄弟でその相続の該当される方が、ご兄弟がいるんです。五、六人いまして、その長男さんだけではなくて、その兄弟の方にもお話をしたいんだということで通知を差し上げたりして、町で折衝させていただくような手段も、それと、そのお宅に行ってお話をしたいということも過去何度も何度もしているところなんです。た

だ、そういうふうなお話をしても相手の兄弟の方もそうなのですが、長男の方もなかなか話の場所というのでしょうか、そのケースと言いましょうか、そちらを設けていただけないということで、苦慮しています。ですが、今後12号線を整備するに当たりましてもその部分だけ広がらないということがないように、引き続き相談をさせていただいて、相続ではなくて相談をさせていただきたいというところから突破口と言いましょうか、糸口を探っていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

道路保守の関係ですが、先ほど申し上げましたとおり道路パトロールをしながら個々に修繕をしていっていると。路線のところについても一つの路線、長い路線のところについても今後は点々修繕ではなくて、先ほど申し上げましたとおり通学路等を加味しながら、その条件としながら整備をする必要があるのかなと、修繕をしていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、予算等を要望しながらやっていきたいなというふうに考えております。

それと、橋なのですが今後つくる場合、ご指摘があったように道路と橋の幅のほうを考慮しながら、設計をお願いしたいと思います。

ただ、話はもとに戻ってしまいますが、橋の幅が狭いというのが、どうしてそういうふうな形になったかというのは、ちょっとすみませんが、今ちょっと返答しかねます。どうして道路より橋の幅が狭くなっている場所があるのかと、どういう設計だったのかなというのが、ちょっとその辺の条件と言いましょうか、設計の内容について確認しておりませんので、今後橋をつくる場合にはその辺は考慮しながらつくっていきたいなと思います。

ただ、橋が狭いのでそこに新たに歩道をというのはなかなか厳しいのかなというふうに思います。それは、つくるとしても河川管理者、法的なことを言って申しわけないですけれども、河川管理者と協議をしながらですが、河川管理者がその必要性、あるいは町の状況を勘案しながら考えていかなくてはいけないかなというふうに思っております。

以上でよろしいですか。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、162、163ページの関係です。道路新設改良の中の次のページ、(1)の都市計画道路整備事業なのですが、これは資料にも書いてありますけれども、都市計画道路整備工事、工事と道路用地購入費がありますが、これは858メートルです、この間の関係で一部完了しているところもあるんですけれども、これはきちっと分けてどのようになっているのか、道路用地購入は何メートルで、どれぐらいの平米数があるのか。別々にお示し願いたいと思います。

それから、同じく今度橋梁費の関係ですが、これは笠原のところですよね。今からちょうど８年前に東日本大震災があったときにここの橋、すごい段差になって、その橋の補修工事ですよね。この辺についても長寿命化ということなんですけれども、この件についてもどういう工事なのかご説明をお願いしたいと思います。

それから、土地区画整理推進事業の関係で、166、167ページです。48万3,000円ということでなっています。これについて、道佛の土地区画整理事業ですが、これはもうあとは説明があるよう

に組合事業の清算及び解散等にかかわる事務的経費ということなのですが、これはいつごろ予定されているのでしょうか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

次、168、169ページの東武動物公園駅西口周辺整備で、これはここだけ残っているのですけれども、これは確証がないですよね。ずっとこのままだと。先ほど強制執行みたいな話も出ていたのですけれども、実際また31年度で解決するのかどうかというのもあるのですけれども、東武動物公園西口前の開発が進んでいませんので、まだいいのかもしれませんが、これはどういうふうな対策を考えているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。このままずるずる今年もだめでした、来年もわかりません、再来年もということになるとどうなっているのかということになりますので、その辺の見通しです。難しいと思うのですけれども、お願いしたいと思います。

それから⑹の東武動物公園駅東口周辺整備事業で、これにつきましても東武動物公園駅東口整備用地費なのですけれども、これはロータリーの関係と、それからさらに駅周辺の関係に、これはわかりやすくきちっと分けてお示し願いたいんです。下の支障物件移設補償費、これについてもどうなのか。私たちはちょっと、これだけだとわかりづらいので、その点お示し願いたいと思います。

それから、この東口と西口の周辺整備の関係なのですけれども、資料もいただきましたが、この社会資本整備総合交付金というのは、これはあえて国とか県とかというふうになっていないのですけれども、この辺の名称です。その点あわせてお尋ねしたいと思います。

それから⑺の空き家対策事業なのですが、これについては新規だということなのですけれども、空き家発生の予防対策ですよね、講習会ですから。これ自体、サロンなどのそういうところに出かけて、講演をするということなのですけれども、これは何回ぐらい予定しているのか、それと多分続けるんだと思うんですけれども、それとどなたにこれはお願いするのか。その点もお尋ねしたいと思います。これはあくまでも予防対策です。先ほど言われたように、これはこれとして必要だと思うんですけれども、先ほど山下委員のときにも答弁がありました。全てが相続の関係ではないです。310件あるのですけれども、下から５番目ということで少ないほうだということで強調されておりましたけれども、これは宮代としてこの310件です、じゃ、相続の関係とそうでない、全てがこれ、そういった相続の関係で解決できないのだということではないと思うんです。そういった意味でどういう状況なのか、その点ももう少し詳しい内容をお願いしたいと思います。

それから、ちょっとここでお尋ねしたいのですけれども、橋梁の話も出ていたのですけれども、これまで踏切の関係は道路の幅と同じ幅で推移してきました。その踏切を拡幅したい場合は、既存の道路を細くするというような論議もあったでしょ、今まで。拡幅するには、じゃ、もう一方のほうをどうするのかなと。そういう意味では今、障害者にとって車椅子です、歩道を渡るときにすごく狭くて、具体的に言うと川端のほうです。姫宮駅を挟んで南のほうに１本、それから北のほうに１、２、３本ぐらいあります。全体的に踏切の歩道が狭くて、車椅子が非常に困難だという話も聞いているのですが、そういった点では拡幅するというよりも歩道の問題ね、そういった件でとりあえずそういう声に対してどう応えていくのか、その点あわせてお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時０９分

再開　午後　１時０８分

○委員長（九山妙子君）　皆さんおそろいのようなので、再開いたします。

引き続きまちづくり建設課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、都市計画道路整備事業の工事費と公有財産購入費の内訳ということでございますが、この町道12号線の整備に係るものなのですが、予定箇所図では延長858メートルということで載せていただいております。これは全区間の延長でございまして、平成31年度に施工する箇所でございますが、工事といたしましてはまず、用地が新たに買えた箇所の盛り土工事です、引き続き盛り土工事のほうを行っていきたいと思います。それが延長で約110メートルぐらいになります。面積にしますと290平米ぐらいになります。

あと、工事としまして、地盤が落ちついた箇所です、沈下がおさまった箇所から徐々に道路改良工事のほうを実施していこうと思っております。31年度は姫宮の交差点の近くです、１軒宅地がございますが、役場から見ると左側です、左手のほうです。黒い土のう袋での、盛り土でなく、土だけで盛り土してある箇所がございます。そちらを、そちら側がもう、ほぼ沈下がおさまっておりますので、約130メートルぐらいになるかと思いますが、拡幅整備のほうをしていきたいと考えております。

用地、公有財産購入費につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、残り７名の方がいらっしゃいまして、そのうちのまだ相続されていない１件を除いた６名です、12筆、面積にすると836平米になりますが、そちらの用地購入費を計上させていただいております。

続きまして、橋梁維持管理事業の笠原の橋でございますが、笠原の橋というのは、事業予定箇所で笠原人道橋です、字百間地内、商工会から笠原小学校に行く人道橋、赤い橋でございます。こちらの修繕工事を行います。こちらの橋は1985年に架設された橋でございまして、平成29年度に橋梁点検のほうを行っております。延長が24メートルで幅員が３メートルでございます。工事の内容でございますが、まずメインとなるのが塗装工です。赤い塗装をしておりますが、それを塗装の塗りかえをいたします。あと、橋に穴が、鋼材が腐って穴があいている箇所も何カ所かございますので、そちらを鋼材断面修復工といたしまして、セラミックパテというので３ミリくらいの厚さで穴を防ぐような工事を行います。あとは、橋座排水溝といいまして、橋が橋台に、桁が橋台にちょうど設置されている部分です、橋座というのですけれども、そこの勾配がとれていなくて、水がたまっている状態なので腐食してしまうということで、そこの橋座に少し勾配をつけまして、水が流れるようにするという内容です。あと、伸縮装置というのが橋にはございまして、桁とあと橋台が、振動でぶつからないようにそこに伸縮装置というのがついていまして、それの漏水対策です、ちょっと漏水しているということで、その補修工事を行います。あと、橋面といって通る部分の舗装を剥がしてやりかえるというような内容になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　まちづくり建設課副課長の室田です。

では、質問に答えさせていただきます。

まず、道佛区画整理の関係でございますけれども、平成30年１月26日に換地処分公告を行いました。現在清算業務を行っていますが、清算業務の分割が１年間に２回ということで、５回まで可能という形にしてありますので、組合の解散は清算業務が完了する平成32年３月までを予定しております。また、清算業務の業務が順調かということにつきましては、交付対象人数が380人の方で、もう378人交付をしています。残り２人につきましては、１人の方は相続中であり、１人の方については連絡がとれない等の状況であって、今後につきましてもできるだけ努力をしていまいります。また、徴収人数につきましては、対象者104人であり、96人の方が徴収を完了しまして、現在分割でお支払いされている方については８名となり、ほぼ順調に清算が進んでおる状況でございます。

続きまして、東武動物公園駅西口の関係でございますけれども、31年につきましてはご指摘のとおり必ず用地が買えるという確約はいただいているわけではないので、今後引き続きまして交渉してまいりたいというふうに考えるところでございます。

続きまして、東武動物公園駅の東口の関係でございますけれども、予算に上げています中で19番の負担金及び交付金150万です、こちらのお金につきましては、都市計画道路の東武動物公園東口駅前通り線、これは県が施行するのですけれども、そちらのほうの県が施行する関係で、まず調査業務を31年度にやりますので、そちらについての負担金でございます。残った部分につきましては、駅前広場と駅前広場をつくるために必要な用地買収の金額及び補償のお金を計上させていただいているところでございます。

続きまして、空き家対策の事業でございます。こちらの関係につきましては、先ほど310件というお話をしましたけれども、住宅土地統計調査、これ、25年にやっていますけれども、そのときに賃貸用または売却用の住宅及び二次的住宅を除いた家が310件、こちらのほうはただ空き家ということなので、これは問題になるケースではなくて、管理されていない空き家が問題だと思うんです。そちらの件数につきましては、うちのほうで、役場で把握しているのは43件でございます。こちらのほうの対策につきましては、年に２回現地を確認して、管理が不全という判断をされたものにつきましては現場写真を撮って、通知文とともに写真を同封し、さらに空き家対策の業務の関係をシルバー人材センターが請け負っていますので、そちらのチラシを入れて送付して管理の徹底を図るようにお願いをしているところでございます。また、来年度の事業でございますけれども、10回また高齢者サロンですか、そういうところにお邪魔してお話をする予定でおります。講師の代金の関係で１万5,000円掛ける10という形でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

踏切の件でございますが、委員おっしゃる踏切は川端の姫宮の駅の浅草寄り１本目の踏切だと思います。伊勢崎線の137号踏切といいまして、延長が10.8メートルの幅員が5.8メートルの幅員になっております。委員もおっしゃったとおり、１つの踏切を拡幅するとなると、ほかの踏切を狭くするのではなくてなくしなさいという、これは東

武鉄道の言い分なのですが、これはもう、昔から変わっていない東武の言い分なんです。道佛の区画整理でも関連して、２つ踏切があったのですが、一つにまとめて今、ヤンマーのところの踏切をつくっております。あれで約１億4,000万円ぐらいかかっております。新たに踏切を拡幅となると、先ほど言った踏切を１つ、どこかを閉鎖するという点と、あと、今現在ある踏切というのは、昔からある踏切というのは、人が侵入したときの察知する方法として、線で、レーダーでそれを察知しているみたいなのですけれども、新設する踏切については、それを面で察知するような装置をつけなくてはならないということで、道佛のほうもそういうふうに施工しまして、莫大な費用がかかってしまいました。

この137号踏切というのは、私どもも十分状況というのは把握しております。確かに車が交互通行ですれ違いできる踏切でございまして、歩行者の通る余地がないような形です。そういう踏切なので歩道が、歩道部分の拡幅ができれば安全面でもよろしいのですけれども、まず費用、費用というものはまだ、お金をかければ現実味があることなんですけれども、もう一つの踏切をなくすというと、どこの踏切をなくしたらいいのかという、そういう問題も出てきます。近接する踏切でなくても東武のほうは構わないみたいなんです。でも、それはなくされるほうの踏切を利用している方もいらっしゃいますので、その調整がすごく難しいものになっておりますので、なかなかその拡幅については交通量の関係もございますが、春日部久喜線が春日部のほうに抜けていければ、ここは町道26号線といいますが、そこの26号線の通行量も減っていくのかなと。今大型の車も結構入ったりしていますので、それはもう、確実に春日部のほうに抜けていくと思われますので、その状況も見ながら今後、課題というか検討していきたいとは考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうも、答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、164、165の町道12号線の関係なのですが、盛り土のところが110メートル、沈下のおさまったところ130メートルということなのですけれども、そうすると、これは完成はいつごろになるのか、順次沈下していないところもあるのでしょうけれども、これは総体的にはいつごろまでの予定になるのか。用地買収もあるのでしょうけれども、その辺の完成予定ですか、その辺の見通しについてもお尋ねしたいと思います。今、地盤沈下のところに黒い袋でやっていますけれども、当初やり始めたときに何のためにやっているのかということがいろんな、あちこちから問い合わせも、私どもにもあったし、町もあると思うのですけれども、また忘れたころにあれは何のためにあるんですかと、また最近言う町民がいるんです。やはり、前回はきちんと張ってくれたけれども、車なんかで行くとさっと行っちゃって、やはりわからない方もいるのかなというふうに思いますので、その点また工夫して、これは地盤沈下のためのですよというような、そういう表示も必要なのかなと思いますが、その点どうなのか。

用地買収なのですけれども、これはどれくらいなんですか。６名で12筆ということなのですけれども、筆数はわかるのですけれども、どの程度なのか、その点。特にここは姫宮の方が、やはりカスミに買い物に行く方が多くて、やはり早く歩道設置もお願いしたいということで、町のほうはそういう形で進めているとは思うのですけれども、

やはりその点での見通しがある程度必要なのかな、そういう思いもしますので、すみません、お願いしたいと思います。

それから、橋梁維持管理、164、165ページなのですけれども、わかりました。私の勘違いでした。随分やはり、補修箇所が多いのかなと思いますけれども、これは委託先は、設計の委託先はもう、決まっているのでしょうか。どういう形で行われるのか、その点だけお尋ねいたします。

それから、次の166、167の土地区画整理推進事業の道佛土地区画整理事業の清算なのですけれども、そうしますとこれは、もちろん新年度予算で清算するんだということですから、来年の末までということに期間はなるのですけれども、これはそうしますと清算できるのかなというふうに、心配なのですけれども、大丈夫なのでしょうか。先ほど相続中だとか分割だとかという話が出ましたけれども、そういった点で来年の新年度予算で全部決着つくのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

それから、東武動物公園の西口の関係は言いました。言いましたね。これは先ほども質問しましたけれども、新年度、来年度予算でだめで、また次の予算でだめでしたって、そういうふうになると、やはりどうなっているんだろうという声が出てきますよね、それに対する説明なんです。もちろん、重々我々も承知しています。担当では一生懸命やっているとは思うのですけれども、やはり結果があいう状況だと、やはり町民は心配しますので、そういった点でどうなのかということでお尋ねしています。もう一度お願いしたいと思います。

それから、その下の東周辺整備事業なのですけれども、これはそうしますと全て広場ということで解釈してよろしいのですか。広場のための事業ということで、用地費、それから補償費、それから道路の関係だと杉戸との関係が出てくると思うのですけれども、従来から杉戸には２割程度ということで説明されていたのですけれども、道路の関係はどうなんですか。ここで道路用地草刈り委託料も入っていますので、そういった点ではどうなのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、空き家対策なのですけれども、そうしますと冒頭説明された310件の中に43件が管理されていないということでよろしいのでしょうか。そうすると、43件以外についてはどういうふうにされるのか。43件についても、やはりどこの自治体も大変な思いをしていると思うのですけれども、これらについてもどのように進めていかれるのか、内容については説明されましたが、どういうふうにされていくのか、もう一度ご説明願いたいと思います。

それから、踏切の拡幅の関係なのですけれども、今障害者に優しいまちづくりということで、公共施設なんかは特にスロープ化して、ほとんどそういうふうな状況にありながら、踏切というのはまだまだ、そういうふうになっていません。歩道もそうですよね。みんなで歩いて、どういう状況かというのも調べながらやっているところもあるようなのですけれども、いかんせんここはそういう声があるんです。私はこれは、町だけではできないと思うんですけれども、そういう東武との関係で、東武は相手が健常者であろうが障害者であろうが、同じ立場で今の答弁ですと答えてくるということですから、私はまた違うと思うんです。障害者に対する、やはり踏切を利用する方、そういうふうな今各自治体もそういうふうな状況になっていながら、踏切については旧態依然ということは私はおかしいと思うんです。そういう意味で、やはり町からもきちっとそういうふうな要望もあ

るということを、やはり東武鉄道にも言わなければいけないと思うのですけれども、もう一方では、やはり国に対してもやっていただくように要請はしなければいけないと思うのですけれども、残るんです、こういう問題が。先ほど137号踏切のことを言われましたけれども、本当に私なんかは車ではもちろん交差するように対応するのですけれども、バイクで行くともう、踏切の上で待っていなくてはならないというふうな状況です。先がないのですから。これはやはり、何とかしなければいけないという問題だと思うのですけれども、その点、町だけにいうのは酷かもしれませんけれども、やはり現実そういう障害者の要求もあるし、対応してほしいというようなこともあるんです。もう一度その点お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、都市計画道路整備事業の町道12号線の完成はいつごろかというご質問でございますが、町道12号線の整備は、平成26年度からまずは５カ年計画ということで進めておりました。今年度が最終です、５年たちました。これは５年というのは県の計画にあわせて、その中に町の計画を含めて行っております。これは国の補助金の社会資本整備総合交付金というのをもらっていまして、その埼玉県の計画名が身近な生活道路の安心・安全を確保する市町村道の整備という、そのメニューの一つとして町道12号線が挙げられております。26年度から今年度までの、とりあえずの１期の計画ということでございます。来年度からさらに２期目の計画が始まります。また５カ年計画になります。用地のほうも先ほどから問題になっている相続してくれない土地を除いては、何とか５年以内にはなりそうなので、取得できそうでございますので、あとはその地盤の関係もございますが、地盤のほうも着々と地盤改良をやっておりますので、この５年の中では全部おさまっていくのかなと、買えたところはおさまっていくのかなと思っております。地盤が沈下がおさまったところから順々に拡幅整備のほうを行っていきますので、あとは予算の関係もございますが、担当としては計画上はあと５年で終わらせたいと思っております。

あと、次に地盤沈下対策です。黒い土のう袋が設置されているということで、町のほうにもあれは汚染土ではないかとか、そういう問い合わせが当初何回かございました。今現場のほうに、ちょっと見にくい、確かに車では見にくいかもしれませんが、看板のほうを設置して汚染土ではないことを周知のほうをさせていただいているところでございます。確かに車では見にくいので、31年度は何かもう少し、車でもわかりやすいような看板というか、工夫して設置していきたいと考えております。

あと、用地の面積なのですが、先ほどちょっと漏れてしましましたが、６名12筆で836平米になります。

あと、橋梁の設計の委託先でございますが、笠原人道橋の実施設計は前年度に補修設計を委託した会社がございますので、そちらが内容を把握しておりますので、経費のほうも安くなるということで随意契約で考えております。

以上でございます。

失礼しました。業者名なのですが、共和コンサルタントというところが請け負っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　副課長の室田です。

では、道佛につきまして再質問がありましたのでお答えしていきたいと思います。

先ほど清算業務の関係でございますけれども、お金を受け取る人が380人対象で、378人に交付していて、そのうち、２人の方のうち１人が相続ということなので、相続があったのは最近のことなので、それでお金をもらっていただく方を決めていただくだけですので、それは心配していません。１人の方が不明というのが心配で、そちらのほうにつきましても町のホームページ募集を含めて相談してまいりたいと思います。連絡がとれないというのは、いらっしゃらないことはないらしいので、これも町内のことですので、お金を払うほうです、交付してあげる人については問題なく進むと。逆にお金をいただくほうの方、この方につきましても残りはあと８人の方が分割になって残っているだけですので、こちらもほぼ順調に進んでおりますので、32年の３月には清算業務は終わるものというふうに考えているところでございます。

続きまして、西口でございますけれども、負担金及び交付金以外のお金は先ほども説明しましたとおり駅前広場の用地買収費と、それから駅前広場をつくるために必要な、駅前広場の外側に整備区域がありますけれども、そちらの額なものですから、あくまでも駅前広場をつくるために必要なお金という考え方でよろしいかと思います。

続きまして、その中で草刈りの関係をお話になっていましたけれども、用地買収した後の土地というのは、ほうっておくと草だらけになってしまっても困りますので、そういった部分の、駅前広場の土地も道路用地という名前になりますので、道路用地の草刈りというふうな形で予算盛りをさせていただいているところでございます。

続きまして、空き家の関係ですけれども、土地統計調査の中で住宅土地統計の調査については310件というのが結果でありまして、43件の把握は過去に町民の方から苦情等によって把握している数が43件という形でやっていまして、こちらについては問題があるから連絡等があったわけなものですから、主にうちで今把握している苦情のあった件数が43カ所あるので、そちらのほうについて管理をさせていただいているような状況です。定期的に。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

踏切の件でございますが、確かに町内の踏切というのはどこを見てもそういう障害者の方が安心して通れるような踏切というのはほとんど数少ないのかなと感じております。

国のほうで今、踏切対策として行っている事業も自動車ボトルネック踏切といいまして、１日当たりの踏切自動車の交通遮断量が５万以上のものとか、そういう交通量の多いところを重点的に行っております。これは御成街道の立体交差もそうなんですけれども、こういうところは法指定されておりますので、補助金をもらえて、指定されればすぐ、あとは住民さんの同意が得られればできるというところなのですが、通常の生活道路の延長線上の踏切というのは確かにまだ未整備というか、そういう対策、補助金のそのメニューもないような状況だと思います。現実本当に交互通行できるような６メートル程度の踏切ですと、本当に車がすれ違えると歩行者の通行する場所がなくなると。歩行者は線路側に待避して待っているとか、そういう状況も見受けられます。

町としてもそういうのも何とかしていかなくてはならないのかなと考えているところでございますが、東武鉄道の考えは昔から一貫して拡幅の場合はほかの踏切を休止しなければならないとか、そういう考えは今も変わっておりませんが、町として東武鉄道に行く機会もございますので、そういうところでこういう話もさせていただけたらと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございます。

ぜひ、最後のほうから言いますが、踏切の拡幅についてはそういう機会があったらぜひ、言っていただきたいとお願いします。

それから、空き家対策なのですけれども、これはなかなか、何が難しいっていろんな相続の問題もあるのでしょうけれども、これは人海戦術もあるのではないでしょうか。やはり、話し合いができるところについては足を運ばないとだめですよね。そういった点で、日常、仕事は仕事としてやっているのでしょうけれども、やはりこういう交渉というのは時間がかかるので、ぜひ、お願いをしたいと思うのですけれども、そういった点で抜本的というと難しいかもしれないのですけれども、やはり件数がありますので、これは少しずつでも減らさなければいけないというふうなことにならないと、やはり旧態依然改善されないという、そういう点がありますので、こういった予防、講演会も必要ですけれども、ぜひ、そちらのほうも力を入れないと難しいと思うのですけれども、その点でもう一度お願いしたいと思います。

後ろのほうから言って申しわけありませんが、あと、西口の１件です。先ほども言いましたが、これは、ここは町長はもうじかに交渉はしているのでしょうか。宮代では一番長ですから、長がこの件でぜひ、協力をということで行っているとは思うのですけれども、行ったか行かないか、それだけ。町長が行ってこうであれば、それはもうやることはやってこういう状況だということで、ある程度言える面もあるのですけれども、その点だけ、最後お尋ねします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　空き家の関係なのですけれども、空き家が問題ではなくて、管理不全が一番の問題なんです。先ほども申し上げましたとおり、建物が老朽化して危ないよというよりも、近所の方から例えば虫が出る、害虫が出る、害獣が出ると。あとは、樹木の枝が伸びると、そういうことですので、委員さんご指摘のとおり足を運んでということもあるでしょうが、正直、個人の財産ですので十分に管理をしていただくように通知を差し上げる。年に２回現場のほうも確認しておりますので、本当に建物が老朽化して本当に危ないよという空き家についてはほんの数件なんです。ほんの数件のところにつきましてもご連絡差し上げますと、持ち主の方は十二分にわかっているんです。十二分にわかっていて何ができないかということになりますと、その撤去費が一番問題らしいのです。そういうこともありますので、例えばその撤去費を町で補助金を出しますからやってくださいよということであれば、お話には乗ってきていただけるのでしょうけれども、そこまで今のところやる考えもありませんので，今までどおり現場を確認して通知を出すと。管理不全のところが多いものですから、シルバー人材センターのほうのその管理をしていますよというふうなアナウンスをさせていただいております。

もう一点、西口の関係なのですが用地買収につ

いて、段階的なものがあると思うんです。交渉的なものがありますので、交渉の中でもうひと押しというところに来たときにはさらに交渉させていただきたいと思います。なかなか事業自体を理解していただけないと、担当のほうが説明に伺っても理解していただけないという状況ですので、それを今後も粘り強く説明をさせていただくという形をとりたいなと思います。また、その交渉させていただけない１件につきましては、役場のほうから連絡してこないでくれという話もありますので、ただ、それだと話が進まないものですから、機会あるごとに、最近その地主さんといいますか、その地権者ではなくてその奥さんのほうから連絡が何回も来ているようですので、奥さんのほうに説明をさせていただきながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　では、また最後のほうですけれども、西口については段階があってということで、事業そのものについて理解されていないので、じゃ、まだ町長が行ってどうのこうのという段階ではないということで理解しました。

それから、空き家対策なんですけれども、おっしゃるとおり空き家そのものも問題なんですけれども、今は空き家が古くなって、下手をすると２階建ての家に雑草がツタのように伝わって、それが秋場から冬に枯れ葉になって、その下のほうも枯れているし、火がぽっとついちゃうと周辺にも移ってしまうような、そういう怖い状態もありますので、はっきりしているんです。確かにうちの自治会の事例では、地主さんももう行き先もいるところも全部わかっているんですけれども、なぜそれができないのか。やはり何回も、通知はわかるのですけれども、それは最低のことだと思うのですけれども、やはりそういうところというのは納得してもらわないといけないので、やはり周辺の住民のこうしてほしいという願いのことも、やはり察知してもらって、口頭でもやはり、年１回でも言っていただければ、そういうふうな改善も必要かなというふうに。確かに課長が言うとおり、それで応えてくれるようなところであれば、それはもうそういうふうに、次の段階もあるのでしょうけれども、そういうところもありますので、そうすると我々はまだこういうふうな状況だというので、やはり言うのですけれども、何か町の職員も聞きおきみたいな状況もありますので、ぜひ、そういった点で、やはり周りの住民が心配している点もありますので、検討していただければと思います。これは結構です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。

ちょっと簡単なんですけれども、お伺いします。

55ページの歳入のほうなのですが、東武動物公園駅西口駅前広場施設管理協力金とか、和戸駅前広場施設管理協力金というのが入ってきていますが、それについてちょっとわからないのでお願いいたします。

それから、166ページの都市計画マスタープランの策定ということなのですけれども、今年と来年でするような予定なのですが、私も議員になって総合計画が一番町の上位計画ということで、10年間で大事な計画なのですが、マスタープランというのは20年なんですよね。そうすると、それより上位というか、それより直せないというか一度決めてしまうと、もうなかなか動きがとれなくなるというような気がするのですが、平成13年の時点のときは宮代町を３つに分けて、須賀地区、中

央とそれから姫宮という形でやっていったような気がするのですが、今回のその構想というのはそれは委託でするようになっているようなのですが、どんなふうに考えているのか、ちょっと様子がわかったらお伺いします。

それから、予算には入っていませんが、横町の関係なのですが、横町の関係でまちづくり建設課でプロジェクトチームというふうにつくっていたかと思いますが、それは31年度もプロジェクトチームというのは存続していくのか、その辺の見通しをお伺いします。

それから、冠水対策というか、宮代台はありがたいですが、学園台の、日工大との境の辺の、ちょっと急なゲリラ豪雨だとかそういうふうに降り出すと、住民はもう、車をすぐに自分の自治会館のほうに移動するくらいにすぐ冠水するとわかっていて、すぐそれを、まず一番最初にやるらしいのですけれども、あの辺の対策の進捗というのはあるかどうかお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、歳入です。55ページの東武動物公園駅西口駅前広場施設管理協力金と和戸駅前広場施設管理協力金のこの２件のご質問でございますが、こちらは、まず西口につきましては、その西口広場が完成しまして、西口広場を利用している団体に使用の協力金をいただくという、施設使用料です、をいただくというような形で年間12万円をいただいております。その団体というのは、杉戸町タクシー協和会がまず１つの団体、これは朝日自動車株式会社杉戸営業所と太平交通株式会社、あと、杉戸タクシー有限会社、この３社でこの杉戸町タクシー協和会というのを構成しておりまして、この団体でまず12万ということです。あと、日本工業大学がバスの乗り入れをしておりますので、やはり12万円年間いただいている。あとはバスです。東武動物公園のバス、茨城急行自動車株式会社からも12万円いただいて、合計36万円ということでございます。

和戸駅前広場施設管理協力金につきましては、和戸駅前につきましては太平交通のタクシーしか利用しておりませんのでこの１社から12万円をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　まちづくり建設課副課長の室田です。

では、マスタープランにつきましてお答えさせていただきます。

マスタープランは委員さんがお尋ねのとおり平成33年度から20年度の計画になっています。計画をつくるに際しては、土地利用方針につきましては、おおむね20年後を展望しつつ、おおむね10年後について検討を行うものとするというふうになっていまして、基本的に10年先が総合計画の目標年次になりますので、それを見据えた上で10年後を見ると。なかなか都市計画の事業の関係については時間がかかりますので、例えば駅前広場をつくるのも10年ぐらいすぐたってしまいますので、そういった意味から10年ではちょっと短いというのもありまして、20年という形の年数を入れた上で計画を立てるという形になります。

また、前は土地を、宮代町を何区画かに分けて検討したのですけれども、最近国の考え方的にはコンパクトシティ＆ネットワークという言い方をされていて、町が駅とかを中心に小さくつくっていくという考え方がありますので、これだけ、

15.95キロヘクタールの中でその地区を分けて考えると、考え方がコンパクトシティになり得なくなってしまうのもあるので、全体で見ていこうという考え方で今回については地域的な検討は計画に反映させないで、全体構成でいこうという形になっております。

あと、横町のプロジェクトの関係ですけれども、今年の５月くらいに都市計画の関係がめどがつきますので、プロジェクトについては一旦解散という形で聞いております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

学園台の冠水対策の関係でのご質問なのですけれども、学園台につきましては、笠原と同じような調査とかを入れていないので、今現況どうなっているのかということがはっきりとはわからないのですけれども、当然低いところに水がたまりますので、周りに比べて低いところに水がたまっているというような状況だというふうには認識しているところでございます。いずれにしても、道路を上げれば大丈夫なのですけれども、先ほど課長の答弁にもありましたように、道路を上げてしまうと、今度は宅地内に水が入ってしまうという所もありますので、道路を上げるにしても宅地をかさ上げしていただくとか、そういったこともあわせてやっていかなくてはいけませんので、その辺については地元の方にご相談しながらやっていかなければならないのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

歳入のほうの関係はわかりましたが、入り込んで広場を利用して駐車しているような団体ということなのですが、例えば、企業のバスが朝なんか、凸版だとかそういうのが何台も来たりして待っていたり、ほかの企業もそうなのですが、そういうところとの違いというのはどういうふうな違いがあるのか、ちょっとお伺いします。

それから、マスタープランはコンパクトシティということで、町を一つとして考えていくということなのですが、そうしますとマスタープランと第５次総合計画とのその並行してやっていく、その並行してやっていくということなのだろうと思うんですけれども、合同してやるという意味ではないのですよねという、その確認をさせていただきます。

その２点をお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、駅前広場の施設の管理協力金について、先ほど申し上げた団体と、あとは企業等で送迎しているところの違いでございますが、お金を取っている団体につきましては、駐車スペースを町のほうからご用意させていただいております。タクシーのスペースとかバスです。あと、日工大のスペースも設けております。企業側の送迎というのは、一般の送迎車両が使う、乗用車が使うスペースでその時間に、朝と多分夕方だと思うのですが、利用しているということで、施設をうちのほうで設けていないということで、お金は取っておりません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　まちづくり建設課の室田です。

マスタープランの関係ですけれども、５次総合計画との関係というのは非常に深くて、やはり、都市計画マスタープラン上位計画が５次総合計画ですので、計画をつくるにおいては人口推計、こういったものは当然総合計画のほうでもやりますので、そちらのほうを利用させていただいたりだとか、あと、アンケート調査も５次総合計画のほうで予定していますので、そちらについて、やはり町の都市計画部門の質問もあわせて一緒につくっていただいてやっていくだとかという形での連携をとっていて、アンケートに答える方も重複しない形を考えてやっていくつもりでおります。

以上です。

並行してやっていきます。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　マスタープランに関してなのですが、そうすると、平成13年から32年までの20年間のマスタープランに関しては、その検証というのは行うのでしょうか、どうなのでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　平成13年から今20年つくってやっていますけれども、そちらの検証というのはうちのほうの都市計画のほうで、庁舎内の方に全て抜き出して、申告が、できぐあいを確認した上で、さらにそれをまとめて、今度委託するコンサルタントについても検証作業を一緒にした上で、それで新しい計画を立てていくということを考えています。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。何点か質問させていただきます。

予算書170ページ、私たちの予算書78ページの公園等環境管理事業に関して質問いたします。

１点目はこちらの維持管理に194万円ということになっていますが、これは管理している公園の数を教えてください。あと、こちらの公園の名前も教えてください。

２点目は、こちらの消耗品費が７万円になっているのですが、こちらは、この消耗品とは何でしょうか。

３点目は、公園なので子育てのほうとかなり関連してくると思うのですけれども、どういう形でかかわっているのか、公園マップなど子育てのほうでつくっていると思うのですが、そちらはどのようにかかわっているか教えてください。

あと、こちらが街区公園草刈り樹木管理委託料が1,255万5,000円になっておりますが、多分この中に害虫駆除なども入っていると思うのですけれども、ここ何年かヒアリだとか蚊だとかの害虫が騒動になっていますが、そういうものも含められているのか、どんな害虫対策をしているのかとそれに対して何か町民の方からクレームとか依頼などが入っているのかどうかお聞かせください。

あともう一点、桜の道公園の芝を去年当たりにかなりお金を投じて、また育成していたと思うのですけれども、私もちょくちょく見てはいるのですけれども、その桜のほうが順調に育成しているかどうかお聞かせください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　副課長の室田です。

では、順を送りまして答えさせていただきます。

まず、予算書にあります報酬費ですか、公園管

理報酬費の18万6,000円の関係につきましては、公園の数が33カ所あります。そちらにつきましては、上から、自治会の協定の地区をお話をしたいと思うのですけれども、姫宮北団地さん、それから姫宮南団地さん、それから西原団地さん、ディアコート西原台さん、金原さん、それから川端１、２、３、姫川１、２、それから松の木島、中須、弁天、桜木町内会、それから新道集会所管理運営委員会、それから宮代学園台、和戸町内会、ディアコート宮代、桃山台、合計で14団体で33の公園を管理していただいています。

次に、消耗品でございますけれども、こちらの蜂の防虫剤ですとか、そういったものを買うような消耗品でございます。

続きまして、施設修繕費につきましては、あくまで遊具ですとかそういったものが壊れたときの修繕費でございます。また、街区公園の委託料の関係でございますけれども、こちらのほうについては草刈りだとか、それから樹木管理、宮代町につきましてはまちづくり建設課が管理しているという公園が43カ所、それから緑地が５カ所、それから遊水地が６カ所、それから遊水地公園が３カ所、合計57カ所、６万9,013.8という大きさを管理していますので、そちらの部分の草刈りですとか、それから木が伸び過ぎてしまっている枝打ちだとか、そういった費用の系統の予算をこちらのほうに予算を上げさせていただいているような状況でございます。

また、桜の道公園でございますけれども、29年度に国からも、県からですか、補助金をいただいて張り直しましたけれども、雑草も結構出ますので、職員のほうで去年は２カ月に１回、または夏場の草の生える時期に月に１回ぐらい、直接職員が行って草を抜いて、芝が根づくように努力をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

消毒につきましては、公園に桜等もありますので、そちらのほう、公園の樹木管理として委託をしていまして、そちらの中で消毒をしています。また、消毒するについては事前に近所の方に手紙等を入れて、いつ消毒をしますので、洗濯物等に注意してくれというような予告を入れますので、直接の苦情はありません。

ヒアリは宮代では聞かないです。ですから、対策はとりあえずしていないという形です。

○委員長（九山妙子君）　１点、子育ての関係というのは、子育ての関連。

答弁を求めます。

まちづくり建設課担当主査。

○都市計画・都市整備担当主査（島村明子君）　島村と申します。よろしくお願いします。

子育てとの関係なのですけれども、子育ての関係でマップがあると思うのですけれども、そちらに公園等の情報は提供させていただいております。特に事業とかでまだ関連性はないのですけれども、公園等を使いたいという要望が何件がありましたので、それに対しては実際に行うということであれば、検討を行うということで調整をさせていただいているのですけれども、実際に申請はまだ上がってございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ご答弁ありがとうございます。

１点目です、今お答えいただいたのが公園管理保証金のことだったのですけれども、私が聞いたのは維持管理の194万円の中で町が管理している公園は幾つですかということをお伺いしたのですが、さっき、報奨金のところで言えば14団体33の公園ということはお答えいただいたのですけれど

も、実は、こちらは子育てのほうで配っていた公園のマップなんですけれども、こちらのほうが42公園の６広場になっていまして、こちらのほうが町が全て管理しているのかと、一番新しい、みやしろで育てよっのほうのホームページのほうには公園広場が一応16しか書いていないですよね。こちらの違いは何かということももう一度お聞かせ願いたいのと、消耗品のほうはわかりました。

あと、桜の道のほうもわかりました。害虫、ヒアリはいないということですけれども、こちらの害虫駆除はいわゆるアメリカシロヒトリとかそのあたりだけなのか、まだほかにも害虫駆除をやっているのならそれを教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　室田と申します。

公園の数なんですけれども、やはりまちづくり建設課のほうで管理している公園数は43で、そちらのほうに上がった数は42というのはわかりませんけれども、43のうち実は10の公園については遊具のない公園という形になっていますけれども、その中では、例えば空き地っぽくなっているだけで、公園ぽくなっていないところもありますので、子供が遊ぶのにふさわしいところを選んだのかもしれないというふうに考えているところです。

また、害虫駆除ですけれども、桜の関係についてやはり、アメリカシロヒトリというのはありますけれども、そのほか季節によってはクロケムシなんかも出ますので、時期にあわせてそういった消毒については主に桜の木を中心とした害虫駆除をしているような状況です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　今42が43という話だったんですけれども、そのことよりも、１つの違いというか、こちらは全て、一応多分住宅街の空き地みたいなところとか、例えばマンションにつくらなければいけない公園だとか、そういうのも多分入っている数なのかなと思うのですが、ただ、ホームページのほうには数でいうと16公園というところで、16しか載っていないんです。それを紹介してあるんですけれども、なので、私としては町としては実は16しか管理していなくて、ほかは後は民間というか、そちらに管理されていないのかなとちょっと思いまして、そちらの管理のほうは指導されているのかなというのを聞きたかったのですが、今言われていると、その43の公園を全部町で管理されているということなので、そこに対してこの194万円が使われているのか、お聞かせください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　副課長の室田です。

あくまでうちのほうは43の公園を管理していると言いましたけれども、そちらは全てうちのほうが管理していますので、その経費をここに載せてあります。また、福祉課の16はどういう形で選んでいるのかというのは、ちょっとうちのほうで相談を受けたわけではないと思いますので、わからないというのが実態です。

また、公園の維持管理でございますけれども、こちらのほうについては上げている額が維持管理費用として全体の費用として上げていると思いますので。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

○都市計画・都市整備担当主査（島村明子君）　島村と申します。よろしくお願いします。

公園の維持管理の194万円につきましては、電

気料、修繕料、あと害虫駆除手数料とかそちらの日々の管理のお金を計上しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

多分こちらの消耗品費、電気料、上下水道料、施設修繕料が入ってくるのかなとは思ったのですが、この43あると言われた公園に対して、ちょっと194万円というのは少ないのかなとちょっと感じたことと、先ほどちょっと子育てのほうに行って聞いてきたのですけれども、最近都市計画のほうから修正が入って、ホームページのほうをちょっと直しに入ったということをちらっと聞きましたので、何か変えたことがあったのかなということを聞きたかったのと、あと、こちらの公園マップ、物すごく評判がよくて、今もう在庫がないくらい出払っているそうで、私も前にカラー版、きれいなのをもらったことがあるのですが、すごくきれいに載っていて行きたくなるだろうなというのはすごくわかるんです。なので、すごく写真がきれいに撮ってあって、実際現場を見に行くとちょっと塗装が剥げていたりするところもあるのですが、多分、私も子育てしていたころに、やはり公園めぐりを、やはりすごく楽しくやっていたこともあって、こうやって載せられていると行きたくなると思いますので、その修繕はもちろんなのですが、子供たちがたくさん遊んでいると雑草も生えにくいということも聞きましたので、昔は雑草なんか生えている間もないぐらい踏まれていたんだよというのも聞いております。

なので、なるべく、小さい町なのでよく言われるのは姫宮地区に公園がなくて、公園をつくってくれとか言われるのですが、小さい町ですからこういうものを利用して、いろんな各地の公園に遊びに行っていただければ、雑草関係もちょっと緩和されるのかなとも思いましたので、管理をちょっと丁寧にしていただいて、あと、公園の数とかちょっとできれば、このホームページとの数ともちょっと差異があったりとかしたので、このあたりを子育てのほうと調整していただければなと思います。こちらは要望です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　田島です。

東口の周辺整備事業ということでＰ168ページなのですけれども、今回減額されている理由と、あと、この公園というか駅前広場建設に関して総額で土地を買ったり、この支障物件等移設補償金で、完成するのに町としては幾らの数字を計上しているのか、考えているのかということを教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　副課長の室田です。

では、東武動物公園の東口についてお答えさせていただきます。

まず、金額が去年と比べて少し下がったという理由なのですが、想定される今年31年度に用地買収しようとしているところが、去年よりも規模が小さいので、それで金額が下がったということでございます。また、全体計画的に幾らぐらいかかるのという話がございましたけれども、駅前広場につきましては事業総額で約17億8,000万、それから整備エリア内で3.3億というお金が予定をしている額でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草です。何点かお願いいたします。

歳入なのですけれども、道路占用料につきましては、道佛の土地区画整理地内の道路が帰属されて、占用料の増額を見込んでいるということだと思うのですが、新しい町並みで道路の占用料が発生するのかなと思うのですが、どのような内容を見込んでいるのかお願いをいたします。

それから、予算書の30、31ページの国庫補助金の都市計画費補助金の中の社会資本整備総合交付金、これにつきましては中央通り線の事業費の減に伴い減ということだと思うのですけれども、中央通り線の事業費の減というのは進捗による減なのか、あるいは工事のおくれの減なのかお願いをいたします。

それから、諸収入の東武動物公園駅東口駅前の整備に関します杉戸町の負担金なのですが、東口駅前広場の事業繰り越しに伴う負担金の減ということで、皆減ということになっているんですけれども、事業が繰り越すのであれば、負担金もそのまま繰り越すのかなというふうに思うのですけれども、その辺の予算の見方をお願いいたします。

それから、繰り越しにかかわらず31年度の事業があると思いますので、それに伴う杉戸町の負担金というのはどういうふうな計算になっているのかお願いをいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時２４分

再開　午後　２時３９分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続き、まちづくり建設課分の質疑を行います。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　すいません、先ほどの答弁で修正をさせていただきたいと思います。

踏み切りの拡幅の関係なんですが、踏み切りを拡幅する場合は、ほかの踏み切りを廃止というようなお話をさせていただいたところなんですけれども、こちら訂正をいたしまして、踏み切り前後の歩道の幅が確保できれば、踏み切りも広げることは可能だそうです。

ただ、先ほどの答弁の中で春日部久喜線のお話の踏み切りの中で、道佛の踏み切りの807号線の踏み切り１億4,000万円ほどかかっておりますよということを考えますと、やはりそのぐらいなお金が１カ所必要になってくるのかなと。その場合は町が行えばというようなお話でございました。

それと、もう一点なんですが、公園の関係なんですが、野原委員さんのほうから福祉課のほうで出している公園の件数と町のほうで管理している件数が違うよというお話なんですけれども、福祉課のほうで発行しました公園の42公園につきましてこれ発行が二、三年前だと思うんですね。現在、道佛のほうも公園がありますので、その公園が入っていない点もありますので、ちょうど数字のほうが個数のほうが差異があったということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、歳入で道路使用料の道路占用料の件でございますが、道佛の区画整理が町に移管になった

ことで、道路占用料が増えたということなんですが、区画整理地内、電柱が道路にある場合には道路占用料をとるところでございますが、区画整理地内は良好な住宅街を形成する目的で、電柱のほうは民地のほうに入れさせていただいております。この増えた要因はガスですね。ガスがほとんど全路線埋設されておりますので、それの占用料でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　副課長の室田です。

では、ご質問にお答えしまして、社会資本整備総合交付金が前年度に比べて減額となった理由でございますけれども、東武動物公園西口周辺整備事業では都市計画道路中央道路線の事業料の減によりまして交付金を減額としています。

また、東武動物公園東口周辺整備事業では駅前広場の事業を進めるための毎年度用地買収に取り組んでいますが、平成31年度の用地買収対象物件にあわせ、減額となったものでございます。

次に、杉戸町の負担金でございますけれども、杉戸町からいただく負担金につきましては、事業が完了しました翌年に精算をしていただくことになっていまして、31年度には繰り越しをしていますのでいただきませんけれども、32年度にはまたいただくつもりで考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　占用料と杉戸町からの負担金はわかりました。

そうしますと、31年度に繰り越した分は32年度、31年度についての事業も32年度という理解でいいのかなと思いますけれども、確認をさせてください。

それから中央通り線の事業費の減ということのご説明ですと、物件の減少によるということなので、進捗をしているという理由から減になったという理解でよろしいのかどうか。

事業が進んでいるので減になったという理解でいいのかどうかを確認させてください。

それから、最初はお尋ねしなかったんですが、同じ社会資本整備総合交付金も国庫補助金の道路橋梁費補助金の中のこの交付金についての増は町道252の関係の事業費の増というご説明だったと思いますが、その分でいいかどうかということと、補助率が100分の50と100分の55の事業についてのご説明をお願いいたします。

どれが50で、どれが55かということのご説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（室田慶一君）　副課長の室田です。

まず、最初に、杉戸町の負担金の関係ですけれども、事業を完了した翌年に精算するということになっていますので、繰り越した部分についても完了した翌年にいただくという考え方をしています。

また、西口の関係でございますけれども、おかげさまをもちまして、共同溝が終わったりだとか、歩道整備も終わっていますので、31年度については用地買収費と補償費というのがメインでありますので、事業は進んでいるから減ってきているという考え方になるかと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４５分

再開　午後　２時４７分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　副課長の成田でございます。お答えいたします。

まず、町道12号線の事業費の増なんですが、これは31年度から本格的に道路改良工事を行うということで増額になっているということでございます。

歳入のほうもそれにあわせて増額になっております。

道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金7,180万円、歳入を見込んでおります。これは県の計画名で３つの計画の中に属しておりまして、まず、12号線のほうなんですが、先ほどもご説明いたしましたが、身近な生活道路の安心・安全を確保する市町村道路等の整備ということで、3,650万円いただく予定でございます。

こちらは補助率は50%になっております。

もう一つは埼玉県道路計画（防災安全）という県の計画に属しております。これは町道18号線の舗装修繕工事です。補助金が1,770万円を見込んでおります。こちらの補助率も50%です。

続きまして、埼玉県道路インフラメンテナンス計画（防災安全）、こちらの橋梁関係ですね、長寿命化の計画の策定やら設計、あとは補修工事でいただいている補助金でございます。1,760万円ですね。こちらは補助率55%になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　予算書の31ページの100分の50と55の違いなんですが、歳入概要を見ますと、春日部久喜線整備事業と道路舗装修繕事業及び橋梁維持管理事業の２つがありますので、単純にこの前者が50で後者が55というふうな見方にはならないということなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課副課長。

○まちづくり建設課副課長（成田雅彦君）　こちらの歳入概要の表記の仕方なんですが、社会資本整備総合交付金という補助金をいただいております、道路橋梁費補助金としてですね。

その中で春日部久喜線と道路舗装修繕事業。道路舗装修繕事業というのは先ほども言いましたが、18号線の補装修繕になります。

あと、橋梁維持管理事業に対する交付金。こちらが55%、これ分けて書けば、もう少しわかりやすかったんですけれども、補助率としてはその100分の50と100分の55がありますよというような表記の仕方になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で、まちづくり建設課分の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５０分

再開　午後　２時５３分

○委員長（九山妙子君）　では再開いたします。

これより健康介護課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

担当職員につきましては自己紹介ということでさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課の副課長の岡村でございます。

高齢者支援と介護保険を主管しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（齋藤俊美君）　健康介護課、高齢者支援担当、主幹の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　健康介護課、高齢者支援担当、主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（岡安英之君）　こんにちは。同じく高齢者支援担当の岡安と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君）　介護保険担当の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康介護課、健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（野口延寿君）　健康増進担当、野口と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（浜津恵都子君）　健康増進担当、浜津と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進担当主査（岡本知佳子君）　健康増進担当、岡本と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢ですけれども、よろしくお願いいたします。

何点か順を追って、質問させていただきます。

まず、最初なんですけれども、私たちの予算書のほうなんですけれども、９ページのほうの地域交流サロンの支援事業ということで載っておるんですけれども、この中で平成31年度の目標ということで載っておるんですけれども、サロンも年々質・量とも充実して、30を目途にサロンを年々増やしてきたわけなんですけれども、今年の目標の中で具体的に今までのサロンをつくる場合に備品購入費ということで、補助金があったと思うんですけれども、額は10万円の限度だったと思いますけれども、これに今年はつけ加えて、施設利用料を新たに補助するということになっておりますけれども、具体的にこの利用料を新たに補助するという中身はどういうものなのか、まず１つお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書のほうに移りますけれども、予算書の114ページ、委託料の関係なんですけれども、この中で健康づくり支援事業委託料ということで、若干予算書も上がっておるんですけれども、この中で輪投げ大会の委託料、それからグラウンドゴルフ大会の委託料ということで、具体的な数字が載っておるんですけれども、この委託料の中身をお聞かせいただきたいと思います。

それから予算書の116ページのほうに移るわけですけれども、私たちの予算書の中では10ページになるわけですけれども、若干、両面に分かれて質問するんですけれども、敬老会も今年で何回になりますか、５回、６回目になるのかな。年々やはり質・量とも充実をし、地域敬老会も各地域で開催をされているわけなんですけれども、今年も

目標は38カ所開催ということで、目標を掲げているんですけれども、例えば、敬老会が開催できない地域も正直言って、現実にあると思うんですけれども、この敬老会が開催できない。やりたくてもなかなかできないという自治会、地域はどういう理由で開催ができないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

同時に、予算書の額を見ると、目標を掲げている割には額が前年度と同じになっているんですけれども、この関係どうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから予算書のほうの116ページ、委託料の関係なんですけれども、みやしろ健康福祉プラン高齢者編実態調査委託料ということで載っておるんですけれども、これの一応、額が275万円ということで委託料が載っているわけなんですけれども、その中で実態調査をする委託料ということで、具体的にここに載っておるんですけれども、調査の内容はどういう内容なのか、また、対象者はどういう方を対象者にしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書のほうの116ページ、老人福祉総務事業ということで載っておるんですけれども、この中でシルバー人材センター補助金ということで前年度と同じく548万円の額が載っておるんですけれども、例えば、福祉産業委員会の資料を７ページのほうにシルバー人材センターの実績が載っているわけなんですけれども、例えば、このシルバー人材センター、ここ数年の実績の数字を見ると横ばい、ないしは減少の数字が出ているんですけれども、この横ばい、ないしは減少になっている理由とはどういうものがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

具体的には会員数、受託件数、契約実績、金額等々なんですけれども、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、シルバー人材センターの下に載っております老人クラブ活動費助成金ということで載っております。この額も前年度と同額で載っておるんですけれども、これも実績の９ページ、福祉産業委員会の９ページのほうにやはり実績の数字が載っておるんですけれども、このさわやか連合会、数年、会員の減少が出ているという数字になっておるんですけれども、このさわやか連合会の現状をどれだけ把握しているのか、会員数がどのぐらい減っているのか、また、活動の状況等をぜひ聞かせていただければありがたいなというふうに思います。

それから、予算書の118ページ、アクティブシニア社会参加支援事業ということで、予算が前年度とやはり同額で300万円の額が載っておるんですけれども、この中で消耗品ということで、事務用品が300万のところに載っておるんですけれども、この委託料、委託先どこなのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、事務用品とはどういうものを指しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、予算書の144ページ、事業名(1)の福祉医療センターの運営状況なんですけれども、私たちの予算書の64ページを見ていただきたいと思いますけれども、何点か具体的に質問したいと思いますけれども、確かに六花もスタートしまして、何年たちましたかね。大分質・量ともにやはり充実をしてきたなというふうに町民の方も評価をしているわけなんですけれども、その中でこの医療センターの中身の現状をお聞かせいただきたいと思います。

まず、１つには診療所の関係ですけれども、現在、診療科目が内科、小児科、整形外科、外科と載っておりますけれども、特にこの診療科目のド

クター、この４科あるわけでございますけれども、ドクターの常駐体制はどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、この中で施設の修繕費ということで、エレベーターの工事200万ほど載っておるんですけれども、エレベーターはどこのエレベーターなのか、お聞かせいただきたいと思います。

とりあえず以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課、副課長の岡村でございます。

ただいまの唐沢委員さんからの質問にお答えを申し上げます。

まず、１点目の地域交流サロン支援事業でございますけれども、こちらにつきましては介護保険特別会計の事業でございますので、後ほど介護保険特別会計の予算の委員会の際に答弁をさせていただきます。

続きまして、予算書の114ページ、115ページの高齢者健康づくり支援事業についてでございます。

こちらにつきましては、平成30年度まではゲートボール大会とグラウンドゴルフ大会を開催していたわけでございますけれども、31年度からゲートボール大会につきましては参加者が年々減ってきておりまして、今、２チームないし３チームを構成するのが限界という状況になっておりますことから、さわやかクラブ連合会、委託をして、実施をしているさわやかクラブ連合会と話し合いをいたしまして今、輪投げ大会というのがさわやかクラブ連合会のほうでも今力を入れてやっておりまして、去年はゲートボール大会、あいにく雨天のため中止になってしまったんですけれども、輪投げ大会であれば、室内でもできるというメリットもございます関係から話し合いを行った結果、輪投げ大会とグラウンドゴルフ大会を開催させていただくことになりました。

その実施の方法なんですけれども、これまでと変わりなく、輪投げ大会についてはさわやかクラブ連合会に委託をしまして実施をいたします。

また、グラウンドゴルフ大会につきましては、町のグラウンドゴルフ協会のほうに委託をしまして、実施を行うわけでございます。

委託料の中身でございますけれども、こちらにつきましては当日の商品代と参加賞、また、高齢者の方、輪投げ大会についてはこれまでゲートボール大会として功労賞ということで80歳以上の参加者について功労賞というのを贈呈していたんですけれども、同じように高齢の方について功労賞を贈呈しようということで、それが委託料の内訳でございます。

また、そのほかに、委託料のほか事務費で傷害保険とあと、事業費で消耗品として賞状等の事務用品を予算で積算をさせていただいております。

続きまして、地域敬老会支援事業でございますけれども、こちらにつきまして、平成30年度は77の自治会のうち67の自治会で地域敬老会を実施していただきました。開催率は87％ということで、単独で実施したところが25自治会、合同で実施したところが42自治会でございます。20地区の自治会があったわけでございますけれども、そちらにつきまして、全部の自治会の自治会長さんを対象にアンケート調査をさせていただきました。

その結果、開催できなかった自治会について、これは昨年度11あった２開催の地区で開催できなかった理由を記入していただいたんですけれども、ほとんどの自治会が開催したいんだけれども開催できないというような内容の回答はなかったんですね。ほとんどのところが高齢者の方の希望がな

いというのと、役員の負担が多いということで役員で話し合った結果、もうちょっと開催を見送ろうというようなところ、あと、地区独自で敬老祝い金を配付しているので、開催する意向は今のところないというのと、総会等で話し合いの結果、開催しないという決議がなされたためと、あと、ほかの地区の会合が年に３回しかないので敬老会を開催する余裕がないというような回答をいただいているところもありました。

あと、対象の高齢者が８人しかいなくて、参加が見込まれるのが二、三人ということで、自治会内で話し合った結果、もうちょっと見送ろうというような回答をいただいております。

特に、開催を希望しているんだけれども、ちょっと開催する場所がないとか、そういう理由で開催できなかった自治会がある場合にはこちらのほうでもどんどん役場のほうに相談をしていただいて、なるべく開催していけるような状況に持っていきたいということでお話を差し上げているんですけれども、今のところそういう相談は来ていないという状況でございます。

続きまして、予算書の116ページ、117ページのみやしろ健康福祉プラン策定事業でございますけれども、こちらの委託料の275万円、みやしろ健康福祉プラン高齢者編の策定のための実態調査の委託料でございますけれども、こちらにつきましてはプランを策定する前年度、これまでも日常生活圏域の高齢者のニーズ調査というのと、前回のプランから在宅介護の実態調査という２種類の調査を行っております。

こちらにつきまして、その内容でございますけれども、まず、日常生活圏域の高齢者ニーズ調査につきましては、これまで宮代町の場合は日常生活圏域１つでございますので、町内にお住まいの高齢者の方、元気な高齢者の方から支援が必要な高齢者の方々まで含めて、広く調査をしているところでございますけれども、どういうニーズが潜在しているのかということで、質問項目を設定しまして、ニーズ調査を行っております。

もう一方の在宅介護実態調査につきましては、前回のプラン策定から実施しておりますもので、次回が２回目になりますけれども、こちらは在宅で暮らす介護が必要とする高齢者の方を対象に在宅での生活状況についての調査とそちらの方々のニーズ調査、もしくは在宅介護のために介護者の方がなかなか就労できないとか社会参加できないというようなことがあるかどうかというような調査を行っておるものでございます。

こちらにつきましては基本的に介護認定申請の更新の際に認定調査員が自宅を訪問したときに回収をしてきています。今のところですね。在宅で暮らす介護が必要な高齢者の方々の調査ということでございます。

続きまして、同じページの老人福祉総務事業でございます。こちらの補助金、負担金補助及び交付金で、まずシルバー人材センターの補助金のところについての質問でございますけれども、こちらは提出いたしました資料の７ページから８ページにシルバー人材センターの年度別の登録者数と利用状況、または職種別の賃金を掲載させていただきましたけれども、こちらの実績につきまして若干登録者数につきましては、28年度174人だったものが30年度12月末現在で183人と９人の方が増えております。

また、受託件数につきましても28年度は1,813件で２万3,707人の方が就労をしたわけでございますけれども、30年度は12月末現在で2,276件、２万949人と、若干でございますけれども、伸びを示しております。

契約実績額につきましても28年度の9,600万か

ら30年度12月現在では9,100万と、やはり１億円を超える契約の実績額というふうにこちらにつきましては増えてきております。

なかなか急激に増えないというのは、やっぱり会員の登録が２年間で９人程度しか増えていないということもございまして、なかなかその請け負うための体制というか、基盤がまだ整え切れていないという状況がございまして、今はお仕事の話をいただいても中にはちょっと待っていただくとか、仕方ない場合にはどうしても請け負えないという場合は断って、ほかのところを紹介するというような措置もとっているようでございます。

なるべく会員の増強も図って、町の広報に掲載して、入会説明会を毎月実施していたり、いろいろな取り組みはしているわけでございますけれども、なかなかそれが直接会員の増強に今つながっていないというところがあるかというふうに考えています。

続きまして、同じくその補助金の老人クラブ活動費の助成金でございます。

こちらも提出いたしました資料の９ページになりますけれども、こちらは老人クラブの連合会と単位クラブの数を示しておりますけれども、連合会につきましては、同じくここ３カ年は58万8,000円ということで、同額の補助を行っております。

また、単位クラブにつきましては、50人以上の団体につきましては10団体ということで変わっていないんですけれども、35人から49人が２団体があったものが１団体ずつ減ってきていると、また、20人から34人のところは同じ３団体、５人から19人というところは１団体あったわけですけれども、それがなくなっております。

こちらにつきましては、１団体は解散したところと、あとは２団体で統合で合併になった団体がございました。

なかなか老人クラブ、各単位クラブにつきましても地区の高齢者の方々の次の世代の方々の入会がここのところ難しくなってきておりまして、そういう関係から老人クラブの運営ができなくなってきたというところもあるようで、ほかの隣の地区と合併するというようなところも幾つか出てきております。

続きまして、予算書の118ページ、119ページのアクティブシニアの社会参加支援事業でございます。

こちらにつきましては委託料の300万円の予算でございますけれども、こちらは予算の増減表で議会のほうに提出をさせていただきました一般会計の老人福祉費の一般会計健康介護課所管のところの先ほど委員さんの質問の中にありましたけれども、事務用品ということでお話ありまして、こちらのほう今確認しましたところ、コピーアンドペーストしたもので間違って印刷をしてしまいました。こちらにつきまして正確には委託料でございます。すいません、おわびして訂正をさせていただければというふうに思います。

こちらにつきまして300万円の委託料でございまして、委託先は宮代町社会福祉協議会でございます。社会福祉協議会にアクティブシニア社会参加支援、町と共同でアクティブシニアの方々たちの社会参加をバックアップするということで、イベントを開催したり、もしくはその社会参加のための情報誌を定期的に登録者の方に送付して、社会参加を支援するという内容の事業をやっていただくというものでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長の竹

花でございます。

先ほどの質問にお答え申し上げます。

まず、予算書144ページ、私たちの予算書64ページのところでございますけれども、まず、診療４科目の医師の常駐の状況ということであったかと思いますけれども、こちらにつきましては今、常勤の医師が内科医が２名、小児科医が１名、あと、非常勤で整形外科、外科の先生が１名、あと、内科医の先生が１名の合計５名の体制で診療のほうを行っていただいております。

私たちの予算書の64ページの施設修繕費エレベーターはどこかの修繕というところで、エレベーターはどこのものかというご質問だったかと思うんですけれども、今、六花にエレベーターが３基ございます。１基の一番使用頻度が多いものにつきましては、今年度修繕のほうをさせていただいたんですけれども、残りの２基についてが、まだ実施していないところでございまして、こちらについては設置時期が同じなので、なるべく同じ時期にというところで、設置業者のほうにも言われていたんですけれども、とりあえず今年度はまだ大丈夫ということでしたので、来年度に予算計上させていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

何点か確認も含めて、再質問をしたいと思います。

まず、予算書の116ページ、敬老会の関係なんですけれども、開催できない自治会が現実にあるわけなんですけれども、もうご存じのとおり地域敬老会、敬老会といっても高齢者が高齢者を祝う老々敬老会、そんな話も聞かれるわけなんですけれども、もう少し町が違った形で支援をできないのか、お金を出せばいいのでなくして、例えば、場所を確保するのも現実大変なわけなんです。

例えば、大きな人を集めて敬老会をやるところなんか場所がない、どうしても進修館の大ホールということで、大ホールを押さえるのに大変な四苦八苦をするわけです。そういう現実。

あと、もう一つは集会所がない自治会があるわけです。集会所がなくてどこでやったらいいのか。だから、人的にもそういう開催する環境もなかなかやっぱり整っていない地域があるわけなんです。それをどう町がフォローするか。金を出せばいいのでなくして、お金プラスアルファ、もう少し心のこもった支援はできないものかどうか。

そんなことで今後の敬老会のあり方として、現状のままでいくのか、もっと知恵を出してこういう敬老会があるというものがあったら、ぜひひとつお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それから、シルバー人材センター、先ほども言いましたとおり、実質的には横ばいの状況があるわけなんですけれども、例えば、会員の数なんですけれども、現在、男女合わせて30年度が183名となっておりますけれども、圧倒的に男性が多いんですよね、134名、女性が49名となっておりますけれども、今、女性のほうが元気がいいので、女性が逆じゃないかと思ったら、女性のほうが少ないというふうな現状があるんですけれども、例えば、この会員の平均年齢は何歳なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、特に女性の働くと申しますかね、このシルバーセンターの中でどういう仕事が主なものなのか、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

これだけ女性が元気なのに、何でこの数字かなというふうに思いますので、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、予算書の116ページ、老人クラブの関係なんですけれども、やはり若干の会員の減少が見込まれるわけなんです。中にはもう団体を解散するという、そういう会もできているわけなんですけれども、この解散しなくてはならないような現状はどのように町は捉えているのか。一時はさわやか連合会は1,000名以上の会員があったんですけれども、現実的にはもう800の会員を切っているというふうに思うんですけれども、この減少の現実をどう町は見ているのか。お金もここのところ何年か予算の関係はほとんどやはり同じ額ですよね。

これも敬老会と若干つながるんですけれども、もう少し町は温かい手を差し伸べることはできないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、アクティブシニアの関係、何かミスプリということなので、ミスプリじゃなかったらこれはどういう項目になるんですか。できましたらもう少し確認の意味でお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書の144ページ、福祉医療センター運営事業なんですけれども、私たちの予算書の先ほどの前段で質問しましたけれども、運営が順調にいっているというふうな、ここに載っておるんですけれども、負担金、補助金の関係で、公設宮代福祉医療センター運営健全化に交付金が減ったということなんですけれども、六花は本当に運営が順調にいっているのかどうか、確認の意味でお聞かせ願いたいと思います。

特に、今５名のドクター、常勤、非常勤含めているわけなんですけれども、メインはやはり内科が２名ということなんですけれども、この中でちょっと確認したいんですけれども、整形外科のドクターは月に何回来ているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

やはり今、魅力あるまちづくり、特に子育てがしやすい町ということで、小児科、実は議会として、昨年秋に島根県の邑南町のほうに視察をいたしました。その中で邑南町は人口が１万ちょっとですよ。宮代町の３分の１の人口ですよ。その中でドクターが11名常駐している。その中で小児科含めて、充実したドクター体制ですね

やっぱり魅力あるまちづくりというと、ここらがキーポイントになるのかなと思います。現実的に小児科、整形外科、少なくてもやっぱり常勤体制をとるべきなのかなと、まして、高齢者なんていうのは整形外科ですよ、大体。腰が痛い、膝が痛い、肩が痛いということで、大体行くのが整形外科なんですけれども、この六花の整形外科の現状をお聞かせいただきたいと思います。

それから、診療の数字も若干減少気味かなと、先ほど順調にいっている割には診療している人が若干減っているなというふうに思いますので、そこら辺をどのように捉えているのか、再度お聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、地域敬老会支援事業でございますけれども、これまでの地域敬老会の運営と支援についてでございますけれども、やはりそのアンケート調査を実施した際に、そのアンケートの中に今回の敬老会開催に当たって苦労した点なども聞いております。やはりなかなか地域の役員さん、スタッフの方が１年で入れかえになってしまうというようなことで、なかなか引き継ぎ等がスムーズにで

きないとか、もしくは運営マニュアルというのを町から配布しておりますけれども、そこの掲載内容について、まだ不足があるんじゃないかというような意見もいただいております。そのような意見、また、このアンケート以外にも例えば、進修館の予約について、今、一般の方予約開始と同時の６カ月前の予約が必要だということで、一般の方に予約をされてしまうと、なかなか敬老会の開催ができなくなったり、日程を変えたりしなくちゃいけないというようなことで苦慮しているというようなお話をいただいております。

なかなか地区の役員さんの入れかえということにつきましては、地区の役員さん、地区で決めたことですので、なかなかそこのところは変えられないんですけれども、１年交代でも運営がスムーズにできるようにもう少し運営マニュアルなども改善を図って、引き継ぎがスムーズにできるようにしていきたいというふうに考えております。

また、進修館等の予約につきましても進修館運営所管課と話し合いをして、改善ができるところがあれば、改善をしていただければということで働きかけをしていこうというふうに考えております。

また、集会所がない地区などもございますので、ほかの地区の集会所の調整をさせていただくとか、もしくは、近くの公共施設で使えるようなところがあれば、そういうところとも調整をして、案内をしていきたいというふうに考えております。

次に、シルバー人材センターの活動の内容でございますけれども、こちらにつきまして、会員数は提出資料に掲載させていただいたところでございますけれども、こちらの平均年齢ということについては町のほうでは把握してございません。恐らくシルバーのほうでも集計をすれば出ると思うんですけれども、ふだんから集計をしているということはないと思うんですけれども、そういう資料があればちょっと確認をさせていただきますけれども、今のところ町のほうには資料がございません。

それと、女性会員数が男性に比べて少ないということでございますけれども、やはりその請負の事業の内容が、多くが除草や植木の剪定とか、屋外の作業が中心なものですから、なかなか女性の活動の場が少なくっているのかなというふうに考えますけれども、この中の女性の仕事としては今のところ、この８ページに職群が掲載されておりますけれども、女性の方は屋内作業の清掃や家事援助が中心でございます。施設の清掃や一般家庭での家事の援助ですね。

あと、総合事業で介護予防日常生活支援事業の第１号の訪問事業所の指定にもなっているんですけれども、今のところ活動実績は上がってきていないんですが、そういう訪問での家事援助というような内容のお仕事が女性の中心的な会員さんの仕事というふうに捉えております。

続いて、老人クラブの会員数の減少でございますけれども、こちらについては以前の会員数に比べて、今は６分の１ぐらいに減っちゃっているんですかね。以前はゲートボール大会なんかも開催しても、老人クラブから30を超えるようなチームが出てきたわけですけれども、先ほど健康づくりのところでお話をさせていただいたように３チームを構成するのがもう限界というような人数にまで減ってきております。

そういうことから町としては老人クラブの支援をしておりまして、先日のアクティブシニアの社会参加のイベントにエンジョイフェスティバルというのを開催させていただいたんですけれども、そちらのほうで壇上に登壇されて新会員の方が入会をできれば希望していただきたいということで、

９団体の方が登壇していただいて、自分の団体のＰＲをしていただいて、それで、ぜひ老人クラブに加入したいと、興味があるというような方たちには記載したカードを投函していただいたんですけれども、その中に老人クラブにちょっと興味を持ったという方も結構いらっしゃったようで、そういう方たちが気軽に老人クラブのイベントに参加してみようかなというような気持ちを持っていただけるように、そういうイベント等で支援をしております。

また、健康づくり事業などでも老人クラブの方々たちがなじみのあるスポーツを取り入れて、今回も輪投げ大会をやって、できればそれに参加した人たちがまた老人クラブに入会していただいて活動をしていただけるように、そういう場を設けるなどの支援もこれから引き続きやっていきたいというふうに考えております。

続いて、アクティブシニアの社会参加の支援事業でございますけれども、こちら提出資料の誤りについて、アクティブシニアの社会参加支援事業で需用費、消耗品費、事務用品となっているものが、正確には社会参加支援事業で委託料でございます。委託料で細細節がアクティブシニアの社会参加支援事業委託料というふうに訂正をさせていただければというふうに思います。恐れ入ります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問に順次お答え申し上げます。

まず、交付金が減っているというところのご指摘だったかと思います。

こちらについては六花の経営がうまくいっているとかいっていないとかということではなくて、地方交付税の中で係数を掛けて算出しているものでございますので、たまたまその係数が減ってきているので、健全化交付金が減っているということでご理解いただきたいと思います。

また、２つ目の整形外科の医師は何回来ているのかということだったんですけれども、こちらにつきましては隔週で１回ずつしか来ていただいておりませんので、月に２回しか来ていただいていないという状況でございます。

こちらについては六花でもちょっと増やしてほしいというお願いをしているようなんけれども、何せ先生方が手術ができるような医療機関をやはり希望されている方が多くて、なかなか六花には来ていただける先生が見つからなくて苦慮しているという報告は受けているところでございます。

診療の数字というところで、先ほど委員さんのほうからうまくいっているのかどうかというところのご質問があって、そちらの判断につきましてですけれども、ちょっと今年度の分が30年度ないんですけれども、過去３年間で見ますと、平成27年度が外来の診療所が３万111名、28年度が３万3,501名、29年度におきましては３万5,694名ということで、順調に増えてはきているところでございます。

また、今年度も多くなっているという報告は受けているところでございますけれども、今、申しわけございません、手持ちに資料がないので、今年度、今現在何名というところはちょっと報告できないというところで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　時間の関係もありますので、確認の意味でもう二、三点ちょっと再質問させてもらいたいと思います。

繰り返しになるんですけれども、ぜひとも高齢

者に優しいまちづくり、ぜひ町長のほうにも言っておいてもらいたいんですけれども、町長、町民との対話を深めていきたい、コミュニケーションを深めていきたいというふうな、そういう政治姿勢で今、町政に臨んでいるわけでございますので、できましたら、こういう高齢者、今65歳以上の人が１万人突破、75歳以上の人が4,400人ですか、まさに高齢化社会の中でぜひとも高齢者との対話集会とか高齢者の話を聞くとか、そういう場をつくっていただければありがたいなと要望しておきたいと思います。

それから医療福祉センターの関係、わかりました。

実はこういう話があるんです。

整形外科、月に２回、隔週で来ているという話をいただきました。

例えば、隔週でそのドクターが来ていなかったといった場合は丸々あいちゃいますよね。３月９日の土曜日、その前の隔週だから、実はこの３月９日久しぶりに整形外科のドクターがみえたということで、診療した数は物すごい数だったというふうに私はある人からそういう情報を聞かせていただきました。

高齢者が朝行って、２時間診療を待った。それで薬剤で約三、四十分待たされた。高齢者、足の不自由な方が歩いてやって来たと。やったら診療時間２時間以上待たされたと、ようやく診療終わって、今度は薬剤のほうに行ったらまた混んでいて、座る場所がないぐらいにあふれていて、そこでまた待たされた。こういう現実が今起きているんですよね。隔週で来ている、まさに今、宮代町は先ほど言ったとおり、高齢者がどんどん増えている中で整形外科の医師というのは非常に重要なわけなんです。

この整形外科が月に１回か２回しか来ていなかったら、いや応なしに次はいっぱい来ますよ。

３月９日のそういう状況をつかんでいるのかどうか。再度お聞かせ願いたいなと、そういうものをぜひとも一日も早く解消してもらいたい。宮代町で生活していてよかったなというような医療センター六花をつくるため、こういう現状をどのようにつかんでいるのか、再度お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどの３月９日の整形外科の診療の患者様が非常に多くいらっしゃって、待ち時間も非常にあったというところで、町のほうで把握しているのかというご質問だったかと思うんですけれども、こちらについては、大変申しわけございません。何かトラブルがあったときには速やかに報告があるんですけれども、そこが町のほうとしても危機感を持って、こういうときにはどういうふうな状況だったかというところを把握していなかったというところに問題もあると思いますので、今後につきましては、週を追うごとにどういった状況か、トラブル等がないかというところを重ねて、確認をできるような体制を整えていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　最後になりますけれども、くどいようですけれども、六花の関係なんですけれども、公設民営、宮代町からも巨費を投じたわけなので、町民大いに期待しているんですよ。

特にやっぱり高齢者の中では整形外科という位置づけは大変強いので、町内にできた六花が本当に多くの人に診療されるように、そういう六花に

なってもらいたいなということを強く要望して、質問を終わらせていただきます。ひとつよろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　それでは何点か質疑させていただきます、山下です。

まず、最初に114ページ、老人福祉施設措置委託事業です。

これは居宅で介護が困難になったとき、措置入院をするということなんですけれども、これは昨年度は何人くらいあったのかどうか。それと同時にこれ介護度はどのくらいの人が入ったのかどうか。

例えば、介護３以上ということなんですけれども、原則なんですけれども、これは１とか２の人も入っているのかどうか。措置入院は何人で入っているのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

それと、116ページ、これ前段の人も質問したんですけれども、敬老会です。

確かに、予算が減っています。同じです。同じということは高齢者が増えているのに同じだということはこれ以上人数が見込めないということで町はこの予算をとったのかどうか。その辺のところどうなのかなと思っています。

私、いつも言っているんですけれども、参加も祝い金の贈呈となっているんですけれども、これは祝い金というのはやっぱり高齢者をいたわる祝いの品だと思うんです。参加した人だけそういう町の予算を組むというのは、ちょっといかがなものかなと思っております。

ぜひ、この辺のところは町としても検討する必要があるんじゃないかなと、やり直して検討する。参加したくてもできない人いますよね。

例えば、病気で入院して、それを介護に行かなくちゃいけないとか、結婚式だとか、いろいろあると思います。そういう人たちを平等に扱っていかないと、まずいんじゃないかなという感じはするんです。

ぜひ、その辺のところはどう思っているのか、回答をお願いします。

それと、同じく116ページです。

高齢者日常生活用具支給事業。この概要を見ると、いろんな電子レンジだとか、そういうのを貸し出していますけれども、これに希望は全部100％かなうのかどうか。

それと、この貸し出しの条件というのがあるのかないのか。

その辺のところもお願いしたいと思います。

同じく116ページです。

低所得者利用者負担対策事業でございます。

低所得者の介護の助成という説明されたんですけれども、この低所得者の対象というのは何人ぐらいいるのか。また、その辺のところもお願いしたいと思います。増えているのか、減っているのか、何人対象なのか、ちょっと詳しくお願いします。

それと、同じ介護保険の特別会計ですか、特別会計のときにやります。

118ページです。

災害時要援護者見守り支援事業です。

この間、テレビなんかで災害時の要援護者の避難をさせるために準備とか担当を決めているなど報道されていたんですけれども、災害時、宮代町では要援護者の手助けを具体的に誰が、どなたを安全なところに避難させるのか、プランができているのかどうか。その辺のところもお願いします。

あと、134ページ、保健衛生予防事業でございます。

町の担当医、以前は２名ということで聞いているんですけれども、今現在１名だということで、何か説明の中にあったというような感じはしたんですけれども、その辺のところの事情というんですか、お願いします。

あと、136ページです。

資料１ページにも載っているんですけれども、保健予防事業でございます。

各種の予防のためのワクチン対象者の減と説明されていますが、この辺のところの説明をお願いします。

あと、資料の２ページに載っているんですけれども、乳幼児の訪問ですよね、健診の。それが年々下がってきているような感じはするんだけれども、全員が対象になるわけですよね。

３年ぐらい前は100％の達成率なんですけれども、今では減ってきている。この辺の減った理由、なぜ減ってきているのか。残った対象者は必ず訪問しているのかどうか。その辺のところもわかったらお願いします。

これはテレビなんかで、よく報道されていると思うんです。子供の虐待とか、それを見るためにはやっぱり訪問して、直接子供の様子を見るということは大事じゃないかなと思っております。

それも含めて回答をお願いします。

それから、136ページです。

母子保健事業でございます。

これは先ほども言った健康診断のことと同じです。これ対象は全員だということだと思うんですけれども、それと一緒に先ほどの問題と一緒に回答をお願いします。

あと、140ページになります。

不妊治療の助成事業でございます。

宮代町はこの不妊治療の事業費、これは全額県のほうの事業に沿って、やっているのか。宮代町独自の不妊事業の制度なのかどうか。制度の中身をお願いします。

それから最後になります。

最後は先ほどの前段者の質問になるので、終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

再開は４時10分といたします。

休憩　午後　３時５５分

再開　午後　４時０８分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんからの質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、予算書の114ページ、115ページの老人福祉施設措置委託事業でございますけれども、こちらにつきましては事業概要にございますとおり、居宅において養護を受けることが困難な場合における高齢者等の入所の措置でございます。この養護というのは、こちらにつきましては、老人福祉法の第11条に基づいて65歳以上であって環境上の理由及び経済的理由、生活保護や市町村民税の所得割がない方が居宅において養護を受けることが困難な場合に養護老人ホーム等への入所の措置を行うというものでございます。

こちらの実績につきましては、介護保険制度開始の平成12年度には４人の方が対象としていたわけでございますけれども、その後平成16年度に１名、23年度に１名という実績がありまして、その

後は実績はございません。

次に、地域敬老会の支援事業の予算が昨年と同額ということでございますけれども、こちらはこれ以上伸びないということではなくて、現在平成30年度は参加者が1,894人いたわけでございます。来年度ももう少し伸びるというふうに予測はしてございますけれども、30年度の実績を勘案しまして不用額が出ていることから同額の予算積算を行ったところでございます。

また、予算書に記載しております祝い品、商品券の贈呈でございますけれどもこちらにつきましては、地域敬老会に参加をした方だけの祝い品の贈呈ではなくて、こちらは節目の年齢77歳、88歳、99歳、100歳と101歳以上の方々にそれぞれの金額5,000円、また１万円、100歳の方には５万円という商品券を贈呈しております。

続きまして、日常生活用具の給付事業でございます。こちらにつきましては、日常生活の便宜を図るために要援護、独居の高齢者の方へ日常生活用具の給付または貸与を行うという事業でございますけれども、こちらの実績につきましては、過去４年の実績は、平成27年度に火災警報器が１件、平成28年度は電磁調理器が１件、29年度は実績がございません。30年度は１月末現在で電磁調理器の給付が１件ございました。

続きまして、低所得者利用者負担対策事業でございます。こちらにつきましては、現在対象になる方は、こちらにつきましては、負担限度額認定を受けている方、介護保険制度の負担限度額認定を受けている方でございまして、平成31年１月末現在では1,810人が対象になっているわけでございますけれども、給付実績といたしましては平成28年度が施設利用料の１割が助成された方が185人、在宅利用の利用料の２割を助成された方が93人でございます。また、29年度は施設利用料の１割が160人、在宅利用料の２割が82人という実績になっております。

続きまして、災害時要援護者見守り事業でございます。こちら災害時要援護者の登録制度のことだと思いますけれども、こちらにつきまして現在災害時要援護者制度に登録をされている方が30年度698人でございます。災害時要援護者名簿を町から地区の自主防災組織等へ提供をしているのが36地区ございまして、そのうちの半分の18地区で先ほど委員さんおっしゃられました、誰が誰を助けるのかというような個別支援プラン、個別計画を策定している地区が半数の18地区でございます。その策定されている方々の人数が140人というふうになっております。いざ、災害があった場合には、この避難行動要支援者制度の避難支援プラン、個別計画に基づいてその方たちのお宅へ行って避難行動の支援をしていただくというような制度になっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問に順次お答え申し上げます。

まず、134ページ、保健衛生総務事業の中の報酬のところだったかと思います、担当医が１名になったということの経緯というところでございますけれども、こちらにつきましては町の乳幼児健診にお手伝いいただいている先生方、こちらにつきまして過去においては医師会の先生方全ての先生方で町の乳幼児健診に来ていただける先生方にお願いしていたんですけれども、診療の合間を見て来ていただくということでなかなか来ていただくのが難しい状況になったりとかということもご

ざいましたので、公設宮代福祉センターのセンター長にもし１名でお願いできるような状況でほかの先生方が大丈夫ということであれば、そのまま一人で進めたいというお話をさせていただき、医師会の中でも了承が得られたということで１名の報酬ということで落ち着いたところでございます。

２点目、136ページ、保健予防事業の中の対象者の減というところでございますけれども、こちらにつきましては委員さんもご存じだと思うんですけれども、予防接種につきましては対象年齢が全ての予防接種と言っていいほど違ってきますので、その対象の年齢となる方々のその年の人口ピラミッド等から確認をさせていただいて、来年度この予防接種についてはこの方々が対象となるので何名ということで得て、過去の実績に基づいた接種率というのを掛けて算出しておりますので、こちらが減ったというのはある意味人口ピラミッドのほうの変化というところでご理解いただきたいと思います。

あと、母子の検診が受診率が減っているけれどもというご指摘だったかと思います。こちらにつきましては、受診していただく、保健センターに来所していただく方はそのときによって100％のときとそうでないときもありますけれども、もしそうでないときにもその方を放置することではなくてきちんと状況の確認をさせて100％把握しているというところでご理解いただきたいと思います。

また、こんにちは赤ちゃん事業というところでもあるんですけれども、こちらについても同じような状況で、100％状況は把握しているというところでご理解いただきたいと思います。

次に、不妊治療についてだったかと思います。こちらの不妊治療については、県の行っている事業と同じものなのかというご質問だったかと思うんですけれども、こちらは県の事業については県の定められた要綱に沿ってきちんと認められた方が20万円の補助をもらえるということなんですけれども、町に関してはこちらにさらに５万円の上乗せをするということで、この事業につきましては町の単独事業というところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

先ほどの答弁に１点漏れと誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

低所得者利用者負担対策事業でございますけれども、現在の認定者につきましては平成30年８月現在で1,810人と申し上げたんですけれども、260人の間違いでございます。すみません。260人で平成30年の２月末算定では、施設介護サービス利用者１割利用料助成でございますけれども、これが175人で、在宅の利用料助成２割の方が80人、合わせて255人でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初の老人福祉施設の措置入院ということなんですけれども、これは実績にあわせてということなんですけれども、ここがかなり低いなと思っているんですけれども、これ要望に希望した人は何人くらいいたんですかね。例えば、自宅で養護ができないからちょっと措置入院させてくださいということで、町の人から要望があった人数というのは何人ぐらい、そのうち要望入院がこれだけ入ったということなんだと思いますけれども、何人ぐらい希望があったのか、まず最初にお聞きしま

す。

あと、地域敬老会なんですけれども、77歳節目節目ごとのあれはわかるんですよ。ただ75歳以上の参加者、参加した人と参加していない人、町のほうでは全体で参加した人数しかやらない。自治会によっては独自に参加できない方にも記念品みたいなものを贈っているという話も聞いています。町でどうしてできないのか。小さいところまでできませんよ、そんな財政的余裕があるわけじゃないですから。自治会ではできていて、町のほうではできない理由というんですか、町の人もこれはかなり言っている人もいます。ちょっと不公平だよねというんで。その辺のところをどういうふうに思っているのか、もう一度再度答弁をお願いします。

あとこの、高齢者の日常生活用具支給事業なんですけれども、これは希望者100％なんですか。それとも限定されて何かあるんでしょうか。貸し出しは１件だとかそういうのなっていますけれども、例えば希望したんだけれども受けられなかったよというんで、そういう制限みたいのはあるんですか。あったらお願いします。なければないでいいです。

先ほど、116ページの低所得者利用者負担対策事業なんですけれども、最初1,810人と言ったんですけれども、260人ということで、低所得者ということは対象者が260人ということなんですか。それともっといるんですか。希望した人が260人なんですか。対象者なんですかこれは、そういうことでよろしいですか。

低所得者の定義というんですか、どのくらいの方が低所得者と言えるのか、収入別でもしわかればお願いします。

あと、118ページの見守りですよね。36地区中18地区でやっている、その中で140人が今現在できているということなんですが、残りの人たちは698人ですか、その中で残りの人のプランというのはできていないということですよね。この辺のところも町としてどういうふうに考えているのか。全然昨年と進んでいるのか、進んでいないのか。減ってきているのか、増えているのか、ちょっとわからないところがいっぱいあるんです。やはり先ほどどなたか言っていました老老介護が行ってきたということで、老人が老人を助けに行く、そういう計画、そういうふうになってきているのかどうか。だから一向に進まないというのが出ているのか、その辺のところが全然わからないという状況。

36のうち18地区というんですから、半分ですから、これは大きな団地だけなんでしょうね。恐らく。その辺のところもちょっと様子がわからない。総合的に考えてどういうふうに進めているのか、ちょっともう一度お考えを述べてください。

保健衛生予防事業ですけれども、これは町の担当医は公設の先生が１人いるということで、これは町医師会でも了承している論議なんだということで回答がありましたので、そういうことであれば１名ということで了解をいたします。

あと、予防接種、ピラミッドのあれで今年の予算上はこういうふうになっているんだということなんですけれども、例えばインフルエンザなんかはそういうのとはまた別な問題でないかなと思っているんですよ。やはりインフルエンザは自分でやるかやらないか、町のそういう予防接種に対する宣伝とかそういうのがどうなっているのか。

中にはこういう人もいます。予防接種をしたって効き目ないよという、そういう人もいますよ。いや、何が当たるかわからないからやらないんだという人もいます。やはり宣伝が足らなければ予防接種する人も足らないんじゃないかなという感

じ、少なくなってくるんじゃないかなと思っております。

それと、母子の健康のことなんですけれども、100％やっていると言っても、資料によると年々減ってきているというのが資料の中には書いてあるんですよね。３年前には100％なのが今は98％くらいですか。何％ですか。これで100％なんでしょうか。どうやって100％と言えるのか。状況は電話だけで済ませているのかどうか。やはり状況というのは、いじめの問題もあります。現場に行って100％なんですよ。自分たちで確かめて。それがなければやはり100％とは言えません。どんな100％なのか、もう一度お願いします。

あと、不妊治療ですよね。これはお金がかかるということで、治療を受けた人から聞いているんですよ。町でも同等くらいの不妊治療、ほかの自治体ではどうなっているのか。休んでつらい思いをして病院に通って、それでも子供を産みたいという人がいっぱいいます。やはり子供のあれを考えたらそういう希望者に対して厚くするのが当然じゃあないかなという感じはするんだけれども、宮代町は少ないということでその本人からは聞いています。そんなところがほかの自治体ではどうなっているのか、わかる範囲でお願いします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、老人福祉設措置委託事業でございますけれども、ここのところ何年か実績はないのですけれども、要望はということでございますけれども、こちらについては要望されてくるケースというのが、これまでも特に要望という形ではございません。基本的には在宅で家族の方の養護を受けて生活をしていた方が、家族の方が何らかの理由で不在になってしまう、もしくは経済的な理由で、経済的な虐待を受けているとかということで措置が必要だというようなケースが出てきた場合には、町のほうとして養護老人ホーム等への措置を行うというものでございまして、特に要望として上がってくるようなものではございません。

続きまして、地域敬老会支援事業で、参加できる人と参加できない人、参加しない人との補助金の交付等について不公平ではないかというお話でございますけれども、地域敬老会のそもそもの目的が、地域ごとに地域単位で敬老会を開催していただいて１カ所に集っていただくと、元気な高齢者もしくは介護支援が必要な高齢者の方も含めて集会所なりに集っていただいて、働き盛りの世代や子供たちと触れ合いをしていただいて、顔の見える関係づくりをしていただくと。それによって地域コミュニティの醸成や、いざ災害時に備えて、顔の見える関係づくりをしていっていただこうというのが大きな目的の一つでございます。

そういうことから、できる限り地域敬老会に参加をしていただいてそういうところからつながりを深めていただくということで支援をしている事業でございますので、参加していただいた方についてはその費用について助成をしているというものでございます。参加できない方については、これは一律なんですけれども、ほかの祝い品のほうで節目の年齢の際に参加できない方についてもその節目の年齢にはまとまった金額の商品券を贈呈させていただいて、敬老を祝うということで事業を実施しているものでございます。

続きまして、日常生活用具の給付事業でございますけれども、こちらにつきましては給付品目が４品目ございます。まず給付のものが、電磁調理

器と火災報知機、自動消火器が給付でございます。貸し出しが、貸与が１品目でございまして、こちら高齢者用電話でございますけれども、まず電磁調理器の対象はおおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な低所得者が対象になります。

火災報知機につきましては、おおむね65歳以上の低所得者の高齢者世帯でございます。

自動消火器につきましても、おおむね65歳以上の低所得者の高齢者世帯でございます。

貸与の高齢者電話につきましては、おおむね65歳以上のひとり暮らしの生活保護法による被保護世帯の方に貸与するということになってございます。

こちらの方々について、希望があって申請をしていただいてこれに該当するということであれば給付もしくは貸与の対象になるというものでございます。

続きまして、低所得者の利用者負担対策事業でございます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げました訂正をさせていただいた対象者が260人でございます。こちらの対象要件につきましては、非課税世帯に属する資産要件が一定の額以下の方々が対象になります。住民税非課税世帯に属する単身で銀行預金等が1,000万円以下で、高齢者夫婦についてはあわせて2,000万円以下の方が対象になります。

次に、災害時要援護者見守り支援事業の個別支援プランでございますけれども、36地区のうち18地区で140人ということですから、まだ558人については個別支援プランが策定されていない状況でございますけれども、町といたしましてもできるだけ多くの方、できれば全員の方の個別支援プランを策定していただきたいということで自主防災会の連絡会議等に出席をいたしまして自主防災会の代表の方々等にお願いをしているところでございます。また機会がある都度お願いをしてなるべく多くの方の個別支援プランを策定していただきたいということでお願いをしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた再質問にお答え申し上げます。

まず、予防事業のところ、インフルエンザの予防接種等につきましてのご指摘だったかと思います。

委員さんご存じのように高齢者インフルエンザにつきましては４種類の型が入ったものでございますので、その住民の方から聞いたという打っても効かないというのがある意味当たっているときとかもあって、今年度のようにＡ型とＢ型が混在して流行していて、それを医療機関の先生方から今回は当たっているから今年は予防接種を受けたほうがいいからねとかというのを直接住民の方々が聞いたりとかすると、さらにそのときは接種率が上がったりとかという状況もあるかと思うんですけれども、そういう医療機関の先生方からの情報というのもかなり大きく接種率には影響するのではないかなと思います。

ただ、町としましては誤った情報は流さないような形で広報等で周知のほうは引き続き図っていきたいと思います。

また、乳幼児健診の健診率100％ということはどういうことなんだという再質問だったかと思います。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり状況把握が100％ということでございまして、当然ご存じのように町のほうの健診と

いうのは４カ月児健診から始まって３歳児健診までございますけれども、各健診が100％把握していればそれでいいのかという議論にもなると思います。町としましては、継続して育児支援をしていきたいというところが念頭にございますので、その時期になんとかあってもそのあとは知らないということではなくて、継続して信頼していただけるような関係づくりをつくっていきたいという状況がございますので、強引に入っていけないときがあるときには、100％にいかないというところでご理解いただきたいと思います。

また、不妊治療につきまして、町の金額が少ないのではないかというご質問だったと思いますけれども、こちらについてはほかの自治体さんでもやっているところとやっていないところもございますので、大変申しわけございません、今手持ち資料がございませんのでどこの自治体が幾らというのはちょっと申し上げられない状況ではあるんですけれども、今後についてそれが今の状況が適正なのか、適正でないのかという部分も踏まえて検証していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　118ページの災害時要援護者見守り事業なんですけれども、これは自治会とか自主防災会、これは義務ではないですよね、はっきり言って。義務でやっているんですか、それとも。任意でやっているんですよね、自治防災会というのは。その人たちが協力してやっているだけであって、私はそういうふうに感じているんですけれども、これは任務として義務として町としてお金を出してきちんとやりなさいということで、義務的にやらせているのかどうか。任意だとすればこれはこれ以上は伸びないなという感じがするんですけれども、その辺の町の関与というのはやはりどうやったらそういう援護者を災害のとき助け出すことが町としての関与をどうするのか。こういう自治防災会だけに任せるのかどうか、その辺のところがやはり弱い人たちの援護という、温かい町政の見るところというんですか、そういう施策の言葉が確かめられるんじゃあないかなという感じがするんですけれども、この辺のところをどう考えているのか、もう一度お願いします。

○委員長（・九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

災害時要援護者見守り支援事業の自主防災会へのお願いでございますけれども、自主防災会組織につきましてはあくまでも任意の団体でございますので、町として避難支援プランをつくってくれというような強制もできないことから、できる限り多くの方の支援プランをつくっていただけるようにお願いを申し上げているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　私は、町の対応はどうするのかということなんですよ。自主的な防災組織に任せるのではなくて、町としてそういう防災のプランがあるのかどうかということなんです。それだけなんですよ。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

災害時要援護者、特に今高齢者と障害等お持ちの方についてのいわゆる災害弱者に対する支援計画の全体計画というのはございます。そちらに基

づいて自主防災会にできるだけ多くの方の支援プランを策定していただけるようにお願いをしているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

何点か、簡単なことだけ聞いておきたいと思います。

敬老会の問題は先ほどから大分熱心に不参加の人について、私も前々からこの不参加は何とかしてやらなくちゃならないと思っている一人です。どうしても参加できない人が残念だと涙を流していたという話を聞いたことがあるんです。どう思いますか。じゃあ出たくても出られないので。そのことを聞くと、1,800人から参加があるからと自慢してはいられないですよね。困っている人が１人でも２人でもいれば何とかしてやるのが政治だと思うんですよ。出られなくて悔しくて、出たいんだけど涙を流していたと、そういう話を聞くと真剣に考えるべきです。そのことを申し上げておきたいと思います。

それで、大体敬老会をやっているのはここら辺の地区の人は進修館を使っているようです。大体ほかの地区は集会所です。集会所がバリアフリー化になっている集会所が幾つあるか教えてもらいたいと思います。車椅子でも上がれない、そういう人もいるんです。そういう困った人をどう参加してもらうかです。そのことも忘れないほうがいいです。1,800人から出ているから私たちのやっていることは大したもんでしょうと言いたげだよね、聞いていると。そういうもんじゃあないでしょう。福祉というのはそういうもんじゃないです。困っている人をどう参加してもらうとか、面倒見ると、面倒というのはまずいかもしれないけれども、するかです。それが福祉。忘れないでくださいね。

どう思っているか、もし答えられたら答えてもらいたいです。

次に、この歳出関係の資料をもらいましたけれども、118ページの郵便料。意向調査郵便料、これ出すほうともらうほうは郵便料が違うんですか、値段が。初めて聞いたんです。52円だか、82円だか知りませんけれども、私の計算の仕方が悪いんですか。67円掛ける5,100が答えが違うんです。だから、返事をもらうのが高くなるんだなと思って、郵便屋さんから。これはどうしてだか教えてもらいたい。116ページか、役務費の中の郵便料というのがあるでしょう。これね、どう郵便屋さんが往復返信これ値段が郵便屋さんが違うなんて初めて聞いた。もしこれがいつ変わったんだか知りませんけれども、これが変わったんなら郵便屋さんに私が言おうと思っているんですよ。郵便屋ってそういうのかって。それが２点目。

あと、シルバー人材。補助が相当出ていますよね。いいんですけれども、草刈りとかいろんなやる内容ありますよね。これも基準が決まっているんでしょうから、値段。頼むと。それはそれでしようがないのかなと。本来なら私異論があるところなんだけれども、だいたいこれシルバー人材を頼むのは困った人が多いんです。身体が不自由だとか、高齢になってしまって草も取れないとか、家庭の内容いろいろできないと、こういう人たちの対策はやはり少し値段を下げてやるとかそういうことだと思うんです。そういうやはりこれも福祉ですよね。温かい目で見るように考えるべきです。何でも金取ればいいやという問題じゃあないです。困った人いるでしょう。それで頼む人が。それも考えていないようだよね。それが３つ目。

あと、最後、保健予防。何か忘れていることないですか。大事なこと。高齢者対策で。ないですか。この私たちの予算書に31年度の目標、60ペー

ジにいろんな予防の内容が載っています。何か抜けていないですか。一番今ちょっといろいろ問題があると思われるのって載ってないですよね。情けないです。私は多分一般質問か何かでもやったことあると思いますけれども、大事なことですよね。忘れているというなら考え直しますけれども、忘れていないと言ったら、町は何を聞いているんですかと言いたいんです。もうわかってくれると思いますけれども。その４点聞きたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

小河原委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず、地域敬老会支援事業でございますけれども、こちらの参加したくてもできない人への配慮でございますけれども、こちらにつきましてはできる限り参加していただけるようにお願いしているところでございますけれども、どうしても参加できない方というのは中には大勢の方いらっしゃると思いますけれども、今の制度では参加をしていただいた方に対して１人当たり幾らという補助制度になっていることから、それ以上に補助金を交付することができないということがございますので、その分につきましては先ほど来申し上げているとおりほかの祝い品、節目の年齢に交付をしております祝い品等のほうでその分を受け取っていただくということで今のところは了承をしていただければというふうに思います。

続いて、集会所のバリアフリーでございますけれども、集会所のバリアフリーがされている集会所の数でございますけれども、健康介護課としてはその数は把握してございません。

次に、郵便料でございます。

予算の比較増減表の郵便料、往信用の封筒の郵便料と意向確認の返信用の郵便料について、67円と97円ということで30円の違いがございますけれども、往信につきましては町のほうで封入封函作業を行ったものを郵便局に出して市内特別の郵便で送っておりますけれども、返信については各家庭から返信されるものでございまして、市内特別が採用されないということと、町の敬老会用の返信の郵便物だということで取りまとめを行っていただいております。番号を郵便局のほうからいただいて取りまとめを行っていただいている関係上30円の差が出てくるということでございます。

これにつきましては、災害時要援護者見守り支援の名簿の提供についての意向確認につきましてもやはり同じように67円と97円ということで差が出ているように、同様の作業を行っていただいているという関係と、市内特別、区内特別の郵便の割引ということで差が発生しているということでございます。

続きまして、総務事業のシルバー人材センターについてでございますけれども、提出させていただきました委員会資料の８ページにございます就業別の配分金をこちらに掲載させていただいております。職種によって単価が違いまして、860円から1,150円。また、障子張りやふすま張りなどだと１枚幾らという単価設定がございます。このほかに、欄外に書いてありますけれども、事務費として配分金の10％をいただいております。こちらの料金につきましては、その家庭がどういう事情にあるかということは特に加味していない料金でございます。経済的に困窮するような家庭につきましては、町の制度、福祉を補完するような形で社会福祉協議会などで部屋の片づけやごみ処理等について援助を行っているというそういう制度がございますので、そちらのほうの制度を町とし

ても案内をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどいただいたご質問にお答え申し上げます。

60ページの保健予防事業のところの事業を見て何か気づく点がないかというご質問だったかと思いますけれども、もし間違っていたら大変失礼でございますけれども、高齢者の方々に対する支援といいますか対策というところでもし考えていらっしゃるようであれば、そちらにつきましては大変申しわけないんですけれども、健康増進室が単独でやるということではなくて健康介護課として、今回健康増進計画というのも策定はしているところではあるんですけれども、そちらの中に住民課とか健康介護課でそちらに取り組んでいくというところは一応掲載はさせていただいているんですけれども、そちらにもしそれが当たっているようであれば今回の予算書、私たちの予算書には載っていないというところになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。

まず、敬老会について。今の制度が祝い金だと。毎年くれないんだよね。年齢が来ないと。私前元気なうちにもらいたいと言った記憶があるんだ。もう大体100歳以上になったり何かすると、例えば一人でなかなか買い物に行けないようになる前に、自分で買い物に行けるようなまだ60ぐらい時代からもらったほうがいいよと私はよく笑うんだけれども、そういう制度にしたほうが私はいいと思っているんだけれども、この祝い金を渡しているからもう満足していることはないと思います。

不参加の人は、今の制度がそうだからと。それで泣いている人がいるわけです。今の制度がそうだからと、何だか国の答弁と同じだよ。国なんて言うとまた怒られちゃうけれども、冷たいよ。今の制度がそうだと、そういうことは高齢者には言わないほうがいいです。

あと、集会所のバリアフリー化は把握していないと。ちゃんとしてください。参加できないわけ、車椅子なんかじゃ。車椅子の人も出たいと言ったら車椅子で入れるような集会所に直してもらうように、ほかの担当に言って。そのくらいの配慮が必要ですよ。ただ1,800人出ているからと満足しては困りますよ。確かにこの進修館を使う人はできるんだな。車椅子でも来られるんだね。ほかはまず見て歩いたけれども、来られるところは余りないのかな。公民館を使っているところはあるのかな。大丈夫なのかな。公民館は使えるのかな、車椅子。でも集会所では使えないよ、まず。

それを把握して対応を考えるべきです。それで気持ちよく参加してもらいますどうのと言っても、参加できない人はそういう人もいるわけだよ。そういうのをちゃんとしてやるのが福祉ですからね。福祉。皆さん頭いいんだから福祉というのをよくわかっていると思います。私みたいな単純なばかな人間でもわかるんです。福祉はどういうものだか。とにかく困っている人の話を聞いて、意見を聞いて、ちゃんとそういう人たちが世の中楽しく暮らせるようにするのが福祉でしょう。そのくらいのことは私もわかるんですよ。ちゃんとやってくださいよ。近々に聞きますから。

まだ、そうだな、最終日がまだ日にちがあるからその間誰かに調べさせてもらったほうがいいですよ。課長は調べられないだろうけれども、職員の人何人か、これだけいるんだから、あしたからだっと散らばって調べたほうがいいですよ。本当

ですよ。それで調べて教えてください。

あと、シルバー人材。

値段は前も聞いたことあるよね。これはやむを得ないかなというのはあるにしても、本当に家庭的な状況は考えるべきだと思いますよ。本当に。それも一言言っておきます。

あとこの保健予防について。

警察の免許証を変えるときのあれで間に合わせているんじゃあないでしょうね。免許、我々75歳以上とかそういうのは免許を書きかえるとき調べられるんだよ。それをやっているからいいと思っているんじゃあないでしょうね。どうもそんな気がする。そういうところで問題が起きないために予防をしてもらいたいと言っているわけです。値段が変わってしまうんだから、ひっかかると。免許書きかえに。変わってしまうんです。やっていることはこれ、これ、これ、覚えさせて幾つか答えられなかったら値段が変わってしまうんです。免許書きかえに。そういう制度になっているんです。また何か変えるらしいけれども、もっと厳しくするらしいけれども、それに充当しないように宮代の人は何とか、前にも考えてくださいと言った記憶があるんだけれども、考えてくださいよ。高齢対策の何だかこうのと答弁していたようだけれども、そういうことじゃあなくて、この予防対策ちゃんとやりますと、そのくらいのことが必要だと思います。まあどう思うか。それでもやんないか、やるんだかわかりませんけれども。

あと、郵便料というのはこういうことになっているんですか。初めて、私は勉強不足で大変申しわけないです。これ計算すると、どう計算したって67円掛ける5,100は合わないんだよね。34万1,700円、38万3,150円。どうやって計算しても合わないんです。どっちが正しいんだか。

ただ、出すのが67円で帰ってくるのには97円、何か30円違うのか、これ初めて聞いたんだけれども、ちょっと具体的にあとでこう文書で教えてもらえますか。こういうことで郵便料が違うんですというのを。本当に教えてもらいたい。安いの。それ教えてもらいたい。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

地域敬老会支援事業で参加できない方への配慮でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、以前は敬老祝い品の商品券につきましては一律、100歳ちょうどの人以外は、75歳以上の方について1,000円の商品券を全員に送付させていただいておりました。ただ、どうしても換金率が悪いということがあってアンケート調査をしたところ、何ですぐに使わないのかという質問に対して、まとまった金額にしてから使いたいというような意見が数多く寄せられたことから、それであればということで77歳、88歳、99歳、100歳、101歳以上という形でまとまった金額で贈呈をすることになったわけでございますけれども、なかなかそこから地域敬老会、同じ時期に始めた関係もございまして、地域敬老会に参加できない方については参加した人との不公平があるんじゃあないかということで、そういう意見も寄せられるようになってきました。そういうこともございますので、これから参加できない方について何らかの支援ができることがあるかどうか、探っていきたいというふうに考えます。

続いて、集会所の把握でございますけれども、集会所のバリアフリー化ができているところと、できていないところが把握が今現在していなかったということで、申しわけございませんでした。

大至急、把握をして、担当課とも調整をしてこちらからも何らかの改修等できないかどうか働きかけをしていきたいというふうに思います。

続いて、シルバー人材センターにつきましては、やはり配分金の単価設定につきましては、やはり一つの独立した団体の単価設定ということもございますので、それについて町のほうから単価の改定について意見を言うことはちょっとできないのかなというふうに思いますけれども、なるべく経済的に困窮するような方の利用については、先ほども申し上げたように社会福祉協議会等でやっているサービスのほうのご利用をしていただくなりの案内をさせていただければというふうに思います。

あと、保健事業で何か忘れてはいないかということで、先ほど健康増進のほうで答えましたけれども、もし認知症予防のことであれば介護保険特別会計のほうで介護予防事業として認知症予防対策についてもとり行っておりますので、そちら介護保険特別会計の予算の際にまた説明をさせていただければというふうに思います。

あと、郵便料についてなんですけれども、先ほどその区内特別と返信用については取りまとめの作業ということで料金の設定が違うというお話をしたんですけれども、それはそれで間違いないんですが、こちらの提出させていただいた比較増減表で、往信用が5,100通で67円で34万1,700円というお話をしまして、これは正しいです。で、意向確認の返信の97円が5,100通となっているのが、ミスプリントでございます。こちらにつきましては、返信用は数が減りまして、正しくは3,950通で97円で38万3,150円ということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。

ただ、１点だけ。集会所のバリアフリーを調査してもらうには、集会所へ行くまでもちょっと調べておいてもらいたい。なかなか車椅子では行けない集会所ありますよ。それもついでに調べておいてもらいたいと思います。

以上です。

どうせ調べるなら。

○委員長（九山妙子君）　じゃ答弁求めます。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課の岡村でございます。

あの、集会所を調べると同時に、集会所へ行く、集会所の駐車場や集会所へ行く途中の道につきましてもある程度のところまでは調べたいというふうに思いますけれども、ちょっとお時間を頂戴できればというふうに思います。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。

138ページです。138、139、事業概要のところで、母子保健事業です。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施というふうに書いていただくようになりまして、これ大変ありがたいなと思うんですが、それに伴いましてこれまで産後ケアの報償費だったのが改めて委託料として産後ケア事業委託料というふうに書かれていますので、これについてお伺いします。

それからそのあとの健康診査事業のほうですが、受診勧奨からそのあとに再勧奨というので、私もそうなんですが再勧奨が来て初めてああというふうに思って動き出すんですが、これ最初に受診勧奨してから再勧奨するのはまだ受けていないと言う人を確認してからやると、そういうことで、確認なんですが、そういうふうにされているということで、その割合というかその辺をちょっと効果というか割合というか、その辺をちょっとお伺い

します。

それから、１つ前、134ページなんですが、先ほど町医が１人になったとそういう話で報酬が大分削減されています。これと、これ南埼医師会が許してくれたみたいなそんな感じの答弁今聞いたような気がするんですが、これで私たちの予算書の59ページにありますが健康増進室のまとめの中の下から４行目なんですが、福祉医療センター運営事業で医療と介護の環境を調査の結果を踏まえ今後の医療センターのあり方を示しますということで、これと何か関係があるのか、全然関係なかったらこれは去年30年度予算で調査をしたのかなというふうに思いますが、それをまだ続けるということなのか、この辺ちょっとお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質問に順次お答え申し上げます。

まず、母子保健事業のところなんですけれども、やっている事業は今年度と同じでございますけれども、実際にお願いする方に支払うといったときの費目について財政当局の担当と話をさせていただいたところ、やはり今のままよりもきちんと変えたほうがいいというところで変えたので、こういうところで変えたので、こういう結果になったということでご理解いただきたいと思います。

あと、健康診査の受診のお知らせから再勧奨までのところというのは、受診をされた方たちを除いているのかというところはそのとおりでございます。ただ地域的な部分というのがあるので、その割合というところまでは大変申しわけございません、今こちらに資料を持ちあわせておりませんので必要があれば後ほどお示しさせていただきたいと思います。

134ページの報償費のところでございます。

報償費のところ、町の医師会の先生方にご了解をいただいた、町医師会としてご了解いただいたということでございますので、あくまでも町医師会の先生方のローテーションの中でセンター長だけが入っていただくことになったというところでございます。

私たちの予算書59ページというところでは、先ほど委員さんのほうがおっしゃられたところでは、実際にその報償費というところでは関係なく動いているものでございまして、こちらにつきましては今年度いろいろ調査をしていただいて今後その方向性というのが幾つか示された中でそれを今後どうしていくかというところで検討していくという意味で記載させていただいたというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ご答弁があったほうからお伺いします。

じゃあ、私たちの予算書の59ページは、これもまだ来年度31年度も継続しているということで確認します。

それから町医の話なんですが、地域医療振興協会というのは南埼郡市医師会に入っているということなんでしょうか。そこもちょっと確認させていただきます。

それから、母子保健事業のほうなんですが、私たちの予算書にもあります、61ページ、子育て世代包括支援センターという中に、産後ケア事業としっかり書かれるようになっていて、この具体的な内容ということをちょっとお示ししていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました再質問にお答え申し上げます。

まず１点目、私たちの予算書の59ページのところでございますけれども、委員さんご指摘のとおり継続というところでご理解をいただきたいと思います。

あと２点目、地域医療振興協会が南埼の医師会に入っているということではなくて、医師が入るかどうかということでございまして、センター長、前の藤来センター長のときからそうなんですけれども、センター長が町医師会に入られたという段階で、南埼の会員さんであるという形になっています。藤来氏が退職されたことによって石井センター長に引き継がれてセンター長が南埼玉郡市の医師会の会員でもあり、町医師会の会員でもあるというところでございます。

あと最後ですけれども、母子保健事業のところで、産後ケア事業というところで出産された方々がいろいろな悩み等があったりとかするケースがありますので、そういったときに助産師の方に実際に訪問をしていただいてそれに対するお支払いというところで費目のほうが間違えていたというところでご理解いただきたい。実際には委託料でお支払いしたほうがというところで整理ができたので、費目を変更したということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

産後ケア事業はいろいろ全国のいろいろケア事業いろんな１泊旅館に泊めてあげたりだとか、支援センターで赤ちゃん連れて産後の方々がみんなで話をしたりとかといういろんなサポートの仕方があるかと思いますが、宮代町は助産師さんが訪問するということでこれについてこんにちは赤ちゃん事業がありますよね。それとの絡みで、期間的にはいつごろ訪問するというふうな決まりになっているんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

産後ケア事業の町で行っている事業につきましては、４点項目がございまして、お子さんの住民登録がまず宮代町にあって、産後の体調とか育児に不安があって、ご家族などから産後の援助が受けられない方、医療行為が必要ない方ということで、こちらの４点を満たす方々で産後４カ月未満。お母さん方が非常に不安にいろいろなことを思われる時期に、赤ちゃん事業とは別の助産師さんになるんですけれども、そちらの方に行っていただけるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

４点についてご質問させていただきます。

１点は、先ほど来、山下委員、小河原委員から言われている、ページ数で言うと116、117の地域敬老会支援事業、しつこいと言われるんで要望にしたいと思いますけれども、参加できない方への配慮についてですよね。確かに私もこれについては初めて祝うほうに昨年回ってやりました。やはり参加したくてもできない引きこもりの方とか、耳が聞こえなくて、その祝い事自体参加しても聞こえないから何をやっているかわからない、楽しくないんですね。それとあと病気の方もいらっしゃいます。

そういうことに対して、これは決算のときも議

員からの意見要望が出ました。これだけ議員から出て、何で改善できないのかなということで思っていたんですけれども、先ほど副課長が何らかの支援があるかどうか検討するということで、期待したいんですけれども、ぜひそういう立場から何らかの気持ちだと思いますので、ぜひお願いしたいということで。

それ以上の答弁出るのであれば聞くんですけれども、多分出ないかと思うんですけれども、課長どうですか。

それから２点目は、118、119ページのアクティブシニアの社会参加支援事業。

これはいろいろなジャンルがあると思うんですけれども、一応３年を経てどうするのかというのもあるんですけれども、これは当初の計画どおり定年退職を迎える世代というのがこれからどんどん出てくるわけですよ。これは３カ年計画の３年目といっても４年目も５年目もあるわけなんですけれども、一応この事業としてはどういうふうに31年度を経てどうなるのかということと、あと昨年に引き続いて30名以上地域活動デビューにつなげますということなんですけれども、これは推移状況はどうなんでしょうか。順調にいっているのかどうか、それらについてもお尋ねしたいと思います。

それから、138、139ページの健康診査事業についてでありますが、これは予算は全体では増額となっていますが、これ個々に調べてみますと増減があります。どのように予算を見積もったのか、その点お伺いしたいと思います。

それから最後ですが、144、145ページの医療対策費福祉医療センターの運営事業なんですけれども、全身用ＣＴなど医療機器のリース料を検証したということなんですが、これは具体的にどういった医療機器のリース料なのか伺いたいと思います。それから、委託料に医療介護環境調査業務委託料がございますが、これは上程説明のときに医療介護を取り巻く環境にふさわしい施設運営を行うためということなのですが、もう少し具体的に何を調査するのかお示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時２４分

再開　午後　５時３７分

○委員長（九山妙子君）　では再開いたします。

引き続き健康介護課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず先に、すみません、また資料の訂正をさせていただきます。提出資料の比較増減表の地域敬老会支援事業の中段の印刷製本費11万3,000円のところなんですけれども、封筒の往信用10円掛ける5,100人掛ける1.08で５万5,080円となっていますけれども、1.08と５万5,080円の間にイコールが抜けておりました。こちらでイコールを追加させていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは答弁をいたします。

まず、地域敬老会支援事業につきましては、丸藤委員さんの要望を承って参加できない人への配慮について検討をさせていただきます。

続きまして、アクティブシニアの社会参加支援事業でございますけれども、こちら申しわけございませんけれども、私たちの予算書の66ページを

ごらんいただきたいというふうに思います。

アクティブシニアの社会参加支援事業につきましては、31年度の目標にもあるとおり、定年退職前後のシニア世代の地域活動への社会参加の支援として、地域活動に興味のある方、これを縁じょいメンバーというふうに名づけておりますけれども、興味のある方に向けて地域活動に関する情報を集めた情報誌縁じょい通信の発行や、社会参加促進のための講座の企画や実施、開催を行って、また地域活動実践者との交流を行うことによって昨年度に引き続き30人以上の地域活動のデビューにつなげるという目標を掲げております。

こちらで実績を先に申し上げますと、29年度から事業実施をいたしまして、縁じょいメンバーの登録者数でございますけれども、29年度は167人の方に登録をいただきました。縁じょい通信を29年度に１回発行をしております。これが30年度、今年度は１月末現在で縁じょいメンバーの登録者数は315人、約倍に増加をいたしました。また、縁じょい通信の発行回数につきましても１月までに４回発行させていただいて登録メンバーのところに郵送をさせていただいております。また窓口等でも配布を行いました。

こちらの事業につきましては、埼玉県のアクティブシニアの社会参加支援の補助金10分の10の補助金を活用して３カ年の事業として行っておるものでございますけれども、これ３カ年限りで委員さんさっきおっしゃいましたように、３カ年限りでやめるような事業ではございません。４年、５年と続けてやっていかなければいけないものというふうに考えております。

まず、１年目は社会参加につなげるためのきっかけづくりということでイベントを開催して、そこへスポーツキャスターの青島健太さんを呼んで社会参加のための後押しということで、とにかくみんなはみ出してみようよということで講演、またその後のトークセッションを行っていただいたところでございます。社会参加ということにつきましては、私たちの予算書の66ページの下のほうにございますように、みんないろいろ興味があることが違いまして、地域に貢献したいとか、働きたいとか、楽しみたいとか、人の役に立ちたいとか、体を動かしたといろんな希望があります。そういう人たちが何らかの形で社会参加ができるように、そのきっかけをつくるために後押しをしていただくということで青島さんからはとにかくみんなはみ出してみようよということで講演を実施したところでございます。

本年度もそれに続いて今度はもっと１歩踏み出して、そのきっかけはどんなところにあったのかというところから探っていって、今回３月３日に縁じょいフェスティバルということでやったわけでございますけれども、そこはテーマとしてはとにかく一歩踏み出すきっかけはみなさんどんなところにあったんですかという、これまでの実践をしている人たちにも登壇をしていただいて、何かのきっかけ、誰かに誘われて興味を持って参加をしたんだと、それがきっかけになっているというようなお話を登壇者の方たちからいただきました。みんなに活動へ一歩踏み出す気持ちを醸成したところでございます。

３年目の来年度は、実践をしている人たちとの交流なども行って、なかなかこれまで一歩踏み出せなかった人たちもどんどん身近なところから活動ができるように実践者と交流をしていって、社会参加を引き続き後押しをしていこうというふうに考えております。

展望としては、そういうシステムができ上がるように引き続きＰＲ活動やイベントを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質問に順次お答え申し上げます。

まず１点目、健康診査事業、事業の見積もりのほうを示していただきたいというお話だったかと思うんですけれども、こちらにつきまして各費目について説明申し上げます。

まず、７節の賃金でございますけれども、こちらにつきましては、子宮頸がん、乳がん検診等の入力分についてＯＳ雇用事業に移行したための減でございます。８万4,000円の減でございます。

報償費につきましては、２万5,000円、新規事業として歯科衛生士さんへの謝礼をお支払いする予定でございますので２万5,000円の増。

需用費につきましては、各医療機関からの返信用の封筒及び精密検査結果封筒作成済みのため３万8,000円の減。

役務費につきましては、対象者数が増となったことにより１万5,186名が、１万5,850人に増えたことによりまして役務費が６万8,000円の増となっているところでございます。

そのほか各委託料につきましてですけれども、まず健康診査委託料につきましては対象者数が増えたことにより20万5,000円の増。胃がん検診につきましては、対象者数の減により36万7,000円の減。子宮頸がん検診の委託料につきましては、80万4,000円の増。乳がん検診につきましては、72万3,000円の減。あと、肺がん検診につきましては、６万1,000円の増。大腸がん検診におきましては、112万4,000円の増額を見込んでおるところでございます。骨粗鬆症の委託料については、同額でございます。

備品購入費につきましては、同額に検診用のベンチを待ち時間のときに住民の方々がゆっくり待っていただけるようにということで検診用ベンチの購入というところで同額となっております。

次に、リース料の公設宮代福祉医療センターのリース料の内訳だったかと思います。

31年度におきましては、現在超音波のリース料が５年目を迎えて残り17万942円残っておりますのでこちらを。あと、デジタルＣＲ読み取り機がまだ４年目というところもございまして、87万8,688円残っております。また、全身用ＣＴにおきましては３年目ということで、354万8,448円。合計が459万8,078円というところで使用料を支払う予定になっております。

最後、委託料でございます。

こちらにつきましては、前段の・野委員さんのときにも申し上げましたんですけれども、今年度と同じ継続というような状況でございます。今年度３月、今月いっぱいですけれども、今までの六花が建設された時代と今現在の介護保険、介護施設ですとか医療機関の状況等を踏まえて、国保データではあるんですけれども、国保の加入者の方々がどういう医療機関に行っているのかというところを調査させていただきまして、今後六花にどういうふうなものが求められているかというところを、方向性を示していただく予定になっております。そちらの資料をもとに今後じゃ実際にどこの部分ができて、どこの部分ができないのかというのをさらに進めたいというところで委託料として計上したというところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

116、117については、ぜひこれは何らかの支援、

不公平のないようにお願いしたいと思います。

それから、118、119ページのアクティブシニアの社会参加事業ということで、これは３カ年計画だけれども引き続き実施していくということなんですが、確かに定年退職して何らかの社会参加をしたいという方いっぱいいると思うし、話を聞いただけでも確かに縁じょいメンバーに登録はしたくなるような感じにはなるんですけれども、実際登録はしたもののこういうイベントに参加しないとやはり参加していかないのかなというふうにも思いますので、その辺が一番大事なのかなというふうに思うんですけれども、とりあえずこれを成功させる、事業として成功させるのはその辺だというふうには私なりには感じるんですけれども、そういった点ではどうなのか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、138、139ページの健康診査事業についてであります。

詳しい答弁ありがとうございました。私は特に委託料の関係で受診率の向上を目指すということなんですけれども、宮代では若干上向きにはなっているものの、県の全体の自治体の状況からいくとまだまだ受診率が低いのかなというふうに思っているんですけれども、これさらなる受診率の向上ということで何が必要なのか、どうすれば受診率が向上するのか、その点の考えについてお示し願いたいと思います。

福祉医療センターの運営事業については、わかりました。

その２点についてお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、アクティブシニアの社会参加支援事業でございますけれども、やはり１月末現在で登録されている方が315人、今現在はもう少し増えておりますけれども、この方たちがすぐに社会活動に参加するというのはなかなか難しいと思いますけれども、先日の３月３日のイベントの際には交流会まで、最後まで参加をいただいた方が234人おりました。ですから登録メンバーの３分の２くらいの方たちが最後まで参加をしていただいたわけでございますけれども、その中で交流会の中で１団体10分くらいで団体の活動内容やＰＲをしていただいたわけでございますけれども、そこに興味を持った方については自分のネームプレートと連絡先を記入して投函をしていただいたんですが、その投函をしていただいた方が約40人くらいの方に投函をしていただきました。その人たちは一歩踏み出そうと勇気をもっていただいた方かなというふうに考えております。ほかの方については、ほとんどの方がもう既に何らかの活動をしている、実践をしているという方も多くいました関係から、これから新たに参加をしようと興味を持った方が40人いたということは一応の成果ではないかなというふうに考えております。

これからも、イベントもそうですけれども、縁じょい通信や出前講座等を積極的に行ってどんどん社会参加をする人たちの後押しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問にお答え申し上げます。

まず、がん検診の受診率が上がらないというと

ころでございますけれども、確かに国のほうでも二、三年ごとの周期でいろいろながん検診に対する受診者に対する通知方法等の変更がございます。で、そちらにつきましても、国も受診率50％まで目指したいというところでいろんな手だてをしているところで町としましても同様にやってはいるんですけれども、なかなか上がらない。集団検診においても枠をなるべく多めにとったりとかというところとか、あと胃がん検診、肺がん検診でも土日に受診できるような体制を整えたりとかしているところですけれどもなかなかやはり上がってこない。やはり個別検診でもう少しいろいろなところができるところが増えてくるとまた状況が変わってくるのではないかなというところまでは何となく把握はしているところではあるんですけれども、ただ近隣でお願いできるところもちょっと医師会の絡み等ございましてまだ難しい状況にありますので、今後は委員ご指摘のとおり受診率が少しでも上がるような働きかけを継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で健康介護課分の質疑を終了いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月12日火曜日、午前10時から委員会を開き、教育推進課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　５時５６分

予　算　特　別　委　員　会

第　5　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一君		九・山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角・野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
金子正志君		小河原正君	

（議長　中野松夫君）

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	南沢郁一郎君
教育長	中村敏明君	教育推進課長	渋谷龍弘君
教育推進課副課長	高橋正巳君	教育推進課学校管理幹兼副課長	小山裕之君
教育総務担当主査	加藤正久君	主幹兼指導主事	塚越健一君
指導主事	平原隆範君	指導主事	竹内知子君
生涯学習担当主査	田中啓之君	生涯学習担当主査	島村剛君
スポーツ振興担当主査	河井伸一君	文化財保護担当主幹	青木豊君
文化財保護担当主査	横内美穂君	住民課長	小暮正代君
住民課副課長	草野公浩君	戸籍住民担当主幹	中村佐登志君
国保年金担当主査	山﨑貴君	総務課長	大橋洋巳君
企画財政課長	栗原聡君	税務課長	石塚孝信君
町民生活課長	齋藤和浩君	福祉課長	渡辺和夫君
健康介護課長	小島修君	産業観光課副課長	秋谷裕章君
まちづくり建設課長	横溝秀武君	会計管理者兼会計室長	瀧口郁生君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主査	折原淳

開会　午前１０時０８分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　ただいまの出席委員は12名であります。

これより、３月11日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２９号の審査（教育推進課・住民課）

○委員長（九山妙子君）　本日は、議案第29号　平成31年度宮代町一般会計予算についてのうち、教育推進課、住民課分の質疑を行い、終了後、議案第29号の討論、採決を行います。

これより、教育推進課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○教育推進課長（渋谷龍弘君）　おはようございます。教育推進課長の渋谷と申します。よろしくお願い申し上げます。

順次自己紹介を申し上げます。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　おはようございます。教育推進課副課長、高橋です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）　おはようございます。学校教育担当、学校管理幹兼副課長の小山と申します。よろしくお願いいたします。

○主幹兼指導主事（塚越健一君）　おはようございます。学校教育担当、主幹兼指導主事の塚越と申します。よろしくお願いします。

○文化財保護担当主幹（青木　豊君）　文化財保護担当の青木と申します。よろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　おはようございます。文化財保護担当主査の横内と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習担当主査（島村　剛君）　おはようございます。生涯学習担当主査の島村と申します。よろしくお願いいたします。

○指導主事（竹内知子君）　おはようございます。学校教育担当、指導主事の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

○指導主事（平原隆範君）　おはようございます。学校教育担当の指導主事、平原と申します。よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（加藤正久君）　教育総務担当主査の加藤です。よろしくお願いします。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　おはようございます。生涯学習担当主査の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興担当主査（河井伸一君）　おはようございます。スポーツ振興担当主査の河井と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　改めておはようございます。丸藤でございます。

それでは、教育費の関係で何点かご質問させていただきます。

まず、事項別明細の174、176ページの小中学校

適正配置事業でございます。

この件につきましては、もう課長からも何回もこれまで説明もされ、そのたびに住民から提出された請願を重く受けとめてというふうなことも言われてきたんですけれども、それは別にしても、小中学校適正配置事業については、将来予測される少子化や、それに対する学校施設の規模や適正配置を検証するため、審議会を再設置するとか、それから、先進地事例の視察等を行うという説明もありましたが、まず、審議会はどういった規模でどういうふうな人員で再編成されるのか、まずその点をお尋ねします。

それから、先進地事例の視察ということなんですけれども、これは、視察に行く対象者、審議会の方々ももちろん行くのか、それから、役場職員も一緒に行くのか、その点についても。

それから、行く先進地というのは、もう決まっているのか。今後の話し合いで決めていくのか。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、178、179ページの関係でございます。不登校対策事業です。まず、不登校児童・生徒に対する居場所の確保と心のケアを実施、学業支援や適応指導ということで言われておりますが、まず、不登校の状況はどうなっているかということですね。それに対し、どのように対応しているのか。対応の中にもいろいろあると思うんですけれども、さわやか相談員もいます。それから、ボランティア相談員もいます。それから、教育相談員もいます。それぞれの役割と配置についてはどのようになっているのかお尋ねします。

それから、教育相談、不登校対策相談の充実ということで、週３回開設するとありますけれども、これらについては、どのように行われていたのか。その点お示し願いたいと思います。

それから、不登校対策ということで、関連でお尋ねしたいんですけれども、この間痛ましい事故が連続してありました。虐待の件なんですけれども、これは、目黒の５歳の女の子の虐待死事件なんですけれども、許してくださいお願いしますと、これは、私の中にもすごく突き刺さった言葉だったんですけれども、５歳の子供にこんなことをノートに書かせてしまう虐待なんですが、そういった事件があるうちに、また次の事件が起きました。これはもう皆さんご承知のように、千葉県野田市の小学４年生の心愛ちゃんの虐待死亡事件です。こういう事件を聞いて、私もいろいろ調べてみたんですけれども、虐待の定義そのものも非常に難しくて、じゃ、しつけと虐待はどう違うのかということからもぶつかってしまったんですけれども、いずれにしても、事の発端は、やはりこの心愛ちゃんが、学校がとにかく内緒だからということでアンケートを書かせて、それで虐待があったということがわかったんですけれども、それを子供だって守らなければ、子供の言ったことだけれども、学校としても守らなければいけないことというのはあると思うんですけれども、それを親に知らせてしまったという、その辺から違っているんじゃないかなというふうに思いますけれども、これは、こういう事件があって、我々もニュースを見て、ニュースの過程で、何でこんなことしてしまったというふうに思いがちなんですけれども、こういったことは、何も学校だけじゃなくて、一般の我々の身近にもあるということで、これは、学校とかそういうところだけというわけではないんですけれども、やはりこういう事件があるので、この点については、それなりに教育委員会としても、この事件の推移を見ながら、また文科省のほうの指導もいろいろあるのかもしれませんが、どういうふうにこの事件について、宮代町の教育委員会として受けとめ、どういうふうにして対応してい

くのか。これは宮代だからあるないとかじゃなくて、調べてみると虐待致死というのは、年間60人も死んでいるということなんで、やはりこれの対応も大事かと思うんですけれども、これは予算に関係ないと言えば関係ないかもしれないんですけれども、ここは宮代のいいところで、やはり予算の審議ですから、そういう点についてもちょっと触れていただければと思うんです。よろしくお願いいたします。

それから、続いて伺います。181ページの関係ですが、英語教育推進事業。まず、教育課程特例校指定事業から事業名を変更したということなんですけれども、これは何という事業に変わったのか、まず、その点第１点伺いたいと思います。

それから、英語検定受検料の助成を実施するということなんですけれども、この英語検定受検料の助成額、また対象はどのようになっているのか、お尋ねします。

それから、引き続いて英語指導助手の配置を継続して行うということなんですけれども、これと、この英語指導助手というんですけれども、活動補助員と言ったかな、この補助員との関係はイコールなのか違うのか、その点もお尋ねしたいと思います。

それから、181ページの３目の教育振興費の(1)奨学資金事業についてでありますけれども、これは入学準備金が利子補給ということで支給されることになりました。これも大きな成果だと思うんですけれども、これは、去年、おととしから始まったんでしたか、ちょっと交付された時期、最初の時期をお示し願いたいと思います。

それから、これは新年度予算ですから、この入学準備金というのは、実務的には来年の２月ごろ、入学前ですから支給されているのはいつごろかということで、これは確認なんですけれどもお願いしたいと思います。両方とも確認でお願いいたします。

それから、182ページ、183ページの小学校管理事業なんですけれども、1,224万6,000円の増となっています。これの主な増額の理由をお尋ねいたします。

続きまして、184ページ、185ページの児童教職員の健康管理等対策事業についてでございます。今教育に悪影響を及ぼす教員の長時間労働が行われているというふうに聞くわけなんですけれども、そういった長時間労働の状況について、宮代町ではどうなっているのか、その点まずお伺いしたいと思います。

それから、同じく(3)の小学校施設管理事業なんですけれども、パソコン、プリンター等のＯＡ機器を更新すると、それとタブレット端末を導入してＩＣＴ教育を推進すると。これは小・中とも同じなんですけれども、例えばタブレット端末は借り上げ料になっているんで、リースなんでしょうか。これはそうすると全生徒に導入されるということというふうに理解するんですけれども、これは小・中学校あるんですけれども、どういうふうにこれが導入されるのか、その点も詳しくお示しいただきたいと思います。

それから、適正配置と同時に、各小学校校舎等の劣化診断を実施するということなんですけれども、これは、前回もたしか住民説明会でも、こういった診断をやった上での説明会があったと思うんですけれども、これはどういうふうに内容が違ってくるんでしょうか。より実施するために、そのための劣化診断なのか。その辺の前回、それから、これまで言ってきた診断結果の内容とどういうふうに違ってくるのか、その点、また、こういう違いがあるんだということを示していただければいいのかなと思います。その点伺います。

それから、先生方の駐車場の移転工事、これは、笠原小で、仕様を見ると、先生方の車は体育館のほうに駐車されるのかなと思います。ふじ児童クラブとの建設の関係でこうなるんですけれども、これは、体育館のほうへ何台分置かれるのか。移転工事というのは、今はアスファルトで駐車場はあるんですけれども、そうすると先生方のほうも移転工事というふうになっていますので、その辺はどういうふうになるのか、ご説明お願いしたいと思います。

これは、先ほどの192、193ページのタブレット、パソコン、プリンターの関係で、中学校費についても同じようにお願いしたいと思います。

その前に、186、187ページの小学校要準特別支援教育就学援助事業ということで、子供の貧困というふうに言われていますけれども、その格差拡大で、広がりつつあるということで、また、この就学援助も随分多くなっているというふうにも聞くんですけれども、宮代の場合は前年度と同じということで、変わりないのかどうか、その点についてもよろしくお願いしたいと思います。

それから、190ページ、191ページの(2)生徒教職員の健康管理等対策事業ということでのっています。この点につきましては、子供たちの日常の健康維持も大事なんですけれども、私はここでは、教職員の健康管理がどうなっているのかということでお伺いしたいんですけれども、先ほども言いましたように、教員の長時間労働があるということで、私も以前にも、前原中学校が遅くまで職員室の電気がついていると、これはどうしてかと聞いたことがあるんですけれども、やはり即座、周りの周辺の住民が見ているんで、どうしたんだろうというふうに思うんでしょうけれども、実態はやっぱり家庭に仕事を持って帰れない、学校にいるうちに仕事を解消しなければいけない。そういう面でやっぱり住民からは言われる、学校で仕事ができない。そうすると、家に持っていかなくちゃいけないのか。やっぱり長時間労働になってしまっている実態も、そういうことからもあるのかなというふうに思うんですけれども、やはり、この長時間労働を解消していく。まず、実態があるのかどうかということを伺いたいんですけれども、今、かなり社会問題にもなっていますので、宮代だけはないというふうにはちょっと考えにくいんですけれども、その辺どうなっているのか。もしあれば、どういうふうな対策を講じていくのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、198、199ページの公民館費です。特に和戸公民館もエアコンが改善されます。壁なども改善され、それから、駐車場もきちっと確保されました。川端公民館もそれなりに敷地も広さもありますし、私は従来から言っているのは、あとはやはり障害者のためにも、またお年寄りのためにも、エレベーターの設置というのを言ってきましたが、特に百間公民館は非常に駐車場も狭く、そういった点ではほかの２館とはえらい違いだなというふうに思います。やはり、こういった百間公民館の状況についても解消していただければなと。でも、すぐにいくわけにはいかないので、やはりこの辺の、少なくとも百間公民館の駐車場についてはどうなのかなと、対策をとっていくべきではないかなというふうに思うんですけれども、その点についてもあわせてお願いしたいと思います。

続きまして、202ページ、203ページの資料館、その前の文化財保護費とも関係するんですけれども、新年度予算はこれといった予算措置はないんです。あるのは西原自然の森用地と隣接する民地の境にフェンスを設置するという測量費はのっておりますけれども、私は、やっぱりこうした文化

財だとか資料館というのは、積極的に町民にアピールしていかないと、なかなか資料館の存在とか、見に行く人が多くいないと、やはり浮かばれないなというと言葉は悪いんですけれども、私はたまに行く機会があるので、本当によく展示もしているし、頑張っているなというふうに思うんですけれども、それをもっともっと住民にアピールしていただきたいと、もっともっと資料館を使ってもらいたいと、そういうふうに思っているんですけれども、そういった点では、アピール、知らせるというのが一番大事なのかなと思うんですけれども、予算がちょっとここのところ、空調機器も更新されて、特に予算化されていないということで、そういったことへの事業の展開も必要かなというふうに思うんですけれども、その点について伺いたいと思います。

それから、最後206、207ページの学校給食の関係で、789万5,000円と予算が増額されるんですけれども、確かに給食センターのトイレ改修工事の実施も入っているんですけれども、これは、どうして増えた増額の要因、それについて伺います。

それと、これも予算にはないんですけれども、考えていただきたいということで、やはり学校給食費の無償化ですよね。やれるところからということで、私は一遍にというと大変なんで、少なくとも第２子、第３子はもう無料化にしてもそんなに財政的に厳しくなるとは思えないので、どうかなというふうに思うんですけれども、その辺についての考え方について伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育推進課の副課長、高橋です。よろしくお願いします。

教育総務担当の関係のほうからお答え申し上げます。

適正配置の関係でお答えを申し上げます。まず、適正配置につきましては、先ほど委員がおっしゃられたように、将来予測される少子化などに対応するために、小・中学校の適正配置計画を平成28年３月に策定いたしました。その後、住民説明会、議会において、小・中学校の統廃合について慎重な取り組みを求める請願等をいただきまして、その後、平成31年度には検証するために審議会を再設置するところでございます。先ほどご質問いただきました審議会の規模につきましては、前回同様、１号委員から５号委員までの各代表の方にお集まりいただきまして、20人以内をもって構成で進めさせていただく予定でございます。

また、先進地視察の件でお尋ねいただきましたが、先進地視察につきましては、もちろん審議会委員の皆様と町職員のほうで、先進地のほうにお伺いして見させていただければと思います。訪問先につきましては、前回は茨城県のほうにご訪問、視察させていただきましたが、それにつきましては、今後話し合いの中で決めさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

２点目、予算書でいう180ページからのものです。奨学資金事業の中で、入学準備金のお尋ねをいただいております。入学準備金補助制度でございますが、高等学校等の入学に際しまして、金融機関等から融資を受け返済している方に対して借入金に係る返済利子について５年間を限度として所得に応じて補助させていただくものでございまして、こちらにつきましては、申請の期間が６月から12月末日の間でご申請をいただくものでございます。この制度につきましては、かなり前からやらせていただいておりまして、上限が３万円ということで、そういった制度でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、パソコン教室のリプレイスの関係でございます。小学校施設管理事業184ページから、中学校施設管理事業192ページからの関係でございます。両方に小・中学校にかかわるものでございますが、先ほど議員のおっしゃられたように、ＩＣＴ教室の推進ということで、タブレットのリースを考えております。パソコン教室自体のパソコンにつきましては、40台、40人分のパソコンを用意いたしまして、その他別に予定としてタブレット10台を予定させていただきます。パソコン教室をメインといたしまして、校外学習、あとは体育等の実習で動画を撮影するなど、多様な目的で使用できるものと考えておりまして、平成31年度は10台を一応予定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、小学校施設管理事業186ページからの劣化診断のほうでお尋ねをいただいております。劣化診断につきましては、今年度は中学校を対象とした劣化診断を実施いたしたところでございまして、31年度はこちらにつきましても小学校の劣化診断につきましても、構造躯体の健全性の把握であるとか、躯体外の機械設備等の状況の把握を行いまして、こちらも適正配置計画の検証の資料とさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

また、小学校施設管理の関係で、駐車場の移転の関係でございます。現在教職員の駐車場につきましては、新しい村寄りの集会室の隣の砂利の駐車場を用意させていただいております。それを、先ほど委員のほうでおっしゃられた体育館脇のところに移転をいたす予定でございます。台数的には20台少しとれるということで考えておりまして、ただいまの体育館脇には数台あるんですが、それではまだ足りないということで、二十数台の移転、学童、ふじ児童クラブの建設に伴いまして、二十数台を移設新設という形になるかと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、206ページからの学校給食運営管理事業に関しましてご説明申し上げます。780万、790万近く増額になっておるところでございますが、先ほどおっしゃられたように、トイレ５カ所、和式から洋式に改造するものが380万強及びただいま給食のほうは全て全農のほうに委託しておりますので、その委託料の値上げ分ということで、トータル789万5,000円ということでなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君）　教育推進課の渋谷でございます。

１点補足といいますか、ちょっと私の勘違いだったら申しわけないですが、委員ご指摘の181ページの奨学資金の事業でございますが、これにつきましては、今、副課長のほうで申し上げたとおり、高校への入学等準備資金を例えば銀行のほうからお借りした場合と、利息分についての補給ですとか補助の事業でございます。

先ほど、委員のほうからご指摘があった、多分私の勘違いだったら恐縮なんですが、恐らく就学援助の新入学の用品費の事前の支給のご質問かと思うんですが、これにつきましては、平成30年の４月に小学校１年生に入学する児童及び中学１年に進学する生徒に対して支給しておりますので、今回が２年目ということになります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

初めに、不登校対策についてお答えさせていただきます。

まず、各中学校におきましては、さわやか相談員、それから、ボランティア相談員、そして、不登校対策学習支援員、この３者を配置しております。それぞれの役割につきましては、さわやか相談員につきましては、心の悩みを抱えた生徒、あるいはなかなか教室で授業を受けるのが難しいと言った場合に、この相談室で心の悩みを打ち明け、場合によっては保護者もともに相談をしながら、その悩みの改善、あるいは相談のケア等を行っております。このさわやか相談員が、例えば保護者対応している、あるいは校外で家庭訪問をしなければならないといったときには、ボランティア相談員がこの相談業務の補助をしているという形でございます。また、学習支援につきましては、欠席等により、やはり学習のつまずきによってなかなか教室に戻って授業を受けることが、勉強が苦手なので教室にちょっと戻るのに不安があるといった子供に対しては、基礎基本の学習について、学習支援員のほうが丁寧に学習をしまして、本人が自信を持って教室に戻れるようにということで、支援をしております。

また、週３回の教育相談員、こちらは町の教育委員会に配置をしておりますが、各学校、小・中学校に月に１回訪問をしておりまして、校長あるいは教頭等から各学校の欠席の多い児童・生徒、あるいは何か最近の生活の変化等で心配がある児童・生徒の状況を聞き取りまして、例えば急に欠席が増えてしまった生徒に対して、何か学校と原因を探りながら、長期のお休みになる前に早期の対応ができないかということで、解決策等を確認、あるいは指導しているといった状況でございます。

また、虐待に関してでございますが、こちら事務局としましては、保護者からの強い、例えばアンケートの開示ですとか要望については、やはり法に基づいた毅然とした対応をする必要があるかなということで、しなければならないということで、認識を新たにしております。

また、各学校におきましても、こうした新聞での事件等を踏まえまして、日常的な子供たちへの体の変化、あるいは衣服や髪の汚れ等、何か悩みを抱えた生徒がいないかということで、例えば保健室での健康診断のときの見取りですとか、あるいは悩み等について担任、あるいは養護教諭等含め女性の先生等も配慮しながら、子供たちの個別の状況を丁寧に見取るように努力をしております。

続いて、英語教育について申し上げます。教育課程特例校という文科省の研究指定を本年度、それから来年度と、町内の全小学校において指定を受けております。こちらは、教育課程を柔軟に変更することによって、小学校の３、４年生では本来15時間である英語の授業を35時間に、また小学校５、６年生では50時間である授業を70時間に増やしまして、英語教育の充実といったことで、特別な教育課程を編成して各４校の全小学校において実施をしております。ただ、こちらの教育課程の特例校指定は本年度、それから来年度と２カ年にわたる指定を受けておりまして、この指定にかかわらず、宮代町で進めている英語の教育全体にかかわる事業ということで、名称のほう英語教育推進事業ということで、この後申し上げます英語指導助手、あるいは外国語指導補助員、こういった人員の配置等も含めまして、英語教育推進事業ということで、名称の変更をさせていただきたいと思っております。

また、英検の助成額についてでございます。こちらは、小学校につきましては、小学校６年生の全員の児童を対象にしまして、ジュニア英検ブロンズという、約700円という受検相当額を助成す

るというものでございます。今年度も既に２月に受検をしております。

また、中学校につきましては、中学生１年生から３年生までの３年間の間に、３級の受検相当額、3,900円という額なんですが、こちらの額を３年間のうちで１回ということで、助成をする。これは、会場が学校での会場という形に限定はしますけれども、そういったところで助成を今、計画しております。

続きまして、英語指導助手、それから外国語活動補助員、これそれぞれの違い、役割なんですけれども、英語指導助手につきましては、今回の資料にも載せさせていただきましたが、ＲＣＳという業務委託をしている会社から派遣されているネイティブの外国指導ができる指導員でございます。それぞれ、中学校に各１名ずつ、それから、小学校には須賀小学校と笠原小学校で１名、それから、百間小学校と東小学校で１名ということで、小学校には計２名ということで配置をしております。

そして、外国語活動補助員、こちらは、いわゆる我々はＪＥＴと呼んでおりまして、日本人の指導助手でございます。こちらは、担任が中心になって授業を行う上で、いろんな授業の進め方ですとか、あるいは教材づくり、そういったことの補助も含めまして、英語指導助手との間に入っていろんな授業のプランをつくったりですとか、あるいは実際の授業の中でも、この英語指導助手と連携しながら、授業のほう進めております。

小学校管理運営事業のほうで、約1,200万の増という先ほどご指摘がございました。こちらにつきましては、４年に一度教科書の改訂採択を進めております。本年度は小学校の教科書の採択、それから、中学校の道徳の教科書も採択の年となっておりました。子供たちの教科書につきましては、国からの支給というふうになっておりますが、教職員についての教科書、それから、子供たちに授業を指導する上での指導書につきましては、各自治体での購入ということになりますので、その主な理由としましては、教師用の図書、それから、指導書の購入額ということで、増額というふうになっております。

続きまして、教職員の長時間労働の状況でございます。こちらにつきましては、各学校長がそれぞれ勤務時間簿、あるいは、町内で現段階では２校がＩＣカードによって、教員の勤務時間、在校時間の把握をして、適切な在校時間についての声かけですとか、月ごとの勤務時間が長い教諭については、無理しないようにということで、声かけ、フォロー等をしている状況ですが、何分、朝の約７時半からの登校指導、あるいは中学校でいきますと、放課後の部活動指導等を考えますと、例えば８時15分から４時半ぐらいの勤務時間内で勤務をするというのは、非常に現実的に難しい状況がございます。

ですので、長時間労働があるかないかというご質問については、何をもって長時間労働とするのかというのが、なかなかお答えするのが難しい状況ではありますが、勤務時間内で、なかなか勤務するのは、やはり宮代町内の小・中学校においても、当然難しい状況ではございます。各学校長、あるいは管理職が、適正に教職員の在校時間、勤務時間を把握して、声かけあるいは風通しのよい職場づくりを進めまして、帰れるときには早く帰る、あるいは無理のない校務分掌等、校長のほうで考えて教職員に指導しております。

また、各学校には、Ｃ４ｔｈ、校務支援ソフト、あるいは、これまで蓄積しました教育財産となるいろんなデータを、共有フォルダを通していろんな先生方が共有して使えるように、あるいは管理職の指導のもと、各先生方が課題に対して連携し

て対応しておりまして、こういった各学校での取り組み、あるいは支援ソフト等による業務改善等によって、負担軽減等を図るように、教育委員会としても努力をしております。

また、現段階ではでありますけれども、今後は各学校へのＩＣカード等による勤務時間等の把握等も検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育推進課副課長、高橋です。

先ほど委員からご質問いただきました給食費の無償化のお話を、答弁忘れまして申しわけございません。給食費の無償化に関してでございますが、給食費の無償化につきましては、少子化対策であるとか、子育て支援、また、さらには定住人口の促進などいろいろ狙いがあるということで理解しておるところでございますが、ただ、無償化に伴う財政負担が出ております。また、当町の学校給食は、国が定める栄養価を満たすことはもちろんですが、新しい村との連携等で地場産食材の活用促進であるとか、アレルギーのお子さんに対する実施であるとか、そういったことで、こういったものを含めて埼玉県の学校給食調理コンクールにも出展させていただいて、上位に入賞するなど、児童・生徒や保護者ばかりでなく、各方面からも一定の評価をいただいているところでございまして、引き続き保護者の皆様からご負担していただきました給食費を有効に活用しまして、皆さんのアレルギー対応であるとか、地場産活用を通しまして、安定的に安全な給食の提供に努めていきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）　学校教育担当、小山でございます。

失礼いたします。就学援助の支給状況の変化ということで、資料の６ページにも載せさせていただいておりますが、昨年度から、例えば中学校でいきますと、29年度から30年度にかけて、若干人数が減少ということがございますが、例年と比べて大きな変動はないのかなというふうに教育委員会としては認識しております。

また、２番の要保護児童・生徒については、30年度が10名ずつということで、こちらは福祉のほうから援助のほうが出ているということですが、こちらが増えている状況です。

先ほどご質問いただきました入学準備金等については、29年度が35名というふうに実績がございますが、今年度、30年度につきましては、現段階で42名という児童、新小学１年生、それから、現小学６年生の児童を対象にということで、42名ということで昨年度より増加ということで見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

私のほうからは、川端公民館のエレベーター設置と、百間公民館の駐車場の関係について答弁させていただきます。

川端公民館のエレベーター設置の関係なんですけれども、近年公民館利用者の皆さんも高齢化が進んでおりまして、エレベーターを設置してほしいとのご意見、ご要望もいただいているところでして、川端公民館に限らず、全公民館のバリアフ

リー化ということについては、考えていかないといけないということで、認識しております。ただ、エレベーター設置となりますと、多額の費用もかかってくるという課題もありまして、川端公民館については平成11年度に耐震補強工事をして、ほぼ建て替えに近いような工事をしたんですけれども、その際に設置したエアコン含め、今年和戸公民館で更新工事ということで、エアコンの更新工事、補正予算でいただいたんですけれども、ほかの公民館についても、エアコンについても更新の時期をほぼ同じように迎えているという問題。それ以外にも結構老朽化に伴う修繕がしょっちゅう発生しているという状況もございます。こうした中でエレベーターをすぐにということは現実的になかなか難しいのかなと、担当としては考えておりますけれども、冒頭申し上げましたとおり、利用者の高齢化も進んでいる中で、これからの検討課題ということで、検討をさせていただきたいと考えております。

続きまして、百間公民館の駐車場の関係なんですけれども、百間公民館、現在普通車が２台、障害者１台分のスペースがございまして、実際に利用者の皆様には、詰めて結構ご利用いただいて、７台から８台をぎゅうぎゅう詰めでとめていただいてご利用いただいているときもございます。駐車場を増やしていけないかというご要望も利用者の方からいただいているところなんですけれども、町の公共会館プログラムを作成したときの基本方針として、新たな借地は増やしていかないというのがございまして、さらに、百間公民館、市街地の中にありますので、なかなか用地の確保も難しいというところもあるのかなと思うんですけれども、実際これから高齢化、先ほどのお話じゃないですけれども、高齢化が進んでいく中で、車じゃないと来られない方というのも出てくるという状況もありますので、よい条件で貸していただけるような土地、確保できるような土地があれば検討を進めていきたいと、そのように考えているところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　答弁させていただきます。教育推進課文化財保護担当の横内です。

先ほど、文化財資料館の存在を、広く町民にアピールしていく必要があるということでご指摘をいただきました。その事業の展開についての方向性ということで、答弁させていただきたいと思います。

資料館開館以来25年が過ぎまして、開館当初から比べますと、収蔵している資料ははるかに多くなり、皆様の要望にようやく応えられるような状況になってきた状態になっております。開館当初と比較しますと、住民の皆様個人個人のご質問で、例えばご先祖のことを調べたいとか、地域のことを調べたいという要望に対して、回答ができるようにようやくなってきた状態になっております。また、文化財の発掘の調査などでも、地域において大変貴重な遺物が出たりということで、その成果も上げられております。こういったことは、資料館の企画展、特別展で取り上げて、広く皆様に情報を周知できるような状況をつくるとともに、広報や新聞を使ってアピールしているというのが現状です。

また、今もやっておりますが、道仏遺跡の発掘出土品展につきましては、特に道仏地区の方々が興味を持たれる内容になるかと思いますので、こういった場合には地元に回覧をさせていただきまして、こういった展示をしていますということで

周知を図るようにしております。

また、ＳＮＳなどの活用で、今後やったりということで、いろいろとやっていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

各学校の不登校の状況と対策についてということで、答弁させていただきます。

まず、１ページの資料にも載せさせていただきましたが、不登校の児童・生徒の推移につきましては、大きな変動等はない状況です。県の不登校児童・生徒の割合と比べれば、宮代町はそれを下回っている状況ではあります。ただ、それが低ければいいということで、認識はしてございません。不登校につきましては、やはり、まずは出さないということが大事だと思いますので、子供たちの変化、あるいは欠席を２日、３日とし始めたときに、やはり最初のケアが一番大切だと思っておりますので、これは、先ほど申し上げたことと重なりますが、教育委員会の教育相談員のほうが、毎月各学校を訪問して、個別に児童・生徒の状況を把握して指導をしております。

また、各学校におきましても、これも先ほど申し上げましたが、さわやか相談員、それから不登校対策学習支援員、ボランティア相談員、それぞれの立場や視点で、児童・生徒の悩みが生じたときにいつでも気軽に相談に応じられるためにということで、教室に出られない、あるいは行けない生徒をケアするということで、総合的にカバーするものとして配置をしております。

また、宮代町としましては、積極的な心の育成ということで、道徳教育を推進しております。「いいとくのひ」ということで、11月19日を宮代道徳の日ということに設定しておりまして、各学校では地域の資料等を活用しました道徳教育、あるいは授業公開等を通しまして、日常での道徳の指導はもちろんですが、積極的に地域にもこうした道徳の授業、あるいは子供たちに地域教材を生かした道徳、心の育成をしまして、積極的に子供たちの豊かな心の育成、あるいは感性を育てるといったところからも、子供たちの心の教育を推進させていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます

まず、小中学校適正配置事業なんですが、審議会を再設置するということなんですけれども、20人以内ということで、わかりました。これは前回と変わっていないですよね。視察地もこれからということで、わかりました。これについては結構です。

それから、178、179ページの不登校対策事業についてでありますが、今、先生のほうからも大きな変動はないということ、でも出さないということが大事だということで、初期の段階で対応しているということで、理解はするんですけれども、多分少ないからいいんだと言われるとまた再質問されるから、そういう答弁でいるんですが、そうしますと、さわやか相談員、ボランティア相談員、教育相談員、これは、ベテランの先生方がなっていますので、子供たちも、私は相談しやすいし、行きやすいのかなというふうには思うんですけれども、これは、それぞれもう一度確認なんですけれども、どこにどれだけ何人いるのかということで、まず確認をしたいと思います。それから、役

割等配置については答弁がありましたので、その点お願いしたいと思います。

それから、教育相談、不登校対策相談の充実ということで、先ほど週３回それぞれの学校に出向いていくということなんですけれども、これは、回数は増えたんですか。その辺が新年度予算の特徴となっているんでしょうか。その辺についてもお尋ねしたいと思います。

それから、180ページ、181ページの英語教育推進事業なんですけれども、わかりました。これは、教育課程特例校指定事業から、英語教育推進事業に変わったということなんですけれども、これは、従来もモデル校みたいになって、それから、県の英語教育強化地域の指定も受けているということなんですけれども、これは、埼玉ではほかにこうした指定を受けたりしながらの英語教育推進事業というのは、ほかの自治体でも何校か自治体でやられているんでしょうか。その辺の状況はどうなのか。

私が聞きたいのは、この英語教育推進事業で、これが宮代の一部教育の特徴とも言えると思うんですけれども、これはどうなんでしょうか、当然英語教育に成果として、子供たちの英語教育の推進になっていないとおかしい話になるんですけれども、これは、極めて英語教育が進んでいる、身についているという実証というか、先ほど英語検定受検料の助成、英検も受けているしということなんですけれども、こういった状況で、子供たちの英語の水準というんですか、それはどの程度なのか。どの程度というと失礼なんですけれども、どういうレベルまでいっているのか。その点についても、お示し願いたいと思います。これは、宮代ならではの特色のある教育を推進しているという、豪語しているわけですから、そのような成果があると思うんですが、その点もお願いしたいと思います。

それから、先ほどの入学準備金、失礼しました。私も奨学資金事業と言ってしまったものですから、課長が言ったとおりです。

すみません、先ほど平成30年の４月からというのとあるんですけれども、これで、間に合うと言えば間に合うのかもしれないんですけれども、もっと前でなくても大丈夫なのかどうか、その点１点お願いしたいと思います。それと、金額、小学校の準備金と中学校の準備金、１人当たり幾らかというのもお願いしたいと思います。

それから、184ページ、185ページの児童教職員の健康管理等対策事業についてでありますけれども、確かに８時15分から４時半の時間内に終えることは現実的には難しいということで、わかるんですけれども、先ほど、ＩＣカードで把握の検討というふうに言われたんですけれども、俗に言う、一般会社で言うタイムカードというのは、いいかどうかというのはあるんですけれども、やはり今、先生方にもやはり、全ての学校にタイムカードを設置するそういった動きもあるんですけれども、これについては、今風に言うとＩＣカードなのかもしれませんけれども、これで時間なんかきちっと把握できるわけですから、これは進めていくべきではないかなと思うんですけれども、その点どうなのかお願いしたいと思います。

あとの内容については、時間内に終わらすことは難しいということで、いろいろ先生方同士の連携とか負担軽減のためにやっているという努力というのはわかるんですけれども、やはり現実的にはそういうタイムカードは必要なのかなというふうに思いますので、その点もう一度お伺いしたいと思います。

それから、公民館の関係なんですけれども、私もただ川端公民館にエレベーターというんじゃな

くて、障害者、高齢者のことを考えれば、入り口まではちゃんとしながら、実際入ったら２階に行くのはみんなで背負わなくちゃいけないとか、そういう大変さもありますので、これは全館にお願いしたいと思っているんですけれども、検討課題ということで、今すぐというわけにはいかないにしても、ぜひ次期、一連のエアコンとか、そういった修繕とか終わりましたら、検討をお願いしたいと思います。

それで、百間公民館の駐車場の関係なんですけれども、よい条件であればというのはどういうことなんでしょうか。それは、漠然とはわかりますけれども、単なる借地じゃいけなくて、よい条件というのはどういうことなのか、すみません、その点。これはなぜかというと、やっぱり狭いからですよ。おっしゃるとおり、みんなが願っていることですので、ぜひ進めていただきたいというそういう願いもあるんですけれども、ぜひその点、よい条件というのはどういうことなのか、すみません、お願いしたいと思います。

それから、学校給食の関係なんですけれども、トイレだけだとこういうふうにならないと思ったんですけれども、すみません、委託料の関係なんですけれども、前年と比べればいいんですけれども、委託料はどれくらいの値上げになっているんでしょうか。これは、いつごろこういうふうな値上げの状況になってきたのか、その点、それらの背景ですよね。材料費がいろいろ高くなってとか、条件があると思うんですけれども、これは、どういったことで委託料が上がっているのか、その点、給食センターの人件費等もあるでしょうけれども、その辺の経過についても、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、すみません、ちょっと戻るんですけれども、先ほどのパソコン、タブレットの関係なんですけれども、そうしますと、パソコンにしても、タブレットにしても、一部だと思うんですよ。これは、子供たちにどういうふうに使わすんでしょうか。例えば、児童にも全員に当たるようだったら簡単だと思うんですけれども、限られた数のリースということなんで、どういうふうにこれは利用されるのか。その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、先ほど虐待の関係でお聞きしたんですけれども、毅然とした対応が必要だということで、それはもう誰もがそのとおりだと思うんですけれども、これはこういうふうな状況になってきたんで、そういうふうな毅然とした態度をとるべきだというふうになると思うんですけれども、これは先ほどこういった事件を通じて、どういうふうに教育委員会を通じて各学校に徹底しているのか、教育委員会として指導しているのか、その点についてもお尋ねしたと思うんですけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　さっきの質問の中で準備金とおっしゃっていた中は、就学援助金ですね。わかりました。

では、ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時２１分

再開　午前１１時３４分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

引き続き、教育推進課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

初めに、先ほどご質問いただいた中で、私のほうで回答が不十分でした新入学学用品費の就学前支給の額、それから、給付の時期について申し上げたいと思います。まず、新小学校１年につきましては４万600円。そして、小学校６年生の児童につきましては４万7,400円。こちらの支給については、やはり４月に入ってからですと、学用品費の準備に間に合わないということで、３月25日ということで予定をしております。

続きまして、ご質問いただきました相談員関係について、それから、英語教育について、それから、タイムカードについて、虐待についてということで、順に申し上げさせていただきます。

初めに、各学校に配置している相談員関係でございますが、これは、中学校のほうにさわやか相談員、ボランティア相談員、不登校対策学習支援員、それぞれ１名ずつ配置をしております。特にさわやか相談員等については、管理職等を経験した人生経験もある、そういった教員が主に担当をしております。また、宮代町教育委員会のほうに教育相談員、この相談員につきましては、週３日窓口、あるいは電話等での相談業務をしております。また、各学校の訪問につきましては、月に１回ということで、回数等については、特に変更はございません。学校の訪問は月１回ということで、それぞれの学校を訪問しております。その他は通常の相談業務を、役場の中で窓口、あるいは電話等での対応で相談業務を進めております。また、先ほど申し上げませんでしたが、そのほかに、百間小学校を拠点校としまして、スクールソーシャルワーカー、こちらはいろいろな不登校ですとか、心の悩みの児童・生徒がおりますけれども、その中で特に家庭環境等に起因して、何か学校になかなか足が向かないといった児童・生徒に対して、特に家庭訪問、あるいは保護者等の対話を通して家庭環境の改善等を主な狙いとした訪問活動、相談活動をこのスクールソーシャルワーカーが進めております。

続きまして、英語教育についてでございますけれども、本町と同様に、平成26年から29年までの４年間、鴻巣市で英語教育強化拠点事業の文部科学省の指定を受けて研究を進めた自治体がございます。鴻巣市でございます。埼玉県内では、宮代町とこの鴻巣市の２つの自治体がこの研究に当たっておりました。この鴻巣市とも連携をして、お互いの研究内容ですとか、状況等を視察を通してこれまで共有をしてまいりましたし、また、従来型の文法やあるいは読み取り等を中心とした指導から、言語の習得、どのような英語を聞かせて、言語の習得等を踏まえた英語の指導、その指導方法の改善、どう進めていけばよいのかといったところから、宮代町では特に研究を進めてきた次第でございます。

また、その成果としましては、目に見えるものとないものがきっとあるかと思うんですけれども、その一つとしまして、小学校では、昨年度英検ジュニアブロンズを、当時は英語教育拠点事業の中で実施をしておりましたので、笠原小学校と東小学校の６年生の児童が受検をしております。この両校約100名ちょっとの児童が受けているんですが、94.13%、94%の正答率で112名の生徒が上の段階、シルバーの段階へと進んでいる状況でございます。

また、中学校ですと、中学校３年生で昨年度のデータでございますけれども、宮代町では３級以上の英語力がある生徒の割合が51.5%ということで、この割合については、例えば東京都が51.6%、よく学力で有名な福井県のほうが62.8%というようなことで、埼玉県の平均が41.9%というようなデータがございまして、こういった英検３級程度

の中学生の英語力といった視点から考えますと、宮代町は上のほうにあるのかなといったふうに認識しております。

また、教職員の業務改善ということで、タイムカードというご指摘がございましたけれども、現段階でも各学校では出勤時間退勤時間等を出退勤簿によって手書きのもの、あるいはパソコンに入力するもの等で、それぞれの学校で工夫して取り組んでおりまして、適正な教員の在校時間等の管理は各学校で進めております。ただ、先生方が手軽に勤務時間、在校時間を把握する。あるいはご自身の月ごとの勤務状況等をやはり振り返って、今月はちょっと無理しちゃったかな。もうちょっと来月はこんなふうにちょっと自分で生活勤務状況を改善しようといったことが、手軽に振り返れるといった意味では、先ほどご指摘いただきましたやはりタイムカード等を有効に活用していくことが望ましいかなということで、こちらは検討させていただきたいというふうに考えております。

また、児童・生徒の虐待につきましては、こちらは新聞報道等がありまして、その数日後にすぐに校長会を通して、各学校長のほうに、こういった高圧的な言動をする外部の方に対しても法に基づいた対応ということで、圧力に屈しない、適正な法に基づいた対応ということで、教育委員会のほうとして指導をしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

お尋ねいただいた順番が変わりますが、184ページからの小学校施設管理事業及び192ページからの中学校施設管理事業の関係でパソコン教室のリプレイスに合わせてのご質問をいただいております。タブレットの利用につきましては、昨年の８月に小学校、中学校の先生を対象に展示会、タブレットといろいろなプログラムの展示会をさせていただいた中で、自由意見の中で、タブレットの導入に際しては、体育であるとか理科で活用できるのではないかといったご意見等をいただいておりますので、こちらのほうにつきましては、現場での意見を尊重しながらタブレットの利活用方法については検討していく考えでございます。よろしくお願いします。

また、給食費の関係で、206ページからの学校給食運営管理事業の関係で、委託料の値上げ分につきましては、約400万円の値上げでございます。内容につきましては、今年後半からの消費税の値上げ及びパートさん、学校給食センターのほうで、全農のほうでパートを雇っておりますので、パートさんの最低賃金の値上げ、支払いは当然最低賃金に基づいて支払いしていたんですが、その分の全農の分の負担がかなりあるということで、そこの内訳のほうの値上げということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

百間公民館の駐車場の確保に当たってのよい条件についての詳細についてご説明させていただきます。

１つ目としましては、場所、近い場所というところ、もう一つが面積、大き過ぎず小さ過ぎず適当な面積が確保できるかどうか。あとは期間、長期的に安定的に貸していただけるか、利用できるかどうかというところ、そしてもう一つが借地料ですね。なるべく安く貸していただけるかどうかというところも、大事なところだと考えておりま

す。最後にもう一つは、駐車場として利用するための初期投資、駐車場を整備するための投資費用がどのくらいかかるかどうかといったところも、重要な要素かなと考えております。いずれにいたしましても、待っているだけではなかなかそういう情報は来ないと思いますので、積極的にと言えるかどうかわからないんですけれども、情報収集にも努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　どうも答弁ありがとうございました。

再々質問は、就学援助の関係で、入学準備金なんですが、それぞれ小学校１年に上がる前、４万600円、それから、中学校に上がる前の６年生に４万7,400円、これ、資料でもあれですけれども、３月25日に予定しているということで、４月前ですので、これで大丈夫ですねということで。入学前でいろいろ大きさも違ってくるかと思うし、手直しもあると思うし、そういった点では既成で済む子はいいんでしょうけれども、多少の直しとかある場合は、時間がかかるかもしれませんので、そういった点では声としては大丈夫なのかどうか、その点だけ。

あと、児童教職員の健康管理の教職員の健康管理で、特にタイムカードについては、設置は望ましいので検討するということで、検討なんですけれども、これは、設置するほうの検討で、ぜひ。パソコンとか出退名簿でつけているということなんでしょうけれども、これは一番簡単に勤務時間等がわかりやすいと思いますので、ぜひ、設置する方向でお願いしたいということでお願いします。これは要望です。

それから、給食費の委託料の関係は、そうしますと消費税とパートさんの賃金の値上げ分にかえるということで、特に食材料とかそういうふうではないということで、理解してよろしいですね。ということでお願いしたいと思います。

あと、先ほどすみません、聞き忘れたんですけれども、笠原小の教員の駐車場の関係なんですけれども、これが体育館のほうに行くと、体育館ですから下がやわらかくなりますね。でも、運動場との延長でその辺のぐあいも大変だと思うんですけれども、現状のままだと駐車しづらくなるし、かといってしないわけにはいかないと思いますし、その辺大変だと思うんですが、中学校みたいにボールとか、高校みたいに高校野球みたいなああいうのが運動場と連動すると、先生方の車にも影響すると思うんですが、そういった点での車への防除というか、それは大丈夫なのかどうか、その辺も検討されていると思うんですけれども、ぜひ、その点お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

失礼いたします。入学準備金の就学前支給についてでございますけれども、３月25日で、これから入学する子供たちへのいろんなランドセルとか学用品費ということを考えると、一日でも早くというのが当然のことかなというふうには考えております。この事務処理等が果たして可能なのかどうかも含めまして、子供たちにとって、やはり、あるいは保護者の皆様にとって、少しでも早くということを念頭に、また事務処理等作業等をこの後確認させていただきたいと思っておりますので、詳細については、現段階では申し上げられませんが、いま一度確認をさせていただきたいと思います。

また、タイムカードにつきましては、先ほどご

要望ということでまたいただきましたが、今年度中に何とかつける方向でということで、今、積極的に前向きに検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

笠原小学校の職員用の駐車場の関係では、体育館脇に設置するわけでございますが、水はけにももちろん配慮して、排水機能をどちらにしても持たせなくてはいけないと考えております。

また、車に対する防除というお話でしたけれども、通常の駐車場の場所であれば問題はないと思うんですが、一番問題になるのは、多分週末の少年団の野球とかサッカーだと思うんです。そういったところは、その施設利用者に対して、そういったところもあるということでご理解いただいて、駐車場設置していく方向で進めてまいります。よろしくお願いします。

給食のほうは、先ほど言われたようなパートさんの賃金の値上げに伴う増でございます。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢です。

何点か質問させていただきたいと思います。

まず最初に、抽象的な質問にちょっとなると思うんですけれども、よろしくお願いしたいと思います。宮代町の教育委員会は「憧れを未来につなぎ、生きる力をはぐくむ宮代教育」を目指すという大きなテーマを掲げて、教育行政に取り組んできたというふうに思っているわけでございます。そこでお聞きをするわけなんですけれども、宮代町教育振興基本計画、これが平成28年から32年にかけて基本計画が組まれております。また、その後、去年、宮代町の教育ということで、やはり小冊子をつくって具体的な教育行政に取り組んでおります。また、同時に毎年宮代町教育委員会の事務に関する点検評価報告書なるものが毎年出ているわけでございます。昨年の８月、この報告書が出されてきたと思うんですけれども、それらを踏まえて、今回平成の最後に当たる教育行政に当たって、これらの計画なり、取り決めなり、報告なりをどのような形で今年度の予算に取り組んできたのか。ひとつまず１点お聞かせを願いたいと思います。

それから、予算書のほうに移らせていただきたいんですけれども、まず第１点でございます。予算書の174ページ、前段者からも若干質問がありました。小中学校適正配置事業ということで、審議会を再設置するというような予算書が組まれているわけでございます。そこでお聞きをするわけですけれども、前回平成24年12月17日付で、審議会条例なるものをつくったと思います。条例第21号、第１条から第８条までの条例をつくっているわけでございますけれども、その後、平成25年６月21日に、当時の宮代町教育委員会の委員長、中村昭雄さんの名前で、宮代町立小・中学校の適正規模と適正配置についてということで、諮問が出されているわけです。

また、そのあと、条例の中で、前段者からも若干質問がございました。この条例の中身は、特に審議会のメンバーは、前年度のこの条例によると20名という審議会が選ばれたというふうに思います。その中で、メンバーにつきましては、ＰＴＡの代表が７名、１号委員ということで、２号委員ということで、自治会等の代表が４名、小・中学校の校長が第３号委員ということで２名、識見を有する者、これ４号委員だと思いますけれども、３名。そして、公募から３名ということで、全部

で19名の審議会のメンバーが選ばれて審議会をやってきたと思うんですけれども、今回のこの審議会の再設置に当たり、この当時の平成24年、25年、そして、条例関係、全く同じ状況の中で、これと同じような形で準備を進めていくのかどうか。その取り組みについてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書のほうの198ページ、事業別、図書館の管理運営事業ということで載っております。私たちの予算書の91ページ、図書館ビジョンの改定ということで、この中に載っておりますけれども、具体的にこの図書館ビジョンの改定に当たって、中身を見ますと、指定管理導入によっての成果と課題、そして、図書館を取り巻く社会状況の変化を踏まえて、今回、図書館のビジョンを改定したいという中身になっておりますけれども、その中身について、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書の202ページ、若干前段者からも質問がありました。資料館の関係ですけれども、あの中で、この予算書の中にも載っております。節15の工事請負費ということで、加藤家の中身が載っておりますけれども、貴重な町の文化財であるわけですけれども、加藤家の保険内容はどうなっているのか、特に木造ですから、スプリンクラーは当然ついていると思いますけれども、それがあるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、総務文教委員会の資料をいただいておりますけれども、この中で、教育推進課が出されました主なものを１つ確認させていただきたいと思います。まず１点は、教育推進課からいただいた資料、通学路危険箇所の把握状況、これは７ページに載っておりますけれども、この点の状況はどのように把握をしているのか、また対策はとっているのか、お聞かせ願いたい。

それから、11の各学校からの改善要望、これは14ページに載っておりますけれども、この各学校からの改善要望はどのように把握をし、改善に取り組んでいくのか、お聞かせ願いたい。

それから、14の審議会等委員の出欠状況及び欠席理由の一覧ということで、18ページに載っております。この出欠の状況を見ますと、平成29年は１年間を通して欠席者がゼロでした。平成30年度の欠席者を見ると９名という、こういう状況があるわけなんですけれども、極めて教育委員会というのは、重要なポジションであるし、また、同時に教育行政にとっては大切なメンバーだと思いますけれども、この欠席者、理由についてここに、いろいろ一律に勤務先の業務都合等によるということで載っておりますけれども、この欠席者は同じ人なのか、それぞれ違うのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時０３分

再開　午後１２時５８分

○委員長（九山妙子君）　皆さんおそろいになりましたので、再開いたします。

引き続き教育推進課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

社会教育課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

ご質問にお答えさせていただきます。先ほど委員からご質問のあった宮代町教育振興基本計画については、２つの方針と５個の目標から成り立っているものでございまして、そういったものをど

ういうふうに予算のほうに反映させているかということでお尋ねいただいたと思うんですけれども、その中で、基本目標１の中では、外国語活動、英語教育の推進ということで、平成31年度については、英検検定料の助成、あとは、基本目標３では、主なものなんですが、学校の施設整備であるとか、あとは基本目標の３である、また生涯学習の充実とありまして、今年については、パソコン教室のリプレイスであるとか、先ほど申し上げました英語のほうの検定料の助成であるとか、あと、図書館ビジョンについては、ビジョンなので協議委員さんの報酬の増ということで上げておりますので、それについては振興計画をもとに、毎年重点施策を町の教育委員会のほうで決めまして、それをまた評価、前年のものを評価委員さんのほうで事業評価していただくという流れの中で、毎年度目標を立てて、それを翌年度の予算に反映させるような形で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

２点目の適正配置の関係でございますが、先ほどご質問いただきましたように、平成28年３月に小中学校適正配置計画を策定いたしたところでございます。その後、28年10月に各中学校区ごとに６回の説明会、その後、12月に議会において小・中学校の統廃合について、慎重な取り組みを求める請願が採択になったところでございまして、それに基づきまして、平成31年度におきましては、議会における請願を重く受けとめまして、審議会を再設置いたしまして、フォーラム、またはワークショップ等市民参加による議論や、前段の委員さんのほうでもお答え申し上げましたが、先進地視察等も行いながら、現行の適正配置計画を継承していく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

あとは議会提出資料の関係でお答え申し上げます。資料名につきましては、11番各学校からの改善要望ということで、資料で言いますと14ページがございます。１番の教育活動の充実、発展のための人的措置から、その他の４番まで、大項目で４つ挙げられております。各項目細かいところは載っておりますが、これにつきましては、昨年10月に宮代町の学校の校長会から出された要望を簡潔にしてまとめたものでございます。そういったものに対しまして、質問、要望に対しましては、このような答えでお答えをお戻しする予定ということでこちらのほうで記載させていただいております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

通学路の防犯対策、点検等について申し上げさせていただきます。まず、通学路の安全点検につきましては、日常的には、特に小学校におきましては、登下校の見守り、あるいは下校指導等、各班ごとに、あるいは危険箇所等に教員が立って、安全の見守り、子供たちの見守り活動を実施しております。また、定期のものとしましては、毎年５月から６月にかけまして、各学校に通学路の危険箇所のチェック、あるいは改善要望書等の提出を求めております。チェックした内容が、教育委員会のほうに提出がありまして、それを受けまして、教育委員会の担当、それから杉戸警察、それから、町の生活安全や道路担当等と、実際に上がってきた危険箇所を目視で確認し、状況を確認した上で、どんな改善がベストなのかということで、検討の上、改善を進めているところでございます。今年度につきましては、27件の要望がありまして、そのうちの15件について、危険防止のための道路標示ですとか、あるいは看板設置ですとか、そう

いったことで状況に応じた対応をさせていただいております。

また、今年度につきましては、過日大阪のブロック塀の倒壊等がありましたので、こちらは７月に各学校にやはり通学路のブロック塀等の安全点検、それから、新潟のほうで幼児の連れ去り事件等がありましたので、９月には教育委員会担当と、それから、杉戸警察と各校の教頭が一緒に、これは交通安全の目的ではなくて防犯的な視点から、今年度は特別に、木の陰になって帰り道暗い場所がないかですとか、防犯的な視点から危険箇所がないかということで通学路の点検を実施した次第でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当の横内でございます。

先ほど、火災保険の関係を質問いただきましたので、答弁させていただきます。

まず、そもそもで、旧加藤家住宅や旧斎藤家住宅といった文化財につきましては、建築基準法による適用の除外になっております。理由としましては、まず国宝、重要文化財等に関しましては、文化財保護法によって、その現状変更の規制などがかかることで、自動的に適用除外、県指定ですとか、市町村指定、いわゆる自治体が指定する文化財においても、それぞれの条例等によりまして、現状保存を制約しているということから、同じく適用除外ということになっております。そのため、町の指定文化財である旧加藤家住宅や旧斎藤家住宅等の指定文化財については、スプリンクラー等の新しい設備は設けないということで、展示が可能となっております。

２番目といたしまして、資料館の敷地の中は、屋外展示物という表現になっておりますことから、旧加藤家住宅、斎藤家住宅等は展示物という扱いになっております。本来であれば、中に人等がずっといるということはふさわしいことではないんですが、住民の皆様の力をかりて、一緒に保存していただくという観点から、中の見学も可としております。ただし、その場合は学芸員と職員の指導に基づいて、中の見学をしていただくという大前提を持っております。

それから、火災の関係ですが、敷地全体が火気厳禁となっておりますので、基本的には管理されない火については、扱いをしないと。ただし、旧加藤家住宅のカヤ屋根については、かまどの火燃しによりまして、カヤ屋根の保存が図れるということから、専門の職員を配置しまして、火を扱うときは必ずそばにいていただいて、管理をするという処置をしております。

それから、旧加藤家住宅等の火災保険の関係ですけれども、掛けてあります。一応、建物と什器という形で掛けてありまして、それぞれ掛けておる状態です。金額も申し上げたほうがよろしいでしょうか。建物に評価額を設けまして掛けているという状態になっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

図書館ビジョンの改定について答弁させていただきます。現行の図書館ビジョンにつきましては、私たちの予算書にも記載してありますとおり、平成21年の12月に、当初指定管理者の導入をしている際に策定したものでございます。その策定から10年間経過しまして、状況変化等踏まえたものとして、見直しを行うのが図書館ビジョンの改定で

ございますけれども、新しい図書館ビジョン改定につきましては、計画期間をおおむね10年間とする、第２次図書館ビジョンという形で策定したいと考えておりまして、中身につきましては、具体的には、おおむね５年以内に実現するべき取り組みと、おおむね10年以内に実現するべき取り組み、大きく２つに整理していきまして、これらを平成33年度から第３期の指定管理者の導入になるんですけれども、その第３期の指定管理者を選考する際の選考の基準、判断基準とさせていただきたいと考えております。

具体的にどんなことを盛り込んでいくのかということにつきましては、私たちの予算書にも書かせていただいているとおり、これから利用者アンケートとかワークショップ、図書館協議会からの意見聴取を踏まえながら整理をしていくことになるんですけれども、担当といたしましては、これから高齢化社会が進んでいく中で、いかに多くの方々に図書館を使っていただけるか、資料の収集方針、あるいは図書館に来ることが困難な方へのサービスのあり方といった問題、あるいは、サービスの基本になってくる開館時間のあり方、そういったところがポイントになってくると考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君）　課長の渋谷でございます。

委員会資料の18ページの審議会等委員の出欠状況でございますけれども、こちらにつきましては、教育委員会への出欠状況でございまして、教育委員につきましては、教育長を含めまして５人おります。29年につきましては、毎月定例会を行っておりまして、欠席はゼロという状況でございました。ところが、19ページをごらんいただきたいと思いますけれども、30年につきましては、理由といたしましては、勤務先の業務都合等によりということで、欠席の定例会が数多くございます。延べ９人の方が欠席しておりますけれども、こちらにつきましては、ほとんど欠席された委員につきましては、田中教育委員でございまして、実は共栄大学に在職をしておりましたけれども、昨年から静岡産業大学のほうに勤務になってございます。静岡ということで、遠方でありますことから、出席のほうが難しくなった状況でございます。しかし、教育委員としての職務はきちんと遂行してもらわないといけないというふうなことから、本人と話し合いの場を２回ほど設定いたしました。教育長と田中委員と私で、３人で話し合いの場を２回設定いたしました。正直申し上げまして、辞職という選択肢も含めましていろいろと話し合った結果、田中委員といたしましては、任命された以上、責任を果たしていきたいという本人の強い意志があって、継続していくこととなっております。その後、１月以降につきましては、欠席はないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢です。

何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず最初に、予算書のほうで、174ページのほうの小中学校適正配置事業の関係なんですけれども、ただいま答弁をいただきました。そこでちょっと確認をしておきたいんですけれども、例えば今回審議会を再設置するということで、例えば前段で、条例が平成24年にできました。諮問が平成25年に行われました。結構時間をかけてたくさんの資料をつくって審議を進めた、この前段での審議会の中身については、参考にするのかしないの

か、全く白紙でゼロからの審議会を再設置するのかどうか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

また、同時に、審議会のメンバーなんですけれども、全く１号委員から５号委員まで同じようなまたスタイルで審議会を設置するのか、ひとつその点を再確認させていただきたいと思います。

それから、ちょっと前後して恐縮なんですけれども、総務文教委員会の資料から、今答弁をいただきました通学路の関係、それから、各学校からの改善要望、審議会の出欠の関係、答弁いただきました。この中でちょっと聞き漏らしたんですけれども、12のほうの町内小・中学校施設の修繕要望というものが16ページにあると思うんですけれども、やはり各小・中学校から修繕要望が具体的にここに上がっておりますけれども、この要望については、既に取り組みが行われているのかどうか。あわせて、やはり前段者のほうからも若干似たような質問があったと思いますけれども、各小・中学校の駐車場の関係なんですけれども、笠原については、新たに体育館の西側につくるというような話がありましたけれども、各小・中学校の駐車場の現状はどうなっているのか、ひとつお聞かせいただきたい。現状はどうなっているかというと、収容、駐車量、何台ぐらい各小・中学校確保できているのか、その点をひとつお聞きしたいと思います。

それから、資料館の関係です。予算書の202ページのほうの、今ご答弁いただきました。展示物扱いということで、正直言ってスプリンクラーもない、そんな話をいただきましたけれども、少なくともやっぱり管理上、今、夜間特にどのような形で管理をしているのかどうか、今こういう世の中ですから、貴重な国宝なんかをいたずらされたり、今、そういう状況が各所で起きているわけでございますので、町の重要な指定文化財なので、果たしてこれで管理ができているのかどうか、私一町民として心配なために、改めて管理面をどういうふうに取り組んでいるのか。ひとつ再度お聞きしたいと思います。

それから、前段で宮代町の教育方針、ちょっと抽象的な質問になったんで十分に理解されたのかなというふうに思うんですけれども、例えば、宮代町の教育委員会の、毎年夏に出している宮代町教育委員会の事務に関する点検評価報告書というのがありますよね。これは、先ほども言ったとおり、29年度の事務事業ということで、それぞれ、自己評価、外部評価ということでなっております。特にこの外部評価については、一般有識者から募って外部評価をされているんですけれども、これらの中身をどのように把握をし、またチェックをし、今後の教育行政に生かしていくのか。特に平成最後の教育行政の予算の中に、具体的にどのような形で生かされたのかということを質問したわけでございますので、できましたらもう少しひとつわかりやすくしてもらいたいなと。特に教育関係ですから、教育的見地からわかりやすくひとつ説明をいただきたいなというふうに思っているわけでございます。

とりあえず以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。

順番にお答えします。

予算174ページからの小中学校適正配置事業に関するご質問にまずお答えいたします。今回審議会の再設置ということで、最初にご説明申し上げました。それで、今回再設置ということで、内容につきましてはゼロから考えるのかとか、参考に

するのかとかいうご質問をいただいていると思います。これにつきましては、あくまでも小中学校適正配置計画の検証ということで、今回は市民参加、例えばフォーラムであるとか、ワークショップを利用して、市民参加による検証、皆さんのアンケート等もとりながら検証していくという形で進めさせていただければと考えております。

また、審議会委員のメンバーの構成につきましては、前回と同様に、当然代表の方変わってきていますので、ＰＴＡ代表から、自治会等の代表、町立小・中学校の校長、識見を有する方、公募による市民ということで、スタイルは特に変更はございませんので、ただメンバーの内容が変わるということで、ご理解いただきたいと思います。

あとは教育委員会のほうから提出させていただいた資料の関係でご説明申し上げます。16ページになろうかと思いますが、項目で12番、町内小・中学校施設の修繕要望ということで、各校からいろんな要望というか、例年継続して上がっているものもございます。各小学校の中で、インターホン設置という、学校が継ぎ足しでつくってあるものに対してインターホンをつけてくださいとか、正門までが遠いのでというお話があると思うんですね。なかなかこういったものについては、できるものとできないものがありまして、継続して要望いただいているものもあるんですが、それをできるところの範囲内で予算化していくものでございます。

また、先ほど駐車場の関係でお尋ねいただいたと思うんですが、かなり各学校によって、駐車場の大きさ、ままあるんですが、須賀小学校で言えば、とめる場所にもよると思うんですが15台程度。百間小学校で言えば30台程度、東小学校は狭いので15台程度、笠原小学校で25台程度、須賀中学校で15台程度、百間中学校で20台程度、前原中学校で30台程度ということで、宮代町の学校は比較的小・中学校は駅から近いところにあるということで、全て先生方の要求に対して応えられているかどうかわかりませんが、今の現状のままでご対応いただいているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

あと、最後にお尋ねいただきました点検評価に関するものでございます。点検評価につきましては、年度が終わって６月から８月までの間に、２回から３回の中で、点検評価を外部の有識者、ＰＴＡの代表であるとか、元学校の校長先生である方にご確認をいただきまして、そのものについては点検評価ということで、前年度のものに対して評価をいただいております。ただ、その評価をいただくだけではなくて、翌年度こうしたほうがいいですねとかいう改善点や意見をいただく場合がございますので、そういったものを、８月にもし点検評価のほうを終わって、９月議会の中で議員さん皆さんにお配りしているものですから、うまく予算のほうに反映させることができるものについては、反映させていくところで進めているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当の横内でございます。

夜間の管理についてご説明申し上げさせていただきます。まず、各施設におきましては、機械警備が入っておりまして、資料館の本館を施錠し、警備をかけたときに、全ての警備が入るという形になっております。このセンサーにつきましては、熱感知になっておりまして、かなりちょっとした大きいクモでも動くとセンサーが反応するという、非常に感知しやすいセンサーがついております。

そのために、熱源が発生したときには、即警備会社のほうに通報がいきまして、同時に火災通報が行われるというシステムになっております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢です。

もう一回ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけれども、例えば、前後して恐縮なんですけれども、各小・中学校の駐車場の関係なんですけれども、正確な台数の確保だけは、把握してもらいたいなというふうに思っています。特に学校の先生、やっぱり駅から遠い学校についてはやっぱり通学は車で来ている先生が圧倒的に多いというふうに思いますから、そういう意味で、やっぱりこの駐車場というのは、先生の駐車場なんですか。来校する来賓に対しての駐車場なのか、その点ひとつはっきりしてもらいたいんですけれども、各学校の先生の駐車場ならそれで結構ですけれども、少なくとも学校へ行く来賓の方、来校する方、たくさんいると思いますので、どちらの駐車場ということで理解していいのか、ひとつその点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、予算書の174ページのほうの小中学校適正配置事業ということで、大体ワークショップ、市民参加のアンケート、いろんな意味で今までとちょっと違った市民の声を聞いて一応準備を進めるというふうな話なんですけれども、例えば、審議会のメンバーなんですけれども、１号委員については、やっぱりＰＴＡの代表ということで、各ＰＴＡの会長さんが入っておるんですけれども、ＰＴＡの会長さんというと、基本的には１年交代のＰＴＡの会長なのかなというふうに思っていますので、できたらこれは要望なんですけれども、女性がやっぱり全体を見て極めて少ない。19名のメンバーの中で女性が４人、前回の審議会は４人しかいなかったというふうに思いますので、やっぱり女性、特に若い女性、保護者、そういう人たちをできる限り登用してもらいたいなと、特に各学校について、もちろんＰＴＡの代表というふうな枠をはめないで、保護者の代表みたいな形で、幅広くひとつ代表を募ってもらったほうがいいのかなというふうに思います。選ぶのは、確かにＰＴＡの会長さんならピンポイントで選べるわけなんですけれども、少なくとも各学校の代表として１号委員に選んでいただければありがたいなと、これは要望なんですけれども、そういう形が可能かどうか、ひとつお聞かせ願いたい。できる限り幅広い声を集めてもらいたい、そんな審議会にしてもらいたいということでございます。

とりあえず、時間の関係もございますので、とりあえずその点よろしく願いいたします、再度。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。

先ほど駐車場の関係でお尋ねいただいたのは、基本的に先生の駐車場ということでご理解いただきたいと思います。基本的にＰＴＡの方が学校に来られるときは、徒歩または自転車で来られるように多分お願いしてあると思うんです。もともとキャパシティーがないので、路上駐車等の問題もあると思いますので、ＰＴＡの方が見えられる場合は、自転車・徒歩ということが基本になると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

適正配置の審議会の関係で、第１号委員、町立小・中学校のＰＴＡの代表ということで、どうしてもこちらのほうからお願いさせていただくときに、ＰＴＡ連絡協議会の場をおかりしてお願いしているものですから、なかなか、代表の方が出ていただくのが、どうしてもそういった流れになっ

てしまうと思います。ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　確認したいんですけれども、各小・中学校の駐車場の関係、くどいようですけれども、これ、学校へ先生が車で来る場合は、何か所属長と申しますか、校長か、ないしは教育委員会のほうに何か届けを出して来ているのかどうか、その点をひとつお聞かせ願いたい。各学校によって、やっぱり車で来る先生、若干やっぱりメリハリがあろうと思うんですけれども、そこら辺をどういうふうにやっているのか、ひとつくどいようですけれども、お願いしたいというふうに思います。

これから各学校は、地域とのやっぱり連携をいろんな面でとるというふうに思います。例えば地域の人が行ったら駐車場がなかったと。自転車で来る人が多いというふうな話がありましたけれども、少なくともやっぱり一般の人が気楽に行けるような、そんな環境をつくってもらいたいなと。学校の先生だけの駐車場というのはちょっと、やっぱりこれからの学校は門戸を広げてもらう、いろいろな方に来てもらう、交流するということなので、そんな意味で、学校に来るんなら自転車で来てください、学校の先生はいや、駐車場確保してありますよ、これはちょっとどうなのかなというふうに思います。宮代らしいやっぱり教育を目指すんなら、もう少しそういう気楽に車ででも何でも来てくださいというような環境を、ぜひひとつつくってもらいたいなと。我々が行ったら駐車場がなくて、帰ってきちゃったということも何回かあるものですから、そこら辺をひとつ、くどいようですけれども、気楽に学校に行けるような環境をつくってもらいたいなというふうに思います。

あと、それから、これも大変くどいようですけれども、審議会のメンバー、やっぱり幅広く公募してもらいたい。一般公募の枠が３名ありますけれども、ともすればやっぱり同じようなメンバーが上がってくる可能性もあるんで、そこら辺もひとつ、女性にこだわるとちょっと誤解を受けますけれども、できる限り若いお母さんたち、若い保護者さんを入れてもらって、やっぱり幅広いこれも審議会にしてもらいたいなというふうに思います。これは要望でいいです。答弁は変わらないでしょうね。わかりました。じゃ、ひとつよろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　要望ということで、１点目で答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）　学校教育担当、小山でございます。

教員の自家用車での通勤につきましては、免許証の写しと、それから、任意保険等の写しとあわせて学校長のほうに提出をしまして、その申請登録の上での使用ということで、場合によっては、出張等でも自家用車を使うことがございますので、そういったこともありまして、登録の上で、許可のもとに使用しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。

先ほどのお車の関係で、教員用の駐車場ではないということで、近所の人が気軽に来られる環境づくりということでお話しいただいていると思うんですけれども、比較的学校は市街地の中にあって、これ以上広げたりすることはなかなか難しいと思いますけれども、ただ学校に見えた方が、とめられなくてそのままお家に帰るというのは、そ

のほうもかなり問題があると思いますので、そのあり方、とめ方、行事に対するものとか、イベントに対するものというのは、運動会であれば、校庭の一部を利用して、大規模な行事であればそういった対応もできると思いますので、そういったいろんな方向性とか、イベントによっても変わってくるので、あわせて検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

何点か質問させていただきます。

予算書の188、189ページの小学校費の小学校環境教育推進事業の中の、町内の教育環境を生かした実践的環境教育の推進で、本年度の特徴であるキッズエコサミット2019の実施とありますが、こちらはどこから皆さん集まってどんなことをするのか、お聞かせください。

２点目が、200ページ、201ページで、こちらの文化財保護事業の中の、文化財案内板設置工事の43万円というのがあるんですけれども、こちらの私たちの予算書でいうと92ページに当たりますが、こちらの案内板のところに、文化財のネットワークを図るために町内の文化財案内板を設置しますとありますが、こちらの文化財のネットワークということの意味と、こちらの案内板が幾つあってどこにあるのか。そして、こちらの43万円というのは、１つの案内板に使うのか、それをお聞かせください。

ちょっと戻りますが、予算書の198、199ページで、前段委員と重複するところもあると思いますが、図書館費のところなんですけれども、こちらの私たちの予算書は91ページで、先ほど図書館ビジョンの改定ということをお答えいただいたと思うのですが、ちょうどタイミングで、去年お隣の白岡に新しく図書館ができたことによって、それによってどんな影響が出ているか。それに対する対策があれば教えてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

小学校の環境教育に関してということで、本年度キッズエコサミットのほうを、町の進修館のほうで開催をさせていただきました。こちらにつきましては、本年度食品ロスをテーマに、各小学校では、５、６年生の児童、それから、中学校のほうは代表の主に生徒会等で、あるいは環境委員として活動している代表の生徒が出席をいたしました。学校によっては、ちょっとインフルエンザ等で欠席した学校もあるんですが、中心となるのは５、６年生児童、そして、中学生の代表生徒でございます。

各学校では、食品ロスをなくすための給食の残飯を残さないための、残さないコンクールといいますか、そういった委員会活動ですとか、あるいは、環境に優しい取り組みの活動を各学校ごとにパネルプレゼンテーション等を用いて発表しまして、その後パネルディスカッションと、講師の方をお招きしてご指導していただきました。

予算のほうは、主に会場のパネルを周りに、食品ロスや環境保護にかかわるパネルを掲示するための借用や郵送等に使わせていただいております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当の横内でございます。

答弁させていただきます。ネットワークの意味

ということでしたが、こちらは、今は事業としては使われてはいないんですが、全町博物館構想というものが昔ございました。これは、町域にあるいろいろな文化財を、全て町全体が博物館という構想のもとにつないでいこうということで考えられたものでございまして、最初の文化財案内板が立てられたのが、この構想をもとに立てられ始めたものになります。最初が平成８年の西方院に立てられたものが最初ということで、当初は須賀地区を中心にだんだんと東のほうに来るように立てていたということで、向こうのほうが多いんですが、現在のところ、38基立てられておりまして、今まさに立てる準備をしてこれから立てるということがありますので、今年度の終わりをもって39基立てられます。それから、計画としては、全113カ所計画しておりますので、また、今後74基立てていく方向で１年度１基を目安に立てていく予定でおります。

それから、値段の関係なんですが、昨年度までは、実用新案を伴った長期の展示に耐える文化財案内板を立てていたんですけれども、残念ながら今年度の始まりのときに、その業者さんが廃業してしまったという形になりまして、今、業者さんが別のものに変わりました。そのことから、現況の43万円の予算よりは安い金額で立てる状況になっております。予算は１基分です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

図書館の関係で、白岡に新しい図書館がオープンしたことの影響について答弁させていただきます。

宮代町立図書館の近年の統計では、白岡市民の方の利用割合というのが約15%、全体のということで、近隣の自治体の中で一番大きな利用割合を占めておりまして、白岡の図書館のオープンによる影響というようなものは、大きなものが実際ございます。

実際の影響といたしましては、昨年10月のオープン以降、白岡市民の方の毎月の利用者数は前年度の半数程度になっておりまして、３月までの６カ月間で見込みになるんですけれども、前年度比で3,000人程度の減、貸し出し冊数だと１万5,000冊程度の減になると見込んでいます。この数字は、10月のオープンから６カ月間なので、来年度そのまま同じように推移していけば、その倍程度の減になっていくということが予想されます。具体的な対策につきましては、白岡市民の方が白岡に新しい図書館ができれば、そこを利用するようになることは、ある意味当然のことでございますので、宮代町立図書館として、白岡市民の方に帰って来ていただくようなキャンペーンを打ったりだとか、そういったことは考えておりませんけれども、まずは町民の方々にもっと使い勝手がよく、自慢の図書館と言ってもらえるような、そういったサービスの充実、先ほど答弁させていただいた図書館ビジョンの改定の中でも、そういったことについて、町民の皆様と一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　答弁ありがとうございました。

キッズエコサミット2019が食品ロスということはよくわかりました。もしよければ、こちら2018がどういうものだったか、ちょっとまた教えていただきたいのと、今の案内板、今聞いただけでも、果てしない数がまだ先にあるなというのと、こん

なにつくる必要があるのかなとちょっと思ってしまって、１基が43万円しないとしても、かなり高額だというのと、以前、今なくなってしまったという全町博物館構想というものをまだ続けるのかということと、あと以前に、町民の方から、こちらの案内板のところまで、私連れていかれまして、これ意味あるのかと言われてしまったこともありまして、これだけの金額を投じて、当初の計画のとおりにまだつくり続けていくのか、ちょっとそれをお聞かせいただきたいです。

あと、次が、図書館のほうなんですけれども、やっぱり白岡の方に帰っていただくというのは難しいと思うんですけれども、逆に宮代らしさというか、そういうものを打ち出していくことで、白岡の方にもやっぱり宮代いいよねと言って、また両方使っていただけるようになるといいかなと思うんですけれども、前からいろいろ比べられていると思うんですけれども、埼玉の三芳町の図書館、私先日ちょっと見に行ってきたんですけれども、規模ですとか新しさとかを見ても、宮代のほうがきれいだなと思ったり、三芳の図書館そんなに取り立ててどうということは、図書館だけ見させていただいた限りでは余り感じなかったんですね。でも、何でそんなに皆さん来ていただいているのかなとちょっといろいろ聞いていたんですけれども、やはり催し物がすごくあるのと、あと、今宮代でもやっているんだなとは思うんですが、あと、三芳町に特化した絵本なんかをつくっていたんですね。それで、三芳町に対して愛情が深まるような取り組みをされていたということでしたので、こういう取り組みをしていくのもいいのかなと思ったりしたので、そちらなども検討をして、これは要望なんですけれども、宮代の町民の方が愛情を持てるような図書館になったらいいかなと思います。

以上です。聞きたいことをよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

まず、キッズエコサミットのテーマにつきましては、実は昨年も食品ロスということで、同じテーマを今年度も続けております。本年度につきましては、いろいろな活動を準備する段階で、学校栄養士の方等にもご協力いただいて、より学習を深めるということで、その食品ロスについて、専門的な立場から助言をいただいたりして、活動を進めてまいりました。

過去には、本町では、１月の第２土曜日を冬の江戸の日ということで、これは、江戸の暮らしの人たちを真似して、無駄な電気を使わないようにしようとかということの取り組みの一つなんですが、そういった過去のテーマとしては、冬の江戸の日などをテーマにして、無駄な電気をどんなふうに削減したらいいんだろうなんていうようなことで活動しております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当の横内でございます。答弁させていただきます。

まず初めに、ちょっと誤解があって申しわけなかったんですが、全町博物館構想というのは、なくなってしまったというよりは、文化財保護事業に統合させていただいたという考え方になります。そのため、考え方自体はずっと持ち続けていて、実際に事業も進めさせていただいているという状態になります。

それから、この文化財案内板につきましては、ふるさと納税を活用して立てさせていただいているということで、寄附をくださった方々のお力添えをいただいて立てさせていただいているものになります。

それから、この文化財案内板の意味なんですけれども、地元にある文化財について知らない方が増えてきている現状を、こういったものを立てさせていただくことによって、個々のアイデンティティーの育成にもつながるということで、資料館としては大事だというふうに思っています。

また、事業といたしましては、平成21年度の企画展で、「みやしろ　歩け歩け！」という実際に町を歩いてもらうような展示を行っておりまして、このときにつくった企画展のパンフレットを手に、いまだに歩いてくださっているという方がいたりですとか、文化財案内板をご自身で歩いて回られて、写真におさめられているということで、非常に楽しんでいらっしゃる方のお話も聞いておりますので、そういった話を聞くと、大変意味があるのかなというふうに思っているところでございます。

また、平成29年の７月から、夏休みの期間にぶつけまして、文化財案内板で巡る宮代町という企画展も実施しております。こちらの展示の中では、既存の文化財案内板のほかに、これから立てる案内板も紹介しておりまして、まだまだ宮代町にはこれだけ文化財があるんだということを紹介させていただいているものになります。宮代、とかく何もないと言われがちなんですが、実はこれだけあるよということを、ぜひ皆さんに知っていただきたいので、この事業を続けさせていただければ、大変ありがたく存じます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

キッズエコサミットについては、2018はやはり食品ロスだったということで、私、江戸の日というのをちょっと覚えていたので、これじゃなかったのかなと思って聞いてみたんですが、やっぱり冬の江戸の日だったんですね。私、去年の暑かった夏に、資料館のこちらの加藤家のほうにちょっと行かせていただいたんですが、めちゃくちゃ暑い日だったんですけれども、中を見学させてもらったら物すごく涼しくて、エアコンも何にもないのにこんなに涼しいんだとちょっと感じたことがあって、こういうのをお子さんとかに体験してもらうのもいいかなとか思ったときに、たしか江戸の日というのがあったなというのを思い出しまして、このキッズエコサミット、聞いていると冬にやっていらっしゃるみたいなんですけれども、夏に、せっかくですからこの加藤家などを利用して、そういう体験をするのもちょっといいかなと思わせていただきました。

あと、案内板に関しては、楽しみにしていらっしゃる方もいるということで、今のところ続いているということで理解いたしました。

あと、もう一つ、すみません、先ほどちょっと聞きはぐってしまったんですが、資料館管理運営事業のところで、私、多分以前に資料をいただいていたかと思うんですが、こちらの資料館の来館の年間の人数、ここ３年ぐらいを、わかったらお聞かせいただけますでしょうか。すみません、つけ足しになっちゃって。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当の横内でございます。

３年分ということですので、27、28、29年度の回答をさせていただきたいと思います。

まず、27年度が１万4,867名でございました。28年度が１万4,953名でございました。29年度が１万3,959名でございます。あと、今年度ですけれども、２月末１万1,670名の方にお越しいただいております。工事等がちょっと入りまして、お越しいただける日数が昨年度より20日ほど減っておりますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。この３年間を見ると、特に減っても増えてもいないような状況だと思うんですけれども、こちらの私たちの予算書の93ページに、体験講座として小学生の郷土資料館に行こうとかというのをされているそうなんですが、これのほかにも、資料館でこういう催し物を年にどのくらいやってらっしゃるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　文化財保護担当の横内でございます。

郷土資料館へ行こうというのは、夏休み中の小学生、中学生に向けた講座となっておりまして、これ以外に、同じ時期に行われる土器づくり教室、それから、大人向けの講座として、歴史講座、郷土史講座、それから、音楽を楽しんでいただくということで、郷土芸能を楽しむための琵琶の調べを開催しております。また、移築民家と「アタラシイ」ゲキという、加藤家を舞台にいたしまして劇を上演していただくという試みも行っておりまして、こういったイベントをさせていただいております。

以上です。

○委員長（・九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

私もお知らせで琵琶の会のことを、ちょっと終わった後に知っちゃったので見に行けなくて残念だったんですが、本当にこちら、せっかく外部展示してあって、中に入ってもいいこういう文化財があるのでぜひ、できれば、保管も大変だとは思うんですが、こういう催しをどんどんやっていっていただけたらと思います。これは要望です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

197ページなんですが、来年度の新しい事業で、放課後子ども教室というのがやっと動き出してくれたのかなというふうに思いますが、これで、青少年健全育成事業の報償費、子ども教室スタッフ謝金というのについてお伺いします。基本ボランティアなのかなと思うんですが、これについてちょっと、また、放課後子ども教室について、具体的にお伺いします。

それから、193ページの中学校施設管理事業、需用費の施設修繕費が600万ありますが、これも小学校もそうですが、この修繕料というのは、内容が決まっているのかどうかということをお伺いします。

それから、タブレットの、私たちの予算書でもありますが、小・中学校ＩＣＴ教育の推進ということで、教育推進課として取り組む一つの事業というふうにして書かれてあります。それを見ますと、パソコンのリプレイスということと、タブレット端末の導入ということで、パソコンは40人リースということなんですが、タブレット10台というふうなことだったんですが、これは、今前段者のところで、体育の授業と理科の授業とかという、そんなふうな話だったんですが、もう今少人数制になっているので、クラス全員ということは考え

なかったのかどうか。10台でいいと、予算はちょっと限られていますが、その辺断念したというか、10台でここの事業として載せられる内容ですかというちょっと疑問があります。

それから、先ほどの修繕費に絡んでなんですが、資料の、前段者もありましたが、小・中学校の校長からの改善要望だとか修繕要望というのがございます。改善要望のほうですが、30年度も同じような内容で書かれておりますが、ちょっと心配なのが、その他の要望のところで、⑹のＡＥＤの設置で校外等のときの使用のＡＥＤの設置が欲しいというのが２年続けてありまして、その中で、配当予算内での対応というふうに書かれていますが、これについてどんなふうにされているのかお伺いします。

それから、その次のほうの、施設修繕要望ということで、１カ月以内だったかどうかちょっと忘れちゃったんですが、埼玉県内のニュースになっていたかと思うんですけれども、床に転んで刺さってしまうみたいな、そんなのがニュースになっていたかと思うんです。須賀中学校の体育館の床の補修というのも２年続けてこんなふうに書かれていまして、やっぱり体育したときにそういうあってはならない事故が起きてはいけないので、その辺は点検をしっかりしているのかどうか。私もあのニュース見たときに、ちょっと心配になったんですが、その辺についてお伺いします。

それから、英語教育推進も当町の取り組みの一つなんですが、ＡＬＴが５名配置されているということで、前はＡＬＴを採用するのには大変お金がかかったんですが、５名で1,550万ということは、結構割安というかその辺をちょっと詳しくお伺いします。割安過ぎるなみたいな気がするので、ちょっと。

それから、一番大事な小中学校適正配置事業です。私も、前段者もおっしゃっていたように、審議会の条例をつくったときから知っていますので、審議会の条例で、１号委員はこういう人、２号委員はこういう人で条例をつくりたいという、そういう条例設置のときにも、地域の方々と学校の代表の方と、また、学識者と合わせて20人という定員でやっていきますということで、２年間の任期ということで一生懸命されていたという条例設置からそれを私も知っていますので、今年度の特徴、審議会の再設置というふうに書かれてありますが、前回の審議会は逐一全員協議会でその進行状況もそうですし、図書館でやった市民が集まるフォーラムもそうですし、全て見てまいりました。そういう中で、町の教育委員会がこういう方針でしますということで、公共施設再編成の計画として審議会を通して出された答申という一つの結果が出ているわけです。それについて、今回は適正配置計画の検証という言葉で事業概要に書かれているから、もう目をつぶったほうがいいのか、検証という言葉を信じてというふうに思っているんですけれども、その辺行政の継続性という意味から、執行者として継続性という意味から、その辺の検証という言葉、継続性という意味でちょっとどんなふうに考えているかだけお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

私のほうからは、放課後子ども教室の報償費について答弁させていただきます。放課後子ども教室につきましては、先ほど全員協議会の際に事業概要を説明させていただいたとおりですけれども、放課後子ども教室は保護者や地域住民の方に運営を担っていただいて、運営をしていくということで、これについては、有償ボランティアという形

でご協力をいただく方向で考えておるところです。その有償ボランティアの謝金ということで、報償費を計上させていただいております。

具体的な中身、積算根拠につきましては、コーディネーターという、運営の中核を担う総括者としてのコーディネーターの謝礼として、１回当たり6,000円を見込んでおります。

続いて、運営スタッフということで、子供たちの見守りとか活動をサポートする役割の運営スタッフさん、１回当たり５人から６人ぐらい配置できたらなと、少なくともということで考えております。こちらについては、１回当たり2,000円を見込んでおります。

あとは、プログラムの講師ということで、スポーツ体験とかレクリエーション体験の指導者を、地域の活動団体の方々にお願いできたらなと考えておりまして、そうした方々への団体さんへの謝礼ということで、それを１回当たり3,000円という積算根拠で積み上げた金額が、こちらの金額になります。

具体的にどういう体制でといったところを、今担い手になっていただく保護者の方と、いろいろ、こうあったらいいよね、ああああったらいいよねといったところも検討しているところですので、実際にこの金額で行くのかどうかというところも、この上限という形で設定させていただいた上で、これから具体化していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

ＡＬＴについて申し上げさせていただきます。まずは、本町のＡＬＴにつきましては、プロポーザルという業者選定の会議を開催しまして、その中でその指導員となる講師の指導力、よい人材を確保できる業者なのか、それから、当然雇用の価格面、それから、その後の研修体制とか、アフターケア等、そういったさまざまな観点から、プロポーザルによってＲＣＳという業者に委託をしております。市町によっては、直接雇用ということで、各自治体ごとに直接指導に携わる外国籍の指導員を雇用して、住居の手当てから、授業の進め方についても指導しているという市町がありまして、そういったところはさらに高い雇用額が必要になるかなと思います。本町では、その価格面だけではなくて、そういった研修、指導力、人材、それから、アフターケア等も含めてということで、複数の会議への出席者によって厳正なる審査の結果、ＲＣＳという業者に委託をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

まず、１点目の予算書192、193ページの中学校施設管理事業の需用費の中の施設修繕料600万でございますが、小学校もなんですが、各校200万円ずつ予算化させていただいておりまして、中学校は３校なので600万ということで、特に箇所づけはしておりませんので、この予算の範囲で修繕をさせていただければと思っております。

続きまして、タブレットの10台ということで、10台だけではというお話でございますが、タブレットの持ち運びの点とかいろいろ検討しなくてはいけない点も多分、充電の方式であるとか、子供がどうやって運ぶんだとかというのがあると思いますので、まずは、来年度は10台導入いたしまして、校外学習なり共同学習で使うために、そうい

った運用の方法も含めて確認するために、まず10台を導入できればなということで考えております。

続きまして、予算特別委員会資料の15ページの４のその他の要望、⑹のＡＥＤの設置ということでございますが、各学校にＡＥＤのほうはもちろん配置はさせていただいております。余計にもう１台追加ということで要望が出ておりまして、今は１台のＡＥＤのほうをこちらのほうで設置させていただいておりますので、各学校で配当予算をお配りさせていただいている中で、ご検討くださいということで、こちらのほうに上げさせていただいております。

同じく、資料16ページの須賀中学校の体育館床の補修ということで、体育館の床につきましては、毎日学校のほうでご確認いただいていまして、特に新聞等で問題になっているささくれではないほうの劣化というんですか、そういうところの補修の要望ということで、こちらにつきましても、予算の範囲内で、今後検討していかなくてはいけないと考えております。

適正配置の関係で、いろいろ今回来年度につきましては、検証ということでございますが、検証の内容につきましては、当初こちらのほうで、各中学校において説明会をさせていただきまして、28年11月に請願のほう議会からお出しいただいて、その中で、町民の方に詳しい説明がなされず、突然ということで回覧板等で説明会があった。戸惑いや不安、周知が十分でなかったといういろんなご意見が地元のほうから寄せられてきておりますので、今回のフォーラム、あとはワークショップ、アンケート等々ありますが、そういったものを含めて、計画の検証ということで、特に、前段の委員の方のご質問からありましたように、計画をゼロから見直すということでございませんが、慎重な取り組みということで、こちらのほうも審議会の委員さんを通じて検証を進めていきたいということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　今、ご答弁いただきましたが、小中学校適正配置事業については、私は検証という言葉が入っているから、それを信じるというか、ちょっと執行の継続というところからいくと、ちょっとはてなマークがつきますが、その辺今、町民の皆様にわかるような形で表に出していきたいというその言葉を信じて、目をつぶるしかないのかなというふうに思います。

それから、あと、ＩＣＴ教育については、タブレットは校外学習等のプレ導入というような位置づけで、今年度は10台ですよというそういうことで理解しました。

それから、放課後子ども教室というのは、全国的に設置するようにということで、成功している隣の久喜市でも、東小学校なんかはそういう地域の方々の人材が、一生懸命やってくださっているというのは、私も聞いていますが、そういう成功しているところをしっかりと研究しながら、モデル事業ですので、地域の方々とそれから学童と学童でない方、そのひとつ昔の放課後遊んでいるという、そういう理想的な姿が描けるような形で、これも今年は一生懸命やっていただいて、お願いいたしたいと思います。

それから、床はああいう、まさかささくれであんなふうになるという、ニュースになったからなんですが、やはりああいう日常点検というか、ああいう事故が起きて初めてというよりも、点検をしっかりとやっていただいて、毎年こんなふうに出されているところや、インターホンだって、インターホンくらいつけてやってよと、毎年出てい

る、そんなふうにこれも見ています。

あと、校外学習のＡＥＤですが、マラソン大会だとかそういうときに、これもニュースになりますが、そばに置いておけば間に合ったかもみたいなそういうこともあるかと思いますので、やっぱり安心な、事故が起こってはいけないけれども、起こりそうなときの危機管理というか、そういうのをきっちりやっておいてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。

すみません、タブレットの関係で、先ほど来委員の皆様からご質問をいただいているんですけれども、10台というのは、各校10台というということで、大丈夫でしょうか。それでご答弁させていただいておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草ですけれども、お願いします。

社会教育費と保健体育費関係についてお尋ねをいたします。

予算書の197ページの上段にあります成人式の開催の事業ですが、説明欄を見ますと、成人式に係る予算というのがちょっと計算できないんで、どの項目に入って幾らなのかお願いをいたします。

それから、社会教育活動事業費の19節の負担金補助及び交付金ですけれども、20万円、文化講演会出演料負担金というふうになっておりますが、講演会の出演料といいますと謝金になるのかなと思うんですが、負担金に入っているんですけれども、理由をお願いいたします。

それから、予算書の204ページの総合運動公園管理事業ですが、指定管理者との事業計画に伴う基本協定による減ということで、委託料が減になっているようですが、指定管理制度からしますと、施設の維持管理を任せるのが指定管理の制度だと思います。その中で、事業については町の事業として指定管理するものもあれば、指定管理者が独自事業として事業をやっているものもあると思いますが、協定に伴う減ということになりますと、町がお願いする事業について減になっているというふうに理解をするんですが、この内容について、お尋ねをいたします。

以上３点お願いします。

○委員長（九山妙子君）　じゃ、ここで休憩といたします。

休憩　午後　２時１０分

再開　午後　２時２５分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

引き続き教育推進課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

まず初めに、予算書194、195ページの下のほうですね、社会教育活動事業の中にございます、成人式関係の予算の詳細について説明をさせていただきます。

上から順々になるんですけれども、需用費の消耗品費の中にございます、成人式の消耗品ということで、主に記念写真の費用ということで、成人式出席者、恩師と一緒の記念撮影、写真撮影をするんですけれども、その撮影と現像と郵送にかか

る費用で24万8,000円。その他壇上に飾る花、生花ですね、含めまして26万3,000円になります。

続きまして、需用費の中の食糧費ということで、こちら着付けボランティア謝礼ということで、女性の着物のお直しをボランティアさんにお願いしておるんですけれども、そのボランティアさんに商工会のありがとう券をお礼でお渡ししておりまして、それが3,000円分になります。3,000円です。

続いて、印刷製本費なんですけれども、こちら成人式の記念冊子の印刷費ということで４万7,000円、記念冊子の印刷費が４万7,000円。

委託料になるんですけれども、こちら成人式の案内はがきの電算抽出委託費用ということで１万7,000円になります。

以上が社会教育活動事業の中の成人式にかかる費用の詳細になります。

続きまして、同じく社会教育活動事業の町民文化財の出演者負担金の関係なんですけれども、文化講演会出演料なんですけれども、なぜ負担金なのかというご質問につきましてお答えさせていただきます。昨年度までは、文化協会との役割分担により、文化講演会の出演料は町が直接負担すると、町の予算で町が出演者にお支払いするという形で町の報償費予算で計上させていただいて執行させていただいていたんですけれども、今年度から出演料については町予算と文化協会で持っている予算を合算して文化協会のほうから支払うということで、ちょっと見直しをさせていただきまして、町から文化協会に負担金という形で文化協会のお財布にお金を入れて、文化協会から出演者に謝金を払うという形にさせていただいたので、町から文化協会への負担金という形で支出するという形になったので、負担金のほうに品目を変えさせていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○スポーツ振興担当主査（河井伸一君）　スポーツ振興担当、河井です。よろしくお願いします。

総合運動公園の指定管理に係る基本協定委託料の減についての説明ということなんですけれども、まず、総合運動公園は平成20年度から指定管理という形になっております。平成20から24年度までが第１期指定管理、平成25年度から29年度までが第２期の指定管理という形になっております。そして、今年度から、平成30年度から第３期の指定管理という形になりました。そして平成29年ですね、この時第２期が終わるということで、第３期の指定管理者を募集するということで、指定管理者の選定会議というのが開かれまして、４社の方々から提案をされたという形になります。そのときに今回平成30年度から34年度にかけての指定管理者がミズノに決まったという形で、そのミズノのほうからの提案ですね、まず町としてもちろん宮代町総合運動公園指定管理者業務要求水準書というのが出されます。それに基づいて各社から事業計画というのが出されて、その事業計画の一番よかったところが今回はミズノという形になりました。そのミズノが出してきた収支基本計画が第２期よりも安価な額で出してきたという形になります。これは、もちろんミズノ側の自主事業の拡大、あるいはＬＥＤ照明化をすることによって電気料の削減、節水対策などそういうようなコスト削減、そういうものを加味して指定管理料がこれぐらいの額で前期よりも安い額でできますよという提案に基づいて、そして町とミズノ側で基本協定を結んだという形になりますので、額が変わってきているというような形になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

すいません、先ほど社会教育活動事業の中の成人式に係る費用で１点漏れがございました。申しわけありません、１個追加させていただきます。

需用費の消耗品費の中で引き出物になるんですけれども、成人式実行委員に成人式実行委員として協力していただいたお礼に巨峰ワインを贈呈しておりまして、その巨峰ワイン代ということで２万3,000円消耗品費の中で入っております。失礼しました。

○委員長（九山妙子君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草ですけれども、再質問させていただきます。

そうしますと、成人式の予算としてはトータルで幾らになるのか、トータル金額をお示しいただきたいと思います。

それから、文化講演会の出演料ですけれども、出演料といえば謝金になるんだと思うんですけれども、19節の負担金補助金であれば、今のご説明ですと、文化協会にお願いして出演者を決めるということになるようなご説明だったんで、文化協会負担金というふうに普通はなるんじゃないんでしょうか。そこで、そういう内容になるんだと思いますけれども、文化協会に出演者の料金を負担金として出すのであれば、出演者のどなたにするか、そういう決定も文化協会にお願いをして、依頼も全て文化協会にお願いをするというふうな事業になるんでしょうか。合算して20万というお話だったんですが、合算というよりも30万円から20万円に減額されていますよね。予算としては31年度の予算のほうが減額ではないかと思うんですが、その辺の確認と、それからもう少しわからないのは文化協会に出演者を決めていただいてお金も払ってくださいという内容にした経緯がよくわからないんで、もう一度お願いをいたします。

あと、総合運動公園の指定管理なんですが、第３期というのは、平成30年度から34年度、そうすると31年度は３期目の２年目ですよね、２年目で指定管理料を変えるということは、毎年その見直しをして、事業も含めてやられるのか、そういう予定なのかということと、事業計画の減によって減額ということなので、事業そのものは何が指定管理が減額になった分縮小になるという理解でいいんでしょうか。その分指定管理料は減るけれども、ミズノの独自事業として存続して、なおかつ拡大をしていくのか、その辺の違いがちょっとよくわからないのでお願いをいたします。

以上をお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

まず初めに、成人式にかかる費用トータルで幾らぐらいかということなんですけれども、こちら約35万円になります。

続きまして、文化協会文化講演会の負担金の関係なんですけれども、予算書の備考欄の書き方がちょっと紛らわしかったのかなというところは、今後見直しのほうさせていただきたいと思います。そもそも文化講演会どういうふうにやっているのかというところの前に、失礼しました、30万円から20万円に減っているというところなんですけれども、実は平成30年度は40周年記念ということで、それまで20万円だったのを10万円上乗せしていたものをもとに戻させていただいたというもので、減額と言ったら減額なんですけれども、そういう背景がございます。文化講演会の実態、どういう形で運営しているのかというところなんですけれども、そもそも町民文化祭の一事業という形で文

化講演会をやっておりまして、町民文化祭、文化講演会も含めまして、宮代町と宮代町教育委員会と宮代町文化協会の共催という形でやっておりまして、当事業の企画運営についても自治体の文化協会と町教育委員会、我々、事務局的な役割を担っているんですけれども、一緒に文化祭の企画、立案、運営を行っております。文化講演会のほうどういう形で進んでいくのかということなんですけれども、まだ実は31年度にどんな方を呼ぶかということは決まっておりませんで、４月に入ってから幹事会理事会等で候補を出していって、文化協会の中で文化協会理事会でどなたを呼ぶかということが決まります。それを受けて、出演者の方との交渉、謝金の交渉も含めてそういったところは、実態としましては我々職員のほうで間に入ったりとかしながら、調整をさせていただいております。今年度青島広志さんをお招きしてのコンサートについては、アポイントとったりするのが我々のほうでやっておりましたけれども、実際に打ち合わせに行くときには文化協会の理事さんと我々一緒に打ち合わせに行って、内容とか出演料とかその辺のお話、相談をさせていただいておるところです。という形で文化講演会のほう運営をしております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○スポーツ振興担当主査（河井伸一君）　スポーツ振興担当の河井です。

町がぐるる宮代に求めているものとしましては、まずは宮代町総合運動公園指定管理業務要求水準書によりますと、まず供用日ですとか、供用時間、あとは施設の管理に係る点検ですとかそういうものが全部書かれていまして、それに基づいて指定管理をやろうと思う業者さんが出してきたという形なんですね。今ぐるるでやっている事業ですね、総合運動公園で行っている例えば水泳教室だとか、バスケットボール教室だとか、そういうものというのは全て自主事業ということで、ミズノがやっている事業になります。町が例えば遊びと運動とか、チャレンジとかトライとかってやっている場合は町が直接やっていますので、ミズノとは関係なくやっていると、幾ら運動公園でやる事業に関してもそういう形になっております。そういう中で、ミズノのほうが独自の事業の拡大ですとか、あるいは、節電ですとかＬＥＤにするとかということによって、今提案した段階で削減できるだろうということで出してきているのが、年度別収支計画書というのを30年度から34年度までもう既に契約する段階で出しているわけです。ちなみにちょっとこれ消費税８％の段階でやっていますので、もちろんこれ上がったりした場合はその分補うということは町は後でやるんですが、ちょっと言いますと、指定管理料ですね、ミズノが出してきた指定管理料平成30年は、今年度ですね、5,724万円、平成31年度5,670万円、平成32年度5,616万円、平成33年度5,562万円、平成34年度5,508万円ということで、毎年下がるような形で計画を出してきております。それは自主事業の拡大で、まだ何といったらいいんですかね、自主事業でもっと人が来たりとか収入が増えるという予想のもとで出してきている計画という形になっております。それに基づいて、毎年だから単年度で別にお金を変えたりしているわけではなくて、基本協定を結ぶ段階で、平成30から34年度までの計画が全部出ておりまして、それに基づいて単年度契約をしていると、単年度で契約すると、もちろん今回みたいな消費税が上がったときには、その分10月以降の６カ月間は消費税分増の形で年度契約するといったような形になっております。

○委員長（九山妙子君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草です。

ちょっと再質問させていただきますが、成人式につきましては、必要経費わかりました。トータルとして35万円程度ということですね。個人的な感覚かもしれないんですけれども、気になるのが当日会場に掲げられる屋外の看板、何年度宮代町成人式ですという看板ありますよね。何年使っているかわからないんですけれども、年度だけ張りかえてお使いになっているようなんですけれども、使いまわしが悪いということではないんですが、余りにもその年度の張り紙をつけましたよという張り紙なので、何年かに１度は新しくして、きれいなものにしてもらいたいなという希望はあります。開催している町としては毎年の事業かもしれませんけれども、対象者は一生に一回の成人式ですので、30年度が余りにも張り紙しましたよというものはちょっとどうかなというふうに思います。経費のかけ方にもあるんでしょうけれども、もう少しきれいにお祝いをしてあげたいという、そういう気持ちが欲しいなというのは思います。

それから文化祭の件なんですが、文化協会というのがどこにも出てこないんで、予算上の説明としては文化協会に負担金を出すのかなという記述だと思います。そこでお伺いしますが、そもそも文化協会というのはちょっとどういうものなのかよくわからないんですけれども、町の補助金が入っているのか、あるいは団体数ですとか、29年度か30年度のときの文化祭においては、文化協会から脱退する団体もいらっしゃったということで、展示物が一部減った時期がありましたよね。今年度だったか29年度だったかちょっと記憶が曖昧なんですが、実態として、文化協会の組織が負担金を受領する責任を持った組織になっているのかどうかというのも含めて、補助金を受ける受け皿としてどういう組織なのかお伺いをします。

それから、ご説明ですと、町の職員と文化協会の方が協議しながら共同で事業をやっているということなんですけれども、ことこの出演料に限っては、全てお任せするんだったらその負担金として出して、お任せするというのは方法としてはあるんだと思いますけれども、町が今と同じようなかかわり方をしていて、なおかつその負担金として支出するという行為が、余りメリットがないように思うんですけれども、その辺の考え方ももう少しご説明いただければと思います。

以上です。

総合運動公園の指定管理についてはわかりました。毎年見直すということではなくて、30年度から34年度の５年間の指定管理の中の一環として金額が決まっているということはわかりました。その都度何か町の出している事業が変わって、指定管理料が変わるということは普通あり得ないのでお伺いをしました。わかりましたので結構です。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

成人式の看板については見直しを検討させていただきます。新しい形で。

続きまして、文化協会の関係なんですけれども、文化協会、宮代町の文化振興、文化芸術振興を担う団体ということで、宮代町民文化祭、今年度で第40回になるんですけれども、その第１回からその企画運営を担っている組織でございます。先ほども委員さんからご指摘いただいたんですけれども、29年度から30年度にまたがる時期に１団体団体数が減少しまして、16あったのが15団体に、具体的には、宮代書道クラブさんが脱会されている

と。

脱会された理由なんですけれども、文化協会の活動なんですけれども、大体月に１回幹事会と理事会を開催しまして、その議事の内容は主に町民文化祭に向けての企画運営の準備になってくるんですけれども、各団体から理事さんを２名ずつ出していただく、幹事になるんですけれども、輪番表があって、15団体のうちの五、六団体から幹事さんを出していただいてという形で、主に、運営の中核を担っているのは会長、副会長以下幹事の皆さんが運営の中核を担っているということなんですけれども、宮代書道クラブさんが脱会された一番の理由というのは、書道クラブさん、ほかの団体さんもそうなんですけれども、高齢化でなかなか役員のなり手、自分たちの団体の活動を続けていくだけでも手いっぱいなのに、文化協会あるいは文化祭の手伝いまでやっていくゆとりがないというところが正直なところだということで、どうしても人を出すゆとりがないということで、脱会、退会となったという経緯がございます。

そうはいいましても、文化協会の各団体からの負担金を集めまして、町民文化祭のほかに、県の文団連とかの研修会に参加したりとか、そういった活動をしておりまして、会計担当もしっかりおいて会計事務もしていただいておるところですので、団体としては問題がある団体とは運営上含めて思っておりません。文化講演会のほうなんですけれども、昨年度まで文化講演会のやり方なんですけれども、町が出演料を報償費で持っていて、直接出演者に払う一方で、入場券を販売して、その売り上げ、入場券の販売と売り上げの入ってくるところが、文化協会とちょっといびつな形で、町が出演料を払っているのに、出演料自体の売り上げは文化協会に入っていると、そのかわり文化協会の入場券、チケットをつくる紙代を負担したりとかそういったのはあるんですけれども、また、お金が出ていく部分と入ってくる部分が別だったというのもありまして、これを機会にちょっと整理をしていきたいなというところで、じゃ、文化協会さんのほうでもお金を出してもらって、町から20万円は継続して出しますけれども、文化協会さんも自分のお金でさせてもらって、出演料を出してもらうという、入場券収入が自分たちで入ってくるんだったら、出演料も自分たちで払う形にしましょうということでそうさせていただいたんですけれども、なかなか文化協会本体の事業の会計にプラスアルファでそっちもきっちりやらなきゃいけなくなってきたというのが負担が大きいというというのがありまして、将来的には、自分たちで文化講演会のほうの収支、細々とした調整も含めてやってもらいたいというのはあるんですけれども、今はサポートさせていただいていると。その過渡期ということで、理想としては文化協会さんがどんどん自立してやっていただいたらというのはあるんですけれども、過渡期というかサポートとして、実際に文化協会全体も先ほど高齢化というところもあって、実際にそのサポートがいつ切り離していけるのかという、文化祭そのものをどうやって継続していくのかというところも問題としてこれは出てくるのかなという状況もございますので、自立だけじゃなくて継続していくための新しいつき合い方というか、そういったところもこれから模索していかなきゃいけないのかなという、すごくアバウトというか、まとまりがなくて申しわけない、そういう状況にございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　伊草委員。

○委員（伊草弘之君）　伊草ですけれども。

出演料の科目についての疑問から、文化協会というのが出てきて、答弁を聞きながら、また疑問

に思うところが出てくるんですけれども、一つは出演料として負担金を払っちゃうと、例えば20万円じゃなくてもいいよという考え方ですと、超えた分は文化協会の負担になる。逆に20万円余っちゃったよということになったときに、じゃこれどうするのかという問題にもなってきますし、出演料だけではなく、文化協会を育成するんであれば、ひとくくりにした負担金ということで、育成するような負担金のほうがこうしろという話はできませんけれども、目的に沿うのかなという気はします。このままの予算で例えば20万余っちゃったよと言ったらどういうふうになるのか、それからこれ以外に文化協会とのつき合いとして別な負担金、予算上多分ないんで、ないんだと思うんですけれども、あるのかないのか。それから共催ということの開催であれば進修館の使用料については減額になっているのか免除になっているのか、その辺もあわせて追加でお願いいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

まず初めに、20万円未満だったときはどうするのかというところなんですけれども、これまで20万円というのが一つのラインになっていて、20万円未満になったことがないので、それが具体的にそのことについて確認をしていないんですけれども、20万円以下だった場合、20万はあくまでも上限額として考えておりますので、出演料が仮に15万円だった場合には、15万円までしか負担金として支出しないというようにしなきゃいけないと思っています。

飛んじゃうんですけれども、進修館の使用料等につきましては、町民文化祭自体が町、教育委員会、文化協会共催ですので、町事業という側面がございますので使用料は一切支払っておりません。

文化協会に支払っているそれ以外のお金につきましては、予算書の196、197ページの真ん中です。社会教育総務事業の特定分野総括助成金というのがございます。こちらトータルで63万6,000円なんですけれども、その中の特定分野総括助成金トータルで63万6,000円なんですけれども、そのうちの40万5,000円が文化協会の活動支援に相当する補助金として支出しております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

１点だけお願いします。

198ページ、公民館管理運営事業についてです。なぜこの質問するかということなんですけれども、つい最近さいたま市で公民館の利用等について裁判が結審をしました。そこで、どういう内容かというと、公民館で詩だか歌だかわかりませんけれども、掲示をしていたところ、憲法９条についての歌を出品したところ掲示を拒否されたそうです。これ、つい最近なんですけれども、裁判所で結審をしたということで、さいたま市のほうが敗訴したということで、表現の自由が守られたと私は感じております。そういう中で、この公民館活動において、宮代町いろいろ３つの公民館があります。そのほか進修館とか、図書館、あと体育館などがあります。この利用に当たって、宮代町はそういう表現の自由とかそういうので利用制限はあるのかないのか、また、あるとすればどういうことで利用ができないのか、そういう制限みたいなのがあるかないか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

公民館の利用制限の質問なんですけれども、利用目的、活動内容が政治、宗教、営利目的といったところでは使用できないというのが基本的なルールになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　政治、宗教ではできないということなんですけれども、これは法律で決まっているんですか。それとも宮代町の条例なんですか。まず最初にお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

社会教育法を受けて、宮代町の公民館管理運営条例でも規定されているところです。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　規制されていると言われましたけれども、私、春日部だとか、越谷とか幸手、久喜、いろいろなところの公民館を利用しています。そこで、例えば、私たち共産党入っていますけれども、共産党の演説会じゃないんですけれども、個人の選挙に出ていたときの立候補の挨拶をしたりなんかしています。これは政治的ですよね、言っちゃ悪いですけれども、そういうのに一切貸さないという意味なんでしょうか。それとも町でやっている選挙、何人か集めて説明会だとかそういうのも政治活動なんでしょうか。私はこの公民館と表現の自由ということで、さいたま市は敗訴したんですけれども、この利用制限というのは宮代町の条例で決まっている中身も私ちょっと調べてないんですけれども、申しわけないんですけれども、あったらそれを後で、制限というのがあったらきちんと示してほしいんですけれども、私個人名で借りたのと、政党名で借りた政治活動、どう違うのかなと思いましてね。個人名だと貸す、政党名だと貸さないとか、いろいろな制限があると思うんですけれども、例えば私個人で日本共産党宮代町議会議員山下秋夫で借りますと言ったら貸してくれるんですよね。日本共産党と言うだけじゃ貸してくれない。どう違うのか、その辺のところちょっとわからないところがあるんですよ。その条例の決めたことというんですか、中身というか、そんなところもちょっとおっしゃってくれればありがたいなと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

私も申しわけないんですが、手元に条例を今用意していないのであれなんで、運用としてというところになってしまうんですけれども、誰が使うじゃなくて、何に使うという利用目的で政治、宗教目的は使えるか使えないかという判断を一番初めにさせていただいております。誰にじゃなくて何に使う、何をやるのかという。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初に戻りますけれども、さいたま市ではその表現の自由ということで敗北したわけなんですけれども、宮代町はそういう制限というのはどうなんですか。例えば個人が出品したやつなんかの形で、これはだめだというときはそういうのを管理事業の中でやっているわけですか、やっていないわけですか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君）　教育推進課長の渋谷でございます。

公民館の利用制限は３つございまして、１つが営利を目的とするもの、２点目が特定の候補者または政党を支持する選挙活動、３つ目が特定の宗派の宗教活動ということで、この３点については申しわけないんですが利用制限をさせていただいておりますので、その申請の段階で、この利用制限に該当するかどうかということにつきましては、そこで慎重に判断をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　３つの制限があるということで、慎重に、それと国の法律、町の条例があると思うんですが、後で町のほうの条例を見させていただきますけれども、ぜひこの作品、幾ら政治的だといっても表現の自由というものがあります。それだけは守ってほしいなと思っておりますので、その辺のことを履き違えないように、政党と履き違えないように宮代町はしてほしいというのがあります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次にいきます。

質疑ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

校舎の劣化診断についてお尋ねいたします。

診断というのはどのようなことをするのか、項目がわかりましたら何点か挙げていただきたい。２つ目として、その診断結果に基づいて補修工事をするのかどうか。３つ目は、工事をする場合、何年ぐらい寿命が延びるのか。４つ目は、繰り返し診断して、繰り返し工事をすると、永遠と建物を使い続けることができるのか、それともマックスで何年までなのか。

以上４点お願いいたします。

○委員長（・九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。

劣化診断の関係でお答え申し上げます。

劣化診断につきましては、目視による部分と現場の躯体状況であるとか、電気、機械、防水、躯体の状況等判断するものでございまして、今、以前に比べて長寿命化といいますか、長く使えるということは確かに補修修繕をかければ長く使えるものについては部分的なものについてはあるということでございますが、ただ、その修繕を重ねていく中では、修繕というのは建て替えより高い場合もありますので、そういった判断をするために劣化診断をするものでございます。あとは、最高でもって何年とかという判断は想定ではできると思うんですが、先ほど申し上げましたとおり、コストとその建て替えと修繕のコストの比較で検討する形になると思います。

なお、劣化診断等につきましては、文部科学省のほうで出されている学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書に基づき、劣化診断を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　なぜこの質問したかといいますと、マスタープラン、20年計画で立てるということですので、小中学校は全部四十数年たっていますから、あと10年以内に建て替えなくちゃいけない。それで、劣化診断して長寿命化補修をしたとして20年もつのか、多分もたない。そうするともたないとなると、そのマスタープランの中にどこの学校をいつ建て替えるということを織り込む必要があると思うんです。そうするとそのためには、あと２年以内に適正配置の問題を解決しな

くちゃいけない。そのスケジュールにのっとって進めるんでしょうか。小中学校の適正配置。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。

劣化診断につきましては、平成30年度今年度につきましては、中学校を対象として劣化診断、平成31年度来年につきましては小学校の施設についても劣化診断ということで、構造躯体の健全性の把握とか、劣化状況のほうの把握を行いまして、適正配置計画の検証基礎資料とするものでございます。また、平成32年度までに国から求められている個別施設計画の基礎資料とするもので合わせてそういったものを基礎資料として行うもので、個別施設計画については、ある程度施設の修繕計画的なものも入ってくると思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　具体的にマスタープランに載るということですか。適正配置の計画が、中学校は例えば２校にする、あるいは１校にする。小学校は２校にするとか３校にするとか。それでいつごろまでに統合して学校を建てるとか。それともその計画には載らないんですか、雰囲気的な言葉だけで。マスタープランというんで、ちょっと話がそれますけれども、そこのＴＭＯ、あそこをつくるときに宮代町はたしかマスタープランで３万ちょっとだった人口が４万人に増えるとかってマスタープランをもとに長期10年計画に載せたんです。それをもとに引き受けた人は、俺は被害者だって言っているわけですよ。人口が４万人に増えるんだったらここは成功するだろうと思った。ところが人口が減り続けているということで、ですからマスタープランは間違っちゃいけない、間違ったら町民不幸にするでしょう。ですから今回も、そのマスタープランにきちんと載せていただきたいんですよ。2025年には中学校１校にするとか２校にする、決めてほしいの。審議中ですというのはあり得ないんですから。

予算を見ていると思うんですけれども、将来のリスクに対して感覚が甘過ぎるんですよ。リスクをきちんと理解すれば正しい選択ができるという言葉があるんですけれども、正しい選択ができていないような気がするんです。マスタープランに小中学校の適正配置、何年に中学校は何校どこにつくる、小学校は何校どこにつくるというものが載るのか載らないのか、お尋ねいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君）　教育推進課長の渋谷でございます。

適正配置につきましては、今年度は中学校の劣化診断、来年度につきましては、予算が通れば小学校の劣化診断を行いまして、そういった劣化診断の結果に基づき、現在の適正配置計画がございますので、これは中学校１校、小学校３校が適正であるというふうな計画でございますので、この計画につきまして請願が出まして、慎重に市民参加で検討していきなさいというふうな請願が出ておりますので、この請願を重く受けとめまして、今回そういった劣化診断を結果に基づきながら中学校１校、小学校３校という現行の計画が果たして適正かどうかという検証を行うための手段として劣化診断を行っております。

また、前回と違う点といたしましては、前回の新規の際には、例えば義務教育学校で小学校中学校の義務教育を９年間の一貫したカリキュラムで運営する新たな制度、義務教育学校というものも創設されておりますし、あるいは前回と違う点と

いたしましては、道仏地区の子供たちが増えているというふうなこともありますので、そういった劣化診断の結果や、義務教育学校という新しい制度、あるいは児童・生徒の最新の推移、そういったものを総合的に勘案しながら、現行の中学校１校、小学校３校という適正配置計画の検証を市民参加でさせていただくというのが今後の予定でございます。したがいまして、マスタープランというお話でございますけれども、まずはこの現行の適正配置計画の検証といったものを31年度から審議会のほうを再設置させていただいて行っていくという予定でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　マスタープランの作成は33年だったと思うんですけれども、そうするとあと２年で適正配置のことをまとめて、そこに盛り込んでいただきたい。要望として終わりにいたします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

何点か質問というか、考え方が中心になると思いますけれど聞きたいと思います。

前段者が幾つか細かいことは質問しておりますが、それに関連することもあるかもしれませんがお許し願いたいと思います。

まず１点は、教育というのは全てやることは教育以外も大事ですけれども、特に教育というのは大切な事業だと思いますよね。人間形成ができ上がってくるのも教育だと思います。そういう点を考えて、教育長も今度３年の任期が切れようとして新しく人事案件が載っているようですけれども、教育長のこの３年間の活動の中で、今後の教育の教育方針というのはどうなっていくのか、理解ができるように説明を願いたいと思います。

もう一点は、オリンピックが498日ですか、あと、東京オリンピックが開催されます。今度の教育予算の中にオリンピックのことが一切載っていません。宮代町は知らんぷりしているわけですね。大事な日本の大きな大会です、世界の大会です。やはり何かしらあるかなと思って期待して見ていたらどこにも載っていない。オリンピックはサラサラですね。関係ないよという気持ちですね。スポーツ愛好者は残念がっていますよ。宮代町はどうしたんだいって。しようがないよ、載っていないんだと言う以外ないよね。宮代町はオリンピックはサラサラですよって。どうして載せないのか。

次に、細かいことからいきます。

予算書の174ページの教育委員会の活動内容について、我々教育委員会というのはなかなか首の突っ込めない中でありますので、どういう活動しているのか、前にも聞いたことがある記憶はあるんですけれども、今回も具体的に教えてもらいたい。答弁によってまた質問します。

次に、181ページの先ほどから英語教育の問題が出ておりまして、大体内容的にはわかってきたんですが、宮代町も英語、島村盛助さんの関係から英語には大分力を入れているというのはわかります。生徒のためにも当然英語に力を入れるというのはわかります。そこで、先ほど前段者の答弁で、３級程度がどうのこうのという答弁がありましたね、一つ３級程度というのは英語でどのぐらいしゃべれるか見本を見せてもらいたいです。私、その３級程度というのがわからないんです。どの程度だって、ちょっと見本を英語で見せてもらいたいと思います。それが３点目。

図書館の問題、198ページ、図書購入の関係なんですけれども、町民の方からいろいろ購入図書の希望があると思いますけれども、これはどのぐ

らい希望率は通っているのかどうか。何冊ぐらい買っているのかどうかお願いしたいと思います。というのは、埼玉県で第２位でしたっけ、図書の利用者は、トップになったらいいと思いますので、やはりいい本を購入すればそれだけのまた価値があって利用者も増えると思いますので、教えてもらいたいと思います。

その次ですね、198ページの青少年育成事業、これ言葉上はいい言葉なんで、昔からよく青少年育成事業というのは、よく言葉上は出ますよね。宮代町はどういう活動をしているのか教えてもらいたい。

あと、町民運動会、205ページの。私もスポーツ嫌いじゃないほうですので、ちょっと耳の痛くなることをしゃべるかもしれませんが、年々減っていますよね。昨年の運動会のあの集まりぐあい、一時の３分の１ぐらいだよね、グラウンドに集まっている人数は。もう少し減っているかな。あと各地区の参加も少なくなっている。テントがどんどん増えていったのがどんどん減っている。これはなぜでしょうね。スポーツ好きな人として、宮代町の一大大会じゃありませんけれども、あれだけ人が昔みたく集まるというのはそうあるものではないので、なぜああなってしまったのか教えてもらいたいと思います。

あとは、通学路の危険の問題だとか、学校の修繕の問題、先ほど前段者の答弁で25件中15件が解決済みだと説明があったようですけれども、そうすると27件中か、15件が解決済みだとすると12件がまだ未解決。これは学校や生徒の危険な場所でありますんで、残りはどうするのか、今度の予算で完全にこれは解決するのかどうか心配でありますので、聞いておきたいと思います。

とりあえず以上です。お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（中村敏明君）　教育長の中村でございます。

委員がお話しのとおり、教育というのは人間形成をするところだということでございますけれども、私としましては、今後の日本を担っていくという、子供たちを育てていくということが教育について大事なことだと思っています。これから世の中がどんなふうに変わっていくのかということは予想でしかないわけですが、今のところの話ですと、まずロボット化であるとか、コンピューターが発展してＡＩ化が進んで、まず職業がどんどんなくなっていくということが言われております。じゃ、人間にしかできない職業というのは何かというと、やはり人と人のつき合いがあるものであったり、ロボットだけでは判断できないものであるという、そういう意味では、例えば挙げられているのは幼稚園の先生であるとか、小学校の先生であるとか、予想ができないような動きをするようなものについて人間が対応せざるを得ないものというものは残っていくんだということは言われているわけです。そういった意味では、人とのつき合い方であるとか、コミュニケーションということがすごく大事になるんだというふうに私は考えています。そういう意味で宮代でも行われているとおり、縦割りだったり横割りだったり、いろんな集団で人とつき合う中でやっていく教育活動であるとか、そういったものがすごく大事になっていくだろうというふうに思っています。一方、これからオリンピックもあるわけですけれども、日本にもたくさんの外国人の方がどうやら労働者として入ってきたりとか、国際結婚が進んだり、ボーダレスという言葉で言われておりますけれども、国境がどんどんなくなっていくという、そういった意味でコミュニケーションをとっていくた

めに何が必要かということでは、今は英語だというふうに言われているわけでございます。そういった意味では、おかげさまで私が着任する前から宮代町では英語教育について文部科学省の指定を受けて、委嘱を受けて研究を進めてきたところでありますので、また、委員さんおっしゃるとおり、島村盛助さんという偉人がおりまして、宮代出身だということで前々から宮代は英語についてやられていたわけで、そういったことについては力を入れて、国際的にもというか一般のここら辺に住んでいてもそういった英語でも対応できるような子供たちに育っていけばいいなというふうに思っているところでございます。

もう一つは、現在ささやかれているいわゆるゆとり世代に対する批判というのが出てきております。ゆとり世代の批判というのはどういうことかというと、教えられたことについてはやるけれども、それ以外のことはやらないということが問題なんだというふうに現在は言われていると。私の感覚では、ゆとり世代についてはもう二極化していると、例えば今日本の中ですごく活躍している若者、こういう人たちはやはりゆとり世代の子たちがスポーツや文化面でたくさん活躍しています。一方、そうでない部分の子たちも出てきている。また、責任感という意味では、例えば今ＳＮＳ、要するに画像というか動画をコンビニなんかで適当なふざけをして出すことで問題になっていると、つまり倫理観であるとか、そういったものが育っていないということも言われているわけです。私はそういったふざけというのは昔からあっただろうというふうに思っているんですね。そういったものが逆に世界に発信できる今状況ができちゃったので、逆に注目されちゃっていると、そういう意味では倫理観は昔と変わらなかったかもしれないけれども、世の中が変わったがために、もっと昔よりも強い倫理観を持たなくてはこれからはだめなんだというふうに思っているわけです。そういう意味では、各学校の中でその倫理観を持たせるような指導ということではさまざまな道徳もそうですし、人権教育もそうですし、福祉教育もそうですし、どんなふうにして人とつき合っていかなくちゃいけないかとか、そういうことも含めて、もちろんいわゆるスマホをどういうふうに使うのかというような教育もそうですけれども、そんなことを通して子供たちの倫理観それから道徳観を育てていかなければいけないというふうに考えております。

もう一つは、先ほど言ったように、言われたことしかできないということではいけないので、これは国のほうの施策にもなっておりますけれども、いわゆる生きる力という言葉で一くくりで言われておりますけれども、やはり自分で解決するためには何をしたらいいんだろうという、そういう解決をしていくような力がないと、自分はできないなあで諦めてしまってはなかなかこれからの世の中生き抜いていくことはできないと思うので、やはり粘り強くやれるような体制をつくるとか、自分が知っていることを利用して何かできないかという、今どう学ぶかじゃなくて学んだことをどう使うかということに力を入れろということを国も言っているわけですけれども、そういった意味では自分が学校の中で学んできたことについてどういうふうに物事に対して利用すれば物事が解決できるのかというようなことも事業の中やさまざまな活動の中で教育をしていかなくちゃいけないなというふうに考えております。

そして、これらの基礎となるのは、やはり基礎学力と言われるものです。算数で言えば、昔で言えば読み書きそろばんと言われたわけですけれども、そういったことについてはしっかりと基礎学

力がつくように学校で手当てをしていかなければいけないと。そういう意味ではちょっと言葉が悪いですけれども、低位の子たちについて手当てをしながら、基礎学力をきちっと確保できるようにしていくことが宮代出身の子供たちがこれからの世の中で生きていくためには大変大事なことだなというふうに考えております。

まとまりませんが、以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

ご質問にありました教育委員会活動事業の関係で、教育委員の方の動きの関係で説明申し上げます。教育委員会につきましては、定例教育委員会ということで、毎月定例教育委員会のほう開催しておりまして、その中身につきましては、各種教育委員会に関係する委員の委嘱であったり、今年度30年度であれば、教科書採択方法の選定、または人事異動方針の承認、あとは学校のお子様の調整区域、通学区域外の就学の承認であるとか、あとは教職員の人事異動が定例教育委員会で審議されているものです。その他、入学式、卒業式への参加、文化祭、体育祭、運動会、人権の研修会であるとか、そういったものに教育委員さんのほうにはご参加いただいているところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

私のほうからは英検３級程度の英語力、そして通学路安全点検についてという２つについて申し上げさせていただきます。

まず、英検３級程度の英語力についてでございますが、大きく聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと、こういった観点から１次試験のペーパーテスト、それから２次試験の面談による、実際のコミュニケーション能力、そういったことで３級に合格できる能力があるかどうかといったことを試験の中で試されているかと思います。特に会話の中では、私も以前中学時代にも先生にご指導いただいたことを覚えているんですが、基本的な日常会話ができる、そんな英語力、例えば道を聞かれたときに何かこういうふうにこの道を通って、右へ曲がって何かが見えるからそこを目印にして行きなさいとか、あるいは自分が趣味としてやっている何か好きなスポーツがあるかとか、あるいは今度の休みの日に何をしますかといったことが基本的な会話としてたどたどしくも成り立つレベルが３級程度ということで、中学校３年生の英語力がその基準であるというふうに考えております。ただすいません、私が今英語でそれを説明する力はかつてはあったかもしれませんが、現在はもうそれが消失してしまいまして、申しわけございません。

それから、通学路の危険箇所についての要望ですけれども、先ほど27件ありまして、15件それについて対応というふうに申し上げさせていただきました。これにつきましては、既に対応しているものや、あるいはかわりの対応をしているものがあるということで、例えば降雪時における融雪剤の散布、これについては既に道路担当で実施をしているので、そういった雪が降ったときにはもう既に対応していますと。あるいは、道路標識に「止まれ」の表示をしてほしい、これは、「止まれ」はないんですがそのストップのマークの線が道路上に引いてあって、そこに重ねて何か表示をすることが逆に効果的かどうかということで、協議の結果、そのストップマークが代用している、

あるいは防犯灯の設置、この照明等についてはまた管轄が違うという課題もございまして、協議の中では上がったんですが、残念ながら今回は対応外ということがありまして、あるいは信号機の増設、こちらは一緒に参加している杉戸警察のほうが設置済み、設置要望のほうの担当ということで、そちらに要望書の提出ということで対応しておりまして、何らかの形で対応済み、あるいは要望中ということで、申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

私のほうからは、まず図書館の蔵書、資料収集の関係からお答えさせていただきます。

利用者の方からのリクエスト、希望をどのぐらいとっているかという話なんですけれども、ご質問なんですけれども、図書館の本の購入でご希望がある場合、リクエストカードというのを出していただいて、それを見ながら図書館のほうで購入するかどうか判断させていただいているんですけれども、リクエストカードの対応としては買うというのが１つあって、もう一つが買わないというのがあるんですけれども、ほかの館から取り寄せて対応させていただくというのもございまして、トータル的には大体９割ぐらいのリクエスト、ご希望には対応できていると。児童書、子供たちの本についてはほぼ100％リクエストに対応できているというように聞いております。年間の資料購入費が平成29年度で約1,200万ぐらいあるんですけれども、それで本を実際どれぐらい買っているかといいますと6,000冊から7,000冊ぐらいの図書を購入しているという状況でございます。

続きまして、県内第２位、１位になれないのかという委員のご質問なんですけれども、昨年の新聞報道でもありましたけれども、県内の公立図書館での人口１人当たりの貸し出し冊数が三芳町に次いで第２位だったということで、第１位が近い状態というか、ずっと２位が続いているという状況でございます。あわせて公表されている資料で、人口１人当たりの蔵書冊数、蔵書、本の数ですね、蔵書は県内ですと第５位になっております。蔵書のもとになる図書購入費の予算も県内の人口１人当たりの図書購入費の割合になりますと県内第５位ということで、図書購入費を人口の割には大目に持っていて、図書、蔵書の魅力、蔵書があるということ自体が図書館の魅力と考えておりますので、それを維持しているというのが県内第２位、人口１人当たりの貸し出し冊数が２位という状況を維持しているものと思われます。今後も引き続き図書購入予算というのはしっかり確保させていただきながら図書館の魅力づくり、それだけじゃなくて、先ほどもありましたけれども、多くの方々に魅力ある図書館だと思っていただけるように、宮代町ならではの宮代図書館ならではの特徴みたいなものも持たせていきながら、結果的に１位になるかどうかというのはあるんですけれども、まずは町民の皆さんに気持ちよく愛着を持って使っていただけるように運営のほう、指定管理者とともにやっていきたいと考えております。

続きまして、予算、青少年健全育成事業は実際何をやっているのかというご質問、こちらにつきましては、私たちの予算書の89ページにその青少年育成事業の概要を記載させていただいておりますけれども、具体的に申し上げますと、子ども大学みやしろという事業、こちら日本工業大学等と連携いたしまして、主に９月から11月に小学校４年生から６年生を対象に日工大、大学の先生に講師になっていただいて、小学校では学べないよう

な専門的な分野の講義ですね、日工大ならではといった講義、あるいは東武動物公園と連携して、東武動物公園の裏側を見学、社会科実習的なそういったことをやったり、今年度は、地元の商工業者、和菓子屋さんと連携しまして、和菓子づくり講座、和菓子づくりのお仕事ってこういうことだよというようなことを子供たちに学んでもらったりと、そういった事業をやっているのが子ども大学みやしろになります。

その下、私たちの予算書のその下にありますのは、かるた大会ということで、新みやしろ郷土かるたと彩の国21世紀郷土かるたの大会それぞれ７月と１月に開催しております。あとは、31年度新規事業として上げさせていただきました放課後子ども教室。１番下にありますけれども、青少年育成活動ということで、青少年育成推進員さんや、青少年相談員さんと連携した青少年の健全育成の啓発活動等の活動ということで、青少年育成パトロール、あるいは、青少年相談員のサマーキャンプの委託等を実施しているところです。

私のほうからは以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○スポーツ振興担当主査（河井伸一君）　スポーツ振興担当、河井です。

町民体育祭が年々減っているということで、なぜ減ってしまったのかということなんですけれども、過去15年ぐらいの変遷の状況はどうかというふうに言いますと、平成15年では32チーム62地区です。ですから77地区ありますので80％が平成15年、わずか15年前では参加していたという状態です。それが平成25年になりますと、21チーム42地区、54％です。この平成15年から25年の間というのは、町民体育祭が中止になったことが非常に多かったということもありまして、それで80％から54％にまで下がっている状況という形です。直近の平成30年です。平成30年は16チーム41地区です。地区にしてみますと25年とさほど変わっていません。全地区の割合の53％というような形になっております。平成15年から30年の15年においてほぼ半分近く、半分ぐらいになってしまっているといったような状態です。

そういうこともありまして、去年の12月から今年の１月にかけまして、地区長や自治会長宛てに町民体育祭についてアンケートをとりました。実は平成28年だと思うんですけれども、町民体育祭活性化委員会というのをつくりまして、体育協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団、スポーツ推進員、それに公募の町民という形で町民体育祭活性化委員会をやりました。それで、いろいろ平成29年度からスポーツ少年団リレーですとか、宮代で一番速い人競争ですとか、そういう形で何個か変えさせてもらって、平成30年度には予備日の設定というのを行いました。そういうのがあったんですけれども、予備日につきましては抽せん会とかで16チームしかいないのに３チームが予備日になった場合は出場しませんというふうに言われたことがありまして、これはちょっと問題だなというような形でアンケート調査を行ったという次第です。アンケート調査の結果、どういうような声が上がっていたかといいますと、まず、地区の悩みですね、少子高齢化が進んできていると、あと参加者が全然集まらないと、前の年に出てくれた人に声をかけてどうにか集めている状態だと、あと予備日がある、これも結構ありました、予備日を何でこんなのつくったんだと、机上の空論だというような意見もありました。あと会場が遠い、会場へのアクセスが悪い。こういうような意見がありましたので、こういうものもちょっと踏まえながら町と体育協会とでいろいろ話して、できる

ことからちょっと対処していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君）　教育推進課長の渋谷でございます。

オリンピックの関係でございますが、委員ご指摘のとおり、今回の31年度予算には具体的なオリンピックに関する教育委員会としての予算は計上していないのが現状でございます。委員ご指摘のとおり、オリンピックまであと500日ということでなったわけでございますけれども、県内ではゴルフですとか、バスケとか射撃とかそういった種目が予定されているようでございますけれども、当町につきましては直接そういった会場でもございませんので、目に見えた形の予算計上はしていないのが事実でございます。

一方、去年でございますけれども、聖火リレーをぜひ宮代町内に誘致したいというふうなことで、県のほうにも要望をしてございますし、また、学校教育の中におきましても、オリンピックをテーマとした授業などを行うことで子供たちに対するそういったオリンピックの目的、意義などにつきましてはお伝えして機運の醸成などを今後も引き続き図っていければと思っておりまして、直接、会場でもないこともございまして、目に見えた形での予算というのは計上していないのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

オリンピック・パラリンピック教育につきまして、私のほうからもお話しさせていただければと思います。

県や国の指導を受けまして、学校教育としましても、各学校への適切な情報提供、あるいは、連携した取り組みを進めるように指導をしております。例えば、オリンピックを進める上で、キャラクターマスコットの選考の投票が３種類のキャラクターからということで、小学生の投げかけがございました。宮代町は全小学校がそのキャラクターマスコットの投票に参加をしております。

また、オリンピックの記念のマークがあるんですけれども、そのマークにつきましては、その協力校に申請した学校が、ネットには載せることはできないけれども、その協力校はいろんな文章の中に使うことができるということがありまして、宮代町では全ての小・中学校が何らかの形でその教育活動にオリンピック・パラリンピック教育を積極的に進めていくということに協力しますという申請を行いまして、そのマークを使用する許可を全ての小・中学校がいただいているというそういった状況です。

また、過日ですけれども、百間小学校におきまして、これもオリンピック・パラリンピックの一環としまして、元400メートル陸上選手の高野進さんがオリンピック出場経験ということで、百間小学校が申請したものが通りまして、小学校５年生を対象として、あるいは、先生方への指導方法も踏まえまして、実際に走り方の指導を、子供たちの授業の中でご指導していただいて、こんなふうな腕の振り方や、あるいは足の踏み方をすれば速く走れるといったことを体験を交えて指導するなど、授業の中でも進めているところです。

選手の育成ですとか、予算ということでは特別なものはございませんが、国や県の動向を踏まえまして、町内の学校教育、教育の中でもこういった教育をぜひ進めていきたいというふうに考えて

おります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

まず、教育長の立派な方針を聞きまして、これにどうのこうの言える立場じゃありません。感心をする以外ありません。ただ３年前とどう変わったというのをもしあったら。

その後、順番があっちこっち行って申しわけないんですけれども、教育委員会の活動についてです、やはり先生方に私ら一町民がどうのこうの言える立場じゃありません、教育委員会という先生方ですから。みんな優秀な。だけれども、もう少し教育についての議論をしているのかなと思ったら、していないんだね。人事異動だとか何かそういう話だとか、ちょこっと先ほど説明していましたけれども、こういう教育の話もしていますとか、そういうのを期待していたんですよ。先生方だから。まして教育長は立派な方針を持っているんだから教育委員会を指導しているんでしょうから、本当に期待したんだけれども、何か期待された活動内容をやってないようですね。これはまたこんな下手なこと言うと私怒られますけれども、みんな立派な先生だから。だけれども、教育委員が来たら逃げて歩きますけれども、もうちょっとどういう内容だか教育のことをどのぐらいやっているのか教えてもらいたいと思います。

あと、英語教育は確かに読むこと書くこととかって説明がありましたけれども、また日常会話ができる、力としては３年生の英語力、昔の３年生と今の３年生では格差があるんですかね。特に私たちが英語を教わったのはたしか中学に入ってから。小学校時代はローマ字。今は小学生からやっているから、相当力があるんでしょうけれども、この中学生の英語力というのは見本を見せてもらいたいとさっき言ったんだけれども、英語をしゃべってもらいたいんです。このぐらいだっていうの、参考にしたいんですよ、私も。それをお願いしたいと思います。

図書館も大分買ってくれていると、これからもひとつよろしくお願いしたいと思います。

青少年育成についても大分活動はしているようですから、わかりました。

１つ質問が漏れたんですけれども、公民館の問題、前、私、月曜日使用できるようにしてもらえないと、あのとき課長が立派な答弁したんですよ。今度の予算でそれらしいことがあるのかなと。公民館が余り利用するのが場所がないので、たしか答弁の中ではそれは昼間ほとんど使っているということはないのはわかりますよ。借りるほうも時間によっては借りない時間がありますから、あいている時間があるのはわかるけれども、でも借りるのは集中するんですよね。だから月曜日も借りられないのかと言ったんだけれども、その考え方をもう一回聞いておきたいと思います。

町民運動会、確かに高齢化、参加者が集まらない、わかりますよね。ただ何か説明の中で、15年度は80％だったと、地区の80％だと、そんなほとんど変わらないと言うけれども、あの開会式の実態を見てくださいよ。人数。地区は集まっているかもしれない。10人集まったって地区だよね。開会式のグラウンドに集まった数、あの出だしの当時はグラウンドいっぱいだったんですよ。今違うでしょう、半分以下、３分の１以下、それを言っているんですよ。あと、テントも減っている。あれは確かに参加が減っているんですよ。私毎回町民運動会を参加しています。選手では出たのはおととしまで。去年からもう年で見ているだけ、ちょっと手伝うぐらい。それでもあれあれってみん

な言っているんですよ。すごく減ったなと。それを心配しているんですよ。だから、私はいつも運動会の近くになると今度どのぐらい参加チーム出たって聞くんですよ。確かに参加チームは去年より今年のほうが２チーム減ったとかってそういう説明しますよね。参加する数も少ないでしょう、ほとんど。開会式を見てみなさいよ、昔は出だしに、開会入場行進なんかで旗を持ってやった記憶があるんですよ、オリンピックみたく、旗持って。今そんなことないじゃない、パラパラだからできない。それがどうなんだと言っているんですよ。行ったってごみ袋しかくれないからって、これは余計かな、これは余計だな、これは失礼、取り消します。

いろいろ意見があるんですよね。あと、地区によっては、大会に出るために地区費がえらい金がかかるんだそうです。えらく、何十万とかかるんですよ、参加するために、20万30万と、地区費が。そこら辺の対応も必要なのかなと私は思うんですよ。だけれども地区で勝手にやっているんだからそれはある程度盛大にやらなくちゃ、なお集まらないよね。それも必要。ただ、集める工夫が足りないと思いますよ役場、教育委員会は。ここへきて広報を出して、一律抽せん会があるから集まってください、そんなやり方じゃわさわさ集まって、誰がやったって楽でしようがないですよ。そんなもんじゃない、今は。それだけで済むんでしょう、広報に出して抽せん会いつやるから集まってください、それだけ。何カ所か、去年出たけれども今年出ないところは電話はしているようだね、何で出ないんですか。それだけじゃ増えないですよね。それだけじゃ。それは、何か考えないと。種目もちょっと考える必要があるかもしれないけれども、それは体協とかそういう人たちが決めるから私からは言いませんけれども、何かうまいこと考えたほうがいいと思いますよ。これ今までと同じような運営だったら運動会もおじゃんになるよね、なると思います、多分。そのことを私は心配しているわけです。それ何とか対策を今から考える必要があると思いますよ。

あと、オリンピック。確かにこの間何か高野さんが来て教えたというのを広報だか何だかで見ましたよね。あの優秀な選手ね、宮代にもいるんだよね、オリンピックに出た人ね、知らないんだ、これじゃだめだな。アーチェリーで出たんじゃなかったっけ、アーチェリーで。あの人まだ健在なのかな。そういうの教育委員会は忘れちゃったんですか。これじゃオリンピックどころじゃないですよね。宮代だっていたんだからね。そういう人も呼んで、ちょっとした話でもしてもらえば。情けないと思う。今元気なんでしょう、あの人、元気だそうですよ。そういうのまで忘れるようでは、宮代町は本当にオリンピックのこと考えてないと思いますよ。

とりあえずそんなところ、また再質問です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時５５分

再開　午後　４時０８分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続き、教育推進課分の質疑を行います。

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（中村敏明君）　教育長の中村でございます。

３年前との違いということでお話をいただきましたので、私がちょっと思いつく限りということで。具体的には、子供の教育については先ほど申

し上げたようなことを中心に行ってまいりましたが、英語教育につきましては、宮代が既にやられていたことが昨年度終わりましたので、文科省のほうに申請をして特例区ということで先立ってやったということでございます。これについては、実は去年までの研究が終わると平常に戻さなきゃいけない。そうすると週に２時間、５、６年生はやっていて、３、４年生も週に１時間の授業をやっていたものが、今年、来年とこの２年間、５、６年生は週１時間、３、４年制は年に15時間しか授業ができなくなっちゃうんですね。ですから、それはもう避けなきゃいけないということで、文科省のほうに申請をして、そのままやり続けられるようにしたということでございます。

それから、日工大と提携をしてプログラミング教育のほうも導入いたしまして、教授と学生が各小学校に来て、授業を一緒に行っていただいているということがございます。

また、先ほど申し上げたとおり、基礎学力については、これは必ず定着させるという思いがありましたので、各小学校の校長にはそういったことで指導しましたので、各学校では校長が検定試験じゃないですけれども、掛け算を目の前で言わせたり、そういったようなことをしながら、定着に向けて各学校努力してもらっているところです。

それから、読書についてもやはり、本好きということは大事なことですので、これも伝統的に宮代は読書してきたところですけれども、各学校児童数には差がありますけれども、年間を通して１万冊前後の本を読むということを目標に掲げて、各学校で取り組んで読書はやっているところでございます。

また、施設、設備としては各学校に特別支援学級は全て配置いたしました。また、ご理解をいただいて予算をいただきましたので、言語、言葉がなかなか吃音とか、いろいろなことで問題がある子たちをどうにか指導できないかということで、百間小学校のほうに通級指導教室を開設いたしまして、現在人が足りないんですけれども、人が足りないって指導者ですね、１人しかいないんですけれども、週に30人近くの子供を指導しているというところでございます。

もう一つは、ちょっとこういう言い方がいいかどうかわかりませんけれども、私も県とのつながりがありましたので、基本的に宮代町の中では、恐らく前よりは加配といって、特別な教員をいただいて学校に配置するということが制度としてあります。そういう意味では毎年１人ないし２人宮代のほうは余計にもらうことができていると思います。そういう意味では経済効果で言えば、１人当たり700万から1,000万ぐらいかかりますので、それぐらいの教員を雇っているということになるということでございます。通級言語の教室についても、宮代の現状を県のほうに訴えまして、おかげさまで来年はそこの加配が２人になると、つまり今30人前後しか指導できないんですけれども、来年は50ぐらいから60人近い児童をそこで指導できるような状況になるということでなっております。

あとは、教える教職員が力がなくてはいけませんので、教職員の研修というのを各学校の中でも始めていただきましたけれども、私も月に１回算数教育についての指導を先生方を集めて大体６時から８時までですね、私ともう１人毛塚先生が教育委員会でおりますけれども、２人で算数の指導について職員研修を行っていると。そういった機運も、学ぶ教員でなくてはいけないと思いますので、そういうことを高めながら、教育活動を行っているというところでございます。

あと、社会教育関係では、かるたが新しくでき

たということも、前々からやってきたことでございますけれども、高齢化等も問題になっているので、そういったことをどう解決していくかということも課題であると思いますけれども、念頭に置きながらこれからも進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課副課長。

○教育推進課副課長（高橋正巳君）　教育総務担当、高橋です。よろしくお願いします。

先ほど教育委員会活動の関係で、先ほど主に定例的なものでお話をさせていただきましたが、教育委員会の中では、翌年度に向けての教育重点施策の審議であるとか、年度が変わったところでは、年度末の授業評価であるとか、各年度の重点施策を検討、または、評価をいただいているところです。来年度の終盤では、平成32年度、平成ではないんですが、平成32年度からの教育振興基本計画のまた審議、ご検討に入っていただく予定でございます。また、夏休み、長期休業中では、若手教職員との意見交換会ということで、教育委員さんから若手教職員の方へアドバイス等もいただいている機会もあります。また、今年度は実施できなかったんですが、ＰＴＡとの意見交換ということで、ＰＴＡ役員さんとのフランクな意見交換等もしておりますのでご報告させていただきます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○生涯学習担当主査（田中啓之君）　生涯学習担当の田中です。

私のほうからは、公民館の月曜日の開館についての質問についてお答えさせていただきます。こちらについては以前にもご質問いただいておりまして、その都度答弁させていただいているんですけれども、現在の検討状況ということで、前提となる課題も含めてなんですけれども、説明をさせていただきたいと思います。

公民館は無人管理になっておりますことから、基本的に毎週月曜日に管内の清掃と館内設備の安全点検や動作確認を行っております。具体的には、午前中おおむね９時から12時ごろまで、委託業者がそれぞれの公民館の清掃作業を行います。午後に町職員、オフィスサポーターなども含めてですけれども、３館、３つの公民館を巡回しまして、建物内外の清掃状況、清掃作業のチェック、あるいは館内設備の点検ということで、３館に設置しておりますＡＥＤとか、蛍光灯、トイレ、水道、エアコン、卓球台等の点検。その際に、蛍光管球切れがあれば交換したりとか、あとは、トイレットペーパーとか洗剤等の消耗品の補充交換も行っております。それ以外にも、展示ポスターの張りかえといった作業をしておりまして、所要時間は３館全て回り切るのに午後１時から４時ぐらいまでかかっていると、３つ周るのにですね、それぞれ１館１館チェックをして消耗品の交換等の確認をしている、４時ぐらいまでかかっているという状況です。また、その際に設備のふぐあいとかが発見された場合には、その対応もあるので、４時過ぎてしまうこともたびたびあるような状況です。年間を通しまして、このほかに、専門業者による消防設備の点検とか、エアコンの定期点検、あるいはピアノの調律みたいな作業も年に１回から２回ではございますけれども月曜日に実施しております。それ以外にも、軽微な修繕工事といったものも、なるべく利用者の皆さんに影響がない月曜日に実施するようにしているところです。こうした状況がありますことから、月曜日開館の検討に当たりましては、ほかの曜日と同じように午前９時からマックスでの開館というのは、現時点では

難しいかなというように考えておりますけれども、もし、可能であるとしたら午後３時以降であれば現実的なのかなと、不可能ではないのかなというような検討を行っている状況です。ただ、午後３時以降とした場合でも、全体的な作業時間の前倒しが必要になってくるといったこともありますし、年間を通して行っている修繕とか点検、そういったものの調整等も必要になってくるといったこともありますので、実際にできるかどうかといったところについては検討を行っているところです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課担当主査。

○スポーツ振興担当主査（河井伸一君）　スポーツ振興担当の河井です。

町民体育祭の人数、委員言うとおり、以前に比べると２分の１、あるいは３分の１にもなってしまったかなというふうに思っております。先ほどお話ししましたけれども、地区長あるいは自治会長に対しまして町民体育祭のアンケート調査を行いまして、そこでもそうですし、今小河原委員おっしゃったとおりお金も結構かかるんだみたいなお話がありましたけれども、いろいろ検討していく必要があるかなというふうに思っております。特に予備日につきましては、昨年度の町民体育祭に出場してくれたチームのうち、多くのところが予備日をやめてほしいといったようなアンケート結果が出てきています。確かに予備日がありますとお弁当の手配、あるいは参加者の確保、２日間確保しなくちゃいけないということもありますし、体協におきましても役員が全部予備日の日は手配できないといった話もあります。まず予備日につきましては廃止も含めて体育協会と話し合っていく必要、検討していく必要があると思っています。それ以外のことにつきましても、種目ですとかいろんなことですね、そういうようなことも今後検討していく必要があるというふうに思っています。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

私のほうからは、英語教育についてお話を申し上げます。

これは、英語教育に限らずですけれども、各教科の指導につきましては学習指導要領の改訂に基づきましてそれぞれの学校で教育課程を作成しまして、指導をしております。一昔前の英語の指導と比べますと、やはり昔は読んで訳すといったそういう訳読重視の指導が中心だったかなというふうに記憶はしておるんですけれども、近年ですとやはり、音声でのコミュニケーションを重視したそういった授業がやはり重きを置かれているのかなというふうに認識をしております。

宮代町では先ほどから英語教育に力を入れているということで、各中学校区では10月から11月にかけて、英語教育の発表会を実施をしております。この中では、中学校２年生の生徒と、それから小学校６年生の児童が各中学校区で集まりまして、日ごろの英語の授業で培った力を生かしまして、中学生と小学生が交流の活動をしたり、あるいは歌の発表をしたり、あるいはスピーチコンテストに代表として大会に出席をしましたその生徒の発表がありまして、参加した小学生からはあんな風に私も英語が話せるようになりたいといったような、そういった憧れを抱くような先輩の姿を見られるということも、主体的に英語を学びたいというそういった意識づけの一つになっているのかなというふうに認識をしております。議員の皆様も本当にお忙しい中かとは思うんですが、ぜひ機会

がありましたら、この英語発表会等にご出席等いただいて、私はすいません、中３の英語をしゃべれる能力がもう既に欠如をしておりまして、そういったところでまたごらんになっていただいて、かえさせていただければということで、お願いいたします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

教育推進課長。

○教育推進課長（渋谷龍弘君）　教育推進課長の渋谷でございます。

オリンピックの関係でございますけれども、アーチェリーの選手として宮代出身の方が出場されているというのは、私は記憶してございます。この中で私一番古いんですけれども、たしかロサンゼルスオリンピックのときに島村一郎さんという方が出場したと記憶しておりまして、私が採用になったのは昭和58年ですので、多分翌年に出場されて結構町が盛り上がっていたことを今記憶が戻ってきておりますので、決して忘れてはいないということでございます。

また、一方去年でございますけれども、ぐるるのほうのミズノのほうで、星奈津美さんを呼びまして、バタフライの水泳のリオとかロンドンオリンピックの銅メダリストの方をお呼びいたしまして、水泳教室なども開催しておりますので、今後につきましても、今回の予算のほうには盛っておりませんけれども、こういったオリンピックの関係につきまして、意識しながら事業展開をするとか、あるいは学校教育におきましてもオリンピックをテーマとしたそういった授業を取り入れながら推進していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　もうちょっと５分ぐらい大丈夫ですね。５時までやっていいって言われたから、休憩中言っていたから。

わかりました。余りしつこく質問すると嫌がられるので、ただ一つだけ。英語の指導ですけれども、学校の教室では指導教員はどういうふうにやっているのかね。それを聞きたいわけですよ。３級程度の英語をしゃべってくれというのは嫌がらせだよね。そういうことじゃなくて、どういう指導をしているのかなと、外国人なりなんかね、それ見に行かないのもいけないけれども、そこら辺をどういうふうに指導しているのか具体的に聞きたかったんですが。

余計な話だけれども、これ新たな質問なんだけれども、近々卒業式がありますよね。これにはほとんどの議員さんがみんな出ていると思うんですけれども、生徒が卒業するとき、案内してくるのに２人先生がいるクラスと１人しかいない先生と、あれはどういうんでしょうかね。卒業式が、生徒を案内してくるの、講堂の中で。あれはどういうのかなって、あれは片方の先生は力がないから２人にしたのかなんて悪く思えば、あれは何であああいうふうにしているのかちょっと教えてもらいたいんですけれども。２人の場合と１人の場合いるよね、あれはどういう関係なのか、ちょっと教えてもらいたいんですけれども。それだけです。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

学校管理幹兼副課長。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（小山裕之君）

学校教育担当、小山でございます。

初めに、卒業式の子供たちを引率といいますか、列の先頭に教員が立つということにつきましては、主には学年の副担任、中学校ですと副担任ですとか学年主任が、例えば１組の担任と一緒に２人になって列の先頭にという場合がございます。それ

から、特別支援学級に在籍しているお子さんにつきましては、親学級の中に入ってということも当然ありますので、通常学級の担任とそれから特別支援学級の担任とが２人がといったことで、単独の１人の教員の場合もあれば、そういったことで学年主任ですとか、あるいは副担任ですとか、特別支援学級の担任もということで２人になっている場合があるかなというふうに認識しております。

それから、英語教育につきましては、宮代町ではＡＬＴと小学校の本当に１、２年生の段階から触れ合える機会がＡＬＴの配置等で可能になっている状況があるかと思います。正直私、外国の方と面と向かって話をすると、それだけでもちょっとまだ自分で緊張してしまって、日本語でしゃべるのも少し片言になりがちという、自分なんかはそういう認識があるんですが、宮代町の小学生なんかは、本当に外国籍のＡＬＴの先生方と話すことが当たり前になっていまして、本当に自然にそういった会話がコミュニケーションをとろうとすることができる。何かＡＬＴの方ももちろん片言で日本語を使うことができますので、そういったところから異文化に触れたりですとか、人とのコミュニケーションをつくる上での本当にきっかけづくり、これは国籍を超えた何かそういうかかわりあいというのが、単なる英語の学習というものを超えてできる機会なのかなと思っております。ですので、英語教育の言語能力としての技能をつけることはもちろんですが、自己表現ですとか、自分の伝えたいことや話したいことを手振り身振りも交えて表現するといったところでも、こういった英語教育の推進の成果の一つかなというふうには認識をしております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で教育推進課分の質疑は終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時２８分

再開　午後　４時３２分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

これより、住民課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（小暮正代君）　住民課長の小暮でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、出席している職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸籍住民担当主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○国保年金担当主査（山﨑　貴君）　国保年金担当、山﨑と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　福祉産業委員会の資料の人口ピラミッドから予想できる宮代町の姿をお尋ねいたします。

ピラミッドが70歳の団塊の世代のボリュームと団塊ジュニアの四十四、五歳のところのボリュー

ム、２つありまして、その後は先細りです。これから想定しますと、わずか10年後には77歳から88歳が宮代町のピークになります。さらに10年後、つまり今から20年後には団塊ジュニアが全員リタイアします。つまり、宮代町は、縮小する一方です。このまま小さな町で頑張り続けたら、破綻するのが目に見えています。住民課としては予算を組むに当たりましてどう思っているんでしょうか。

総務課、企画財政課にどのようなアドバイスをしているんでしょうか。お願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課、小暮でございます。

それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まさに委員おっしゃられたとおり、人口ピラミッドが示す宮代町の人口でございますけれども、道仏土地区画整理事業におきまして、若干人口は増加傾向にございましたが、ここ数カ月、その増加した人口もとまっておりまして、今また減少に転じているような状況でございます。高齢化率でございますけれども、住民課のほうで正式な高齢化率を出しているだけではございませんが、委員おっしゃられているとおり、70歳以上の人口が増加傾向にある、これは私ども住民課が抱えている後期高齢者医療保険制度の被保険者が増加している傾向からもうかがえるところでございまして、非常に宮代町につきましては、やはり高齢化率が高い町というふうに言えると思います。住民課につきましては、こういった統計表を月１ではございませんけれども、必要に応じて総務課または企画財政課のほうに提供しているところでございます。

以上でございます。

○委員（金子正志君）　ありがとうございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　それでは、山下です。

何点か質問させていただきます。

最初に96ページです。旅券事務事業でございます。この事業費、ＩＣ端末の更新と説明されています。この更新をするに当たって県のほうから132万ですか、支出金がくるんですけれども、これ町の持ち出し分というのは幾らぐらいになるんでしょうかね。ちょっとわからないんですけれども、その辺のところ一つお願いします。

それと、同ページなんですけれども、戸籍住民基本台帳管理事業ですね。96ページですね。これで、マイナンバーを利用してコンビニで住民票なんかを交付するということをいっているんですけれども、この数ですよね、マイナンバーの利用した数、どのくらいになるのか、交付する枚数ですね、何枚で。それと、本町の中で交付した枚数はどのくらいなのか、これパーセントと数を教えていただきたいかなと思っております。

それと、140ページになります。

後期高齢者健康診査事業と予防事業のほうです。これ見ていると、まず最初に健康診査事業なんですけれども、これは後期高齢者加入者全員が対象となるのか、それとも任意なのか、ちょっとわからないんですけれども、その辺のところ、任意であればこれは有料なのか無料なのか、また、どういうふうになっているのかちょっとわからないなという感じがするので、多分任意でやるんだと思いますけれども、そのとき個人負担というのは幾らぐらいになるのか。一つお願いします。

それと、疾病予防事業ですね。このことなんですけれども、この総合健診受診補助金が出ていますね、378万円。これも多分個人で申し込んでや

るんだと思うんですけれども、それの助成金だと思いますけれども、この受けている人数ですね、何人ぐらい受けているのか、また、あとできればこの受けた階層、収入別でいうとどのくらいの人が受けているのか。例えば、生活困窮者が受けているのか、それとも高額の人たちが受けているのか、階層別に大体わかれば何人ぐらい受けて、これぐらいの階層の人がこれだけ受けているんですよということでわかればいいんですけれども。一つその辺のところのあれを実態はどうなっているのか教えていただきたいなと思っております。

それと、110ページになるんですけれども、国民健康保険特別会計繰出事業になります。30年度の財政運営の都道府県化により、国保財政の安定化を図るため、今年度の課税から税率改正を行ったと説明をされました。私は国民健康保険税審議のときに、保険税は幾らになるのかと聞いたんですけれども、宮代町では65歳未満４人世帯で所得300万円で46万9,200円になると説明をされています。今回は幾らになるのでしょうか。

あと、今回激変緩和措置の減少及び被保険者数の減少により、法定内法定外含め984万円増額したと説明されました。今回の激変緩和措置で幾らぐらいの影響が出ているのか。それと法定外法定内の増額された金額は幾らぐらいなのか。それをお願いします。

それと、後期高齢者については特別会計のときにやります。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課主幹。

○戸籍住民担当主幹（中村佐登志君）　住民課戸籍住民担当主幹、中村でございます。

まず１点目の、旅券事務事業のパスポートのＩＣカードの読み取り機器につきましてご説明申し上げます。

読み取り機自体は、56万2,000円ということで、備品購入費で予算化をさせていただいておりまして、こちらに対します補助金は、補助率は２分の１でございますが、上限額が20万に設定されておりますので、歳入的には20万円でございます。

それから２点目のコンビニ交付の来年度の見込み数でございますが、一応500件ということで見込ませていただいております。ちなみに、今月の２月の１日から今年のコンビニ交付のほうを開始したわけでございますが、昨日現在の状況を申し上げますと、発行件数が62件、発行場所につきましては町内のいわゆるコンビニエンスストアで42件、町外で20件となっております。町外の中でも、さらに内訳が県内14件、県外が６件となっております。一番遠いところでおとりになった方は大阪のほうでおとりになっているという状況でございます。

マイナンバーカードなどの交付率でございますが、交付件数といたしましては、宮代町で現在所管しているカード、いわゆる転出入等もございますので、発行というよりも所管しているカードということで申しますと、一昨日現在で4,800枚所管しております。率にして14.01％の方がマイナンバーカードをお持ちになっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

３点目の、140ページの後期の健診についてですけれども、まず対象者につきましては、後期高齢者医療の被保険者のうち、介護の施設に入所している方等を除いた後期高齢の被保険者全員にな

ります。それから、無料化、有料化につきましては、無料で行っております。

次のご質問の、その対象者の所得の階層別ですけれども、こちらにつきましては資料が特にございませんので出せない状況でございます。

続きまして、疾病予防についてですけれども、まず、ドッグの助成金につきまして、何人受けているかということなんですが、29年度の実績で申しますと、76名の方が受けております。

続きまして、110ページの国保の繰り出しの関係でございます。こちらの、国保特会の繰出事業の内訳でございますが、増減でございますけれども、保険基盤安定繰入金が878万円の増となっております。それから、出産育児一時金の繰入金のほうが140万円の減。続きまして、財政安定化支援事業の繰入金のほうが158万4,000円の減となっております。それから、その他一般会計繰入、法定外繰入金ですけれども。こちらが322万3,000円の増となっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　この中で、一番最後110ページの国民健康保険繰出事業から始めたいと思います。

法定外で382万円をやっているということなんですけれども、今回激変緩和措置の減少によりということで、その答えがなかったんですけれども、これはどのくらいになるんでしょうかね。影響というのは。どのくらいの激変緩和措置のあれになって、総額幾らぐらいになったのか、去年と比べてどうなんでしょうか。減っているんですか、増えているんですか。その辺のところをまず最初にお願いします。

それと、マイナンバーカードなんですけれども、この利用数、コンビニでやったのが62件、宮代の発行部数が4,800、この交付枚数なんですけれども、本町のほうでやった交付枚数というのはどのぐらいなんですかね。これによって、本町のほうとパーセンテージを教えてもらいたいんですけれども、なかなかカードを使って交付するということをためらっているのかどうなのか、その辺のところはどうなんでしょうかね。62枚しか使っていないということは、やはりためらいがあるのか、それともふだんどおりなのか、それが、ちょっとわからないんですけれども、これまだ様子が２月１日から始めたということですから、まだまだちょっと様子がわからないと思うんですけれども、どういうふうに見ているのかお願いします。

それと、この健康診査は全員無料でやるということなんですけれども、人間ドックだとかそういうのが今29年度で76名やったということなんですけれども、この資料によると、ちょっと今見当たりませんけれども、比較的これは収入の高い人が人間ドックを受けていて、また助成もなんか増やしたということなんですけれども、この助成の増やした金額というのはどのぐらいになるんですか。また、どのくらいの階層の人が人間ドックを受けて、助成を受けているのか、その辺のところわかりますか。例えば収入ゼロの人が何人ぐらい受けているのかとか、おおよそのところで構いません。そういう階層別に特徴があるのかどうかお願いします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

まず、激変緩和の額の状況でございますけれども、まず、30年度ですが、国と県を合わせまして約8,000万ぐらい激変緩和の額をいただいており

ますが、31年度につきましては、それが約600万くらいになりまして、7,400万ぐらいの激変緩和の減になっております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　それでは２点目のコンビニ交付をどのように見ているかということでございますけれども、先ほど主幹のほうで申し上げましたとおり、１カ月62件という結果でございます。実はコンビニ交付を導入したときの他市の状況をお話し申し上げますと、例えば幸手市では、導入した１年間では月平均33.7件というふうにお伺いしています。吉川市は導入後４カ月、月平均46件というところでございますので、他市の導入時から比較いたしますと、利用率は高いのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

まず、後期高齢者の人間ドックの助成金の上限の額が今幾らぐらいということでございますが、今回上限を２万5,000円から２万7,000円、2,000円引き上げさせていただきまして、この引き上げによる増ですけれども、約140万円ぐらいと見込んでおります。それは、受診率が大変伸びております関係もありまして、2,000円の上乗せ分プラス伸び率を合わせまして140万円ぐらいと見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

先ほど１点目で副課長のほうの激変緩和措置額についてご説明させていただきましたが、この激変緩和には実は国分と県繰入分というのがありまして、先ほど副課長のほうで30年度約8,000万円というのはそうなんですけれども、31年度は県分また県繰入分を入れますと2,300万円程度でございますので、増減は5,500万円の減ということで訂正させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課主幹。

○戸籍住民担当主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当、中村でございます。

先ほど、山下委員の質問の中で、宮代町の交付枚数はどのぐらいかということで、お話があったかと思うんですが、町のほうで交付した枚数は4,729枚、ほぼ同じ同数でございます。転出入ありましてもやはり同じぐらいの数が実際に出入りしているという形で考えております。ご存じのとおり、申請時来庁方式ということで、今役場の窓口のほうでカードの作成のお手伝いしていますところですね、毎日ここのところでも、１カ月以上たちますが、15件から20件程度の申請がございまして、申請時来庁方式のほうで率にして約もう２％以上、700件以上の方にご申請いただいておりますので、今後またこちらのほうのマイナンバーカードを利用しての証明書の発行のほうが増えていくんじゃないかというふうに考えております。

マイナンバーカードのほうは、発行につきましてはコンビニのみになりますので、役場の庁舎のほうでは発行はできませんので、マイナンバーカードでは。一応時間外の利用、いわゆる土日と、あとはいわゆる役場の閉庁以外の利用と、通常の開庁時間内の利用とほぼ同数でございますので、かなり時間外のご利用をいただいているかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　その中で、後期高齢者の任意で人間ドック補助金が２万5,000円から２万7,000円でという、私はそれを聞いているわけじゃなかったので、どのくらいの階層の人が人間ドックを受けているのかということで聞いたわけで、収入別でいったら特徴的なことがあるんですかということ聞いているわけです。例えば収入別に言えば０円の人から結構書いてありますよね。そういう人たちの中で比較的高額の人が受けているのかどうなのかということを聞いたわけです。その辺の特徴があるのかどうか。それを回答お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

受診者の階層別のデータというのはとっておりませんので、その辺のところはちょっとわからないところですので、ご了承いただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　戸籍住民台帳の住民票のとかのところとコンビニでは62件ということなんですけれども、4,700のうち62件、何かまだまだ宣伝が足りないのかどうなのかわかりませんけれども、利用率が少ないなという感じがします。その辺のところは、住民課として今後どうするのか、また、毎回とっている人が4,800件あるのに62件ということですから、本当に利用率が少ないなという感じがします。やはり、利用率が低いということは何か住民が危惧を持っているのかどうか、その辺のところは住民課としては把握していますか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課主幹。

○戸籍住民担当主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当の中村でございます。

ただいまのご質問でございますが、実際に4,800枚所管しているカードございますが、いわゆるコンビニ交付を利用することだけを目的におつくりになっている方ばかりではございませんで、特に高齢者の方につきましては、ご本人様の確認書類、いわゆる身分証明書のかわりとしてお写真つきのものが欲しいという方もいらっしゃいまして、実際にご申請いただきましても、コンビニ交付とかはやらなくて役場に行くから、いわゆる電子証明書という証明書の暗証番号をお入れするんですが、そちらも必要ないよという方もいらっしゃいますので、必ずしも4,800枚所管しているカードが皆様がコンビニを使えるという方ではございませんので、ご了承いただきます。ただ、町といたしましても、実際に今年の４月30日をもちまして、庁舎に設置しております自動交付機のほうが稼働停止するということになっておりますので、なるべく皆様方が休みの日でも住民票、印鑑証明書がとれるように、こちらからも周知をしていかなくてはいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

２点だけご質問させていただきます。

まず、96、97ページの旅券事務事業なんですけれども、ＩＣ旅券データ確認端末の更新ということなんですけれども、まず基本的になぜ更新が必要なのかということでお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つは、110、111ページの国民健康保険特別会計繰出事業で、激変緩和措置につ

いては前段の山下委員でわかりましたが、もう一方、被保険者数が減少しているという傾向にあるということなんですけれども、これはどれぐらいの保険者数が減っての見込みなのか、その点お示し願いたいと思います。

３点目は、140、141ページの後期高齢者疾病予防事業で、先ほど聞いてなかったということなんですけれども、人間ドック助成金の上限額の引き上げ、2,000円引き上げられました。これは、いいことだと思うんですけれども、先ほどその理由の一つに利用者が多いということだったんですけれども、その辺の上限額を引き上げた経緯ですね、それについてお尋ねしたいと思います。

以上３点。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課主幹。

○戸籍住民担当主幹（中村佐登志君）　では、１点目の旅券のＩＣカードの読み取り端末についてご説明申し上げます。

こちらのＩＣカードの端末につきましては、宮代町で旅券の事業、いわゆるパスポートの事業を始めまして今年度の新年度の９月で５年が経過いたします。そのときに導入したＩＣカード読み取り機のほうが、５年間でいわゆる保守契約が切れるということで、再度保守契約ができないかということで、お話し申し上げたんですが、製造メーカーのほうで保守は無理であるということの話がございまして、今回入れかえという形になったものでございまして、必ずこちらのほうですね、パスポートのほうにＩＣチップが入っております。そちらのほうにお写真ですとかお名前とかのいろいろな情報が入っております。そちらを読み取りができませんと交付に支障を来しますので、今回新たに入れかえて、導入ということになった次第でございます。

以上でございます。

○委員長（・九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課の草野でございます。

２点目の、国保の被保険者数をどれぐらいに見込んでいるかということなんですが、31年度につきましては、8,238人で見込んでございます。30年度と比較いたしますと約８％の減でございます。

それから３点目の、後期の人間ドックの上限額の増減の理由でございますが、これにつきましては、前々から監査委員さんそれから被保険者の方から国民健康保険の人間ドックが２万7,000円ということでございまして、ぜひ後期のドックも同じ額にしていただきたいという要望をいただいておりました。その関係でいろいろ調べさせていただいたんですが、まず埼玉県内で国保と後期の上限額を変わっている団体が４市町村しかなくて、この近隣も全て国保と後期の人間ドックの上限については一緒だということで、それにやはり健診内容もほぼ一緒なものですから、同等の上限額にしようということで、今回させていただきました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

まず、再質問は、旅券事務事業の関係なんですけれども、５年間で保守契約をしなければいけないということで、これは契約は同じになるんですか、もちろん同じところにというふうになるかと思うんですけれども、その点お尋ねしたいと思います。

それから、２点目はわかりました。３点目もわかりました。わかるんだけれども、これは私もこれまで要求してきましたし、近隣でも杉戸でも国保と同じような上限額になっていたのでぜひお願

いということで言いましたが、これが実ったので、一定程度評価したいと思います。ありがとうございます。

じゃ、その１点だけお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課主幹。

○戸籍住民担当主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当、中村でございます。

メーカーは実際に数社つくっておりますので、見積もり合わせのような形になるかと考えております。やはり同じように５年間の保守契約という形で、初年度は実際にメーカー保証で無料でございますので、保守契約的には32年度からの後半からの４年間という形で考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　わかりました。

そうすると、業者、メーカーは何社ぐらいでやるんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課主幹。

○戸籍住民担当主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当、中村でございます。

前回の現行の機種を導入したときには２社でございましたので、同等に２社、３社ぐらいだと考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　資料の64ページなんですけれども、宮代町から転出する人の人数、宮代町に入ってくる人の人数の表があります。町から出ていく人が1,232人、入ってきた人が1,363人、余り変わらない人数ですので、先日広報に自然増、社会増を載せてくれと言ったのは、この社会増ですね、入ってくる人出ていく人の話なんですけれども、きょうはこの年齢がわかれば、つまり想定できるのは宮代町から出ていく人は大学を受かって下宿する、あるいは大学は通学していたけれども、会社に受かってやはり都内、あるいは地方都市に出ていく、意外と若い人が出ていって、入ってくるのは家を買う人ですから40代の人、あるいは春日部の人、マンションを売却してリタイアするのに静かな宮代町で暮らしたいとかという、どちらかというと出ていく人は若くて、入ってくる人はご年配なんじゃないのかなと想像するんですけれども、転入転出者の年齢がわかるんでしたら、教えていただきたい。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課主幹。

○戸籍住民担当主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当、中村でございます。

こちらの転出につきましては、年齢ごとの統計というのはとれておりません、申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で住民課分の質疑を終了いたします。

これをもちまして議案第29号　平成31年度宮代町一般会計予算についてに対する質疑は全て終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時０５分

再開　午後　５時１９分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

2019年度、平成31年度一般会計予算について、反対の立場をとりたいと思います。

討論につきましては、きょう教育推進所管、それから住民課所管の議論が終わったばかりですので、それらも含めて、改めて本会議の中で討論をしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　反対討論ございますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子です。

宮代町の縮小を続ける人口を見ますと、同じように予算を組み続けることが非常に心配です。人口が減る、学校も減っていく、体育祭は半分の参加者、文化祭も今後続くかどうかわかないぐらい出展が減り続ける、町の商店街の会員数も半減しています。まだ人口は５％ぐらいしか減っていないんです。たった５％減ってこの状態。これから20％30％減っていくんです。正念場を迎えるに当たって、余りにものんびりした予算の組み方、組み続けられるはずがない。反対とします。

なお、議長にお願いがあります。

議会での反対討論は少し長くなりますので、お時間をいただくようよろしくお願いいたします。議会での反対討論は長くなりますので、途中で遮らないでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　金子さんは反対だけれども、私は賛成します。というのは、本来なら消費税の問題が組み込まれておりますので、反対をしたいところです。ちょっとしゃべらせてもらうと、2013年から17年にかけて物価は4.3％上昇しております。生活に欠かせない日用品の上昇が暮らしを圧迫していると言われて、厳しい生活を強いられている現状です。ですので、本来なら、消費税反対したいと、なぜ反対かというと、消費税が一部組み込まれておりますので、反対したいところなんですが、私は高齢者で、いろいろふれあいセンターの問題、あれを何とか高齢者が喜ぶような方法をとってもらいたい。絶対にとってもらいたい。まだ、そのほかに、高齢者対策では前年より大分進んだ答弁をしておりました。それを期待しております。あと、学童保育の問題だとかいろいろ私はぜひ予算を通しておかないと困る問題が幾つかあると思います。ですので、本会議の討論のときには時間をもう少しかけて私も討論の内容を申し上げたいと思います。ただ、しつこいようですけれども、高齢者を絶対大事にしてもらう予算、これは守ってもらいたい。そのことを強く言ってきょうは賛成をしておきます。なお、詳しいことは討論で私なりに述べたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第29号　平成31年度宮代町一般会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（九山妙子君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月19日火曜日、午前10時から委員会を開き、国民健康保険特別会計予算の審議から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　５時２５分

予　算　特　別　委　員　会

第　６　日

出席委員（１２名）

唐沢捷一君		丸・山妙子君	
野原洋子君		丸藤栄一君	
山下秋夫君		関弘秀君	
角野由紀子君		田島正徳君	
伊草弘之君		合川泰治君	
金子正志君		小河原正君	
（議長 中野松夫君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	新井康之君	副町長	南沢郁一郎君
住民課長	小暮正代君	住民課副課長	草野公浩君
国保年金担当主査	村山善博君	後期高齢者医療担当主査	関根盛純君
健康介護課長	小島修君	健康介護課副課長	岡村行雄君
健康介護課主幹	齋藤俊美君	介護保険担当主査	小林和政君
高齢者支援担当主査	岡安英之君	高齢者支援担当主査	齋藤千洋君
まちづくり建設課長	横溝秀武君	上下水道室長	高橋暁尋君
上下水道室主幹	忽滑谷和君	下水道担当主査	和田光春君
上水道担当主査	荒川俊二郎君	上水道担当主査	宮下義樹君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤賢治	主任	岡村恵美子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（九山妙子君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。

これより、３月12日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

本日は、議案第30号　平成31年度宮代町国民健康保険特別会計予算について、議案第32号　平成31年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第31号　平成31年度宮代町介護保険特別会計予算について、議案第33号　平成31年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について、議案第34号　平成31年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第35号　平成31年度宮代町水道事業会計予算についての順に、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３０号の審査（住民課）

○委員長（九山妙子君）　それでは、議案第30号平成31年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（小暮正代君）　おはようございます。

住民課長の小暮でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、順次出席職員の自己紹介をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○住民課副課長（草野公浩君）　おはようございます。

同じく住民課の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○国保年金担当主査（村山善博君）　おはようございます。

同じく住民課、国保担当主査の村山と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　おはようございます。山下です。

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、最初に232ページでございます。保険税でございます。

被保険者減で、前年度と比較して2,299万5,000円減少と説明をされました。一方、平成30年度から条例改正により、改正前と改正後では賦課調定額で3,900万円、保険基盤安定制度で1,000万円の改正効果があったと説明されました。被保険者数が減ったのにもかかわらず、改正効果があるということは、保険税改正により増額なのでしょうか。まず最初にお聞きします。

それと、激変緩和措置が30年度では8,100万円から、31年度予算では2,300万円となりました。説明では5,500万円の減額と説明をされました。これらによって、本年度は加入者１人当たりは保険税に賦課の影響は出ているのか、お示しください。

資料69ページ、所得階層別世帯人員被保険者数を見ると、所得115万5,000円以内で、加入全体で

51.77％に及んでおります。253万円以内では実に80％に及びます。これでは払いたくても保険税を払えない人たちが出てきても不思議ではありません。

資料72ページ、資格者証、短期保険者証を見ても、10月末現在で97人、資格者証で５人となっております。これだけの人数です。国保の平均保険料は確認の上幾らになりますか、お尋ねします。

それと、宮代町では、31年度予算では、所得300万円４人家族とした場合、保険税は幾らになるか。これも確認の上、お示しください。

保険税増額と合わせて、窓口で払う負担割合も増えました。どのくらい増えたんでしょうか。全体額と利用者１人当たりの平均は幾らになりますか、お示しください。

それと、資料73ページになります。

国保税の未収、滞納、収納額を見ますと、年々収納率が上がっております。滞納世帯数も減ってきていますが、国民健康保険喪失者の数がわかりません。資料73ページを見ると、30年度は平成31年１月末で、滞納金額が資格喪失者も含んで１億182万円となっております。宮代町では、繰り越し分まで含め、現在までの保険喪失者は何人なのでしょうか。わかる範囲で教えてください。

現在までの保険喪失者数、このような保険喪失対象者は緊急で医療機関に運ばれた場合、町の対応は保険対象にするのでしょうか。また、徴収対策では、一部の悪質な滞納者を除き、生活困窮者まで徴収対策に努めているのではありませんか。どんな方法で徴収対策をしているのでしょうか、お尋ねします。

資料74ページになります。

高額医療費が29年度で下がっています。30年度の予想高額医療費の予想合計金額はどのくらいになるんでしょうか。この高額医療費が下がった理由は、制度改正によって高額医療費対象件数が減ったためでしょうか。お答えください。

それから、235ページです。

県の支出金、２の特別交付金でございます。説明ではまだ流動的でわからないということを言っていましたけれども、本来国の制度ですが、保険者努力支援分でございます。昨年と比べてどのくらいの額ですか、予想があったら教えてください。どのようなことが県に評価されているのか、これもわかる範囲でお示しください。去年はどうだったのか、今年はどうだったのか、わかる範囲でお示しください。

それから、252ページです。

特定健康診査等実施事業でございます。資料の76ページを見ますと、受診率が宮代町の場合43.4％です。埼玉県自治体の中でも平均以上です。説明の中で、積極的な受診勧奨や地区別受診勧奨等を実施するとされています。事業概要の中でも目標を48％に定めています。失礼ですけれども、言葉では受診率の向上を述べていますが、どのような計画なんでしょうか。

埼玉県伊奈町では54.9％の受診率です。言葉では受診向上を叫ばれていますが、予算を29年度は4,360万円、30年度では4,270万円、そして31年度予算では4,268万円、３年連続で減額した理由をお示しください。

最後になります。252ページです。

疾病予防事業でございます。説明では、被保険者の疾病予防及び早期発見によって、重症化を防止する各種がん検診などの実施とされております。資料の77ページを見ますと、がん検診の受診率と早期発見者は何名でしたでしょうか。また、埼玉県健康マイレージに登録されたポイントを定期的につけている参加者は何人いるんでしょうか、お示しください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、１問目の232ページの保険税の改正の効果についてでございますが、もちろん保険税の改正によりまして効果はあったというふうに考えております。予算では、対前年度比2,299万5,000円となっておりますが、もし税率を改正しなかったら、これにさらに減額となっていたということでございまして、これはまさに税率改正の効果でございます。

それから、基盤安定制度の1,000万円につきましては、これも税率改正の効果で、今回の均等割を引き上げたことによりまして、それに比例をして、県の負担金も1,000万円ほど増えておりますので、効果があったというふうに考えております。

２点目の激変緩和の１人当たりの保険税への影響でございますが、激変緩和による税への影響はございません。では、どうなるかといいますと、激変緩和が少なくなることによって、その少なくなった額を、法定外の繰入金で町のほうが補填をするということになりますので、法定外繰入金の増加につながるということでございます。

続きまして、３点目の国保税の平均の保険料についてでございますが、まず１人当たりの平均保険税ですけれども、こちらは当初になりますが８万7,102円でございます。

続きまして、４点目の所得300万円４人家族の保険税額でございますが、こちらは年間で46万9,200円ということで、これまで税率改正の説明の中でも資料でお示しをさせていただきましたが、同じでございます。

続きまして、５点目の税率改正によって、医療機関の窓口負担の割合が変更するのではないかというご質問ですが、保険税の増額によって窓口負担割合が変更することはございませんので、もし変更するとすれば、その方の所得が変わって変更することはあるかと思いますので、税による変更はなしということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、６点目の保険の喪失者は何人かというご質問でございますが、まず保険の資格の喪失者の内容でございますが、資格の喪失者は国保から社会保険へ加入した方とか、あと後期高齢者医療へ移行した方、それから転出をした方、それから亡くなられた方とか、あと生活保護の受給を開始した方等となっておりまして、それらの方を資格の喪失者と言っております。一応、人数ですけれども、29年度が年間で2,087件ございました。それから、平成30年度につきましては、２月末現在で1,776件となっております。ですので、その喪失者に対する町の対応と、あと徴収対策はどうなっているのかということですが、特に町で対応しているということはございませんで、徴収対策につきましては、もしその喪失者の方で国保税の滞納があれば、税務課の徴収担当のほうで通常の徴収対策を実施させていただいているということでございます。特に滞納がなければ何もしていないということでご理解いただきたいと思います。

次に、７点目の30年度の高額の予想額についてでございますが、現在年度途中でございますので、あくまでも予定ということでご理解いただきたいと思いますけれども、おおむね３億2,000万円前後になるかというふうに考えておりますので、29年度の決算並みというふうに考えていただきたいというふうに思います。

それから、次に高額療養費が３年間で下がった理由でございますが、一番大きいのが被保険者数

の減少でございます。それから、あと29年度、30年度で制度改正がございまして、そちらの減少も影響しているというふうに考えております。

次に、235ページの県の特別交付金の額と、あと評価についてでございますが、こちらの額につきましては、埼玉県のほうで試算をした額を計上してございます。評価の内容ですけれども、こちら保険者努力支援制度になっておりまして、保険者で行っております医療費の適正化とか、徴収率のこととか12項目の評価がございまして、それに基づいて評価をいただいております。現在、今回の31年度の内容では、30年度の努力支援の評価が反映されますので、具体的にはこれから示されるということでご理解いただきたいと思います。

それから、続きまして、252ページの特定健診の関係でございますが、まず予算が年々減少している理由でございますが、まず被保険者数の減少が大きくなっております。被保険者が減少することによりまして、特定健診の対象者数も減少していると。それから、もう一点、毎年決算を出して、その決算額になるべく決算ベースに合わせるように、少しずつ減少させていただいております。

次に、２点目の受診率向上の計画の内容でございますが、町では平成30年から35年の６年間を計画といたします第３期の宮代町特定健康診査等実施計画を策定しております。こちらは国の法定計画でございまして、中身については特定健診と特定保健指導を計画的に実施していくということで策定させていただいております。

計画の中身ですけれども、効果的な特定健診と受診勧奨、それから特定健診の受診環境の整備、それから新たな保健指導の形、健康意識の向上に向けた取り組みという４項目を町の施策として掲げておりまして、その中で特定健診と特定保健指導の受診率の目標を年度ごとに示しておりまして、それに基づいて、毎年実施をしております。

続きまして、がん検診の受診率及び早期発見者の数字でございますが、まず各がん検診の受診率ですけれども、30年度は今実施中でございますので、29年度の数字とさせていただきたいと思います。まず、胃がん検診については12.3％、肺がんについては15.7％、大腸がんについては26.2％、子宮頸がんについては23.1％、乳がんについては24％となっております。

早期発見者の数字につきましては、一番最近のデータが28年度データになりますので、そちらのほうで報告させていただきます。なお、国保ということではなくて、こちらについては町民の方のデータということでご理解いただきたいと思います。まず、胃がんについては１名、それから肺がんについても１名、大腸がんについては３名、乳がんについては２名の方となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問ですけれども、健康マイレージの定期的な参加者数ということですが、こちらも今、年度途中でございますので、国保だけのデータではなくて、町民全体のデータということでご理解いただきたいと思います。定期的な参加者数ということなんですけれども、どの程度で定期的かというそういうものもありますけれども、一応昨年の11月にキャンペーンを実施しましたので、そのキャンペーン期間中に歩数の送信が１回以上でもあった方を対象とさせていただきます。その11月中のキャンペーン中に歩数の送信が１回以上あった方ですけれども1,038名ございました。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

保険者数が減ったから、いろいろと税額が減っ

ているというのはわかります。ただ、ここに書いてあるように税金が改正されて、その改正された金額がこれだけの効果があったんだということになります。確かに、それは改正されて金額は増えると思います。その分やっぱり被保険者のほうに負担がかかっているんではないかな、私はそう思っております。

それで、今年の保険税額は幾ら上がったのか、まず最初にお聞きしたいなと思っております。これは参考資料の中には書いてあると思いますけれども、確認の上もう一度お願いします。

それと、31年度予算で所得300万円４人家族とした場合、これは概算だと思いますけれども、46万9,200円ですか、それだけの金額になります。これは所得300万円で10％以上ですよね。４人家族で、まるまる１カ月分ぐらいを保険税に持っていかれる。本当に私は高いなと思っております。共済組合だとか、協会けんぽとかいろいろあると思いますけれども、相当差があるんじゃないかなと思っておりますけれども、町のほうはその辺のところはどういうふうに考えておりますか。何パーセントぐらい、どのくらいの差があると思っておりますか、同じぐらいの協会けんぽと比べたら。私は本当に相当の差があるんじゃないかなという感じがします。これは町のほうに言ってもしようがないかなという感じはしますけれども、国の制度そのものですから。しかし、それはあと町民のほうに覆いかぶさってくる、これは間違いないと思います。やはり、町のほうでも、県に、国に保険税の引き下げを求めるべきじゃないかなと私は思っております。その辺のところをもう一度町のほうではどういうふうな考えを持っているのか、お願いします。

それと、未収金の人です。

春日部で前にも話したんですけれども、保険に入っていなくて病院に運ばれた、そういう人がいます。市の方では保険に入ってくれということで入ったみたいなんですけれども、一時しのぎでその人はまたやめたしまったと、払わなくなったと。こういう場合は滞納になっていますよね、町のほうにも。多分滞納だと思います。そういう人たちが救急で入った場合、これはどういうふうな扱いになるのか。本当にこれを徴収するのか、どうなのか。私はちょっとその辺のところが心配なんです。お金がない人は死ねということなのかなという感じで、本当にどういうふうな対応をしているのかちょっとわからないというのか、普通の徴収対策をしているんだと言っていますけれども、悪質な人は仕方ないと思います。お金があるのに払わないという人はそれは悪質だと思いますけれども、本来お金がない人です。お金がなくて払えない、保険税も先ほども言いました。これだけ高いということで払えませんよ。年収はゼロの人が半数近くいるという話も聞いています。いろいろ払ったらゼロになってしまったという人が。そういう人たちに払えと言っても、これは払えないと思います。そういう人たちが救急で運ばれた場合はどうするのか。もう一度詳しくお願いします、この辺のところ。

高額医療費、昨年並みだといいますけれども、制度改正もあって下がった部分もあるということなんですけれども、その辺のところは何名ぐらいの対象者が下がってしまったんでしょうか。前回の制度の中ではもらえたのに、今回の制度改正によってもらえなかったと。高額医療費の対象者にならないという人は何名ぐらいになったんでしょうか。

特別交付金です。これは本来は国が査定して県のほうに出しているんだと思いますけれども、町のほうはそれを積極的に交付金をもらうのか、そ

れとも町民のために我慢して、これは町民のほうに回そうというふうに考えているのか。もらうのをやめて。ただ、もらうとなれば、やっぱり町民のそういう健康保険を少なく見せたり、何かそういうことをやるわけですよね。そうしないと交付金はもらえないわけですから、査定ということで県とか国がつけるわけですから、町が勝手につけるわけにはいかないんです。そうすると、やっぱり県のほうか国のほうにいい目でもらいたいと。悪い目で見るといい目で見てもらいたいから保険税を高くするとか、受診を低くするとかしないとこれはもらえないわけです。そういうことを積極的にやっているのかどうか、その辺のところをもう少し詳しくお願いします。

それから、特定健康診査です。伊奈町では54.9%と先ほど私が言いましたけれども、54.9%の受診率ということで、まだまだそこから比べたら宮代町は48%、計画的にやっていくんだと言っていますけれども、具体的な計画というのはどういうことなのか、受診率を上げるために。言葉だけではわかるんです。受診率を上げましょうと言っても、これはどうやって計画的に上げるのか。その辺のところを。

〔「宮代町の受診率は48ではなく43ではないか」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　48%じゃなかったですか、宮代町は。資料の中では。見間違いかもしれませんけれども。その辺のところをもう一度お願いします。

疾病予防については各種がん検診、わかりました。８人の早期発見者がいたということで、これをもう少しやっていってほしいなと、これは要望でございます。これだけの人たちが早期発見で社会復帰ができたということになれば、やったかいがあるなという感じがしますので、ぜひいろんな意味で。できれば各種がんということですから、いろいろながんもあります。また、この中にも入っていないがん検診もあります。これを増やすなり何かをしてほしいなという感じがします。例えば、議員の中にも白血病、骨髄ですか、何かそういうので血液のがんになったということもあります。ぜひ、そういうところも含めて増やしていくということの考えをお願いしたいと思います。

以上です。もう一度お願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、１点目の保険税額がどれぐらい上がったのかというご質問でございますが、まず30年度の税率と比較いたしまして、ご説明させていただきます。

まず、医療分の所得割ですけれども、30年度が6.1%が6.17%で、0.07%の増となっております。それから、均等割については２万8,200円が３万1,800円で3,600円の増となっております。後期高齢者支援分ですけれども、所得割が1.9が2.05で、0.15%の増となっております。均等割につきましては9,600円が１万1,000円で1,400円の増。介護分ですけれども、所得割が1.3から1.89%、0.59%の増。均等割につきましては１万1,000円から１万4,100円で3,100円の増となっております。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　２点目につきましては、住民課小暮でございますが、私のほうからご回答申し上げたいと存じます。

まず、先ほど300万で４人世帯の負担率が高いと、被用者保険と比較しても高いということをどう受けとめているのかというご質問かと存じます

けれども、委員ご指摘のとおり、やはり一般的に制度の違いがあるものでございまして、例えば協会けんぽさんと比較すると、例えば協会けんぽさんが一般的には七、八％の負担率、国保が10％以上というような負担率になっているわけでございます。

先ほどの300万円の４人世帯というところでいきますと46万9,200円、これは改正する前が42万1,400円でございますので、４万7,800円、月3,983円の増と、１人当たり996円の増というところでございまして、こちら東部地区の中では大体６番目ぐらいの位置にあるものでございます。

この負担率でございますけれども、例えばよく30年度の平均所得が宮代町は120万というふうにお話しさせていただいておりますが、例えば高齢者２人世帯でこの120万円だった場合、負担率は宮代町は改正後11.7％になりますが、東部地区では実は上から８番目というところで、一番高いところでも12.4％というところでございまして、宮代町が一概には他市町と比較して高いというところではないということはご理解いただきたいなと考えているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、国民健康保険につきましては、加入者の多くがやはり高齢者や所得の低い方で占められているわけでございますので、やはり保険税の負担というのは非常に厳しいものであるというふうな認識をしているところではございます。そのため、やはり委員がおっしゃっておりましたとおり、町といたしましても、やはり安心して医療を受けていただくためには、国が責任を持って財政負担を図っていただきたいという気持ちは一緒でございまして、今後も国保財政基盤の強化のために、一層の財政措置を国に講じるよう要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

３点目の滞納者に対しましての医療機関への受診の件でございますが、滞納者であっても保険証のほうは交付しておりますので、普通に医療機関のほうは受診できます。この資料の中でも、短期証と資格者証明書がございますけれども、短期証の方も保険証の期間は短いんですけれども、普通に医療機関のほうは受診できるようになってございます。

資格者証につきましては、受診をしていただいて、後で精算をしていただくような形になりますが、決して受診の機会を奪うということはございません。当町につきましては、そういった医療と税の扱いにつきましては別だというふうに考えておりますので、あくまでも受診の機会を損なわないように今後も運営していきたいというふうに考えております。

それから、４点目の高額改正の対象者の影響の件でございますけれども、昨年の８月に高額療養費の引き上げがございまして、高額療養費につきましては毎月同じように受診をするというわけではございませんので、簡単に比較ができないような状況になっておりますが、一応７月に受診された方が、８月にも改正後に同じ条件で、同じ医療費で、また所得で影響を受けたという前提で説明させていただきたいと思いますけれども、その７月と８月を比較した場合に、影響のあった件数が105名おりました。影響額につきましては92万6,140円あったというふうに考えております。

続きまして、県の交付金への取り組みについてですけれども、先ほどもご説明がありましたよう

に、国保税につきましては、被保険者の方には大変厳しいという認識はございますので、今後とも県の交付金の獲得に向けて、努力していきたいなというふうに思っております。

一応、昨日、平成30年度の県の交付金の評価がまいりまして、7,800万円ぐらいの交付金をいただけるということで、当初よりも5,000万ぐらい多くいただけることが昨日県から連絡が来ましたので、こういったことも含めて、町ではしっかり保険者努力支援制度の獲得に向けて、全て努力していきたいというふうに考えております。

それから、特定健診の具体的な内容でございますが、受診率をやはり上げるために、積極的な受診勧奨をまずやっていくことを掲げております。計画の中で掲げていますのが、町内を地区別に分けまして、地区ごとにやはり受診率のばらつきがございまして、特に受診率の低い地区をちょっと調べて、そこに積極的にアプローチしようかなというようなことも書かれておりますし、あとは未受診の方が受診しやすい環境を整えるために健康セミナーを開催していくとか、そういったことも書かれておりまして、30年度に取り組ませていただきました。

もう一つは、広域的な乗り入れということで、町内の受診者の方が、非常に春日部とか久喜とか近隣の医療機関をかかりつけ医にしていることが多いことがわかりまして、そういった春日部がかかりつけ医の方が春日部の医療機関で特定健診を受けられるような環境整備も、今後していったらどうかというようなこともこの計画でうたわせていただいておりまして、今進めているところでございます。そういった内容を具体的に進めて、受診率の向上につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

１点だけ補足というか、先ほど副課長が答弁した中で、せっかくの機会でございますので、ちょっとお話しさせていただきたい特別交付金でございます。

当初見込みより5,000万円多くいただけるようになったと。特に、これは県の繰り入れ分をいただけることになったんですけれども、この分につきましては、多くが例えばジェネリックや医療費通知とかいった実績のお金というのはそのまま来るんですけれども、そうすると当然人口が多い、被保数が多いところに多くいくという流れになるわけですけれども、宮代町で評価いただきましたのは、今回もご質問いただいている特定健診がまず受診率の伸び率が１位という評価をいただきました。ここがもうかなり高額の評価をいただきました。それと、このＰＲ活動といったところとか、特定保健指導の取り組み状況、こういったものが全て県内でも１位という評価を実はいただいたところでございまして、その結果予定額よりも5,000万円多くいただけるということは、結果としていただいたというところでございまして、この数字は、正直申し上げますと県内でもトップクラス的な高い数字をいただけたなと。被保数割からいきますと、というふうに考えているところでございまして、やはり税だけで法定外赤字を解消していくということではなくて、私ども保険者としてもなお一層の努力をいたしまして、公費獲得をさせていただいた上で、税率というのを検討していきたいといっているところの姿勢で臨んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最後から言います、特別交付金でございます。先ほど課長のほうが説明されました5,000万円獲得のために努力を、健診だとかそういうもので埼玉県で１位なんだと。それはわかります。それは努力ということでやることはわかるんですけれども、保険者の税率ですよね、収入別に言えば、所得別に言えば、ゼロの人がかなり多くなってきている。そういうところにそれを配分するとか、いろんなことができると思います。その辺のところで、所得が低い人に誰もが町民であれば健康で長生きしたいというのがこれは希望だと思います。そのために健康保険、皆保険というのがあるんだと思います。どこかでそれはやらないと、国が本来であったらやるべきなんですけれども、なかなか国はやらないというのが今の現状でございます。そうすると、やっぱり自治体のほうでそれは回ってくる。しかし、これは県のほうに健康保険は回ってしまったということでは、なかなかそれができないということになれば、一般財政を投入しなければそういう人たちが救われないということになると思います。ぜひそういう評価された金額を回すように私は希望をいたします。ぜひその辺のところはよろしくお願いします。

やはり、さっきの保険税は４人家族で300万ということを言っていましたけれども、協会けんぽからすると３割ぐらい高いんですか、４割ぐらい高いんですか、その辺のところをもう一度お願いしたいと思います。どのくらい高いのか、協会けんぽと比べて、宮代町の同じ上限でやった場合はどのくらい高いものなのか、一つだけお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

先ほど、一概に制度の違いから比較できないというお話をさせていただきましたけれども、当然協会けんぽの保険料につきましては、事業者負担があるわけでございます。国民健康保険につきましては、被保険者それぞれが所得や世帯の加入者数に応じて等しくご負担をいただくようなことを原則としている制度でございます。

しかしながら、実際に医療費で見ますと、保険税に必要な医療費でございますけれども、協会けんぽさんでいけば、１人当たりが約十七、八万円ぐらいというふうに伺っておりまして、市町村国保でいけば35万円でございますから、医療費は倍になっている状況ということもあります。こういった中で保険税というものがあるわけでございますけれども、なかなか簡単には比較いかないんですけれども、以前ちょっと調べたことがあるケースでお話し申し上げますと、年収400万円の４人家族で比較した場合、協会けんぽさんでいけば年20万、940円程度。町の保険税でいけば33万7,500円ということで、町のほうがもちろん高い状況になっております。これが年収280万円のひとり暮らしになりますと、実は協会けんぽさんが年８万866円、町の保険税が９万7,700円、これは新税でやった場合だったと思いますけれども、このような比較をしたことがございます。ただし、これは当然町の国民健康保険税というのは、所得が低い方に軽減が入るわけでございまして、低所得者の層で比較をしますと、協会けんぽさんのほうが高くなる階層も実はあったように記憶してございます。ですので、なかなか制度の違いということもありますし、先ほど申し上げましたかかっている１人当たりの医療費、特に医療費の話で申し上げ

ますと、40代、50代の医療費が協会けんぽさんと国保で大きく開きがあったように記憶しています。その原因の一つが、現役世代の入院費の高さにあったように思っていまして、特に精神疾患などの割合が著しい相違があるものでございます。いわゆる働き盛りのサラリーマンの方が心の病にかかって退職して、国民健康保険に加入して、長期入院されるみたいな傾向がやっぱりありまして、この医療費にかかっている、先ほど申し上げました状況というのは、非常に協会けんぽさんと違うというところはご理解いただければなと思っております。当然、その医療費がこの保険税、保険料の基礎となるわけでございますので、そういった部分もお含みおきいただきながら、この制度の違いというものがあって、一概にこの負担率というのが比較できないのかなというふうに考えているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最後になります。

医療費が違うことは当然です。協会けんぽは働いている現役生が大体です。国民健康保険は先ほど言いましたけれども、非正規だとかそういう人たちがもう圧倒的多数です。本当にゼロの人もいます。それで年をとっています。医療費が高くなるのは当然です。この根本的な原因、医療費が高く、そして加入者が高齢だと。そういうことも含めて、やっぱりこれは国の制度として、私は矛盾を解決していかないと、幾ら町で一般財政投入したから、本当に一部だと思いますけれども、国の制度を変えていくということは私は大事だと、先ほど言いましたように、国のほうに求めていくんだというふうなことは大事かなという感じがしますので、ぜひその辺のところは町のほうでも強めていただきたいと思っております。ただ言っただけじゃなくて、やはり市町村会に言って、まとめてやってもらいたいというのが私の希望です。ぜひその辺のところを強めていただくということを求めて、私の質問とさせていただきます。

○委員長（九山妙子君）　要望ということでよろしいですか。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

１点だけ質問させていただきたいと思います。

予算書の254ページ、205ページにかかわる項なんですけれども、第５款の保健事業費、第２項保健事業費、１目疾病予防事業の関係の中で、この中で前段者とも若干重複する面があろうかと思うんですけれども、19の負担金補助及び交付金の中で、人間ドックの補助金の申請者の増ということで、若干予算が増額されておるんですけれども、この中で特に人間ドックの関係なんですけれども、委員会の資料の中の80ページの中で、人間ドック受診医療機関の状況ということで資料をいただいております。この中で、具体的に地域別、それから受診者の数が載っておるんですけれども、具体的に中身でちょっといろいろと聞くわけなんですけれども、特に町内が12名、町外ということで県内、県外ということで48名、23名、合計で83名という数字が載っておるんですけれども、具体的に町内とはどこを指しているのか。特に私なんかの関係は、六花を注目しているんですけれども、六花の受診率がどうなっているのか。町内、町外も含めて、特別交付金、宮代町は受診率がいろんな面で評価されているということなんですけれども、この人間ドックの関係の中身をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず１点、資料の80ページの人間ドックの受診医療機関の状況につきまして、後期の状況になっておりまして、その辺をちょっとご理解いただきたいと思います。その上で国保の町内医療機関の状況ですが、30年度の状況になっております。

人間ドックの受診状況については、国保のデータが今ちょっとなくて、特定健診のほうでしたらあるんですけれども、人間ドックのデータが今手元にございませんので、後でお調べして、提示させていただきたいと思います。

参考までに、特定健診のほうの町内の受診状況ですけれども、30年度につきましては、国保の特定健診が840件ございまして、そのうち六花が494件でございまして、パーセントにすると大体55％ぐらいとなっております。

人間ドックにつきましては、感覚といたしましては、もとむらさんと六花でございまして、あとはほとんど町外の医療機関でございます。後でデータのほうはお示しさせていただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　できましたら、予算書の中で人間ドックの補助金の申請ということで、これは利用者が多いということで、補助金の若干の増額になっていると思うんで、できましたらやはり事前にデータ的なものを出してもらわないと、どうして増になったのかなというふうに思っているわけです。特に、六花の関係なんですけれども、昨年実は私も六花でドックを受診させてもらったんですけれども、町内で六花で人間ドックをやっているというのが極めてＰＲ不足。六花でもやっているんですかというような人がたくさんいるわけです。そういう意味で、やはり公設民営で六花を我々はいろんな意味でバックアップしている一人として、人間ドックももう少しＰＲをしていただきたいなというふうに思っているわけです。地元の関係なので、そんなことをひとつ含んでの質問なんですけれども、例えば県内、県外でいうところのこの県外というのは、どういうところの県外なのか。ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。どうしても、先ほど前段者の質問で、春日部で受診者が多いような話も聞いておるんですけれども、やっぱり町内の六花をもう少し、質量ともに充実するために、大いにひとつＰＲもしてもらいたいなということなんですけれども、ひとつ県外の関係、どういうところへ行っているのか、参考までにお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、県外の件ですけれども、東京都内へ行っている方が多うございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

２点ほどちょっと聞いておきたいんですけれども、国民健康保険が県のほうに委託されまして、宮代町としては事業内容と人件費の内容、どのぐらい割愛できたのか。

もう一点は、31年度の国民健康保険税率の見直しというのがありますけれども、私たちの予算書にありますけれども、たしか前回も値上げしたようだったけれども、これは毎年上げていくのか。

今後も見直しをしていくというふうに文章的には書いてありますけれども、毎年値上げしていくのか。確かに財政は苦しいと県は言っていますけれども、ですから私は一番初めに、宮代町としては人件費と仕事量はどのぐらい減ったのか。それによって毎年上げられたんでは、町の保険者はかなわないと思います、毎年上げたんでは。賃金は毎年上げたほうがいいけれども、こういうものについて、どんどん毎年上げられたんでは困ります。今回はこれで幾ら１人当たり昨年から上がるのか、もう一回ちょっと教えてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　まず、１点目の都道府県化によりまして、人件費等事業内容がどの程度削減されたのかということなんですけれども、人件費につきましては特に変わらない状況でございます。

事業内容ですけれども、今回の都道府県化というのがまだ道半ばでございまして、今回30年度の都道府県化で、財政的な部分の一本化をされたわけですけれども、今後事務的なことがこれからずっと続きまして、実は今県のほうで被保険者証と高齢受給者証の一体化というのを32年度から進めようということで、今議論をさせていただいております。

それから、もう一つは、こちらは国のほうも絡んでおりますけれども、今度保険証だけではなくて、マイナンバーカードで医療機関を受診できるようにするというような取り組みも現在始まっておりまして、それがやはり32年度以降ということですので、これから都道府県化による効果が、事業の効果として出るのがまだこれからなのかなというふうに認識しております。

それから、２点目の保険税を毎年上げるのかということでございますが、今委員の皆さん、それからうちのほうで説明しているのは、平成35年度までは２年おきに検討、見直しをしていきましょうということで説明をさせていただいております。ただし、これもそのときの保険税の状況、それから財政状況等をじっくりと検討させていただきまして、そのときに本当にやるかどうかというのは、その直前に判断をさせていただくということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔「保険税はどうなるか」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長の草野と申します。

今回の改正で、１人当たりの保険税がどれぐらい上がったかということでございますが、１人当たり平均で7,054円でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　人件費については変わらないというけれども、何かそれだと意味がないね、県に移管しても。やっぱり、県だって各市町村の人件費を削減するという目的もあったはずですよね。それで宮代は減らない。どういうことですかと言われると思いますよ。人件費を減らさないほうが職員はいいかもしれない。だけれども、それを言うとまた職員ににらまれるかもしれない、我々はそういうことを減らすべきだろうと。でも、町のこの健康保険税を支払っている人は、今回１人7,050円も上がるわけです。また、２年後どのぐらい上がるか知りませんけれども、相当の支出になるわけ。そうすると、目がどこへ行くかということ、町は県に渡しちゃって、人件費が減って

ないんじゃないかと言われますよね。議会はそこら辺は何も言わないのかと言うと思います。やっぱり、何のための県移管だったかという。それが、今その後事務的なことの問題やマイナンバーカードの利用によって、どうのこうのなんて説明があったようだけれども、こんなことでは理解はしないと思います。当然のことだと、そのぐらいのことはと。

確かに、健康保険に加入している人の健康を守るという運動というのはどのぐらい増加しているのかわかりませんけれども、これは確かに大事なことだよね。これも今までと同じようだと、そういうことだけやって、ただ保険税だけ値上げします。仕事量は同じだけれども、人件費は同じだから、人件費を減らさないんでしょうけれども、私はそうじゃないんじゃないかなと思うわけです。そこら辺どう思っているのか、もう一回お答え願いたいと思います。

この２年おきの値上げ、たしか去年値上げするときに毎年上げていくような説明はしていましたよね、確かに。でも、これはどこまで続くのか。県の関係からいくと、この下に書いてありますけれども、埼玉県の標準、町の標準、いろいろ書いてありますけれども、これを見ていくと、宮代町は確かに県より低いよね。そうなると、県に近づけると、これは幾らになるんでしょうか。今のこの段階で。県の考えからいったら幾らになりますか、宮代町は。あと、幾ら上げたら追いつくんですか。これは月賦じゃないけれども、毎年２年おきに上げたほうが保険者は助かるでしょうと言われるかもしれないけれども、やっぱり最終的に幾らぐらい上がるのかというのは、大変だと思います。まして、また消費税が上がったり、生活に困難が出てくるのに、健康保険も上がりますと。そういう方法をとっていいのかなというふうに私なんかはよく思うんですけれども、どうなんですか、最終的には幾らになるんですか、県に合わせたら。それを今から教えておいてもらいたいと思います。人件費は減らないというのも、もうちょっとどういう考えなのか教えてくれますか。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

国保年金担当主査。

○国保年金担当主査（村山善博君）　村山でございます。

人件費に関しまして、ちょっと補足的な、あとは現場的な視線でちょっとお話したいなと思っているんですけれども、私は国民健康保険に来まして３年目で、広域化前と広域化後をちょうどやっているんですけれども、これは本当に事務レベルで一番感じているのは、補助金だとか負担金、そういった統計、年報的な取りまとめの事務が、今まではずっと市町村の職員が責任を持って宮代町の答えを100％出していたんですけれども、30年度以降、今年度については各63市町の情報を県が取りまとめる。それを国に責任を持って報告をする。修正するんであれば県が修正をするというんで、非常にそこは簡素化になりました。そこはもう本当に実感として、これで本当にこんな報告でいいのかなというぐらい、宮代の事務負担は軽減されていると思っています。実際にその分で、私は去年まで予算編成なり、負担金の事務をやっていましたけれども、かなり手があきましたので、今年度、具体的に言うと特定健診の関係で、受診勧奨を今までは文書でしかできなかったんですけれども、実際現場に入って、お宅をピンポンするぐらいまでできるような時間的な余裕が事務的にはできました。そういった事務がなくなったので、もっと保健事業を充実できるねという時間が割けましたので、人件費総額は変わらないんですけれ

ども、今まで負担金事務に割いていた事務時間を、そういった健康づくりとか保健事業の事務に割く時間に振り変わったような実感は、正直自分の中では、30年度は大きくあります。すごく、今まで本来しなきゃならない保健事業が、そういう法令の決まりでやらなきゃならないという固苦しい事務から、町の被保険者の方に向けて、もっと健康になりましょうよとかというふうな事務に切りかわっているというのは、すごく実感としてはあります。なので、正直人件費が下がるか下がらないかというと変わらないんですけれども、その内訳がちょっと変わっているかなというのは現場ではすごく思っているところです。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

当然、都道府県化に伴って、そういった事務改善、それから費用的な効果も上げていかなきゃ今後もいけないと思っておりますので、引き続きしっかりやってまいりたいというふうに思っております。

それから、次の県の保険税率にしたら幾らぐらいになるかということでございますが、30年度の標準保険税率で申しますと約10万円、１人当たりの保険税額が１人約10万円になります。さっきの31年度の調定額８万6,000円と言いましたので、これより１万4,000円ぐらい上げないといけないということになりますが、この標準保険税率も毎年変わりますので、また１年後、２年後はまた変わっているというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。人件費のことについては、私ももう少しほかのところから研究したいと思います。いろいろあちこちの市町村の議員さんとか、いろいろな人に聞きながら勉強したいと思います。

保険税の関係ですけれども、もう一回ちょっと、あと１万4,000円ほど上げなくてはならないと。今回の7,054円を別にして、あと１万4,000円上げるということね。そうなると約２万1,000円上げるわけだね、今年を含めてということになるわよね、数字上は。そうなるかどうかわからないにしても、その前に保険税は総額幾らでしたか、30年度１人平均。今先ほど報告しましたよね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

30年度の１人当たりの保険税額ですけれども、31年度になりますけれども、１人当たりの平均保険税額８万7,102円でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

先ほど、副課長が申し上げました保険税必要額が10万円というお話をさせていただきました。県は標準保険税率のほかに、保険税必要額というのを市町村ごとに実はお示しをしておりまして、要は宮代町であれば、これだけの保険税が必要ですよという額でございます。実は、これは県で資料であるんですけれども、31年度の保険税必要額が増額となった県内の市町村数は60、いわゆるほとんどの市町が31年度、30年度と比較して保険税必要額が上がっているという状況で、これは宮代町に限ったことではないところでございます。

この増加している原因ですけれども、やはり１

人当たりの保険給付費また後期高齢者支援金、要は後期高齢者制度を支えるための支援金と介護納付金、これがいずれも伸びているということが県内の傾向でありまして、どうしても各市町村への納付金も増えますし、保険税必要額も上がっているというような説明を受けているところでございます。

補足は以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。保険税はひとつ余り上げない努力をしてもらいたいということを言っておいて、質問を終わります。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

昨年の４月から国保の都道府県化がスタートされて、各都道府県の示した標準保険料率に基づいて、宮代町でも国保税を算出した結果の値上げ、引き上げだと思いますが、これは去年、おととしも前倒しでやっているということは何回も言ってきました。

私は今回気になっているのは、国のほうでは、国民の批判を恐れて激変緩和を国が支持したために、国保税がそんなに負担増という事態には至らなかったという話も聞いているんですけれども、宮代の場合は激変緩和がどういうふうになっているのか、まず１点お尋ねしたいと思います。

それから、標準保険料率なんですけれども、これは一般会計から国保会計への公費繰り入れ、つまり法定外繰り入れを行わないということを前提に計算されていますよね。実際の国保税を標準保険料率に合わせることを国のほうは求めているわけなんですけれども、そうすると、合わせようとすると、これはもう当然今回のように国保税の引き上げを抑えてきた宮代もそうなんですけれども、これは引き上げざるを得ないということで、とんでもないことだというふうに思いますけれども、まずその点で子育て世帯とか、それから低所得者、特に、障害者、ひとり親家庭については、どのような影響を受けるのか。まず、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど今後どうなるのかというような質問も出ておりましたけれども、19年度の標準保険料率はどういうふうになっていますか。まずその点もお示し願いたいと思います。

それから、標準保険料率自体が高齢化による給付費の増加などによって、毎年のように引き上がる仕組みになっています。そういう意味では、町から言えば二重の国保税を引き上げる、そういう圧力にさらされているのではないかなというふうに思いますけれども、その点についてはどのように考えておりますか。その点も伺いたいと思います。

それから、今回の引き上げですね。保険者の影響ということで、平均で１万963円、それから１人当たり保険税が、先ほど言ったように８万7,102円、これは11月よりも若干下がっていますよね。それから、１世帯当たりの保険税、全協で示されたときの１世帯当たりは13万7,000円、それが今回12万9,000円となっています。この辺の状況についてもお尋ねしたいと思います。

それで、今回町は被保険者に対して、値上げについて丁寧にご説明するということだったんですけれども、これについての反応はどうなんでしょうか。その点についても伺いたいと思います。

まず、以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１９分

再開　午前１１時３３分

○委員長（九山妙子君）　皆さんお集まりなようなので、再開いたします。

引き続き、国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

まず、１点目の激変緩和措置につきまして、お答えを申し上げます。

激変緩和でございますけれども、実は国分と県分、そして国・県の措置後の繰り入れ分という種類がございます。それで、総額を31年度は2,330万円程度というふうにお話を今までしてきたところでございまして、30年度が7,900万円でございましたので、約5,500万ぐらい減額になったというのが実情でございます。

この激変緩和でございますけれども、まず以前からお話ししていますように、国は段階的に激変緩和を縮小していくというふうな説明をしてきているわけでございまして、埼玉県におきましても、まず国分が13億実は減っています。30年度が埼玉県に33億配分されているんですけれども、まずそれが20億になっているということがまず大きくあります。逆に県の戻し入れ分という、最後先ほど申し上げました国・県措置後の戻し入れ分というのは、逆に実は８億増加しているところではあります。こういう埼玉県の配分の中で、まず国分が減ったことが大きく宮代町に影響していまして、30年度が国分が6,400万円程度あったものが、31年度はこれがもう600万円ぐらいになっています。この31年度の激変緩和につきましては、29年度と31年度の予算額の丈比べを、１人当たりの必要額の丈比べをして、県平均よりも超えているか、超えていないかで激変緩和措置が講じられるんですけれども、それが宮代町につきましては、約5,800万円ほど減額になっているというのが、まず大きな要因でございます。

一方、県の措置分、繰り入れ分につきましては、実は増額になっているんですけれども、この県繰り入れ分には全市町村が被保数に応じて配分されるものでありますので、宮代町におきましてはその効果がこれで得られない背景がございます。そういった制度の状況に応じまして、今回宮代町につきましては、約5,500万ほど30年度より大きく影響してしまっていると。当初、税率改正を検討していたときに、試算していた宮代町のほうでは、激変緩和を5,000万ぐらい31年度もいただけるというような想定で推計していたところでございまして、やはり大きくここでずれてしまっているという現状がございまして、今回31年度の予算額におきましても、法定外が減ることができなかったというようなことが実はございます。

それから、２点目の標準保険税率でございます。委員ご承知のとおり、標準保険税率につきましては、適正な保険税を設定するための具体的な目指すべき保険税水準というふうに県は言っているところでございますけれども、宮代町につきましては、今回の改正に当たりまして、均等割を引き上げさせていただいたと思っているところでございます。当然、保険税の引き上げは被保険者の皆様に少なからずも当然影響を及ぼしているものというふうに十分認識しているところでございますが、国民健康保険税は先ほども申し上げましたとおり、被保険者それぞれの所得や世帯の加入者数に応じて、等しくご負担いただくことを原則としている制度でございます。しかし、宮代町につきまして

は、所得水準が高い水準にはございませんので、被保険者全体で広くご負担いただく必要がございます。そのため、やむなく均等割を引き上げさせていただいているわけでございますが、均等割につきましては、委員ご承知のとおり軽減が適用されるものでございまして、子育て世帯や、または所得が低い方につきましては影響を少なくすることができる。一方で、軽減分は国・県から公費として来ますので、公費を獲得することができるわけでございまして、こういった中で、当然先ほど委員がおっしゃられた子育て世代といったところにも影響があるということはありますけれども、均等割を引き上げた背景につきましては、このような制度の流れからいって、宮代町につきましてはやはりある程度引き上げが必要だと。標準保険税率に近づけていく必要があるということと、それから均等割につきましては軽減がかかるため、子育て世帯や加入者が多い世帯や低所得者に影響を少なくすることができるという部分はご理解いただきたいと思っております。例えば、低所得者の７割軽減がある方でいくと、今回の引き上げでは１カ月当たり１人200円ぐらいの引き上げということになりまして、ある程度限定的に抑えることができているというふうには理解しているところでございます。

その上で、例えばですけれども、これまでもいろいろお話しいただいております子供の均等割軽減、こういったものにつきましては、やはり少子高齢化社会に対応するための大きな課題であるというふうに町としても認識しているところでございまして、引き続き国に要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

３点目の平成31年度の標準保険税率でございますが、まず医療分の所得割につきましては6.84、均等割につきましては３万9,475円。支援分につきましては、所得割が2.29でございます。均等割につきましては１万3,108円。介護分の所得割が1.93、均等割が１万4,293円でございます。

次に、４点目の保険税を一回上げて、またさらに医療費分が変わった場合に二重課税になってしまうのではないかというご指摘でございますが、県から示されます標準保険税率の仕組みですけれども、これは各市町村の医療費、それから所得を勘案して出している数値でございますので、医療分が上がったということで二重課税にはならないというふうに認識をしております。全て標準保険税率の中で、そういった医療分の減少とか増加、それから所得の減少、増加を含めて、それも勘案しての数字というふうに考えております。

続きまして、５点目の29年度の１人当たりの調定額が８万8,000円で、それが８万7,000円に下がったということでございますが、これについては１人当たりの所得が下がったのではないかというふうに考えております。

次の質問ですけれども、今回税率改正のチラシを配布させていただいた影響でございますけれども、特に大きな混乱はございませんで、やはり幾らぐらい上がるのかというご質問を20件ほどいただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございました。

まず、もう前段の山下委員からあとずっと質問が出ていますので、大体答えも出ているんですが、この激変緩和で特別交付金がもらえるようになっ

たということで、これは引き上げる前ですよね、最近ですから、県のほうから示されたというのは。これだけ国保税が引き上げられているので、ぜひ、保険税はやっぱり高過ぎると思いますので、この国保税の引き下げに充てられないかどうかということなんですが、その点についてまずお尋ねをしたいと思います。

それから、それぞれ伺いましたが、今回の国保税はやはり均等割が上がりました。均等割というのは、いつも言うように、子供が生まれるともう容赦なく１人生まれれば均等割がさらに増えると。人口減少、それから特に子供が産めない状況、そういった中で、国保税の引き上げというのはそれに追い打ちをかけるようなものだというふうに思いますけれども、その点ではやはり均等割の引き下げ、特に国保税の引き下げということで要求はしているものの、特に均等割、平等割はありませんので、それについての引き下げの考えをお願いしたいと思います。

それから、特に子育て世帯については影響はあるんですけれども、障害者、ひとり親家庭についてはどうなんでしょうかということでお尋ねしたつもりなんですけれども、それについてはどうなんでしょうか。もう一度お尋ねしたいと思います。

私は、先ほど来から担当課長も国保は所得が低い人、それから高齢者が多いというそういった中で、国保も大変厳しいという認識は持っているんですけれども、本当にそういうふうに思うんであれば、やっぱり住民の国民健康保険税、国民健康保険というのは皆保険ですから、このまま国保税が県の標準保険料率に合わせていくとどんどん上がっていくわけです。そうすると、住民の命と健康、暮らしが脅かされる、そういうふうに思うんですけれども、そういうふうに思っているとすれば、やはりこれは引き下げるべきだというふうに思うんですけれども、その点。

何でこういうことを言うかというと、これは国や県の指導があって、そういうふうにやりなさいというふうに言っているんですけれども、この国保の都道府県化のもとで、法令上標準保険料率はあくまでも参考値にすぎないと言っているんです。ですから、自治体はそれに従う義務はないというふうに国政でもやっているんですけれども、そういった点では、このあくまでも参考値にすぎないと思うんですけれども、それについてなぜ忠実にやらなければいけないのか。先ほど言った国保の構造上、所得が低い、高齢者が多いとそういった中で大変だ、そういう認識はあるんですけれども、でもなおあくまでもそれは参考値であって、引き続き法定外繰り入れをしますというふうにはなっていないんです。それを、むしろ県・国が言うように、赤字だから赤字解消のために県・国に従ってやっている。これは義務じゃないんです。あくまでも参考値なんです。ですからそういう意味で、町民の命、暮らしを守るとすれば、国保税の引き下げ、法定外繰り入れでやるべきではないかなというふうに思いますが、その点どうなのかということでお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課、小暮でございます。

まず、１点目でございますけれども、保険税が高過ぎるということで、今回特別調整交付金も5,000万円をいただけるといった中で、引き下げに充てられないかといったようなご質問の趣旨でよろしかったかと思いますが、今回３月補正で法定外繰入金を１億5,000万円にさせていただいているところでございます。今回この5,000万円が

特別調整交付金で確かに公費を獲得することができましたけれども、まだまだ法定外繰入金が１億円以上あるという中で、これをすぐに保険税への引き下げに活用できるかというと、そういう状況にはなかなかないというふうに考えているところでございます。

それから、ちょっと３点目を先にお話しさせていただきたいと思いますけれども、標準保険税率にそこまでなぜ忠実に従っていくのかというような趣旨かなというふうに思います。

都道府県化につきましては、やはりこれまで市町村の中での支え合いから、各市町村、それから県全体での支え合いになったわけでございます。当然都道府県化のもと、県の運営方針がございまして、県のこの国民健康保険の財政運営の安定化や健全化を実現していくためには、各市町村それぞれが共通認識、共通理解のもとに国保事業に取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

そのため、これは何回も、前回の国保税改正のときにもご説明させていただきましたが、町の法定外繰入金赤字というのは、今回この31年度予算につきましても１億3,000万円という状況にあります。今後もさらに厳しい状況が続くものと考えております。そして、先ほど申し上げました県の運営方針では、35年度までに赤字の削減、解消に努めるというところが示されているところでございます。

そのため、町といたしましては、県の運営方針、考え方に基づきまして、段階的、計画的に赤字を解消していきたいというふうに捉えているところでございます。

また、もし仮に県からの運営方針のもと、いずれ全県統一という保険税が示されたときに、段階的、計画的に引き上げておきませんと、それこそ急激な保険税の負担を強いることになりかねないというふうに考えているところでございまして、やはり29年度から宮代町は引き上げさせていただきましたけれども、この解消期間を長くとることで、やはり計画的に引き上げていくことで、急激な負担増を回避するということが私どもの柱にあって、検討してきたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

２点目の障害者とひとり親家庭への国保税の影響でございますが、子育て世帯と同じでございまして、障害者の方も１人の被保険者として捉えますので、均等割のほうがかかってまいります。均等割につきましては、ご承知のとおりに法定軽減が入りますので、所得のない方であれば、こういった法定軽減がかかってきて、通常の方よりも若干安い金額になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ずっと答弁を聞いていても平行線なんです。国民健康保険制度の構造的な問題があるという認識はあるけれども、国や県から示された赤字解消、だからその辺の認識がもう全然そこから違うわけで、それを解消するために、しかもそれをしないと一気にどーんと上がってしまっても困るというような言い方で、全部引き上げられるという、上げていくという前提でなっているんで、でも私は自治体の本旨というか、やはりそれは住民の福祉増進、これが地方自治の本旨にのっとって国保税も決めていかなければいけないと思う。そういう意味では、やっぱりこれだけ

国保税を上げていく。先ほど来、これから１万、１万2,000円上がっていくというようなことなんですけれども、それだと皆保険にならないんじゃない。先ほど国保事業の安定化のためと言っているんですけれども、あと持続可能な国保事業とよく言うんですけれども、これは被保険者がいての制度、事業です。その肝心なこんなに国保税が上がっていく中で、被保険者そのものがどうなってしまうんですか。これはもうとてもじゃないけれども払いたくても払えない、そういった被保険者が多くなって、脱退することもできない。そうすると、やっぱり滞納者が増えていく悪循環になるだけじゃないですか。私はもう一方で、だからこそこの国民健康保険制度の構造的な問題があるということで、知事会も市町村会、町村会も挙げて１兆円減税というふうに言っているんですけれども、本当にそういうふうにすべきだと思うんです。でも、それはただ声を上げるだけじゃなくて、やっぱりこれは大変だから、少なくても宮代町はこういうふうに従来どおり、参考値にすぎないんですから、先ほど言っていないけれども、そういう意味ではどうなんでしょうか。最後ですので、その辺やっぱり町民のことを思えば、そういうふうな立場に立つべきだというふうに思いますけれども。変わりませんか、その点についてもう一度。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

やはり、安定的な運営というところは、根本的に何があるのかなと考えますと、少なくても被保険者の皆様が安心して医療を受けることができる、まずこれだというふうに思っております。そのための健全運営だというふうに理解しているところでございます。

町の国保財政状況は、これまでご説明させていただきましたとおりでございまして、こういった中でどうやったら安心して医療を受けることができる、運営ができるかということを含めて検討してきているつもりでございます。

そのために、今回の改正につきましては、やはり繰り返しになりますけれども、被保険者の皆様に改正の趣旨を十分ご理解いただき、そんな中でもやはり納税の厳しい方につきましては、実情に応じてきちんとご相談に応じさせていただきながら努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。

今、前段者の質疑の中で、ちょっと私もわからなくなっちゃったんですが、31年度の標準保険税率ということでご答弁ございましたが、私たちの予算書のこのことを多分言われていたんだと思うんですが、これと違うのはどんなふうな理由なのかお伺いします。

それから、あと答弁の中で、公費獲得に向けた取り組みを町は一生懸命しているということでお話がございまして、特定健診の伸び率が県内１位だったというのは12月議会のときの全協でも聞きましたが、今回県内の順位が１番だったというのは、何が１番になったのか確認させてもらいます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、私の予算書に載っています標準保険税率ですが、こちらは30年度の標準保険税率でございまして、先ほどご説明させていただいたのが、そ

の後に出ました31年度の標準保険税率でございます。標準保険税率は毎年出すことになっておりまして、私の予算書の編集のときに、31年度がまだ公表されていなかったものですから、30年度の税率を載させていただきました。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

国保年金担当主査。

○国保年金担当主査（村山善博君）　村山でございます。

ご質問のありました県の補助金の関係で、宮代町が１番と評価されましたのが、まず１点目が平成28年度、29年度の特定健診受診率の伸び率が、市町村、国保組合とか含めまして１番だったというところでございます。それに加えまして、保健関係の特定健診の受診勧奨の取り組みだったり、保健指導の取り組み、あとは保健事業のＰＲの関係で、この３つの項目で県内で一番上の評価をいただいております。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

先ほどの標準保険税率につきまして、ちょっと訂正をさせていただきます。37ページには既に31年度の標準保険税率を示させていただきました。なぜ30年度を出すかと申し上げますと、今回税率改正に伴った一定のルールのご説明を今までさせていただきましたけれども、それは検討段階での標準保険税率を参考にしているというところでございまして、31年度の税率が出てくるのが１月でございまして、この原稿には間に合ったところでございますけれども、これまで私どもが説明してきている税率改正に伴う検討するときの標準保険税率が30年度の標準保険税率を参考とさせていただいたというところで、比較の表には30年度を出させていただくものもございまして、混在しているところでまことに申しわけございませんが、何分最終的な本算定と標準保険税率が示されますのが１月になりますので、私たちの予算書には間に合ったというか、参考として載せさせていただいたというふうにご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

〔「数字違っているの」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

実は、この標準保険税率は２回出されるんです。仮算定の標準保険税率と本算定の標準保険税率が実はございまして、仮算定は秋に出るんですけれども、そこでも一回標準保険税率が示されます。その後、１月に本算定が出て、標準保険税率があるので、31年度も２種類あるいったところでちょっと相違点がありまして申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　**角**野委員。

○委員（角野由紀子君）　12月議会の速報というのは、その年の秋に出された速報分で、この37ページのが一番新しく出された標準保険税率ということですね。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めてもよろしいですか。

○委員（角野由紀子君）　だから、私は理解しました。37ページのが一番新しい算定だというふうに理解しました。

それから、今県内ＰＲだとか取り組み状況、公費獲得の取り組み状況を聞きましたが、そうしますと、そのときに聞いたのがその県内順位で、公費獲得が63のうちの３番目だというふうに聞いて

いたんですが、そうしますと、昨日の速報があった感じでいきますと、その公費獲得の順位が63分の中のどれくらいになるというのがわかりますでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

まず、標準保険税率の件ですけれども、私の予算書にあります37ページの税率が最新の数字でございます。

それから、ただいまありました保険者努力支援制度の順位の件ですけれども、これまで資料でお示しさせていただいた県内順位で３位のやつは29年度の評価でございまして、今回示されましたものが30年度の評価になります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小暮正代君）　住民課の小暮でございます。

補足でございますけれども、どうしても予算を組むときは仮算定で全て組ませていただいていますので、比較は全部仮算定の数字でご答弁申し上げているものが多数でございます。そこの点をお含みおきいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　まだ審議が終わったばかりなんで、本会議のときに表明したいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第30号　平成31年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後１２時０８分

再開　午後　１時１０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

先ほどの宮代町国民健康保険特別会計について、担当課から話があります。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

先ほど、国民健康保険特別会計の審議の中で、丸藤委員さんの質問の、31年度の標準保険税率の内容についてご説明をさせていただきましたが、それは私の説明の誤りでございまして、大変申し

わけございませんでした。正しくは、私の予算書の37ページにあります町標準の数字が最新の数字となっておりますので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、唐沢委員さんから質問いただきました国保の人間ドックの内訳でございますけれども、まずは町内につきましては、もとむらクリニックが９件、六花が７件で16件でございます。こちらは平成30年４月から９月末の数字となっております。県内ですけれども89件でございます。それから都内が28件、それから県外が２件、合計で135件となっております。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○住民課副課長（草野公浩君）　県内が89件でございます。県外は２件でございます。都内が28件で、それ以外の県外が２件でございます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３２号の審査（住民課）

○委員長（九山妙子君）　それでは、議案第32号平成31年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（小暮正代君）　住民課長の小暮でございます。よろしくお願い申し上げます。

出席しております職員の自己紹介をいたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○住民課副課長（草野公浩君）　住民課副課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○後期高齢者医療担当主査（関根盛純君）　住民課後期高齢者医療担当の関根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

何点か質問させていただきたいと思います。

まず、第１点でございますけれども、予算書の278ページの関係なんですけれども、総務費の関係なんですけれども、いろいろと前段で説明もあったと思うんですけれども、改めてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

総務費が大幅に減額されている、１億2,400万強の……

改めて唐沢でございます。

後期高齢者はございません。失礼しました。申しわけない。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　何点か質問させていただきます。

私どもの医療保険の制度で、前期とか後期などで医療制度を分けること自体が差別と負担増に反対だということで前もってから言ってあります。その立場で質問させていただきます。

資料の80ページを見ますと、保険料の軽減、減免状況を見ると、軽減、減免合わせて31年１月時点で2,948人、80ページです。全部合わせて、２割軽減、５割軽減、8.5割軽減、９割軽減を見ますと2,945人となっております。

最初にお伺いしますけれども、これは１月現在

ということで、３月現在でまずは対象に何人ぐらいの減税になっているのか、総合計では。まずお聞きしたいと思います。実に2,948人では57％の方が軽減か減免者です。町は後期高齢者の収入が低いとまず最初に認めますか。その辺のところをお願いします。

そんな上で、後期高齢者の保険の加入者の平均所得と、あと総所得のあれというのは大体どのくらいなもんでしょうか。平均収入というか、所得がありますよね、全員の、平均の。この旧ただし書きの所得別でいいますと、総所得250万円の人が97万円だということになっております。ということは、上から３番目、ゼロから４番目のところに当てはまるのかなと感じがします。それで間違いないのかなと思っているんですけれども。これを見るとほとんどの人が収入がもう250万円以下というのが多い感じがするんです。国民健康保険だとこの中にも入らない、私は思っております。年間もらっても80万とか、最高にもらって90万とかそんなもんだと思います。これではやっぱり後期高齢者の収入が減っているなと私は思っております。町のほうはどう考えているのか、その辺のところをお願いします。

また、29年度の加入者合計で4,919名、30年度では5,187人ですが、１人当たりの平均保険料額は上がり、調定額では下がっているが、その辺のところの説明というのはどういうふうな、何でこんなふうになるのか説明をお願いします。

それと、保険料の軽減部分である保険基盤安定負担金分が増額となったためと説明されていますけれども、何でこれが増額になっているのか、その辺のところの説明をお願いします。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

１点目、31年度の３月の時点の数字がございませんので、31年度予算の見込みでお答えさせていただきます。

まず、９割軽減が1,026人、8.5割軽減が726人、５割軽減が488人、２割軽減が783人、合計で3,023人で56.1％でございます。

続きまして、２点目のこの状況につきましてどうかということなんですけれども、やはり被保険者数に比べまして５割近い方が軽減を受けているということで、かなり所得の少ない方が多いかなという印象を受けております。

続きまして、３点目の平均所得と平均収入は幾らかというご質問でございますが、こちらは30年９月時点での数字でお答えさせていただきます。平均所得金額につきましては、１人当たり年間78万3,837円でございます。平均収入については、こちらはデータがございませんので、所得金額からすると約200円万前後かなと推察されます。

次でございますけれども、29年度と30年度の１人当たりの保険料額の比較で、平均保険料が上がっているのに、調定額が下がっている理由でございますが、まず調定額が下がっている理由につきましては、法定軽減の対象者が増加をいたしまして、軽減額が増加をしているということでございます。

それから、所得割の軽減特例措置の廃止によりまして、１人当たりの平均保険料が増加したものの、７割、５割、２割の法定軽減対象者が増加をいたしまして、広域連合からの負担金が増加をして、軽減後の１人当たりの平均保険料額は減額したと考えられるものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ということは、やはり後期高齢者、原則75歳以上ですけれども、やっぱり年金生活、年金などの人たちが多いということで、収入が少ないということだと思われます。そういう中で、保険料、医療費ですね。１人当たりの医療費はどのくらいになってきて、昨年より上がっているのか、30年、31年と比べて、どうなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

住民課副課長。

○住民課副課長（草野公浩君）　副課長の草野でございます。

30年度の医療費につきましては、現在まだ終わっておりませんので、今具体的にちょっと数字が出せない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　医療にかかる人から集めて、こういう保険制度をつくること自体が無理だなという感じがします。私は国に対してもとに戻すように、老人保健に戻すようにすれば、この問題も解決するんじゃないかなという感じがしますので、ぜひその辺のところも、宮代町健康保険と同じです。国に対して、市町村会を通じて要請するべきではないかなと思っておりますので、ぜひその辺を強めていただきたいということで質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　質疑がないようですので、これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　今終わったばかりなので、また改めて本会議でお話しさせていただきます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第32号　平成31年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（九山妙子君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時２５分

再開　午後　１時２８分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第３１号の審査（健康介護課）

○委員長（九山妙子君）　議案第31号　平成31年度宮代町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

担当職員につきましては、自己紹介で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　皆様、こんにちは。健康介護課で高齢者支援担当と介護保険担当の副課長をしております岡村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（齋藤俊美君）　健康介護課、高齢者支援担当主幹の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○介護保険担当主査（小林和政君）　健康介護課、介護保険担当の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（岡安英之君）　高齢者支援担当主査の岡安と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（齋藤千洋君）　高齢者支援担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

何点か質問させていただきたいと思います。

順を追って質問しますけれども、まず、最初に、予算書の278ページのほうの総務費の関係でございます。歳出の関係の。

この中で、大幅に減額をされている金額なんですけれども、１億2,400万強の減額になっておるんですけれども。もちろん、説明欄の中には地域密着型の特別養護老人ホームの整備が一応終わったということの減だという説明があるわけなんですけれども、具体的に、この中身をひとつもう一度、説明をいただきたいというふうに思います。

続いて、予算書のほうの300ページなんですけれども、第３款の地域支援事業費の関係、目の一般介護予防事業費の中の特にこの中で、本年度の特徴ということで、ここに説明がいろいろ載っておるんですけれども、特にこの中で幾つか質問するわけなんですけれども、サロンの関係でございます。

特に、サロンを充実したいということで、私たちの予算書の中の９ページのほうにも具体的に中身が載っておるんですけれども、この中で、新たにリニューアルするということで、具体的には、施設利用料を新たに補助するというような説明もありますし、また、２回以上開催する場合、何らかの形でバックアップするというような中身が載っておるんですけれども、この中身についてひとつ説明をいただきたいと思います。

それから、後期実行計画の成果目標ということで、町内30カ所を目指してサロンを開催するということで、今、着々と準備が進んでいるわけなんですけれども、具体的に、集会所等を活用したサロンの開催となっておりますけれども、特にこの中で集会所等ということで、等ということは集会所がない地区に対しての対応をどう捉えているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じく、予算書のほうの300ページなんですけれども、実は、みやしろキラキラ体操の普及ということで、この何年か、いろいろと努

力しているようなんですけれども、現実的にキラキラ体操が普及が若干鈍いのかなというような状況があるわけなんですけれども、この原因は一体何なのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず、以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

唐沢委員さんからの質問にお答えを申し上げます。

まず、予算書の278ページ、総務費の歳出の関係でございますけれども、こちらにつきましては、１億を超える大幅な減額となっているわけでございますけれども、こちらにつきましては、本年度、地域密着型の特別養護老人ホームの整備計画がございました。それを、県のほうに申し出をしてあったわけでございますけれども、結果的に県の採択を受けられなかったという事情がございます。そちらの理由につきましては、県西部のほうで特別養護老人ホームの空床が目立つということが第一の理由だったというふうに事業者のほうから、そのように県のほうから理由として言われたということを伺っております。

その関係で、地域密着型の事業計画整備の事業計画がなくなったことから、31年度予算については、その分の県の補助金を一旦町のほうで受けて、交付する予定であったものがなくなったということで、大幅な減額になったということでございます。

次に、地域交流サロンの補助金の関係でございますけれども、こちらにつきまして、これまでは地域交流サロンに取り組んでいる自治会等に対して、そちらの備品の購入費について補助をしてきております。

補助金の額につきましては、10万円を限度として３年間、３カ年で10万円限度ということで交付をしてきたわけでございますけれども、サロン連絡会や、サロンを運営している方々との意見交換をする際に、要望として多く寄せられていたのが、施設の利用料が毎回かかるサロンもあるということで、その利用料について、補助をしてもらえるとありがたいというようなお話をたびたび受けておりました。

その関係で、サロンをこれから積極的に増やしていくために、30の目標ということで掲げておりますけれども、増やしていくために、サロンの補助金の見直しを行うということで検討を進めてまいりました。

見直しの関係でございますけれども、これまでどおり備品についても補助金の対象とすると、加えて、31年度からは施設使用料について、集会所等の使用料を１開催当たり1,000円を上限に交付しようということで、今、要綱等の見直しをしているところでございます。

そちらにつきましては、まず、集会所等ということで、そもそもサロンにつきましては、集会所だけでなくて、町内にある集会所、または公共施設や介護施設、または賃貸住宅等で行われているような地域交流サロン、または、健康づくりの自主グループの活動ということを対象に交付しているということでございますので、地区に集会所がないところについては、そのほかの公共施設や介護施設の空きスペースや賃貸住宅ということで、サロンを行うことも補助金の対象にしていくということでございます。

以上でございます。

それから、キラキラ体操の普及についてでございますけれども、キラキラ体操につきましては、

ＮＰＯ法人と日本工業大学、そして町との３者の共同によって、平成26年度に制作をさせていただいて、その後、普及活動をしてきているわけでございますけれども、なかなか普及が進まないというふうに委員さんもおっしゃっておられましたけれども、いろいろ介護予防教室などで出前講座などを行っているんですけれども、ちょっと高齢者の方からの意見としては、リズムに合わせていくのに、ちょっとテンポが速いというようなことがあって、立ってやる体操と椅子に腰かけてやる体操の２種類があるんですけれども、椅子に腰かけてやる体操については、それほど疲れないんですけれども、なかなか立ってやる体操については、そのリズムについていくのが難しいというような意見が出てきております。

そのようなことから、今、県のほうで推奨しております、いきいき100歳体操も同時に介護予防教室などでも取り入れて普及を行っていることから、どちらかというと、最近は、いきいき100歳体操のほうが高齢者の方にとってちょうどいい感じの運動になっているということで、なかなかキラキラ体操のほうが普及というか浸透がされていないのかなということでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

唐沢ですけれども、何点かひとつ確認を含めて質問をしていきたいと思います。

まず最初なんですけれども、総務費の関係なんですけれども、大幅に減額されたのは今説明を受けたとおり、県のほうの状況、特に県内では、やはり空室があって、いろんな意味で見直しの時期に来ているというような情報はもちろん確認をしているんですけれども。

例えば、宮代町内の特別養護老人ホームの現状はどうなっているのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。現在、町内では何カ所、何人特別養護老人ホームに入居しているのかも含めてひとつお答えを願いたいと思います。

それから、サロンの関係なんですけれども、確かに今、集会所がなくて、場所がなくて、開きたくても開けない。特にこの中ではリーダーのいない、リーダーを一日も早く養成しなければならない、そういう地域もあるんですけれども。

例えば、私たちの予算書の中を見ても、１人当たり３円というような額で高齢者サロンをバックアップするということなんですけれども、ご存じのとおり、宮代町は高齢化率は31％強になっているわけなので、もっといろんな意味でバックアップをするべきなのかなと。

そこで、ひとつお聞かせをいただきたいと思うんですけれども、今、サロンでもいろんな創意工夫をしてやっている、マンネリ化しないように、本当に各地域で、あの手この手でいろいろと創意工夫して今開催をしているんですけれども、例えば、食事を出しているサロンもある。特に何人かで、グループで食材を購入して出しているというような地域もあるようなんですけれども。

例えば、この食事の関係で、安心・安全、特に今、食品衛生上、極めてなかなか厳しい状況があると思いますので、例えば、このサロンの中で食事をつくっている団体で、食品衛生上、例えば、保健所の許可とか認可とか、そういうものを受けてやっているのかどうか。例えば、検便なんかも含めてなんですけれども、そういう状況があるのかどうか、そのようなものを指導しているのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、キラキラ体操、普及が若干鈍くなっているのは、リズムが速い、そんな声が聞かれているわけで、実はいきいき100歳体操のほうが普

及がするんじゃないかなと見ています、そんな声も聞いているんですけれども。

これなんかも、地域によってはぼちぼち始めている地域もあるんですけれども、やはり場所なんですよね。やりたくても場所がないと。集会所がやっぱり１回幾らで料金を取られるというところもありますので、そういう意味で、なかなかやりたくても場所がないというものもありますので、お金のバックアップももちろんなんですけれども、そういう環境づくりのバックアップもすべきではないのかなというふうに思って、何か考えがあるのかどうか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、町内の特別養護老人ホームの現状についてでございますけれども、現在、提出をさせていただきました資料の19ページをごらんいただければというふうに思いますけれども、19ページに特別養護老人ホームの施設待機者の情報ということで掲載をさせていただいております。

こちらについては、県の調査、平成31年の２月25日に情報を更新したものでございますけれども、１番の社会福祉法人みつなみ会のみどりの森と、２番のみつなみ会ふるとねの郷、３番の真善会もみの木、４番のまごころ会のひだまりの郷でございます。広域型の特別養護老人ホームというのが１番と３番と４番、合わせて300床でございます。２番のみつなみ会のふるとねの郷が地域密着型の特別養護老人ホームで29床になります。

合わせて329の定員であるわけでございますけれども、今、町内からの入所者につきましては、みどりの森が平成30年12月現在で45人の方が入所されています。もみの木につきましては、34人入所されております。ひだまりの郷が17人でございます。合わせて96人でございます。あと、ふるとねの郷、地域密着型の特別養護老人ホーム29床につきましては、29人全員町内の被保険者の方でございます。

こちらについて、待機者もそれぞれいるわけでございますけれども、町内の待機者については、資料の22ページに町内の要介護３以上の特別養護老人ホームの入所待機者ということで、宮代町につきましては、平成30年度で37人の待機者がいるという状況でございます。

まず、特養につきましては、現状そのようになっております。

続きまして、サロンのバックアップでございますけれども、先ほど申し上げましたように補助金の見直しを図るとともに、サロンの運営者の方々と定期的に意見交換会を開催いたしまして、運営をしていただいている方々の意見を酌み取って、今後のサロン運営のための支援をしていきたいというふうに考えておりまして、サロンの運営をこれから担っていっていただくために、新しく担い手の育成を図ったり、また、なかなか地元に集会所等がないような地区につきましては、お近くの公共施設や、もしくは近くの集会所と調整をさせていただいて、なるべく使わせていただけるように、地区連絡会などで自治会長さん、区長さんにお願いを申し上げているところでございます。

また、食事を提供しているサロンが幾つかあるわけでございますけれども、今のところ、県のほうから定期的に通知が来ておりまして、サロン等で食事や飲み物を提供する際の注意事項について、このようなことを守ってくださいねというような

通知が来ております。その中では、きちんと食器や調理器具について消毒とか手洗いやうがいを励行するようにというようなことが書かれております。

その中で、特に今のところ検便等を行って保健所に届け出をしているというようなサロンがあるというお話は伺っておりません。

その通知の中でも、今は、その通知に書かれている注意事項を守って適切に運営してくださいということで、町のほうからはお話をさせていただいております。

続きまして、キラキラ体操の普及といきいき100歳体操の関係でございますけれども、先ほども申し上げたように、キラキラ体操については、なかなかリズムというかテンポが速いというようなことがあって、高齢者の方々が行うにはちょっと難しいというようなお話がありますので、それとあわせて、その方たちのレベルというんですか、運動の能力に合わせた形で行えるように、いきいき100歳体操についても推進をしているところでございまして、いきいき100歳体操については県のほうも推奨しておりますし、一定の効果が検証されているということで、できれば、その人たちのレベルに応じて適切な体操をしていただければということで、両方とも引き続き推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

あと、今行われている場所でございますけれども、集会所等で行われている団体がほとんどでございますけれども、先日、一般会計の特別委員会のときにもお話が出まして、その集会所のバリアフリーの関係でということで、今、調査をしておるところでございます。

こちらの調査結果は、今、町内に37の集会所があるわけでございますけれども、その37のうち中の部屋までスロープ等が設置されていて、完全にバリアフリーになっているところは37のうち５カ所しかない。あとは、スロープが玄関先にはついているんですけれども、なかなか玄関を入ってからの上がり框というんですか、それがあって、そこの段差が解消されていないというところが幾つかありまして、あと、ほかのところはスロープ等も設置されていないというような状況でございました。

こちらにつきまして、担当課の町民生活課のほうと調整をして、これから先、バリアフリーが進むように、今補助金等も用意があるということでございますので、できるだけ多くの集会所がバリアフリーの環境整備ができるように働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

もう一度、ちょっと質問したいと思います。確認したいと思います。

まず、特養老人ホームの関係なんですけれども、町内では37名待機者がいるというような現状があるんですけれども、この待機者を解消するような、何か具体的な対策はあるのかどうか。

現状の中では、ますますこれから需要が深まるというとおかしいんですけれども、恐らく希望者が増えてくるというふうに思いますので、その対策を何かとっているのかどうか。基本的にはやっぱり、特養、現状では少ないのかなというふうな感じもするんですけれども。そこら辺をどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、サロンの関係なんですけれども、例えば、繰り返しになりますけれども食事をつくっているところ、特にやっぱり１年を通して何かや

っているようでございますので、特に夏場の関係ですか。やっぱり食事をつくって、食中毒なんかも起こる可能性もあるような心配があるもので、ちょっと町のほうでもう少し具体的に指導すべきではないのかなと。

現実的に、町内のサロンの中で食事をつくっている団体は把握しているのかどうか。何カ所で毎回食事をつくってやっているサロンがあるのか。そこら辺を把握しているのかどうか。お聞かせをいただきたいと思います。例えば、対象の人数もわかればひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、集会所の関係なんですけれども、今バリアフリーの関係で、集会所も改装したい、改修したいというお話もあったんですけれども、例えば、キラキラ体操にしても、それから、100歳いきいき体操にしても、今、集会所はほとんど畳ですよね。畳だとちょっとしんどくなっているという、大変だというふうな声も聞いているわけでございます。

そういう意味で、今、畳の部屋でも椅子を各集会所、幾つか椅子をセットしているところもあるんですけれども、フローリングにするような、そんな。もちろん、こちらの担当じゃないかもしれませんけれども、フローリングにするような状況はあるのかどうか。

体操するのにやっぱり畳だと、畳がすぐすり切れちゃって、町のほうに畳がえを申請してもなかなか受け入れてくれないというような状況もありますので、そんなことも、今後、考えていくのかどうか。それが、要するにサロンが増えていく環境につながるのかなというふうに思いますので、その辺をちょっともう一回確認をさせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

まず、特別養護老人ホームの待機者の解消に向けての対策でございますけれども、現在のところ、昨年度末に、地域密着型の整備計画が不採択だったということで、今年度は、整備計画について、また県のほうから打診があったわけでございますけれども、今回は手を挙げてきた事業所はございませんでした。

現在の介護保険事業計画の中では、平成32年度までに、また地域密着型の整備計画、29床の整備計画がうたわれておりますので、その整備計画にあわせて、事業所のほうに働きかけをしていって、できれば県のほうにも働きかけをして、できる限り町内に整備計画どおりに特別養護老人ホームが整備できるように、これから引き続き努力をしていきたいというふうに考えております。

サロンの食事の提供の関係でございますけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げて繰り返しになりますけれども、県からの注意事項についての通知に基づいて、引き続き指導を徹底していきたいというふうに思います。

また、サロンの運営で、毎回食事を出している団体が幾つあるかということについては、把握はしておりませんけれども、サロンの補助金の交付の関係でも多くのところが湯沸かし器や食器やコーヒーサーバーやほかの調理器具について補助金の対象として購入をしていることから、多くのサロンにおいて、食事または飲み物の提供をしているのではないかというふうに考えられます。

ほとんどのところが飲み物、お茶やコーヒー・紅茶のような飲み物を出しているのは、ほぼ全部

のサロンについて言えることではないかなというふうに思います。そういうこともありますので、飲み物といえども衛生面に注意をするように引き続き指導をしていきたいというふうに思います。

集会所の環境整備でございますけれども、担当課のほうに確認しないと、その整備内容についてはどこら辺までが補助金の対象になるのか、今の段階ではわからないのですけれども、担当課と調整を図りながら、できるだけ使いやすい、もしくは、高齢者の方々に不便にならないような整備ができるように調整をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

時間の関係もありますから、要望をしておきたいと思いますので、ひとつよろしく。

サロンの関係なんですけれども、先ほど、食の関係で衛生上ちゃんとした指導をしてもらいたいなというふうに思っております。

事が何か起きてからでは、もし、そういうものが起きたら、サロンが、言葉は悪いんですけれども立ち行かなくなる、町内のサロン全域に影響を及ぼしますので。そこら辺はひとつきちんと対応してもらいたい。特に責任ある対応をしてもらいたい。何かあった場合には、例えば、あってはいけないんですけれども、食中毒でも起きたら大変なことになりますので。そこら辺の指導をひとつ徹底してやってもらいたいなと。少なくとも何らかのバックアップをしてもらいたい。

例えば、検便をする費用を持つとか何とか、衛生上のそういう消毒なんかもやはり行政のほうでバックアップしてもらえればありがたいなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

ますますサロンが質量ともに充実するように、我々も頑張るんですけれども、行政のほうもそこら辺を十分考えてひとつ対応してもらいたいなということを要望して終わります。

ありがとうございました。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは介護保険について、幾つか質問させていただきます。

まず最初に、高過ぎる保険料でございます。この資料の10ページを見てもわかるように、第１段階から第４段階、人数も増えています。19段階から11段階の人数が減っている、収入が全体的に落ち込んでいるというのが、これを見ても明らかだなと思っております。

介護保険料は年金からの天引きで保険税は100％徴収ということでうたわれておりますけれども、住民からすれば、一体この介護保険、健康保険、いろいろな保険料を取られて、どうやって生きていけばよいのかということで、私は伺っております。そういう声も聞きます。

日本共産党は一般財政を多く入れて、考えることで、もちろん国に対して財政支援を迫ることを要請することが前提となりますけれども、その辺のところは町としてはどういうふうに考えているのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

あと、国の制度改正について伺っていきたいと思います。

保険者機能強化推進事業についてでございます。18年度より国は自治体の自立支援、重度化防止の取り組みを、ケアプランを自治体当局が全てチェックすると。専門職による介護サービスから、住民ボランティアによる支援や体操教室など、いろいろなものがその町によってありますけれども、

移行させることを国が採点、評価し、それによって、自治体に保険者機能強化推進交付金を市町村分として、国のほうでは190億円を配分するという事業が始まっています。

宮代町でも交付金はどこに入るのか、まずこれもお聞きしたいと思います。

それと、国の介護報酬改定の影響として、宮代町の影響ということでお聞きします。

３年ごとに改定される介護報酬は18年度では全体でプラス0.54%改定されていますが、プラス分の多くは加算報酬で、基本報酬はマイナス0.5%です。医療やリハビリに重点的に配分される一方、生活を支える介護サービスには冷たい報酬となっています。

宮代町での通所介護の基本報酬は昨年予算との比較でどう変化をしていますか。

また、特養ホームでの基本報酬は1.8%から1.9%に引き上げられましたが、独立行政法人福祉医療機構が行ったアンケートによると、増収した特養は33.5%にとどまっているということです。

理由ですけれども、排せつ支援や褥瘡、寝たきりの人だと思いますけれども、マネジメントなどの加算が新設されたものの、６割から７割の特養が加算を申請していないということです。理由は、コストがかかる、手間と比べて単位数が割に合わないそうです。

宮代町の特養の実態を説明してください。

それと、介護離職の問題です。総務省就業構造基本調査18年７月発表によると、介護離職は2017年度で９万9,000人、５年前の10万1,000人からほとんど変わっていません。

宮代町での実態と離職者数を減らす政策はどのようなものか、まず、おっしゃってください。

それと、267ページになります。歳入の件です。

介護保険料が831万ほど上がりました。この辺のところの詳しい説明をお願いします。

県支出金が１億1,000万と減り、宮代町の繰入金が9,275万円ほど増えましたが、この辺の関連性の説明をお願いします。

それから280ページになります。

介護保険賦課徴収事業、これ先ほど言いましたように、天引きですね。そういうのをやっているんですけれども、この天引きさせるためにも、やっぱり生活実態などを調査するためには、自宅を訪問して実態調査する必要があると思います。

宮代町は電算機のみで徴収なのか、そういう実態調査なんかも含めて。この事業の成果は何人、何%ぐらいの人が徴収になっているのか。徴収金額と含めてお願いします。

それと、280ページの滞納処分事業でございます。この滞納処分をするのに、これは郵便だけなのかなと思って、ちょっとお聞きしたいと思います。280ページに滞納処分事業ということで郵便料だけなんですけれども。それのところをお願いします。

それと、282ページの認定調査費、事業費が本年度909万6,000円となっていますが、昨年度は753万円でした。156万円の増額ですけれども、これの説明をお願いします。

認定調査によって、要介護、要支援認定数に変化があったのかどうか。

また、申請者の数は何人でしたのでしょうか。

それと、認定調査は年何回ほど行うものなんでしょうか。また、調査は突然行うものなのか、それとも、どうなのか、ちょっとこの辺のところもわかりません。

個人だと、プライバシーなどは突然の場合は守られるのかどうか。その辺のところもお願いします。

あと、286ページです。

居宅介護福祉用具購入給付事業で、290ページの数と、290ページの介護予防福祉用具購入費給付事業でございます。

これらの福祉用具を購入する場合、自己負担があるのかないのか。どのぐらいまで介護保険でやっているのか、お願いします。

それから、288ページです。

居宅介護サービス計画給付事業でございます。これらの事業はケアプランをつくるための費用と説明されています。今、居宅介護を受けている合計人数、また、介護施設から居宅介護に移された人はいるかいないのか。その辺のところもお願いします。

自治体の総合事業と介護の一部が宮代町に移されましたが、宮代町では介護保険から町の総合事業へと移された人数はどのくらいいるのか。また、町での負担はどのくらいになっているのか。お願いします。

それと、292ページです。

介護予防サービス計画給付事業でございます。要支援認定となった被保険者に対する介護予防ケアプランにかかる費用となっていますが、これらは全額保険料から負担なのかどうか。それとも両者が一部支払うのでしょうか。また、国では有料化という動きもあります。その辺のところは、町はどういうふうに考えているのか、お願いします。

あと、294ページです。

特定入居者介護サービス給付事業。事業費が１億2,900万円計上されていますが、利用者個人負担分の合計額と利用人数、その辺のところがちょっとわからないものですから、どのくらいの個人負担があるのか、おっしゃってください。

それから、294ページ、296ページの高額介護サービス費給付事業。30年度予算では5,740万でした。31年度では6,030万円となり、290万円増えています。高額医療合算介護サービス費給付事業。去年30年度で予算では550万でしたが、31年度707万円と増えています。これは介護度が上がり負担が多くなっているのでしょうか。その辺のところも教えていただきたいと思います。

それから302ページです。

地域自立生活支援事業。事業概要では高齢者が地域で自立で生活が送れるようにとの説明ですが、この事業によって、介護保険が使いづらくなり、重症化するおそれもあります。自立だけを強調するのではなく、希望者が介護保険を利用できるようにすることのほうが、高齢者にとって一番の安心ではないかなと思っております。その辺のところの町の考えをお願いします。

最後になります。304ページと306ページになります。

１つは、認知症サポーター養成事業でございます。予算が１万9,000円ですが、サポーターを養成するとしていますが、現在何人のサポーターがいるのか。そのサポーターは派遣されているのかどうか。お願いします。

306ページの地域包括支援センター運営管理事業業務委託としていますが、支援の専門性は問われなくなり、一定の講習さえ受ければ利用者に派遣されるシステムに変わりましたが、これらは介護サービスの低下を招くものではありませんか。その辺のところも担当としてどういうふうに考えているのかお願いします。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

山下委員さんからの質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、介護保険料の国への財政支援の要請についてでございますけれども、介護保険の運営に当たりましては、公費50％と被保険者の負担が50％で、国が基本的には25％、県・市町村が12.5％、第１号被保険者が23％で、第２号被保険者が27％という負担割合が決められているわけでございます。そちらについて、それ以上の財政支援について、今のところ要請するということは考えてはおりません。

続きまして、国の制度改正に伴って、保険者機能強化推進交付金が平成30年度から交付金の交付が行われることになりました。そちらにつきましては、市町村の取り組みによって、自立支援と介護度の重篤化防止の取り組みを積極的に行っている自治体保険者に対して、インセンティブを与えるというものでございます。

そちらについては、先ほど委員さんおっしゃいました、ケアプランのチェックとか介護サービスを住民ボランティアの支援とか体操教室に移行させるというようなことも当然入ってございますけれども、そのほかにたくさんの項目が入っております。地域支援事業から給付の関係、また認定調査や認定審査の関係まで、全ての事業について点数化されております。そちらの点数について、評価されたものを総額の推進交付金の財源の中から点数に応じて、各保険者に配分、交付されるものでございます。

宮代町につきましては、本年度、交付決定額が493万9,000円ということで、平成31年の２月27日に交付決定を受けました。

交付金の充当先でございますけれども、町といたしましては、介護予防、自立支援、重篤化防止のための事業に充当をしたいというふうに考えて充当をさせていただいております。

今回の補正に、議案として提出をさせていただいております。

続きまして、介護報酬改定の関係でございますけれども、介護報酬改定の影響といたしましては、介護報酬の改定は平成30年の４月に行われたものでございます。平成29年度までは、通所介護の報酬が３時間以上２時間刻みであったものが、平成30年度から、３時間以上１時間刻みというふうになりました。

そういうことから、単純な比較はできないものの、５時間や７時間、９時間というような比較では地域密着型とか、もしくは通常規模の単価では同じでありますけれども、大規模型の単価については引き下げられております。

また、平成31年度の介護報酬面での特徴といたしましては、事業所の消費税負担増分の報酬改定を3,074万4,000円見込んだところでございます。

先ほど、委員さんおっしゃられたような排せつ支援や褥瘡のマネジメントなどの加算というようなことについて、宮代町内の特別養護老人ホームとしては、現在のところそれを取り入れている特別養護老人ホームはございません。

しかし、１カ所の特別養護老人ホームで来年度の４月以降実施予定ということで、今準備をしているということで、お話は伺っております。

続きまして、介護離職ゼロの関係でございますけれども、介護離職はここ５年間、10万人規模ということで、ほとんど変わらない状況にあるということでございますけれども、そちらを減らす政策といたしましては、介護施設の充実やサービスの充実を図って、できるだけ、介護者、家族の負担にならないようなサービス提供をしていけるような体制、環境整備をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、予算書の267ページの歳入の介護保険料でございますけれども、30年度に比べて

831万円ほど上がっているということでございますけれども、こちらにつきましては、被保険者の増加に伴うものを見込んでおります。

また、計画値につきましても、当然、前年度よりも上昇しているということで、その負担割合からして介護保険料についても応分の上昇をしているものというふうに考えられます。

続きまして、予算書の280ページ、介護保険料の賦課徴収事業と滞納。

○委員（山下秋夫君）　県の支出金１億1,000万円が減っているのは。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　はい。すみません。

県の支出金が１億1,000万ほど減っているというのは、前段の委員さんのところでもお話を申し上げましたけれども、県の地域密着型の特別養護老人ホームの整備計画について不採択ということがございましたので、県費の歳入と支出のほうが減少をしたということでございますので、その県費の減と繰入金の増ということについては関連性はないものでございます。

続きまして、予算書280ページの介護保険料の賦課徴収事業と滞納処分事業についてでございます。

こちらにつきまして、介護保険料の賦課徴収事業は、電算によります保険料の計算や納付の通知書の送付等の保険料の賦課関係の業務のほか、毎日の収納管理や督促状、催告書の発布や滞納者に対する電話催告等の徴収関係業務を行っているものが、こちらに計上されているものでございます。

徴収の状況でございますけれども、平成31年２月末現在で、普通徴収の徴収額は4,222万6,800円、徴収率は79.3％。滞納繰り越し分の収納額は219万8,930円で徴収率は16％となっております。

また、滞納処分事業については、滞納処分を行うための経費として計上させていただいておりますけれども、滞納処分に係る滞納処分の通知、もしくは配当、充当の通知など、滞納処分に係る重要な書類を郵送するため、または通知するための郵便料を計上しておるものでございまして、本年度31年２月現在まで、滞納処分をしたものがいないため、現在のところ執行はしていないものでございます。

続きまして、予算書282ページの認定調査費、認定調査事業でございますけれども、認定調査は介護保険サービスを利用する際には、必ず必要となるものでございます。申請のあった方については、必ず行うものでありまして、事業費の増加の理由ということにつきましては、介護認定調査員を雇用する経費を増額させていただいたものでございます。

具体的には、臨時職員の雇用の総時間数を680時間ほど増加をさせていただいております。また、必要に応じて、社会保険料の負担等もできるように賃金と調査費も合わせて計上をさせていただいたために、認定調査事業の予算が増額となっているものでございます。

そのほかにも、これまで地域包括支援センターの運営管理事業で管理しておりました公用車の管理を認定調査事業のほうに移管をすることから、その関連経費として新たに50万ほど増額となっているものでございます。

要支援と要介護の認定者数ということでございますけれども、こちらについては平成30年度は12月現在で1,652人、昨年と比べて137人同時期で増えております。

こちらについては、提出させていただきました資料の17ページ、18ページに要支援と要介護の認定者数を掲載させていただいております。

調査件数につきましては、平成29年度は３月末、

年度内で1,287件あったものが、来年度、平成31年度の見込みは1,570件と見込んでおりますことから、そちらにつきましても、増額をさせていただいております。

○委員（山下秋夫君）　何回くらい多くなるの。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　認定調査は要支援の、新規申請の方については１回行えば要支援の認定がおりた場合は有効期間が１年です。要支援・要介護の認定の場合は新規申請の場合は認定期間１年なんで、１年は有効で、また次の年度に更新申請を行うということでございます。

更新申請の際に、要支援・要介護の認定を受けた場合は、今度は認定期間が２年になりますので、２年に１回ずつ、認定申請を継続していくということになります。

特に区分変更とかが必要なケースが出てきた場合には申請をしていただいて、随時申請をして、認定調査を行うということもございます。

続きまして、予算書の286ページの居宅介護福祉用具購入費給付事業でございますけれども、と290ページの介護予防福祉用具購入費給付事業でございます。

こちらの自己負担ということでございますけれども、介護給付の自己負担につきましては、全て、その被保険者の所得に応じて１割、２割、または３割というふうに自己負担が決められております。

続きまして、予算書の288ページの居宅介護サービス計画給付事業でございますけれども、こちらは、居宅介護を受ける要介護者のケアプラン作成のための費用でございますけれども、こちらにつきましては、現在、介護予防支援と居宅介護予防支援、合わせて833人の方がございます。

こちらは、提出をさせていただきました資料の13ページに掲載をさせていただいております。

今現在、居宅介護を受けている合計人数というのが、こちらに掲載されているわけでございますけれども、介護施設から居宅介護に移されたというか、何というんですかね、受動的に移されたという方は、特に今のところそういう報告は受けておりませんけれども、施設を退所して居宅に戻られた方はいらっしゃるかとは思いますけれども、その理由について役場に報告する義務がないことから、役場としてはそこは把握することはできません。

続きまして、総合事業へのこれまでの介護予防給付のうちの、これまでというか、平成28年度までの介護予防、通所介護と介護予防、訪問介護について、総合事業へ移行された方の人数ということでございますけれども、平成31年の１月現在で、要支援１の認定を受けた方は130名、要支援２の認定を受けている方については、209名の方が認定を受けているということになります。

また、その認定の手続を経ることなく総合事業の対象者となる事業対象者の方が９名おります。

合計で348名の方が総合事業の事業を受けられる方というふうになっておりますけれども、こちらの方について、町での負担はどれくらいになるのかということでございますけれども、こちらにつきましては、総合事業開始前の予防給付と、総合事業開始後の総合事業の負担割合は同じ12.5％の保険者の負担ということでございますので、かかった経費の12.5％ということで、負担には変わりはないということでございます。

続きまして、予算書の292ページ、介護予防サービス計画給付事業の要支援認定となった被保険者に対する介護予防ケアプランにかかる費用についてでございますけれども、こちらについて全額保険料から負担になるのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、被保険者の負担はなく、これは全て保険者のほうで、保険

者のほうというか、介護保険の財源のほうで負担をしますので、本人の負担はございません。

有料化につきましても、介護保険法の制度に基づくものであるため、現在のところ町でその有料化についてということは考えてございません。

続きまして、予算書の294ページの特定入居者介護サービス給付事業でございますけれども、こちらにつきまして、利用者の個人負担分と、その合計額、利用人数ということでございますけれども、総額では１億2,900万円計上させていただいておりますけれども、個人負担ということにつきましては、こちらにつきましては、食費、居住費を軽減するものでございます。

特定入所者介護サービスの給付につきましては、その方の施設入所した際の居住費と食費の自己負担限度額を設けて、それ以上は支払う必要がないように給付をするものでございますけれども。

こちらについて、生活保護受給者の方から、市町村民税非課税の世帯に属する方までについて、通常居住費が一般的にある、今町内にあるのは特別養護老人ホームですと、ユニット型個室というのがほとんどなんですけれども、そこですと、居住費として通常1,970円、１日当たりかかるんですけれども、生活保護の方の場合は、820円に減額、また、住民税非課税世帯の方についても、820円、もしくは所得が80万円を超えた方についても1,310円に減額されるというものでございます。

また、食費についても、１日当たり通常は1,380円かかるものが、生活保護受給者の方や老齢福祉年金受給者の方については300円に減額される。住民税非課税の方については、390円、もしくは所得が80万円以上の方で、住民税非課税世帯に属する方は650円に減額されるというものでございます。

こちらで、その方が利用された延べ日数を加算されたものが、本人の負担となるものでございます。

その利用者については、平成30年８月末現在で260人の方が利用されているというか、負担限度額認定の認定を受けているというものでございます。

続きまして、予算書の294ページ、296ページの高額介護サービス費の給付事業でございますけれども、平成30年度予算では5,740万であったものが、31年度は6,030万と、290万増えております。また、高額医療合算介護サービス費の給付については、550万だったものが、707万というふうに増えておりますけれども、こちらの理由といたしましては、医療や介護サービスを利用する、その正確な利用を知ることはなかなか難しいわけでございますけれども、高額介護サービス費、もしくは高額医療合算介護サービス費については、その方の自己負担額を医療と介護で案分して給付する性質のものから、介護サービスの利用が近年増えているということが要因と考えられますけれども、その介護サービスの利用者増は特に認定者数が増えていることと、認定者の中でも85歳を超えるような高齢の方が増えているということから介護サービスをする、利用する機会が増えてきているということから増加しているものというふうに考えられます。

利用状況でございますけれども、平成29年度は高額医療合算では222人で638万1,000円でございました。また、平成30年度は、現在234人で624万112円という執行状況になっております。

こちらにつきましては、年々増えてくる状況にあることから、31年度は707万円と増額をさせていただいて要求をさせていただいております。

続きまして、予算書の302ページの地域自立支

援事業でございますけれども、こちらにつきましては、地域自立生活支援事業につきましては、高齢者がそのお住まいの地域において、自立した生活が継続できるよう支援する事業でありまして、主な事業といたしましては、介護相談員による施設及び家庭訪問や給食の配食サービス。緊急時の通報システムの設置などを行っております。

まず、介護相談員については、介護施設や家庭を訪問して、介護保険サービスの利用者の実際の生の声を聞き取って、そちらについて、利用者の不安や不満、また、疑問を解消する事業でございまして、その利用者の声を介護施設や介護サービス提供事業所に伝えることで、サービスの充実につなげるものでございます。

また、給食の配食サービスについては、食事の提供をするとともに、見守り活動を行って、いち早く、その利用者の生活の変化などを発見して、万が一の事態を未然に防ぐような事業でございます。

同じく、緊急時通報システムについても、専用の電話等の機器を設置して、ボタン一つで委託を行っている会社の相談センターに電話がつながり、必要であれば消防署に連絡をして、救急の要請を行う。また、事前に登録をしていただいております、別居の親族の方への緊急連絡なども伝達できるようなシステムになっております。

いずれも、これまでお住まいの地域において、これから安心して生活をしていただくことを支援する事業で行っておりますことから、基本的にはその介護保険サービスと並行して利用していただくものでございますので、介護保険サービスの利用を制限するようなものではございません。特に、また、それが重度化につながるものとは全く考えてはおりません。

最後に、予算書の304ページと306ページ。まず、認知症サポーターの養成事業でございます。

こちらは、予算は１万9,000円でございますけれども、認知症のサポーター養成の人数でございますけれども、平成31年３月18日現在1,527人でございます。そのうち、平成30年度にサポーターになられた方は、106人でございます。

106人の内訳でございますけれども、一般町民の方が５人、サークル等に加入されている方が９名、また、老人クラブに加入されている方が49人、介護事業所の方が13人、あと民間企業の方が30人ということでございます。

サポーターの派遣先というような質問がございましたけれども、認知症サポーターというのは派遣をして、そこに行って何か特別な活動をするというものではございませんで、日ごろから地域において、認知症の方を理解していただいて、認知症の方やその家族の方の見守りとか応援者になってもらうことを期待しているものでございます。

ですから、日ごろから、認知症の方のよき理解者として地域でその方々に接していただくということを目的に認知症サポーターという方を養成しているという事業でございます。

もう一点、306ページの地域包括支援センター運営管理事業の中で、支援員の専門性が問われることなく一定の講習を受ければ利用者に派遣されるシステムというふうなお話だったんですけれども、その支援者、包括支援センターの管理運営事業で、支援者というのがちょっと判然としないんですけれども、もしかしたら総合事業の認定ヘルパーのことですかね。総合事業の認定ヘルパーですと、予算書の298ページ、299ページの介護予防生活支援サービス事業のところの総合事業の訪問介護予防、訪問介護、訪問型サービス、第１号サービスの訪問型サービスでよろしいでしょうかね。介護予防生活支援サービス事業の事業概要のとこ

ろに、訪問型サービスの介護予防訪問介護相当サービスと訪問型のサービスＡの認定ヘルパーのサービスということで。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下ですけれども、この運営管理ということで、これヘルパーさんか支援さんという、名前は何というんだかちょっと私もはっきりとわからないですけれども、支援センターで行われている、そういう派遣させますよね。そこから。これもヘルパーだか。

されてないですか。これは別な事業になるわけですか。お願いします。

○委員長（九山妙子君）　山下委員、ちょっと休憩に入りますので、その後に質問をしてください。

では休憩に入ります。

休憩　午後　２時５１分

再開　午後　３時０４分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

引き続き、介護保険特別会計予算の質疑を行います。

答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

予算書306ページ、地域包括支援センター運営管理事業の支援員の専門性を問われることなく、一定の講習を受けさえすれば利用者に派遣されるシステムになりましたが、これは介護サービスの低下を招くものではないかというご質問でございますけれども、地域包括支援センターの職員配置につきましては、地域包括支援センターの職員基準の条例、もしくは厚生省令に基づいて専門性が厳格に求められております。社会福祉士、保健師と主任介護支援専門員と、この３職種を配置しなければいけないという規定になっております。

そのことから、一定の講習さえ受講すれば職員として配置されるというようなシステムではございませんので、決して介護サービスの低下を招くものではございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初に、高過ぎる保険料ということなんですけれども、資料10ページを見ますと、第１段階から第11段階まで、かなりこれ31年１月現在なんですけれども、第１段階が去年が30年１月末現在では、1,537人が1,546人、同じく第２段階、第３段階、第４段階まで増えていますけれども、全部増えても全体的に変動がかなりあるなという感じがします。要するに、収入別で見ますと減ってきている。

当然、介護保険ですから、収入が減って介護保険料がニーズによって上がってきたんだということを言っていますけれども、この介護保険料の変遷、隣の11ページを見ますと、去年と27年から29年と、あと30年度、32年度の上がりを見ますと同じということでなっていますけれども、これは同じだということは要するに収入がかなり落ち込んできているんで、上げられないということを意味するんでしょうか。その辺のところがちょっとわからないというか。その辺のところをお願いします。

あと、全体的な国の制度についてなんですけれども、かなり制度としては充実するんだということでやっているんですけれども、例えばひとつ国の介護報酬の決定なんですけれども、制度としてはやっているんだけれども、その使う事業所が申請をしない。宮代町も今年はゼロだということで

言っております。来年度、申請の予定をしているということなんですけれども。

この排せつ支援だとか、褥瘡支援ですか、マネジメント、手がかかるものはやりたがらない、それが本音だと思います、事業所は。それに見合った点数がもらえるのかと言ったらもらえない。

今まで１だったものが1.2に変わったら、その分もらえるのかと言ったらもらえない。だから申請をしない。これじゃ、介護はどうなるんでしょうか。

私は、やっぱり、それをやるんであれば、町もきちんと指導して、それだけの人数を入れるべきじゃないかなという感じはするんですけれども、人数も減っても、これは指導はするんだろうとは思いますけれども、なかなかそこまで行っていない。介護離職の人が多い、なかなか人も集まらない。それが現実じゃないかなと思っているんですよ。

だから十分なケアをしていないというのが、今の介護保険の制度の実態をあらわしているんじゃないかなと私は思っております。

その辺のところは、もう一度、町としてはどういうふうに考えているのか、きちんと説明をお願いします。町としての考えも説明をお願いします。

それと、賦課徴収なんですけれども、賦課徴収で16％か79.3％、422万納まったということなんですけれども、100％にはいかないんですけれども、この賦課徴収を行うとき、やはり自宅を訪問してやるんだと思うんですけれども、無理やりに、ただ催促することだけを送るわけじゃないと思うんですけれども、その辺のところもどうしてやっているのか、どういうふうな感じでやっているのか、何人で行ってどういうことで徴収しているのか、家宅捜索じゃないですけれども、その家へ、その個人の室内を見て歩くのか、それとも、外の、その辺のところを、どういうふうな感じで徴収をしているのか、ちょっともう一度お願いします。

それと、居宅介護の福祉用具です。自己負担ということで１割、２割、３割と収入別によってやるということ、これは国の制度ということでよろしいんですか。町の制度というより。そういう制度で収入別によって、用具そのほかを支給しているんだということでよろしいんですかね。

あと、ケアプランは今のところは、町としては考えていないということですね。有料化ということは。国のほうでは、そのことも含めて、有料化するということで、今、打ち出しているというか計画を持っているというふうに私は聞いているんですけれども、町のほうには、それは国のほうから指導は来ていないことでよろしいんですね。

あとは、302ページの自立支援のことなんですけれども、これで重症化するおそれはないということを言っていますけれども、自立支援を強く求めた場合、やっぱり介護保険が使いづらくなる、使用しづらくなる、それが起きるんじゃないかなという感じがするんですけれども。

それで介護保険がつかなくなれば、やっぱり今まで要支援も行っていなかった、その手前だったのが要支援のほうに入ってしまうとか、そういうのが起きる可能性が出てくるんじゃないですか。自立支援を強めた場合は。

やっぱり町はそれを自立支援だけで求めるんじゃなくて、やっぱりその人、その人に応じた支援をするべきじゃないかなと私は思っているんですけれども。そういうところは、町はどういうふうな感じでやっているのか。本当に重症化することがないのかどうか、もう一度お願いします。

サポーターのことについては、地域の見守り事業ということで、これだけの人数が登録されているんだよということなんですけれども、これによ

って家族からの支援の要請というのはあるんですか。支援要請というか、どういうふうに、そういう相談事とか、どのくらいあったんでしょうかね。お願いします。

最後に、包括センター、支援センターの適正な管理事業ということで、運営ということで、事業概要では載っているんですよ。

適正な管理運営ということですから、その辺のところを、町の施設は町としても適正な管理をするんだということでやっているんですけれども、これ適正な管理をしているの。任せっ放しで。その辺のところもお願いします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、保険料の関係でございますけれども、提出をさせていただきました資料の10ページ、11ページ、介護保険料の段階別の被保険者数と、これまでの介護保険料の年額ベースでの変遷を掲載させていただきましたけれども、委員さんの質問ですと、収入が上がらないから、この変遷のところでも介護保険料が上げられずに据え置きにしているのかという質問でございますけれども、こちらにつきましては、第７期、30年度から32年度の保険料を第６期とほぼ据え置きの状態になっておりますが、こちらの介護保険料の設定につきましては、介護保険の総事業費をまず積算しまして、そのうちの、第１号被保険者の負担割合23％を乗じて得たものを被保険者数で割ったものが、基準額というふうになります。

基準額を調整率に基づいて、各段階ごとに振り分けたものが年額のこちらに掲載している保険料でございますので、特にある一定の方の収入、もしくは全体の収入が上がらないから保険料が上がらないというようなものにはなってくるものではございません。

こちらについては総額の給付事業費を、その方たちの負担割合に応じて積算をしているということでございます。

続きまして、介護報酬の改定でございますけれども、こちらにつきまして、現在、特別養護老人ホームのほうから、その加算が受けられる介護報酬についての、今、事業所として考えているところが、１事業所ということで、本年の４月から導入を考えているということでございますけれども、なかなかほかの事業所については、委員さんおっしゃったように、手のかかる作業ということもありますので、現在のところは、そこまで介護報酬の加算を受けなくても、運営ができている状況であるのかなというふうに考えております。

また、それが直接介護離職につながるかどうかということは、ちょっと関連性はわかりませんけれども、介護離職をする方が幾らかでも減るように、いろいろなサービスの充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、賦課徴収事業でございますけれども、賦課徴収事業につきましては、また、こちらも繰り返しになりますけれども、こちらに予算として計上させていただいているのは、先ほども申し上げたとおり、電算による介護保険料の計算や、納付書や通知の書類の印刷費、もしくは保険料の賦課関係業務や日々の収納管理や督促状や催告書の郵送料等を計上させていただいているものでございます。

自宅を訪問して、徴収業務を行うということについては、現在のところ、臨宅徴収は実施しておりません。そのかわりに納付環境を整備するとい

うことで、これまでの口座振替や銀行の窓口での納付に加えて、本年度からコンビニ納付やペイビーによる納付、というような納付環境の整備を図っているところでございます。

今後につきましても、さまざまな納付ができるように、納付の環境の整備に努めていきたいというふうに考えております。

また、滞納処分につきましても、先ほど委員さんおっしゃられたような捜索ですね。捜索については国税徴収法や地方税法に基づいて、捜索をして滞納処分を行うんですけれども、捜索は納付をしていただくのを前提にやるものでなくて、差し押さえを前提にやるものですので、今のところそういう取り扱いは滞納処分等はしていないことから、滞納処分事業の予算の執行はされていないというものでございます。

続きまして、福祉用具の購入についてでございますけれども、こちらも繰り返しになりますけれども、こちらの個人負担というものは、ほかのサービス給付と同様に、その方の所得に応じて１割、２割、または３割の負担をしていただくというものでございます。

続きまして、ケアプランの有料化でございますけれども、国からの有料化するようにというような通知については、今のところ一切ございません。ですから、その関係で町のほうとしても、現在のところ、そういう考えはございません。

続きまして、地域自立支援事業でございますけれども、こちらについて、こちらも繰り返しになりますけれども、こちらで行っている事業につきましては、介護相談員の派遣や給食の配食サービス、緊急通報等のシステムの機器の設置ということで、こちらについて介護保険サービスと並行して利用できるサービスということで、決して介護サービスが使えなくなる、使いづらくなるというようなものではございませんし、また自立支援を促すということでありますから、決して重度化をするというようなことはなく、どちらかというと重度化防止のための事業というふうに考えております。

続きまして、サポーター養成でございますけれども、サポーターの養成について、家族等からの支援の要請があるかどうかということでございますけれども、これも先ほど申し上げたとおり、認知症サポーターにつきましては、どちらかに派遣をして、そこで特別な活動を行ってもらうというようなものではなくて、そのサポーターになられた方々が、職場や日常生活をしていく中で、認知症の方と出会った際に、認知症の方のよき理解者となっていただいて、適切な対応をしていただけるように、養成講座で、その方たちの養成をしているものでございます。

ですから、家族からサポーターを派遣してくれというような要請は一切ございません。

続きまして、最後に、地域包括支援センターの運営管理事業で適正な管理が行われているのかどうかということでございますけれども、最初の質問であったとおり、専門性がなくても派遣できるようなシステムというようなことにはなっておりませんので、専門職を配置しなければいけないという厳格な規定がございますので、それに基づいて、３職種、保健師、主任介護支援専門員と、あと社会福祉士を配置いたしまして、適切に運営管理を行っております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原という者です。

それでは２点ほど、前段者に関連することにも

つながると思いますけれども、ちょっと聞いておきたいことがあるんで、質問をいたします。

１つ目は、集会所のバリアフリー化、この間、全員協議会ですぐ調べて報告してくれと述べたのは、唐沢委員が質問したら答えている。こういうやり方はちょっとまずいんじゃないんですか。

もうできているんだったら、すぐ、きょう事前にみんなに報告すべきだと思いますよ。やることが何だか、はい、わかりましたと言っても、やっておいて報告しないのがお得意なんだよね、宮代町は。どういう指導だかね、上司が。それだけきつく言っておきます。約束なんだから。

１点は、サロンの問題。

確かにこれ悪いことじゃないですよね。私が思うのは、バリアフリー化の問題じゃなくて、高齢者が認知症にならないためにも一つの活動だと思っております。確かに、やれる地区とやれない地区があるんですよね。これは、前段者が質問したように、指導者の問題。指導者は養成をしていると答弁して、その先がなかったんで私は聞きたくなったんです。

サロンというのはちょくちょくやっていますよね。１カ月に２回とか３回とか。それはいいことなんですよ。本当は１週間に２回ぐらいやったほうが、高齢者は喜ぶと思います。できればだよ、できれば。

ただ、ただですよ。指導者は、ただお茶を出して、食事を出して、これがいけないとは言いませんよ、絶対いいことなんだけれども、やることが同じだと大体飽きがくるんですよね。何でもそうだけれども。だから指導者の養成というのは、少し、どういう養成するんだか知らないけれども、少し芸能人的なことの指導をしなかったら、どんどん参加者が少なくなると思いますよ。飽きてしまって。いろんなことできる人をつくるのが指導者だよね。何でもできるというのはちょっと語弊があるかもしれませんけれども、そういうことが、私いつかこのことは聞こうとは思っていたんですけれども、きょうは幸いですので聞かせてもらうけれども。どういう人を育てるのか。

ただ会話だけ、それは、会話の上手な人、落語家みたいな人だったらおもしろいから、聞きに来るよね。また、聞いて参加してよかったとなりますよね。だけど、なかなかそういう人を育てるのは大変ですよ。指導者。どういう人を育てるのかちょっと聞いておきたいんだけれども。

担当じゃなくても誰でもいいですよ。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

質問にお答えを申し上げます。

まず、集会所のバリアフリーの関係でございますけれども、まだ調査が途中でありまして、前面道路からの入り口とか、そこら辺について、まだ、現地へ行って調査ができていないものですから、調査の途中の段階で、きょう一度お話をさせていただいてしまったのは本当に申しわけないんですけれども、今後、気をつけるようにいたします。すみませんでした。

続きまして、サロンの指導者というか、担い手の育成の関係でございますけれども、申しわけないんですけれども、私たちの予算書の９ページと11ページをごらんいただければというふうに思うんですけれども、こちらにつきまして、まず、地域交流サロンに支援事業といたしまして、31年度の目標のところにも書かせていただいているんですけれども、31年度の目標で、後段のほうに社協に委託している地域支え合い講座や町主催の介護予防に関する講座において、サロンの開設や運営

のキーマンを育成することで、支援の充実に努めてまいります。

また、11ページの介護予防・健康づくり活動支援事業につきましても、31年度の目標のところで、前段のほうですね、介護予防の知識を広めるとともに、地域の介護予防や健康づくり活動を広める人材を養成するとともに、さらなる成長を促すための講座を実施するということで、介護予防リーダーの養成やステップアップ勉強会というような講座を行っております。

そちらにおいて、どのような人を育てるのかということでございますけれども、まず、介護予防地域交流サロン支援事業においては、その地域、支え合いの講座において、その地域で今リーダーシップを発揮できる方、そういう方と各世代間の交流のパイプ役になっていただけるような方を、ぜひ参加をしていただいて、育てていきたいというふうに考えております。

また、介護予防・健康づくり活動支援事業については、こちらについては、結構体操等が入ってきますので、そこら辺の基礎的な知識を健康運動指導士や管理栄養士、歯科衛生士などに学んでいただいて、ある程度専門的な助言ができるような人を育てていければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

前段のバリアフリー化のは、初めからそういう説明すればよかったんだよ。もうできたというような説明するから、調査が終わったというようにとるわけですよ。そこが悪いと、そうやって言葉うまいよね。逃げるようにするのね。宮代のお得意。

それで、リーダーの養成。口ではそう言うけれども、リーダーになる人は簡単にそういないですよ。さっき、今、答弁いただいた内容でリーダーになれますか。なれるわけないんですよ、なかなか。絶対とは言いませんよ。じゃ、見本を、町の職員もそういう講習に来て、見本を見せてもらいたいですよ。なれますか。顔色を変えたからなれないということだな。なかなかなれないですよ、リーダーには。それを言っているんですよ。簡単にはなれないですよと。

だから１人や２人じゃだめなんだよね。いろんな趣味を持った人を、例えば落語の好きな人だとか、歌の好きな人だとか、いろんな、あと、楽器の好きな人、そういう人がいっぱいいる地区はいい。それは食事をしながら音楽を聞くとか、いろんなことができるから、みんな楽しみに出ます。それはそれで、そういうひとつリーダーをつくってもらいたい。

もっと、先ほど、質問したとき、最初にあった場所だよね。場所がないところがあるんだよね、確かに。私も前何かで質問した記憶があるんだけれども。そのために例えばふれ愛センターを自由に使えるようにするとか、そういうふうにして、集会所が使えないような地区は、ない地区はそういうところに行ってやるとか。または、各地区の一遍に集められない、集まれないような地区もそういうふれ愛センターとかでやれば、あそこが活用できるわけ、町のために。そうすれば高齢者がどんどん集まってくる。

そういう発想がないんだよね、宮代町は。何か一回廃止したから、ああいうところは使わない方針で、何か考えているんだよね。それで各地区の集会所を使ってくださいと。だから言っているんだけれども、そんな簡単に集会所を使えないところだってあるんですよ。金を出さなくちゃだめだとか。それは地区の人だけでやれば多分ただだと

思う。地区の人だけが出れば。だけどほかの地区の人が入ったら無料で貸さないところあるでしょう。そういうことを考えると、もう無料で貸すようなああいうところ、どんどんつくるようにしたほうがいいですよ。

きょう参加した皆さんも、それ言ったほうがいいですよ。偉い３役にね。偉い人に。そういうふうにしたほうがいいですよって。職員が言えば、３役だって多分、納得すると思いますよ。

だから私はリーダーの確保、何人もつくる。あと、自由に使えるようにする。これをどう考えているかもう一回聞いて、質問は終わります。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

リーダーの養成ということでございますけれども、大変難しい問題だというふうには認識をしております。そのようなことで、先ほど申し上げましたように、地域支え合いの講座やリーダー養成講座、ステップアップ勉強会というのに加えて、昨年度からプラザサポーターの養成講座というのもやっております。

そちらは、介護予防中心なんですけれども、介護予防で、地区の立ち上げ支援や、また、ある程度一定期間、何というんですか、状況が安定してくるまで、応援をしていくようなプラザサポーターというサポーターを養成しております。

また、そのほかにも、これ一般会計のほうの事業になるんですけれども、アクティブシニアの社会参加支援で、先日、「縁じょい」フェスティバルで交流会を実施しました。その中で、ぜひ参加してみたい、興味があるというような団体に、投票というか、連絡の希望を入れていただいたんですけれども、その中でも、地域に貢献したいと、そのサロン等のリーダーになってみたいというような方たちもいましたことから、そういう方たちに積極的に働きかけをしていって、リーダーというか、その担い手の確保に努めていきたいというふうに考えております。

また、いろいろな機会で、町のほうからも定期的にサロンとか、介護予防の自主グループのほうに積極的に関与していって、支援を図っていきたいというふうに思っております。

また、補助金の見直しに合わせて、有料の集会所等の利用について、その利用料を要綱を改定しまして、１開催当たり1,000円を限度に補助をするというような制度の導入を図って、なるべく有料の施設についても気楽に使えて、集えるような制度にしていきたいというふうに考えております。

また、地区連絡会等においても、これまでも行っているんですけれども、区長、自治会長さんにもお願いをして、積極的にその地区の集会所について、なるべく無料でほかの地区の方たちにも、貸し出しをしていただけるような働きかけをしてきております。これを引き続き、やっていきたいというふうに考えております。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　１点は、リーダーのいない地区は、お願いすればどこの地区のリーダーでも来てくれるんですね。例えばＡ地区で今度やろうと、ただリーダーがいないよと。じゃ役場に行って頼めばリーダーが来てくれるよということで大丈夫ですね。じゃないと、やっていないところに言えないからね。どうなんですかと聞かれた場合。何か言えばリーダーを呼んでくれるらしいですよと。どういうリーダーがいいって、私たちが聞くわけですよ。そうすると、例えば、おもしろい人がいいような、話のね、じゃ、そういう人を

頼むと言えばそういう人が来てもらえる。音楽やってくれる人がいればいいねと言えば、そういう人がやってくれるとか。そういうことで、頼めば呼んでいただけますね。リーダーのいない地区は。いや、サロンをやっていないところがあるんだから、いっぱい。やりたくたってできない。

あと、今、最後のほうで集会所を借りるのに1,000円がどうのと言っていたようだけれども、金さえ出せばいいというもんじゃないんですよ。町は何で自由に使えるようなところとか確保しないんですか。金を出せばいいんだって、そういう発想なんだよ。全てそうじゃない。金を出しています。補助金を出しています。お金さえ出していれば、みんな何でもやると思っているの。みんな不満を持っているわけですよ。

何かやってもらうときは財政がないってやらなくて、そういうときには平気で金を出して、私たちは金を出していますと。そんな発想はやめてくださいよ。

そんなまちづくりだから、みんな喜んだ、いい町だなんて言う人が少なくなってくる、どんどん。そう思わないですか。楽だものね。金出して何でも動けば。

そんな発想じゃいいまちづくりはできないですよ。そういう発想をやめるかどうか、それだけ聞きたいんですよ。金さえ出せばいいと思って、とんでもない話ですよ。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

まず、立ち上げ支援の関係でございますけれども、さまざまな形で立ち上げの支援をしてまいりたいということから、まず、地域で、ぜひ健康づくりの自主グループを立ち上げたいというふうになった場合につきましては、町のほうにお話をいただければ、職員が行って出前講座、もしくは委託業者のほうから健康運動指導士などを派遣して、体力測定会をやったり、健康体操の体操の方法を講義、または実践の指導を行ったりをいたします。

また、社会福祉協議会に委託しておりますサロンの関係では、立ち上げ支援ということで、地域支援のコーディネーターも訪問をして、町の職員とともに、サロンの運営方法についていろいろお話をさせていただければというふうに思っておりますので。そういうのをぜひ活用していただければというふうに思います。

それと、先ほどの立ち上げについての支援ということで、財政的な支援のお話をさせていただいたんですけれども、その財政的な支援だけでなくて、そのような形で、立ち上げのさまざまな支援をしてまいりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　最後、ご理解願いたいと言うけれども、私は理解できない部分が幾つかありますので、それだけ申し上げてやめます。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。お願いします。

306ページです。

１点だけなんですが、今年度、地域包括支援センターが業務委託ということで、これ大きな来年度の特徴かと思うんですけれども、この地域包括支援センター委託するその場所はどちらなんでしょうか。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

来る31年度４月１日から、これまで直営で行っておりました地域包括支援センターを民間のほうに委託をさせていただきます。

委託先につきましては、社会福祉法人真善会、特別養護老人ホームやデイサービスの運営をしているもみの木でございます。

事務所の開設につきましては、今、既に仮事務所が設置されておりまして、本田４丁目で辰新田集会所のすぐ近く、隣でございます。そちらのほうで、４月の１日から運営を開始するに当たって、現在、事務の引き継ぎ作業等を行っておるところでございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

求人募集か何かで見て、本田なんだと思って、そこは仮事務所ということで、今、何か建っているんでしょうか。私もちょっと調査不足でわからないんですが。普通の民間の家が、今、仮事務所になっているということでいいのかということを確認します。

それと、地域包括支援センターの業務委託で募集をかけたときに、１回目いなかったんじゃないのかなというふうに思いますけれども、これ見つけるのが、その見つけた経緯というか、その辺のことをちょっとお伺いすることと、それから、今言われました、直営から民間になるということで、町全部の地域包括支援センターがそちらに行くという、町の直営というのは一切なくなるということなのか、そこも確認させていただきます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、仮事務所と申し上げましたのは、４月１日から運営が開始されるわけなので、３月31日までは地域包括支援センターにはなっていないので、一応仮ということで申し上げたところでございます。

建物の構造については、一般の民家でございます。そこをちょっと改修いたしまして、中に事務机や相談の窓口を配置したりして、相談に対応してまいりたいというふうに考えております。

包括支援センターのこれまで行っていた業務の大部分が、そちらのほうに移行されるわけでございますけれども、町が直接かかわらなければいけないものが幾つかございます。

具体的には、権利擁護の関係で成年後見の首長申し立てや、虐待の立入調査や要援護者の見守り支援については、町として責任を持ってかかわっていかなければいけないものということから、そちらの業務を除く、これまで地域包括支援センターで行っていた業務、基本的には総合相談から包括的支援事業、ケアマネジメント等が包括支援センターのほうに移行されるというものでございます。

それと、第１回目の公募の際に、結果的には、業者が１度、１社興味を示したところがあったんですけれども、ちょっと、結果的には手をおろしてしまったということで、どういう理由で手をおろしてしまったのか確認したら、幾つかちょっと課題になる点があったということで、そこのところを解消する形で再公募をかけさせていただきました。そうしたところ、２回目のときも、１社、別の真善会が応募をしてまいりまして、そちらを選考した結果、真善会を候補者として決定をさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　４月１日から、じゃそこが地域包括支援センターということで間違いないということのようなんですが、そこは地域包括支援センターというと、町民が一番身近に何でも相談、地域包括支援センターという名前のごとく、そこに行かなければいけないんだろうと思いますけれども、駐車場とかそういうのはしっかりされているのかということと、それから、そうしますと、町直営のが、全てその民間でそこで運用してくださるとなると、これまでの健康介護課の職員ですよね、例えば、条例で決められているそういう職員たちは、そのまま健康介護課に残って、人数的には健康介護課の人数は減らないけれども、一番その地域包括支援センターという、介護保険上一番これからも必要な、それはそちらの民間でいくということで、町の職員はそのまま人員的には残るということかどうかということをお伺いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

地域包括支援センターのこれまでの業務でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、包括的支援事業や高齢者の介護予防のケアマネジメント業務などが移行されるわけでございますけれども、どうしてもこれまで直営で地域包括支援センターを運営してきた関係から、町民の方たちの第１段階というか、インテークの部分の相談というのは役場に来られることがほとんどだというふうに考えております。そのことから余り役場庁舎から遠くないところということで、500メートル圏内に事務所を構えていただくことを一つの条件として公募をかけさせていただきました。

その関係で、もみの木は本部からこれだけ離れた役場に近づいた本田１丁目で開設をしていただいたわけでございますけれども、すぐに役場に相談に見えた場合には、一報を入れれば役場に来ていただいて、それから一緒に相談に対応するというような体制をとっていきたいと考えて、近くに事務所を構えていただくようにいたしました。

職員配置の関係でございますけれども。

〔「駐車場は」と言う人あり〕

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　駐車場につきましても、今のところ、２台分の来所者の駐車場の確保はしてございます。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課課長。

○健康介護課長（小島　修君）　健康介護課長の小島でございます。

町直営の包括が外部委託になった後の職員体制というお尋ねでございますが、先般、組織に関する内示、組織と職員数に関する内示がございまして、その中では、健康介護課は全体で１名の減、ちょっと資料がないので、１名減だったと思います。

具体的には、包括の業務が、そのほとんどが先ほど副課長がご答弁申し上げましたように、外部の民間に委託されるということになりますので、直営で配置していた職員については、恐らく、まだ内示がないもんですから、具体的にお答えできないんですけれども、減というふうに考えますと、異動があるというふうに今のところは考えております。

以上でございます。

〔「いま何名」と言う人あり〕

○健康介護課長（小島　修君）　ただ、すみません。４名、具体的には相談業務等、対応しているわけですけれども、先ほど、副課長の答弁の中でも引き継ぎを的確に行う必要もありますし、最初の相

談のインテークというのが、どうしても役場に来られるということを考えますと、全員いなくなるというようなことは、ちょっと今のところ私どもでは考えておりません。

いずれにしても、人事異動の内示があって初めてわかることですので、ご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　平成12年に介護保険制度ができて、それから、地域で全部あれしましょうということで、包括支援という言葉も出てきまして、それで地域包括支援センターということで、各中学校ごとにという、そういう打ち出しがあったかと思うんですが、宮代町は１カ所でずっとやってきて、何より町が頼りという思いで介護保険がずっと進んできたと思うんですが、来年度、この地域包括支援センターを民間に移すということで本当に第一歩を踏み出したこの１年目が、一番大事になるんじゃないかなというふうに思います。

その辺で、医療との連携もそうですけれども、大体医療法人だとか社福なんですけれども、そういう専門的なところがやっているから安心だという町民の思いもありますので、この１年間、しっかり、苦情が出ないようにという言い方おかしいですけれども、うまく乗っていかれるように要望します。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、新年度については、これをやるというふうに、やるという中に、先ほどから出ている自立支援等、要介護支援の重度化防止、これは非常に大事だと思うんですけれども、これを先ほどもサロン化とか、そういうことで質問も出ましたが、これをどういうふうにやっていくのか。

それと、認知症施策の推進というふうになっているんですけれども、これについて、どのように推進されていくのか。これが第１点。

それから、施設、特に特養の施設なんですけれども、待機者の関係ですけれども、これは実際、一番新しい状況でどうなっているのか。

資料でも書かれているし、先ほど、37人というふうに言われていたんですけれども、この待機者の問題ですね。それから、待機者もさることながら、県議会でも問題になったんですけれども、空き室があって、それでいて待機者もいると。だから、特養ホームは要らないみたいなそういう一旦は決議も上げたというような状況も、ちょっと記憶に残っているんですけれども。

宮代ではいつも問題になっているんですけれども、東の特養なんですけれども、あそこの状況なんかどうなっているのか、その辺の状況についてお尋ねをしたいと思います。

それから、今、前段の委員のところで、地域包括支援センター、これはもう民間に委託されるという、移行するということで、大きな特徴だと思うんですけれども。

職員体制が一元という中でこれまでの直営と本当に変わらないでやっていけるのかどうか、その点、やはり心配ですので、もう一度その点、お尋ねをしたいと思います。

以上。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

丸藤委員さんからの質問にお答えを申し上げます。

まず、自立支援と介護状態の重度化防止の対応についてでございますけれども、さらに一般介護予防事業等の充実を図るとともに、来年度からは地域ケア会議などを実施して適切な被保険者へのケアがされるようにケアプランの内容のチェックや自立支援に向けての取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

また、認知症施策の推進につきましても、来年度から認知症カフェ、これは認知症の家族の方が集って、認知症に対する悩みを相談し合ったり、もしくは認知症の高齢者の方への接し方について、いろいろ皆さんで意見交換をしていくような認知症カフェの開催を行う。

また、認知症ケアにかかわる多職種の共同の研修会の実施や、本年度から試験的に実施したんですけれども、認知症の声かけ訓練等についても積極的に行って、地域に認知症の方への対応の方法を広く浸透させていきたいというふうに考えております。

続きまして、特別養護老人ホームの待機者の関係でございますけれども、最新の待機者の情報につきましては、提出をさせていただきました委員会資料の19ページから22ページまでになりますけれども、特別養護老人ホームの待機者、町内の特別養護老人ホームは、19ページの１番から４番、みつなみ会のみどりの森から、まごころ会のひだまりの郷まででございます。

こちらで、入所待ちの数を公表しているのは、真善会のもみの木だけでございます。こちらは、入所待ちの方が12人いるということを公表しております。ほかの３施設については未公表という状況ですので、ちょっと何人ぐらいいるのかわかりませんけれども。

この真善会のもみの木の12人の待機者につきましても、１人の方が幾つかの特養に入所希望を出している場合はダブルカウントをされますので、この12人というのが、町内の実数、この施設の実数というふうにはちょっとなかなか捉えにくいのかなというふうに思います。

町内の実数としましては、22ページの、こちらの特別養護老人ホームの入所希望者の調査結果でございまして、こちら要介護度が３以上の前回の比較でございますけれども、前回29年度は38人だったものが、30年度には37人に、１人減ったという状況でございますけれども。これが実際の数だと思います。

この37人の中でも、今すぐ入所を希望する、もしくは１年以内に入所を希望する、特に入所の希望の時期がないと。いろいろな段階の方がいるわけでございますけれども、今すぐという方は、恐らくこのうちの、前回は、47人のうち、全体のですね、要介護１以上で47人いたうちの、今すぐという方が21人。ですから約４割ぐらいの方が今すぐということなんで、４割ぐらいということであれば、13人から15人ぐらいですかね、の方が、今すぐ入所を希望されている方ということになるかというふうに思います。

それで、姫宮にできました、まごころ会のひだまりの郷の関係でございますけれども、30年の４月に開設をされまして、これまでに、まだ満床にはなっていない状況でございます。

この資料の中では、施設定員が100床で、待ちとか空床については未公表ということになっておりますけれども、先日、理事長のほうからお話を伺ったところ、６割程度ということでお話は伺っておりますけれども、順に１階から２階、３階へというふうに計画的に入所を進めていっているという状況でございますけれども、なかなかその職員の配置の体制の整備と合わせて入所をしていくということで、まだ６割程度しか埋まっていない

というお話は伺っております。

続きまして、地域包括支援センターの運営についての委託でございますけれども、平成31年度４月１日から、社会福祉法人真善会に包括の運営の委託を開始いたします。

こちらについて、これまでと変わらないサービス提供ができるように、きちんと人員基準を遵守して、職員配置体制を図って、十分に対応していきたいということでございます。

現段階で、職員については５名配置されまして、社会福祉士が２名と保健師１名、経験のある看護師が１名と、市民介護支援専門員が１名と、計５名で運営を開始することになっております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

先ほど伺いました高齢者の自立支援等要介護状態の重度化防止ということで、その一つに、交流サロンもあるかと思うんですけれども、私は実際、どういう活動をされているかということで、地元の自治会で、自治会の人たちがやっているサロンにここ数回参加しました。

私も、その中で言われているように、確かにこれから年をとって、引きこもっていても、やはりよくはないと思います。

こういうところに積極的に参加する必要があるというふうに感じました。

しかし、先ほども前段の委員で言われたように、そういう何といいますか、こういうことを進んでやる方、その地域にもリーダー的な存在の方がいるからいいと思うんですけれども、やはりいないところ、いるところでも、その方が本当に高齢化になって参加できるように、これは続けなければいけないと思うんですが、それと同時に、団塊の世代に照準を合わせてやっていると思うんですけれども、そうすると我々の時代になるわけですよね。

そうすると、もっと、参加人員も増えていかなければいけないし、そういう場所も必要だと思うんですけれども。

まず、この私たちの予算にも書いてあるんですけれども、この集会所等を活用したサロンの開催ということで、町内30カ所、これを目標にしているんですか。

何か、三、四年前にＣＤを使ってつくって、こういういろんな地域でやっていますよというようなものも見させていただいたんですけれども、これは、実際、町内、自治会は77カ所ですよね。そうすると、まだ、半分にも満たないというような状況だと思うんですけれども、これを一体、この書いてある30というのは、30に持っていくのか、現在幾つで新年度はどこまでこれを持っていくのか。

さっき言ったように、団塊の世代に向けて、もっともっとこれを発展的にさせていかなければいけないと思うんですけれども、その辺の年度別の目標といいますか、そういうのをどういうふうに置いているのか。その点、もう一度お尋ねしたいと思います。

それから、確かに前段の委員の中でも、地域によっては月１とか、月２とかやっていると思うんですけれども、それはやれればいいんですけれども。そういった点では、先ほど、集会所については、地元だとそんな負担はかからないにしても、これを公民館とかそういうところになってしまうと、また負担が違うんだと思うんですけれども、それらもどうなっているのか。その点もお尋ねしたいと思います。

それから、こういった介護予防、健康づくり活

動支援事業もそうなんですけれども、町としてはどういう支援をしているのか。確かにリーダー的なものもつくらなければいけないし、また、いろんな知恵を町のほうで援助しなければいけないと思うんですけれども、それは聞いてきたから答えるというんではなくて、もっと積極的に、これは取り組んでいかないとだめだと思うんですけれども、そういった点で、積極的に取り組んでいただいているのか、それとも受動的なのか。その辺はどのようになっていますか。お尋ねしたいと思います。

それから、これらと縁じょいの関係ですよね。これはどういうふうになっているのか。申しわけありませんが、その点お尋ねしたいと思います。

それから、待機者の関係でありますが、これは待機者については、確かに、資料で載っていますが、明らかにしないところ、未公表。私ね、これはこういうのがあって、しかし、もう一方で、どこの自治体も待機者については、きちんと把握しますよね。

従来みたいにダブって待っているという方なんかも整理されてきたと思うんですけれども、その辺は、未公表だとか、こういうふうになっているから、強制ではないんですよね。

そういった点では、この37という数字も、本当に信用してというか、町としては確定した数字だと思うんですけれども、これは、どういうふうに捉えればいいのか、その点。

それから、もう一方で、先ほども言いましたように、ひだまりの郷ですか、これは指導というか、しているとは思うんですけれども、実際６割程度。それは、恐らく施設をつくっても肝心な職員がいない。その辺の問題だと思うんですけれども。その辺では、もったいないですよね。生かされていない。

職員の配置の問題というのもあると思うんですけれども、その辺は抜本的にやっぱり変えていく必要があると思うんですけれども、町としては、どういう、改善のための支援ですね。できるのかどうか。待機者もいるわけですから。その点、お尋ねしたいと思います。

もう一点、包括支援センターの件については、これまでと変わらない体制をとっていくということですので、見守るしかないのかなというふうに思いますので、その点は、ちょっと今後も注視していきたいと思っていますが。その２点についてお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時１７分

再開　午後　４時３０分

○委員長（九山妙子君）　再開いたします。

引き続き介護保険特別会計予算の質疑を行います。

答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再質問にお答えを申し上げます。

まず、自立支援重度化防止の関係でございますけれども、自立支援重度化防止には、委員さんおっしゃるとおり交流サロンは非常に大事な事業というふうに私どもも考えております。

こちらにつきましては、なるべく外へ出る機会を設けて、閉じこもりの防止を図ることによって、生活不活性からくる介護リスクの高まりを避けるというようなことから、非常に重要ではないかな

というふうに考えております。

そこの担い手の育成につきましても、先ほど来申し上げているとおり、地域支え合いの講座やリーダーの養成講座などによって、そこの担い手の養成に努めていきたいというふうに考えております。

こちらの私たちの予算書に掲げている後期実行計画の成果目標でございますけれども、町内30カ所というふうに目標を掲げております。こちらにつきましては、32年度末の目標ということでございまして、後期実行計画を策定した平成27年の段階で、町内には17の地域交流サロンが活動をされておりました。その後、５年間で13増やしていって、32年度末には町内に30カ所の地域交流サロンを設けたいということで目標に掲げたものでございます。

まだ、なかなか地域交流サロンの活動が開始されていない地区がございますけれども、現在、町内では27の地域交流サロンが週１回から月に１回程度のサロンの開催を行っていただいているところでございます。

76ある自治会のうち27ということでございますけれども、サロンによってはほかの自治会と共同で行っているところ、例えば東、中寺の集会所を利用している東と中寺地区の方たち、また国納集会所で行っております国納自由クラブなどは国納の北と南というような形で共同で運営されているところもございます。また、ひだまりサロンや須賀集会所の健康体操のように、特に地区を特定することなく、どちらの地区からでも受け入れをしているサロンもございます。

そういうことから、できるだけ多くの地区でサロンを行っていただきたいということで、後期実行計画の成果目標の年度でございます平成32年度までには町内に30カ所の地域交流サロンの開設を当面の目標とさせていただいているところでございます。

使用料の関係でございますけれども、やはり地域交流サロンの運営をされている方たちとの意見交換会の中でもお話が出てくるんですけれども、有料で開催をされているところがございます。そういうところで、使用料について幾らかの助成をしていただけないのかというようなお話が多くあったことから、来年度から使用料の助成について補助金の見直しを図っていくということで、今、要綱の改正をしているところでございます。

健康づくりの、私たちの予算書の11ページの介護予防・健康づくりの自主活動グループへの支援につきましても同じ内容でございまして、こちらにつきましても、これまではこちらにつきましては財政的な支援でなくて、人的支援ということで健康運動指導士の派遣や町からの出前講座等を行っていたところでございますけれども、それに加えて、来年度からは地域交流サロンの補助金と地域のふれあい居場所づくり支援事業補助金というふうに新たな補助金の要綱を制定いたしまして、こちらも会場の使用料等についても補助ができるような仕組みにしていきたいというふうに考えております。

こちらの縁じょい事業との関係でございますけれども、縁じょい事業につきましては、私たちの予算書の66ページに掲載させていただいておりますけれども、こちらシニア世代の方々を対象に、縁じょいメンバーというのはいろいろなところで活動したいという人たちの集まりというか、そういう人たちが大勢いらっしゃいます。

地元に貢献したいとか、働きたいとか、交流したい、楽しみたい、経験を生かしたい、人の役に立ちたい、体を動かしたいとさまざまな経験をしたいということをおっしゃっている方々が大勢い

ますので、ぜひその方たちに健康づくりの自主グループで体を動かしてもらうとか、地域に貢献したいという方々に地域の交流サロンに参画をしていただいて運営者となっていただけるように働きかけをしていきたいというふうに考えております。

続きまして、特別養護老人ホームの待機者の関係でございますけれども、こちらの委員会に提出をさせていただきました資料19ページからになりますけれども、施設によっては待機者の数を未公表としている施設が多くありますけれども、こちらにつきましては、やはりそれぞれ施設の事情がありまして、公表は差し控えたいということで未公表にしているものでございまして、特に町から強制できるものではないので、ご了承いただきたいというふうに思うんですけれども、先ほど申し上げたように、こちらにつきましては、措置ではないので、それぞれの被保険者と施設との契約ということになりますので、どちらの施設に希望を出すかということについても被保険者だからといって保険者が強制できるものではないので、幾つかの施設に入所希望を出されることはやむを得ないというふうに考えております。

その関係ですけれども、22ページの資料から、平成30年の待機者は37人ということになっておりまして、そのように申し上げましたけれども、こちらにつきましては、施設のほうから入所待ちの名簿を町のほうに提出をしていただいて、県のほうから提供を受けて、町のほうで名寄せ作業を行った上で、もう一度県のほうに返します。それで、県のほうから公表された結果がこちらの資料ということになりますので、こちらについては重複はないということになっております。ですから、実人数が37人ということで間違いはございません。

姫宮に所在しますまごころ会のひだまりの郷にまだ空床があるということで、そちらの改善への支援ということでございますけれども、こちらにつきましては、既に町のほうでも実際に訪問をして、調査もしくは助言を行ってきたところでございます。また、県のほうでも定期的に実地調査を行って、指導をされているというふうに伺っております。

内容といたしましては、なるべく職員体制の整備を早急に図って、空床を改善するようにということで、そのためには保険者に働きかけをして、近隣だけに限らず、遠方にまで足を運んで、営業活動というんですか、回って歩くようにということで県のほうから指導を受けたというふうに施設のほうからは伺っております。

また、町としましても、改善ができるように介護従事者連絡会、ケアマネジャーが集まるような機会には、ひだまりの郷から施設の職員を呼んで、やはり案内をしていただいて、なるべく入所を希望される方がいたら、ひだまりの郷のほうにということで、施設のほうから営業というんですか、それができるようにバックアップをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丸山妙子君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁ありがとうございました。

それでは、再々質問させていただきます。

まず、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止ということで、地域交流サロンの支援、それと介護予防・健康づくり活動支援ということで伺いましたが、目標がこれが平成32年度までの町内30カ所、交流サロンについてということでわかりました。

中には東、中寺のように共同している地域もあるということでわかったんですが、これは最終的にはどこまで持っていくんでしょうか。団塊の世

代が75歳を迎える平成37年、2025年を見据えた地域包括ケアというふうになっているんですけれども、これはまだ途中ですよね。これはそういった点では、あと31年、新年度と32年度までで、あと３カ所増やせればクリアということなんですけれども、これはもっと増やしていく必要があると思うんですけれども、その辺の目標というのは当面どういうふうに持っているのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

介護予防・健康づくり活動支援についても、健康づくり活動団体が20団体、予防リーダー120人、これも平成32年なんでしょうけれども、これもどの辺まで支援するのか。

それと、あと、先ほどこういった地域交流サロン支援について頑張っているのに、なぜ場所が有料なのかというようなことで、ぜひこれは我々の要求なんだということで、議会でも取り上げてほしいというような話も聞いたんですけれども、これはそうしますと、会場代も支援したいということで、要綱は新年度でつくるのか、つくるのは簡単ですよね、やる気になればやれるわけだから、これはもう新年度内にできるということで、確認したいですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それから、待機者の関係です。これは、最終的には県でまとめるということなんですけれども、わかりました。実際施設では未公表というだけで、やはり未公表だけであって、町とか県ではきちんと施設の状況も聞きながらじゃないと数字は出てこないと思うので、そういうことだと思うんですけれども。

私は待機者もゼロにするということは大前提だと思うんですけれども、これについて多いか少ないか評価はあると思うんですけれども、この宮代の30年度、37人という数字は、白岡が31人、杉戸が43人とかなっています。どういうふうに町として評価しているのか、最後、その点お尋ねしたいと思います。

当然、ゼロにもっていきたいという考え方は持っていると思うんですけれども、その点、待機者の人数の評価ですね。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

健康介護課副課長。

○健康介護課副課長（岡村行雄君）　健康介護課副課長の岡村でございます。

再々質問にお答えを申し上げます。

まず、地域交流サロンの目標でございますけれども、平成32年度は町内に30カ所ということで、最終的な目標というのはやはり地域包括ケアシステムの関係で、高齢者の自立支援、重度化防止のためには高齢者の集いの場が必要だというふうに言われております。

それは、週に１回程度歩いて行ける範囲ということで、徒歩で15分圏内ぐらいにサロンが１カ所存在するのが望ましいと言われていることから、できれば各自治会単位で、もしくは隣との合同による運営のような形でもいいので、高齢者の方が歩いていけるような範囲に週に１回ぐらい行われるようなサロンが存在するのが望ましいと言われていることから、今の30の目標ではなくて、もう少し増やしていかなければいけないと、具体的に幾つということは、今高齢者人口とかの配置の関係でちょっと幾つは言えませんけれども、そういう形に整備をしていきたいというふうに考えております。

補助の要綱の関係でございますけれども、こちらにつきましては、できれば、本年度中に要綱改正を行って、新年度早々に施行という形で、新しい要綱によって新年度は補助金の交付ができるよ

うに準備をしていきたいというふうに考えております。

待機者の関係でございますけれども、宮代町要介護３以上の待機者が37人、近隣の市町では特に白岡市さんと杉戸町さんは人口規模、高齢者人数からすると比率は宮代町よりも低いわけでございますけれども、当町につきましても、新しく姫宮地区に100床の特別養護老人ホームができたことから一気に解消されるというような期待もあったわけでございまして、できるだけ先ほど来お話に出ているようにひだまりの郷の改善の支援を図っていって、一日も早く待機者の解消ができるように引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　今終わったばかりなので、本会議で討論を行いたいと思います。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第31号　平成31年度宮代町介護保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時５２分

再開　午後　４時５６分

○委員長（九山妙子君）　では、再開いたします。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第３３号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（九山妙子君）　議案第33号　平成31年度宮代町公共下水道事業特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　お疲れさまでございます。

まちづくり建設課長の横溝です。よろしくお願いいたします。

自己紹介でやりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　同じく主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○下水道担当主査（和田光春君）　下水道担当の和田と申します。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢です。

何点か質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、最初なんですけれども、私たちの予算書の中の80ページ、公共下水道事業特別会計ということで、31年度の目標が載っておるんですけれども、この中で何点か質問させていただきたいと思います。

まず第１点は、下水道施設の適切な維持管理を行うために、中継ポンプ場の長寿命化対策工事を行うということになっていますけれども、具体的にどういう対策の工事なのか、ひとつお伺いをさせていただきます。

そして、２点目のほうなんですけれども管渠等新設改良事業ということで、やはり長寿命化の対策の工事費がここに載っておるんですけれども、あわせてこれもどういう中身なのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、利子償還事業ということで、借金が返済ということで、５億8,000万の返済をするわけですけれども、具体的に現在の借金と申しますか、残高はどのぐらいあるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書のほうに移らせていただきますけれども、予算書の356ページ、第１款の公共下水道費（第２項下水道新設改良工事）ということで、節のほうでそれぞれ載っておるんですけれども、一つは13の委託料の中で、下水道事業計画変更に伴う委託料の減となっておりますけれども、具体的にどういう変更があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、15の工事請負費の関係ですけれども若干もちろん減額になっているんですけれども、今、前段で話した中身に関連するのかどうか、ポンプ場更新工事費の減ということでここに載っておりますけれども、どういう中身なのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

それでは、順番に唐沢委員の質問にお答えしていきたいと思います。

まず、１点目、私たちの予算書80ページの長寿命化工事についてのご質問でございます。

長寿命化工事は、平成27年10月に宮代町下水道長寿命化計画というものを策定しまして、計画期間が平成28年から32年までの５カ年計画で、宮代町の第１中継ポンプ場、第２中継ポンプ場を更新していくという計画を立てたところでございます。

それで、これは基本的には施設を耐用年数よりも長くもたせることによって経費を削減していこうと、長く使うことによって経費を削減するということで、施設の中身を総点検しまして、更新すべき内容を出した上で、５カ年にわたって更新していく工事を行うというものでございます。

既に、29年から工事が始まっておりまして、29、30と工事をしてきたところなんですけれども、２

点目の工事費の中身ということなんですが、31年度の工事費につきましては、中心は監視制御装置、これは電気機械設備、電気設備になるんですけれども、そちらを中心に１億円の工事費を計上しております。

さらに来年度、32年度では、こちら第１中継ポンプ場のほうを行う工事でございますけれども、来年度32年度は第２中継ポンプ場のほうの耐震補強や、改築工事、あとは電気設備の工事等を行った上で完了というようなものになっております。

続きまして、３点目のご質問、こちら起債の残高でございますけれども、予算書の370ページ、371ページのほうにこちら残高の見込みに関する調書というのを載せてございます。

こちらで当該年度末における現在高の見込みなんですが42億9,065万6,000円、こちらが起債の残高となっております。

続きまして、４点目でございます。こちら予算書356ページ、357ページの委託料についてのご質問でございます。

こちらは委託料が本年度ゼロということで、前年度が平成30年度、今年度に下水道の事業計画変更に伴う委託を行っておりまして、そちらが30年度で終わりますので、31年度については委託料のほうが計上されていないというようなことになっております。

それと、続きまして、５点目の工事費についてでございますけれども、こちらについてはポンプ場の更新工事費の減なんですけれども、30年度に引き続き長寿命化の工事を行うんですが、31年度に実施する工事につきましては、先ほどお話ししましたとおり、第１中継ポンプ場の監視制御設備、電気設備なんですけれども、こちらのほうを実施していくんですけれども、こちらの工事費については１億円を計上しておりまして、前年度に比べて減額となっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

唐沢ですけれども、再質問させていただきたいと思います。

まず最初の、私たちの予算書の中で、今、中継ポンプ場のこれは３年計画ということで、順次進めてきたと思うんですけれども、この３カ年の中でトータルでどのぐらいな額になるのか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、先ほどの説明で大体理解はしているんですけれども、この工事は終わったとして、何年ぐらいこれに耐え得るのか、ひとつお聞かせ願いたい。例えば10年ぐらいはもう万全ですよとか、地震が震度このぐらいまではもう安心ですよとか、そんなものをひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、償還の関係ですけれども、約まだ42億強あるということなんですけれども、何年度までにこの償還が終了するのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

長寿命化の工事につきましては、一応５カ年計画でございまして、５カ年計画で総額は４億1,546万円、総事業費として計画しているところでございます。

それと、こちらのほう２点目の何年もつかということなんですけれども、電気機械設備は15年から20年ぐらいもつということで、またそのころには更新が必要になってくるものでございます。

あと、最後、３点目のこちら起債の償還なんですけれども、起債のほうが大体30年で返すというような形で、５年据え置き25年で返済していくというようなことで、今借りているものについては、最後59年、平成ないですけれども、59年になります。ただし、今現在、今年も来年度も起債のほうは行っていきますので、さらにどんどん１年ずつ最終年が延びていくというような形になっております。

今回の長寿命化工事に当たりましても起債で行っておりますので、そのとき全部なくなるというわけじゃなく、事業をしていけば、その都度必要な資金を公営企業債を借りまして、行っていきますので、起債の最終的な支払いについてはどんどん延びていくというようなものとなってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

公共下水道は本当に金がかかる、文化的な生活というのはやっぱり金がかかるのかなというふうに認識を新たにしたんですけれども、どうしてもやはり受益者負担というのはこれからもある程度覚悟しなければならないのかなというふうな感じもするんですけれども、公共下水道、今言ったとおり10年から15年は安心だというふうな話なんですけれども、例えばさらにここの公共下水道を推進するに当たって、今後どのような計画があるのか、新たな計画があればひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

ただいまの委員のご質問についてお答えします。

今現在、長寿命化計画に基づいて32年までの計画を持っています。計画はここで一旦終わりまして、今度、ストックマネジメント計画というのをつくる予定でございまして、こちらも同じように今現在持っている下水道の施設を総点検した上で、今後それで修繕が必要なものについて年度別に計画を立てまして、その後５年なり10年なりという形で計画に沿って、設備を更新していくような形になるというように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

つまらない質問でよろしいですね。

いつも思うんですけれども、この下水道というのは、市街化区域、広域負担とかいろんなこと言いますけれども、調整区域に住んでいる人のお金はどのぐらい入っているんですか。答弁によって、違う質問に入りたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

ただいまの調整区域の人が幾らぐらいお金を出しているのかというご質問でございますが、こちら、予算書でいうところのこちらが350ページ、351ページに４款繰入金というのがございまして、こちらは町の一般会計の繰入金を４億8,170万4,000円繰り入れてございまして、ただ、調整区域の人がこれでどのぐらいなのかというのまではこれじゃわからないんですけれども、町の予算として４億繰り入れているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　わかりました。

ということは、調整区域の人もそれなりの金は出しているということですね。４億8,000万以上一般会計、今年、今度の予算は。人口で割っても、例えば調整区域と市街化区域で３分の１ぐらいの人が調整区域だったら、簡単に割っても３分の１は出しているということになるわね、計算上は。それは正しいかどうか別にして。

そこで、調整区域の人がそれだけの金を出して、調整区域の人がうちのそばまで本管を、前にもやったことあるけれども、なぜつないでくれないんだと言うんだよ。調整区域の人は金を出すことないじゃないかとなるわね。そう思わないですか。

県の関係でそれはできませんという今までの答弁、そんなこと言っていられないですよね、町の人は。

どうしても住宅が混んでくると、調整区域でも、市街化と同じように下水道を入れられないのかと言っている人いるわけですよ。そうすれば、U字溝の清掃だとか、そういうこともなくなるわけ。

今の調整区域の人は、用水路なり排水路にうっかり流しているよね。怒られるわけですよ、場合によっては。そういうつらい思いをしていて、金は出していてつらい思いをしている、おかしいんじゃないのかとなるわけよ。

だって、調整区域の人の意見も聞いて、ちゃんと下水道つなぎなさいよとなると思いますよ。

それも目の前に通っていてだめだって、深いから何とか、金かかるとか、県の調整区域は認可がおりませんとか、そんなことは通らないと思います、これからは。だったら金を出すことないですよ、調整区域の人は。そうでしょう。そう思わないですか。私は単純だから、そう思うの。

だから、市街化の人はうまいんだよね。うまいわけよ。

いけないと言っていないよ。調整区域の人がそういう市街化の人に応援しているわけだよ。それはそれでいいよ。でも、今、しつこいようだけれども、調整区域の人の意見も聞いてくださいと言うんですよ。３分の１出しているなら、３分の１の意見は。

県がどうのこうのじゃなくて。県へ行って、どんどん話して、下水道の認可をとるようにしたほうがいいですよ。それをやっていないでしょう、行って。やってやったほうがいいですよね。もしだめだったら、議会の代表も一緒に連れていって聞いてもらったほうがいいですよ。何でだめなんだと。

私たちいつも思っているんですから。だったら、それができないんだったら、調整区域から金を出さない、そういう人たちは。税金安くする、今の町税を。それはなぜかといったら、下水道の繰入金を減らしたために安くなりましたと説明がつくわけだから。そのぐらいのことやらなかったら怒りますよ、本当に。何でできないんだと。どうですか。もう一回、それ答えてください。

それとも、調整区域の人はしようがないと言うのかどうか。それは冷たいよ、政治的に。公平じゃない、それは。差別というの、そういうの。わかりますか。

どうですか。差別をやるのかやらないのかでいいですよ。じゃ、答えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

委員おっしゃられるように、一般会計から投入していて下水道をつなげないという、その調整区域の人たちの気持ちというのも確かにわかります。

ただ、下水道につきましては、下水道の都市計画決定を行いまして、下水道の区域というのを定めていまして、その定めた区域外の工事というのが、その区域を広げないとできないんですよ。

それで、下水道の工事というのは、委員おっしゃられるとわかると思うんですけれども、かなりのお金がかかるというのがあるんですね、下水道を通していくには管を引いたり、当然処理する施設については、今は流域下水道で中川のほうで処理してもらっていますけれども、莫大な費用がかかるというのがありまして、市街化区域については多くの皆さんが住んでいるので、管路を引いたときに効率がいいんで、そこまではとりあえず今のところ整備していると。

どうしても調整区域になると１軒１軒つないでいくのに100メートルとか200メートルとか離れてしまうんで、どうしても効率が悪くなっちゃうんで、そのときに、じゃどっちの整備のほうがいいのかということなんですけれども、広域下水道で処理するという方法と合併浄化槽をつけて処理する方法というのが、どちらが効率的にいいのかということで、今、宮代町では市街化区域の中を整備するというところまでで下水道の整備のほうが終わっておりまして、基本的に、調整区域の方で下水の本管が近く通っている場合には区域外流入の申請を出してもらって、許可が通れば中につなぐことはできるんですけれども、遠くの方についてはなかなかそこまで管を引っ張ってくるわけにはいかないんで、合併浄化槽で処理を行っていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　その考え方を差別と言うんですよ、差別。

もうできないなんて、何でできないの。今の技術だったら、幾らできないことでも道路掘ってみんなやるんだから、できないことないでしょう、技術は。

それは県の言うことを聞いているからできないと言うんでしょう。県に行って言ってくださいと言っているんですよ。

農集をつくる、幾つつくるかというの知っているんでしょう。宮代は予定しているのがあるんですよ、今、農集が１カ所あるけれども、もう２カ所あったんですよ。下水道のかわりに。それ何か知らんぷりしちゃったね、途中で。それは金がかかるからかもしれない。でも、それは差別だよね、私に言わせれば。

きれいな生活をしたいわけよ、住んでいる人は。農集は山崎のほうと宮東のほうにつくるわけだったんですよ、あと２カ所。そういう提案もしたんですよ。そういう経過も知らないで、今はできませんからと言って、金だけは出してもらうとは、それはないでしょう。そういうのを差別と言うんだよ。宮代町は差別が好きだよね。こういうことは大事なんですよ、本当に。

だったら、目の前のつなぎたい人は金出せ、そんなこと言ったら怒り出しますよ。何だ、毎年４億も５億も払っているんだから、その３分の１の金でやってくださいとなる。一遍にやれとは言わない、年に何カ所かずつ、１年に１カ所でもいいじゃない、そういうことをやる必要あるんじゃないの。

繰入金の３の１だと約２億ぐらいあるね。１億5,000万から、そのお金でやってもらえばいいじゃない。それだったら、納得するでしょう。それはだめです。つないでもらいたい人が金を出せ、そういうのは差別と言うんですよ。そう思わないですか。

そういうふうにしてくださいよ、じゃ。できな

いなんておどかして、それは県の方針だとか言って。県に行って言ってくださいと言ったでしょう、さっき質問で。私はもう本当かっかきている、今の答弁じゃ。それは通らない、答弁になっていない。県に行って話し合いしてみますとか、そういう答弁だったら、「頼むよ」となるんだよ。違うの、頭から「できるわけないじゃないか」と言っているんでしょう。そんなのないですよ、あんな。差別だというの、そういうの。

もう一回答えてくださいよ。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

まちづくり建設課長。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　課長の横溝でございます。

小河原委員さんのほうから、以前から調整区域のお話でいただいているところなんですが、調整区域が公共下水道につなげないということではなくなってきています。というのは、先ほど委員さんおっしゃられた農業集落排水、今、西条原にあるんですが、あれ調整区域ですよね。ああいうふうにまとまったところ、今後、農業集落排水も公共下水道のように維持管理費がかかると、処理場があるということもありますので、費用対効果等を考慮すると、公共下水道のほうに入れたほうがいいんじゃないかというお話が出ております。

今後、また県内にも幾つかあるんですけれども、調整区域の中のまとまった区域が整備がしてあるところについてはそちらのほうに入れていいんじゃないかなというふうなことで、県のほうも考えているようです。

今後、宮代町の場合も農業集落ありますので、将来的には公共下水道として管理をするという形になるのかなと思われます。

ただ、先ほど室長がお話ししたとおり、整備費がかかってきます。１本の100メーター布設するのに当たって、例えばそこに家が張りついてあれば、効率的に接続できるんですが、調整区域って敷地が広いんで、なかなか敷地に合わせた接続というのはやっぱりお金がかかると。お金がかかるということになりますと、やはり受益者負担金ですか、そちらのほうもそれなりに幾ばくかの負担をしていただくような形になると思われます。

ですので、調整区域の方がどうしてもうちのところは公共下水道につなげてほしいということになりますと、やはりその辺の事業費を合わせて、町のほうの事業費もそうなんですが、あとは受益者の方の負担金のほうも考慮しながらやっていくのが一番いいのかなというふうに考えております。

また、先ほど、話を前後して申しわけないんですけれども、市街化区域だけじゃなくて、公共下水道が接続できるのが今後、来年度に和戸の横町、あれ市街化調整区域でしたよね。今度市街化調整区域を市街化区域に編入するので、そちらのほうも接続するような形になりますので、今後、姫宮というふうな小さいくくりじゃなくて、もう少し大きなくくりとして、処理区域ということも考えられますが、ただ、その辺は費用対効果もありますし、住民さんのほうにメリット、デメリットを考慮していただきながら、接続してもらえるような形になるのかなというふうに思っております。

ですので、区域を広げるとなると、広げた区域について今、受益者負担金、今いただいているのが、過去にいただいているのが平米当たり570円ですが、もっともっと３倍４倍になる可能性もありますので、そちらも市街化調整区域の方というのは市街化区域に比べて敷地が大きいですよね、そうするとその分だけお金がかかって、受益者負担金をいただくということにもなりますので、そちらのほうを考慮しながら、今後の将来的な公共下水道のほうも考えていかなくちゃいけないのか

なというふうに思っておりますし、また、県のほうも流域下水道といいながらもそういうことで、緩和といいましょうか、少し拡大をしているような状況でございます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

私もあるところで、県も幾らか前とは違ってきているというニュースを聞いたことがあるんですよ。ところが、宮代の答弁は今まで違うでしょう。どうもおかしいなと思った。今、課長の言うとおりが正しいと思いますよ。

だけど、金がかかるとかそういうことですぐ始まるんだよね。だけど、私が聞いているのは、繰入金を約５億、毎年、大体そうだよね。去年も同じぐらいだからね。そうすると３分の１、さっき言ったようにそれを初め質問したわけですよ。３分の１は調整区域でしょうと。そこの人たちの金を使えばできないことないでしょうと言っているの、私は。だから、初めにそれ質問したわけ。

とるだけとって、後は受益者負担で工事もやってくださいというのは、それはないでしょうと言うんですよ。だから、そういうことでどんどん県でもある程度は拡張するのは認めてきているから、そういうことがなってくればこれはみんな喜ぶわけですよ。

だけど、工事はみんな町がやれというその発想は差別だと言うの、私は。４億8,000万出すことないじゃない、一般会計から。３億ぐらいにしたほうがいいですよ。１億8,000万は調整区域の町税を安くしたほうがいい、それだったら。そうなればいい。そういう発想じゃないんだよね、町は。

これ以上言うとまたかっかかっかきて、また怒り出すようだからね。町はそんなこと言ったってできるかというような顔をしているんだからね。今までがそうなんだから。

「県に行って、聞いてくださいよ、早く」と言いたいわけ。それだけ言って、特に県がそういうことになっているというのを私もあるところで聞いたんですよ、ちょっと。ですから、町も一部でもいいから、こういう要望があるんだからといって聞いてくださいよ、「どうですか」と。そのこと言ってやめます。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

下水道設備や維持管理には多額の資金が必要だということは私は認識しております。公衆衛生の立場からも普及を進めるべきだというふうに感じております。

しかし、町民の収入は減収する一方、保険税だとか公共料金は上がる一方で、町民の生活は大変な状況に陥っている、私はそのように感じております。

本年度、下水道事業におかれまして、埼玉県中川流域下水道建設負担金、中川流域下水道維持管理負担金合わせて１億6,559万円となって、昨年度から比べたら2,114万円の増額の予算案となっております。これらの負担金増は利用者である町民の幸せにしわ寄せが来ると思います。そして、消費税の増額による負担も上がります。これらは町民の負担を増やす結果となり、30年度と比較した場合、１世帯どのぐらいの負担増となるのかお願いします。

それと、公共料金の負担増と合わせて消費税の増額、町民生活を守るためにも一般財政負担を多くするべきと私は思っております。また、県に対しても中川流域下水道費を下げるよう要望するべきだと思っております。

その辺のところお答えください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

予算書358ページ、359ページの流域下水道の施設管理事業についてのご質問でございますけれども、来年度、中川流域建設負担金の増額分が1,650万1,000円で、下水道の処理区域内の世帯数が１万822世帯で、こちらで単純に割り込みますと１世帯当たり1,524円となりますが、建設負担金のほうは公営企業債の対象となっておりまして、31年度の直接の負担増というのはございません。

企業債の返済は先ほどもお話ししたとおり、５年据え置き、25年払いとなっておりますことから、１世帯当たり年、こちら割り込みますと50円となりますけれども、返済のほうは一般会計からの繰入金の対象となっておりまして、また、町のほうではこちら普通交付税の措置の対象でございますことから、非常に負担のほうは少ないものというふうに考えているところでございます。

31年度の中川流域建設負担金につきましては、汚泥消化タンクや沈砂池ポンプ等の築造、着水井の耐震補強、管渠の改築、処理施設の防食工事等に当たりまして、中川流域下水道の構成市町が汚水処理量に応じて建設の負担金を負担するもので、宮代町の負担率は全体の1.69％でございます。

こちらの工事につきましては、汚水処理のための必要な施設の更新等を行うもので、処理施設を持たず中川流域下水に参加する立場の宮代町としては負担しなければならないものというふうに考えております。

埼玉県では、現在、施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを推進し、下水道事業の健全化のほうを図っており、今後ともその点について注視していきたいというふうに考えております。

また、維持管理負担金でございますけれども、こちらは汚水処理量に応じて１立米当たり40円を負担するものでございまして、来年度予算の増額分461万1,000円は前年度の処理量の実績値を見込んで、処理量が増えるということで増額としたもので、この分は使用したお客様が負担するもので、１人当たりの増額となるものではございません。

以上でございます。

それと、下水道の消費税引き上げによる影響額でございますけれども、こちら８％から10％とした場合なんですが、こちらは10月から消費税が上がるということで、11月検針分からとした場合に、年間で146万7,730円の増額となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　わかりづらいんですけれども、単純計算で1,650円ですか、上がるということで先ほど言いましたけれども、１世帯当たり。そのほかに維持費が40円上がるとか言われています。これ、年間で１世帯どのぐらい上がるんでしょうか、平均で、大体で。ちょっとわかりづらいんですけれども、その辺のところが。上がることは間違いないと思うんですけれども、どのくらい上がるのかと私は質問したんです、１世帯。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

先ほどちょっと申し上げましたが、建設負担金は広域行政の対象でございますので、直接の負担増というのは基本的に、建設に当たっての負担増はございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　じゃ来年度は上がらないということなんですか。上がるんでしょう。だから、そこを聞いているんですよ、幾ら上がるのかと聞いている。上がらないんだったら上がらないでいいんですよ。どうなんですか、上がるんでしょう。

○委員長（九山妙子君）　山下委員、質問は簡潔に。

○委員（山下秋夫君）　それと消費税はどのぐらい上がるのか、１世帯。ちょっとわからないんですけれども、平均で。上がるというのはわかっていますよ。１世帯どのぐらい上がるんですか。はっきりと答えてください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　先ほど申し上げましたとおり、中川建設負担金は公営企業債の対象でございまして、これにかかる料金の値上げというものは行いませんので、世帯当たりの負担はございません。

それと、消費税につきましては、こちら２カ月基本料金でいきますと10%になった場合には31円値上がりするものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　中川流域下水道からの増額の分には町民には負担は起きないということなんですか。そういうことでよろしいですね。

○委員長（九山妙子君）　質疑は１点ですか。

答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　山下委員のおっしゃるとおり値上げのほうはございません。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　終わったばかりなので、ちょっと中身が精査できないんで、討論のとき発言します。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第33号　平成31年度宮代町公共下水道事業特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　５時４０分

再開　午後　５時４０分

○委員長（九山妙子君）　引き続きまして、再開い

たします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第３４号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（九山妙子君）　それでは、議案第34号平成31年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　引き続き農業集落排水の予算のほうをよろしくお願いしたいと思います。

出席の職員のほうは先ほどと同様ですので、省略させていただきます。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

簡単な質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

私たちの予算書の80ページ、農業集落排水事業特別会計ということで、平成31年度の目標がこの中に掲げられております。特に農集ができて、水質保全と生活環境の向上に努めたとなっておりますけれども、具体的にどのように水質保全と生活の環境が向上されてきたのか、その点をひとつ具体的にお聞かせいただきたいと思います。

それから、予算書のほうの382ページ、目、農業集落排水施設管理事業ということで、本年度若干の増額となっておりますけれども、この中で11の需用費の関係なんですけれども、主な減額の理由として処理場修繕費の減となっておりますけれども、具体的にどういう修繕費が減になったのかひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、節のやはり15のほうの工事請負費の関係600万が新たにここに計上されておりますけれども、この具体的な中身、農集処理場の機械設備、特に水中エアレーターというものを新たに修繕費用の理由に上げておりますけれども、具体的にどういうものなのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

唐沢委員のご質問についてお答えいたします。

まず、１点目の農業集落排水事業でどのようなことを行ってきたかということのご質問でございますが、農業集落排水施設については既に整備済みでございますので、基本的には農業集落排水の維持管理のために費用のほうを使っているところでございまして、適切な維持管理ということで、施設を維持するための電気代とか、あとは薬品代とか、そういったものを使って、適切に処理を行って、汚れた水をきれいな水にして流すということが農業集落排水事業の目的でございまして、そういったことを昨年はやっておりまして、31年度につきましても、引き続き同じようなことを行うというものでございます。

２点目でございますが、こちらは予算書382ページ、383ページの需用費の減額となった理由と

いうことでご質問でございます。

こちらは平成30年度、有機汚濁モニターＵＶ計というのが壊れまして、そちらを更新したために金額的には313万2,000円ですけれども、こちらを更新しております。こちらが30年度に行ったものですが、31年度はそれについては行わないので、減額となったものでございます。

続きまして、工事費についてのご質問でございますけれども、ページ的には予算書の384ページ、385ページの施設修繕工事でございますけれども、こちら曝気攪拌装置１基、水中エアレーターを設置する工事でございまして、農業集落排水では汚くなったものを攪拌してきれいにするという、その攪拌装置のほうが壊れてしまったんで、それを新しいものと取りかえるというような工事となってございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

ちょっと簡単な再質問しておきたいと思います。

例えば、この農集、東粂原を中心とした集落排水なんですけれども、例えば前段者が公共下水道のほうで若干質問があった、関連するんですけれども、この集落排水の事業の中で、あそこの周辺の人、恩恵にあずかっている人、何人いるのか。

また、ここの農集ができて本当によかったというような声を、どのようなことを聞いているのか、そんなことをひとつお聞かせいただきたい。よかったらこれからもこういう農業集落排水を進めていただきたいなというふうなことなので、ぜひとも現在のこの排水事業の効果と申しますか、恩恵を受けている人の声を改めてひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、農業集落排水施設管理事業ということで今説明をいただきました。機械ものですから、時期が来ればやっぱり壊れる、交換をするということは当然のことなんですけれども、例えばこの水中エアレーターなんていうは何年使ったのか、使用の年月日をひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上、ひとつよろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

１点ずつお答えしていきます。

まず初めに、農業集落排水の区域内の人口でございますけれども、平成29年度末現在で927人、世帯数でいいますと348世帯となっております。こちらが対象の区域内の人口なんですけれども、これに対して実際につないでいる世帯の方が253世帯、ですから水洗化率でいうと72.7％、まだつないでない方もいらっしゃいますので、極力皆さんに接続して、きれいな環境を守っていただきたいというように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、お客様の声なんですけれども、私も直接お客様から声を伺ったということがないものですから、その組合で施工して、あそこに施設がございまして、その施設で地元の人たちは年に１回お祭りをやったり、その施設を有効活用して、地域のコミュニティを図っているというふうなところでございます。

それと、２点目、今回更新する曝気攪拌装置について何年使ったということなんですけれども、農業集落排水事業は平成17年に始まりまして、初めて修理するということで、約13年使ったと、そのぐらいで機械のほうは故障しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

農業集落排水事業なんですけれども、今、所帯数でいうと348世帯の方が俗に言う恩恵を受けて、この事業の恩恵を受けているわけなんですけれども、少なくともやっぱり住民の声を聞いてもらいたいなというふうに思います。

なぜかというと、町民１人当たり1,335円、ここに投入しているわけ。総事業費も5,483万円、これだけのお金を、誤解を恐れずに言うんですけれども、恩恵を受けているわけですから、こういうものを貴重な町の税金を投入しているわけですから、少なくともやっぱり集落排水ができてよかったなぐらいな声はぜひひとつ聞いてもらいたいなと、もちろん注文もあろうかと思いますけれども、これは要望になると思いますけれども、ぜひともひとつ利用している人の声だけは聞いてもらいたいなということを要望して終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

今の答弁を聞いて、また質問したくなったんですけれども、１点目は唐沢委員が348世帯だという答弁したんですけれども、今年の予算上は使用料１世帯幾らだか、もう一回ちょっと教えてもらいたいんですけれども。

その後、348世帯以外の人にもこれからも拡張をお願いしたいと言っていましたけれども、公共下水道にはそういう言葉は出なかったんだよね。何で、この農集だけ積極的に拡張したいという言葉が出たのか、それを聞きたいんですけれども。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

まず、１点目の農業集落排水の使用料ということでございますけれども、こちらは予算書の380ページ、381ページの農業集落排水使用料、これ２款でございますけれども、総額で928万7,000円。こちらは１世帯当たり2,763円ということで計上させていただいております。

２点目のご質問でございますけれども、先ほど唐沢委員の答弁にもお答えをさせていただいておりますが、農業集落排水の接続率については72.7％となっておりまして、こちらでいうと90世帯ぐらいまだ接続になっていない方がいらっしゃいますので、引き続き接続をするようにお願いしてまいりたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　２番目はそういう質問じゃなかったんだよね。

なぜ農集だけは接続を積極的にやろうとするの。やっていいんですよ。だったら、何で公共下水道も積極的に調整区域もできるようにするという言葉が出ないんだと言っているの。

苦しかったらしなくて結構です。相反しているんだから、言っていることが。

いいです、もうそのこと答えなくていいです。ただ、言いたくなったの。何で公共下水道は積極的でなくて、これだけは積極的に接続をするようにやりますと、おかしいじゃないの。両方下水道関係なんですよ、両方とも。汚水なんです、汚水、もうほとんど。

それだけ言っておいて、やめます。

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（九山妙子君）　起立全員であります。

よって、議案第34号　平成31年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時５７分

再開　午後　６時１１分

○委員長（九山妙子君）　皆さんおそろいのようなので、再開いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第３５号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（九山妙子君）　それでは、議案第35号平成31年度宮代町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（横溝秀武君）　お疲れのところ恐縮でございます。

31年度の水道事業の予算のほうよろしくお願いしたいと思います。

まちづくり建設課長の横溝でございます。よろしくお願いします。

自己紹介を行いますので、よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　引き続き上下水道室長の高橋でございます。よろしくお願いします。

○上下水道室主幹（忽滑谷　和君）　同じく主幹の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○上水道担当主査（宮下義樹君）　上水道室、宮下です。よろしくお願いします。

○上水道担当主査（荒川俊二郎君）　上水道担当主査の荒川です。よろしくお願いします。

○委員長（九山妙子君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　唐沢でございます。

いよいよ最後の予算審議でございますので、最後の質問をさせていただきたいと思います。

私たちの予算書81ページ、配水管整備事業、浄水場施設整備事業ということで、本当に水道課の皆さん方には安心・安全な水道水の安定供給に日夜奮闘していることをこの場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

ときに水商売ということで、大変目に見えないところで頑張っているということで、改めて厚く御礼を申し上げたいと思いますけれども、そこで、

質問させていただきたいと思います。

予算書の25ページ、目の１、建設改良費ということで、やはり老朽管の布設がえを順次進めているわけでございますので、この中で建設改良費ということで、前年度より１億1,000万強の予算書が計上されているわけなんですけれども、特に老朽管の更新に当たって工事の増ということなんですけれども、そこで、現在までの老朽管の更新の進捗状況どうなっているのか、また今後、町内には老朽管、たくさんまだまだ残っていると思うんですけれども、ここで参考までにお聞かせ願いたいんですけれども、老朽管を完全に更新する時期というのはどのぐらいになのか。また、もしわかりましたら、どのぐらいなお金がかかるのか、ひとつ参考までにお聞かせ願いたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

予算書の25ページ、建設改良費についてのご質問でございますけれども、老朽管の更新の進捗率でございますが、老朽管の更新につきましては、毎年度実施しておりまして、老朽管というか、路線の延長、全延長が146.45キロございまして、平成29年度は230メーター、28年度が430メーター、27年度が220メーター、26年度が300メーター、25年度が140メーターそれぞれ更新しているところでございまして、全体の延長からするとごくごく少ないんですけれども、昨年度まとめました新水道ビジョンによりますと、町の管路の老朽化の率というのは今のところ低い状況ではございます。

ただし、老朽管については水道が昭和36年から水道管を布設しておりますので、古いものですと50年ぐらいたっております。

それで、管は通常40年を見ていまして、それ以上たってくると、いつ穴があいてもおかしくないような状況になってきますので、順次古いものから更新してきております。ただし、毎年、毎年、新たに水道管を入れて、古いものを外してということをやっていますんで、どこかで全部やるというんじゃなくて、ずっと引き続き毎年、毎年管路の設置した年度を見て、それで、今、町では５年ごとに管路の更新計画をつくっておりまして、そこに何年度に布設したものを何メートル更新しようという計画を持っておりまして、それに基づいて今、管路の更新を行っているところです。

それで、とりあえず管路の更新を行うんですけれども、管路の更新に50年間に要する費用でございますが、50年間、平成79年度までに管路の更新で必要な額としては212億円更新するのに必要という数字が出ています。ただし、これを全部このとおりに更新していたら、費用がかかってしまいますので、管路の中でも耐用年数じゃなくて、実年数を見て、実際に使えている、水道管を設置したのは年数が大分たっていますので、どのぐらいもっているかという実年数という数字も出てきていますので、その実年数をとりあえずダクタイル鋳鉄管であれば、法定耐用年数は40年なんですけれども、80年という実年数が出ていますので、その実年数を見ながら、ただし埋めた場所によっては腐食が強いところであるというのもありまして、必ずしも80年ずっともつかと言うと、もたない管路もあるんですが、実年数を踏まえながら更新計画をつくって、極力費用が無駄な投資にならないようにして、更新をしていくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございます。

唐沢ですけれども、何点か確認も含めてお聞かせ願いたいんですけれども、水道管146キロ、ここから日光の山奥ぐらいまでの距離かなというふうな感じがするんですけれども、まさに気が遠くなるような延長の管なんですけれども、今、大体50年で212億円というふうな話を伺いました。

そこで、今お聞かせ願いたいんですけれども、昨年でしたか、町内で随分濁った水道が出たというふうな情報があったと思うんですけれども、特に東武動物公園の西口周辺で結構あったというんですけれども、この原因はまさにこの老朽管の関係だったのか、ひとつ参考までにお聞かせをいただきたいと思います。

また、もう一つなんですけれども、実は全国的に一部自治体で水道を民間に委託するようなそんな情報もちらちらもう出てきているんですけれども、お金がかかって、小さな自治体では賄い切れないというような話があるんですけれども、宮代町はそんなことはもちろんないと思いますけれども、恐らくそういう時代にならないように計画的に管の更新は進めていってもらいたいなというふうに思いますので、そこら民間委託の関係、現在担当職員としてはどのように捉えているのか、そういう自治体が出てきたということも踏まえて、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

まず、１点目の西口周辺の濁り水の関係でございますけれども、こちらは管が古くて水が濁ったというよりは、第１浄水場は地下水をくみ上げて、それを皆さんにお届けしているんですけれども、この埼玉県東部の地下水については西部に比べて水の質が余りよくなくて、アンモニア態窒素とか鉄とかそういったものが多く含まれているものですから、それを砂ろ過して塩素を通して、皆さんにお配りしているんですけれども、どうしても管の中がいつも常に水がきれいに流れているわけじゃなくて、上のほうだけ流れていると底のほうに汚い水がたまってしまうんですよ。そこで、町では年に１回、水を洗管作業ということで強制的に排水して、濁り水を出すということをやっております。

昨年度につきましては、かなり夏場に濁り水が出たものですから、来年度予算は年２回洗管作業をやるということで、予算のほうを上げさせていただいておりまして、皆さんにその濁った水が出ないように対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、２点目の民間委託についての考えについてでございますけれども、昨年の12月水道法のほうが改正されまして、コンセッション方式というのが導入されました。これ、どういうものかといいますと、所有権を自治体に維持させたまま、民間に水道事業の運営を委ねる方式でございます。

それで、このコンセッション方式については、なかなか課題等があって、民間だと料金が上がってしまうんじゃないかとか、ノウハウが民間に預けている間になくなっちゃうとか、そういったデメリットも出ているんですけれども、国のほうでは、水道がこれから水需要が減って、水道経営が大変になるということがもう既に数字的に出てきているんで、国のほうとしては、民間活力を導入して何とか水道代を値上げしないでやっていくための方策の一つとしてコンセッション方式を導入したものでございますけれども、導入に当たっては議会の皆様の関与の必要ですし、市町村が判断

することによって導入ということになりますので、今現在は県のほうで広域化というものを進めておりまして、県が積極的に今行っているのは県内12ブロックに分けて、20年後の平成42年には県営水道と市町村の水道を統合するということで、県のほうが音頭をとってやっているところで、こちらのほうに宮代町も参加していますので、民間のコンセッション方式を導入するというよりは、広域連携について県と一緒に取り組んでいきたいというふうに現時点では考えているところでございます。

それと、コンセッション方式については、民間がもうかるところしか出てこないということで、30万人以上の中核市クラスじゃないと、なかなかもうからないと民間は出てきませんので、なかなか中小の自治体にはコンセッション方式の導入は難しいんじゃないかというふうに言われているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　唐沢委員。

○委員（唐沢捷一君）　ありがとうございました。

以上、要望ということで終わらせたいと思うんですけれども、これからも安心・安全な水道水の供給に当たって頑張ってもらいたいということを強く要望して、最後の質問にさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

１点だけ質問させていただきます。

今の146.45キロと物すごい距離だなと思って聞いていたんですが、こちらを年230メートルとか430メートルとか少しずつかえていらっしゃるということですが、これが実年数でもしかしたら80年ということだったりするらしいですが、今、この毎年、毎年かえているこの管、最初に設置した管と今取りかえている管の性質の違いとか、あとは埋設の仕方とかそういうものに関して、以前は、これ、今までのだと40年ということでしたが、それが大体何年ぐらい寿命が延びるものか、それを教えていただけたらと思います。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

新たな管をどのような形で設置している、埋設しているのかとか、管の種類とかというご質問でございますけれども、今、入れている管は太い管、150とか100ミリとか75ミリの管はダクタイル鋳鉄管というのを使ってございます。昔の管に比べて、地震に強いように抜け防止の装置がついている、そういうものを使って設置しております。

さらに、鋳鉄管ということで、鉄を使っていますので、さびると腐食して穴があくという危険性があるんですけれども、今布設している管は周りにビニールのシートをかぶせて、それ直接土に触れないような形で埋設しておりますので、今設置している管については80年はもつんじゃないか、もしかしたら100年ぐらいはもつんじゃないかというふうに考えているところでございまして、そういった防食対策をとって、また地震対策をとった管を今布設しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。よくわかりました。

あともう一点、これを毎年老朽管をかえているじゃないですか。これのどこをかえていくというか、その目安、だから老朽管の度合いなどをどの

ように調べているのか、それだけお聞かせください。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

配水管の布設がえについては、先ほどもちょっとお話しさせていただいたとおり、全ての管を何年度に布設したものか、どういう口径か、そういったものをデータを全部そろえた上で、古いほうから順番に、さらにあとはそれだけではなくて、重要な給水施設、避難所とか、大きな病院はないんですけれども、浄水場からまたは配水場から重要となるところの避難所とかに向けて、そこを優先的に整備するということもあわせてやっています。古いだけじゃなくて、重要な給水施設には必ず水を届けると、大規模な地震災害があったときでも地震に強い管を布設して、そこには必ず届けるというようなことで、計画的に更新作業を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　わかりました。

以上で大丈夫です。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　何点か質問させていただきます。

山下です。

この間の説明では、水道設備の説明では、ここ数年来、給水件数が増加していながらも、各家庭における使用水量は減少傾向であると説明をされていました。

もちろん、水道設備の改善で家庭における節水もあるということでなっていると思います。

30年の、去年の３月の資料によると、水道量使用割合を見ていますと、28年度では50立方使用割合で84.2%、29年度では84.6%と増えています。

また、普通、一般家庭では使用量は50立方ぐらいだと思われますけれども、使っても。30年度、31年度の予想のあれはちょっと資料もらっていないですけれども、それはわかりますか。

あと100立方以上の使用割合が28年度では10.2%から29年度では9.8%低下しているんですけれども、これは小口の一般の家庭の使用量より大口の使用者のほうが減ったんではないのかということなんですけれども、お答えください。

それと、２つ目です。

収益的支出についてお聞きします。

22ページになります。

事業費用として７億6,640万7,000円で、前年比4,179万7,000円の増と説明されました。本年10月からの消費税アップによる影響額はどのくらいになりますか、お聞きしたいと思います。

それと、その一方で、営業費用、原水及び浄水費は３億3,517万1,000円と前年比1,998万3,000円増と説明されました。これについての消費税額の影響額はどのくらいになるのか教えてください。

最後になります。

町民から高過ぎる水道と言われています。宮代町では、基本水量が10立方２カ月で20立方と決められております。これは基本的には、使わない水道代を低使用者には強制的に支払わせている、５立方しか使わないところは10立方まで支払わせていることと同じではありませんか。

公平性を求めるのであれば、基本水量を減らす必要があるんじゃないかなと、使用した分だけにするということにするべきじゃないかなと私は思っております。その辺のところ、どういうふうに考えているのかお考えを述べてください。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

まず、１点目なんですけれども、使用水量についてのご質問でございます。

こちらは１カ月50立米の使用量についての全体でのパーセンテージということでございますけれども、29年度84.6％ということでございますが、30年度についても同じく84.6％でございます。31年度については予想のほうは立てておりませんので、数字については持ち合わせてございません。

それと、100立米以上の使用割合についてのご質問でございますけれども、平成29年度9.8％ということで、前回の資料はお出ししておりましたが、こちらは３月調定分がまだ入っていないような状況で、２月調定までの状況で使用割合が9.8％で、３月調定分を含めると10.4％という数字になります。

ですので、28年度は10.2％、29年度が10.4％、さらに30年度、今現在でございますけれども、30年度につきましても10.4％ということで、数字的には50立米までも100立米までも前年度と数字のほうは変わってございません。

２点目の予算書22ページの収益的収支における消費税の影響額についてのご質問でございますけれども、こちらが水道使用料については約423万円、口径別分担金については約29万円、合計しますと約452万円という影響額でございます。

それと、３点目、営業費用、原水及び浄水費についての消費税の値上げの影響額でございますけれども、こちらが315万2,000円となっております。

最後４点目のご質問です。基本料金についてのご質問でございますけれども、水道事業につきましては、独立採算制の地方公営企業として運営されておりまして、水を送り届けるためのさまざまな費用のほとんどがお客様からお支払いいただく水道料金のほうで支えられております。

町では、お客様が蛇口をひねれば昼夜なく水を使えるよう一日も休むことなく、施設のほうを稼働させております。

飲料水をつくるためには、上配水場などの施設建設のための経費や水をきれいにするための薬品代、井戸から水をくみ上げたり、きれいな水を各家庭まで運ぶための管路の整備、あとは電力代とか施設の運営計画、検針、料金徴収にかかる人件費等がかかっております。

これらの経費のうち、基本料金は、全く水を使用にならない場合でも生じるメーターの検針代や、料金の収納などの経費をもとに水道管の口径別に定めたものでございます。

水道料金に付与している１カ月につき10立米の基本水量でございますけれども、こちらのほうは公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から全てのお客様に対して最低限の生活用水として平等に確保するという思想に基づいて付与したものでございます。

ですので、基本料金の考え方としては、水を全く使用にならない場合でも必要となる経費というふうに見ておりますので、例えば基本水量をゼロにした場合でも同程度の料金をご負担いただく必要がございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初に、この数年間説明で各家庭の水道料金が減少傾向だと言ったんですけれども、私が見ている限り、町からも今変わらないということで言っていたんだけれども、この減少傾向というのはな

いんじゃないかなと思っております。

今、お答えいただいたのは、何ら変わらないということで答えていますので、何で減少傾向と言ったのかなと思います。確かに節水の器具だとかそういうのは出ています。各家庭も水の使用量に対しての注意を払っております。しかし、どうしても１カ月やるのには水道というのは必要です。お風呂洗うのにも、お茶碗洗うにも、全て必要となっております。節水するのにもなかなか節水できないというのが本音じゃないかなと思っております。

私、その辺の部分では、各家庭の節水効果があるからみたいなことで、水道料が減ったみたいなこと言われても困るなと思っております。要するに変わらないということですよね。

だから、私らもこの減少傾向と言った根拠がわからないというのが本音なんですよ、本当は。その辺のところはどうしてなのかなと思っております。

それと、消費税の今度値上げの予定、これだけの金額が出るんだということではわかりました。

最後に言っております高過ぎる水道基本料金、基本料、水量、白岡市だとか杉戸町、春日部、久喜、この周りですよね、基本水量はどのぐらいなんでしょうかね。わかりませんけれども。その辺のところは宮代町だけが10立方なのか、ほかの地域はどうなっているのか、確かに10立方というところもあります。８立方もあります。ゼロのところもあります。傾向としては、どうなってきているのか、その基本水量の考え方、私は何か低くなってきているんじゃないかなと思っております、基本水量の考え方は。その辺のところがどのようになっているのか、もう一度お願いします。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

まず、総配水量の推移でございますけれども、こちら減少傾向にあるというのは、決済時に数字のほうとっておりまして、26年度は429万7,338立米、27年度が419万4,760立米、28年度が4,004万189立米、29年度が396万8,913立米と年々減少の傾向にありますので、減少傾向というふうに話させていただいたところでございます。

それと、基本水量の関係でございますけれども、近隣の市町がどうなのかということでございますが、杉戸町が１カ月５立米、幸手市については基本水量のほうが書いてありません。ゼロですか。久喜市についてもないですね。春日部市が16立米でございます。

それで、埼玉県内でございますけれども、宮代と同じように、10立米をとっているところは県内55団体中28団体となっておりますが10立米を付与しているところでございます。

基本水量については、先ほどお話しさせていただいたとおり、基本水量をなくしたからといって、基本料金がなくなるというようなものではございませんで、皆さんにお配りするために必要な経費について１世帯ごとに負担していただく費用ということで、皆さんにご負担いただいているところでございまして、各自治体間でちょっと基本水量についてはいろいろとありますけれども、基本水量が例えばゼロになったとしても基本料金については同程度の料金をご負担いただく必要があるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

確かに、今、一番最後の問題なんですけれども、

基本水量、基本料金というのは必要だと私も思っております。ただ、この水量ですよ、春日部は基本水量は８立米と伺っております。久喜市がゼロ、杉戸町は５立米ということで伺っております。宮代町は10立米です。２カ月で20立米、その辺のところを問題にしているわけです。

基本的には使った水量を払うのが当然だと思います、基本的には。しかし、水道料金、いろんな基本料金がかかります。修理したりとか、設備資金だとか、それはわかりますよ。でも周りの自治体もそうなんですけれども、この基本水量をできるだけ町民に負担がかからないよう下げているんですよ。そういう傾向にもあると思います。私は下げるべきじゃないかなというように考えております。

ただにしろということは言っていませんよ、最初から基本料金を。その辺のところはもう一度お伺いしたいと思うんですけれども、変わらないですか、それは、答弁は。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

今、基本水量について変更する考えはないかということでございますけれども、今のところ、基本水量については１カ月10立米を付与してやっていくというような考えでございます。

ただし、今後見直しとかが入ったときには、近隣の状況とかそういったものを見ながら、水道料金を変更するには、水道の審議会とかもありますので、そういったところにデータを提出した上で、今後の基本水量についてどう考えるかというのも含めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（九山妙子君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

ぜひ、その検討を実現していただきたいと私は思っております。

これをもちまして、終わりたいと思います。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　本当に簡単に質問します。

数字的なことを教えてもらいたいんです。

まず、資本的収入の関係、いつも思うんですけれども、今回も不足額５億6,700万4,000円についての補塡の問題、これひとつ総額補塡して、あと残りは幾らずつ残っているのか教えてもらいたいです。

あと、供給単価と給水単価、立方メーター、それ、この予算上で幾らになるのか教えてもらいたいとのと、当年度の純利益、16ページにありますけれども、8,320万5,000円でいいのかどうか確認をしておきたい。随分、もしこれが正しければ、大分利益があるんだなというだけを聞いておきたいです。

以上です。

○委員長（九山妙子君）　答弁を求めます。

上下水道室長。

○上下水道室長（高橋暁尋君）　上下水道室長の高橋でございます。

まず、１点目の資本的収支に関するご質問でございますが、資本的収支につきましては、こちら予算書１ページをごらんください。

収入に対して支出のほうが格段に多くなっているということでございますけれども、収入は基本的には他団体からの負担金、あとは補助金、こちらが収入で、合わせて約4,500万、支出については建設改良費ということで、管路の更新や施設の更新にかかる費用約４億5,000万円、あとは企業

債のほう借りておりますので、それの償還に１億4,000万円、あとは固定資産の購入ということで、こちらについてはメーターの購入代ですね、こちらを合わせると６億1,200万ということになります。

不足額につきましては、建設改良積立金、こちら３億4,000万充てるんですけれども、これというのは先ほどおっしゃられたように純利益を積み立てておいて、その純利益を不足分に充てるというものでございます。

それと、当該年度分消費税資本的収支調整額3,862万7,000円でございますけれども、これはこの支払った消費税、建設改良とかでやりますと料金、消費税を支払います。それに対して使用料で消費税をもらいます。そのときに、この建物を建てる等の金額が大きいと払う消費税のほうが多くなってきますので、消費税の還付を受けるなりということで、消費税の差額分をこちらのところに不足分に充てるというものが、消費税資本的収支調整額でございます。

あと、過年度分損益勘定留保資金というのは、これは減価償却費でございます。建物を建てたり、管路を入れますと、その年ごとにその費用を減価として、こちらでいうところの、ページでいうところの支出のページで24ページ、減価償却費ということで、31年度予算は予定額で２億4,678万2,000円というのを充てております。

こちらは実際に支出では上げておりますけれども、支払いの伴わないお金、これが建物を建てるときに不足分として充てられるお金でございまして、これらを不足分として充てることによって、その事業のほうが成立するというような予算立てでございます。

それと、先ほど建設改良積立金等の補塡財源がどれぐらい残っているかなんですけれども、31年度終了後に３億7,194万5,000円ほど残るということで、こちら毎年利益を出していかないと事業のほうが成り立ちませんので、先ほど小河原委員おっしゃられた利益についても、この利益をためておいて、建物なりの更新等に使っていくというのが水道事業でございます。

それと、最後に来年度予算の供給単価と給水原価でございますけれども、供給単価につきましては185円、給水原価につきましては188.92円、これは予算上の計算でございますので、実際に決算になったときに数字が正しいものが出てくるというところでございます。

○委員長（九山妙子君）　質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　今、終わったばっかりなので、本会議で討論を行います。

○委員長（九山妙子君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（九山妙子君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（九山妙子君）　起立多数であります。

よって、議案第35号　平成31年度宮代町水道事

業会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（九山妙子君）　以上で当委員会に付託されました議事は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

閉会　午後　６時５５分